

社会保障研究資料第11号
2011年3月25日

ISSN 1348-0537
Social Security Research
Series, No.11
March 25, 2011

社会保障統計年報

平成22・23年版

ANNUAL REPORT ON SOCIAL SECURITY STATISTICS

(2010・2011)



National Institute of Population and
Social Security Research
Tokyo, Japan



本年報の内容についてのお問い合わせは下記まで。

国立社会保障・人口問題研究所

企画部

TEL 03-3595-2985

FAX 03-3591-4912

研究所ホームページ <http://www.ipss.go.jp>



平成22・23年版

社会保障統計年報

まえがき

社会保障統計年報は、社会保障に関する統計資料を幅広く集め、編集した資料集として、昭和33年以来刊行を重ねてきました。刊行時期が年度末になるため、今年からタイトルを平成22・23年版としましたが、本号でまとめた統計は平成22年度中に公表された統計値であり、社会保障に関わる制度の確定値は平成20年度が直近となっています。社会保障に关心を持つ多くの方々に本資料が利用され、近年ますます重要になっている「社会保障改革」の議論に役立てていただければ幸いです。

我が国の経済社会状況は2009年のリーマンショック以降、低経済成長と人口の少子高齢化の進展が続き人口減少社会に確実に移行し、回復には厳しい道のりが続いている。たとえば、平成21年度のわが国の国内総生産（GDP）は、名目474兆402億円、実質526兆7,353億円となり、経済成長率は、名目△3.8%、実質△2.4%となりました。賃金の動向を見ると、平成21年の現金給与総額（月額）は31万5,294円で、前年比3.8%減となりました。年金などの給付額に影響を与える平成22年の消費者物価は、総合指数は平成17年を100として99.6となり、前年比0.7%の下落となりました。

「平成21年簡易生命表」によると、男の平均寿命は79.59年、女の平均寿命は86.44年で、前年と比較して男は0.30年、女は0.39年上回り男女とも世界最高の水準を保っています。また平成21年の「人口動態統計」によると、合計特殊出生率は1.37と前年と同じであり、依然として低い水準にあります。平成21年10月1日現在の総人口は1億2,751万人で、前年に続き減少しています。

平成22年度、国立社会保障・人口問題研究所は、12月に『第6回世帯動態調査』を公表しました。本調査では世帯の単身化が人口の高齢化によって前回同様進行していること、一方で30~40歳台の未婚の成人した子供とその親の同居が増加していることなどを明らかにしています。

今年から、時系列の掲載表において掲載年を少なくし紙面の節約をはかりました。一方で、紙面に入らない年次についても、研究所ホームページに掲載し、欄外にURLを付してすべてのページがデジタルで利用できるように工夫しました。

本書の作成に当たりましては、行政の担当者をはじめ、たくさんの方々にご協力をいただきました。厚く御礼を申し上げる次第です。

平成23年3月

国立社会保障・人口問題研究所

所長 西村 周三

社会保障統計年報の構成内容

第Ⅰ部 社会保障の動向

- 第1節 社会保障の背景—最近の経済・社会の動向—
- 第2節 社会保障の動向
- 第3節 社会保障給付費について

(本文頁)	(目次頁)	節番号
23- 27	7	1
28- 42	7	2
43- 78	7	3

第Ⅱ部 社会保障の体系と現状

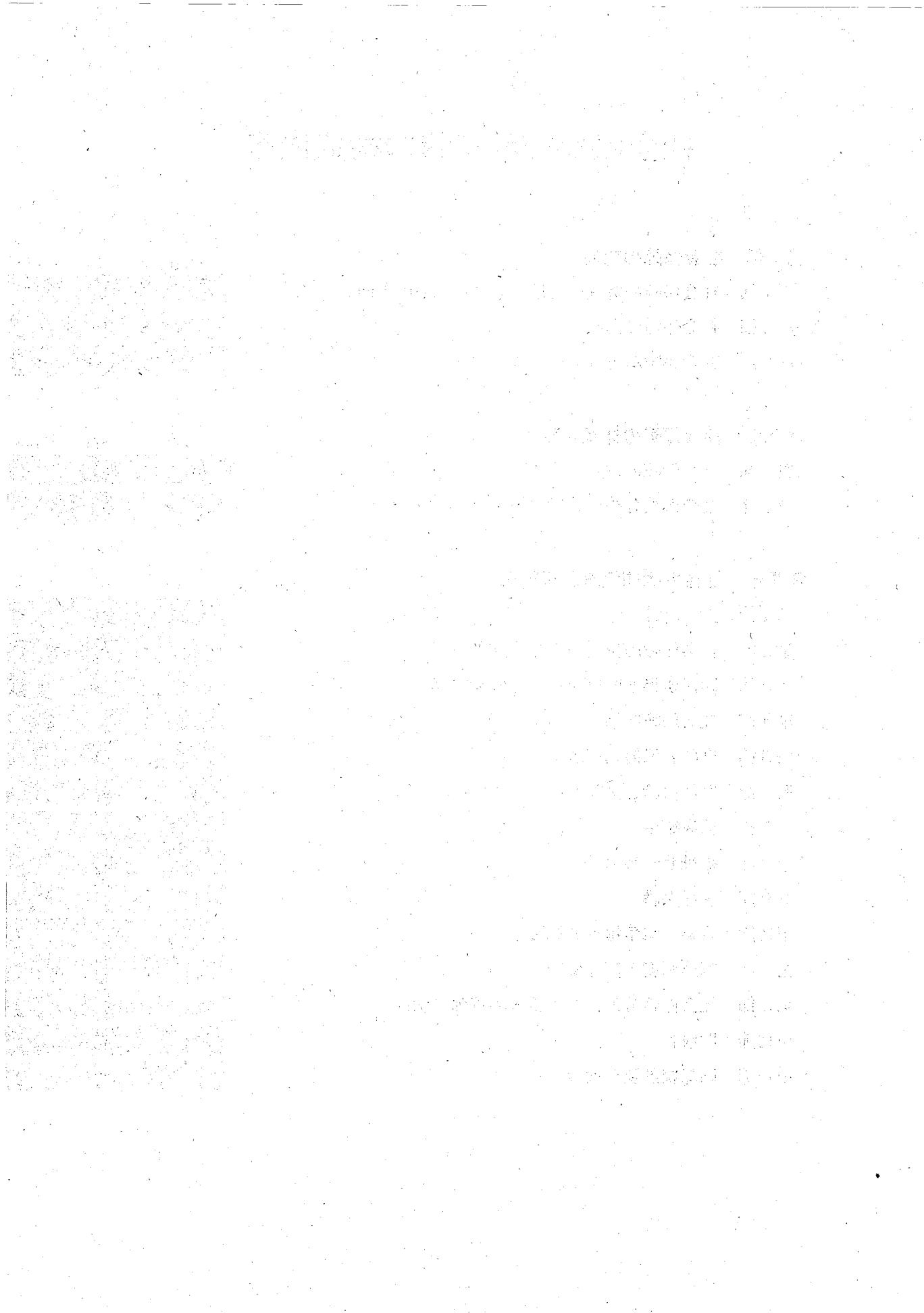
- 第1節 社会保障の体系と現状
- 第2節 社会保険各制度の成立経過

(本文頁)	(目次頁)	節番号
81-113	7	1
114-121	8	2

第Ⅲ部 社会保障関係統計資料編

- 第1節 人口統計
- 第2節 社会保障給付及び再配分効果
- 第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等
- 第4節 社会保険関係
- 第5節 高齢者保健(医療)福祉
- 第6節 医療供給と医療費
- 第7節 公衆衛生
- 第8節 福祉サービス
- 第9節 生活保護
- 第10節 恩給・戦争犠牲者援護
- 第11節 関連制度・関係機関
- 第12節 社会保障分野における人的資源の状況
- 第13節 財政
- 第14節 國際統計及び比較

(本文頁)	(目次頁)	節番号
125-133	8	1
134-141	9	2
142-151	9	3
152-299	10	4
300-322	14	5
323-332	15	6
333-351	15	7
352-369	16	8
370-373	17	9
374-377	17	10
378-393	18	11
394-399	19	12
400-407	19	13
408-426	19	14



目 次

第Ⅰ部 社会保障の動向

第1節 社会保障の背景－最近の経済・社会の動向－

1 景気の動向.....	23
2 財政・金融.....	24
3 雇用.....	26
4 家計収支.....	27
5 人口・世帯.....	27

第2節 社会保障の動向

1 概況.....	28
2 高齢者保健医療福祉.....	31
3 児童福祉等.....	32
4 障害者福祉等.....	33
5 医療保険.....	36
6 年金保険.....	37
7 労働保険等.....	38
8 生活保護.....	39
9 保健医療と環境衛生.....	40
10 人材の確保と資質の向上.....	42

第3節 社会保障給付費について

I 社会保障給付費の範囲等.....	43
II 平成20年度社会保障給付費の概要.....	44
III 平成20年度社会保障財源の概要.....	49
統計表.....	51
【付録】OECD基準の社会支出の国際比較.....	74

第Ⅱ部 社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 はじめに.....	81
-------------	----

目 次

2 社会保険、子ども手当制度及び後期高齢者医療制度の内容一覧	82
① 医療保険制度	82
② 年金制度	84
③ 雇用保険制度	92
④ 業務災害補償制度	95
⑤ 子ども手当制度	98
⑥ 後期高齢者医療制度	98
⑦ 介護保険	99
3 老人福祉	100
① 施設福祉対策	100
② 介護保険制度におけるサービス	101
③ 介護保険制度における地域支援事業	102
4 障害者保健福祉施策	103
① 障害福祉サービス体系の再編	103
② 身体障害者施設福祉施策の概要	106
③ 障害児・知的障害者に対する施設福祉施策の概要	107
5 精神保健福祉関連制度の概要	108
6 年齢別児童家庭福祉施策の一覧	109
7 社会（家族）手当	110
8 生活保護制度	111
〔参考〕 1 社会保障制度の種類と行政機構の概略	112

第2節 社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度	114
② 年金保険制度	116
③ 雇用保険制度	118
④ 業務災害補償制度	119
〔参考〕 1 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ	120
2 平成22年の審議会意見書等一覧	120

第III部 社会保障関係統計資料編

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移	125
第2表 年齢3区分別人口の推移	126
第3表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）	127
第4表 人口動態	128

第5表 平均余命（性×特定年齢×年次別）	128
第6表 主要死因別死亡率（人口10万対）の推移	130
第7表 年次別死因順位及び死亡率	130
第8表 世帯数（世帯業態別）	131
第9表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の推移	131
第10表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移	132
第11表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移	132
第12表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移	133
第13表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移	133

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第14表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移	134
第15表 社会保障関係費の推移	134
第16表 社会保障移転の推移	135
第17表 社会保障給付費等の推移	135
第18表 一般会計予算の内訳	136
第19表 社会保障の給付と負担の見通し（平成18年5月推計）	137
第20表 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較	137
第21表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化	138
第22表 世帯主の年齢階級別所得再分配状況	138
第23表 世帯類型別所得再分配状況	139
第24表 世帯構造別所得再分配状況	140
第25表 当初所得階級別所得再分配状況	141

第3節 国民所得と国民負担（率）の動向等

第26表 国民負担率（租税負担及び社会保障負担）の対国民所得比の推移	142
第27表 国民所得及び国民可処分所得の配分（名目）	143
第28表 国内総生産（支出側、名目）	144
第29表 家計（個人企業を含む）	145
第30表 常用労働者1人当たり平均月間現金給与額	146
第31表 1人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）	147
第32表 賞与支給状況	148
第33表 全世帯年平均1か月間の消費支出	148
第34表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出	149
第35表 年間収入階級別勤労者1世帯当たり年平均1か月間の収入と支出（全国）	150
第36表 消費者物価指数（中分類）	150
第37表 販売農家1戸当たりの経営収支	151

第4節 社会保険関係

1 総 括

第 38 表 医療保険適用者数（制度別）	152
第 39 表 公的年金適用者数（制度別）	153
第 40 表 雇用保険適用者数（制度別）	153
第 41 表 業務災害補償保険適用者数（制度別）	153
第 42 表 社会保険被保険者（組合員）1人当たり平均標準報酬月額（制度別）	154
第 43 表 制度別被保険者1人当たり診療費	155
第 44 表 公的年金受給権者数	156
第 45 表 公的年金における年金総額（制度別）	158
第 46 表 公的年金受給権者1人当たり年金額	160
第 47 表 公的年金積立金状況	162
第 48 表 年金財政指標	162
第 49 表 業務災害補償保険年金受給者数	164
第 50 表 業務災害補償保険年金支払総額	164
第 51 表 業務災害補償保険年金受給者1人当たり金額	165
第 52 表 介護保険適用者数	166
第 53 表 介護保険認定者数	166
第 54 表 介護保険給付における介護給付・予防給付	167
第 55 表 介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費	167
第 56 表 介護保険保険料収納額	167

2 健康保険

① 全国健康保険協会管掌健康保険

第 57 表 全国健康保険協会管掌健康保険適用状況	168
第 58 表 全国健康保険協会管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）	169
第 59 表 政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）	170
第 60 表 全国健康保険協会管掌健康保険保険料徴収状況	171
第 61 表 全国健康保険協会管掌健康保険給付決定状況	172
第 62 表 全国健康保険協会管掌健康保険診療費決定状況	176
第 63 表 全国健康保険協会管掌健康保険給付諸率	178
第 64 表 全国健康保険協会管掌健康保険收支状況	182

② 組合管掌健康保険

第 65 表 組合管掌健康保険適用状況	183
第 66 表 組合管掌健康保険平均保険料率	183
第 67 表 組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）	184
第 68 表 組合管掌健康保険適用状況（業態別）	185
第 69 表 組合管掌健康保険給付決定状況	186

第 70 表 組合管掌健康保険診療費決定状況	189
第 71 表 組合管掌健康保険給付諸率	190
第 72 表 組合管掌健康保険収支状況	192
3 国民健康保険	
第 73 表 国民健康保険適用状況	193
第 74 表 国民健康保険給付決定状況	193
第 75 表 国民健康保険療養の給付等決定状況	194
第 76 表 国民健康保険療養費等決定状況	195
第 77 表 国民健康保険「その他の給付」決定状況	195
第 78 表 国民健康保険療養の給付諸率	196
第 79 表 国民健康保険諸率	197
第 80 表 国民健康保険診療施設経理状況	198
第 81 表 国民健康保険料（税）収納状況	198
第 82 表 国民健康保険収支状況	199
4 厚生年金保険	
① 厚生年金保険	
第 83 表 厚生年金保険適用状況	200
第 84 表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）	201
第 85 表 厚生年金保険適用状況（業態別）	202
第 86 表 厚生年金保険年金受給権者状況	203
第 87 表 厚生年金保険一時金裁定状況	204
第 88 表 厚生年金保険給付受給権者 1 人当たり金額	204
第 89 表 厚生年金保険保険料徴収状況	205
第 90 表 厚生年金保険収支状況	205
② 厚生年金基金	
第 91 表 厚生年金基金適用状況	206
第 92 表 厚生年金基金年金受給権者状況	206
第 93 表 厚生年金基金一時金裁定状況	207
第 94 表 厚生年金基金給付 1 人当たり金額	207
○ 参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）	
第 95 表 加入件数	208
第 96 表 加入者数	208
5 国民年金	
第 97 表 国民年金被保険者数	209
第 98 表 国民年金保険料収納済歳入額状況	209
第 99 表 抛出制年金受給権者状況	210
第 100 表 福祉年金受給権者状況	211
第 101 表 国民年金特別会計収支状況	212

目 次

6 農業者年金基金	
第 102 表 農業者年金被保険者数	214
第 103 表 農業者年金受給権者状況	214
第 104 表 農業者年金年金勘定経理状況	215
7 国家公務員共済組合	
第 105 表 国家公務員共済組合適用状況	216
第 106 表 国家公務員共済組合短期部門給付決定状況	219
第 107 表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）	222
第 108 表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率	223
第 109 表 国家公務員共済組合長期部門支払状況	225
第 110 表 国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況	226
第 111 表 国家公務員共済組合長期部門1人当たり金額	227
第 112 表 国家公務員共済組合短期経理状況	228
第 113 表 国家公務員共済組合長期経理状況	229
第 114 表 国家公務員共済組合業務経理状況	230
第 115 表 国家公務員共済組合保健経理状況	231
第 116 表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況	232
第 117 表 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率	233
8 地方公務員等共済組合	
第 118 表 地方公務員等共済組合適用状況	234
第 119 表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況	236
第 120 表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）	239
第 121 表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率	240
第 122 表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況	242
第 123 表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況	243
第 124 表 地方公務員等共済組合長期部門1人当たり金額	244
第 125 表 地方公務員等共済組合短期経理状況	245
第 126 表 地方公務員等共済組合長期経理状況	246
第 127 表 地方公務員等共済組合業務経理状況	247
第 128 表 地方公務員等共済組合保健経理状況	247
9 私立学校教職員共済	
第 129 表 私立学校教職員共済適用状況（学校種別）	248
第 130 表 私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）	249
第 131 表 私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）	250
第 132 表 私立学校教職員共済短期部門給付決定状況	251
第 133 表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）	253
第 134 表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率	254
第 135 表 私立学校教職員共済長期部門支給決定状況	256

第 136 表 私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況	257
第 137 表 私立学校教職員共済長期部門 1人当たり金額	258
第 138 表 私立学校教職員共済短期経理状況	259
第 139 表 私立学校教職員共済長期経理状況	260
第 140 表 私立学校教職員共済業務経理状況	261
第 141 表 私立学校教職員共済保健経理状況	261
10 農林漁業団体職員共済組合	
第 142 表 農林漁業団体職員共済組合適用状況	262
第 143 表 農林漁業団体職員共済組合組合員数 (標準給与等級別)	262
第 144 表 農林漁業団体職員共済組合支給状況	263
第 145 表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況	264
第 146 表 農林漁業団体職員共済組合給付 1人当たり金額	265
第 147 表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	266
第 148 表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	267
11 船員保険	
第 149 表 船員保険適用状況	268
第 150 表 船員保険被保険者数 (標準報酬等級別)	269
第 151 表 船員保険疾病部門給付決定状況	270
第 152 表 船員保険疾病部門診療費決定状況	272
第 153 表 船員保険疾病部門給付諸率	273
第 154 表 船員保険年金部門 (職務上) 年金受給権者状況	275
第 155 表 船員保険年金部門 (職務上) 一時金裁定状況	275
第 156 表 船員保険年金部門 (職務上) 1人当たり金額	275
第 157 表 船員保険失業部門給付決定状況	276
第 158 表 船員保険収支状況	277
第 159 表 船員保険保険料徴収状況	278
12 雇用保険	
第 160 表 雇用保険適用状況	279
第 161 表 労働保険保険料徴収状況 (雇用勘定)	279
第 162 表 雇用保険適用状況 (一般・高年齢及び短期雇用特例) (産業・規模別)	280
第 163 表 雇用保険給付状況	281
第 164 表 一般求職者給付の状況	282
第 165 表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況	283
13 労働者災害補償保険	
第 166 表 労働者災害補償保険適用状況	284
第 167 表 労働者災害補償保険保険給付支払状況	285
第 168 表 労働保険保険料徴収状況 (労災勘定)	285
第 169 表 労働者災害補償保険保険給付平均支払額	286

目 次

第 170 表 労働保険特別会計労災勘定収支状況	286
14 公務災害補償	
第 171 表 国家公務員災害補償費支払状況	287
第 172 表 国家公務員災害補償 1 件当たり金額	287
第 173 表 地方公務員災害補償費支払状況	288
第 174 表 地方公務員災害補償 1 件当たり補償費	288
15 介護保険	
第 175 表 介護保険適用状況	289
第 176 表 介護保険要介護（要支援）認定者数	289
第 177 表 介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況	290
第 178 表 介護保険居宅介護（介護予防）サービス受給者数	292
第 179 表 介護保険地域密着型（介護予防）サービス受給者数	292
第 180 表 介護保険施設介護サービス受給者数	293
第 181 表 居宅サービス受給者・地域密着型サービス受給者・ 施設サービス受給者の年齢階級別・要介護度別状況	294
第 182 表 介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況	296
第 183 表 介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費（世帯類型別）	298
第 184 表 介護保険における保険料収納額	298
第 185 表 介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）	299
第5節 高齢者保健（医療）福祉	
1 総 括	
第 186 表 介護保険施設等の比較	300
2 老人福祉	
第 187 表 老人福祉施設の施設数及び在所者数	302
第 188 表 介護サービス事業所数・施設数及び利用者数・在所者数	302
第 189 表 職種別にみた従事者数	304
第 190 表 性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数	310
第 191 表 性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率	311
3 老人医療	
第 192 表 老人医療受給対象者数	312
第 193 表 老人医療費の状況	312
第 194 表 制度別老人医療費の状況	313
第 195 表 老人医療費（診療費）の状況	313
第 196 表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移	314
第 197 表 老人医療費と国民医療費の推移	314
第 198 表 医療費の負担	315
第 199 表 老人医療費の負担の状況	315

目 次

第 200 表 老人医療費拠出金積算内訳	316
4 老人保健施設	
第 201 表 開設者別にみた施設数及び入所定員数	317
5 保健・健康増進 *旧 老人保健（ヘルス事業）	
第 202 表 保健・健康増進事業実施状況	318
第 203 表 老人保健健康手帳の交付状況	319
第 204 表 健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況	320
第 205 表 健康診査による検査結果別要指導・要医療者数	321
第 206 表 がん検診の受診人員・結果別人員状況	322
第 6 節 医療供給と医療費	
1 総 括	
第 207 表 国民医療費推計額	323
第 208 表 診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）	324
第 209 表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）	324
2 医療機関	
第 210 表 病院・診療所数（開設者別）	325
第 211 表 病床数（開設者・種類別）	326
第 212 表 医療法人数の推移	326
第 213 表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数	327
第 214 表 病院 1 施設当たり収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）	327
第 215 表 一般診療所 1 施設当たり収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）	328
第 216 表 歯科診療所 1 施設当たり収支状況（構成比率）	328
3 地域医療計画	
第 217 表 地域医療計画の内容	330
第 218 表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進	331
第 219 表 都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況	332
第 7 節 公衆衛生	
1 結 核 等	
第 220 表 結核医療費推計額	333
第 221 表 結核医療費予算額	333
第 222 表 結核登録者	334
第 223 表 結核病床数・患者数・病床利用率	334
第 224 表 ハンセン病療養所入所者数	335
第 225 表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額	335
第 226 表 エイズ対策の概要	336
第 227 表 H I V感染者及びエイズ患者の現状	337

目 次

2 感染症（伝染病）	
第 228 表 感染症患者数	338
第 229 表 予防接種被接種者数	339
3 精神保健	
第 230 表 精神病床数・患者数・病床利用率	340
第 231 表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額	340
第 232 表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額	340
第 233 表 医療保護入院届出件数	340
4 難 病	
第 234 表 難病対策の概要	341
第 235 表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証所持者数	342
5 環境衛生	
第 236 表 全国水道普及状況	343
第 237 表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況	343
第 238 表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費	343
第 239 表 廃棄物の分類と処理体制	344
第 240 表 ゴミ処理等の流れ	345
第 241 表 市町村のごみ処理費用の推移	346
6 公 害	
第 242 表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数	347
第 243 表 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況	347
第 244 表 典型 7 公害の種類別苦情件数の推移	348
第 245 表 典型 7 公害以外の種類別苦情件数	348
第 246 表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等	349
7 保健所及び保健センター	
第 247 表 保健所の活動	350
第 248 表 保健所数及び保健所職員総数	350
第 249 表 保健所活動状況	351
第 8 節 福祉サービス	
1 身体障害者及び知的障害者	
第 250 表 障害者数	352
第 251 表 障害別障害者数（在宅）の推移	352
第 252 表 身体障害者の障害の種類別状況（年齢階級・障害の程度・原因別）	353
第 253 表 知的障害者の性別・障害の程度別状況（年齢階級別）	354
第 254 表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数	355
第 255 表 身体障害者に対する補装具購入等の状況	356
第 256 表 身体障害者更生援護状況	357

目 次

第 257 表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況	357
第 258 表 障害者職業能力開発校の障害種別入校状況	358
第 259 表 知的障害者の就労状況	358
2 児童福祉	
第 260 表 児童相談所処理件数	359
第 261 表 里親・保護受託者及び委託児童数	359
第 262 表 児童福祉施設数及び在所者数	360
第 263 表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況	361
第 264 表 1歳6か月児健康診査実施件数、受診者数	362
第 265 表 3歳児健康診査受診者数	362
第 266 表 児童扶養手当受給世帯数	362
第 267 表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数	362
第 268 表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況	363
第 269 表 児童手当拠出金徴収状況	363
第 270 表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況	364
第 271 表 子ども手当制度の費用負担	364
3 社会福祉関係機関・施設等	
第 272 表 社会福祉行政機関等設置状況	365
第 273 表 社会福祉施設数（施設の種類別）	366
第 274 表 生活福祉資金貸付状況	368
第 275 表 母子福祉資金貸付状況	368
第 276 表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況	369
第9節 生活保護	
第 277 表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率	370
第 278 表 被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）	370
第 279 表 扶助別人員	371
第 280 表 保護開始世帯数（世帯類型・構造別）	371
第 281 表 保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）	372
第 282 表 保護費（扶助別）	372
第 283 表 医療扶助決定状況（診療費分）	373
第 284 表 生活保護基準額改定の推移	373
第 285 表 保護施設の施設数及び在所者数	373
第10節 恩給・戦争犠牲者援護	
1 恩 給	
第 286 表 文官恩給年金受給権者状況	374
第 287 表 軍人恩給年金受給権者状況	374

目 次

第 288 表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況	374
2 戦争犠牲者援護	
第 289 表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況	376
第 290 表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況	376
第 291 表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況	376
第 292 表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況	377
第 293 表 原爆被爆者対策状況	377
第 11 節 関連制度・関係機関	
1 関連制度	
① 住宅関係	
第 294 表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当たり居住室数・畳数・延べ面積・1人当たり 居住室の畳数（地域・住宅の所有関係別）	378
第 295 表 住宅の所有関係別世帯数（地域別）	378
第 296 表 住宅の所有関係別普通世帯数	379
第 297 表 公営住宅等建設戸数	379
第 298 表 1か月当たり家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）	380
② 雇用関係一般	
第 299 表 労働力人口・非労働力人口（年平均）	381
第 300 表 年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）	381
第 301 表 就業者数（産業別、年平均）	382
第 302 表 就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）	384
第 303 表 年齢別有効求人倍率	384
第 304 表 職業転換給付金関係予算の推移	385
第 305 表 地域別最低賃金額の改定状況	386
第 306 表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数	387
第 307 表 障害者雇用の現状	387
第 308 表 定年制等の状況	388
2 関係機関	
第 309 表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額	389
第 310 表 年金資金運用基金の運用資産状況	390
第 311 表 独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設・資金別）	391
第 312 表 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）	391
第 313 表 独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数	392
第 314 表 独立行政法人雇用・能力開発機構の設置運営施設数	392
第 315 表 中小企業退職金共済加入状況	393
第 316 表 中小企業退職金共済支給状況	393

第12節 社会保障分野における人的資源の状況

第317表 医師数（業務別）	394
第318表 歯科医師数（業務別）	394
第319表 歯科衛生士数（就業場所別）	395
第320表 歯科技工士数（就業場所別）	395
第321表 薬剤師数（業務別）	395
第322表 看護職員需給見通し	396
第323表 看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）	397
第324表 保健師数（就業場所別）	397
第325表 助産師数（就業場所別）	398
第326表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数	398
第327表 理学療法士及び作業療法士数（登録者数）	398
第328表 社会福祉士・介護福祉士登録者数	398
第329表 全医療施設の従事者数（業務の種類別）	399

第13節 財 政

第330表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）	400
第331表 一般会計歳入・歳出（目的別）	401
第332表 地方財政（普通会計）歳入歳出	402
第333表 地方の民生費と衛生費の状況	404
第334表 国内総支出に対する財政規模	406
第335表 高齢社会対策関係予算（一般会計分）の推移	406
第336表 国税及び地方税	407
第337表 市町村税納稅義務者数	407

第14節 國際統計及び比較

1 人 口

第338表 諸外国の出生率	408
---------------	-----

2 社会保障

第339表 ILO条約及び勧告（社会保障関係）	409
第340表 国民負担率の国際比較等	410
第341表 国民負担率の推移（対国民所得比）	410
第342表 日本の公的社會支出	411
第343表 日本の義務化されている私的社會支出	411

3 医 療

第344表 医療費費用負担制度の国際比較	412
第345表 医療費の対国内総生産比の国際比較	416

目 次

第 346 表 医療供給に関する指標の国際比較（人口 1,000 人当たり）	417
4 年 金	
第 347 表 諸外国の公的年金制度の概要	418
5 児童手当	
第 348 表 主要国の児童手当制度等	420
6 労 働	
第 349 表 主要国の失業者数及び失業率	422
第 350 表 年間総実労働時間の国際比較（製造業生産労働者、2006 年）	422
第 351 表 国際労働機関労働統計報告による週当たり労働時間（製造業）	423
第 352 表 労働費用構成の国際比較	423
7 国際協力	
第 353 表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移	424
第 354 表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移	424
8 国民所得	
第 355 表 国民総所得	425
第 356 表 1 人当たり国民総所得	426

「社会保障統計年報（平成 21 年版）」に掲載、「社会保障統計年報（平成 22・23 年版）」で削除された表

平成 21 年版 時の表番号	表タイトル	備考
第 2 表	「日本の将来推計人口」の要約	http://www.ipss.go.jp/ssj-db/hp-001.xls
第 5 表	年齢 3 区別人口及び構造係数（中位推計）	http://www.ipss.go.jp/ssj-db/hp-002.xls
第 17 表	制度別社会保障給付費の推移	http://www.ipss.go.jp/ssj-db/hp-003.xls
第 19 表	部門別社会保障給付費の前年度との比較	http://www.ipss.go.jp/ssj-db/hp-004.xls
第 20 表	高齢者関係給付費の前年度との比較	http://www.ipss.go.jp/ssj-db/hp-005.xls
第 343 表	世界の主要地域別人口及び人口増加率	http://www.ipss.go.jp/ssj-db/hp-006.xls
第 344 表	平均寿命の国際比較	http://www.ipss.go.jp/ssj-db/hp-007.xls
第 345 表	主要国の 65 歳以上人口比率の推移と予測	http://www.ipss.go.jp/ssj-db/hp-008.xls
第 346 表	主要先進国の合計特殊出生率	http://www.ipss.go.jp/ssj-db/hp-009.xls

*全ての表が、国立社会保障・人口問題研究所のホームページにて閲覧できる。

第一部

社会保障の動向

第1節 社会保障の背景

—最近の経済・社会の動向—

1 景気の動向

日本経済は、平成20年9月のリーマンショック後の大幅な景気悪化を経て、平成21年春頃から外需と経済対策の効果にけん引されて持ち直してきた。平成21年夏にはこれに猛暑効果も加わったが、一方で輸出の弱さが次第に明確となるとともに、急激な円高がマインドに影響を及ぼした。秋に入ると猛暑効果の反動や環境対応車購入補助金制度（エコカー補助金）終了の影響も加わって、景気は足踏み状態となった。こうした中で、失業率が高水準にあるなど雇用面での厳しい状況が続いている。

平成21年春からの景気持ち直しは、デフレ状況の下での持ち直しという特徴がある。また、景気は自律的回復には至っておらず、その足取りは依然として脆弱というべきである。こうした状況の下、金融政策においては、より一層、物価と景気の両面を見据えた対応が求められている。

平成21年度のわが国の国内総生産（GDP）は、名目474兆402億円、実質526兆7,353億円となり、経済成長率は、名目3.8%減少、実質2.4%減少となった。わが国の実質経済成長率は、1990年代に入ってバブル崩壊後低下し、名目成長率は、緩やかなデフレが進展する中で弱い動きとなっており、特に平成10年以降は平成12年を除きマイナス成長となっていたが、平成15年度以降若干持ち直したもののが平成20年度より再び減少に転

じている。

賃金の動向をみると、平成21年の現金給与総額（月額）は31万5,294円で、前年比3.8%減となり、減少率の大きさは、統計調査開始以来最大のもので、歴史的にみても大きなものとなった。賞与（調査産業計、事業所規模5人以上）の支給状況は、平成21年夏季賞与は支給額36万3,104円、前年比9.7%減となり、年末賞与は支給額38万258円、前年比9.3%減となり過去最大の減少である。

平成21年の労働時間（調査産業計、事業所規模5人以上）は、月間総実労働時間は144.4時間、前年比2.9%と3年連続で減少した。

平成22年の消費者物価は、総合指数は平成17年を100として99.6となり、前年比は0.7%の下落となった。

平成22年12月の景気ウォッチャー調査によるところ、12月の先行き判断DI（景気の各経済部門への波及度合いを表す指標）は、前月比2.5ポイント上昇の43.9となり、2か月連続で上昇した。家計動向関連DIは、グリーン家電の購入に係るエコポイント付与や環境対応車の購入に係る減税・補助金の効果が続くことへの期待等により上昇した。企業動向関連DIは、一部で受注増への期待があることや円高に対する懸念がやや後退したこと等により上昇した。雇用動向関連DIは、一部での

第1部 社会保障の動向

求人の動き等により上昇した。総合すると、景気は下げ止まっていたものの、引き続き弱い動きがみられるようである。

資料：「平成 22 年度年次経済財政報告」（内閣府 HP）
「日本経済」（内閣府 HP）

「平成 21 年度国民経済計算確報」（内閣府 SNA（国民経済計算）HP）
「平成 22 年版労働経済の分析」（厚生労働省 HP）
「平成 17 年基準 消費者物価指数（全国 平成 22 年平均）」（総務省統計局 HP）
「景気ウォッチャー調査」（平成 22 年 12 月調査結果 内閣府 HP）

2 財政・金融

平成 21 年度の一般会計予算の規模は 92 兆 2,992 億円（対前年度 3 兆 7,512 億円増）、一般歳出の規模は 53 兆 4,542 億円（対前年度 1 兆 7,233 億円増）となっている。また、平成 22 年度における公債発行額は 44 兆 3,030 億円、公債依存度は 48.0% と悪化し、極めて厳しい状況となった。

社会保障予算については、子ども手当の支給、年金記録問題への集中対応、医療・介護の再生等、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項の実現を図るとともに、既存予算のメリハリ付けの中で財源を確保し、肝炎対策の充実、障害者の利用者負担の軽減、生活保護の母子加算の継続等を行うこととしている。

その結果、平成 22 年度の社会保障関係費（予算）は、平成 21 年度当初予算額に対して 2 兆 4,342 億円（9.8% 増の 27 兆 2,686 億円を計上している。

医療については、最近の医療費の動向、診療報酬・薬価等の改定等の影響を織り込み、公費負担医療等を含め 9 兆 4,594 億円（平成 21 年度当初予算比 4,342 億円、4.8% 増）を計上している。このうち、診療報酬・薬価等の改定については、薬価等について 1.36%（医療費ベース）の引下げ、診療報酬（本体）について 1.55% の引上げを行い、全体で 0.19% の引上げを行うこととしている。

また、協会けんぽの財政再建のため、平成 22～24 年度までの 3 年間で財政均衡を図ることとし、その間の特例として、被用者保険に係る後期高齢者支援金の 3 分の 1 を総報酬割とし、国庫補助率

を 13% から 16.4% に引き上げることとしている。このほか、救急・周産期医療対策等の充実を図るため、周産期母子医療センター運営事業の推進、病院勤務医の勤務環境の改善、ドクターへり事業の推進等の各般の施策を推進することとしている。

年金については、財政投融資特別会計から一般会計への特例的な繰入れにより臨時の財源を確保し、基礎年金の 2 分の 1 を国庫で負担することとしている。

介護については、良質な介護サービスの確保のため、安心で安定的な介護保険制度運営の確保を図るとともに、介護労働者の労働環境の整備等を推進することとしている。

生活保護については、自立支援プログラムによる就労支援など被保護者に対する自立支援を着実に推進することとしている。

少子化対策については、子ども手当の創設に加え、保育所待機児童の解消を目指し、保育所運営費負担金を増額したほか、総合的な放課後児童対策の着実な推進等といった各般にわたる総合的な施策を推進することとしている。

障害保健福祉施策については、障害福祉サービス等の利用者負担のさらなる軽減を図るとともに、地域生活支援事業の着実な実施や障害者の地域移行支援等を推進することとしている。

雇用対策については、労働者の雇用の維持、再就職支援、貧困・困窮者支援、派遣労働者等非正

規労働者に対する総合的対策を強化し、雇用のセーフティネットの整備を推進することとしている。具体的には、休業等を行い雇用を維持する事業主に対する助成、住宅・生活資金の貸付、年長フリーター等を正規雇用化する事業主に対する特別奨励金、新卒者等に対する就職支援等の施策を推進することとしている。また、雇用保険制度について、非正規労働者に対する適用範囲の拡大等の見直しを実施することとしている。

なお、消費税に対する国民の理解を一層深める観点から、消費税収の使途（地方交付税交付金を除く）を基礎年金、老人医療及び介護に限る旨が予算総則に明記された。

平成22年度財政投融資計画策定に当たっては、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）等に基づき、企業等金融支援関連や地方公共団体向けを中心に必要な資金需要に的確に対応することとされた。財政投融資の規模は18兆3,569億円（対前年度当初計画比15.7%増）となった。厚生福祉については、5,060億円（平成21年度5,409億円）の財政投融資を予定し、このうち独立行政法人福祉医療機構において、児童福祉施設、老人福祉施設及び医療関連施設の整備等に係る資金需要に的確に対応するため、貸付計画額を確保することとしたほか、独立行政法人国立病院機構等において、病院等の整備促進を図ることとされた。地方公共団体の病院等の事業については、所要の財政融資資金を確保することとされた。

一方、税制については、平成22年度税制改正では、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の三原則を基本とし、税制と社会保障制度の一体化的な改革を推進する等の観点から、個人所得課税、法人課税、国際課税、資産課税、消費課税、市民公益税制（寄附税制など）、納税環境整備、租税特別措置の見直し・租透明化法等、所要の措置を講ずることとされた。

金融政策については、日本銀行の現在の金融政

策の大きな枠組みは、以下のとおりである。

- ① 新しい金融市場調節方式（日本銀行当座預金残高を主たる目標とする金融市場調節方式）
- ② 金融緩和の時間軸効果（量的緩和政策継続のコミットメント）
- ③ 長期国債の買い入れ増額
- ④ 補完貸付制度（いわゆるロンバート型貸出制度）
- ⑤ 金融緩和の波及メカニズム強化（資産担保証券の買入措置等）

平成20年10月31日には、米欧の金融危機に端を発する世界経済の調整が一層厳しさを増している状況のもと、日本経済は、輸出の頭打ちや既往のエネルギー・原材料高の影響などから、当面、停滞色の強い状態が続くものと見込まれることから、金融市場調節方針を公表した。さらに、平成20年12月19日には、海外経済の減速により輸出が減少していることに加え、企業収益や家計の雇用・所得環境が悪化する中で、内需も弱まってきていた経済情勢を背景に、わが国の景気は悪化しており、当面、厳しさを増す可能性が高いことから、以下の追加措置が講じられた。

- ① 金融市場調節方針の変更
無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導目標を10月に0.2%、12月にさらに0.2%引下げ、0.1%前後で推移するよう促す。
- ② 基準貸付利率の変更
補完貸付については、その適用金利である基準貸付利率を10月に0.25%、12月にさらに0.2%引下げ、0.3%とする。
- ③ 補完当座預金制度の導入
金融市場の安定を確保する観点から、年末、年度末に向け、積極的な資金供給を一層円滑に行い得るよう、日本銀行当座預金のうち所要準備額を超える金額について利息を付す措置を臨時に導入し、11月積み期から平成21年3月積み期までの間、実施することとする。適用利率は、0.1%とする。

以後、平成 21 年度に入ってからも「現状維持」の金融政策を展開してきたが、平成 21 年 12 月 1 日、新しい資金供給手段の導入によって、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じ、金融緩和の一環の強化を図ることとされた。

平成 22 年度予算は、「予算編成の基本方針」(平成 21 年 12 月 15 日閣議決定)に基づき、「人間のための経済」を目指し、何よりも人のいのちを大切にし、国民の暮らしの豊かさに力点をおいた経済・社会に転換していく観点から、子育て、雇用、

環境、科学・技術に特に重点をおいた。また、事業仕分けの評価結果の厳格な反映によって不要不急の歳出の削減を行うとともに、特別会計について聖域なき見直しを断行した上で税収入を確保し、これを最大限に活用した予算編成とした。

資料：「平成 22 年度予算及び財政投融資計画の説明」(財務省 HP)

「平成 22 年度税制改正の要綱」(財務省 HP)

「金融政策」(日本銀行 HP)

「22 年度予算」(財務省 HP)

3 雇 用

平成 21 年の雇用情勢は、完全失業率が 2 年連続で上昇するとともに、有効求人倍率は大幅に低下している。さらに、非正規労働者の雇止めなど雇用調整の動きが急速に広がり、雇用情勢は悪化するとともに、厳しさを増している。また、雇用者数も大幅に減少となり、新規学卒者の就職状況もさらに悪化し、完全失業者数は増加している。

有効求人倍率と新規求人倍率（季節調整値）の動きをみると、有効求人倍率は平成 21 年 7 月以降に 0.43 倍と過去最低の水準まで落ち込んだが平成 22 年 1 月には持ち直しの動きを見せている。有効求人倍率の平成 21 年平均は 0.47 倍となり、前年より 0.41 ポイント低下し、平成 11 年平均の 0.48 倍を下回る過去最低の水準を記録した。また、新規求人倍率は平成 21 年平均では 0.79 倍となり、前年より 0.46 ポイント低下し、昭和 52 年平均の 0.85 倍を下回り過去最低の水準となった。

平成 22 年 3 月の新規学卒者の就職率は、大卒で 91.8%（前年比 3.9% 減）と悪化している。

平成 20 年平均の就業者数は 6,282 万人（前年差 103 万人減）と減少した。雇用者数は平成 21 年平均で 5,460 万人（前年差 64 万人減）と減少し

た。産業別にみると、製造業、サービス業、建設業での減少の寄与が大きかった一方、医療、福祉では増加の寄与が大きかった。

平成 21 年平均の完全失業者数は 336 万人（前年差 71 万人増）となり、2 年連続で増加した。離職理由別にみると、非自発的離職失業者、自発的離職失業者ともに増加しており、特に非自発的失業者の増加寄与が拡大してきている。

平成 21 年平均の完全失業率は男女計で 5.1% となり、失業の深刻度がより高まっている。

地域ブロック別に有効求人倍率、完全失業率の動向をみると、平成 21 年の完全失業率は、すべての地域において前年差で上昇となっており、東海が前年差 1.7 ポイント上昇、東北が同 1.3 ポイント上昇、北関東・甲信及び近畿が同 1.2 ポイント上昇と特に上昇幅が大きくなっている。また、有効求人倍率については、すべての地域において前年差マイナスとなっており、東海で前年差 0.82 ポイント低下、北関東・甲信で同 0.61 ポイント低下と特に低下幅が大きい。

資料：「平成 22 年版労働経済の分析」(厚生労働省 HP)

4 家計収支

平成21年の勤労者世帯（平均世帯人員2.79人、世帯主の平均年齢45.2歳）の実収入は、1世帯当たり1か月平均46万4,649円で、前年に比べ名目4.6%減少、実質3.1%の減少となった。また、実収入から税金・社会保険料等を控除した可処分所得も、1世帯当たり1か月平均38万3,960円で、名目4.7%減少、実質3.2%の減少となつた。

勤労者世帯の消費支出の動向についても、平成21年には1世帯当たり1か月平均28万3,685円

で、名目2.7%減少、実質1.2%の減少となった。

また、直接税や社会保険料等の非消費支出は8万690円で、名目3.8%の減少となった。非消費支出の内訳をみると、勤労所得税は名目10.6%の減少、他の税は名目8.1%の減少、個人住民税は名目0.7%の減少となった。公的年金保険料、健康保険料などの社会保険料は、名目2.1%の減少となった。

資料：「家計調査年報（二人以上の世帯）平成21年」（総務省統計局HP）

5 人口・世帯

平成21年10月1日現在のわが国の総人口は、1億2,751万人であり、前年に比べ18万3千人減少し、2年連続して減少した。これを年齢3区分別にみれば、年少人口（0～14歳）は1,701万1千人（総人口の13.3%）、生産年齢人口（15～64歳）は8,149万3千人（総人口の63.9%）、老人人口（65歳以上）は2,900万5千人（総人口の22.8%）となっている。年少人口は過去最低、老人人口は過去最高となった。なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の出生・死亡中位推計によると、総人口は長期の人口減少過程に入ると予測されている。老人人口の割合は平成17年現在の20.2%から平成26年には25%台に達し、4人に1人が65歳以上となり、その後も上昇を続け、平成35年に30%台に達し、平成64年には40%台

となるものと予測されている。

世帯数は、平成21年6月4日現在で、4,801万3千世帯で平均世帯人員は2.62人となっている。世帯構造別にみると、「核家族世帯」が2,880万8千世帯で、全世帯の60.0%を占めている。世帯類型別にみると、「高齢者世帯」は、962万3千世帯で全世帯に占める割合は20.0%となっている。また、65歳以上の高齢者のみの世帯は960万9千世帯で、高齢者世帯の47.7%を占めている。

資料：「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

「平成21年10月1日現在推計人口」（総務省統計局HP）

「平成21年 国民生活基礎調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）

第2節 社会保障の動向

1 概況

わが国の社会保障制度は、戦後の経済発展の過程で逐次改善・充実が図られ、国民生活の安定向上に大きく貢献してきた。医学医術の進歩、栄養の改善、環境衛生の向上等と相伴って平均寿命は大幅な伸長を示してきた。平成21年簡易生命表によると、男の平均寿命は79.59年、女の平均寿命は86.44年で、前年と比較して男は0.30年、女は0.39年上回り、男女とも世界最高の水準を維持している。

一方で、出生率は持続的な低下傾向を示し、平成21年の人口動態統計によると、合計特殊出生率は1.37と昨年と同水準であり、依然として低い状況にある。今後、一層少子高齢化が進行し、本格的な人口減少社会になる見通しつなっている。また財政赤字の拡大等の社会保障を取り巻く社会経済環境の様々な変化に対し、社会保障制度が対応していくことが要請されている。

平成21年度以降には、以下のような社会保障関係法が成立した。

〔社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成21年5月1日

施行年月日：平成22年1月1日等

現下の厳しい経済社会情勢に影響を受け、厚生年金保険料等の支払いに困窮している事業主等に

配慮し、納期限から一定期間の日数については、延滞金利率を軽減することとした。

〔厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律〕

公布年月日：平成21年5月1日

施行年月日：公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行年金記録の管理の不備に起因した様々な問題の重大性及びこれらの問題に緊急に対処する必要性にかんがみ、年金記録の訂正がなされた上で年金給付等を受ける権利に係る裁判が行われた場合において適正な年金記録に基づいて裁判が行われたならば支払うこととされた日よりも大幅に遅延して支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額となるようにするための加算金を支給することとした。

〔高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成21年5月20日

施行年月日：平成21年8月19日等

高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、基本方針の拡充、都道府県による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定、高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進等の措置を講ずる。

〔国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を

改正する法律】

公布年月日：平成 21 年 6 月 26 日

施行年月日：平成 21 年 6 月 26 日等

年金制度の長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を持続可能なものとともに、将来的な給付水準（現役世代の手取り収入の 50%）を確保し、国民の年金制度への信頼確保を図る観点から、平成 21 年度からの基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 を実現するための所要の措置を講ずる。

【育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律】

公布年月日：平成 21 年 7 月 1 日

施行年月日：平成 22 年 6 月 30 日等

男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するとともに、育児休業に関する制度及び子の看護休暇に関する制度の見直し等を行うとともに、介護休暇に関する制度及び所定外労働の制限に関する制度を設けることとした。

【子ども・若者育成支援推進法】

公布年月日：平成 21 年 7 月 8 日

施行年月日：平成 22 年 4 月 1 日

教育、福祉、雇用等各関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備を行うとともに、ニート等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備をすることとした。

【保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律】

公布年月日：平成 21 年 7 月 15 日

施行年月日：平成 22 年 4 月 1 日

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の受験資格を改めるとともに、新たに業務に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師の臨床研修その他の研修等について定めることとした。

【水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法】**【水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法】**

公布年月日：平成 21 年 7 月 15 日

施行年月日：平成 21 年 7 月 15 日等

水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組みを明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を行うこととした。

【肝炎対策基本法】

公布年月日：平成 21 年 12 月 4 日

施行年月日：平成 22 年 1 月 1 日

肝炎が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、肝炎対策を総合的に推進するため、肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めた。

【新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法】

公布年月日：平成 21 年 12 月 4 日

施行年月日：平成 21 年 12 月 4 日

厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種による健康被害の迅速な救済を図るとともに、必要な海外生産分の輸入を行うため副作用被害等に関する企業への国の損失補償を行うために、新たな立法措置を講ずる。

【原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律】

公布年月日：平成 21 年 12 月 9 日

施行年月日：平成 22 年 4 月 1 日

原爆症認定集団訴訟に関し、これを契機に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療の給付を受けるための認定に関する見直しが行われたことを踏まえ、訴訟の長期化、被爆者である原告の高齢化等の事情にかんがみ、原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認の内

第1部 社会保障の動向

容に基づき、原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定める。

〔雇用保険法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成 22 年 2 月 3 日

施行年月日：平成 22 年 2 月 3 日

雇用保険制度の安定的運営を確保するため、求職者給付及び雇用継続給付の国庫負担を追加する措置を講ずる。

〔雇用保険法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成 22 年 3 月 31 日

施行年月日：平成 22 年 4 月 1 日等

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセイフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図ることとした。

〔介護保険法施行法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成 22 年 3 月 31 日

施行年月日：平成 22 年 3 月 31 日

介護保険法の施行日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所していた者について講じている利用料、居住費及び食費の負担軽減措置について当分の間延長することとした。

〔平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律〕

公布年月日：平成 22 年 3 月 31 日

施行年月日：平成 22 年 4 月 1 日

この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成 22 年度において、中学校修了前までの子どもについて、子ども手当の支給について必要な事項を定める。

〔国民年金法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成 22 年 4 月 28 日

施行年月日：平成 23 年 4 月 1 日

障害基礎年金について、受給権者によって生計を維持しているその者の子（当該受給権者がその

権利を取得した日の翌日以後に有するに至った子に限る。）がある場合における障害基礎年金の額の改定について、所要の経過措置を設けることとした。

〔厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成 22 年 4 月 28 日

施行年月日：平成 22 年 4 月 28 日

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の規定中「社会保険庁長官」とあるのを「厚生労働大臣」に改めるとともに、遅延加算金の支給に係る事務等を、通常の年金給付と同様に、日本年金機構に行わせるための規定を整備することとした。

〔医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成 22 年 5 月 19 日

施行年月日：平成 22 年 5 月 19 日

医療保険制度の安定的な運営を図るため、市町村国保、協会けんぽ、後期高齢者医療制度における保険料の引上げの抑制等のための所要の改正を行うこととした。

〔児童扶養手当法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成 22 年 6 月 2 日

施行年月日：平成 22 年 8 月 1 日

一人親家庭の生活の安定と自立を促進し、もって児童の福祉の増進を図るために、児童扶養手当について父子家庭の父を支給対象とする措置を講ずることとした。

資料：「平成 21 年 簡易生命表」（厚生労働省 HP）

「平成 21 年 人口動態統計（確定数）」（厚生労働省 HP）

「平成 22 年版 厚生労働白書」（厚生労働省 HP）

2 高齢者保健医療福祉

わが国の高齢化は、先進諸国が経験したことのない速度で進展している。65歳以上人口は、昭和45（1970）年に約740万人（全人口の7.1%）であったのが、平成21（2009）年10月1日現在では約2,900.5万人（全人口の22.7%）と急増しており、国立社会保障・人口問題研究所の平成18年12月推計の出生・死亡中位推計によれば、平成24（2012）年に3,000万人を突破し、平成67（2055）年の3,646万人（全人口の40.5%）へと急速な増加を続けるものとみられている。

〔介護保険制度の普及と見直し〕

高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や、核家族化の進行など要介護者を支えてきた家族をめぐる状況の変化に対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年4月に介護保険制度が創設され、平成22年で制度導入後10年を迎えた。介護保険制度の創設以来、介護サービスの利用者は在宅サービスを中心に倍増し、老後の安心を支える仕組みとして、広く定着してきた。

その一方で、サービス利用の大幅な伸びにより、費用が急速に拡大している（平成20年度給付費6.4兆円（国民1人当たり約5万円）：対前年度比4.2%の増加）。今後、わが国がさらなる少子高齢社会を迎える中で、制度の持続可能性を確保していくことが大きな課題となっている。

また今後、高齢化が進展し、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加する中で、介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立して生活を送れるよう、①介護サービス、②訪問診療や訪問看護などの医療的なケア、③見守り・配食・緊急時対応といった生活支援サービス、④住まいの確保を含めた多様なサービスを包括して提供する地域包括ケアシステムの構築の取組みを進

めている。

介護保険制度の特徴の一つは、サービスの提供主体として、営利法人や非営利法人など多様な主体の参入を認め、利用者の適切な選択と事業者間の競争により、サービスの質を確保する仕組みを導入している点である。これにより、多数の介護サービス事業者が参入したが、一部の広域的な介護サービス事業者による悪質かつ組織的な不正事案が発生したため、このような不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図ることを目的として、介護サービス事業者に対する規制の在り方について見直しを行うことを内容とした「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成21年5月から施行された。

〔後期高齢者医療制度の動向〕

平成20年4月から、「老人保健法」が改正されて「高齢者の医療の確保に関する法律」となったことに伴い、老人保健事業として実施してきた「基本健康診査」等については、①40歳から74歳までの者は、特定健康診査及び特定保健指導として、医療保険者にその実施を義務づけることとなり、75歳以上の者は、後期高齢者医療広域連合の努力義務である保健事業の一環として実施する方向とされ、老人保健事業として実施してきた「歯周疾患検診」、「骨粗鬆症検診」等については、健康増進法に基づく事業として実施することとされた。また、老人保健事業における基本健康診査の一環として実施されてきた「生活機能評価」は、介護保険法による地域支援事業の介護予防事業として実施することとなった。平成20年4月には後期高齢者医療制度がスタートし、医療費適正化計画の策定作業も進められるなど、本格的に施行された。この制度においては、75歳以上の高齢者の心身の特性に応じた、生活を支える医療を提供

するとともに、保険料、現役世代からの支援金や公費を財源として、都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合が運営することとなった。なお、この後期高齢者医療制度で新たに保険料を負担することとなる者（被用者保険の被扶養者）の保険料負担については、制度加入時から2年間の軽減措置を講ずることとしているが、さらに、平成20年4月から9月までの6か月間はこれを凍結し、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は、9割軽減の措置をとることとした。この措置は、平成21年4月からの1年間も継続された。また、平成21年度は、低所得者に対する

保険料についても軽減措置を講ずることとされた。これらの軽減措置は、平成21年度の第二次補正予算を財源として、平成22年度においても継続された。

後期高齢者医療制度については、平成21年の政権交代に伴い、11月に高齢者医療制度改革会議を発足させ、4年の間に廃止して新たな制度に移行するべく、検討が進められている。

資料：「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

「平成21年10月1日現在推計人口」（総務省統計局HP）

「平成22年版 厚生労働白書」（厚生労働省HP）

3 児童福祉等

わが国の年間出生数は第2次ベビーブームの昭和48年の約209万人以来減少し続け、平成21年には約107万人となった。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む平均子ども数）で見ると、平成21年は1.37人で前年の1.37人と横ばいであるが、総人口の規模を維持する水準（人口置換水準2.07人）を大きく下回った。少子化は、子ども同士のふれあいの減少等により自主性や社会性が育ちにくいといった影響や、年金等の社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等による社会の活力の低下等、社会経済全般に大きな影響を及ぼすと懸念されている。

また保健衛生水準や生活水準の向上等に伴って、現在の子どもはおおむね健康であり、物質的に豊かな生活を享受している反面、経済成長、産業構造や就業構造の変化、都市化、受験競争の激化といった様々な環境の変化は、新たな疾病、家族関係の希薄化、遊びの変質等、好ましくない影響を子どもたちに与えている。これらの子どもの成長をめぐる現代的な問題の解決に向け、保育、労働、住宅、教育等、様々な面において、次代の

社会を担う子どもたちが、健やかにたくましく育つことができるよう環境づくりを進めていくことが求められている。

〔子ども手当の策定等〕

安心して子どもを生み育てができる環境を整備することが少子化の流れを変えるための喫緊の課題となっている。特に子育て世帯からは、子育てや教育にお金がかかるため、経済面での支援を求める声も大きい。こうした状況を踏まえ、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」が平成22年3月に成立し、同年4月より施行された。

子ども手当については、子育てを未来への投資として、次代を担う子どもの育ちを個人の問題とするのではなく、社会全体で応援するという観点から実施するものであり、中学校修了前までの子どもについて子ども手当をその父母等に支給することとしている。また、これまで児童手当制度でも支給対象となっていたなかった、児童養護施設に入所している親のいない子ども等については、平成22年度においては、安心こども基金の活用に

より子ども手当相当額が行き渡るよう、施設等に
対して特別の支援を行うこととした。

【子ども・子育てビジョンの策定等】

平成22年1月29日に、平成17年度から平成21年度までの子ども・子育て応援プランに代わるものとして「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、平成22年度から実施されることになった。「子ども・子育てビジョン」では、子どもが主人公（チルドレン・ファースト）であると位置づけ、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ考え方を転換しており、社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指し、平成26年度までの5年間で目指すべき施策内容と数値目標等を提示している。

また、幼保一体化を含む次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築について議論が進められ、平成22年6月に「子ども・子育て新システムの基本制度要綱」が決定された。

【児童福祉法の改正】

平成21年4月、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が一部を除き施行された。児童虐待に関する主な内容としては、①「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「地域子育て支援拠点事業」等子育て支援サービスの法制化、②子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化、③里親制度の改正、施設内虐待の防止等を規定している。

【その他の制度・施策の動向】

平成7年6月に「育児休業等に関する法律」により改正された「育児休業、介護休業等育児又は家

族介護を行う労働者の福祉に関する法律」については、平成21年6月の改正では、少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するとして、①子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働（残業）の免除の義務化、②子の看護休暇制度の拡充、③父親の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス等）、④介護休暇の新設（要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人であれば年10日の休暇取得可）、⑤法の実効性の確保、が原則として平成22年6月30日より施行されることとなった。

また、都市部を中心として保育所への入所を希望しながら保育所に入所することができない「待機児童」が多く生じており、保育所の定員増にもかかわらず2年連続で増加している状況を踏まえ、保育所の整備等を進める目的として、平成20年度に都道府県に創設された「安心こども基金」を平成21年度予算において増額した。この「安心こども基金」によって、保育サービス等の充実・拡充、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用した認可保育所の分園等設置促進、家庭的保育の拡充を図り、待機児童の大半を占める低年齢児（0～2歳児）の良質な保育サービスの充実に努めている。

資料：「平成21年人口動態統計（確定数）の概況」（厚生労働省HP）

「平成22年版 厚生労働白書」（厚生労働省HP）

4 障害者福祉等

わが国の障害者総数は、身体障害（児）者約366万3千人（在宅者・施設入所者とも：平成18年）、知的障害（児）者約54万7千人（在宅者・

施設入所者とも：平成17年）、精神障害者約323万3千人（平成20年）の計約744万3千人と推計され、わが国の総人口の約6%となっている。

第1部 社会保障の動向

平成 21 年 12 月に、それまでの「障害者施策推進本部」を廃止し、新しく内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」のもとで、障害当事者（障害のある人本人及びその家族）を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が開催され、制度改革に向けた精力的な検討が行われている。

また、「障害者の権利に関する条約」の締結のために必要な国内法の整備を始めとするわが国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関の相互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るものであり、当面 5 年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ、改革の推進に関する総合調整、改革の基本的な方針の案の作成及び推進並びに「障害」の表記の在り方に関する検討等を行うこととしている。

「障害者の権利に関する条約」は、平成 13 年の国連総会決議により、障害者の権利及び尊厳を保護し及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約を検討することを目的とする委員会が設置され、平成 18 年 12 月に第 61 回国連総会本会議において採択されたものである。わが国は、平成 19 年 9 月にこの条約に署名した。同条約は平成 20 年 5 月に発効している。

〔障害者基本計画の策定〕

平成 19 年 12 月に、「障害者基本計画」の後期 5 年間における諸施策の着実な推進を図るために、平成 20 年度からの 5 年間に重点的に取り組むべき課題について、120 の施策項目並びに 57 の数値目標及びその達成期間等を定める「重点施策実施 5 年計画」が策定された。

〔障害者自立支援法の策定〕

平成 18 年度より施行されている「障害者自立支援法」の附則に「施行後 3 年の見直し規定」があることから、社会保障審議会障害者部会で審議を重ね、平成 20 年 12 月には「障害者自立支援法施行後 3 年の見直しについて」という報告書をとりまとめた。これらの内容を反映し、①利用者負

担の見直し、②障害者の範囲及び障害程度区分の見直し、③相談支援の充実、④障害児支援の強化、⑤地域における自立した生活のための支援の充実などを内容とした「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」が第 171 回通常国会に提出されたが、審議未了廃案となった。

さらに、平成 21 年 9 月の連立政権において、「障害者自立支援法」を平成 25 年 8 月までに廃止し、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度を創設することについての合意がなされ、平成 21 年 12 月より、障がい者制度改革推進本部が設置された。当面 5 年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ、改革の推進に関する総合調整、改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進並びに法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討等を行うとしている。

〔制度・施策の動向〕

① 身体障害者施策

平成 14 年 5 月に、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため「身体障害者補助犬法」が公布され、平成 14 年 10 月から順次施行されている。なお、平成 19 年 12 月に改正され、民間事業所に対し、身体障害者補助犬使用の受入義務化や、苦情の申出等について規定された。

② 知的障害者施策

平成 15 年 4 月から、グループホームやショートステイの利用、施設入所等の知的障害者に関する事務等が市町村に移り、より地域に密着した施策が推進できるようになった。

③ 精神障害者施策

平成 16 年 9 月には、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」が策定され、受入条件が整えば退院可能な精神障害者の 10 年後の解消を目指すとして、「入院医療中心から地域生活中心へ」という今後 10 年間の精神保健医療福祉施策の具体的方向性が明らかにされた。平成 20 年 12 月には、「中間まとめ」をとりまとめ、「ビジョン」の後期 5 年間の重点施策群の策定に向けて、引き続き検討を行っ

ている。

④ 発達障害者施策

平成 18 年 6 月に「発達障害対策戦略推進本部」が設置され、支援関係機関のネットワークの構築や個別支援計画の作成支援などの体制整備や、支援手法やプログラムの開発に取り組むほか、地域で指導的役割を担える人材を育成するための研修等が行われている。

⑤ 高次脳機能障害施策

平成 13 年度から外傷性脳損傷や脳血管障害等の後遺症として生じた記憶障害・社会的行動障害について、高次脳障害支援モデル事業として標準的な訓練プログラム等を作成するとともに、高次脳機能障害者への支援ネットワークづくりなどを実行している。

平成 18 年 10 月からは、このモデル事業の成果を踏まえ、都道府県に高次脳機能障害者への支援を行うための支援拠点を置き、全国で適切な対応が行われるよう取り組んでいる。

⑥ 障害者雇用施策

平成 20 年 12 月には、地域の身近な雇用の場である中小企業での障害者雇用が低下傾向にあること等を背景に、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が公布され、平成 21 年 4 月より順次施行されることとなった。主な改正点としては、①障害者雇用納付金の納付義務等の対象範囲を現行の常用労働者 301 人以上の企業から、101 人以上の企業へと段階的に拡大すること、②障害者雇用義務の対象に短時間労働者（週 20 時間以上 30 時間未満）を追加すること等であり、これらの施行を通じ、さらなる障害者雇用に係る取組みの充実を図ることとしている。

精神障害者の雇用については、平成 22 年度はカウンセリング体制の整備等、精神障害者が働き

やすい職場づくりに努めた企業に対する「精神障害者雇用安定奨励金」を創設し、精神障害者の一層の雇用促進、さらには職場定着を図ることとしている。

発達障害者を対象とした支援としては、平成 21 年度より発達障害者を新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握し報告する事業主に対する助成（「発達障害者雇用開発助成金」）を創設し、発達障害者の就労を支援するとともに、その雇用管理上の課題等の把握を行っているほか、「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」、「発達障害者就労支援者育成事業」、「地域障害者職業センターにおける専門的支援の試行」を実施している。

難病がある人を対象とした支援としては、平成 21 年度より難病のある人を新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握し報告する事業主に対する助成（「難治性疾患患者雇用開発助成金」）を行うことにより、難病のある人の就労を支援するとともに、その雇用管理上の課題等の把握を行っている。

民間企業の障害者実雇用率は、法定雇用率 1.8 %に対し、平成 20 年 6 月には 1.59%、平成 22 年 6 月には 1.68% となった。法定雇用率達成企業の割合も増加し、47.0% となった。独立行政法人等は、法定 2.1% に対し、平成 22 年 6 月には 2.24% となっている。実雇用率は着実に進展しており、厚生労働省では未達成企業等に法定雇用率達成のための指導基準に基づき、指導強化を行っている。

資料：「平成 22 年版 厚生労働白書」（厚生労働省 HP）

「平成 22 年版 障害者白書」（内閣府 HP）

「平成 22 年 6 月 1 日現在の障害者の雇用状況について」（厚生労働省 HP）

5 医療保険

21世紀の本格的な高齢社会を迎えるにあたって、国民の医療ニーズの多様化、高度化等に的確に対応した揺るぎない医療保険制度を確立することが、今後の重要な課題となっている。

平成20年度の国民医療費は34兆8,084億円、国民1人当たりの医療費は27万2,600円に達している。特に老人医療費についてみると、国民医療費に占める割合が次第に増加し平成20年度には32.8%に達している。今後も人口の高齢化の進展、医療技術の進歩等により、医療費の増加は避けられないところであり、伸び率を適正な範囲に抑えるための努力が求められている。

〔医療保険制度抜本改革の検討〕

平成18年2月、第164回通常国会に「健康保険法等の一部を改正する法律案」が提出され、6月14日に成立し、21日に公布された。この法律の概要は、以下のとおりである。

1) 医療費適正化の総合的な推進（①医療費適正化計画の策定（20年4月～）、②保険者に対する一定の予防健診等の義務づけ（20年4月～）、③保険給付の内容・範囲の見直し等（18年10月～・19年4月～・20年4月～）、④介護療養型医療施設の廃止（24年4月～））

2) 新たな高齢者医療制度の創設（①後期高齢者医療制度の創設（20年4月～）、②前期高齢者の医療費に係る財政調整制度の創設（20年4月～））

3) 保険者の再編・統合（①国保の財政基盤強化（18年4月～、18年10月～）、②政管健保の公法人化（20年10月～）、③地域型健保組合（18年10月～））

4) その他

なお、出産育児一時金については、平成21年1月から、医療リスクに対する支援体制として「産科医療補償制度」が創設され、産科医療補償制度

に加入している医療機関で出産した場合、掛金分の3万円を引上げ、38万円とされた。さらに、緊急の少子化対策の一環として、平成21年10月から平成23年3月までの間、出産育児一時金を4万円引上げ、原則42万円とされた。また、原則として被保険者と医療機関等の契約により、医療機関等が被保険者に代わって申請・受取を行う「出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度」が導入された。

〔診療報酬・薬価の改定〕

平成22年4月の改定は、診療報酬本体1.55%の引上げ、薬価等1.36%の引下げ、合わせて0.19%の引上げが行われた。改定にあたっては、救命救急センター・二次救急医療機関の評価、ハイリスク妊娠管理の充実・ハイリスク新生児に対する集中治療の評価、手術料の引上げ・小児に対する手術評価の引上げ、医師事務作業補助体勢加算の評価の充実・多職種からなるチーム医療の評価などの見直しが行われた。

また、このほかにがん医療や認知症医療など医療の中で特に充実が求められる医療分野において、病院と診療所が連携して治療を行った場合の診療報酬の新設等や医療の透明化や患者への情報提供を推進する観点から、医療費の詳細がわかる明細書の医療機関・薬局における無償発行を原則化した。

〔医療提供体制〕

医療提供体制については、全国では、平成21年10月1日現在の病院病床数で、一般病床が90万6,401床（56.6%）、療養病床が33万6,273床（21.0%）となった。

平成18年2月、少子高齢化の進行、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境の変化に対応し、より質の高い効率的な医療サ

ービスを提供するための改革を推進するべく「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」が第164回通常国会に提出され、6月14日に成立し、21日に公布された。

資料：「平成20年度 国民医療費」（厚生労働省HP）
 「平成20年度 後期高齢者医療状況報告」（厚生労働省HP）
 「平成21年 医療施設（動態）調査・病院報告」（厚生労働省HP）
 「平成22年版 厚生労働白書」（厚生労働省HP）
 「保険と年金の動向 2010/2011」（「厚生の指標」臨時増刊、厚生統計協会）

6 年金保険

公的年金制度は、現役世代が年金受給世代を支える「世代間扶養の仕組み」に基づき、すべての国民の老後生活を保障するとともに、障害を負った場合や生計維持者が死亡した場合の保障を行っている。

平成20年度末現在のわが国の国民年金被保険者数は6,936万人、受給権者数は2,690万人、被用者年金被保険者数は3,892万人、受給権者数は1,576万人、年金支給総額は約44兆9千億円にのぼる。平成21年の国民生活基礎調査によれば、「高齢者世帯」の所得を種類別にみると、「公的年金・恩給」が209万8千円（総所得の70.6%）で最も多く、公的年金・恩給を受給している「高齢者世帯」の中で「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は63.5%となっており、公的年金は国民生活に欠くことのできないものとして深く浸透している。平成22年4月時点で、老齢基礎年金（40年加入の場合）は月額6万6,008円、サラリーマン夫婦（第2号被保険者の厚生年金（平均的な賃金で40年加入）と2人分の老齢基礎年金の合計）は月額23万2,592円となっている。

〔平成16年年金制度改革〕

平成16年2月、年金改正法案を国会に提出し、平成16年6月に成立し、平成16年10月から順次施行された。同法案には、社会経済と調和した持続可能な制度を構築し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方

に対応した制度とするため、国民年金及び厚生年金保険について、①基礎年金に対する国庫負担割合の2分の1への引上げ、②今後の保険料水準を法定、③年金額の水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入、④在職老齢年金制度の見直し、⑤育児期間に対する配慮措置の拡充、⑥離婚時等における厚生年金保険の標準報酬分割制度の創設、⑦国民年金保険料の徴収強化の措置等を講ずることが盛り込まれたほか、企業年金制度について、厚生年金基金制度の改善や企業年金の通算措置の拡充についても盛り込まれた。

平成21年6月には、基礎年金に係る国庫負担割合について、平成21年度及び平成22年度において財政投融資特別会計から一般会計への特例的な繰入金を活用した財源の確保により2分の1とするとともに、所得税法等の一部を改正する法律の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定した財源の確保を図った上で2分の1への引上げを恒久化する措置等を講ずることを盛り込んだ「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が成立し、平成21年4月から施行された。

〔次期年金制度改革に向けて〕

現行の年金制度については、職業によって分立していたり、国民年金の未納・未加入問題があることなどから、新しく時代にあった仕組みへと改革を図る必要があり、雇用の流動化など時代にあ

第1部 社会保障の動向

った、公平・透明で分かりやすい年金制度とする観点から、年金制度を例外なく一元化し、すべての国民が加入する「所得比例年金」と「最低保障年金」を骨格とする新たな年金制度の実現を目指すこととしている。このような抜本的な年金改革を行うにあたり、平成 22 年 3 月に「新年金制度に関する検討会」が設置され、平成 22 年 6 月に 7 項目の新年金制度の基本原則等を含む「新たな年金制度の基本的な考え方について（中間まとめ）」が公表された。次期年金改革は平成 25 年度（2013 年度）を目処に議論が始まっている。

〔企業年金制度の動向〕

確定給付企業年金は、毎年加入者数が伸びており、普及・定着が進んでいる。他方、財政状況が

悪化し掛け金の引上げに支障がある企業については、財政が長期的に安定するための構造改革等を盛り込んだ長期運営計画を策定すること等を条件に、当該掛け金の引上げを最長 2 年間猶予すること等を可能とする措置を講じた（平成 21 年 7 月施行）。

企業等が毎月掛け金を拠出し、加入者の運用によって将来の給付額が決定される確定拠出年金については、厳しい運用環境の中、より一層の給付の充実が求められていることを受け、平成 22 年 1 月より掛け金の拠出限度額の引上げを行った。

資料：「平成 22 年版 厚生労働白書」（厚生労働省 HP）
「平成 21 年 国民生活基礎調査」（厚生労働省 HP）

7 労働保険等

〔労災保険・労働安全衛生の動向〕

平成 20 年度における労災保険の適用労働者は 5,242 万人で、前年度比 2.2% の増加となった。労働災害は累次の労働災害防止計画の推進等により全体としては減少傾向にあるものの、近年その減少率に鈍化傾向がみられ、平成 20 年度に新たに保険給付の支払を受けた被災労働者数（全国）は、業務災害による者が 54 万 3,128 人、通勤災害による者が 6 万 1,011 人、全体で 60 万 4,139 人となっており、前年度に比べ 3,209 人（0.5%）の減となっている。

平成 22 年 1 月より、船員保険の職務上疾病・年金部門を労災保険に統合し、船員保険の被保険者であった船員等について、労災保険の対象となっている。

〔雇用保険の動向〕

雇用保険については、一般求職者給付基本手当受給者実人員（年度平均）は、平成 20 年度は 61 万人となり前年より増加した。

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセイフティネット機能の強化等を図るため、公労使の三者構成による検討が行われ、平成 21 年 12 月に報告書がとりまとめられた。この報告を踏まえ、雇用保険の失業等給付に係る国庫負担について、①平成 21 年度二次補正予算で一般財源を追加投入、②平成 22 年度に検討し、安定財源を確保した上で平成 23 年度以降について国庫負担を本則 4 分の 1 に戻すこととする内容が「雇用保険法の一部を改正する法律」として平成 22 年 2 月に公布され、施行された。

また、平成 22 年 3 月に「雇用保険法の一部を改正する法律」により、①非正規労働者に対する適用基準である「6か月以上の雇用見込み」を「31 日以上の雇用見込み」に緩和すること、②雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間について、これまでの 2 年前までを超えて遡及できることとなる内容が公布され、施行された。

今般の適用基準の緩和により、新たに 255 万人

が雇用保険の対象者となる見込みであり、セイフティネット機能の強化が図られた。

平成 22 年 1 月より、船員保険の失業部門が雇用保険に統合された。

【若年者・高齢者の雇用対策等】

新規学校卒業予定者の就職内定状況について、平成 20 年秋以降の急激な経済情勢の悪化に伴い、平成 22 年 3 月卒業の新規高卒者が 93.9%（3 月末現在、前年差 1.7 ポイント減）、新規大卒者が 91.8%（4 月 1 日現在、前年差 3.9 ポイント減）と厳しい状況となっている。

フリーターについては、平成 15 年をピークに 5 年連続で減少したものの、平成 21 年には 6 年ぶりに増加するなど厳しい状況にある。

これを踏まえ、若年者雇用対策として、①若者に対する就職支援、②若者の応募機会拡大に向けた企業の取組みの推進、③「地域若者サポートステーション」事業の拡充、④新規学卒者、未就職卒業者等に対する就職支援、⑤学校段階からの職業意識形成支援、⑥ものづくり立国の推進、⑦学校教育との連携によるキャリア形成支援の推進、などを行っている。

少子高齢化が急速に進展する中、高い就労意識を有する高齢者が培ってきた知識と経験を活か

し、誰もが意欲と能力のある限り年齢にかかわりなく働くことができる社会の実現に向けた取組みを進めることが重要である。そこで、高齢者雇用就業対策として、①定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保の推進、②中高年齢者の再就職の援助・促進、③高齢者の多様な就業・社会参加の促進、などを実行している。

なお、「平成 22 年 6 月 1 日現在の高齢者の雇用状況」によると、31 人以上規模企業の 96.3% が高齢者雇用確保措置を実施していた。雇用確保措置の内訳は、「定年の定めの廃止」が 2.8%、「定年の引上げ」が 13.9%、「継続雇用制度の導入」が 83.3% となっている。希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は 46.2% で、70 歳までの雇用確保措置を実施した企業は 17.1% となった。今後は、未実施企業に対する強力な指導を行うことにより、引き続き、高齢者雇用確保措置の定着を図るとともに、「70 歳まで働く企業」の普及・啓発に取り組むことが課題となっている。

資料：「平成 22 年版 厚生労働白書」（厚生労働省 HP）
「平成 22 年 6 月 1 日現在の高齢者の雇用状況」
(厚生労働省 HP)

8 生活保護

生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしてきているが、その中心となる生活扶助の基準については、従来から一般国民の生活水準の向上に即した改善が図られてきている。平成 22 年度については、世帯当たりの生活扶助基準は 16 万 2,170 円（標準 3 人世帯、1 級地 -1 の場合）となった。また、被保護者数は、昭和 59 年をピークとして減少傾向で推移してきたが、平成 6 年度から横ばい傾向となり、平成 8

年度後半からは増加傾向に転じている。平成 20 年度の被保護人員は 159 万 2,620 人となっている。保護率についてみると、平成 20 年度は 12.5 % となっている。

平成 17 年度より、実施機関が組織的に被保護世帯の自立・就労を応援する制度に転換することを目的として、自立支援プログラムが導入された。平成 21 年 12 月末現在、878 自治体で 3,808 のプログラムが策定・実施されている。策定され

第1部・社会保障の動向

ているプログラムをみると、日常生活自立に関するもの 1,977、経済自立に関するもの 1,538、社会生活自立に関するもの 293 となっている。母子加算については、平成 21 年 12 月から復活している。

生活保護制度の運用は、生活保護を受けるべき方が保護を受けられることが重要であり、受けるべきでない方については不正受給の防止策等が必

要である。特に「貧困ビジネス」といわれる悪質な無料低額宿泊施設等事業者による生活保護費の不適正な徴収や劣悪な処遇等については、実態調査を行いその結果を平成 21 年 10 月に公表したところであり、改善指導に取り組んでいる。

資料：「平成 22 年版 厚生労働白書」（厚生労働省 HP）
「国民の福祉の動向 2010/2011」（「厚生の指標」臨時増刊、厚生統計協会）

9 保健医療と環境衛生

わが国の疾病構造は、結核等の感染症から、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病を中心とする慢性疾患へと疾病構造が変化しており、このような医療を取り巻く環境の変化に対応して、施策の面においても健康増進からリハビリテーションを通じた包括医療の重要性が高まっている。

〔医療提供体制の整備等〕

医療提供体制については、都道府県ごとの医療計画が作成され、少なくとも 5 年に一度見直しが行われているほか、地域の実情や特性に即した保健医療サービスの提供体制の整備を図るため、2 次医療圏（日常生活圏）単位に地域保健医療計画が作成されている。

平成 18 年 2 月、少子高齢化の進行、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境の変化に対応し、より質の高い効率的な医療サービスを提供するための改革を推進するべく「良質な医療を提供する体制の確立を図るために医療法等の一部を改正する法律」が第 164 回通常国会に提出され、6 月 14 日に成立、21 日に公布平成 19 年 4 月 1 日を基本として施行された。

医薬分業は、かかりつけ薬局が患者の服薬の記録を保存（薬歴管理）し、複数の病院等から処方される薬の飲み合わせを確認することを通じて、重複投薬や相互作用の発生を防止するもので、医

薬品の適正使用に大きく資するものである。保健所を事務局とした医薬分業定着促進事業等を通じ、分業率は平成 21 年度には 60.7% にまで達しているが、今後は、患者が複数の医療機関を受診した場合でも一つのかかりつけ薬局から薬を受け取る「面分業」体制を推進していくこととされている。

〔健康づくり対策〕

平成 17 年度から、国民の健康寿命を 2 年程度伸ばすことを目標に、①生活習慣病対策の推進、②女性のがん緊急対策、③介護予防の推進、に係る施策を進めるとともにそれらを支える科学技術の振興を図るため「健康フロンティア戦略」を 10 年戦略として推進している。平成 19 年 4 月には、さらに内容を発展させた「新健康フロンティア戦略」が策定された。平成 28 年度までの 10 年間に、国民が自ら取り組んでいくべき分野として「子どもの健康」、「女性の健康」、「メタボリックシンドローム克服」、「がん克服」、「こころの健康」、「介護予防」、「歯の健康」、「食の選択」、「運動・スポーツ」の 9 つの分野を取り上げ、それぞれの分野において対策を進めることとされた。また、これらの対策を支援する「家庭・地域」、「人間活動領域拡張」、「研究開発」の分野についても、対策を進めることとされた。

また、一定基準を満たした運動施設及び温泉利用施設を国が健康増進施設として認定する等、国民の健康づくりに対する民間施設を利用しての支援も行われている。

【がん対策】

平成18年6月の第164回通常国会では、がんが依然として国民の生命及び健康にとって重要な課題となっている現状にかんがみ、議員立法として「がん対策基本法案」が審議され成立し、平成19年4月1日から施行された。これに基づき、平成19年6月に「がん対策推進基本計画」が閣議決定され、がん対策に総合的・計画的に取り組んでいる。この計画では、「放射線療法及び化学療法の推進」や「治療の初期段階からの緩和ケアの実施」等が重点課題の一つとして取り上げられた。このため、厚生労働省では、平成20年3月には放射線療法や化学療法の推進に資するため、「がん診療・連携拠点病院の整備に関する指針」を見直し、4月から施行した。また、平成20年4月には、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」を策定し、研修内容についてのモデルプログラム等を定めた。

また、女性特有のがん（子宮頸がん、乳がん）については検診受診率が低い状況のため、一定年齢を対象に「がん検診無料クーポン」とがんについて分かりやすく解説した「検診手帳」が配布されている。

【感染症対策】

平成20年5月には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が公布され、新型インフルエンザが発生した場合の被害を最小限に食い止め、発生前後に必要な対策を迅速かつ確実に実施する

こととされた。

またエイズ対策では、依然として感染の拡大が続いていることから、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（エイズ予防指針）」を見直し、平成18年4月より施行している。

【環境衛生対策等その他の施策】

水道は国民の生活に不可欠であり、安全な水を安定して供給することが必要である。水道基準について、平成21年度末現在51項目を設定しており、最新の科学的知見を踏まえて常に見直しを行っている。また、近年の頻発する地震災害において、水道施設も甚大な被害を受けたことを踏まえ、水道施設が備えるべき耐震性能の基準を明確化し、技術的基準を定める省令を改定、平成20年10月から施行された。

食品安全対策としては、牛海綿状脳症（BSE）の発生や基準違反の残留農薬、偽装表示等食品に関する様々な問題を契機に食品の安全性に対する国民の不安や不信が高まっている状況を踏まえ、平成15年に「食品安全基本法」の成立や「食品衛生法」等が改正された。食品の健康に及ぼす影響を評価するリスク評価機関及び規格基準の策定やそれに基づく監視指導の業務などを担うリスク管理機関の立場が明確化され、食品の安全の推進を図っている。

なお、平成21年9月に消費者庁が創設され、「食品衛生法」「健康増進法」の規定に基づく事務等が移管された。

資料：「平成22年版 厚生労働白書」（厚生労働省HP）

「保険と年金の動向 2010/2011」（「厚生の指標」臨時増刊、厚生統計協会）

「処方せん受取状況の推計（平成21年度集計）」（日本薬剤師会HP）

10 人材の確保と資質の向上

近年、介護従事者の離職率が高く、介護サービス事業者による人材確保が困難になってきているため、平成20年の第169回通常国会にて「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」が成立した。こうした状況を踏まえ平成21年4月より、介護報酬改定率を3.0%として介護従事者の処遇改善につなげるとともに、平成21年度補正予算で「介護職員処遇改善交付金」制度を設けるなどによって処遇改善をさらに進めようとしている。

看護職員については、平成17年12月に策定された「第六次看護職員需給見通し」においては、平成22年の需要見通し140万6,400人に対し、供給見通しは139万500人で供給率98.9%を見込んでいる。

今後増大かつ多様化する国民の保健医療・福祉需要に対応し、きめの細かいサービスを必要に応じ提供するためには、これらの人材の確保に加え、様々な民間サービスや、住民参加型福祉サービス、ボランティア等、多様な形態で国民が保健医療・福祉サービスに積極的に参加することが求められている。住民参加型の組織は年々増加傾向にあり、全国社会福祉協議会の全国ボランティ

ア・市民活動振興センター調べによれば、ボランティア活動者の数は、平成21年4月時点では、約730万人となっており、2年前の調査（平成19年の約833万人）から約100万人減少した。全国の都道府県及び市区町村の社会福祉協議会にはボランティアセンターが多数設置されており、ボランティアの登録・斡旋等の情報提供をはじめとする各種事業を行っている。

また、平成20年6月の「経済財政の基本方針2008」を踏まえ、地域の医師確保の観点から過去最高の定員となった平成21年度に続き平成22年度の医学部定員も8,846人となった。

さらに、各医療スタッフの専門性を高めるとともに、それぞれの業務・役割を拡大し連携することでより状況に的確な医療を提供すべく、様々な立場の有識者から構成される「チーム医療の推進に関する検討会」を開催、チーム医療を推進するための具体的方策についての検討を進め、平成22年3月に報告書をとりまとめた。

資料：「平成22年版 厚生労働白書」（厚生労働省HP）
「ボランティア活動年報2009」（全国社会福祉協議会）

第3節 社会保障給付費について

表章記号は次のとおりである。

計数のない場合	—
比率が微少（0.05未満）の場合	0.0
推計数が表章単位の1/2未満の場合	0
減少数（率）の場合	△

I 社会保障給付費の範囲等

1. 社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供すること。

(1)高齢 (2)遺族 (3)障害 (4)労働災害 (5)保健医療 (6)家族 (7)失業 (8)住宅 (9)生活保護その他

②制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。

③制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険や労働者災害補償保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

社会保障給付費は、上記のILO基準に従い、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算等をもとに推計したものである。なお、ILO基準に従えば、児童福祉、老人福祉等の分野で地方自治体が地方の財政のみにより行っている事業等の費用も上記の基準に合致するものであれば社会保障給付費から除外されるものではないが、国内の統計資料の制約から基本的には含まれていない。

ILOは1949年以来19回の社会保障費用調査を実施し、各国から提供された社会保障費データを、“The Cost of Social Security”としてインターネットのホームページで公開している。

(ILO該当URLは<http://www.ilo.org/public/english/protection/secsoc/areas/stat/css/index.htm>)

2. 社会保障給付費の「医療」「年金」「福祉その他」部門別分類は、次のとおりである。

「医療」には、医療保険、後期高齢者医療の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療等が含まれる。

「年金」には、厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。

「福祉その他」には、社会福祉サービスや介護対策に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付

第1部 社会保障の動向

が含まれる。また、再掲した介護対策には、介護保険給付と生活保護の介護扶助、原爆被爆者介護保険法一部負担金及び介護休業給付が含まれる。

3. 社会保障給付費の機能別分類は、上記社会保障給付費の範囲①におけるリスクやニーズごとに給付費を集計したものである。

II 平成20年度社会保障給付費の概要

1. 平成20年度の社会保障給付費の総額は94兆848億円である。

- (1) 部門別社会保障給付費をみると、「医療」が29兆6,117億円(31.5%)、「年金」が49兆5,443億円(52.7%)、「福祉その他」が14兆9,289億円(15.9%)である。
(2) 平成20年度社会保障給付費の対前年度伸び率は2.9%であり、対国民所得比は26.76%である。
(3) 国民1人当たり社会保障給付費は73万6,800円であり、1世帯当たりでは193万5,100円となっている。

表1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成19年度	平成20年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 914,305 (100.0)	億円 940,848 (100.0)	億円 26,544	% 2.9
医療	289,462 (31.7)	296,117 (31.5)	6,654	2.3
年金	482,735 (52.8)	495,443 (52.7)	12,707	2.6
福祉その他	142,107 (15.5)	149,289 (15.9)	7,182	5.1
介護対策(再掲)	63,727 (7.0)	66,669 (7.1)	2,942	4.6

(注) () 内は構成割合である。

表2 部門別社会保障給付費の対国民所得比

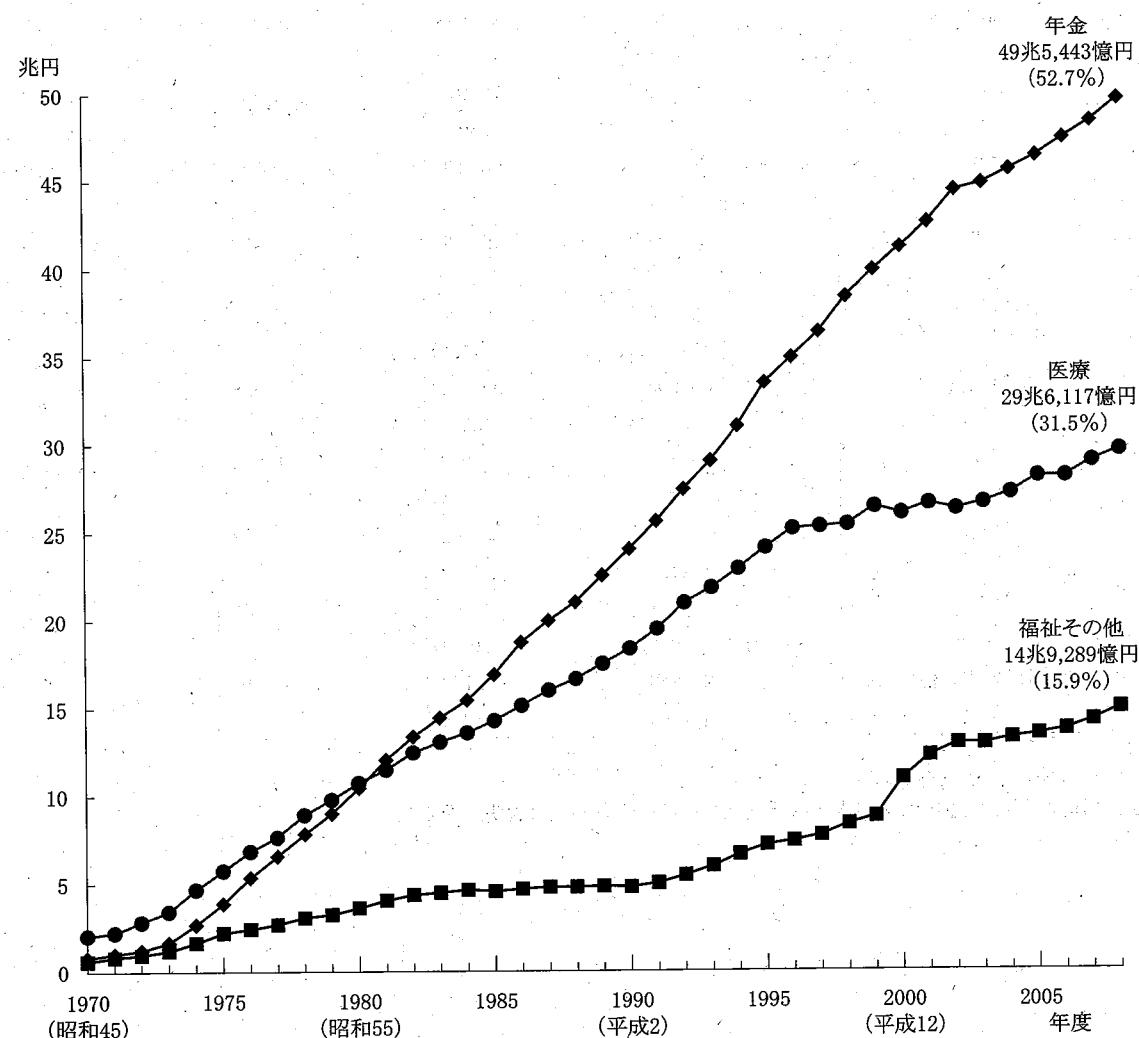
社会保障給付費	平成19年度	平成20年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	24.16	26.76	2.61
医療	7.65	8.42	0.78
年金	12.76	14.09	1.34
福祉その他	3.75	4.25	0.49
介護対策(再掲)	1.68	1.90	0.21

表3 1人（1世帯）当たり社会保障給付費

社会保障給付費	平成19年度	平成20年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
1人当たり	千円 715.6	千円 736.8	千円 21.2	% 3.0
1世帯当たり	千円 1,878.7	千円 1,935.1	千円 56.3	% 3.0

(注) 1世帯当たり社会保障給付費 = (世帯人員総数／世帯総数) × 1人当たり社会保障給付費によって算出した。

図1 社会保障給付費の部門別推移



第1部 社会保障の動向

2. 機能別社会保障給付費をみると「高齢」が全体の50.2%で最も大きく、ついで「保健医療」が30.9%であり、この二つの機能で81.1%を占めている。これ以外の機能では、「遺族」(7.0%)、「家族」(3.4%)、「障害」(3.2%)、「生活保護その他」(2.5%)、「失業」(1.3%)、「労働災害」(1.0%)、「住宅」(0.4%)の順となっている。

表4 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成19年度	平成20年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 914,305 (100.0)	億円 940,848 (100.0)	億円 26,544	% 2.9
高齢	457,900 (50.1)	472,649 (50.2)	14,749	3.2
遺族	65,755 (7.2)	66,298 (7.0)	542	0.8
障害	27,760 (3.0)	29,720 (3.2)	1,960	7.1
労働災害	9,738 (1.1)	9,620 (1.0)	△118	△1.2
保健医療	283,993 (31.1)	290,521 (30.9)	6,528	2.3
家族	30,733 (3.4)	32,043 (3.4)	1,310	4.3
失業	11,871 (1.3)	12,482 (1.3)	612	5.2
住宅	3,611 (0.4)	3,762 (0.4)	151	4.2
生活保護その他	22,943 (2.5)	23,753 (2.5)	810	3.5

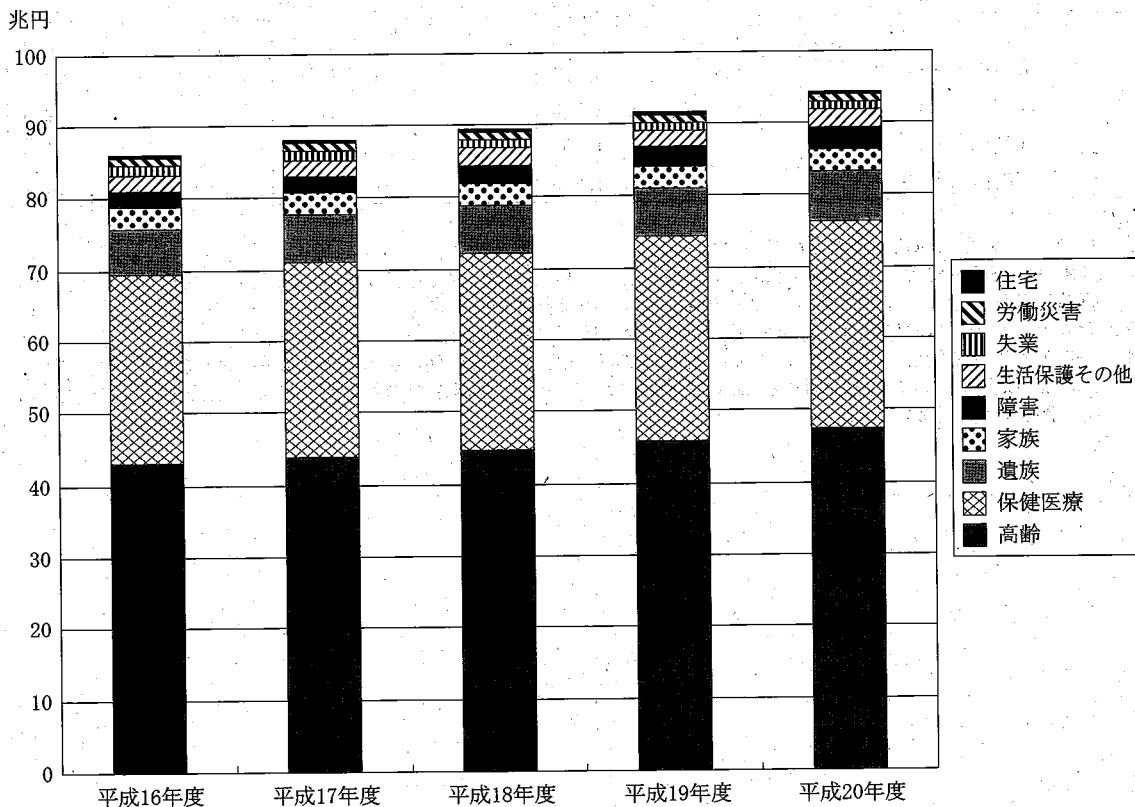
(注)

1. () 内は構成割合である。
2. 機能別の項目説明は、『参考：機能別社会保障給付費の項目説明』を参照。

表5 機能別社会保障給付費の対国民所得比

社会保障給付費	平成19年度	平成20年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	24.16	26.76	2.61
高齢	12.10	13.45	1.35
遺族	1.74	1.89	0.15
障害	0.73	0.85	0.11
労働災害	0.26	0.27	0.02
保健医療	7.50	8.26	0.76
家族	0.81	0.91	0.10
失業	0.31	0.36	0.04
住宅	0.10	0.11	0.01
生活保護その他	0.61	0.68	0.07

図5 機能別社会保障給付費の推移



第1部 社会保障の動向

3. 年金保険給付費、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせた高齢者関係給付費は、平成20年度には65兆3,597億円となり、社会保障給付費に対する割合は69.5%である。

表6 高齢者関係給付費

	平成19年度	平成20年度	対前年度伸び率
	億円	億円	%
社会保障給付費	914,305 (100.0)	940,848 (100.0)	2.9
年 金 保 險 給 付 費	億円 467,994	億円 481,509	2.9
高 齢 者 医 療 給 付 費	102,807	104,170	1.3
老 人 福 祉 サ ー ビ ス 給 付 費	63,728	66,670	4.6
高 年 齢 雇 用 継 続 給 付 費	1,125	1,248	10.9
計	635,654 (69.5)	653,597 (69.5)	2.8
60歳以上人口	万人 3,594	万人 3,717	3.4
65歳以上人口	2,746	2,822	2.8
70歳以上人口	1,963	2,017	2.8
75歳以上人口	1,270	1,322	4.1

(注)

1. () 内は社会保障給付費に占める割合である。
2. 高齢者医療給付費は、平成19年度は老人保健制度からの医療給付額、平成20年度は後期高齢者医療制度からの医療給付額及び老人保健制度からの平成20年3月分の医療給付額等が含まれている。
3. 老人福祉サービス給付費は、介護対策給付費と介護保険以外の福祉サービス費等からなる。
4. 高年齢雇用継続給付費は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が25%以上低下した状態で雇用を継続する高年齢者に対し、60歳以後の賃金額の15%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。

III 平成20年度社会保障財源の概要

平成20年度の社会保障財源の総額は101兆5,378億円である。

- (1) 項目別割合をみると、社会保険料が56.6%、公費負担が32.2%、他の収入が11.2%となっている。
- (2) 対前年度比は1.1%の増加となった。

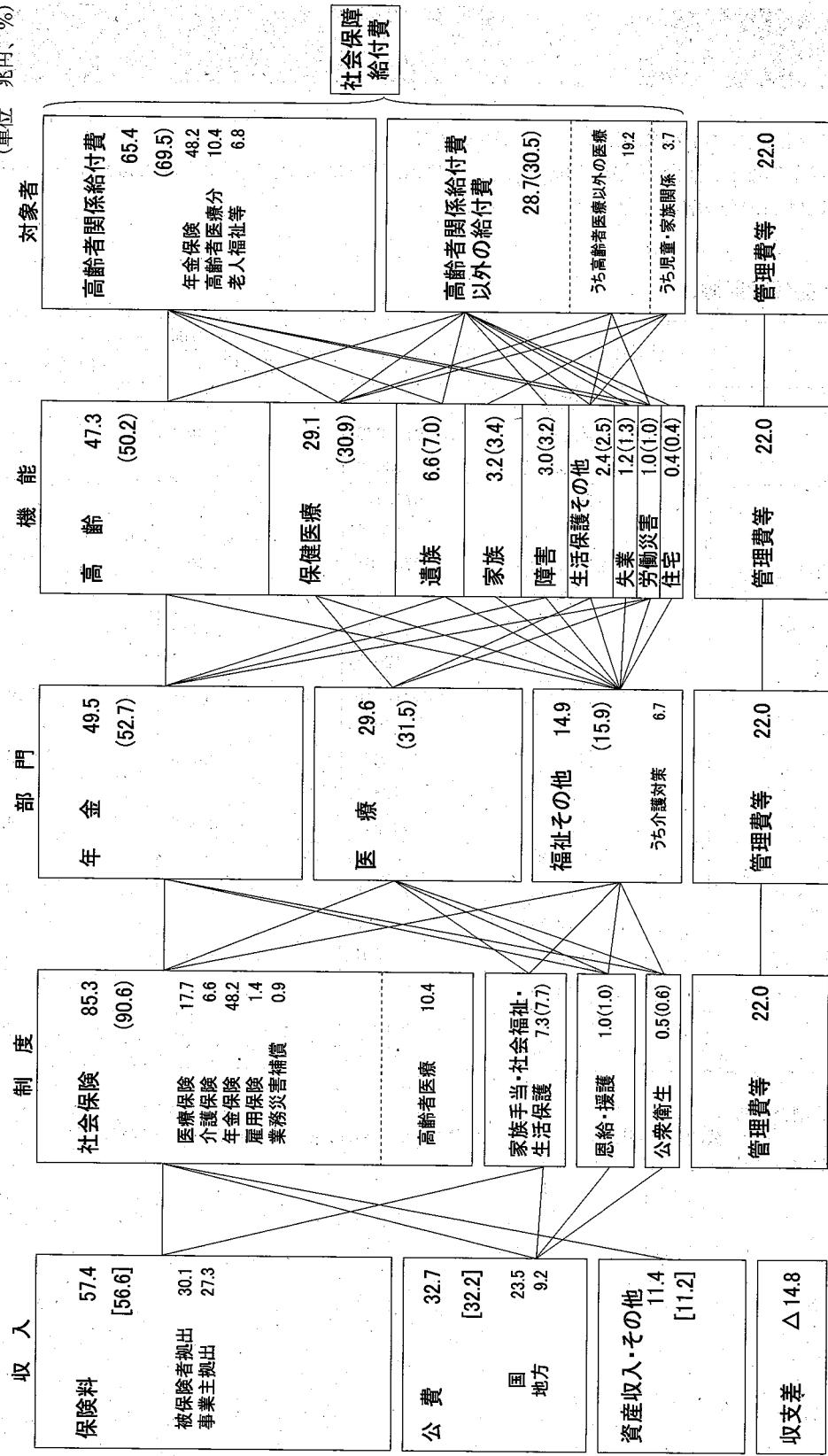
表7 項目別社会保障財源

	平成19年度	平成20年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 1,004,289 (100.0)	億円 1,015,378 (100.0)	億円 11,088	% 1.1
I 社会保険料	568,740 (56.6)	574,476 (56.6)	5,736	1.0
事業主拠出	272,010 (27.1)	273,261 (26.9)	1,251	0.5
被保険者拠出	296,730 (29.5)	301,215 (29.7)	4,485	1.5
II 公費負担	310,368 (30.9)	327,015 (32.2)	16,647	5.4
国	221,900 (22.1)	234,670 (23.1)	12,770	5.8
地方	88,468 (8.8)	92,345 (9.1)	3,878	4.4
III 他の収入	125,181 (12.5)	113,886 (11.2)	△11,295	△9.0
資産収入	20,363 (2.0)	7,601 (0.7)	△12,761	△62.7
その他	104,818 (10.4)	106,285 (10.5)	1,467	1.4

(注)

1. () 内は構成割合である。
2. 「他の収入」については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意する必要がある。また、「その他」は積立金からの受入を含む。

図3 収入、制度、部門、機能、対象者からみた社会保障給付費（2008（平成20）年度）



(注) 1. 「児童・家族関係」は、社会保障給付費のうち、医療保険の出産育児一時金、雇用保険の育児休業給付、保育所運営費、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等である。

2. 制度別の「高齢者医療」、対象者別の「高齢者医療分」には、後期高齢者医療制度からの医療給付額及び老人保健制度からの医療給付額等が含まれている。

3. 平成20年度の社会保障収入は101.5兆円（他制度からの移転を除く）であり、「 」内は社会保障給付費に対する割合。

4. 平成20年度の社会保障給付費は94.1兆円であり、() 内は社会保障給付費に対する割合。

統計表

第1表 社会保障給付費の部門別推移

年度	社会保障給付費						
	計 (億円)	医療 (億円)	構成割合 (%)	年金・福祉その他 (億円)	構成割合 (%)		
1950(昭和25)	1,261	646	51.2	615	48.8		
1951(26)	1,571	804	51.1	768	48.9		
1952(27)	2,194	1,149	52.3	1,046	47.7		
1953(28)	2,577	1,480	57.5	1,096	42.5		
1954(29)	3,841	1,712	44.6	2,129	55.4		
1955(30)	3,893	1,919	49.3	1,974	50.7		
1956(31)	3,986	2,018	50.6	1,969	49.4		
1957(32)	4,357	2,224	51.0	2,133	49.0		
1958(33)	5,080	2,099	41.3	2,981	58.7		
1959(34)	5,778	2,523	43.7	3,255	56.3		
1960(35)	6,553	2,942	44.9	3,611	55.1		
1961(36)	7,900	3,850	48.7	4,050	51.3		
1962(37)	9,219	4,699	51.0	4,520	49.0		
1963(38)	11,214	5,885	52.5	5,329	47.5		
			年金 (億円)	構成割合 (%)	福祉その他 (億円)		
1964(39)	13,475	7,328	54.4	3,056	22.7	3,091	22.9
1965(40)	16,037	9,137	57.0	3,508	21.9	3,392	21.2
1966(41)	18,670	10,766	57.7	4,199	22.5	3,705	19.8
1967(42)	21,644	12,583	58.1	4,947	22.9	4,114	19.0
1968(43)	25,096	14,679	58.5	5,835	23.3	4,582	18.3
1969(44)	28,752	16,975	59.0	6,935	24.1	4,842	16.8
1970(45)	35,239	20,758	58.9	8,562	24.3	5,920	16.8
1971(46)	40,258	22,505	55.9	10,192	25.3	7,561	18.8
1972(47)	49,845	28,111	56.4	12,367	24.8	9,367	18.8
1973(48)	62,587	34,270	54.8	16,758	26.8	11,559	18.5
1974(49)	90,270	47,208	52.3	26,782	29.7	16,280	18.0
1975(50)	117,693	57,132	48.5	38,831	33.0	21,730	18.5
1976(51)	145,165	68,098	46.9	53,415	36.8	23,652	16.3
1977(52)	168,868	76,256	45.2	65,880	39.0	26,732	15.8
1978(53)	197,763	89,167	45.1	78,377	39.6	30,219	15.3
1979(54)	219,832	97,743	44.5	89,817	40.9	32,272	14.7
1980(55)	247,736	107,329	43.3	104,525	42.2	35,882	14.5
1981(56)	275,638	115,221	41.8	120,420	43.7	39,997	14.5
1982(57)	300,973	124,118	41.2	133,404	44.3	43,451	14.4
1983(58)	319,733	130,983	41.0	144,108	45.1	44,642	14.0
1984(59)	336,396	135,654	40.3	154,527	45.9	46,216	13.7
1985(60)	356,798	142,830	40.0	168,923	47.3	45,044	12.6

第1部 社会保障の動向

1986(61)	385,918	151,489	39.3	187,620	48.6	46,809	12.1
1987(62)	407,337	160,001	39.3	199,874	49.1	47,462	11.7
1988(63)	424,582	166,726	39.3	210,459	49.6	47,397	11.2
1989(平成元)	448,822	175,279	39.1	225,407	50.2	48,136	10.7
1990(2)	472,203	183,795	38.9	240,420	50.9	47,989	10.2
1991(3)	501,346	195,056	38.9	256,145	51.1	50,145	10.0
1992(4)	538,280	209,395	38.9	274,013	50.9	54,872	10.2
1993(5)	568,039	218,059	38.4	290,376	51.1	59,603	10.5
1994(6)	604,660	228,656	37.8	310,084	51.3	65,920	10.9
1995(7)	647,243	240,520	37.2	334,986	51.8	71,738	11.1
1996(8)	675,402	251,711	37.3	349,548	51.8	74,143	11.0
1997(9)	694,087	252,987	36.4	363,996	52.4	77,104	11.1
1998(10)	721,333	253,989	35.2	384,105	53.2	83,239	11.5
1999(11)	750,338	263,863	35.2	399,112	53.2	87,363	11.6
2000(12)	781,191	259,953	33.3	412,012	52.7	109,225	14.0
2001(13)	813,928	266,309	32.7	425,714	52.3	121,905	15.0
2002(14)	835,584	262,643	31.4	443,781	53.1	129,159	15.5
2003(15)	842,582	266,048	31.6	447,845	53.2	128,689	15.3
2004(16)	858,660	271,454	31.6	455,188	53.0	132,018	15.4
2005(17)	877,827	281,094	32.0	462,930	52.7	133,803	15.2
2006(18)	891,098	281,027	31.5	473,253	53.1	136,818	15.4
2007(19)	914,305	289,462	31.7	482,735	52.8	142,107	15.5
2008(20)	940,848	296,117	31.5	495,443	52.7	149,289	15.9

(注) 四捨五入の関係で総数が一致しない場合がある。

第2表 社会保障給付費（対国民所得比）の部門別推移

(単位 %)

年 度	社会保障給付費(対国民所得比)				国民所得 (億円)
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	3.54	1.81	1.73		44,346
1952(27)	4.21	2.20	2.01		52,159
1953(28)	4.29	2.47	1.83		60,015
1954(29)	5.83	2.60	3.23		65,917
1955(30)	5.58	2.75	2.83		69,733
1956(31)	5.05	2.56	2.49		78,962
1957(32)	4.91	2.51	2.41		88,681
1958(33)	5.41	2.24	3.18		93,829
1959(34)	5.23	2.28	2.95		110,421
1960(35)	4.86	2.18	2.68		134,967
1961(36)	4.91	2.39	2.52		160,819
1962(37)	5.15	2.63	2.53		178,933
1963(38)	5.31	2.79	2.53		210,993
1964(39)	5.60	3.05	1.27	1.29	240,514
1965(40)	5.98	3.41	1.31	1.26	268,270
1966(41)	5.90	3.40	1.33	1.17	316,448
1967(42)	5.76	3.35	1.32	1.10	375,477
1968(43)	5.74	3.36	1.33	1.05	437,209
1969(44)	5.52	3.26	1.33	0.93	521,178
1970(45)	5.77	3.40	1.40	0.97	610,297
1971(46)	6.11	3.41	1.55	1.15	659,105
1972(47)	6.40	3.61	1.59	1.20	779,369
1973(48)	6.53	3.58	1.75	1.21	958,396
1974(49)	8.03	4.20	2.38	1.45	1,124,716
1975(50)	9.49	4.61	3.13	1.75	1,239,907
1976(51)	10.34	4.85	3.80	1.68	1,403,972
1977(52)	10.85	4.90	4.23	1.72	1,557,032
1978(53)	11.51	5.19	4.56	1.76	1,717,785
1979(54)	12.07	5.36	4.93	1.77	1,822,066
1980(55)	12.15	5.26	5.13	1.76	2,038,787
1981(56)	13.03	5.44	5.69	1.89	2,116,151
1982(57)	13.67	5.64	6.06	1.97	2,201,314
1983(58)	13.82	5.66	6.23	1.93	2,312,900
1984(59)	13.84	5.58	6.36	1.90	2,431,172
1985(60)	13.69	5.48	6.48	1.73	2,605,599
1986(61)	14.40	5.65	7.00	1.75	2,679,415
1987(62)	14.49	5.69	7.11	1.69	2,810,998
1988(63)	14.03	5.51	6.95	1.57	3,027,101
1989(平成元)	13.99	5.46	7.03	1.50	3,208,020
1990(2)	13.61	5.30	6.93	1.38	3,468,929
1991(3)	13.59	5.29	6.94	1.36	3,689,316
1992(4)	14.71	5.72	7.49	1.50	3,660,072
1993(5)	15.55	5.97	7.95	1.63	3,653,760
1994(6)	16.34	6.18	8.38	1.78	3,700,109
1995(7)	17.54	6.52	9.08	1.94	3,689,367
1996(8)	17.77	6.62	9.19	1.95	3,801,609
1997(9)	18.16	6.62	9.52	2.02	3,822,945
1998(10)	19.55	6.88	10.41	2.26	3,689,757
1999(11)	20.59	7.24	10.95	2.40	3,643,409
2000(12)	21.01	6.99	11.08	2.94	3,718,039
2001(13)	22.53	7.37	11.78	3.37	3,613,335
2002(14)	23.49	7.38	12.47	3.63	3,557,610
2003(15)	23.53	7.43	12.51	3.59	3,580,792
2004(16)	23.60	7.46	12.51	3.63	3,638,976
2005(17)	23.99	7.68	12.65	3.66	3,658,783
2006(18)	23.75	7.49	12.61	3.65	3,752,258
2007(19)	24.16	7.65	12.76	3.75	3,784,636
2008(20)	26.76	8.42	14.09	4.25	3,515,221

(資料) 国民所得出所は、昭和29年度以前は経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、

昭和30-52年度は同「長期通期主要系列国民経済計算報告」、

昭和53-54年度は同「平成12年版国民経済計算年報」、

昭和55-平成20年度は内閣府経済社会総合研究所「平成22年版国民経済計算年報」による。

第1部 社会保障の動向

第3表 社会保障給付費・国民所得の対前年度伸び率の推移

(単位 %)

年 度	社会保障給付費				国民所得
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	24.6	24.5	24.9		
1952(27)	39.7	42.9	36.2		17.6
1953(28)	17.5	28.8	4.8		15.1
1954(29)	49.0	15.7	94.3		9.8
1955(30)	1.4	12.1	△7.3		5.8
1956(31)	2.4	5.2	△0.3		13.2
1957(32)	9.3	10.2	8.3		12.3
1958(33)	16.6	△5.6	39.8		5.8
1959(34)	13.7	20.2	9.2		17.7
1960(35)	13.4	16.6	10.9		22.2
1961(36)	20.6	30.9	12.2		19.2
1962(37)	16.7	22.1	11.6		11.3
1963(38)	21.6	25.2	17.9		17.9
1964(39)	20.2	24.5	15.3		14.0
1965(40)	19.0	24.7	14.8	9.7	11.5
1966(41)	16.4	17.8	19.7	9.2	18.0
1967(42)	15.9	16.9	17.8	11.0	18.7
1968(43)	15.9	16.7	18.0	11.4	16.4
1969(44)	14.6	15.6	18.9	5.7	19.2
1970(45)	22.6	22.3	23.4	22.2	17.1
1971(46)	14.2	8.4	19.0	27.7	8.0
1972(47)	23.8	24.9	21.3	23.9	18.2
1973(48)	25.6	21.9	35.5	23.4	23.0
1974(49)	44.2	37.8	59.8	40.8	17.4
1975(50)	30.4	21.0	45.0	33.5	10.2
1976(51)	23.3	19.2	37.6	8.8	13.2
1977(52)	16.3	12.0	23.3	13.0	10.9
1978(53)	17.1	16.9	19.0	13.0	10.3
1979(54)	11.2	9.6	14.6	6.8	6.1
1980(55)	12.7	9.8	16.4	11.2	11.9
1981(56)	11.3	7.4	15.2	11.5	3.8
1982(57)	9.2	7.7	10.8	8.6	4.0
1983(58)	6.2	5.5	8.0	2.7	5.1
1984(59)	5.2	3.6	7.2	3.5	5.1
1985(60)	6.1	5.3	9.3	△2.5	7.2
1986(61)	8.2	6.1	11.1	3.9	2.8
1987(62)	5.6	5.6	6.5	1.4	4.9
1988(63)	4.2	4.2	5.3	△0.1	7.7
1989(平成元)	5.7	5.1	7.1	1.6	6.0
1990(2)	5.2	4.9	6.7	△0.3	8.1
1991(3)	6.2	6.1	6.5	4.5	6.4
1992(4)	7.4	7.4	7.0	9.4	△0.8
1993(5)	5.5	4.1	6.0	8.6	△0.2
1994(6)	6.4	4.9	6.8	10.6	1.3
1995(7)	7.0	5.2	8.0	8.8	△0.3
1996(8)	4.4	4.7	4.3	3.4	3.0
1997(9)	2.8	0.5	4.1	4.0	0.6
1998(10)	3.9	0.4	5.5	8.0	△3.5
1999(11)	4.0	3.9	3.9	5.0	△1.3
2000(12)	4.1	△1.5	3.2	25.0	2.0
2001(13)	4.2	2.4	3.3	11.6	△2.8
2002(14)	2.7	△1.4	4.2	6.0	△1.5
2003(15)	0.8	1.3	0.9	△0.4	0.7
2004(16)	1.9	2.0	1.6	2.6	1.6
2005(17)	2.2	3.6	1.7	1.4	0.5
2006(18)	1.5	△0.0	2.2	2.3	2.6
2007(19)	2.6	3.0	2.0	3.9	0.9
2008(20)	2.9	2.3	2.6	5.1	△7.1

第3節 社会保障給付費について

第4表 1人当たり社会保障給付費と1人当たり国民所得の推移

年 度	1人当たり社会保障給付費		1人当たり国民所得	
	実額(千円)	指数 1973年=100	実額(千円)	指数 1973年=100
1951(昭和26)	1.9	3.3	52.5	6.0
1952(27)	2.6	4.5	60.8	6.9
1953(28)	3.0	5.2	69.0	7.8
1954(29)	4.4	7.7	74.7	8.5
1955(30)	4.4	7.7	78.2	8.9
1956(31)	4.4	7.7	87.6	10.0
1957(32)	4.8	8.4	97.6	11.1
1958(33)	5.5	9.6	102.3	11.6
1959(34)	6.2	10.8	119.2	13.6
1960(35)	7.0	12.2	144.5	16.4
1961(36)	8.4	14.6	170.6	19.4
1962(37)	9.7	16.9	188.1	21.4
1963(38)	11.7	20.4	219.5	25.0
1964(39)	13.7	23.9	247.6	28.2
1965(40)	16.2	28.2	273.2	31.1
1966(41)	18.9	32.9	319.6	36.4
1967(42)	21.6	37.7	375.0	42.7
1968(43)	24.8	43.2	431.7	49.1
1969(44)	28.0	48.9	508.7	57.9
1970(45)	33.7	58.7	586.0	66.7
1971(46)	37.9	66.1	621.7	70.7
1972(47)	46.3	80.8	724.9	82.5
1973(48)	57.4	100.0	879.1	100.0
1974(49)	81.6	142.3	1,018.1	115.8
1975(50)	105.1	183.3	1,108.7	126.1
1976(51)	128.4	223.8	1,242.4	141.3
1977(52)	147.9	257.9	1,364.7	155.2
1978(53)	171.7	299.3	1,492.2	169.7
1979(54)	189.3	329.9	1,569.6	178.5
1980(55)	211.6	368.9	1,742.7	198.2
1981(56)	233.8	407.5	1,795.9	204.3
1982(57)	253.5	441.9	1,855.2	211.0
1983(58)	267.5	466.3	1,936.0	220.2
1984(59)	279.6	487.4	2,021.9	230.0
1985(60)	294.8	513.8	2,153.9	245.0
1986(61)	317.2	553.0	2,203.5	250.6
1987(62)	333.2	580.9	2,301.0	261.7
1988(63)	345.9	603.0	2,467.6	280.7
1989(平成元)	364.3	635.0	2,605.3	296.3
1990(2)	382.0	665.9	2,807.6	319.4
1991(3)	404.2	704.6	2,974.5	338.3
1992(4)	432.5	754.0	2,940.3	334.5
1993(5)	455.3	793.7	2,926.4	332.9
1994(6)	483.6	843.0	2,955.1	336.1
1995(7)	515.4	898.5	2,939.8	334.4
1996(8)	536.6	935.4	3,022.5	343.8
1997(9)	550.1	959.0	3,031.6	344.8
1998(10)	570.3	994.1	2,918.6	332.0
1999(11)	592.3	1,032.5	2,876.7	327.2
2000(12)	615.5	1,072.9	2,930.2	333.3
2001(13)	639.4	1,114.7	2,841.0	323.2
2002(14)	655.7	1,143.0	2,792.5	317.6
2003(15)	660.2	1,150.9	2,806.0	319.2
2004(16)	672.5	1,172.3	2,849.9	324.2
2005(17)	687.0	1,197.7	2,863.6	325.7
2006(18)	697.4	1,215.8	2,936.7	334.1
2007(19)	715.6	1,247.4	2,962.0	336.9
2008(20)	736.8	1,284.4	2,752.9	313.1

第1部 社会保障の動向

第5表 高齢者関係給付費の推移

年 度	年金保険 給付費	高齢者 医療 給付費	老人福祉 サービス 給付費	高年齢 雇用継続 給付費	計	対前年度 伸び率	給付費に 占める 割合	社会保障 給付費	
								対前年度 伸び率	
1973(昭和48)	億円 10,757	億円 4,289	億円 596	—	億円 15,642	% —	% 25.0	億円 62,587	% —
1974(49)	19,205	6,652	877	—	26,734	70.9	29.6	90,270	44.2
1975(50)	28,924	8,666	1,164	—	38,754	45.0	32.9	117,693	30.4
1976(51)	40,697	10,780	1,489	—	52,965	36.7	36.5	145,165	23.3
1977(52)	50,942	12,872	1,798	—	65,612	23.9	38.9	168,868	16.3
1978(53)	61,329	15,948	2,060	—	79,336	20.9	40.1	197,763	17.1
1979(54)	70,896	18,503	2,306	—	91,706	15.6	41.7	219,832	11.2
1980(55)	83,675	21,269	2,570	—	107,514	17.2	43.4	247,736	12.7
1981(56)	97,903	24,280	2,822	—	125,004	16.3	45.4	275,638	11.3
1982(57)	109,552	27,450	3,129	—	140,131	12.1	46.6	300,973	9.2
1983(58)	120,122	32,660	3,306	—	156,088	11.4	48.8	319,733	6.2
1984(59)	130,497	35,534	3,467	—	169,498	8.6	50.4	336,396	5.2
1985(60)	144,549	40,070	3,668	—	188,288	11.1	52.8	356,798	6.1
1986(61)	163,140	43,584	4,316	—	211,041	12.1	54.7	385,918	8.2
1987(62)	175,081	46,638	4,278	—	225,997	7.1	55.5	407,337	5.6
1988(63)	185,889	49,824	4,569	—	240,282	6.3	56.6	424,582	4.2
1989(平成元)	201,126	53,730	5,106	—	259,962	8.2	57.9	448,822	5.7
1990(2)	216,182	57,331	5,749	—	279,262	7.4	59.1	472,203	5.2
1991(3)	231,909	61,976	6,552	—	300,437	7.6	59.9	501,346	6.2
1992(4)	249,728	66,685	7,456	—	323,869	7.8	60.2	538,280	7.4
1993(5)	266,199	71,394	8,171	—	345,764	6.8	60.9	568,039	5.5
1994(6)	286,248	77,804	9,066	—	373,117	7.9	61.7	604,660	6.4
1995(7)	311,565	84,525	10,902	117	407,109	9.1	62.9	647,243	7.0
1996(8)	326,713	92,166	11,537	369	430,784	5.8	63.8	675,402	4.4
1997(9)	341,699	96,392	12,743	567	451,401	4.8	65.0	694,087	2.8
1998(10)	362,379	101,092	13,797	773	478,041	5.9	66.3	721,333	3.9
1999(11)	378,061	109,443	13,841	954	502,299	5.1	66.9	750,338	4.0
2000(12)	391,729	103,469	34,193	1,086	530,476	5.6	67.9	781,191	4.1
2001(13)	406,178	107,216	43,029	1,250	557,673	5.1	68.5	813,928	4.2
2002(14)	425,025	107,125	48,584	1,437	582,171	4.4	69.7	835,584	2.7
2003(15)	429,959	106,343	53,099	1,489	590,890	1.5	70.1	842,582	0.8
2004(16)	438,143	105,879	57,424	1,389	602,836	2.0	70.2	858,660	1.9
2005(17)	446,690	106,669	58,910	1,256	613,524	1.8	69.9	877,827	2.2
2006(18)	457,716	102,874	60,602	1,105	622,297	1.4	69.8	891,098	1.5
2007(19)	467,994	102,807	63,728	1,125	635,654	2.1	69.5	914,305	2.6
2008(20)	481,509	104,170	66,670	1,248	653,597	2.8	69.5	940,848	2.9

(注) 高齢者医療給付費は、平成19年度までは老人保健制度からの医療給付額、平成20年度は後期高齢者医療制度からの医療給付額及び老人保健制度からの平成20年3月分の医療給付額等が含まれている。

第6表 児童・家族関係給付費の推移

年 度	総計									
	児童手当計			児童福祉 サービス	育児休業 給付	合計	出産 関係費	対前年度 伸び率	給付費に 占める割合	
	児童手当	児童扶養 手当等								
1975(昭和50)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	
1975(昭和50)	1,829	1,444	385	3,549	—	5,378	1,229	6,608	—	5.6
1976(51)	2,333	1,691	642	4,258	—	6,591	915	7,505	13.6	5.2
1977(52)	2,509	1,695	814	4,802	—	7,311	1,702	9,013	20.1	5.3
1978(53)	2,834	1,719	1,114	5,243	—	8,076	1,683	9,759	8.3	4.9
1979(54)	3,180	1,785	1,396	5,744	—	8,924	1,668	10,591	8.5	4.8
1980(55)	3,560	1,778	1,782	5,998	—	9,558	1,639	11,197	5.7	4.5
1981(56)	3,790	1,641	2,149	6,225	—	10,014	2,149	12,163	8.6	4.4
1982(57)	4,109	1,660	2,449	6,386	—	10,494	2,240	12,735	4.7	4.2
1983(58)	4,365	1,650	2,715	6,138	—	10,503	2,260	12,763	0.2	4.0
1984(59)	4,544	1,637	2,908	6,408	—	10,952	2,641	13,593	6.5	4.0
1985(60)	4,617	1,589	3,027	6,836	—	11,453	3,060	14,513	6.8	4.1
1986(61)	4,604	1,605	3,000	7,635	—	12,239	3,161	15,401	6.1	4.0
1987(62)	4,574	1,558	3,016	7,356	—	11,931	3,150	15,080	△2.1	3.7
1988(63)	4,500	1,488	3,012	7,555	—	12,055	3,105	15,160	0.5	3.6
1989(平成元)	4,465	1,454	3,011	8,046	—	12,511	2,990	15,501	2.3	3.5
1990(2)	4,449	1,391	3,059	8,532	—	12,981	3,005	15,986	3.1	3.4
1991(3)	4,439	1,381	3,058	9,327	—	13,766	3,104	16,870	5.5	3.4
1992(4)	5,267	2,173	3,094	9,691	—	14,958	3,692	18,650	10.6	3.5
1993(5)	5,072	1,942	3,130	10,424	6	15,502	3,775	19,277	3.4	3.4
1994(6)	4,928	1,710	3,218	10,768	5	15,701	4,224	19,925	3.4	3.3
1995(7)	5,112	1,612	3,500	11,177	327	16,616	4,497	21,113	6.0	3.3
1996(8)	5,201	1,536	3,666	13,312	507	19,021	4,594	23,615	11.8	3.5
1997(9)	5,304	1,497	3,807	12,809	559	18,672	4,586	23,259	△1.5	3.4
1998(10)	5,370	1,486	3,885	13,336	603	19,310	4,687	23,997	3.2	3.3
1999(11)	5,524	1,547	3,977	14,188	643	20,355	4,617	24,972	4.1	3.3
2000(12)	7,116	2,917	4,199	14,963	721	22,801	4,618	27,419	9.8	3.5
2001(13)	8,574	4,062	4,512	15,876	1,078	25,527	4,606	30,133	9.9	3.7
2002(14)	8,964	4,315	4,649	16,766	1,241	26,970	4,543	31,513	4.6	3.8
2003(15)	9,158	4,365	4,792	16,724	1,304	27,186	4,440	31,626	0.4	3.8
2004(16)	11,236	5,909	5,327	17,180	1,370	29,786	4,443	34,229	8.2	4.0
2005(17)	11,579	6,300	5,279	18,268	1,428	31,274	4,363	35,637	4.1	4.1
2006(18)	13,512	8,084	5,428	15,674	1,487	30,673	4,718	35,391	△0.7	4.0
2007(19)	15,225	9,757	5,468	13,671	1,804	30,700	4,913	35,613	0.6	3.9
2008(20)	15,588	10,010	5,578	14,234	2,189	32,011	4,889	36,899	3.6	3.9

第1部 社会保障の動向

第7表 制度別社会保障給付費の推移

年 度	1999(平成11)	2000(平成12)	2001(平成13)	2002(平成14)	2003(平成15)
給 付 費	総計	75,033,754	78,119,108	81,392,831	83,558,384
	医療保険	14,436,281	14,572,699	14,791,576	14,439,575
	高齢者医療	11,026,058	10,447,419	10,804,055	10,801,187
	介護保険	—	3,252,114	4,122,775	4,666,117
	年金保険	37,806,127	39,172,913	40,617,812	42,502,502
	雇用保険等	2,836,289	2,664,958	2,713,358	2,619,154
	業務災害補償	1,025,530	1,018,528	1,015,412	982,922
	家族手当	552,367	711,649	857,359	896,364
	生活保護	1,814,815	1,929,889	2,060,403	2,186,944
	社会福祉	3,312,714	2,186,116	2,315,038	2,460,362
	公衆衛生	539,865	554,917	560,460	544,067
	恩給	1,486,055	1,419,745	1,350,930	1,280,425
	戦争犠牲者援護	197,651	188,161	183,654	178,763
構 成 割 合	総計	100.0	100.0	100.0	100.0
	医療保険	19.2	18.7	18.2	17.3
	高齢者医療	14.7	13.4	13.3	12.9
	介護保険	—	4.2	5.1	5.6
	年金保険	50.4	50.1	49.9	50.9
	雇用保険等	3.8	3.4	3.3	3.1
	業務災害補償	1.4	1.3	1.2	1.2
	家族手当	0.7	0.9	1.1	1.1
	生活保護	2.4	2.5	2.5	2.6
	社会福祉	4.4	2.8	2.8	2.9
	公衆衛生	0.7	0.7	0.7	0.7
	恩給	2.0	1.8	1.7	1.5
	戦争犠牲者援護	0.3	0.2	0.2	0.2

(注)

1. 高齢者医療には、平成19年度までは医療を含む老人保健事業全てが計上され、平成20年度は後期高齢者医療制度からの医療給付額及び老人保健制度からの平成20年3月分の医療給付額等が含まれている。
2. 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当等を含む。
3. 雇用保険等は雇用保険の総額と船員保険の失業・雇用対策等の給付を含む。

第3節 社会保障給付費について

(単位 百万円、割合%)

2004(平成16)	2005(平成17)	2006(平成18)	2007(平成19)	2008(平成20)
85,866,002	87,782,748	89,109,794	91,430,462	94,084,824
15,276,653	16,141,036	16,534,328	17,423,572	17,741,157
10,675,768	10,753,916	10,378,744	10,394,838	10,444,199
5,577,221	5,823,169	5,999,798	6,305,302	6,596,303
43,814,337	44,668,954	45,771,556	46,799,355	48,150,943
1,528,279	1,435,313	1,336,550	1,309,463	1,401,062
958,723	953,185	965,993	957,183	945,748
1,123,641	1,157,903	1,351,217	1,522,520	1,558,799
2,552,832	2,592,255	2,635,638	2,603,274	2,677,812
2,539,797	2,504,698	2,600,278	2,688,602	3,041,072
535,923	547,416	427,534	360,840	549,067
1,131,933	1,058,666	984,098	913,194	841,137
150,895	146,238	124,059	152,318	137,525
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
17.8	18.4	18.6	19.1	18.9
12.4	12.3	11.6	11.4	11.1
6.5	6.6	6.7	6.9	7.0
51.0	50.9	51.4	51.2	51.2
1.8	1.6	1.5	1.4	1.5
1.1	1.1	1.1	1.0	1.0
1.3	1.3	1.5	1.7	1.7
3.0	3.0	3.0	2.8	2.8
3.0	2.9	2.9	2.9	3.2
0.6	0.6	0.5	0.4	0.6
1.3	1.2	1.1	1.0	0.9
0.2	0.2	0.1	0.2	0.1

第1部 社会保障の動向

第8表 機能別社会保障給付費の推移（平成16～20年度）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
社会保障給付費	85,866,002	87,782,748	89,109,794
I 高齢	42,822,083	43,604,210	44,661,789
現金給付	37,188,028	37,825,636	38,712,106
退職年金	36,724,189	37,614,277	38,511,593
早期退職年金	—	—	—
一括給付金	—	—	—
退職（老齢）給付金	402,665	150,926	146,896
その他の現金給付	61,174	60,434	53,617
現物給付	5,634,055	5,778,574	5,949,684
II 遺族	6,252,736	6,368,386	6,447,860
現金給付	6,252,220	6,367,958	6,447,516
遺族年金	6,147,198	6,261,849	6,358,906
一括給付金	11,431	12,228	12,443
遺族給付金	—	—	—
その他の現金給付	93,591	93,882	76,166
現物給付	517	427	344
埋葬費	—	—	—
その他	517	427	344
III 障害	2,238,338	2,222,655	2,561,827
現金給付	1,749,186	1,772,131	1,805,230
障害年金	1,702,198	1,725,255	1,758,953
軽度障害年金	—	—	—
早期退職年金	—	—	—
一括給付金	381	355	285
障害給付金	—	—	—
その他の現金給付	46,607	46,521	45,992
現物給付	489,152	450,525	756,597
IV 労働災害	976,269	970,440	982,875
被保険者に対する現金給付	461,604	455,091	453,975
短期現金給付	166,465	163,501	163,932
長期現金給付（年金）	230,525	227,556	224,877
その他の現金給付	64,614	64,034	65,166
遺族に対する現金給付	269,540	272,464	287,100
定期的給付	247,211	248,508	255,989
その他の現金給付	22,330	23,956	31,111
現物給付	245,125	242,884	241,801
医療の現物給付	242,737	240,272	238,977
その他の現物給付	2,388	2,612	2,824
V 保健医療	26,538,335	27,506,743	27,469,646
現金給付	904,681	914,097	947,089
疾病給付	243,371	257,934	272,317
出産給付	444,084	436,038	471,535
その他の現金給付	217,227	220,124	203,237
現物給付（保健）	25,633,654	26,592,646	26,522,556
VI 家族	2,981,717	3,130,575	3,070,472
現金給付	1,263,761	1,303,815	1,503,028
定期的現金給付	1,263,761	1,303,815	1,503,028
その他の現金給付	—	—	—
現物給付	1,717,956	1,826,760	1,567,444
VII 失業	1,444,236	1,344,429	1,239,581
現金給付	1,444,236	1,344,429	1,239,581
正規失業手当	1,212,014	1,093,731	999,361
特別失業手当	149,852	182,914	175,511
退職／余剰手当	—	—	—
その他の現金給付	82,370	67,784	64,709
現物給付	—	—	—
VIII 住宅	313,019	330,472	341,646
現金給付	313,019	330,472	341,646
家賃補助金	313,019	330,472	341,646
現物給付	—	—	—
家賃補助	—	—	—
家主補助金	—	—	—
その他の現物給付	—	—	—
IX 生活保護その他	2,299,270	2,304,838	2,334,097
現金給付	879,120	880,915	887,669
定期的現金給付	869,296	872,926	880,911
その他の現金給付	9,825	7,988	6,758
現物給付	1,420,150	1,423,923	1,446,428

(注) 第8表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類に従って算出したものである。

第3節 社会保障給付費について

(単位 百万円)

平成19年度	平成20年度
91,430,462	94,084,824
45,790,008	47,264,934
39,680,915	40,880,430
39,349,853	40,524,006
—	—
131,367	141,093
199,695	215,331
6,109,092	6,384,503
6,575,538	6,629,783
6,575,025	6,629,509
6,452,727	6,516,759
13,102	13,854
109,196	98,896
513	274
—	—
513	274
2,776,016	2,972,004
1,840,826	1,868,651
1,794,075	1,821,185
—	—
—	—
308	258
—	—
46,442	47,208
935,191	1,103,353
973,848	962,031
448,154	439,706
161,299	157,030
222,170	219,544
64,685	63,132
284,045	282,555
255,787	256,213
28,258	26,342
241,649	239,770
238,584	236,525
3,064	3,245
28,399,305	29,052,060
987,877	993,436
312,929	328,312
491,068	488,537
183,880	176,588
27,411,428	28,058,624
3,073,251	3,204,272
1,706,147	1,780,864
1,706,147	1,773,600
—	7,265
1,367,104	1,423,408
1,187,096	1,248,250
1,187,096	1,248,250
952,706	1,002,490
177,000	188,122
—	—
57,391	57,638
—	—
361,135	376,231
361,135	376,231
361,135	376,231
—	—
—	—
—	—
2,294,266	2,375,259
868,594	908,410
861,707	901,112
6,888	7,298
1,425,672	1,466,849

第9表 平成20年度社会保障費用 ①

	取			
	拠出		社会保障 特別税	国庫負担
	被保険者	事業主		
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 協会管掌健康保険	3,363,221	3,310,995	—	1,003,639
(B) 組合管掌健康保険	3,074,205	3,736,562	—	22,652
2. 国民健康保険	3,543,398	—	—	3,424,888
退職者医療制度（再掲）	253,996	—	—	—
3. 老人保健	—	—	—	368,006
4. 後期高齢者医療制度	821,251	—	—	3,171,436
5. 介護保険	1,357,895	—	—	1,608,034
6. 厚生年金保険	11,345,260	11,345,260	—	5,513,553
7. 厚生年金基金等	428,866	1,005,334	—	481
8. 国民年金	1,746,999	—	—	1,940,609
9. 農業者年金基金等	143,548	—	—	127,256
10. 船員保険	18,052	43,137	—	3,907
11. 農林漁業団体職員共済組合	—	25,547	—	1,734
12. 日本私立学校振興・共済事業団	268,023	262,846	—	64,043
13. 雇用保険等	983,201	1,476,638	—	421,387
14. 労働者災害補償保険	—	1,090,354	—	457
家族手当				
15. 児童手当	—	299,274	—	242,150
公務員				
16. 国家公務員共済組合	765,847	1,156,670	—	175,749
17. 存続組合等	—	257,164	—	553
18. 地方公務員等共済組合	2,261,724	3,207,662	—	4,340
19. 旧令共済組合等	—	83	—	6,927
20. 国家公務員災害補償	—	11,040	—	—
21. 地方公務員等災害補償	0	25,949	—	—
22. 旧公共企業体職員業務災害	—	7,253	—	—
23. 国家公務員恩給	—	27,425	—	95
24. 地方公務員恩給	—	36,941	—	—
公衆保健サービス				
25. 公衆衛生	—	—	—	549,951
公的扶助及び社会福祉				
26. 生活保護	—	—	—	2,038,067
27. 社会福祉	—	—	—	1,856,922
戦争犠牲者				
28. 戦争犠牲者	—	—	—	920,168
総計	30,121,490	27,326,132	—	23,467,002

第3節 社会保障給付費について

(単位 百万円)

他の公費負担	資産収入	その他	小計	他制度からの 移転	入		
					収入合計		
—	737	23,975	7,702,566	357	7,702,924	1. (A)	
—	67,656	815,719	7,716,794	45	7,716,839	1. (B)	
1,572,235	—	1,770,350	10,310,871	3,323,023	13,633,894	2.	
—	—	—	253,996	880,992	1,134,987		
181,538	—	—	549,544	750,354	1,299,899	3.	
1,764,679	—	8,899	5,766,265	4,129,623	9,895,889	4.	
2,054,848	1,292	194,011	5,216,080	2,028,701	7,244,781	5.	
—	—	4,401,676	32,605,750	2,147,483	34,753,232	6.	
—	—	7,062	1,441,742	91,680	1,533,422	7.	
—	—	1,807,630	5,495,238	15,134,012	20,629,249	8.	
—	171	749,346	1,020,322	—	1,020,322	9.	
—	1,254	1,041	67,392	—	67,392	10.	
—	5,343	482,894	515,518	—	515,518	11.	
6,600	51,648	1,207	654,367	14,566	668,933	12.	
—	56,265	25,112	2,962,603	—	2,962,603	13.	
—	120,756	235,838	1,447,405	—	1,447,405	14.	
552,639	—	33,172	1,127,234	—	1,127,234	15.	
—	107,127	45,774	2,251,166	206,406	2,457,572	16.	
—	2,581	2,102	262,400	—	262,400	17.	
467,247	343,694	20,565	6,305,231	292,321	6,597,552	18.	
—	41	194	7,245	—	7,245	19.	
—	—	—	11,040	—	11,040	20.	
—	1,578	1,905	29,432	—	29,432	21.	
—	—	—	7,253	—	7,253	22.	
—	—	—	27,520	—	27,520	23.	
—	—	—	36,941	—	36,941	24.	
91,880	—	—	641,832	—	641,832	25.	
678,635	—	—	2,716,701	—	2,716,701	26.	
1,864,214	—	—	3,721,136	—	3,721,136	27.	
—	—	—	920,168	—	920,168	28.	
9,234,514	760,144	10,628,472	101,537,754	28,118,571	129,656,325		

第9表 平成20年度社会保障費用 ②

	支給			
	疾病・出産		業務	
	医療	現金	医療	医療以外の現物
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 協会管掌健康保険	3,976,718	348,213	—	—
(B) 組合管掌健康保険	3,094,241	320,590	—	—
2. 国民健康保険	8,753,995	100,226	—	—
退職者医療制度（再掲）	770,857	—	—	—
3. 老人保健	973,410	—	—	—
4. 後期高齢者医療制度	9,443,547	—	—	—
5. 介護保険	—	—	—	—
6. 厚生年金保険	—	—	—	—
7. 厚生年金基金等	—	—	—	—
8. 国民年金	—	—	—	—
9. 農業者年金基金等	—	—	—	—
10. 船員保険	17,615	2,350	3,445	—
11. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—
12. 日本私立学校振興・共済事業団	98,243	8,873	—	—
13. 雇用保険等	—	151,144	—	—
14. 労働者災害補償保険	—	—	223,847	3,211
家族手当				
15. 児童手当	—	—	—	—
公務員				
16. 国家公務員共済組合	217,563	23,105	—	—
17. 存続組合等	—	—	—	—
18. 地方公務員等共済組合	646,466	103,604	—	—
19. 旧令共済組合等	37	1,446	—	—
20. 国家公務員災害補償	—	—	2,259	17
21. 地方公務員等災害補償	—	—	6,818	18
22. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	156	—
23. 国家公務員恩給	—	—	—	—
24. 地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
25. 公衆衛生	430,411	104,659	—	—
公的扶助及び社会福祉				
26. 生活保護	1,328,227	316	—	—
27. 社会福祉	394,032	—	—	—
戦争犠牲者				
28. 戦争犠牲者	637	—	—	—
総計	29,375,143	1,164,527	236,525	3,245

第3節 社会保障給付費について

(単位 百万円)

		出 付		
災 害		年 金	失業・ 雇用対策	
現 金	年金以外の現金			
年 金	年金以外の現金			
—	—	—	—	1. (A)
—	—	—	—	1. (B)
—	—	—	—	2.
—	—	—	—	3.
—	—	—	—	4.
—	—	—	—	5.
—	—	22,596,112	—	6.
—	—	1,814,565	—	7.
—	—	17,033,099	—	8.
—	—	210,785	—	9.
6,039	2,029	—	1,676	10.
—	—	46,744	—	11.
—	—	250,793	—	12.
—	—	—	1,246,574	13.
476,722	187,540	—	—	14.
—	—	—	—	1,000,959 15.
3,914	—	1,669,710	—	16.
3,849	—	55,520	—	17.
6,491	—	4,456,475	—	18.
—	—	2,887	—	19.
6,722	2,043	—	—	20.
16,273	3,582	—	—	21.
6,882	176	—	—	22.
—	—	27,425	—	23.
—	—	36,941	—	24.
—	—	1,825	—	25.
—	—	—	—	26.
—	—	—	—	557,840 27.
—	—	814,490	—	28.
526,891	195,370	49,017,369	1,248,250	1,558,799

第9表 平成20年度社会保障費用 ③

	支 給			
	介護対策		その他の現物	
	現物	現金	医療以外の現物	現金
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 協会管掌健康保険	—	—	—	2,873
(B) 組合管掌健康保険	—	—	—	2,678
2. 国民健康保険	—	—	—	11,659
退職者医療制度（再掲）	—	—	—	—
3. 老人保健	—	—	—	—
4. 後期高齢者医療制度	—	—	—	25,415
5. 介護保険	6,382,079	214,225	—	—
6. 厚生年金保険	—	—	—	—
7. 厚生年金基金等	—	—	—	—
8. 国民年金	—	—	—	—
9. 農業者年金基金等	—	—	—	—
10. 船員保険	—	3	—	249
11. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—
12. 日本私立学校振興・共済事業団	—	—	—	1,275
13. 雇用保険等	—	1,668	—	—
14. 労働者災害補償保険	—	—	—	—
家族手当				
15. 児童手当	—	—	91,885	—
公務員				
16. 国家公務員共済組合	—	62	—	2,586
17. 存続組合等	—	—	—	—
18. 地方公務員等共済組合	—	763	—	3,694
19. 旧令共済組合等	—	—	—	—
20. 国家公務員災害補償	—	—	—	—
21. 地方公務員等災害補償	—	—	—	—
22. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	—	—
23. 国家公務員恩給	—	—	—	—
24. 地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
25. 公衆衛生	2,289	—	11,708	—
公的扶助及び社会福祉				
26. 生活保護	65,783	—	—	1,283,485
27. 社会福祉	—	—	2,507,850	47,305
戦争犠牲者				
28. 戦争犠牲者	—	—	274	98,896
総計	6,450,151	216,721	2,611,717	1,480,116

第3節 社会保障給付費について

(単位 百万円)

付 計	管理費	運用損失	その他	小計	
4,327,804	82,027	—	79,963	4,489,794	1. (A)
3,417,509	125,316	—	519,277	4,062,102	1. (B)
8,865,880	231,618	—	1,745,652	10,843,151	2.
770,857	—	—	—	770,857	
973,410	—	—	8,901	982,311	3.
9,468,962	41,743	—	99,549	9,610,255	4.
6,596,303	218,032	—	183,077	6,997,413	5.
22,596,112	167,051	8,725,170	9,221	31,497,554	6.
1,814,565	123,662	6,082,386	12,834	8,033,447	7.
17,033,099	168,990	575,225	38,456	17,815,771	8.
210,785	9,400	555,653	244,606	1,020,444	9.
33,407	1,402	—	1,595	36,405	10.
46,744	2,086	—	466,688	515,518	11.
359,184	3,834	—	1,236	364,253	12.
1,399,386	111,101	—	668,257	2,178,744	13.
891,319	46,427	—	145,657	1,083,403	14.
1,092,844	1,964	—	9,781	1,104,589	15.
1,916,939	44,439	—	2,044	1,963,422	16.
59,369	1,285	40,008	3	100,665	17.
5,217,494	36,824	—	7,169	5,261,487	18.
4,370	309	—	2,566	7,245	19.
11,040	—	—	—	11,040	20.
26,690	1,712	—	1,030	29,432	21.
7,214	—	—	39	7,253	22.
27,425	95	—	—	27,520	23.
36,941	—	—	—	36,941	24.
550,893	2,626	—	88,312	641,832	25.
2,677,812	38,889	—	—	2,716,701	26.
3,507,027	18,291	—	195,818	3,721,136	27.
914,297	5,871	—	—	920,168	28.
94,084,824	1,484,994	15,978,443	4,531,732	116,079,993	

第1部 社会保障の動向

第9表 平成20年度社会保障費用 ④

(単位 百万円)

	支 出		収支差	
	他制度への 移転	支出合計		
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 協会管掌健康保険	3,492,719	7,982,513	△279,589	1. (A)
(B) 組合管掌健康保険	3,226,866	7,288,967	427,872	1. (B)
2. 国民健康保険	2,622,006	13,465,157	168,737	2.
退職者医療制度（再掲）	—	770,857	364,131	
3. 老人保健	—	982,311	317,588	3.
4. 後期高齢者医療制度	—	9,610,255	285,634	4.
5. 介護保険	599	6,998,012	246,769	5.
6. 厚生年金保険	13,407,068	44,904,622	△10,151,389	6.
7. 厚生年金基金等	2,919	8,036,367	△6,502,945	7.
8. 国民年金	2,320,484	20,136,255	492,995	8.
9. 農業者年金基金等	—	1,020,444	△122	9.
10. 船員保険	26,956	63,361	4,031	10.
11. 農林漁業団体職員共済組合	—	515,518	0	11.
12. 日本私立学校振興・共済事業団	265,330	629,583	39,350	12.
13. 雇用保険等	—	2,178,744	783,859	13.
14. 労働者災害補償保険	—	1,083,403	364,002	14.
家族手当				
15. 児童手当	—	1,104,589	22,645	15.
公務員				
16. 国家公務員共済組合	705,485	2,668,908	△211,335	16.
17. 存続組合等	221,782	322,447	△60,047	17.
18. 地方公務員等共済組合	2,046,884	7,308,370	△710,818	18.
19. 旧令共済組合等	—	7,245	0	19.
20. 国家公務員災害補償	—	11,040	0	20.
21. 地方公務員等災害補償	—	29,432	0	21.
22. 旧公共企業体職員業務災害	—	7,253	0	22.
23. 国家公務員恩給	—	27,520	0	23.
24. 地方公務員恩給	—	36,941	0	24.
公衆保健サービス				
25. 公衆衛生	—	641,832	0	25.
公的扶助及び社会福祉				
26. 生活保護	—	2,716,701	0	26.
27. 社会福祉	—	3,721,136	0	27.
戦争犠牲者				
28. 戦争犠牲者	—	920,168	0	28.
総 計	28,339,097	144,419,090	△14,762,764	

(注)

1. 第9表については、各制度の年報等による平成20年度決算の数値を、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類に従って単純集計したものである。
2. 協会管掌健康保険は、平成20年9月までの政府管掌健康保険分を含む。
3. 老人保健は、平成20年3月分の医療給付額等を計上している。
4. 国民年金は、福祉年金及び基礎年金を含む。
5. 厚生年金保険及び国民年金の資産収入は、「厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書（平成20年度）」中、年金積立金の運用実績（承継資産の損益を含む場合）を参照して計上している。
6. 厚生年金基金等は、石炭鉱業年金基金を含む。
7. 農業者年金基金等は、国民年金基金を含む。
8. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたが、職域加算部分（3階部分）の給付については、農林漁業団体職員共済組合から支給されている。
9. 公衆衛生は、結核医療等の公費負担医療を含む。
10. 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
11. 平成9年4月より「旧公共企業体職員共済組合」は、短期給付については組合管掌健康保険に継承され、長期給付については厚生年金に統合されたが、一部年金給付については、「17. 存続組合等」に引き継がれている。
12. 四捨五入の関係で計に一致しない場合がある。0は百万円単位で四捨五入するとゼロであることを示す。
13. 「失業・雇用対策」には高年齢雇用継続給付等を含む。

備考 社会保障費用の項目説明

1. 収入項目

- (1) 資産収入：利子、配当金、施設利用料、賃貸料、財産処分益、償還差益等。
- (2) 他制度からの移転：前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費交付金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金交付金、介護給付費交付金等。
- (3) その他の収入：受取延滞金、損害賠償金、手数料、繰入金、繰越金、雑収入等。

2. 支出項目

- (1) 管理費：業務取扱費、事務費、事務所費、総務費、基金運営費、業務委託費、組合会費、旅費等。
- (2) 運用損失：決算時点で生じた積立金等の評価損等。
- (3) その他の支出：支払基金事務費、施設整備費、保健施設費、福祉施設費、營繕費、組合債費、保険料等還付金等。
- (4) 他制度への移転：前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費拠出金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金拠出金、介護納付金等。

第10表 社会保障財源の項目別推移

年 度	被保険者 拠出	割合	事業主拠出	割合	公費負担	割合	国庫負担	割合	他の公費	割合
1951(昭和26)	568	28.1	578	28.6	738	36.5	478	23.6	260	12.9
1954(29)	1,047	23.7	912	20.7	2,238	50.7	1,768	40.0	470	10.6
1957(32)	1,383	23.7	2,649	45.4	1,415	24.2	1,068	18.3	346	5.9
1960(35)	2,430	26.2	3,860	41.7	2,288	24.7	1,897	20.5	391	4.2
1961(36)	3,038	26.3	3,514	30.4	4,053	35.1	3,629	31.4	423	3.7
1962(37)	3,633	26.7	4,227	31.0	4,521	33.2	4,019	29.5	502	3.7
1963(38)	4,282	26.2	5,119	31.3	5,439	33.3	4,815	29.4	624	3.8
1964(39)	5,031	26.3	5,921	30.9	6,415	33.5	5,570	29.1	845	4.4
1965(40)	6,475	27.0	7,293	30.4	7,792	32.5	6,798	28.3	994	4.1
1966(41)	7,750	26.9	8,680	30.1	8,946	31.0	7,801	27.0	1,145	4.0
1967(42)	8,814	26.1	10,213	30.2	10,303	30.5	9,023	26.7	1,280	3.8
1968(43)	10,580	26.5	11,854	29.7	12,065	30.2	10,607	26.6	1,457	3.6
1969(44)	13,205	29.2	13,992	30.9	13,588	30.0	11,964	26.4	1,624	3.6
1970(45)	15,558	28.5	17,043	31.2	16,420	30.0	14,425	26.4	1,995	3.6
1971(46)	18,638	28.7	20,743	31.9	18,481	28.4	16,285	25.1	2,196	3.4
1972(47)	21,779	28.0	24,242	31.1	23,097	29.7	20,041	25.7	3,055	3.9
1973(48)	26,906	27.4	30,131	30.7	30,933	31.5	26,701	27.2	4,232	4.3
1974(49)	37,219	27.6	41,415	30.7	42,939	31.8	37,238	27.6	5,701	4.2
1975(50)	44,238	26.4	50,826	30.4	55,421	33.1	48,519	29.0	6,903	4.1
1976(51)	52,368	26.1	60,324	30.1	66,306	33.1	58,334	29.1	7,972	4.0
1977(52)	62,801	26.7	70,687	30.1	77,090	32.8	68,003	28.9	9,086	3.9
1978(53)	71,177	26.4	79,081	29.3	90,384	33.5	80,040	29.7	10,344	3.8
1979(54)	78,591	26.4	86,247	28.9	100,626	33.7	89,031	29.9	11,595	3.9
1980(55)	88,844	26.5	97,394	29.1	110,409	32.9	97,936	29.2	12,473	3.7
1981(56)	100,214	26.8	109,937	29.4	119,044	31.8	105,794	28.3	13,250	3.5
1982(57)	107,434	26.8	117,678	29.4	125,474	31.3	111,839	27.9	13,635	3.4
1983(58)	112,755	26.9	124,646	29.7	125,642	29.9	111,057	26.5	14,585	3.5
1984(59)	118,918	26.7	132,208	29.7	130,998	29.4	115,417	25.9	15,581	3.5
1985(60)	131,583	27.1	144,363	29.7	137,837	28.4	117,880	24.3	19,957	4.1
1986(61)	136,729	26.7	155,063	30.3	142,732	27.9	119,920	23.4	22,812	4.5
1987(62)	143,348	26.9	161,273	30.2	145,054	27.2	121,474	22.8	23,580	4.4
1988(63)	151,122	26.4	171,707	30.0	162,482	28.4	137,404	24.0	25,078	4.4
1989(平成元)	163,037	27.0	188,134	31.2	152,740	25.3	127,420	21.1	25,320	4.2
1990(2)	184,985	27.9	210,206	31.7	161,495	24.3	134,559	20.3	26,936	4.1
1991(3)	200,343	28.3	224,342	31.7	169,780	24.0	141,106	19.9	28,675	4.1
1992(4)	208,474	28.2	234,789	31.8	180,154	24.4	147,363	19.9	32,791	4.4
1993(5)	216,892	28.2	242,599	31.6	187,637	24.4	153,403	20.0	34,235	4.5
1994(6)	225,468	28.3	249,454	31.3	194,031	24.4	156,934	19.7	37,097	4.7
1995(7)	244,146	28.7	268,075	31.5	207,080	24.3	165,683	19.5	41,397	4.9
1996(8)	252,511	29.0	274,649	31.5	212,423	24.4	168,348	19.3	44,075	5.1
1997(9)	262,394	29.1	285,840	31.7	216,606	24.0	171,127	19.0	45,479	5.0
1998(10)	263,358	29.5	286,449	32.1	218,920	24.5	171,697	19.2	47,223	5.3
1999(11)	261,087	26.9	284,271	29.3	245,612	25.3	195,064	20.1	50,548	5.2
2000(12)	266,589	29.6	283,106	31.4	250,706	27.8	197,066	21.9	53,640	5.9
2001(13)	274,720	30.4	286,537	31.7	265,401	29.4	207,075	22.9	58,326	6.5
2002(14)	274,731	31.1	284,054	32.2	266,007	30.2	205,520	23.3	60,487	6.9
2003(15)	273,797	26.1	272,505	26.0	275,845	26.3	211,416	20.2	64,429	6.2
2004(16)	275,285	27.9	262,256	26.6	286,525	29.0	216,488	21.9	70,037	7.1
2005(17)	283,469	24.1	263,603	22.5	297,256	25.3	219,857	18.7	77,399	6.6
2006(18)	292,169	28.0	269,847	25.9	303,439	29.1	218,703	21.0	84,736	8.1
2007(19)	296,730	29.5	272,010	27.1	310,368	30.9	221,900	22.1	88,468	8.8
2008(20)	301,215	29.7	273,261	26.9	327,015	32.2	234,670	23.1	92,345	9.1

(単位 億円、割合%)

資産収入	割合	その他	割合	合 計
22	1.1	117	5.8	2,023
96	2.2	124	2.8	4,417
148	2.5	245	4.2	5,839
458	4.9	224	2.4	9,260
621	5.4	319	2.8	11,545
787	5.8	448	3.3	13,616
965	5.9	549	3.4	16,353
1,203	6.3	567	3.0	19,137
1,516	6.3	921	3.8	23,996
1,938	6.7	1,536	5.3	28,850
2,459	7.3	2,030	6.0	33,820
3,087	7.7	2,349	5.9	39,933
3,925	8.7	536	1.2	45,247
4,796	8.8	864	1.6	54,681
6,158	9.5	957	1.5	64,978
7,535	9.7	1,226	1.6	77,877
9,137	9.3	1,095	1.1	98,202
11,737	8.7	1,678	1.2	134,988
14,641	8.7	2,249	1.3	167,375
17,391	8.7	4,094	2.0	200,483
20,894	8.9	3,515	1.5	234,987
23,815	8.8	5,114	1.9	269,571
27,284	9.1	5,502	1.8	298,251
32,682	9.7	5,929	1.8	335,258
38,830	10.4	6,098	1.6	374,123
44,366	11.1	5,841	1.5	400,793
49,943	11.9	6,655	1.6	419,642
55,581	12.5	7,679	1.7	445,384
62,020	12.8	9,970	2.1	485,773
68,872	13.4	9,046	1.8	512,442
71,981	13.5	11,981	2.2	533,637
74,309	13.0	13,443	2.3	573,062
77,015	12.8	22,242	3.7	603,167
83,580	12.6	23,411	3.5	663,678
89,374	12.6	23,900	3.4	707,739
90,810	12.3	24,980	3.4	739,207
95,171	12.4	26,106	3.4	768,405
93,630	11.8	33,124	4.2	795,707
98,118	11.5	33,849	4.0	851,268
96,594	11.1	35,046	4.0	871,223
104,424	11.6	32,115	3.6	901,380
89,989	10.1	33,906	3.8	892,622
144,381	14.9	35,683	3.7	971,035
64,976	7.2	36,209	4.0	901,585
43,464	4.8	33,804	3.7	903,926
16,124	1.8	41,303	4.7	882,219
152,229	14.5	73,117	7.0	1,047,492
70,005	7.1	92,262	9.4	986,333
188,465	16.1	141,104	12.0	1,173,897
87,222	8.4	91,037	8.7	1,043,713
20,363	2.0	104,818	10.4	1,004,289
7,601	0.7	106,285	10.5	1,015,378

(注)

1. 第10表は、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く部分）に従って算出したものである。但し、「社会保障特別税」はわが国では存在しないため表示していない。
2. 公費負担とは「国庫負担」と「他の公費」の合計である。また、「他の公費」とは地方自治体の負担を示す。但し、地方自治体の負担とは国の制度に基づいて地方自治体が負担しているものであり、地方自治体が独自に行っており事業に対する負担は含まない。
3. 「資産収入」については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意する必要がある。また、「その他」は積立金からの受入を含む。

第1部 社会保障の動向

第11表 社会保障財源の項目別推移（平成16～20年度）

(単位 百万円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
合計	98,633,283	117,389,728	104,371,344	100,428,909	101,537,754
I 社会保険料	53,754,121	54,707,181	56,201,578	56,874,047	57,447,622
事業主拠出	26,225,584	26,360,251	26,984,723	27,201,033	27,326,132
民間事業主拠出	21,323,333	21,515,951	22,199,162	22,473,874	22,770,508
公的事業主拠出	4,902,251	4,844,301	4,785,562	4,727,159	4,555,625
被保険者拠出	27,528,537	28,346,929	29,216,854	29,673,014	30,121,490
被用者拠出	20,456,230	21,148,942	21,680,537	22,071,216	22,508,399
自営業者及び年金受給者拠出	7,072,308	7,197,987	7,536,317	7,601,798	7,613,091
II 公費負担	28,652,463	29,725,620	30,343,881	31,036,771	32,701,516
普通税	28,652,463	29,725,620	30,343,881	31,036,771	32,701,516
国	21,648,791	21,985,706	21,870,251	22,190,015	23,467,002
地方	7,003,671	7,739,914	8,473,630	8,846,756	9,234,514
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	16,006,711	26,034,822	13,925,680	7,814,373	6,881,438
資産収入	7,000,469	18,846,485	8,722,196	2,036,286	760,144
その他	9,006,242	7,188,337	5,203,483	5,778,087	6,121,295
IV 積立金からの受入	219,988	6,922,106	3,900,205	4,703,718	4,507,178

対前年度比

(単位 %)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
合計	△5.84	19.02	△11.09	△3.78	1.10
I 社会保険料	△1.60	1.77	2.73	1.20	1.01
事業主拠出	△3.76	0.51	2.37	0.80	0.46
民間事業主拠出	△4.27	0.90	3.18	1.24	1.32
公的事業主拠出	△1.47	△1.18	△1.21	△1.22	△3.63
被保険者拠出	0.54	2.97	3.07	1.56	1.51
被用者拠出	0.33	3.39	2.51	1.80	1.98
自営業者及び年金受給者拠出	1.17	1.78	4.70	0.87	0.15
II 公費負担	3.87	3.75	2.08	2.28	5.36
普通税	3.87	3.75	2.08	2.28	5.36
国	2.40	1.56	△0.53	1.46	5.75
地方	8.70	10.51	9.48	4.40	4.38
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	△28.05	62.65	△46.51	△43.89	△11.94
資産収入	△54.01	169.22	△53.72	△76.65	△62.67
その他	28.24	△20.18	△27.61	11.04	5.94
IV 積立金からの受入	△23.85	3,046.59	△43.66	20.60	△4.18

(注)

1. 第11表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く）に従って算出したものである。普通税・目的税の表記はILO分類によるが、公費負担の財源には税以外の収入も含まれている。
2. 「他の収入」については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意する必要がある。

参考：機能別社会保障給付費の項目説明

社会保障給付費	ILO定義	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付が対象	厚生年金：老齢年金 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 各種共済組合：退職共済年金 各種恩給 介護保険の給付及び社会福祉の老人福祉サービス等 (注) 高齢者の医療費は「保健医療」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金及び一時金 各種共済組合：遺族年金及び一時金 戦争犠牲者：遺族等年金等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「労働災害」に含む
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	厚生年金：障害年金及び一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金及び一時金 公衆衛生：予防接種事故救済給付 社会福祉：特別障害者手当、障害者自立支援給付等
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象	労働者災害補償保険、船員保険、公務員の災害補償保険
保健医療	病気、傷害、出産による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象 (傷病で休職中の所得保障を含む)	健康保険制度（組合管掌健康保険、協会管掌健康保険、国民健康保険）の療養給付・出産給付、傷病手当金、特定健診・保健指導事業費等 各種共済組合：短期（医療）給付・出産給付、休業給付 公衆衛生：予防接種事故救済給付・現金給付等 社会福祉：自立支援医療費 (注) 労働災害補償制度から支給される給付は「労働災害」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
家族	子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象	雇用保険等の育児休業給付、介護休業給付 児童手当 公衆衛生：家族介護手当、介護加算 社会福祉：児童扶養手当、特別児童扶養手当、 児童福祉サービス (児童保護費、児童健全育成事業等)
失業	失業した保護対象者に提供される給付が対象	雇用保険等、船員保険：求職者給付、雇用継続給付、 雇用安定事業 (注) 雇用継続給付の育児休業給付及び介護休業給付は「家族」に含む (注) 雇用安定事業は、失業者以外に在職者や雇用主対象の給付も含む
住宅	住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を行うもの）	生活保護制度：住宅扶助費
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付が対象	生活保護：諸扶助費 各種共済組合：災害見舞金等 (注) ただし、生活保護の住宅扶助は「住宅」に含む

(注) ILO定義とは「第19次社会保障費用調査」の基準である。

【付 錄】

OECD 基準の社会支出の国際比較

我が国の社会保障給付費は、従来から ILO 基準でとりまとめられており、過去からの推移をみる上では重要な指標であるが、同基準の諸外国のデータが 1996 年以降更新されていない。一方、やや範囲が異なるが OECD 基準の社会支出は比較的新しい年次まで諸外国のデータが公表されており、本報告書においても、OECD の推計結果を掲載しているところである。OECD 基準の社会支出は、ILO 基準に比べて範囲が広く、施設整備費などの直接個人に移転されない費用も計上されている。

OECD 基準による我が国の社会支出

OECD 基準による我が国の社会支出は、2007 年度で 98.8 兆円である。政策分野別にみると、「高齢」が最も多く 47.0 兆円（47.6%）、次いで「保健」32.3 兆円（32.7%）、「遺族」6.7 兆円（6.7%）の順になっている。

参考表 1 日本の社会支出の推移

(単位 億円)

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	対前年度伸び率(%)
高齢	373,521 (43.2)	396,810 (43.9)	419,982 (45.7)	429,076 (46.3)	438,909 (46.7)	451,194 (46.9)	458,775 (47.5)	470,307 (47.6)	2.5
遺族	59,814 (6.9)	61,129 (6.8)	61,947 (6.7)	62,780 (6.8)	63,634 (6.8)	64,817 (6.7)	65,473 (6.8)	66,564 (6.7)	1.7
障害、業務災害、傷病	46,773 (5.4)	48,632 (5.4)	46,184 (5.0)	47,612 (5.1)	46,540 (5.0)	44,376 (4.6)	47,437 (4.9)	49,311 (5.0)	4.0
保健	297,657 (34.4)	305,676 (33.8)	299,071 (32.6)	302,338 (32.6)	306,138 (32.6)	317,950 (33.1)	314,494 (32.5)	323,217 (32.7)	2.8
家族	32,418 (3.7)	35,060 (3.9)	36,443 (4.0)	36,585 (3.9)	39,136 (4.2)	40,735 (4.2)	40,281 (4.2)	40,628 (4.1)	0.9
積極的労働政策	14,196 (1.6)	14,316 (1.6)	14,400 (1.6)	14,888 (1.6)	13,655 (1.5)	12,775 (1.3)	9,909 (1.0)	8,353 (0.8)	△15.7
失業	30,648 (3.5)	31,217 (3.5)	28,926 (3.1)	22,201 (2.4)	17,664 (1.9)	16,859 (1.8)	16,602 (1.7)	15,845 (1.6)	△4.6
住宅	— (—)	—							
生活保護その他	9,788 (1.1)	10,368 (1.1)	11,346 (1.2)	12,199 (1.3)	13,341 (1.4)	13,285 (1.4)	13,404 (1.4)	13,494 (1.4)	0.7
合計	864,814 (100.0)	903,207 (100.0)	918,300 (100.0)	927,680 (100.0)	939,018 (100.0)	961,991 (100.0)	966,375 (100.0)	987,718 (100.0)	2.2
国民所得比	23.3%	25.0%	25.8%	25.9%	25.8%	26.3%	25.8%	26.1%	0.35
国内総生産比	17.2%	18.3%	18.7%	18.8%	18.8%	19.1%	18.9%	19.2%	0.24

(注)

1. () 内は構成割合である。

2. 国民所得比と国内総生産比の対前年度伸び率欄は、対前年度増加分（単位 % ポイント）である。

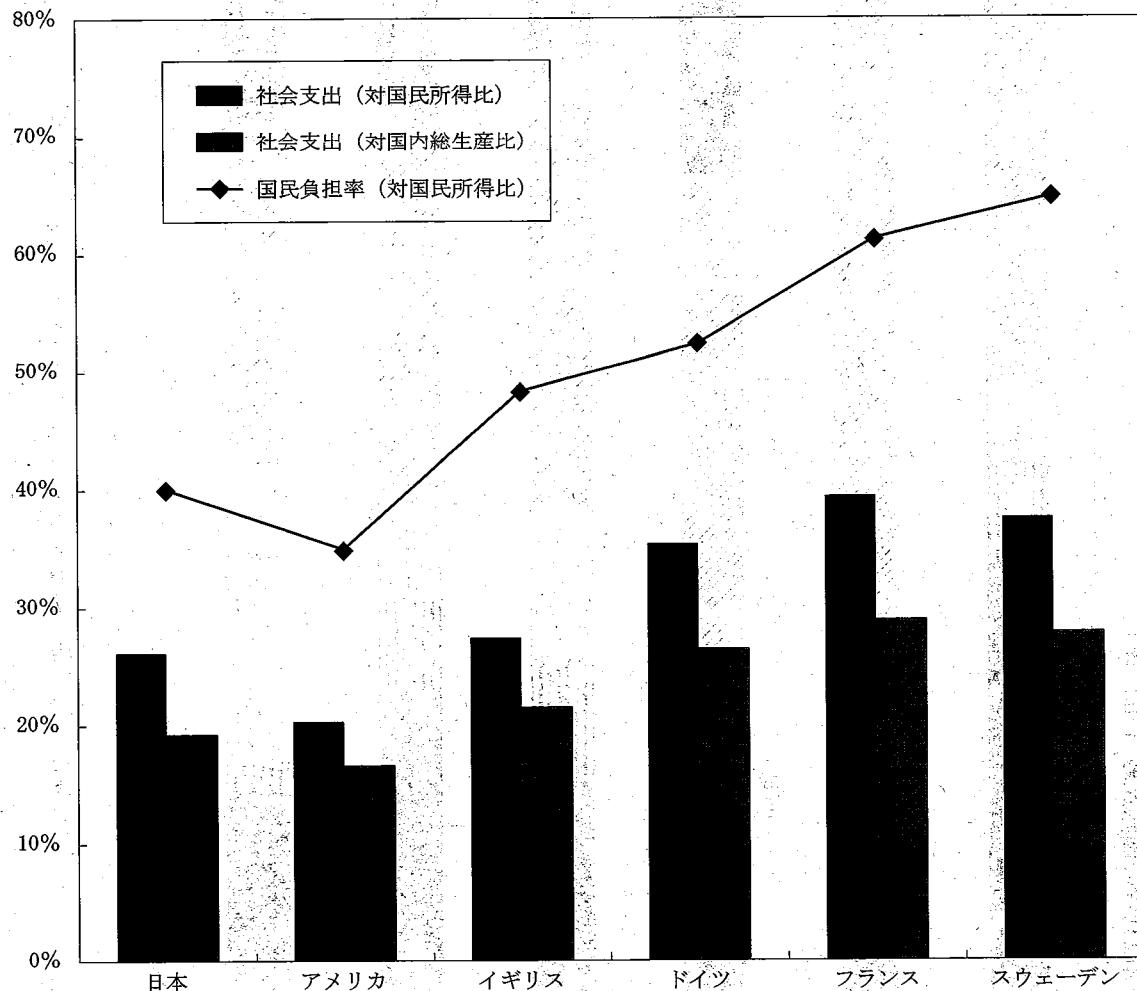
(資料) OECD Social Expenditure Database 2010ed. による。

(http://www.oecd.org/els/social/expenditure)

OECD基準の社会支出の国際比較

諸外国の社会支出を対国内総生産比でみると、我が国は、アメリカよりは大きいがヨーロッパ諸国に比べると小さくなっている。同時に国民負担率についても同様の傾向がみられる。(参考図1)

参考図1 社会支出と国民負担率の国際比較（2007年）



参考表2 社会支出と国民負担率の国際比較（2007年）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
社会支出（対国民所得比）	26.10%	20.34%	27.38%	35.34%	39.38%	37.50%
社会支出（対国内総生産比）	19.15%	16.50%	21.32%	26.24%	28.75%	27.69%
国民負担率（対国民所得比）	40.0%	34.9%	48.3%	52.4%	61.2%	64.8%

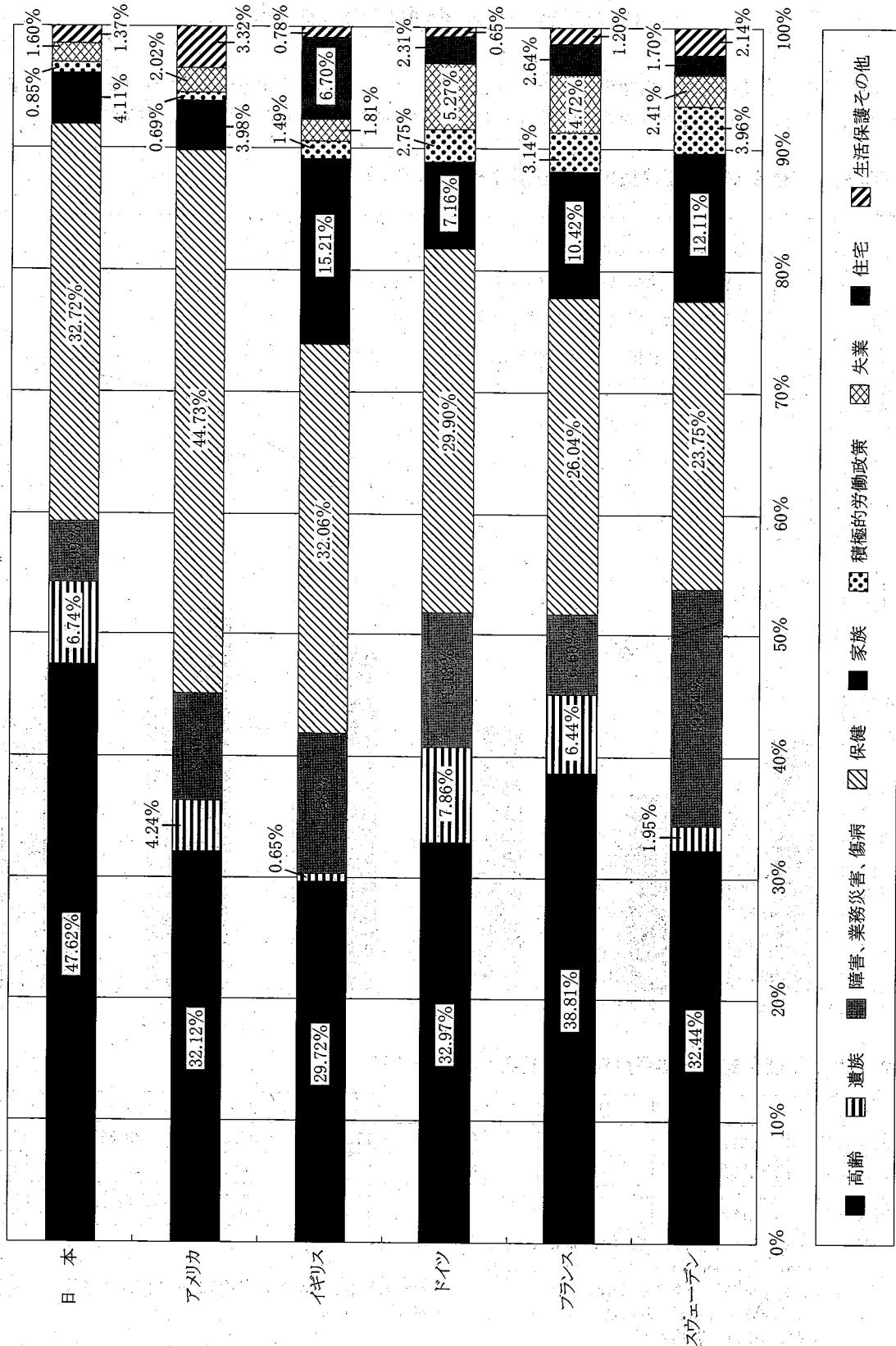
(資料) OECD Social Expenditure Database 2010ed.による。

(<http://www.oecd.org/els/social/expenditure>)

国民所得及び国内総生産については、日本は内閣府経済社会総合研究所「平成22年版国民経済計算年報」、諸外国はOECD National Accounts 2010による（以下同じ）。

国民負担率は、財務省調べ。

参考図2 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較（2007年）



参考表3-1 政策分野別社会支出の対国民所得比の国際比較（2007年）

	高齢	遺族	障害、業務災害、傷病	保健	家族	積極的労働政策	失業	住宅	生活保護その他	合計
日本	12.43%	1.76%	1.30%	8.54%	1.07%	0.22%	0.42%	—	0.36%	26.10%
アメリカ	6.53%	0.86%	1.81%	9.10%	0.81%	0.14%	0.41%	—	0.68%	20.34%
イギリス	8.14%	0.18%	3.17%	8.78%	4.17%	0.41%	0.49%	1.84%	0.21%	27.38%
ドイツ	11.65%	2.78%	3.93%	10.57%	2.53%	0.97%	1.86%	0.82%	0.23%	35.34%
フランス	15.28%	2.54%	2.60%	10.26%	4.10%	1.24%	1.86%	1.04%	0.47%	39.38%
スウェーデン	12.16%	0.73%	7.33%	8.91%	4.54%	1.49%	0.90%	0.64%	0.80%	37.50%

参考表3-2 政策分野別社会支出の対国内総生産比の国際比較（2007年）

	高齢	遺族	障害、業務災害、傷病	保健	家族	積極的労働政策	失業	住宅	生活保護その他	合計
日本	9.12%	1.29%	0.96%	6.27%	0.79%	0.16%	0.31%	—	0.26%	19.15%
アメリカ	5.30%	0.70%	1.47%	7.38%	0.66%	0.11%	0.33%	—	0.55%	16.50%
イギリス	6.34%	0.14%	2.47%	6.83%	3.24%	0.32%	0.39%	1.43%	0.17%	21.32%
ドイツ	8.65%	2.06%	2.92%	7.85%	1.88%	0.72%	1.38%	0.61%	0.17%	26.24%
フランス	11.16%	1.85%	1.90%	7.49%	3.00%	0.90%	1.36%	0.76%	0.35%	28.75%
スウェーデン	8.98%	0.54%	5.41%	6.58%	3.35%	1.10%	0.67%	0.47%	0.59%	27.69%

(注) OECD Social Expenditure Databaseでは、支出だけを集計しており、財源についての集計は行っていない。

参考表4 政策分野別社会支出の項目説明

	OECD定義（注1）	日本の例（注2）
高齢	退職によって労働市場から引退した人及び決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金及び一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働政策」に計上。高齢者及び障害者を対象にした在宅及び施設の介護サービスを計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上	厚生年金：老齢年金、脱退手当金等 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金、外国人脱退一時金等 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 船員保険：老齢年金 介護保険：介護サービス等諸費、支援サービス等諸費 社会福祉：老人福祉費等 生活保護：介護扶助 各種共済組合：退職共済年金、退職一時金等 各種恩給
遺族	被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金、死亡一時金等 船員保険：遺族年金、葬祭料 各種共済組合：遺族年金、死亡一時金等、埋葬料等 戦争犠牲者：遺族等年金等 政管健保、組合健保：埋葬料等 国保：葬祭諸費 船員保険：葬祭料等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「業務災害補償」に含む
障害、業務災害、傷病	業務災害補償制度下で給付されたすべての給付と障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などをここに計上	厚生年金：障害年金、一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金、傷害一時金、傷病手当金、休業手当金 社会福祉：特別障害者手当等給付費負担金、身体障害者保護費、社会福祉諸費、在宅福祉事業費、障害者自立支援給付等 国家公務員災害補償：休業補償、介護補償 地方公務員等災害補償：休業補償、介護補償 旧公共企業体職員業務災害：休業補償 労働者災害補償：休業補償、傷害一時金、施設整備費等 船員保険：業務災害関連給付、傷病手当金 政管健保、組合健保：傷病手当金等 公衆衛生：保健衛生諸費（ハンセン病療養所費補助金、エイズ予防対策事業委託費等）
保健	医療の現物給付をここに計上。OECD Health data fileの公的医療支出の数値をここに援用（治療にかかる費用であって、傷病手当金は含まない）	OECD、Health Data 2010の公的支出総額より、（財）医療経済研究機構推計による介護保険医療系サービス費（「高齢」に計上）と補装具費（「障害、業務災害、傷病」に計上）を控除
家族	家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）を計上 就学前教育費	児童手当：給付、児童育成事業費等 社会福祉：特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付諸費、児童保護費 政管健保、組合健保、国保：出産育児諸費、出産育児一時金等 各種共済組合、船員保険：出産育児諸費、育児休業給付、介護休業給付 雇用保険：育児休業給付、介護休業給付 就学前教育費（OECD図表で見る教育より就学前教育費のうち公費）
積極的労働政策	社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ労働者の雇用促進を含む	雇用安定事業・能力開発事業に係る支出及び一般会計より支出される公共雇用サービス（職業案内）等に係る支出
失業	失業中の所得を保障する現金給付を計上。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働政策」に含まれる	雇用保険特別会計と船員保険から支出される失業等給付費 ただし育児休業給付と介護休業給付は「家族」に含まれる また教育訓練給付は積極的労働政策に含まれる
住宅	公的住宅や対個人の住宅費用を減らすために給付を計上	住宅支出を代表する統計数値が未整備なため不計上（住宅扶助については、生活保護その他に計上）
生活保護その他（注3）	上記に含まれないが社会的給付が行われている場合を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付	生活保護：生活扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助 社会福祉：災害救助関係給付、婦人保護費 公衆衛生：原爆被爆者への給付

(注)

1. OECD定義とはOECD Social Expenditure Databaseの基準である。
2. 日本の例は2007年時点の制度である。
3. OECDの英語表示で最後の政策分野は「他の社会政策分野」となっているが、邦訳では最も代表的な制度として生活保護を代表させた。

第Ⅱ部

社会保障の体系と現状



第1節　社会保障の体系と現状

1 はじめに

中央省庁再編（中央省庁等改革基本法）によって、総理府社会保障制度審議会事務局が平成13年1月6日をもって廃止された。そのため本統計年報において平成11年版まで掲載してきた同事務局の推計「社会保障関係総費用」の更新ができなくなった。これまで本節、1. 社会保障の体系は社会保障制度審議会の「勧告」に基づく社会保障制度の定義において整理してきた。基本的にその枠組みが変更されることはないが、「社会保障関係総費用」において採用されてきた3分類すなわち「狭義の社会保障」「広義の社会保障」「社会保障関連制度」の区分による、費用を示すことができない。そこで代わりに社会保障費用統計としては、国立社会保障・人口問題研究所が推計公表している「社会保障給付費」を掲載し、理解の助けとなるよう配慮した。

なお、社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

- 1 制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供すること。
 (1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療 (6) 家族 (7) 失業 (8) 住宅
 (9) 生活保護その他
- 2 制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。
- 3 制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。
 あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。

特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険、労働者災害補償保険、介護保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

2 社会保険、子ども手当制度及び後期高齢者医療制度の内容一覧

① 医療保険制度

制 度 の 種 類		職 城		船 員 保 険
根 拠 法 〔施 行〕		健 康 保 險 健康保険法(大11.4.22法70) 〔昭2.1.1〕		船員保険法 (昭14.4.6法73) (昭15.6.1)
対 象		一般被用者		船 員
保 險 者 (平成21年3月末現在)	全 国 健 康 保 險 協 会	各 種 健 康 保 險 組 合 (1,497)	全 国 健 康 保 險 协 会	政 府
加 入 者 数 (平成21年3月末現在)	19,496千人 (家族数15,210千人)	15,906千人 (14,431千人)	11千人 (6千人)	62千人 (82千人)
財 源	掛 一 般 金 保 険 本 人 使用 者 税 料 計	3.306% 4.074% 4.1% 8.2%	7.380% (平成21年2月末現在の平均)	1級日額～11級日額 120～1,010円 190～1,630円 310～2,640円 疾病保険料率 4.55% 4.70% 9.25% (平成22年3月～)
国 庫 負 担 ・ 補 助 (平成21年度予算)	事務費の全額 給付費の13.0% (後期高齢者支援金分16.4%)	給付費の補助(定額)	事務費の全額 給付費の13.0% (後期高齢者支援金分16.4%)	給付費の補助(定額)
診 療 等 (一 部 負 担)	3割。ただし義務教育就学前：2割、70歳以上75歳未満：2割※(現役並み所得者は3割) ※70歳以上75歳未満の者については、平成23年3月まで1割に据置き			
入院時食事療養費	標準負担額 ・一般 1食260円 ・低所得者 1食210円 但し、91日目以降は1食160円 ・低所得者のうち特に所得の低い者(70～74歳) 1食100円			
入院時生活療養費	生活療養標準負担額 ・一般(I) 1食460円+1日320円 ・一般(II) 1食420円+1日320円 ※療養病床に入院する65歳以上の者が対象 ※難病等の入院医療の必要性の高い患者は食費のみの負担(食事療養標準負担額と同額)			
保 險 給 付	自己負担限度額 ・70歳未満の者 80,100円+(医療費-267,000円)×1%。(低所得者は35,400円、上位所得者 ・70歳以上75歳未満の者 62,100円、外来(個人ごと)24,600円(低所得者は24,600円、外来 來(個人ごと)44,400円)を超える場合その超える額を支給する ※①世帯合算(70歳未満の者については、同一月に21,000円以上の負担が複数生じた場合はこれを合算して世帯単 ②多数該当世帯の負担軽減(12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額は70歳未満の者 ③長期高額疾病患者の負担軽減(血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等については、自己負担限度額は			
高額医療・高額介護合算制度	毎年8月から翌年7月までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額となる場合に、負担			
出 産 育 児 一 時 金		390,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、3万円加算		
家 族 出 産 育 児 一 時 金		390,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、3万円加算		
埋 葬 料	50,000円	50,000円	50,000円 付加給付あり	
家 族 埋 葯 料	50,000円		50,000円 付加給付あり	
休 業 給 付	傷 病 手 当 金 1日につき標準報酬日額×2/3 1年6月まで	1日につき最大月間標準賃金額総額×1/50相当額 6ヵ月(結核性1.5年)まで	1日につき標準報酬日額×2/3 3年まで	
	出 産 手 当 金 1日につき標準報酬日額×2/3 出産日(出産が予定日後であるときは、予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は、98日)から出産日後56日まで	1日につき月間標準賃金日額総額×1/50相当額	1日につき標準報酬日額×2/3 出産日以前未就労期間、出産日後56日分まで	
	休 業 手 当 金	—	—	
災 害 給 付	弔 慰 金 家 族 弔 慰 金	—	—	
	災 害 見 舞 金	—	—	

(注) 1 被用者保険の保険料には、老人保健拠出金、退職者給付拠出金を含む。(法第3条第2項被保険者を使用する事業主の設立する健康保険組合及び各共済組合の保険給付には、付加給付あり。

2 各種共済組合の保険料率は最高・最低の短期掛金率である。

3 各国民健康保険組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する者及びその家

4 低所得者は、市町村民税非課税世帯に属する者等である。

5 加入者数は、健康保険のみ乗報値である。また、四捨五入により、合計と内訳の和が一致しない場合がある。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向2010/2011」、厚生労働省「平成20年度国民健康保険事業年報」、協会けんぽ「事業年報(平成20年度)」

平成22(2010)年4月現在

保 險			地 域 保 險		
國家公務員共済組合	地方公務員共済組合	私立学校教職員共済	國 民 健 康 保 險		
國家公務員共済組合法 (昭33.5.1法128) 〔昭33.7.1〕	地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152) 〔昭37.12.1〕	私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245) 〔昭29.1.1〕	國民健康保険法 (昭33.12.27法192) 〔昭34.1.1〕		
國家公務員	地方公務員	私立学校教職員	一般国民(農業者・自営業者等)		
各省庁等共済組合(21)	各地方公務員等共済組合(55)	日本私立学校振興・共済事業団	各市町村(特別区)(1,788)	各国民健康保険組合(165)	各市町村
1,077千人 (1,259千人)	2,823千人 (3,024千人)	494千人 (346千人)	35,970千人	3,522千人	退職者 1,788千人
3.10%～5.01% 3.10%～5.01% ※介護分を含む (平成22年9月1日現在)	6.19%～ 5.90% ※介護分を含む (平成22年9月1日現在)	7.56% 3.78% ※介護分を含む (平成22年4月1日現在)	(1世帯当たり平均保険料(税)調定額)(市町村) 167,485円(平成20年度)		
事務費の全額	各地方公共団体が事務費の全額負担	事務費の一部	事務費の全額 給付費等の43%	給付費等の 32～55%	なし

・低所得者 1食210円+1日320円 ・特に所得の低い低所得者 1食130円+1日320円

は150,000円+(医療費-500,000円)×1%を超える場合その超える額を支給する。
 (個人ごと)8,000円、特に所得の低い者は15,000円、外来(個人ごと)8,000円、現役並み所得者は80,100円+(医療費-267,000円)×1%、外位で高額療養費を支給)
 44,400円(低所得者24,600円、上位所得者83,400円)、70歳以上の現役並み所得者及び一般は44,400円)
 10,000円。ただし、人工透析を行う慢性腎不全の患者で70歳未満の上位所得者は、自己負担限度額が20,000円)

を軽減する仕組み。自己負担限度額は所得と年齢に応じてきめ細かく設定。

390,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、3万円加算	条例・規定の定めるところによる *(基準額390,000円) ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、3万円加算
390,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、3万円加算	条例・規定の定めるところによる ※ほとんどの市町村が実施(1～5万円程度としているところが多い)
50,000円 50,000円 1日につき標準報酬日額× 2/3 1年6月(結核性3年)まで	50,000円 50,000円 1日につき標準報酬日額× 2/3に一定係数を乗じた額 1年6月(結核性3年)まで
50,000円 1日につき標準報酬日額× 2/3 1年6月(結核性3年)まで	50,000円 1年につき標準報酬日額× 2/3に一定係数を乗じた額 1年6月(結核性3年)まで
1日につき標準報酬日額× 50/100 標準報酬月額の1月分 標準報酬月額×70/100 損害の程度に応じ標準報酬 月額の半月分～3ヶ月分	1日につき標準報酬日額× 50/100 給料月額の1月分 給料月額×70/100 損害の程度に応じ給料の半 月分～3ヶ月分

險組合にあっては、日雇拠出金を含む)

族については協会けんぽ並である。

(2) 年金制度

平成22(2010)年9月現在

制 度 の 種 類		国 民 年 金
根拠法〔施行〕		国民年金法(昭34.4.16法141)〔(拠出制年金)昭36.4.1〕
対象		第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者又は組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者
経営主体		政府
被保険者数(平成20年度末現在)		第1号被保険者2,001万人 第2号被保険者3,892万人 第3号被保険者1,044万人
財源	保 険 料	第1号被保険者…(一般保険料)月額15,100円注1) (付加保険料)月額 400円 第2号被保険者 第3号被保険者 } 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出
	国 庫 負 担	基礎年金給付費の1/2、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、事務費の全額
給付		支 給 要 件 年 金 額
老 齢 給 付	老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した 期間(合算対象期間も含む)が25年注2)以上である 者が65歳に達したとき支給(支給の線上げ、線下げ の制度がある) 792,100円× $\frac{(\text{保険料納付済月数} + \text{保険料全額})}{\text{付加保険料納付済月数}} \times \frac{1}{8} + (\text{保険料3/4}) \times \frac{5}{8} + \frac{(\text{保険料1/2})}{\text{付加保険料納付済月数}} \times \frac{6}{8} + \frac{(\text{保険料1/4})}{\text{付加保険料納付済月数}} \times \frac{7}{8}$ 480注4)
	付 加 年 金	厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻 には、振替加算がある 200円×付加保険料納付済月数
障 害 給 付	障害基礎年金	(1)被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当する者に支給(初診日前の滞納期間が1/3未満の場合に限る注5)) (2)20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当する者に支給 1級 990,100円+加算額 2級 792,100円+加算額 (加算額は子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき227,900円、3人目以上は1人につき75,900円)
	遺 族 給 付	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る (1)被保険者 (2)被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3)老齢基礎年金の資格期間を満たしている者 子のある妻に支給する場合 792,100円+加算額(子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき227,900円、3人目以上は1人につき75,900円) 子に支給する場合 792,100円+加算額(子が2人以上の場合、2人目の子には227,900円、3人目以上は1人につき75,900円)を子の数で割った額
寡 婦 年 金	第1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く) 第1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く)が死亡した場合にその者の遺族に支給	第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4 保険料納付済期間に応じた額(12万円~32万円) 付加保険料納付済期間が3年以上の場合8,500円を加算

- (注) 1) 平成22年4月現在。毎年280円(16年度価格)ずつ引き上げ、29年度以降16,900円(16年度価格)で固定する。
 2) 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24~20年の期間短縮措置がある。
 3) 平成21年3月分までは、全額免除は×1/3、3/4免除は×1/2、1/2免除は×2/3、1/4免除は×5/6にて、それぞれ計算される。
 4) 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25~39年の加入可能年数を12倍した数になる。
 5) 平成28年3月までは、初診日や死亡した日のある月の前々月までの直近1年間に保険料滞納がなければ支給する。

資料: 厚生統計協会「保険と年金の動向2010/2011」

平成22(2010)年9月現在

制度の種類		厚生年金保険	
根拠法〔施行〕		厚生年金保険法(昭29.5.19法115)【昭和29.5.1(昭和16年法律第60号の全部改正)】	
対象		70歳未満の一般被用者、船員、日本鉄道(JR)・日本たばこ産業(JT)・日本電信電話(NTT)の役職員 ^{注2)} 、農林漁業団体等職員 ^{注3)}	
経営主体		政府	
加入者数 (平成20年度末現在)		3,444万人	
財源	掛金率 本 人 計 使用者	(一般男子と女子) (坑内員及び船員) 8.029% ^{注1)} 16.058% 8.029% 8.348% 16.696%	
国庫負担		基礎年金拠出金の1/2等、事務費の全額	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	老齢厚生年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給 加給年金額は、受給権取得時に生計を維持する配偶者か子がいる場合は加算 (特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしており厚生年金の被保険者期間が1年以上ある者が、60歳に達した後65歳になるまで支給 (注)支給開始年齢は引上げ途上にあり、昭和36年4月2日(女子は昭和41年4月2日)以降生まれの人には支給されない	
		(平均標準報酬額 × $\frac{7,125}{1000}$) × 平成15年3月までの加入期間月数) + (平均標準報酬額 × $\frac{5,481}{1000}$) × 平成15年4月以降の加入期間月数) + 加給年金額(配偶者224,700円、子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき224,700円、3人目以上は1人につき74,900円) × 改定率 (注)従前額保障等のための経過措置がある	
障害給付	障害厚生年金	被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給	
	障害手当金	障害厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度) 1級 老齢厚生年金額(報酬比例) × 1.25 + 加給年金額 2級 老齢厚生年金額(報酬比例) + 加給年金額 3級 老齢厚生年金額(報酬比例、最低保障594,200円) (注)3級には障害基礎年金は対象外	
遺族給付	遺族厚生年金	次のいずれかに該当した場合に支給 (1)被保険者が死亡したとき又は被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の被保険者期間の要件が必要) (2)障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (3)老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	
	順位	老齢厚生年金額 × 3/4 (注)子のある妻か子が受給する場合、遺族基礎年金も支給される 子のない寡婦で権利を取得した当時40歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで594,200円を加算	
	配偶者		
	子		
	父 母		
	孫		
	祖父母		

(注)1) 平成22年9月現在。なお、毎年9月分から0.354%ずつ引き上げ、29年9月以降18.3%で固定する。

2) 日本鉄道、日本たばこ産業、日本電信電話の各共済組合は平成9年4月に厚生年金保険に統合された。

3) 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に、厚生年金保険に統合された。

4) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7,230}{1000}$ とする。5) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{7,308}{1000} \sim \frac{5,562}{1000}$ 円となる。

資料: 厚生統計協会「保険と年金の動向2010/2011」

第2部 社会保障の体系と現状

平成22(2010)年9月現在

制 度 の 種 類		国 家 公 務 員 共 濟 組 合	
根拠法〔施行〕		国家公務員共済組合法(昭33.5.1法128) [昭33.7.1 (昭和23年法律第69号の全部改正)]	
対象		国家公務員及び国家公務員共済組合連合会の職員	
経営主体		国家公務員共済組合連合会	
加入者数 (平成20年度末現在)		104万人	
財 掛 金 率	本 人 使 用 者 計	(連合会) 7.7540% } 15.508% [一般組合員] 7.7540%	
		①公経済負担 基礎年金拠出金の1/2等 ②事業主負担 事務費の一部、追加費用の全額	
給付		支給要件	年金額
老 齢 給 付	退職共済年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後に65歳に達したとき支給 老齢基礎年金の受給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給(特別支給)	{(平均標準報酬月額× $\frac{7.125}{1000}$ ×平成15年3月以前の組合員期間月数) + (平均標準報酬額× $\frac{5.481}{1000}$ ×平成15年4月以後の組合員期間月数) + (平均標準報酬月額× $\frac{1.425}{1000}$ ×平成15年3月以前の組合員期間月数) + (平均標準報酬額× $\frac{1.096}{1000}$ ×平成15年4月以後の組合員期間月数)} × 0.985 + 加給年金額(配偶者227,900円、子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき227,900円、3人目以上は1人につき75,900円)
		(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしており組合員期間が1年以上ある組合員が、60歳に達した後65歳になるまで支給	{(1,676円 ^{注5)} ×組合員期間月数) + (平均標準報酬月額× $\frac{7.125}{1000}$ ×組合員期間月数) + (平均標準報酬額× $\frac{5.481}{1000}$ ×平成15年4月以後の組合員期間月数) + (平均標準報酬月額× $\frac{4.452}{1000}$ ×加入期間月数) + (平均標準報酬額× $\frac{1.096}{1000}$ ×平成15年4月以後の組合員期間月数)} × 0.985 + 加給年金額(同上)
障 害 給 付	障害共済年金	組合員であった間に初診日のある傷病に関して、障害の程度に応じて支給 (受給権者が組合員である間は支給停止)	1級 退職共済年金額×1.25+加給年金額 2級 退職共済年金額+加給年金額 3級 退職共済年金額(最低保障594,200円)
	障害一時金	障害共済年金に準ずる(障害共済年金に該当しない障害の程度)	退職共済年金額×2(最低保障1,188,400円)
遺 族 給 付	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給	退職共済年金額×3/4
	順位	(1)組合員が死亡したとき	子のない寡婦等には、40歳から65歳に達するまで594,200円を加算
	配偶者	(2)組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき	
	1	(3)障害共済年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき	
	子	(4)退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	
	父 母 2		
	孫 3		
	祖父母 4		

(注) 1) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.23}{1000}$ とする。

2) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{7.308}{1000} \sim \frac{5.562}{1000}$ とする。

3) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{0.475}{1000} \sim \frac{1.397}{1000}$ とする。

4) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{0.365}{1000} \sim \frac{1.075}{1000}$ とする。

5) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて3,143円~1,730円となる。

資料:厚生統計協会「保険と年金の動向2010/2011」

平成22(2010)年9月現在

制度の種類		地方公務員共済組合	私立学校教職員共済	
根拠法〔施行〕		地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152) [昭37.12.1]	私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245) [昭29.1.1]	
対象		地方公務員	私立学校教職員	
経営主体 (平成20年度末現在)		各地方公務員共済組合(65組合)	日本私立学校振興・共済事業団	
加入者数 (平成20年度末現在)		295万人	47万人	
財 掛 金 率	本人 使用 者 計	7.754% } 15.508% 7.754% }	6.292% } 12.584% 6.292% }	
源	国庫負担	基礎年金拠出金の1/2、 事務費の全額(地方公共団体負担)	基礎年金拠出金の1/2、 事務費の一部	
給付	支給要件	年金額	支給要件	年金額
老齢給付 退職共済年金	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)
障害給付 障害共済年金 障害一時金	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)
遺族給付 遺族共済年金 順位 配偶者 1 子 2 父 母 3 孫 4 祖父 母 4	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)

資料: 厚生統計協会「保険と年金の動向2010/2011」

第2部 社会保障の体系と現状

平成22(2010)年4月1日現在

制 度 の 種 類		厚 生 年 金 基 金	
根拠法〔施行〕		厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭40.6.1法104で追加、昭和41.10.1〕	
対象		65歳未満の一般被用者及び船員(いずれも基金加入者)	
経営主体 (平成21年度末現在)		各厚生年金基金(608基金)	
加入者数 (平成21年度末現在)		431万人	
財 源	免 除 率 本 人 使 用 者	計	1.2%~2.5% } 2.4%~5.0% 1.2%~2.5%
国	庫	負 担	なし
給付	支給要件	年 金 額	
老 齢 給 付	(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある ①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ・加算部分 定率又は定額給付など ③共済型 標準給与×一定率(又は加入期間別乗率)	

資料: 厚生統計協会「保険と年金の動向2010/2011」、企業年金連合会HP「厚生年金基金」

平成22(2010)年3月31日現在

制 度 の 種 類		國 民 年 金 基 金	
根拠法〔施行〕		国民年金法(昭34.4.16法141)〔平元.12.22法86で追加、平3.4.1〕	
対象		国民年金の第1号被保険者(国民年金の保険料免除者、農業者年金の被保険者を除く)	
経営主体 (平成21年度末現在)		各国民年金基金 72基金 地域型国民年金基金・職能型国民年金基金	
加入者数 (平成21年度末現在)		57万7千人	
財 源	保 险 料 (掛 金)	給付の型や加入時の年齢により異なる 上限額 月額 68,000円	
国	庫	負 担	国民年金本体の附加年金と同様、事務費
給付	支給要件	年 金 額	
年 金	老 齢 年 金	65歳に達したとき	終身年金A型・B型と有期年金I型・II型・III型の5種類、加入する口数によって、受け取る年金額が決まる
一 時 金	遺 族 一 時 金	保証期間のあるタイプの年金に加入していた人が、年金を受ける前や保証期間分の年金をすべて受ける前に亡くなった場合に、生活を共にしていた遺族(次の①~⑥の順位①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹)に支給	加入する口数によって、受け取る年金額が決まる

資料: 厚生統計協会「保険と年金の動向2010/2011」、国民年金基金連合会HP「事業概況」

《厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金の比較》

	厚生年金基金	確定給付企業年金	適格退職年金
根拠法	厚生年金保険法 (制度創設:昭和41年)	確定給付企業年金法 (制度創設:平成14年)	法人税法 (制度創設:昭和37年)
設立	厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立	基金型企業年金: 厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立 規約型企業年金: 信託会社、生命保険会社等と契約を締結し厚生労働大臣の承認を受ける	信託契約・生保契約等について国税庁長官の承認(平成14年4月以降新たなもののは認められず、既存のものは平成24年3月末までに他制度へ移行等する必要あり)
運営主体	厚生年金基金	基金型企業年金: 企業年金基金 規約型企業年金: 事業主	事業主
給付			
①給付水準	厚生年金の代行部分の5割以上の上乗せ給付 ※平成17年4月1日前に設立の基金は1割以上	なし	なし
②給付期間	原則として終身年金	5年以上	5年以上
掛金負担	原則事業主と加入者で折半であるが、上乗せ部分は大半が事業主負担	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能
財政検証	5年ごと(新設基金は3年後)に財政再計算を実施 給付債務等に見合った積立金の積立を義務づけ(継続基準、非継続基準、積立上限額)	少なくとも5年ごとに財政再計算を実施 給付債務等に見合った積立金の積立を義務づけ(継続基準、非継続基準、積立上限額)	少なくとも5年ごとに財政再計算を実施 財政検証の義務はない
受託者責任	制度の管理・運営に関わる者の忠実義務などを規定	同左	明文規定はない
情報開示	財務状況等について加入者への情報開示	同左	明文規定はない
税制上の取扱い			
①掛金	事業主負担: 損金算入 加入者負担: 社会保険料控除	事業主負担: 損金算入 加入者負担: 生命保険料控除	事業主負担: 損金算入 加入者負担: 生命保険料控除
②積立金	代行相当分の3.23倍に相当する水準を超える部分について1.173%(国税1%、地方税0.173%)の特別法人税が課税 (平成25年度までは凍結)	本人掛金を除いた部分について1.173%(国税1%、地方税0.173%)の特別法人税が課税 (平成25年度までは凍結)	本人掛金を除いた部分について1.173%(国税1%、地方税0.173%)の特別法人税が課税 (平成25年度までは凍結)
③給付	年金: 雜所得課税 (公的年金等控除) 一時金: 退職所得課税 (一定額控除)	年金: 雜所得課税 (公的年金等控除) 一時金: 退職所得課税 (一定額控除) (いずれも本人拠出分を除く)	年金: 雜所得課税 (公的年金等控除) 一時金: 退職所得課税 (一定額控除) (いずれも本人拠出分を除く)

資料: 法研「平成23年度 厚生年金基金の手引」

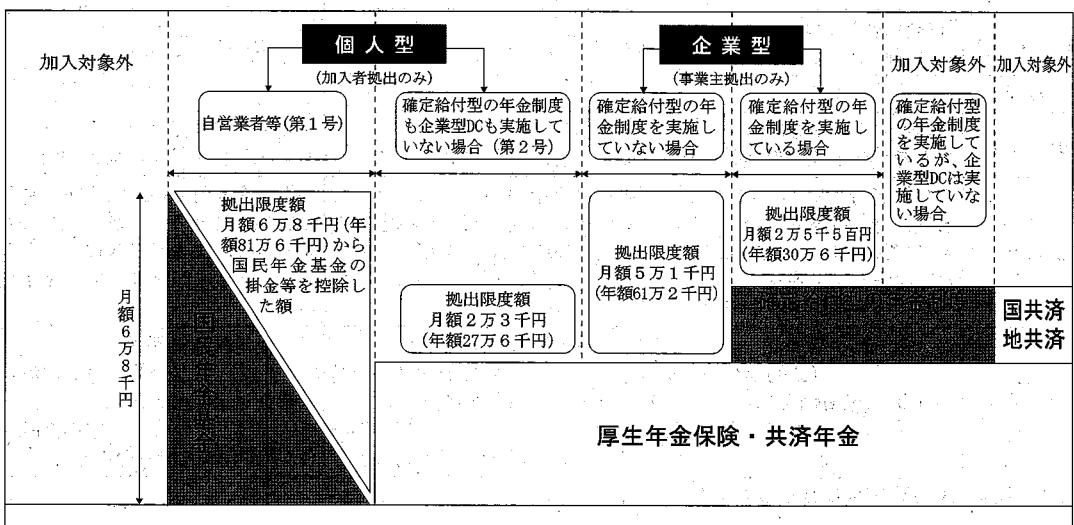
第2部 社会保障の体系と現状

●確定拠出年金の概要

		確 定 拠 出 年 金				
		企 業 型 年 金		個 人 型 年 金		
実 施 主 体	加 入 資 格	企 業 年 金 あ り	企 業 年 金 な し	自 営 業 者 等	企 業 型 年 金、企 業 年 金 な し	
		企 業 年 金 规 約 の 承 認 を 受 け た 企 業		国民年金基金連合会		
実施企業に勤務する従業員（国民年金第2号被保険者）		農業者年金被保険者、国民年金の保険料免除者以外の自営業者（国民年金第1号被保険者）	企業年金加入者、厚生年金基金等の加入員の対象となっていない企業の従業員（国民年金第2号被保険者）			
承認規約数：3,495件（平成22年11月末現在） 加入者数：3,662千人 実施事業主数：13,774社（平成22年11月末現在）		第1号加入者：42,807名 第2号加入者：77,282名 事業所登録：70,378事業所				
企業拠出（従業員は拠出できない）		個人拠出（企業は拠出できない）				
月額 25,500円		月額 51,000円		月額 68,000円 国民年金基金の限度額と枠を共有	月額 23,000円	
税制	拠 出 時	非課税（企業が拠出した掛け金額は、全額損金算入）	非課税（加入者が拠出した掛け金額は、全額所得控除（小規模企業共済等掛け金控除））			
	運 用 時	特別法人税課税（平成22年度末まで凍結）				
給付方法	給 付 時	年金として受給：公的年金等控除（標準的な年金額までは非課税） 一時金として受給：退職所得控除				
	老 齢 給 付 金	給付：5年以上の有期又は終身年金（規約の規定により一時金の選択可能） 受給要件等：原則60歳に到達した場合に受給することができる（60歳時点で確定拠出年金への加入者期間が10年に満たない場合は、支給開始年齢を引き伸ばし）				
障 害 給 付 金		給付：5年以上の有期又は終身年金（規約の規定により一時金の選択可能） 受給要件等：60歳に到達する前に傷病によって一定以上の障害状態になった加入者が傷病になっている一定期間（1年6月）を経過した場合に受給することができる				
	死 亡 一 時 金	給付：一時金 受給要件等：加入者が死亡したときにその遺族が資産残高を受給することができる				
脱 退 一 時 金		給付：一時金 受給要件等：一定の要件を満たした場合に受給することができる				

資料：厚生労働省「確定拠出年金制度の概要」「確定拠出金の施行状況について」

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



基 础 年 金

被用者の被扶養配偶者 (サラリーマンの妻等)	自営業者など	被用者 (サラリーマン)	公務員
国民年金 (第3号被保険者)	国民年金 (第1号被保険者)	国民年金 (第2号被保険者)	

資料：厚生労働省「平成22年版厚生労働白書」

平成22(2010)年3月現在

制度の種類		農業者年金基金	
根拠法〔施行〕		農業者年金基金法(昭45.5.20法78)〔昭46.1.1〕 平成13年改正法施行	
対象		農業者	
経営主体		農業者年金基金	
加入者数		5万6千人	
財源	保険料	通常保険料：政策支援を受けない者が納付する保険料、月額2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が決定 特例保険料：認定農業者等政策支援を受ける者が納付する保険料、月額 基本となる保険料2万円から補助額(2割、3割及び5割)を除いた額	
	国庫負担	政策支援(保険料の国庫補助)にあたる部分	
給付	支給要件	年金額	
(平成14年1月1日から、任意加入方式の新制度となった)			
年金	農業者老齢年金(新制度)	65歳に達したとき (60歳まで繰上げ受給可、20年の期間要件なし)	納付した保険料及びその運用収入の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案した年金現価率で割ることにより算出
	特例付加年金(新制度)	①65歳到達、②農業経営の廃止(経営継承)、 ③60歳までの保険料納付済期間等が20年以上である場合の3つの要件全てを満たしたとき (農業廃止後60歳まで繰上げ受給可、農業経営廃止時期の制限なし)	国庫助成額及びその運用収入の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案した年金現価率で割ることにより算出
一時金	死亡一時金(新制度)	加入者及び受給権者が80歳に達する前に死亡した場合にその遺族に支給	死亡した日の翌月から80歳に達する月までに、そのものに支給されることとなる農業者老齢年金の額を予定利率で割り戻した額を合計して算出
(旧制度の加入者は平成14年1月1日で全員資格喪失となった)			
経過措置の 受給者への 経過措置の 受給者への	脱退一時金(旧制度)	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある者が脱退した場合に支給	保険料納付済期間と保険料を納付した被保険者期間(時期)に係る月数をもとに算出(保険料納付済額の約3割程度)
	死亡一時金(旧制度)	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある者が死亡した場合にその遺族に支給	
経過措置の 受給者への 経過措置の 受給者への	農業者老齢年金(旧制度)	これのみの受給の場合、削減なし 物価スライド廃止	
	経営移譲年金(旧制度)	給付適正化措置により平均9.8%の削減 物価スライド廃止	

資料：農業者年金基金「農業者年金入門ガイド」

(3) 雇用保険制度

制 度 の 種 別		雇 用																																																																																																																								
根拠法〔施行〕		雇用保険法(昭49.12.28法116)〔昭50.4.1〕 船員保険の失業保険相当分を統合〔平22.1.1〕																																																																																																																								
対 象		一 般 雇 用 者			短 期 雇 用 者																																																																																																																					
保 險 者		政 府																																																																																																																								
被保険者数 (平成20年度末現在)					3,751万人																																																																																																																					
財 源	保 険 料 率	本 人 使用 者	計	0.60% 0.95%	1.55%	農林水産業、清酒製造業については、 建設業については、																																																																																																																				
				0.70% 1.05%	1.75% 1.85%	0.70% 1.15% (うち0.35% (建設業は0.45%) は二事業分)																																																																																																																				
国 庫 負 担		求職者給付費は給付費の原則1/4(日雇労働求職者は1/3、高年齢求職者給付はなし)、就職促進給付及び教費の原則1/8(高年齢雇用継続給付はなし) *当分の間、本来の負担額の55%に引き下げ																																																																																																																								
失業等給付	求職者手当	<p>(1)受給要件…離職の日以前2年間に被保険者期間が12ヵ月以上 (倒産・解雇等による離職の場合は、離職日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上であって也可)</p> <p>(2)日額…前職賃金(賞与等を除く)の8割～5割(60歳以上65歳未満の者については、8割～4.5割)</p> <p>(3)給付日数</p> <p>①倒産・解雇等による離職者 (③を除く)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30歳以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>35歳未満</td> <td></td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>35歳以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>240日</td> <td>270日</td> </tr> <tr> <td>45歳未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>45歳以上</td> <td></td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>330日</td> </tr> <tr> <td>60歳未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>60歳以上</td> <td></td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>65歳未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②倒産・解雇等以外の事由による離職者 (③を除く)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全年齢</td> <td>—</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③就職困難者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45歳未満</td> <td></td> <td></td> <td>300日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>45歳以上</td> <td>150日</td> <td></td> <td>360日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>65歳未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)給付日数の延長は次の4種類</p> <p>ア. 訓練延長給付 イ. 広域延長給付 ウ. 全国延長給付 エ. 個別延長給付</p>							被保険者であった期間							1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	30歳未満	90日	120日	180日	—		30歳以上				210日	240日	35歳未満		90日	180日			35歳以上				240日	270日	45歳未満						45歳以上		180日	240日	270日	330日	60歳未満						60歳以上		150日	180日	210日	240日	65歳未満						被保険者であった期間							1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	全年齢	—	90日	120日	150日		被保険者であった期間							1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	45歳未満			300日			45歳以上	150日		360日			65歳未満					
被保険者であった期間																																																																																																																										
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																																																																																																					
30歳未満	90日	120日	180日	—																																																																																																																						
30歳以上				210日	240日																																																																																																																					
35歳未満		90日	180日																																																																																																																							
35歳以上				240日	270日																																																																																																																					
45歳未満																																																																																																																										
45歳以上		180日	240日	270日	330日																																																																																																																					
60歳未満																																																																																																																										
60歳以上		150日	180日	210日	240日																																																																																																																					
65歳未満																																																																																																																										
被保険者であった期間																																																																																																																										
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																																																																																																					
全年齢	—	90日	120日	150日																																																																																																																						
被保険者であった期間																																																																																																																										
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																																																																																																					
45歳未満			300日																																																																																																																							
45歳以上	150日		360日																																																																																																																							
65歳未満																																																																																																																										
技能習得手当	(1)受講手当…日額500円(平成24年3月31日までの間は700円) (2)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費				同左*																																																																																																																					
寄宿手当	月額10,700円				同左*																																																																																																																					
傷病手当	基本手当日額と同額				—																																																																																																																					

平成22(2010)年8月現在

保	険						
高年齢雇用者	日雇労働者 政府 2万3千人						
	次の印紙保険料を左に加えて納付 1級 88円} 176円 2級 73円} 146円 88円} 73円} 3級 48円} 96円 48円}						
育訓練給付はなし、雇用継続給付は給付	給付費の1/3						
高年齢求職者給付金 (1)受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)給付金の額…次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額 <table border="1"><tr><th>算定基礎期間</th><th>給付金額</th></tr><tr><td>1年未満</td><td>30日分</td></tr><tr><td>1年以上</td><td>50日分</td></tr></table> ただし、任意加入による被保険者に対しては、一律に50日分を支給	算定基礎期間	給付金額	1年未満	30日分	1年以上	50日分	給付日額（第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円）の13日～17日分 失業前の2月間（前月及び前々月）に26日分以上印紙保険料を納めた者に支給 ①第1級給付金 第1級印紙保険料が24日分以上 ②第2級給付金 ア. 第1級及び第2級印紙保険料が24日分以上 イ. 第1級から順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上の場合（①の場合を除く） ③第3級給付金 その他の場合 なお、継続する6月間に各月11日分以上、かつ通算して78日分以上印紙保険料を納付した者に60日分を限度として特例給付を支給
算定基礎期間	給付金額						
1年未満	30日分						
1年以上	50日分						
—	—						
—	—						
—	—						

第2部 社会保障の体系と現状

平成22(2010)年8月現在

制度の種別		雇用保険			
根拠法〔施行〕		雇用保険法(昭49.12.28法116) [昭50.4.1] 船員保険の失業保険相当分を統合 [平22.1.1]			
対象		一般雇用者	短期雇用者	高年齢雇用者	日雇労働者
就職促進給付	(1)就業促進手当 ①就業手当…就業日ごとに基本手当日額の30% ②再就職手当…所定給付日数の2/3以上で50%、1/3以上で40% ③常用就職支度手当…支給率40% 支給対象者拡大 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、移転料、着後手当 (3)広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左(①②を除く)	—	同左(①②を除く) (③の基本手当は日雇労働求職者給付金と読み替え)	—
教育訓練給付	(1)受給要件…被保険者又は被保険者であった者が、一定の教育訓練を受け、かつ、その教育訓練を修了した場合 対象となる被保険者又は被保険者であった者については、被保険者であった期間が通算して3年(ただし、初回に限り1年)以上あること、過去に教育訓練給付金の支給を受けてから3年以上経過していることが要件 また、対象となる教育訓練については、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を厚生労働大臣が求め指定 (2)支給額…労働者が負担した教育訓練の入学及び受講にかかる費用の20%(上限10万円)	—	—	—	—
失業等雇用継続給付	(1)受給要件…被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者であって、各月に支払われる賃金が60歳時点の賃金の75%未満の場合 (2)支給額…60歳以後の賃金の15%(各月に支払われた賃金が60歳時点の賃金の61%を超える75%未満の場合は通減した率) (3)支給期間…65歳に達する月までの期間(失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)	—	—	—	—
育児休業給付	(1)受給要件…1歳未満の子を養育するための育児休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2)支給額…原則として、休業前賃金の50%(30%を休職期間中、残額は職場復帰後6ヵ月間雇用された後) ただし、平成22年4月1日以降に育児休業を開始した場合は、給付金を統合して全額育児休業中に支給 (3)支給期間…1歳未満(特に必要と認められる場合には1歳6ヵ月)の子を養育する期間	—	—	—	—
介護休業給付	(1)受給要件…家族を介護するための介護休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2)支給額…原則として、休業前賃金の40% (3)支給期間…介護休業を開始した日から起算して3ヵ月(一定の要件に該当する場合には、通算93日)を経過する日まで	—	—	—	—
備考	基本手当日額は1,600円~7,505円	*に該当するのは公共職業訓練受講者のみ	—	1級印紙は賃金日額11,300円以上 2級印紙は8,200円以上11,300円未満 3級印紙は8,200円未満	
二事業	(1)雇用安定事業…景気の変動、産業構造の変化等に対処して失業の予防、雇用機会の増大その他雇用の安定を図る事業。 (2)能力開発事業…被保険者に関し、職業生活の全期間を通じて、能力を開発、向上させることを促進する事業。				

(注)1) 船員保険が統合されたことに伴う経過処理により、船員として雇用される者で55歳に達した日が平成22年4月1日以後の者は、雇用保険の高年齢雇用継続給付として扱い、昭和34年4月1日までに生まれた者については「高年齢雇用継続給付」欄中「60歳」は「55歳」、「65歳」は「60歳」と読み替える。

資料: 厚生統計協会「保険と年金の動向2010/2011」

平成22(2010)年9月現在

(4) 業務災害補償制度

制 度 の 種 類	労 働 者 災 害 補 償 保 險	
根拠法〔施行〕	労働者災害補償保険法(昭22.4.7法50) [昭22.9.1] 船員保険の労災保険相当分を統合 [平22.1.1]	
対象	一般被用者、船員	
経営主体	政府(厚生労働省)	
対象人員 (平成20年度末現在)	5,242万人	
財源	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.3~10.3%を事業主から徴収	
その他の 保険料	一部国庫補助	
負傷、疾病に対するもの	右以外の場合	療養開始後1年6ヶ月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
	療養補償給付(療養給付) 療養の給付又は療養費の支給1割 ただし通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり	
	休業補償給付(休業給付) 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額(平均賃金相当額)の60% [社会復帰促進等事業]	傷病補償年金(傷病年金) 給付基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級) [社会復帰促進等事業] 傷病特別支給金 114万円(1級)~100万円(3級)
	休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級)
	障害補償年金(障害年金) 給付基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級) [社会復帰促進等事業] 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級)	
障害に対するもの	障害補償一時金(障害一時金) 給付基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級) [社会復帰促進等事業] 障害特別支給金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級)	
	遺族補償年金(遺族年金) 給付基礎日額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族4人以上) [社会復帰促進等事業] 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族4人以上) 遺族特別支給金 300万円(労働者の死亡当時の遺族補償給付(遺族給付)の受給権者に支給)	
遺族に対するもの	○遺族補償年金(遺族年金)を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金(遺族一時金) 給付基礎日額の1,000日分を限度 [社会復帰促進等事業] 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度 遺族特別支給金 300万円(労働者の死亡当時の遺族補償給付(遺族給付)の受給権者に支給)	
	介護補償給付(介護給付) 介護の費用として支出した額(上限額:常時介護は月104,730円、随時介護は月52,370円)、あるいは一律定額	
葬祭に対するもの	葬祭料(葬祭給付) 315,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分)	
二次健康診断に対するもの	二次健康診断…脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査 特定保健指導…二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため医師等により行われる保健指導	
社会復帰促進等事業	労災病院、特別支給金、義肢(平成21年4月から現物支給が費用支給に変更)等の支給等	

(注)1 ()内は通勤災害の場合の給付の名称である。

2 労災保険では、休業(補償)給付については賃金水準が10%を超えて変動した場合にその率に応じて、一時金と年金の各給付については賃金水準の変動率に応じて、毎年、給付基礎日額の改定を行う(スライド制)。

資料:厚生統計協会「保険と年金の動向2010/2011」

第2部 社会保障の体系と現状

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類	国家公務員災害補償		地方公務員災害補償		
根拠法〔施行〕	国家公務員災害補償法(昭26.6.2法191)〔昭26.7.1〕		地方公務員災害補償法(昭42.8.1法121)〔昭42.12.1〕		
対象	国家公務員		地方公務員		
経営主体	政府		地方公務員災害補償基金		
適用者数	51万6千人(平成20年7月1日現在)		294万6千人(平成20年度末現在)		
財源	(全額負担)		地方公共団体負担		
負傷・疾病に対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6ヶ月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合			
	療養補償給付	療養の給付又は療養費の支給 10割 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり			
障害に対するもの	休業補償給付	傷病補償年金 平均給与額の313日分(1級) ~245日分(3級) [福祉事業] 傷病特別支給金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別給付金 傷病補償年金×特別支給率 *特別支給率とは最終1年間の給与総額に対する特別支給総額の割合			
	年金	障害補償年金 平均給与額の313日分(1級)~131日分(7級) [福祉事業] 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別援護金 1,540万円(1級)~485万円(7級) (通勤途上の場合は、975万円(1級)~310万円(7級)) 障害特別給付金 障害補償年金×特別支給率			
介護に対するもの	一時金	障害補償一時金 平均給与額の503日分(8級)~56日分(14級) [福祉事業] 障害特別支給金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別援護金 320万円(8級)~45万円(14級) (通勤途上の場合は、195万円(8級)~30万円(14級)) 障害特別給付金 障害補償一時金×特別支給率			
	年金	介護補償 介護の費用として支出した額 (上限額:常時介護は月104,730円、随時介護は52,370円)			
遺族に対するもの	年金	遺族補償年金 平均給与額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族4人以上) [福祉事業] 遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 1,860万円(通勤途上の場合は1,130万円) 遺族特別給付金 遺族補償年金×特別支給率			
	一時金	○遺族補償年金を受けることができる遺族がいない場合に支給 遺族補償一時金 平均給与額の1,000日分~400日分 [福祉事業] 遺族特別支給金 300万円~120万円 遺族特別援護金 1,860万円~744万円 (通勤途上の場合は、1,130万円~450万円) 遺族特別給付金 遺族補償一時金×特別支給率			
葬祭に対するもの	葬祭補償 315,000円+平均給与額の30日分(この額が平均給与額の60日分に満たない場合は、平均給与額の60日分)				
二次健康診断に対するもの	なし				
労働福祉事業	特別支給金、義肢等補装具支給等				

資料：人事院HP「国家公務員災害補償制度の仕組み」、法研「平成23年版 社会保障便利事典」

制度の種類		国家公務員共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済
財源	使用者掛金率 国庫負担	公務上の障害年金、 遺族年金の費用の全額	地方公共団体負担	事務費の一部
負傷・疾病に対するもの		(受給に加入期間による制限はない)		
障害に対するもの	年金	<p>障害共済年金【公務上】</p> <p>1級 : ((1)厚生年金相当部分 + (2)職域年金分) × 1.25 + (3)配偶者の加給年金額 (最低保障額4,212,500円)</p> <p>2級 : ((1)厚生年金相当部分 + (2)職域年金分) × 1.00 + (3)配偶者の加給年金額 (最低保障額2,601,800円)</p> <p>3級 : ((1)厚生年金相当部分 + (2)職域年金分) (最低保障額2,354,100円)</p> <p>(1)厚生年金相当部分 : ((1)平成15年3月以前の加入期間分の年金額 + (2)平成15年4月以後の加入期間分の年金額) × 1.031 × 0.985¹⁾</p> <p>①平成15年3月以前の加入期間分の年金額 (平均標準報酬月額 × $\frac{7.5}{1000}$ × 平成15年3月以前の加入期間月数²⁾)</p> <p>②平成15年4月以後の加入期間分の年金額 (平均標準報酬額 × $\frac{5.769}{1000}$ × 平成15年4月以後の加入期間月数²⁾)</p> <p>(2)職域年金分 : ((1)平成15年3月以前の加入期間の年金額 + (2)平成15年4月以後の加入期間の年金額) × 1.031 × 0.985¹⁾</p> <p><障害等級1級の場合></p> <p>①平成15年3月以前の加入期間分の年金額 : (平均標準報酬月額 × 12 × $\frac{30}{100}$ + 平均標準報酬月額 × $\frac{1.875}{1000}$ × 300月を超えた加入期間月数) × 平成15年3月以前の加入期間月数/組合員等の全加入月数</p> <p>②平成15年4月以後の加入期間分の年金額 : (平均標準報酬額 × 12 × $\frac{23.077}{100}$ + 平均標準報酬額 × $\frac{1.422}{1000}$ × 300月を超えた加入期間月数) × 平成15年4月以後の加入期間月数/組合員等の全加入月数</p> <p>☆障害等級2・3級の場合は、①の支給乗率 $\frac{30}{100}$ は $\frac{20}{100}$、$\frac{1.875}{1000}$ は $\frac{1.5}{100}$、②の支給乗率 $\frac{23.077}{100}$ は $\frac{15.385}{100}$、$\frac{1.422}{1000}$ は $\frac{1.154}{100}$ となる。</p> <p>(3)配偶者の加給年金額 : 生計を維持していた65歳未満の配偶者がいる場合に227,900円</p>		
遺族に対するもの	年金	<p>遺族共済年金【公務上】</p> <p>(1)厚生年金相当部分 × 3/4 + (2)職域年金分 + (3)中高齢の妻の加算 (最低保障額1,053,100円)</p> <p>(1)厚生年金相当部分 : 障害共済年金と同じ (長期要件³⁾、短期要件⁴⁾)</p> <p>☆長期要件の場合は、①の支給乗率 $\frac{7.5}{1000}$ は生年月日に応じて $\frac{10 \sim 7.5}{1000}$ で計算、②の支給乗率 $\frac{5.769}{1000}$ は $\frac{7.692 \sim 5.769}{1000}$ で計算</p> <p>(2)職域年金分 : 障害共済年金と同じ (長期要件³⁾、短期要件⁴⁾)</p> <p>①平成15年3月以前の加入期間分の年金額 : 平均標準報酬月額 × $\frac{3.375}{1000}$ + 平成15年3月以前の加入期間月数⁵⁾</p> <p>②平成15年4月以後の加入期間分の年金額 : 平均標準報酬月額 × $\frac{2.596}{1000}$ + 平成15年4月以後の加入期間月数⁵⁾</p> <p>☆長期要件の場合は、①の支給乗率 $\frac{3.375}{1000}$ は生年月日に応じて $\frac{3.000 \sim 3.375}{1000}$ で計算、②の支給乗率 $\frac{2.596}{1000}$ は $\frac{2.308 \sim 2.596}{1000}$ で計算</p> <p>(3)中高齢の妻の加算 : 594,200円</p>		

- (注) 1) 0.985は平成22年度のスライド率
 2) 加入期間月数の合計が300月(25年)未満の場合は、300/加入期間月数を乗じて全体を300月に増額
 3) 長期要件は、退職共済年金または旧共済法による退職に関する年金の受給権者や受給資格期間を満たしている人が公務上または通勤途上の傷病が原因で死亡したとき
 4) 短期要件は、受給要件の長期要件以外
 5) 短期要件についてのみ加入期間月数の合計が300月(25年)未満の場合は、300/加入期間月数を乗じて全体を300月に増額

資料：法研「平成23年版 社会保障便利事典」

第2部 社会保障の体系と現状

⑤ 子ども手当制度

平成22(2010)年4月1日現在

目的	次代の社会を担う子どもの育ちを支援
支給対象となる子	0歳から中学校修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子ども
所得制限	なし
手当の額	一律 月額 13,000円
費用負担	平成22年度予算<10ヵ月分> 給付総額 2兆2,554億円 国 1兆4,980億円 地方 6,138億円 事業主 1,436億円

資料：厚生労働省「平成22年版厚生労働白書」

⑥ 後期高齢者医療制度

平成22(2010)年4月現在

制度の種類		後期高齢者医療制度											
根拠法		高齢者の医療の確保に関する法律(昭57.8.17法80) [施行昭58.2.1]											
対象		75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の一定の障害者											
運営主体		後期高齢者医療広域連合(47)											
加入者数		約1,346万人											
財源	高齢者の保険料	10%											
	支援金	約40%											
保健事業の種類		療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費											
一部負担金等	定率1割負担のほか現役並み所得者に3割負担を導入												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自己負担限度額/月</th> <th>高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額/月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者 (課税所得145万円以上)</td> <td>44,400円</td> <td>80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当 44,400円)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table>			自己負担限度額/月	高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額/月	現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当 44,400円)	一般	12,000円	44,400円	低所得者	8,000円
	自己負担限度額/月	高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額/月											
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当 44,400円)											
一般	12,000円	44,400円											
低所得者	8,000円	24,600円											
67万円	56万円												
31万円	19万円												

(注) 財源の「支援金」とは、若年者(0~74歳)の保険料である。

資料：厚生労働省「平成22年版厚生労働白書」、厚生統計協会「保険と年金の動向2010/2011」

平成22(2010)年4月現在

⑦ 介護保険

制 度 の 種 類		介 護 保 險	
根拠法〔施行〕		平成12.12.17法123〔平12.4.1〕	
経 営 主 体		市町村(地方自治体)	
対 象 象		一般国民	
対象人員 (平成21年3月末現在)		2,831万7千人(第1号被保険者)	4,240万人(第2号被保険者)
財源	保 険 料		第1号被保険者(65歳以上) 20%
	国 庫 負 担		25%
	地 方 公 共 団 体	都 道 府 縿 市 町 村	12.5% 12.5%
	自 己 負 担		1割
給 付		保険給付(介護サービス)には要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付がある。そのほかに、市町村は介護者と要支援者を対象とした市町村特別給付を行うことができる。	要介護状態にある人で、その要介護状態の原因である身体上または精神上の障害が特定疾患(外傷性、先天性等でない脳血管障害、初期認知症などの加齢とともに生じる心身の変化に起因する疾病)によって生じた者である人
備 考		保険料は原則年金より天引き	保険料は医療保険料と一体的に徴収。特定疾患とは、パーキンソン病、慢性関節リウマチなど、16種類の疾病

資料:厚生統計協会「保険と年金の動向2010/2011」

3 老人福祉

① 施設福祉対策

	施設名	事業の概要
入所型	特別養護老人ホーム	65歳以上の者であって、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護する
	養護老人ホーム	65歳以上の者であって、環境上の理由や経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う
	軽費老人ホーム	無料または低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する
	老人短期入所施設	65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護する
利用型	老人福祉センター	無料または低額な料金で、老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対し健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与する
	老人介護支援センター	地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、相談・助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人等と関係機関との連絡調整等を総合的に行う
通所型	老人デイサービスセンター	65歳以上の者であって、身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む）を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向2010/2011」

② 介護保険制度におけるサービス

サービスの種類	サービスの内容
《居宅サービス》	
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが要介護者等の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の世話をを行う
訪問入浴介護	入浴車等により居宅を訪問して浴槽を提供して入浴の介護を行う
訪問看護	病状が安定期にあり、訪問看護を要すると主治医等が認めた要介護者等について、病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う
訪問リハビリテーション	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者等について、病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
居宅療養管理指導	病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が、通院が困難な要介護者等について、居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行う
通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンター等において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話をおよび機能訓練を行う
通所リハビリテーション (デイ・ケア)	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者等について、介護老人保健施設、病院または診療所において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
短期入所生活介護 (ショートステイ)	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、その施設で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話をおよび機能訓練を行う
短期入所療養介護 (ショートステイ)	病状が安定期にあり、ショートステイを必要としている要介護者等について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、その施設で、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話をを行う
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している要介護者等について、その施設で、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話を、機能訓練および療養上の世話をを行う
福祉用具貸与	在宅の要介護者等について福祉用具の貸与を行う
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴や排せつのための福祉用具その他の厚生労働大臣が定める福祉用具の販売を行う
居宅介護住宅改修費 (住宅改修)	手すりの取り付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修費の支給
居宅介護支援	在宅の要介護者等が在宅介護サービスを適切に利用できるよう、その者の依頼を受けて、その心身の状況、環境、本人および家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容、担当者、本人の健康上・生活上の問題点、解決すべき課題、在宅サービスの目標およびその達成時期等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成し、その計画に基づくサービス提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行う。介護保険施設に入所が必要な場合は、施設への紹介等を行う
《地域密着型サービス》	
小規模多機能型居宅介護	要介護者等に対し、居宅またはサービスの拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話をおよび機能訓練を行う
夜間対応型訪問介護	居宅の要介護者に対し、夜間において、定期的な巡回訪問や通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応を行う
認知症対応型通所介護	居宅の認知症要介護者等に、介護職員、看護職員等が特別養護老人ホームまたは老人デイサービスセンターにおいて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話をおよび機能訓練を行う
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の要介護者等に対し、共同生活を営むべく住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話をおよび機能訓練を行う
地域密着型特定施設入居者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型(定員30人未満)の施設において、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話をを行う
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型(定員30人未満)の施設において、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話をおよび機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行う

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向2010/2011」

③ 介護保険制度における地域支援事業

介護保険の被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が実施する事業（平成18年度から、この事業の創設に伴い「介護予防・地域支え合い対策事業」は廃止）

サービスの種類	サービスの内容
《必須事業》	
介護予防事業	第1号被保険者の要介護状態等となることの防止または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業
《包括的支援事業》	
介護予防ケアマネジメント事業	特定高齢者（要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態の高齢者）が要介護状態等となることを予防するため、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
総合相談・支援事業	被保険者の心身の状況、居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施設に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上および福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業
権利擁護事業	被保険者に対する虐待の防止およびその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
包括的・継続的マネジメント事業	保健医療および福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画および施設サービス計画の検証、心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組みを通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
《任意事業》	
介護給付費適正化事業	介護給付等に要する費用の適正化のための事業
家族支援事業	介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
その他の事業	その他介護保険事業の運営の安定化および被保険者の地域における自立した日常生活上の支援のため必要な事業

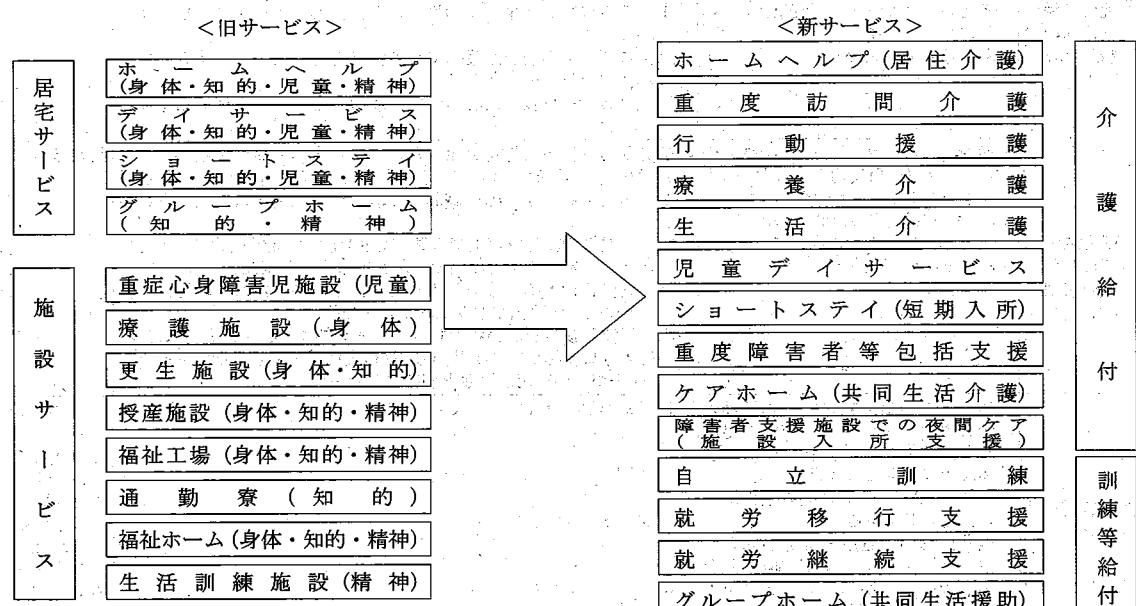
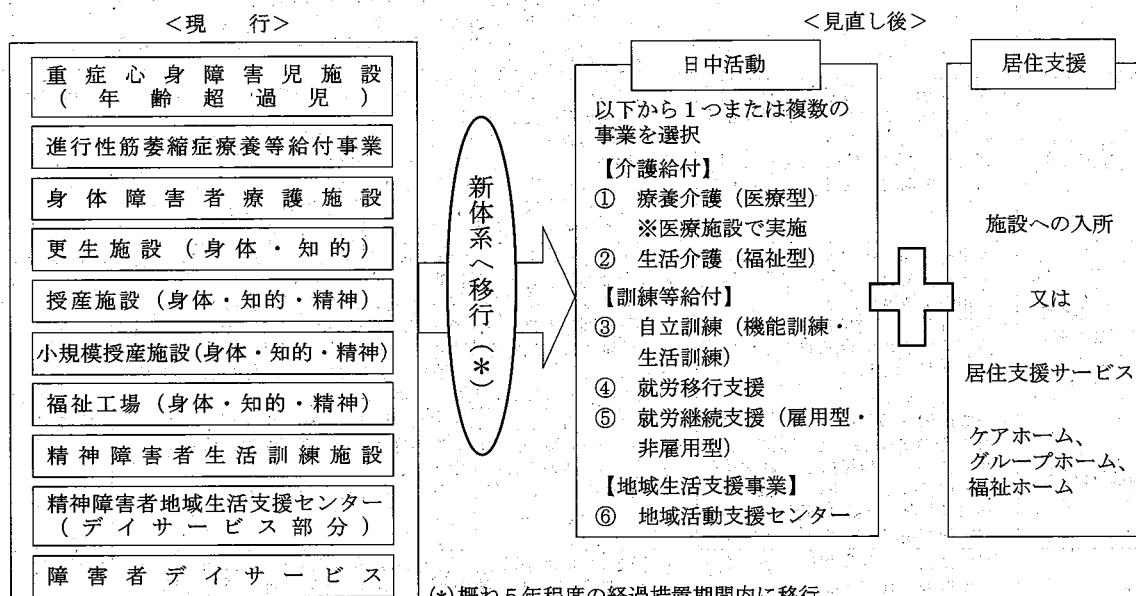
資料：法研「平成18年改訂版 介護保険ハンドブック」

4 障害者保健福祉施策

① 障害福祉サービス体系の再編

障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。

- ・「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離）。
- ・入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、一人一人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。



(注) このほか、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等を制度化。

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向2010/2011」

第2部 社会保障の体系と現状

《日中活動系サービス》

サービス名	サービス内容等	利用者	類型
生活介護	食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供	<ul style="list-style-type: none"> 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者 ・常時介護が必要な障害者であって、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 障害程度区分が区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上である者 	介護給付
療養介護	病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供（医療施設で実施）	<ul style="list-style-type: none"> 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者 ・医療および常時の介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する者で、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分が6 ② 筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって、障害程度区分が区分5以上 	介護給付
自立訓練 (機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施 ・利用者ごとに、標準期間（18ヵ月）内で利用期間を設定 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等 	訓練等給付
自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施 ・利用者ごとに、標準期間（24ヵ月、長期入所者の場合は36ヵ月）内で利用期間を設定 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等 	訓練等給付
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援を実施 ・利用者ごとに、標準期間（24ヵ月）内で利用期間を設定 	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者（65歳未満の者） ① 企業等への就労を希望する者 ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者 	訓練等給付
就労継続支援A型 (雇用型)	<ul style="list-style-type: none"> ・通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援 ・利用期間の制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> 就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者（利用開始時、65歳未満の者） ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者 	訓練等給付
就労継続支援B型 (非雇用型)	<ul style="list-style-type: none"> ・通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約を結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労等への移行に向けて支援 ・利用期間の制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される者 ① 企業等や就労継続支援A型（雇用型）での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者 ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等または就労継続事業（雇用型）の雇用に結びつかなかった者 ③ ①②に該当しない者であって、50歳に達している者、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇用型）の利用が困難と判断された者 	訓練等給付
地域活動支援センター	<p>利用者に、創造的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与（基礎的事業）</p> <p>これに加え、以下の機能強化が図られた事業がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施（地域活動支援センターII型） ・利用期間の制限なし 	利用者の制限はない	地域生活支援事業（基礎的事業については地方交付税措置に基づく地方公共団体の独自事業

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向2010/2011」

《訪問系サービス》

サービス名	事業内容	利用者	類型
居宅介護	居宅において入浴、排せつまたは食事の介護等の便宜を供与	障害程度区分が区分1以上である者	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつまたは食事の介護等の便宜および外出時における移動中の介護を総合的に供与	障害程度区分が区分4以上であって、以下のいずれにも該当する者 ① 二肢以上に麻痺があること ② 調査で「歩行」「移乗」「排尿」のいずれも「できる」以外と認定されていること	介護給付
重度障害者等 包括支援	・常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要な程度が著しく高いものにつき、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供 ・訪問して行うサービスだけでなく、施設において行われる、生活介護、ケアホームやショートステイといったサービスについても包括する	障害程度区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有するものであって、以下のいずれかに該当する者 ① 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、以下のいずれかに該当する者 ア) 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 イ) 最重度知的障害者 ② 調査した行動関連項目 ¹⁾ (11項目) とてんかん発作の頻度を各項目2点までに点数化し、合計点数が15点以上である者	介護給付
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等の便宜を供与	障害程度区分が区分3以上であって、調査した行動関連項目 ¹⁾ (11項目) とてんかん発作の頻度を各項目2点までに点数化し、合計点数が8点以上である者	介護給付
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出の支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促す	市町村において定める障害者等	地域生活支援事業
生活サポート 事業	介護給付決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図る	介護給付決定者以外の障害者	地域生活支援事業

(注) 1) 「行動関連項目」には、調査項目のうち、「独自の意思伝達」「説明の理解」「異食行動」「多動・行動停止」「不安定な行動」「自ら叩く等の行為」「他を叩く等の行為」「興味による行動」「通常と違う声」「突発的行動」「過食、反すう」が含まれる。

《居住系サービス》

サービス名	事業内容	利用者	類型
施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等の便宜を供与する	夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者 ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上) ② 自立訓練または就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である者	介護給付
ケアホーム (共同生活 介護)	・主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつまたは食事の介護等の便宜を供与する ・利用期間の制限はない	・生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者 ・障害程度区分が区分2以上である者	介護給付
グループ ホーム (共同生活 援助)	・地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う ・利用期間の制限はない	就労または就労継続支援等日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者	訓練等給付
福祉ホーム 事業	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、障害者の地域生活を支援する	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者	地域生活支援事業

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向2010/2011」

② 身体障害者施設福祉施策の概要

事 業 名	事 業 内 容
地 域 利 用 施 設	身体障害者福祉センター（A型） 身体障害者福祉センター（B型）
	障害者更生センター
	点字図書館
	点字出版施設
	聴覚障害者情報提供施設
	補装具製作施設
	盲人ホーム
	盲導犬訓練施設

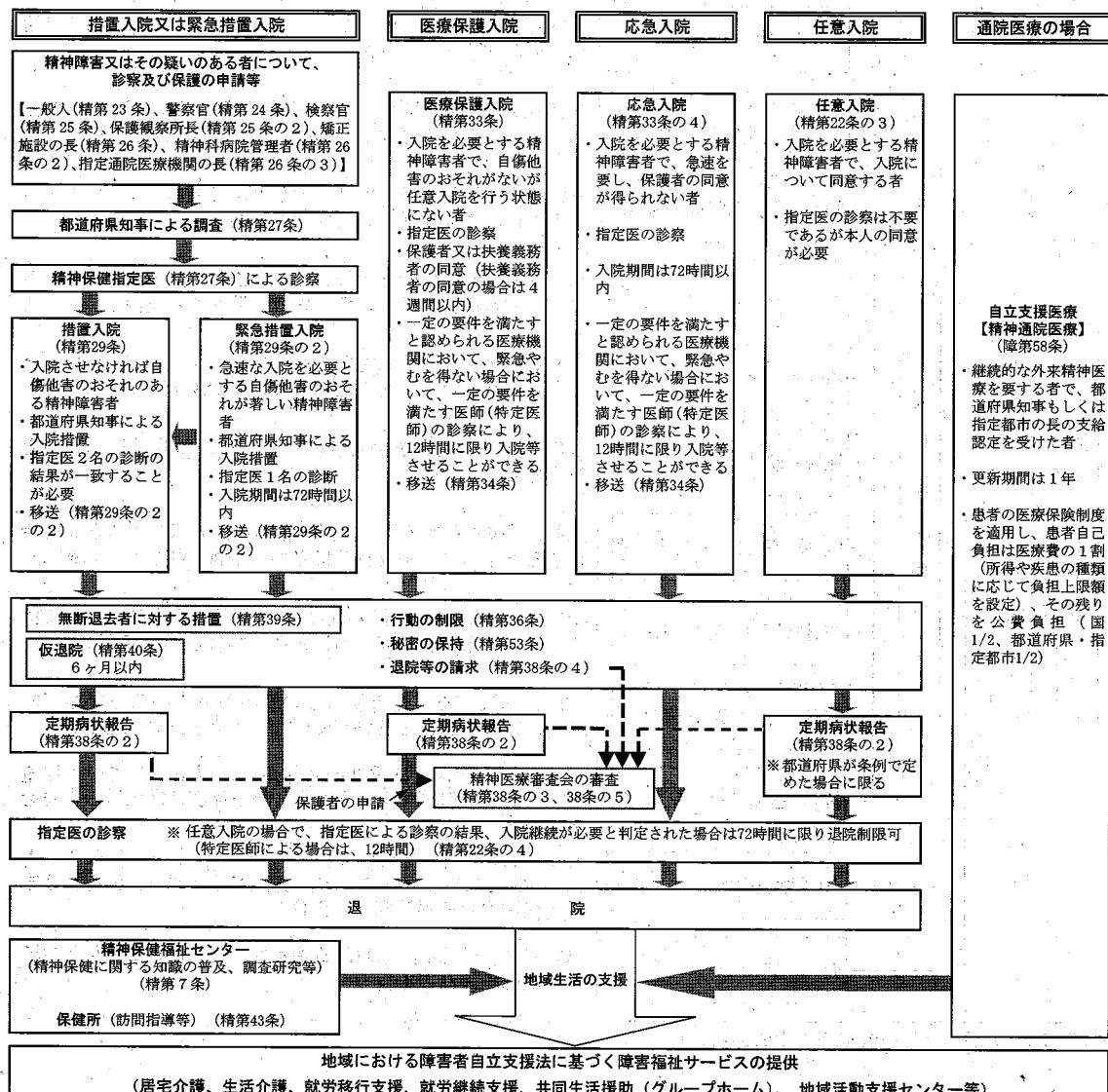
資料：厚生労働省「平成22年版厚生労働白書」

③ 障害児・知的障害者に対する施設福祉施策の概要

事業名		事業の概要
施 設 福 祉 施 策	知的障害児施設	知的障害の児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
	自閉症児施設	自閉症を主たる症状とする児童を入所させて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
	知的障害児通園施設	知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
	盲児施設	盲児（強度の弱視児を含む）を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導または援助をする施設
	ろうあ児施設	ろうあ児（強度の難聴児を含む）を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導または援助をする施設
	難聴幼児通園施設	強度の難聴の幼児を保護者のもとから通わせて指導訓練を行う施設
	肢体不自由児施設	上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
	肢体不自由児通園施設	上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
	肢体不自由児療護施設	病院に入院することを要しない肢体不自由のある児童であって、家庭における養育が困難なものを入所させる施設
	重症心身障害児施設	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする施設
心身障害児総合通園センター	心身障害の相談・指導・診断・検査・判定等を行うとともに、時宜を失うことなくその障害に応じた療育訓練を行う施設、複数の児童福祉施設の複合体	
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う	

資料：厚生労働省「平成22年版厚生労働白書」

5 精神保健福祉関連制度の概要

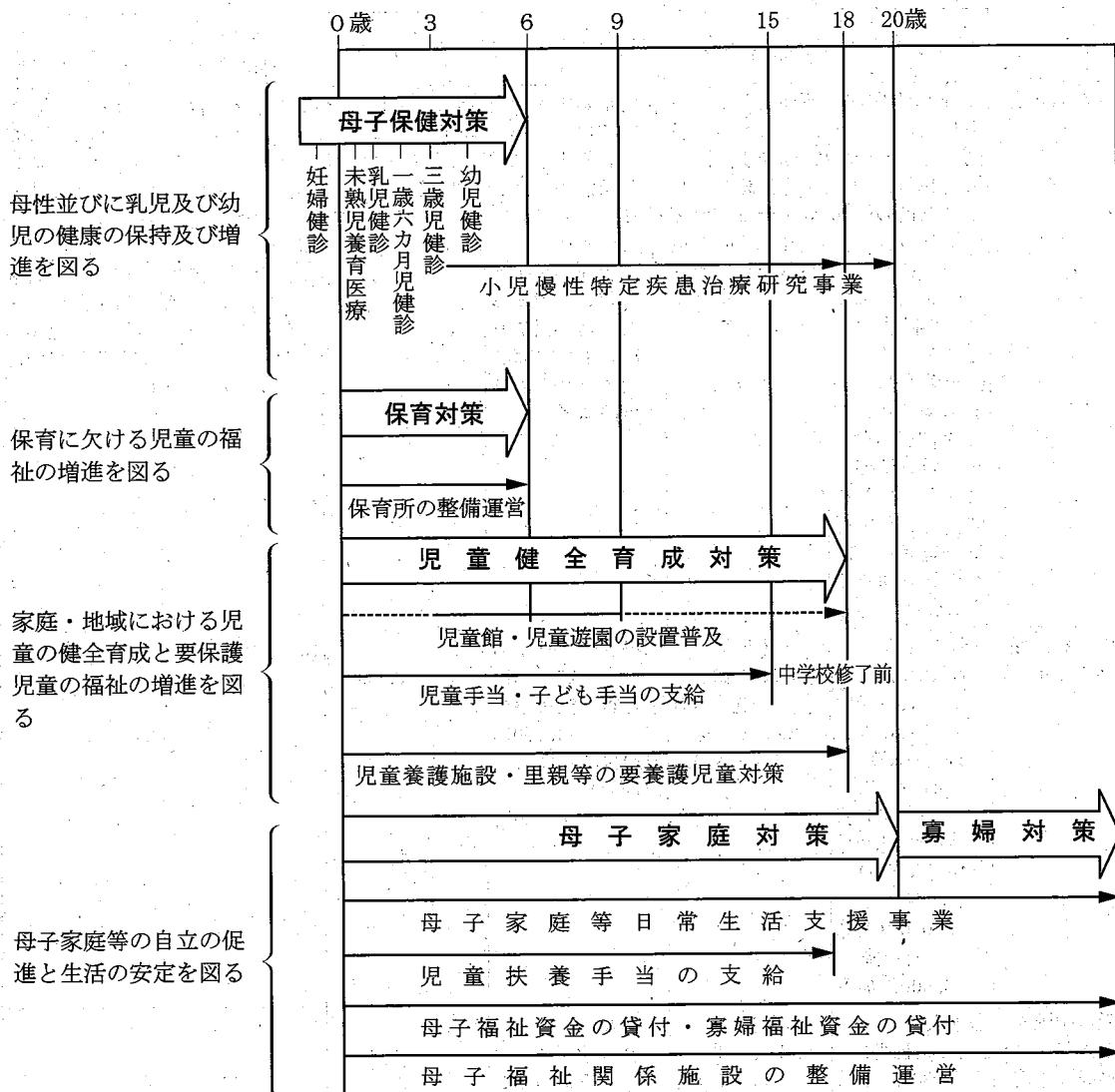


(注) 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) :「精」、障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) :「障」と略する。

2 「都道府県知事」とあるのは、「都道府県又は指定都市市長」と読み替える。

資料: 厚生労働省「平成22年版厚生労働白書」

6 年齢別児童家庭福祉施策の一覧



資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向2010/2011」

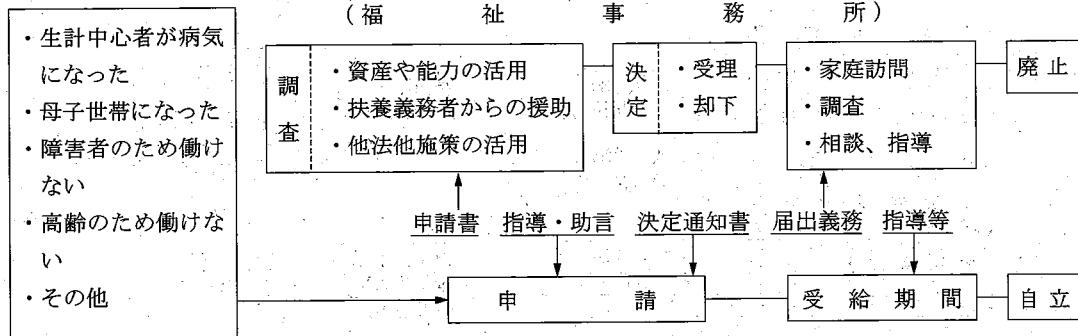
7 社会（家族）手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	子ども手当	原爆諸手当（主なもの）	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害の状態にある者）を監護養育している母又は養育する者（祖父母等）父母の離婚等により母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ生計を同じくする父	精神または身体に障害を有する20歳未満の障害児を監護している父母または養育者（その児童と同居して監護し、生計を維持している者）	①特別障害者手当 20歳以上であつて日常生活に常に特別の介護を要する在宅の重度障害者 ②障害児福祉手当 20歳未満であつて日常生活に常に特別の介護を要する在宅の重度障害者	0歳から中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子ども	原子爆弾の傷害作用に起因する病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現に負傷または疾病の状態にある人	被爆者で、原爆の影響に関係がある11障害のいずれかの障害を伴う疾病にかかる、医療特別手当、特別手当または原子爆弾小頭症手当を受給していない人
手当額月額 (平成22年度)	○児童1人 収入130万円未満 41,720円 収入130万円以上 365万円未満 41,710円～ 9,850円 (所得に応じて 10円きざみ) ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 3,000円加算	○児童1人 1級（重度） 50,750円 2級（中度） 33,800円	①特別障害者手当 26,440円 ②障害児福祉手当 14,380円 経過措置による 福祉手当 14,380円	一律 13,000円	137,430円 33,800円	
所得制限額 (収入ベース) (平成22年度)	○本人 (2人世帯) 365.0万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 610.0万円	○本人 (4人世帯) 770.7万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 954.2万円	○本人 (2人世帯) 565.6万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 954.2万円	なし	なし	なし

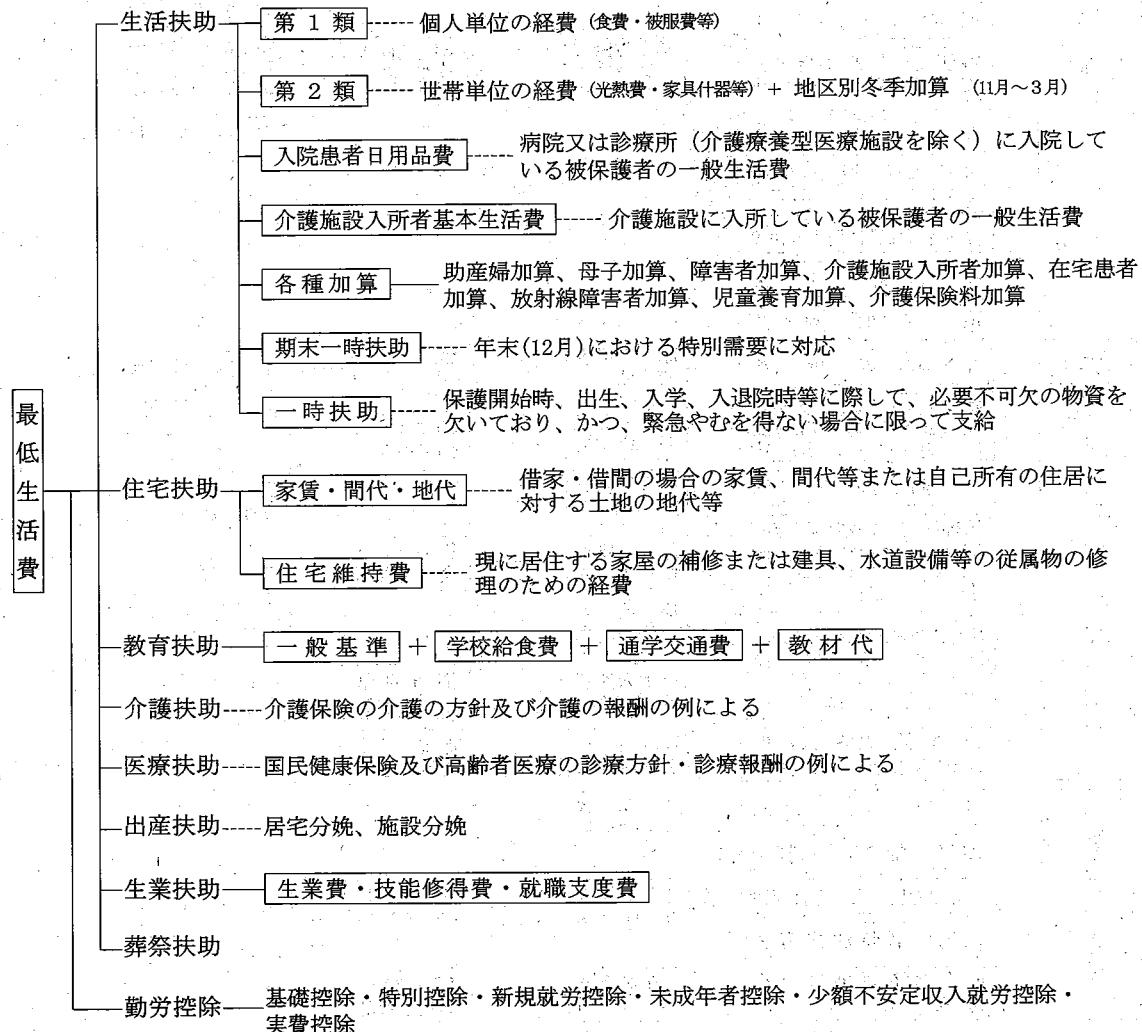
資料：厚生労働省「平成22年版厚生労働白書」、厚生統計協会「国民の福祉の動向2010/2011」、法研「平成23年版 社会保障便利事典」

8 生活保護制度

[生活保護の流れ]

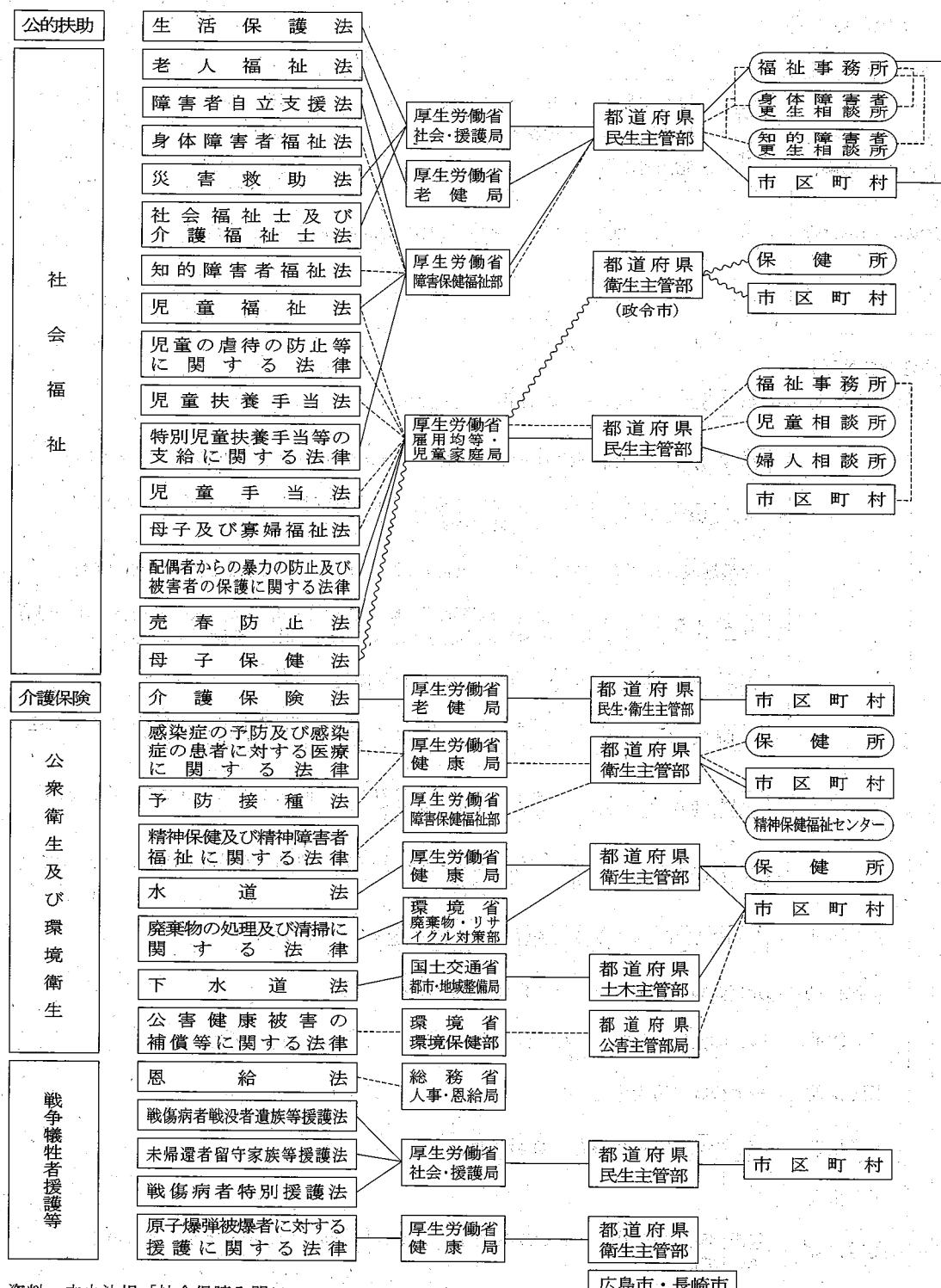


[最低生活費の体系]



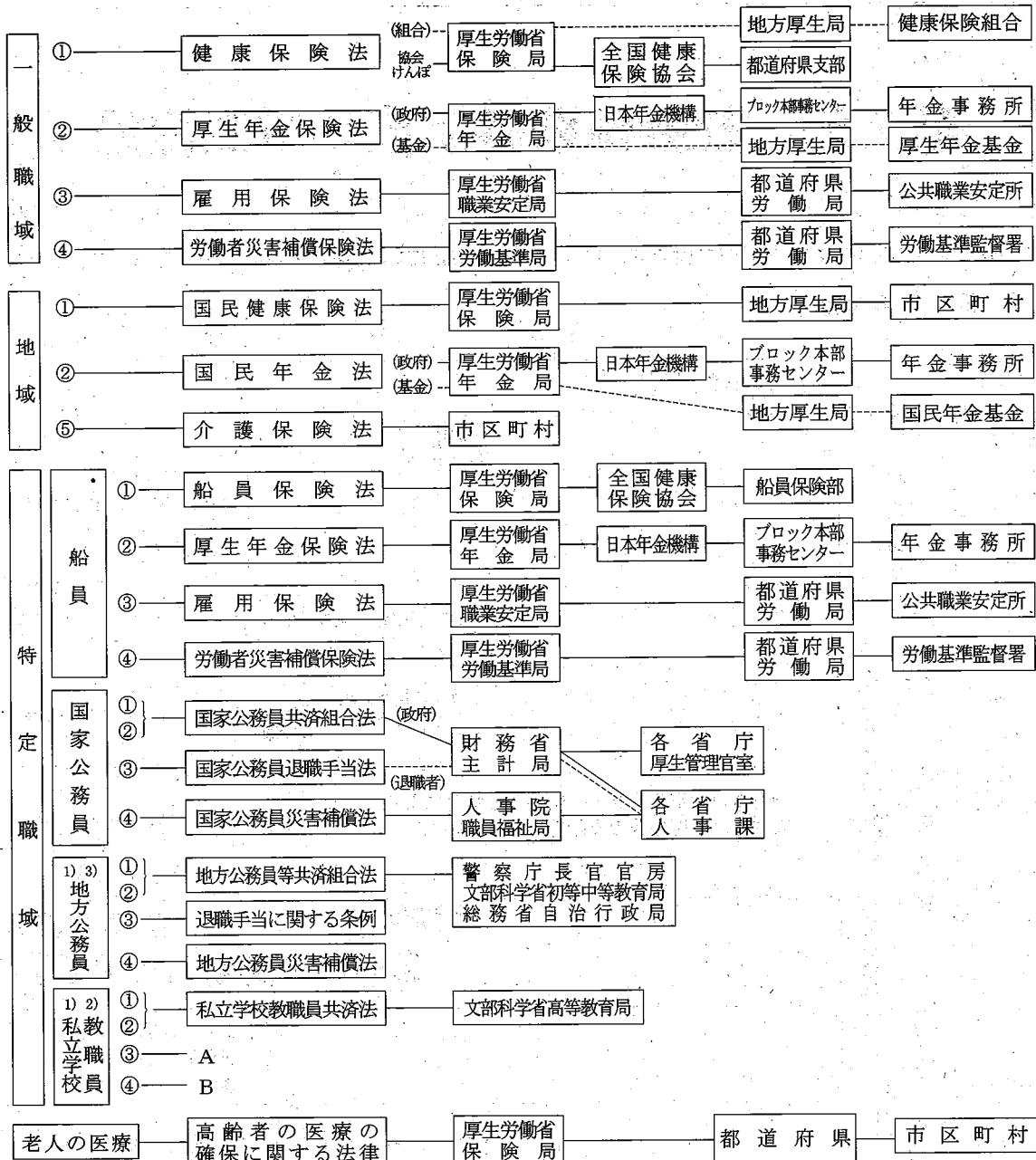
資料：厚生労働省「平成22年版厚生労働白書」、中央法規「社会保障入門2010」

〔参考〕1 社会保障制度の種類と行政機構の概略



資料：中央法規「社会保障入門2010」

第1節 社会保障の体系と現状



備考 制度①：医療保険

- ②：年金保険
- ③：雇用保険
- ④：労災保険
- ⑤：介護保険

法律A：雇用保険法

B：労働者災害補償保険法

(注) 1) 「地方公務員」と「私立学校教職員」のうち①において健康保険法の適用を受けているものもある。

2) 「私立学校教職員」のうちには②において厚生年金保険法の適用を受けているものもある。

3) 「地方公務員」のうち、市町村職員については③において Aの適用を受けているものもある。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向2010/2011」

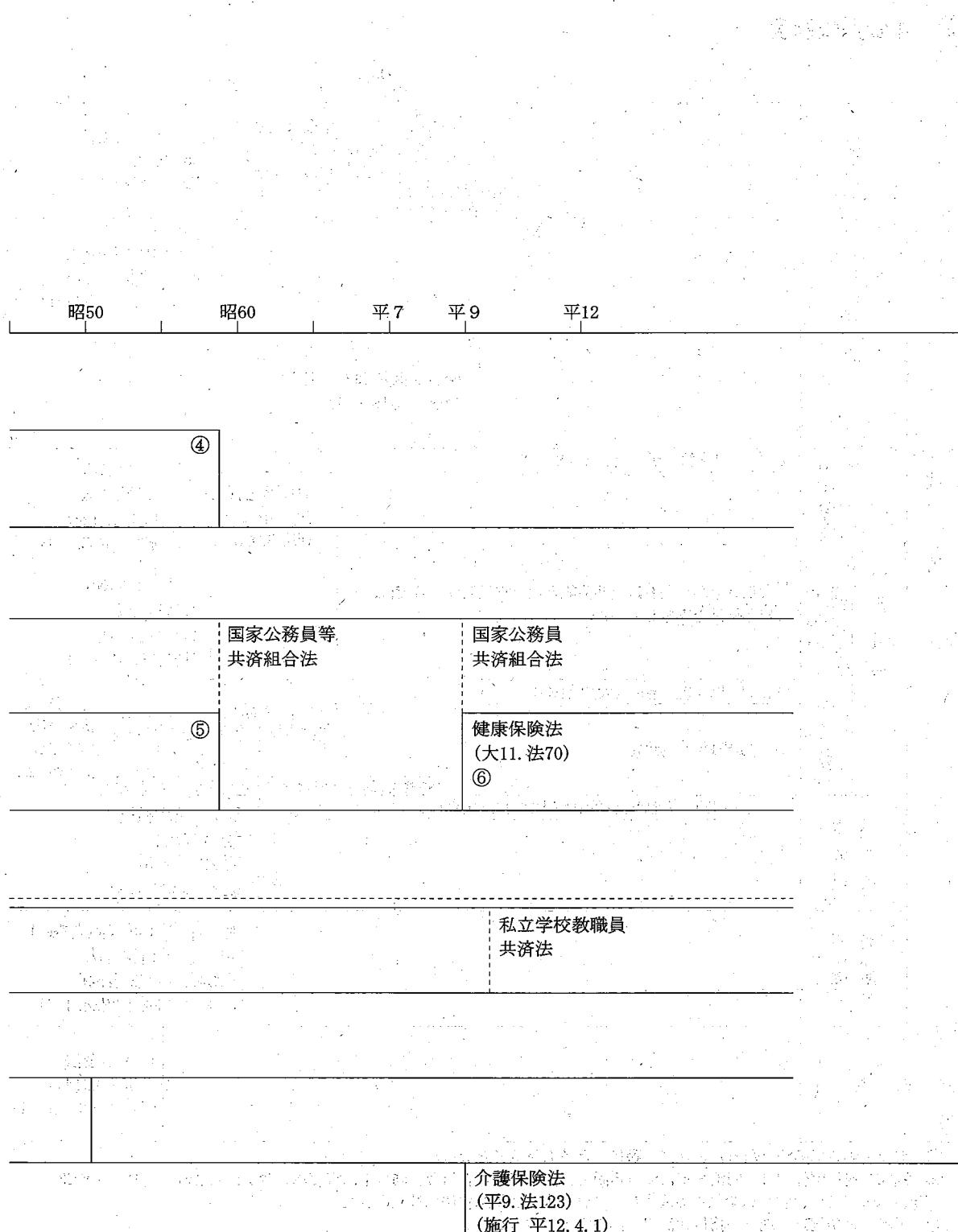
第2節 社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40
被用者	一般被用者		健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)		職員健康保険法 (昭14.法72)	
	日雇労働者					日雇労働者健康保険法 (昭28.法207) (施行 昭28.11.1)
	船員				船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)	
	国家公務員			政府職員共済組合令(昭15.勅827)		旧国家公務員共済組合法 (昭23.法69)
	適用職員	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により設立され、医療費の支給等を行っていた。				国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)
	公務員等			政府職員共済組合令 (昭15.勅827)		公共企業体職員等共済組合法 (昭31.法134) (施行 昭31.7.1)
	地方公務員				健康保険法(大11.法70)	市町村職員共済組合法 (昭29.法204)
	私立教職員					国家公務員共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)
	農林漁業団体職員				健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)	
非被用者				旧国民健康保険法(昭13.法60) ②		私立学校教職員共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)
全 国 民						国民健康保険法 (昭33.法192) (施行 昭34.1.1) ③

- ① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財団法人私立教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。
- ② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。
市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。

第2節 社会保険各制度の成立経過



- ③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。
- ④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。
- ⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
- ⑥ 適用法人については、平成9年4月にそれぞれ健康保険組合が設立された。

(2) 年金保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40
被 用 者	一般被用者			労働者年金保険法(昭16.法60)(施行昭17.6.1) ①退職積立金及退職手当法(昭11.法42)	旧厚生年金保険法(昭19.法21)(施行昭19.10.1) ①	厚生年金保険法(昭29.法115)(施行昭29.5.1)
	日雇労働者					国民年金法(昭34.法141)(施行昭34.11.1)
	船員			船員保険法(昭14.法73)(施行昭15.6.1)		
	国家公務員	官吏恩給法② 恩給法(大12.法48)				国家公務員共済組合法(昭33.法128)(施行昭33.7.1)
	適用法人役員	大正9年から国有鉄道共済組合など官業共済組合では、年金給付を実施していた。			旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	公共企業体職員等共済組合法(昭31.法134)(施行昭31.7.1)
	地方公務員	官吏恩給法 恩給法(大12.法48) ③退職年金条例		④町村職員恩給組合恩給条例	旧国家公務員共済組合法(昭23.法69) 市町村職員共済組合法(昭29.法204)	地方公務員等共済組合法(昭37.法152)(施行昭37.12.1)
	私立学校教職員	財団法人私学恩給財団(大13.10.1発足)		⑤町村職員恩給組合恩給条例	私立学校教職員共済組合法(昭28.法245)(施行昭29.1.1)	
	農林漁業団体職員				厚生年金保険法(昭29.法115)	農林漁業団体職員共済組合法(昭33.法99)(施行昭34.1.1)
非被用者						国民年金法(昭34.法141)(施行昭34.11.1)

- ① 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。
- ② 国家公務員関係では、明治8年に海軍退隸令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。
- ③ 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。
- ④ 昭和27年に財団法人私立中等学校恩給財団より、財団法人私学恩給財団に名称を改め、対象を大学から幼稚園まで拡大した。

昭50

昭60

平7

平9

平12

平14

確定給付企業年金法
(平13.法50) (施行 平14.4.1)

確定拠出年金法
(平13.法88) (施行 平13.10.1)

厚生年金保険法
(昭29.法115)
(昭61.4.1統合)

国家公務員等
共済組合法

国家公務員
共済組合法

⑥

⑧

厚生年金保険法
(昭29.法115)
(平9.4.1統合)

⑨

厚生年金保険法
(昭29.法115)
(平14.4.1統合)

農業者年金基金法
(昭45.法78号)
(施行 昭46.1.1)

- ⑤ 教員については、厚生年金保険は任意包括であった。
- ⑥ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
- ⑦ 昭和61年4月1日からの基礎年金の創設に伴い、国民年金法が被用者、非被用者のいずれにも適用されることとなつた。
- ⑧ 平成9年4月1日から、被用者年金制度の再編成の第1段階として、旧公共企業体(日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業)の各共済組合は厚生年金保険に統合された。
- ⑨ 農林漁業団体職員共済組合法の廃止により、平成14年4月1日から厚生年金保険法に統合された。

(3) 雇用保険制度

	昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60 平元	平22
一般被用者	退職積立金及退職手当法(昭11.法42)		失業保険法(昭22.法146) (適用 昭22.11.1) ①			雇用保険法(昭49.法116) (適用 昭50.4.1) ②	
日雇労働者			日雇労働者の制度創設 (昭24.法87) (施行 昭22.6.1)				
船員			船員保険法失業部門創設 (昭22.法235) (施行 昭22.11.1)				雇用保険法 (昭49.法116) (施行 平22.1.1) ④
公務員等	国家公務員 適用役職人員 地方公務員		国家公務員退職手当法 (昭28.法182) (適用 昭28.8.1)			雇用保険法 (適用昭60.4.1) ③	
			退職手当に関する条例				

- ① 失業保険法とともに、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
 ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
 ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。
 ④ 社会保険庁の廃止に伴い、雇用保険制度へ統合。

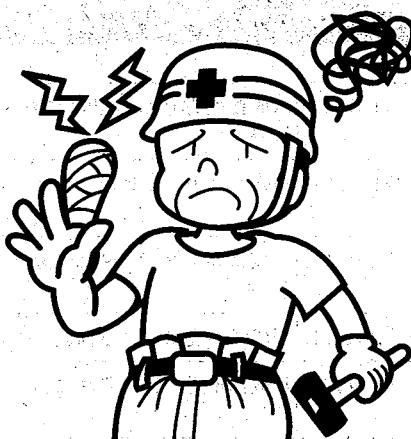


(4) 業務災害補償制度

大15 昭10 昭20 昭30 昭40 昭60 平元 平22

一般被用者	健康保険法(大11.法70)(施行 昭2.1.1)① 労働者災害扶助責任保険法② (昭6.法55)		労働者災害補償保険法 (昭22.法50) (施行 昭22.9.1)				
			労働者災害補償保険法 (昭22.法50) (施行 平22.1.1) ⑤				
船員	船員保険法 (昭14.法73) (施行 昭15.6.1)		昭和22年法103号をもって 労災補償部門を明確に区分				
公務員等	国家公務員 適用役職人 員 地方公務員	国有鉄道共済組合及びその他共済組合は 大正9年から昭和15年にかけて公傷病年 金給付を開始していた。		③ 旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	國家公務員災害補償法 (昭26.法191)(施行 昭26.7.1) 國家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)		
					業務災害補償 に関する協約	労働者災害 補償保険法 (適用昭60.4.1) ④	
				国家公務員 共済組合法 (施行昭33.7) 市町村職員共済 組合法(昭29.法204)	地方公務員等共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)	地方公務員災害補償法 (昭42.法121)(施行昭42.12.1)	
					災害補償に関する条例		

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様で業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法（昭和6年4月2日法律第54号）が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行われていた。
- ④ 旅客鉄道会社等（旧日本国有鉄道）は、昭和62年4月1日より適用。
- ⑤ 社会保険庁の廃止に伴い、労災保険制度へ統合。



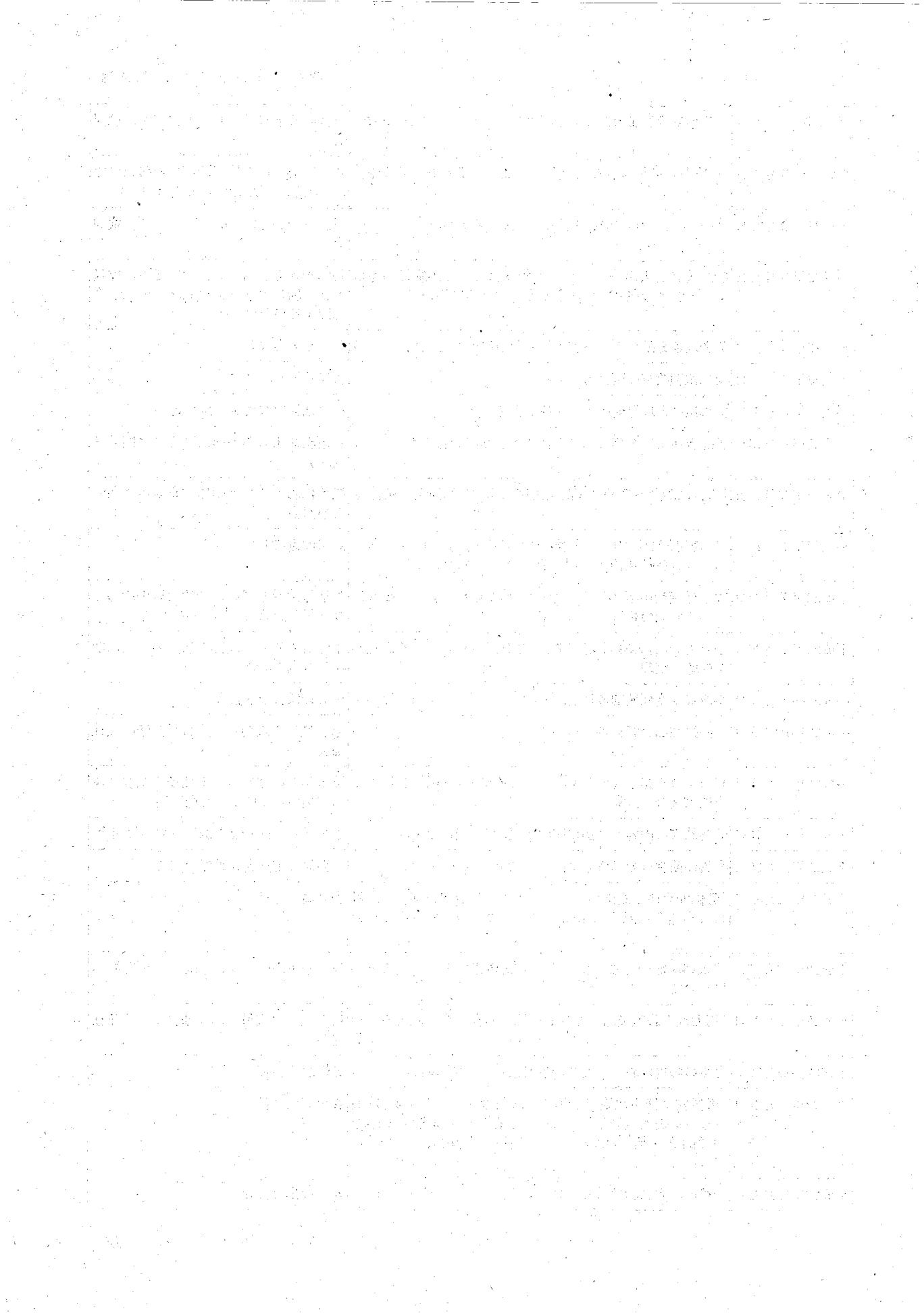
〔参考〕1 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年 次	経 財 政 白 書 (内閣府)	厚 生 労 働 白 書 (厚生労働省)	労 働 経 済 白 書 (厚生労働省)
2001(H13)	改革なくして成長なし	生涯にわたり個人の自立を支援する厚生労働行政	情報通信技術(I T)の革新と雇用
2002(H14)	改革なくして成長なしⅡ	現役世代の生活像—経済的側面を中心として—	最近の雇用・失業の動向とその背景
2003(H15)	改革なくして成長なしⅢ	活力ある高齢者像と世代間の新たな関係の構築	経済社会の変化と働き方の多様化
2004(H16)	改革なくして成長なしⅣ	現代生活を取り巻く健康リスク—情報と協働でつくる安全と安心—	雇用の質の充実を通じた豊かな生活の実現に向けた課題
2005(H17)	改革なくして成長なしⅤ	地域とともに支えるこれからの社会保障	人口減少社会における労働政策の課題
2006(H18)	成長条件が復元し、新たな成長を目指す日本経済	持続可能な社会保障制度と支え合いの循環—「地域」への参加と「働き方」の見直し—	就業形態の多様化と就労者生活
2007(H19)	生産性上昇に向けた挑戦	医療構造改革のめざすもの	ワークライフバランスと雇用システム
2008(H20)	リスクに立ち向かう日本経済	生涯を通じた自立と支え合い—暮らしの基盤と社会保障を考える—	働く人の意識と雇用管理の動向
2009(H21)	危機の克服と持続的回復への展望	暮らしと社会の安定に向けた自立支援	賃金、物価、雇用の動向と勤労者生活
2010(H22)	需要の創造による成長力の強化	厚生労働省改革元年	産業社会の変化と雇用・賃金の動向

〔参考〕2 平成22年の審議会意見書等一覧

平成22年1月29日	内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会 報告書	内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会
平成22年1月29日	子ども・子育てビジョン	子ども・子育てビジョン(仮称)検討ワーキングチーム
平成22年2月2日	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4.1版	医療情報ネットワーク基盤検討会
平成22年2月2日	平成22年度における補装具の価格改定等について	補装具評価検討会
平成22年2月17日	平成23年度の臨床研修における対応等について	医道審議会医師分科会医師臨床研修部会
平成22年2月19日	「予防接種制度の見直しについて(第1次提言)」について	厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会

平成22年2月27日	今後の看護教員のあり方に関する検討会報告書について	今後の看護教員のあり方に関する検討会
平成22年3月1日	「薬害肝炎の検証及び再発防止に関する研究班」最終報告書について	薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会
平成22年3月31日	「健やか親子21」第2回中間評価報告書について	「健やか親子21」の評価等に関する検討会
平成22年3月31日	特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する取りまとめについて	特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会
平成22年4月1日	労働政策審議会による答申等の尊重に関する意見	労働政策審議会
平成22年4月1日	出先機関改革に関する意見	労働政策審議会
平成22年4月1日	第11次へき地保健医療対策検討会報告書	へき地保健医療対策検討会
平成22年4月28日	救急救命士の業務のあり方に関する検討会報告書	救急救命士の業務のあり方等に関する検討会
平成22年5月26日	「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」報告書	職場における受動喫煙防止対策に関する検討会
平成22年7月14日	「持続可能な活力ある社会を実現する経済・雇用システム」(雇用政策研究会報告の取りまとめについて)	雇用政策研究会
平成22年7月23日	生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会報告書について	生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会
平成22年7月30日	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業に対する意見の中間的な整理	子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議
平成22年8月6日	平成22年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)	中央最低賃金審議会
平成22年10月6日	予防接種部会意見書について	厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会
平成22年11月5日	障害年金の認定(ヒト免疫不全ウイルス感染症)に関する専門家会合(意見書)	障害年金の認定(ヒト免疫不全ウイルス感染症)に関する専門家会合
平成22年11月10日	看護教育の内容と方法に関する検討会 第一次報告	看護教育の内容と方法に関する検討会
平成22年11月30日	介護保険制度の見直しに関する意見	社会保障審議会介護保険部会
平成22年12月6日	「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の労働政策審議会に対する諮問及び同審議会からの答申について	安全衛生分科会
平成22年12月17日	終末期医療のあり方に関する懇談会報告書のとりまとめについて	終末期医療のあり方に関する懇談会
平成22年12月21日	「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」報告書について	第七次看護職員需給見通しに関する検討会
平成22年12月22日	今後の職場における安全衛生対策について(建議)	労働政策審議会
平成22年12月22日	「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案要綱」及び「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」の労働政策審議会に対する諮問及び同審議会からの答申について	安全衛生分科会
平成22年12月22日	今後の職場における安全衛生対策について(建議)	安全衛生分科会



第 III 部

社会保障關係統計資料編

凡　例

1 本表の記号は次による。

… 不問

0または0.0 単位未満

△ 負数

— なし

統計項目のありえない場合

2 統計表で内訳の合計と合計数とが一致しない場合があるがそれは四捨五入によるものである。

3 統計数字のうち1円、1人、1件というような1位単位のものについては統計表から円、人、件等の単位を省略した。

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

(単位 人口：千人)

区分	昭和35年 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年 (1990)	12 (2000)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
総人口	93,419	103,720	117,060	123,611	126,926	127,770	127,771	127,692	127,510
年齢階級別人口									
0~14歳人口	28,067	24,823	27,507	22,486	18,472	17,435	17,293	17,176	17,011
(%)	30.4	23.9	23.5	18.2	14.6	13.6	13.5	13.5	13.3
15~64歳人口	60,002	71,566	78,835	85,904	86,220	83,731	83,015	82,300	81,493
(%)	64.2	69.0	67.3	69.5	67.9	65.5	65.0	64.5	63.9
65歳以上人口	5,350	7,331	10,647	14,895	22,005	26,604	27,464	28,216	29,005
(%)	5.7	7.1	9.1	12.0	17.3	20.8	21.5	22.1	22.8
出生	1,606	1,934	1,577	1,222	1,191	1,093	1,090	1,091	1,070
人口千対	17.2	18.8	13.6	10.0	9.5	8.7	8.6	8.7	8.5
死亡	707	713	723	820	962	1,084	1,108	1,142	1,142
人口千対	7.6	6.9	6.2	6.7	7.7	8.6	8.8	9.1	9.1
自然増減	899	1,221	854	401	229	8	△19	△51	△72
人口千対	9.6	11.8	7.3	3.3	1.8	0.1	△0.1	△0.4	△0.6
平均余命(年)									
男 0歳	65.32	69.31	73.35	75.92	77.72	79.00	79.19	79.29	79.59
65歳	11.62	12.50	14.56	16.22	17.54	18.45	18.56	18.60	18.88
女 0歳	70.19	74.66	78.76	81.90	84.60	85.81	85.99	86.05	86.44
65歳	14.10	15.34	17.68	20.03	22.42	23.44	23.59	23.64	23.97
合計特殊出生率	2.00	2.13	1.75	1.54	1.36	1.32	1.34	1.37	1.37

(注) 1 昭和45年以前には、沖縄県を含まない。

2 昭和55年、平成2年、平成12年の総人口には、年齢不詳を含む。

資料:「総人口」「年齢階級別人口」は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」

上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」「完全生命表」「簡易生命表」

第2表 年齢3区分別人口の推移

(単位 万人)

区分	総人口	総人口に占める割合(%)			年少人口指数
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	
昭和25年(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
30 (1955)	9,008	33.4	61.2	5.3	54.6
35 (1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
40 (1965)	9,921	25.7	68.0	6.3	37.9
45 (1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
50 (1975)	11,194	24.3	67.7	7.9	35.9
55 (1980)	11,706	23.5	67.3	9.1	34.9
60 (1985)	12,105	21.5	68.2	10.3	31.6
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.5	12.0	26.2
7 (1995)	12,557	15.9	69.4	14.5	23.0
12 (2000)	12,693	14.6	67.9	17.3	21.4
17 (2005)	12,777	13.8	66.1	20.2	20.8
18 (2006)	12,777	13.7	65.5	20.8	20.8
19 (2007)	12,777	13.5	65.0	21.5	20.8
20 (2008)	12,769	13.5	64.5	22.1	20.9
21 (2009)	12,751	13.3	63.9	22.8	20.9
平成22年(2010)	12,718	13.0	63.9	23.1	20.3
27 (2015)	12,543	11.8	61.2	26.9	19.3
32 (2020)	12,274	10.8	60.0	29.2	17.9

(注) 年齢不詳を含む。

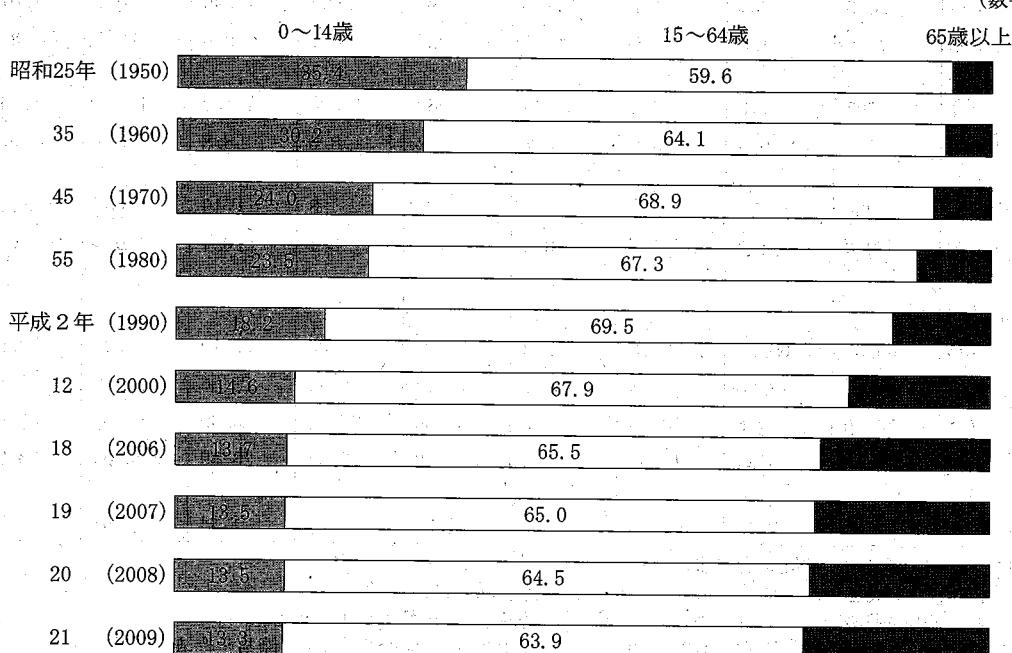
資料: 平成21年以前は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」

平成22年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口—平成18年12月推計—」の中位推計値

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/002.xls>

〈年齢別人口の割合の推移〉

(数字は%)



(小数第2位を四捨五入(及び年齢不詳を含む)のため合計は100%にならない)

第3表 総人口・日本人人口(性×年齢〔5歳階級〕別)

平成21年10月1日現在(単位 千人)

区分	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	127,510	62,130	65,380	125,820	61,339	64,481
0~4歳	5,376	2,755	2,620	5,324	2,729	2,594
5~9	5,684	2,915	2,771	5,639	2,890	2,749
10~14	5,949	3,047	2,902	5,902	3,023	2,878
15~19	6,079	3,113	2,967	6,001	3,077	2,925
20~24	6,914	3,550	3,363	6,676	3,439	3,239
25~29	7,503	3,832	3,671	7,272	3,718	3,554
30~34	8,592	4,361	4,230	8,393	4,267	4,125
35~39	9,714	4,918	4,797	9,535	4,837	4,697
40~44	8,581	4,325	4,259	8,424	4,259	4,167
45~49	7,826	3,931	3,893	7,703	3,878	3,825
50~54	7,739	3,863	3,877	7,652	3,823	3,828
55~59	9,133	4,517	4,616	9,060	4,484	4,580
60~64	9,413	4,604	4,809	9,355	4,575	4,781
65~69	8,385	4,005	4,380	8,342	3,985	4,358
70~74	6,910	3,198	3,712	6,879	3,184	3,696
75~79	5,812	2,527	3,285	5,790	2,517	3,273
80~84	4,236	1,656	2,581	4,221	1,647	2,572
85~89	2,332	708	1,624	2,322	704	1,618
90歳以上	1,331	307	1,024	1,325	304	1,022
(再掲)						
0~14歳	17,009	8,717	8,293	16,865	8,642	8,221
15~64	81,494	41,014	40,482	80,071	40,357	39,721
65歳以上	29,006	12,401	16,606	28,879	12,341	16,539

資料：総務省統計局「平成21年10月1日現在推計人口」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/003.xls>

第4表 人口動態

区分	人口	出生		死亡		自然増減		
		実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)	
昭和35年(1960)	*	93,418,501	1,606,041	17.2	706,599	7.6	899,442	9.6
45 (1970)	*	103,119,447	1,934,239	18.8	712,962	6.9	1,221,277	11.8
55 (1980)	*	116,320,358	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
平成2年(1990)	*	122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
12 (2000)	*	126,925,843	1,190,547	9.5	961,653	7.7	228,894	1.8
17 (2005)	*	127,767,994	1,062,530	8.4	1,083,796	8.6	△21,266	△0.2
18 (2006)		127,770,000	1,092,674	8.7	1,084,450	8.6	8,224	0.1
19 (2007)		127,771,000	1,089,818	8.6	1,108,334	8.8	△18,516	△0.1
20 (2008)		127,692,000	1,091,156	8.7	1,142,407	9.1	△51,251	△0.4
21 (2009)		127,510,000	1,070,035	8.5	1,141,865	9.1	△71,830	△0.6

- (注) 1 人口は各年10月1日現在であり、*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和40年以前の人口は総人口
 2 昭和55年以降は、沖縄県を含む。
 3 乳児（生後1年未満）死亡（実数）は、死亡（実数）の再掲である。
 4 死産とは、妊娠満12週以後のものである。
 5 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。（昭和55年以前は、妊娠満28週以
 6 「婚姻」「離婚」の実数は件数を示す。

資料：「人口」は、総務省統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」

上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/004.xls>

第5表 平均余命（性×特定年齢×年次別）

《男》

区分	昭和30年 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
0歳	63.60	67.74	71.73	74.78	75.92	76.38	77.72	78.56	79.00	79.19	79.29	79.59
5	62.45	64.57	67.80	70.39	71.45	71.87	73.10	73.88	74.30	74.48	74.57	74.87
10	57.89	59.80	62.94	65.47	66.53	66.94	68.15	68.93	69.34	69.52	69.61	69.90
20	48.47	50.18	53.27	55.74	56.77	57.16	58.33	59.08	59.49	59.66	59.75	60.04
30	39.70	40.90	43.78	46.16	47.16	47.55	48.69	49.43	49.83	49.99	50.09	50.37
40	30.85	31.73	34.41	36.63	37.58	37.96	39.13	39.86	40.25	40.40	40.49	40.78
50	22.41	23.00	25.56	27.56	28.40	28.75	29.91	30.63	31.00	31.15	31.21	31.51
60	14.97	15.20	17.38	19.34	20.01	20.28	21.44	22.09	22.41	22.54	22.58	22.87
70	9.13	8.99	10.53	12.00	12.66	12.97	13.97	14.39	14.69	14.80	14.84	15.10
80	5.25	4.81	5.70	6.51	6.88	7.13	7.96	8.22	8.45	8.50	8.49	8.66
85	3.90	3.51	4.14	4.64	4.93	5.05	5.76	5.89	6.09	6.16	6.13	6.27
90	—	—	—	—	3.28	3.51	3.58	4.10	4.15	4.32	4.40	4.48
95	—	—	—	—	—	—	2.60	2.97	2.93	3.08	3.19	3.15
100	—	—	—	—	—	—	—	2.08	2.20	2.34	2.31	—

- (注) 1 0歳の平均余命を「平均寿命」と呼んでいる。

- 2 昭和40年以前は、沖縄県を含まない。

資料：平成2年以前及び平成7、12、17年は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」

それ以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/005.xls>

乳児死亡		死 産		周産期死亡		婚 姻		離 婚	
実 数	率 (出生千対)	実 数	率 (出産千対)	実 数	率 (出産千対)	実 数	率 (人口千対)	実 数	率 (人口千対)
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
11,841	7.5	77,446	46.8	32,422	20.2	774,702	6.7	141,689	1.22
5,616	4.6	53,892	42.3	13,704	11.1	722,138	5.9	157,608	1.28
3,830	3.2	38,393	31.2	6,881	5.8	798,138	6.4	264,246	2.10
2,958	2.8	31,818	29.1	5,149	4.8	714,265	5.7	261,917	2.08
2,864	2.6	30,911	27.5	5,100	4.7	730,971	5.7	257,475	2.04
2,828	2.6	29,313	26.2	4,906	4.5	719,822	5.7	254,832	2.02
2,798	2.6	28,177	25.2	4,720	4.3	726,106	5.8	251,136	1.99
2,556	2.4	27,005	24.6	4,519	4.2	707,734	5.6	253,353	2.01

(日本に定住している外国人を含む)であり、昭和45年以降は日本人人口である。

後の数値である)

《女》

区 分	昭和30年 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
0歳	67.75	72.92	76.89	80.48	81.90	82.85	84.60	85.52	85.81	85.99	86.05	86.44
5	66.41	69.47	72.78	76.03	77.37	78.29	79.95	80.81	81.10	81.27	81.33	81.69
10	61.78	64.62	67.87	71.08	72.42	73.34	74.98	75.84	76.13	76.30	76.36	76.73
20	52.25	54.85	58.04	61.20	62.54	63.46	65.08	65.93	66.22	66.39	66.45	66.81
30	43.25	45.31	48.35	51.41	52.73	53.65	55.26	56.12	56.41	56.37	56.64	57.00
40	34.34	35.91	38.76	41.72	43.00	43.91	45.52	46.38	46.66	46.82	46.89	47.25
50	25.70	26.85	29.46	32.28	33.51	34.43	36.01	36.84	37.12	37.27	37.34	37.70
60	17.72	18.42	20.68	23.24	24.39	25.31	26.85	27.66	27.92	28.06	28.12	28.46
70	10.95	11.09	12.78	14.89	15.87	16.76	18.19	18.88	19.12	19.25	19.29	19.61
80	6.12	5.80	6.76	8.07	8.72	9.47	10.60	11.13	11.32	11.42	11.43	11.68
85	4.42	4.19	4.79	5.60	6.10	6.67	7.61	7.99	8.13	8.20	8.21	8.41
90	—	—	—	3.82	4.18	4.64	5.29	5.53	5.66	5.72	5.71	5.86
95	—	—	—	—	—	3.33	3.73	3.77	3.88	3.97	3.97	—
100	—	—	—	—	—	—	—	2.54	2.63	2.75	2.77	—

第6表 主要死因別死亡率（人口10万対）の推移

区分	昭和35年 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
結核	34.2	15.4	5.5	3.0	2.1	1.8	1.8	1.7	1.8	1.7
悪性新生物	100.4	116.3	139.1	177.2	235.2	258.3	261.0	266.9	272.3	273.5
心疾患(高血圧性を除く)	73.2	86.7	106.2	134.8	116.8	137.2	137.2	139.2	144.4	143.7
脳血管疾患	160.7	175.8	139.5	99.4	105.5	105.3	101.7	100.8	100.9	97.2
肺炎	40.2	27.1	28.4	55.6	69.2	85.0	85.0	87.4	91.6	89.0
肝疾患	14.3	16.6	16.3	16.1	12.8	13.0	12.9	12.8	12.9	12.7
不慮の事故	41.7	42.5	25.1	26.2	31.4	31.6	30.3	30.1	30.3	30.0
自殺	21.6	15.3	17.7	16.4	24.1	24.2	23.7	24.4	24.0	24.4

(注) 1 「肺炎」及び「肝疾患」は、平成7年よりICD-10の死因分類が適用されたことに伴い、それぞれ従来の「肺炎及び気管支炎」と「慢性肝疾患及び肝硬変」を分類変更、遡及した。

2 「不慮の事故」は、平成7年より従来の「不慮の事故及び有害作用」を名称変更した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/006.xls>

第7表 年次別死因順位及び死亡率

区分	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和35年 (1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び 気管支炎	49.3
45 (1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
55 (1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び 気管支炎	33.7	老衰	27.6
平成2年 (1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び 気管支炎	60.7	不慮の事故及び 有害作用	26.2
12 (2000)	悪性新生物	235.2	心疾患	116.8	脳血管疾患	105.5	肺炎	69.2	不慮の事故	31.4
19 (2007)	悪性新生物	266.9	心疾患	139.2	脳血管疾患	100.8	肺炎	87.4	不慮の事故	30.1
20 (2008)	悪性新生物	272.3	心疾患	144.4	脳血管疾患	100.9	肺炎	91.6	不慮の事故	30.3
21 (2009)	悪性新生物	273.5	心疾患	143.7	脳血管疾患	97.2	肺炎	89.0	老衰	30.7

(注) 1 死亡率は、人口10万対の率である。

2 平成7年よりICD-10の死因分類の適用に伴い、「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に分類変更し、「不慮の事故及び有害作用」は「不慮の事故」と名称変更した。

3 「心疾患」は、「心疾患(高血圧性を除く)」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/007.xls>

第8表 世帯数(世帯業態別)

(単位 千世帯)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
《推計数》						
総	46,323	47,043	47,531	48,023	47,957	48,013
雇用者・自営業者等の世帯	45,949	46,522	47,038	46,502	46,577	46,977
常時雇用者世帯	24,577	25,253	26,143	24,982	26,422	25,754
臨時雇用者世帯	1,363	1,880	1,924	1,942	2,101	2,014
日雇労働者世帯	226	465	438	413	336	302
自営業者世帯	6,866	6,134	5,887	6,502	5,992	5,758
その他の世帯	12,916	12,790	12,647	12,663	11,726	13,148
世帯業態不詳	374	522	493	1,521	1,380	1,036
《構成割合》(%)						
総	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者・自営業者等の世帯	99.2	98.9	99.0	96.8	97.1	97.8
常時雇用者世帯	53.1	53.7	55.0	52.0	55.1	53.6
臨時雇用者世帯	2.9	4.0	4.0	4.0	4.4	4.2
日雇労働者世帯	0.5	1.0	0.9	0.9	0.7	0.6
自営業者世帯	14.8	13.0	12.4	13.5	12.5	12.0
その他の世帯	27.9	27.2	26.6	26.4	24.5	27.4
世帯業態不詳	0.8	1.1	1.0	3.2	2.9	2.2

(注) 1 臨時雇用者世帯：1月以上1年未満の契約の雇用者世帯

2 日雇労働者世帯：日々又は1月未満の契約の雇用者世帯

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/008.xls>

第9表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区分	平成16年 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
《推計数》						
総	46,323	47,043	47,531	48,023	47,957	48,013
国保加入世帯	16,886	17,874	17,623	16,772	10,705	10,825
被用者保険加入世帯	19,446	19,866	20,739	21,219	20,580	20,323
国保・被用者保険加入世帯	7,910	7,805	7,676	7,806	4,896	4,804
後期高齢者医療制度加入世帯	・	・	・	・	3,928	4,105
国保・後期高齢者医療制度加入世帯	・	・	・	・	2,708	2,791
被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯	・	・	・	・	2,669	2,587
国保・被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯	・	・	・	・	1,269	1,242
その他の世帯	1,091	1,014	1,185	952	809	999
不詳	990	484	308	1,274	393	336
《構成割合》(%)						
総	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
国保加入世帯	36.5	38.0	37.1	34.9	22.3	22.5
被用者保険加入世帯	42.0	42.2	43.6	44.2	42.9	42.3
国保・被用者保険加入世帯	17.1	16.6	16.1	16.3	10.2	10.0
後期高齢者医療制度加入世帯	・	・	・	・	8.2	8.5
国保・後期高齢者医療制度加入世帯	・	・	・	・	5.6	5.8
被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯	・	・	・	・	5.6	5.4
国保・被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯	・	・	・	・	2.6	2.6
その他の世帯	2.4	2.2	2.5	2.0	1.7	2.1
不詳	2.1	1.0	0.6	2.7	0.8	0.7

(注) 1 国保加入世帯：国民健康保険の被保険者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯

2 被用者保険加入世帯：政府管掌健康保険・組合管掌健康保険・船員保険の被保険者もしくは共済組合の組合員・被扶養者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者がいない世帯

3 国保・被用者保険加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者及び被用者保険の被保険者・被扶養者がそれぞれ1人でもおり、かつ、後期高齢者医療制度の被保険者がいない世帯

4 後期高齢者医療制度加入世帯：後期高齢者医療制度の被保険者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者がいない世帯

5 国保・後期高齢者医療制度加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者がいない世帯

6 被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯：上記の被用者保険の被保険者・被扶養者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもおり、かつ、国民健康保険の被保険者がいない世帯

7 国保・被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者・被用者保険の被保険者・被扶養者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもいる世帯

8 その他の世帯：上記1～7以外で加入保険不詳の者がいない世帯

9 不詳：加入保険不詳の者がいる世帯

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/009.xls>

第10表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
《推計数》					
平成15年(2003)	45,800	7,250	569	73	37,908
16 (2004)	46,323	7,874	627	90	37,732
17 (2005)	47,043	8,349	691	79	37,924
18 (2006)	47,531	8,462	788	89	38,192
19 (2007)	48,023	9,009	717	100	38,197
20 (2008)	47,957	9,252	701	94	37,910
21 (2009)	48,013	9,623	752	93	37,545
《構成割合》(%)					
平成15年(2003)	100.0	15.8	1.2	0.2	82.8
16 (2004)	100.0	17.0	1.4	0.2	81.5
17 (2005)	100.0	17.7	1.5	0.2	80.6
18 (2006)	100.0	17.8	1.7	0.2	80.4
19 (2007)	100.0	18.8	1.5	0.2	79.5
20 (2008)	100.0	19.3	1.5	0.2	79.0
21 (2009)	100.0	20.0	1.6	0.2	78.2

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/010.xls>

第11表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

(単位 千世帯)

区分	総数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	平均世帯人員(人)
《推計数》								
平成15年(2003)	45,800	10,673	12,428	8,953	8,345	3,074	2,327	2.76
16 (2004)	46,323	10,817	12,966	9,034	8,261	3,139	2,107	2.72
17 (2005)	47,043	11,580	13,260	9,265	7,499	3,250	2,189	2.68
18 (2006)	47,531	12,043	13,311	9,288	7,740	3,124	2,024	2.65
19 (2007)	48,023	11,983	13,764	9,903	7,549	3,038	1,787	2.63
20 (2008)	47,957	11,928	13,920	9,673	7,582	3,015	1,838	2.63
21 (2009)	48,013	11,955	13,986	9,653	7,598	3,104	1,716	2.62
《構成割合》(%)								
平成15年(2003)	100.0	23.3	27.1	19.5	18.2	6.7	5.1	•
16 (2004)	100.0	23.4	28.0	19.5	17.8	6.8	4.5	•
17 (2005)	100.0	24.6	28.2	19.7	15.9	6.9	4.7	•
18 (2006)	100.0	25.3	28.0	19.5	16.3	6.6	4.3	•
19 (2007)	100.0	25.0	28.7	20.6	15.7	6.3	3.7	•
20 (2008)	100.0	24.9	29.0	20.2	15.8	6.3	3.8	•
21 (2009)	100.0	24.9	29.1	20.1	15.8	6.5	3.6	•

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/011.xls>

第12表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区分	総数	単独世帯			核家族世帯				三世代世帯	その他の世帯
		総数	住み込み寄宿等	その他	総数	夫婦のみ世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	片親と未婚の子のみの世帯		
《推計数》										
平成15年(2003)	45,800	10,673	929	9,744	27,352	9,781	14,900	2,670	4,769	3,006
16 (2004)	46,323	10,817	960	9,857	28,061	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934
17 (2005)	47,043	11,580	914	10,667	27,872	10,295	14,609	2,968	4,575	3,016
18 (2006)	47,531	12,043	859	11,184	28,025	10,198	14,826	3,002	4,326	3,137
19 (2007)	48,023	11,983	1,256	10,727	28,658	10,636	15,015	3,006	4,045	3,337
20 (2008)	47,957	11,928	1,025	10,903	28,664	10,730	14,732	3,202	4,229	3,136
21 (2009)	48,013	11,955	1,086	10,869	28,809	10,688	14,890	3,230	4,015	3,234
《構成割合》(%)										
平成15年(2003)	100.0	23.3	2.0	21.3	59.7	21.4	32.5	5.8	10.4	6.6
16 (2004)	100.0	23.4	2.1	21.3	60.6	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3
17 (2005)	100.0	24.6	1.9	22.7	59.2	21.9	31.1	6.3	9.7	6.4
18 (2006)	100.0	25.3	1.8	23.5	59.0	21.5	31.2	6.3	9.1	6.6
19 (2007)	100.0	25.0	2.6	22.3	59.7	22.1	31.3	6.3	8.4	6.9
20 (2008)	100.0	24.9	2.1	22.7	59.8	22.4	30.7	6.7	8.8	6.5
21 (2009)	100.0	24.9	2.3	22.6	60.0	22.3	31.0	6.7	8.4	6.7

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/012.xls>

第13表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区分	全世帯数	65歳以上のある世帯							夫婦(片親)	三世代世帯	その他の世帯			
		総数	全世帯に占める割合(%)	夫婦のみの世帯		夫婦(片親)	三世代世帯	その他の世帯						
				単独世帯	総数									
《推計数》														
平成15年(2003)	45,800	17,273	37.7	3,411	4,845	1,251	3,594	2,727	4,169	2,120				
16 (2004)	46,323	17,864	38.6	3,730	5,252	1,354	3,899	2,931	3,919	2,031				
17 (2005)	47,043	18,532	39.4	4,069	5,420	1,349	4,071	3,010	3,947	2,088				
18 (2006)	47,531	18,285	38.5	4,102	5,397	1,283	4,114	2,944	3,751	2,091				
19 (2007)	48,023	19,263	40.1	4,326	5,732	1,342	4,390	3,418	3,528	2,260				
20 (2008)	47,957	19,777	41.2	4,352	5,883	1,302	4,582	3,634	3,667	2,241				
21 (2009)	48,013	20,125	41.9	4,631	5,992	1,315	4,678	3,730	3,518	2,254				
《構成割合》(%)														
平成15年(2003)	•	100.0	•	19.7	28.1	7.2	20.8	15.8	24.1	12.3				
16 (2004)	•	100.0	•	20.9	29.4	7.6	21.8	16.4	21.9	11.4				
17 (2005)	•	100.0	•	22.0	29.2	7.3	22.0	16.2	21.3	11.3				
18 (2006)	•	100.0	•	22.4	29.5	7.0	22.5	16.1	20.5	11.4				
19 (2007)	•	100.0	•	22.5	29.8	7.0	22.8	17.7	18.3	11.7				
20 (2008)	•	100.0	•	22.0	29.7	6.6	23.2	18.4	18.5	11.3				
21 (2009)	•	100.0	•	23.0	29.8	6.5	23.2	18.5	17.5	11.2				

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/013.xls>

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第14表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

(単位 億円、%)

区分	国民所得(分配)	社会保障関係総費用			社会保障給付費		社会保障移転			
		伸率	伸率	対国民所得比	伸率	対国民所得比	伸率	対国民所得比		
平成15年度(2003)	3,580,792	0.7	•	•	842,582	0.8	23.5	848,233	1.5	23.7
16 (2004)	3,638,976	1.6	•	•	858,660	1.9	23.6	868,683	2.4	23.9
17 (2005)	3,658,783	0.5	•	•	877,827	2.2	24.0	889,494	2.4	24.3
18 (2006)	3,752,258	2.6	•	•	891,098	1.5	23.8	906,045	1.9	24.1
19 (2007)	3,784,636	0.9	•	•	914,305	2.6	24.2	935,881	3.3	24.7
20 (2008)	3,515,221	△7.1	•	•	940,848	2.9	26.8	952,450	1.8	27.1

(注) 「社会保障関係総費用」は、平成10年度以降、省庁再編により社会保障制度審議会がなくなったために算出されていない。

資料：「国民所得」「社会保障移転」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」による実績。93SNA基準による。

「社会保障給付費」は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/014.xls>

第15表 社会保障関係費の推移

(単位 億円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
一般歳出	475,922	476,320	472,829	463,660	469,784	472,845	517,310	534,542
厚生労働省予算	193,787	201,910	208,178	209,417	214,769	221,223	251,568	275,561
社会保険関係費	189,907	197,970	203,808	205,739	211,409	217,824	248,344	272,686
年金医療介護保険給付費	•	•	•	•	•	•	196,004	203,363
生活保護費	15,217	17,489	19,230	20,461	19,820	20,053	20,969	22,388
社会福祉費	17,271	16,339	16,443	15,117	16,223	16,589	25,091	39,305
社会保険費	146,514	153,802	158,638	161,621	168,999	175,134	•	•
保健衛生対策費	5,142	5,034	4,832	4,213	4,152	4,094	4,346	4,262
失業対策費	5,764	5,307	4,664	4,327	2,215	1,956	•	•
雇用労災対策費	•	•	•	•	•	•	1,934	3,367
《対前年伸び率》(%)								
一般歳出	0.1	0.1	△0.7	△1.9	1.3	0.7	9.4	3.3
厚生労働省予算	3.8	4.2	3.1	0.6	2.6	3.0	13.7	9.5
《構成比》(%)								
社会保険関係費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年金医療介護保険給付費	•	•	•	•	•	•	78.9	74.6
生活保護費	8.0	8.8	9.4	9.9	9.4	9.2	8.4	8.2
社会福祉費	9.1	8.3	8.1	7.3	7.7	7.6	10.1	14.4
社会保険費	77.2	77.7	77.8	78.6	79.9	80.4	•	•
保健衛生対策費	2.7	2.5	2.4	2.0	2.0	1.9	1.7	1.6
失業対策費	3.0	2.7	2.3	2.1	1.0	0.9	•	•
雇用労災対策費	•	•	•	•	•	•	0.8	1.2

(注) 1 各年度の当初予算額である。

2 平成20年度以前の「社会保険費」には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。また、雇用保険に要する費用は「失業対策費」に含まれている。

3 平成21年度に区分の組み替えがあり、「社会保険費」の費用が「年金医療介護保険給付費」と「社会福祉費」に分けられた。また、「失業対策費」が「雇用労災対策費」となり労災保険に要する費用が含まれている。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/015.xls>

第16表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
1. 社会保障給付	74,514.2	76,534.8	78,710.6	80,213.0	82,583.1	84,213.0
(1) 特別会計	40,888.7	41,794.5	42,903.3	43,958.9	45,009.4	43,741.9
a. 年金(除児童手当)	38,004.1	39,419.4	40,618.0	41,706.9	42,788.7	41,436.1
b. 労働保険	2,846.9	2,340.0	2,251.2	2,217.3	2,186.8	2,271.9
c. 船員保険	37.6	35.0	34.2	34.7	33.9	33.9
(2) 国民健康保険	6,765.8	7,342.8	7,985.0	8,286.1	8,812.8	8,793.2
(3) 後期高齢者医療	10,684.0	10,579.5	10,656.4	10,253.7	10,293.3	10,479.0
(4) 共済組合	7,387.5	7,414.0	7,432.4	7,453.0	7,518.8	7,574.3
a. 国家公務員共済組合	1,925.5	1,920.1	1,910.6	1,906.5	1,911.4	1,915.0
b. 地方公務員共済組合	4,977.7	5,003.6	5,022.6	5,037.9	5,083.6	5,124.0
c. その他の	484.3	490.3	499.3	508.6	523.8	535.3
(5) 組合管掌健康保険	2,983.5	3,026.2	3,094.9	3,360.4	3,493.3	3,583.3
(6) 全国健康保険協会	•	•	•	•	•	2,265.9
(7) 児童手当	432.2	585.4	621.6	803.1	964.4	990.5
(8) 基本年金	228.4	214.8	207.5	211.9	194.3	188.4
(9) 介護保険	5,144.1	5,577.6	5,809.5	5,886.0	6,296.7	6,596.5
2. 無基金雇用者社会給付	2,967.5	2,769.3	2,641.4	3,032.4	3,487.7	3,354.2
うち公務災害補償	11.6	10.5	10.9	11.4	10.9	10.6
3. 社会扶助給付	7,341.5	7,564.1	7,597.4	7,359.1	7,517.3	7,677.9
うち恩給	1,211.7	1,138.8	1,064.9	990.0	918.5	845.9
合計	84,823.3	86,868.3	88,949.4	90,604.5	93,588.1	95,245.0

(注) 1 93SNA基準による。

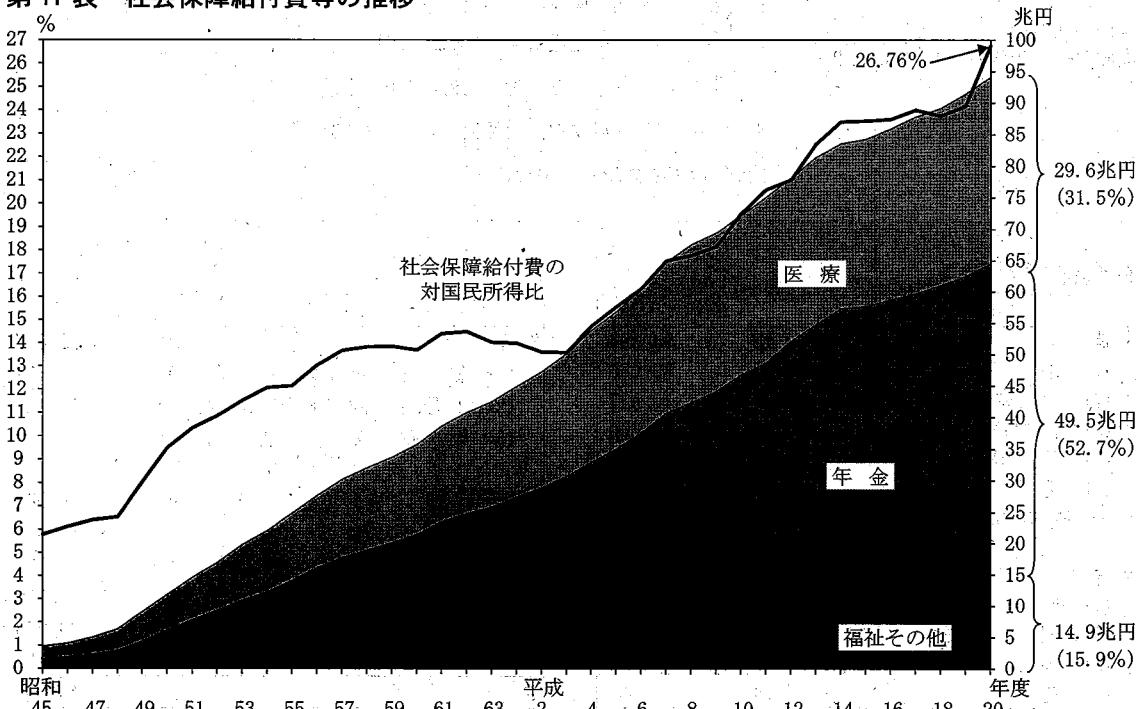
2 「1.(1)a. 年金(除児童手当)」は、平成19年度に厚生保険特別会計及び国民年金特別会計が統合されて年金特別会計となったことに伴い、「1.(1)a. 厚生保険(除児童手当)」より見直された項目である。

3 「後期高齢者医療」は、平成19年度以前は「老人保健医療」である。

資料: 内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/016.xls>

第17表 社会保障給付費等の推移



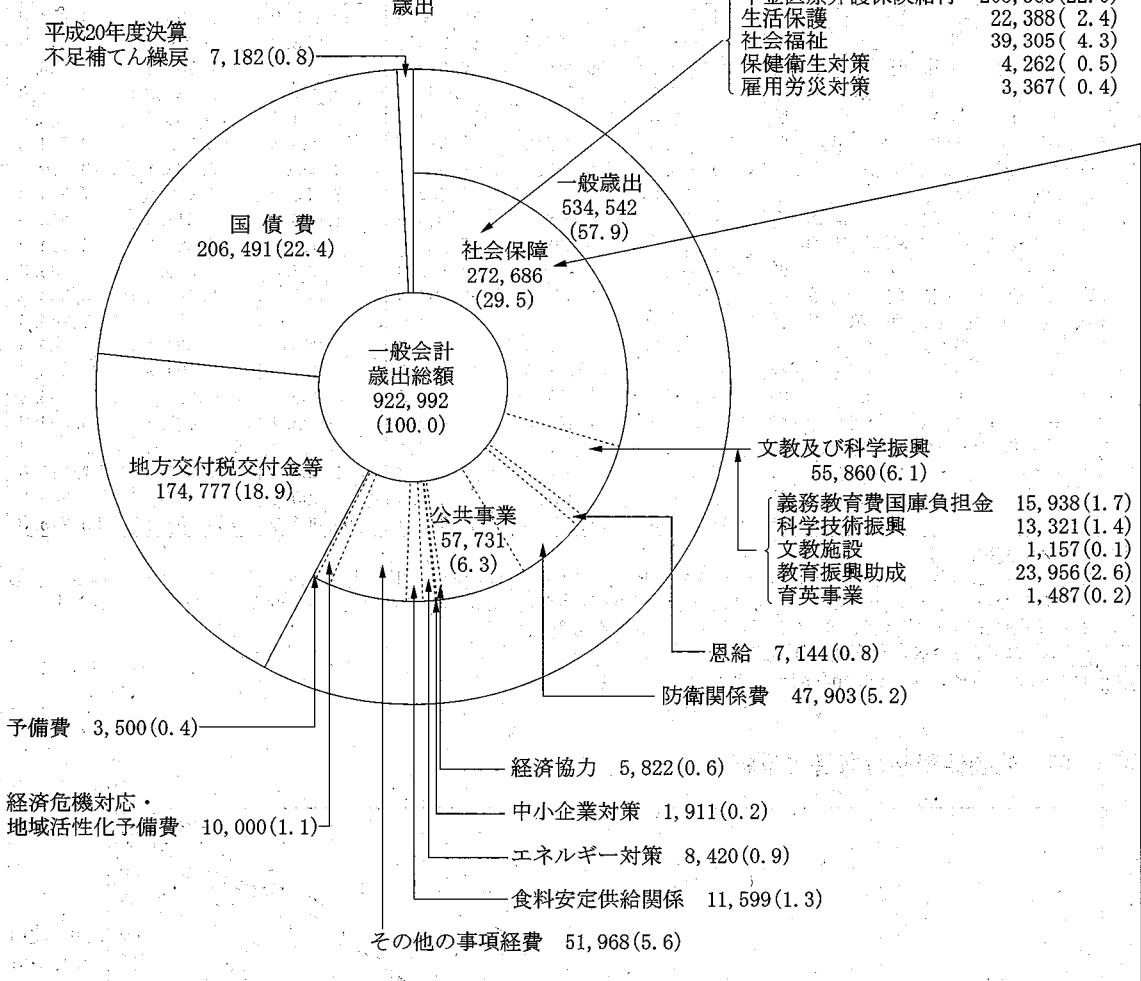
資料: 国立社会保障・人口問題研究所作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/017.xls>

第18表 一般会計予算の内訳

(単位 億円、%)

平成22年度



社会保障内訳

区分		22年度予算
1 医 療		94,594
(1) 国 民 健 康 保 険		33,056
(2) 全国健康保険協会管掌健康保険		10,447
(3) 後期高齢者給付費負担金等		37,340
(4) 生 保 ・ 医 療 扶 助		10,410
(5) そ の 他 (後期高齢者医療費再掲)		3,340 (45,971)
2 年 金		103,207
(1) 厚 生 年 金		84,329
(2) 国 民 年 金		16,898
(3) 福 祉 年 金		115
(4) そ の 他		1,864

区分		22年度予算
3 介 護		20,803
(1) 給 付 費 負 担 金 等		16,654
(2) 2 号 保 険 料 国 庫 負 担		4,143
(3) 財 政 安 定 化 基 金		6
4 福 祉 ・ そ の 他		54,081
(1) 生 活 扶 助		7,581
(2) 保 育 所 運 営 費		3,534
(3) 雇 用 保 險		3,010
(4) そ の 他 (生活保護費再掲)		39,956 (20,947)
合		248,344

資料：財務省広報「ファイナンス」、財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/018.xls>

第19表 社会保障の給付と負担の見通し（平成18年5月推計）

	2006年度 (平成18)		2011年度 (平成23)		2015年度 (平成27)		(参考) 2025年度 (平成37)
	兆円	%	兆円	%	兆円	%	
社会保障給付費	89.8 (91.0)	23.9 (24.2)	105 (110)	24.2 (25.3)	116 (126)	25.3 (27.4)	兆円 141 (162)
年金	47.4 (47.3)	12.6 (12.6)	54 (56)	12.5 (12.9)	59 (64)	12.8 (13.8)	% 26.1 (30.0)
医療	27.5 (28.5)	7.3 (7.6)	32 (34)	7.5 (8.0)	37 (40)	8.0 (8.7)	12.0 (13.8)
福祉等	14.9 (15.2)	4.0 (4.1)	18 (20)	4.2 (4.5)	21 (23)	4.5 (4.9)	8.8 (10.3)
うち介護	6.6 (6.9)	1.8 (1.8)	9 (10)	2.0 (2.3)	10 (12)	2.3 (2.7)	5.3 (5.8)
社会保障に係る負担	82.8 (84.3)	22.0 (22.4)	101 (105)	23.3 (24.3)	114 (121)	24.8 (26.3)	26.5 (30.5)
保険料負担	54.0 (54.8)	14.4 (14.6)	65 (67)	14.9 (15.4)	73 (77)	15.9 (16.6)	
公費負担	28.8 (29.5)	7.7 (7.8)	36 (38)	8.4 (8.9)	41 (45)	8.9 (9.7)	
国民所得	375.6	—	433	—	461	—	540

(注) 1 「%」は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。

2 公費は、2009年度に基礎年金庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。

3 カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。

4 経済前提はAケース。

5 昨年まで掲載の「社会保障に係る負担の内訳」「参考」「見通しの前提等」「この間の社会保障制度改革等」「経済前提」は、下記URLにてホームページのみの掲載とした。

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「社会保障の給付と負担の見通し（平成18年5月推計）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/019.xls>

第20表 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較

区分	ジニ係数				ジニ係数の改善度		
	当初所得 ①	①+ 社会保険給付金 -社会保険料 ②	可処分所得 (②-税金) ③	再分配所得 (③+現物給付) ④	再分配による 改善度 %	社会保障による 改善度 %	税による 改善度 %
平成5年(1993)	0.4394	0.3887	0.3693	0.3645	17.0	12.7	5.0
8 (1996)	0.4412	0.3798	0.3660	0.3606	18.3	15.2	3.6
11 (1999)	0.4720	0.4001	0.3884	0.3814	19.2	16.8	2.9
14 (2002)	0.4983	0.3989	0.3854	0.3812	23.5	20.8	3.4
17 (2005)	0.5263	0.4059	0.3930	0.3873	26.4	24.0	3.2
20 (2008)	0.5318	0.4023	0.3873	0.3758	29.3	26.6	3.7

(注) 1 再分配による改善度=1-④/①

2 社会保障による改善度=1-②/①×④/③

3 税による改善度=1-③/②

4 平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成20年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/020.xls>

第21表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

平成20年

所得階級	世帯数	当初所得		再分配所得		
		世帯構成 (%)		世帯数	世帯構成 (%)	
		構成比	累積比		構成比	累積比
総数	4,792	100.0	—	4,792	100.0	—
50万円未満	1,112	23.2	23.2	45	0.9	0.9
50～100	248	5.2	28.4	189	3.9	4.9
100～150	245	5.1	33.5	281	5.9	10.7
150～200	232	4.8	38.3	352	7.3	18.1
200～250	221	4.6	42.9	346	7.2	25.3
250～300	186	3.9	46.8	350	7.3	32.6
300～350	204	4.3	51.1	322	6.7	39.3
350～400	164	3.4	54.5	362	7.6	46.9
400～450	213	4.4	59.0	295	6.2	53.0
450～500	190	4.0	62.9	293	6.1	59.2
500～550	172	3.6	66.5	258	5.4	64.5
550～600	182	3.8	70.3	234	4.9	69.4
600～650	168	3.5	73.8	204	4.3	73.7
650～700	125	2.6	76.4	208	4.3	78.0
700～750	141	2.9	79.4	140	2.9	80.9
750～800	107	2.2	81.6	124	2.6	83.5
800～850	120	2.5	84.1	114	2.4	85.9
850～900	105	2.2	86.3	76	1.6	87.5
900～950	94	2.0	88.3	81	1.7	89.2
950～1,000	69	1.4	89.7	68	1.4	90.6
1,000万円以上	494	10.3	100.0	450	9.4	100.0
平均当初(再分配)所得		445.1万円(年額)		517.9万円(年額)		

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成20年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/021.xls>

第22表 世帯主の年齢階級別所得再分配状況

平成20年(単位：人、万円)

区分	総数	29歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
世帯員数	4,792	255	257	303	329	352	463	522	468	523	512	808
世帯人員数	2.56	1.83	2.67	3.03	3.19	3.27	2.95	2.79	2.54	2.34	2.26	2.00
有業人員数	1.31	1.03	1.40	1.39	1.51	1.72	1.94	1.92	1.63	1.05	0.85	0.51
当初所得	445.1	306.3	471.2	545.0	667.3	715.2	703.4	704.8	531.0	252.3	204.1	147.0
総所得	547.6	311.4	477.5	550.8	684.1	743.8	730.2	734.7	631.2	457.7	428.7	361.5
可処分所得	447.1	262.6	394.2	447.3	550.5	596.8	577.3	580.9	508.9	383.2	367.7	309.4
再分配所得	517.9	279.3	429.1	475.3	578.8	633.8	634.4	652.8	568.8	451.3	438.7	472.3
再分配係数(%)	16.4	△8.8	△8.9	△12.8	△13.3	△11.4	△9.8	△7.4	7.1	78.9	114.9	221.4
拠出合計額	100.5	48.8	83.3	103.5	133.6	147.0	152.9	153.8	122.3	74.5	61.0	52.1
税金	49.7	18.9	34.4	46.6	65.0	71.9	72.2	77.4	67.9	40.0	29.5	27.1
社会保険料	50.8	29.9	48.9	57.0	68.6	75.1	80.7	76.4	54.4	34.5	31.6	25.0
年金	24.1	17.7	28.4	33.7	38.6	42.4	44.8	42.8	24.4	7.4	6.4	5.1
医療	20.4	10.3	18.0	20.0	23.4	25.1	27.9	26.5	24.2	20.5	16.9	12.8
介護・その他	6.4	1.9	2.5	3.2	6.6	7.6	8.0	7.1	5.9	6.6	8.2	7.1
受給合計額	173.3	21.7	41.2	33.8	45.1	65.7	83.9	101.8	160.1	273.4	295.6	377.5
現金給付	102.4	5.1	6.3	5.8	16.8	28.6	26.8	29.8	100.2	205.4	224.6	214.6
現物給付	70.9	16.6	34.9	28.0	28.3	37.0	57.2	71.9	59.9	68.0	71.0	162.9
ジニ係数												
当初所得	0.5318	0.3726	0.2799	0.2779	0.3451	0.3348	0.3488	0.3738	0.5197	0.6344	0.7027	0.8166
再分配所得	0.3758	0.3440	0.2737	0.2544	0.3232	0.3178	0.3234	0.3394	0.3928	0.3556	0.3719	0.4146
改善度(%)	29.3	7.7	2.2	8.5	6.3	5.1	7.3	9.2	26.0	43.9	47.0	49.2

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成20年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/022.xls>

第23表 世帯類型別所得再分配状況

平成20年(単位 人、万円)

区分		総数	一般世帯	高齢者世帯	母子世帯
世帯	員	4,792	3,532	1,167	87
世帯	員	2.56	2.90	1.54	2.59
有業	員	1.31	1.62	0.34	0.94
当初	所	445.1	568.5	90.1	207.5
総	所	547.6	636.5	302.8	237.1
可処	所	447.1	514.0	263.4	208.9
再分	所	517.9	572.6	374.9	234.9
再分	係	16.4	0.7	316.3	13.2
拠出	合計額	100.5	122.5	39.4	28.2
税金		49.7	59.9	21.9	8.2
社会保険料	計	50.8	62.6	17.5	20.0
年金	金	24.1	32.3	0.3	10.8
医療		20.4	23.9	10.8	7.4
介護	その他	6.4	6.5	6.4	1.8
受給	合計額	173.3	126.6	324.2	55.6
現金	給付	102.4	68.0	212.7	29.5
(再掲)	年金・恩給	98.4	63.8	210.0	13.4
現物	給付	70.9	58.7	111.5	26.0
(再掲)	医療	56.2	45.6	90.9	22.6
(再掲)	介護	12.6	10.3	20.6	0.0
ジニ係数					
当初	所得	0.5318	0.4204	0.8073	0.3915
再分配	所得	0.3758	0.3492	0.4038	0.2809
改善度	(%)	29.3	16.9	50.0	28.3

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料: 厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成20年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/023.xls>

第24表 世帯構造別所得再分配状況

平成20年(単位 人、万円)

区分	総数	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	一人親と未婚の子のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯
世帯数	4,792	1,154	1,226	1,383	328	378	323
世帯人員数	2,56	1.00	2.00	3.62	2.32	5.14	2.98
有業人員数	1.31	0.54	0.93	1.90	1.23	2.62	1.43
当初所得	445.1	195.7	343.2	694.1	315.2	725.8	460.1
総所得	547.6	266.1	518.1	744.6	391.7	869.1	603.3
可処分所得	447.1	222.8	426.8	595.1	326.7	715.2	499.6
再分配所得	517.9	265.6	508.7	638.3	411.7	853.5	654.5
再分配係数(%)	16.4	35.7	48.2	△8.0	30.6	17.6	42.2
拠出合計額	100.5	43.3	91.3	149.5	64.9	153.8	103.7
税金	49.7	21.4	48.4	73.7	27.5	68.0	53.3
社会保険料	50.8	21.9	42.8	75.8	37.4	85.8	50.4
年金	24.1	10.3	15.3	40.3	18.7	42.1	21.3
医療	20.4	8.5	20.2	28.0	14.4	33.3	21.5
介護・その他	6.4	3.1	7.3	7.4	4.3	10.4	7.6
受給合計額	173.3	113.1	256.7	93.8	161.5	281.6	298.0
現金給付	102.4	70.4	174.8	50.5	76.5	143.3	143.2
(再掲)年金・恩給	98.4	65.4	171.9	47.5	69.3	138.0	138.4
現物給付	70.9	42.7	81.9	43.2	85.0	138.3	154.8
(再掲)医療	56.2	35.6	71.2	37.3	57.8	93.3	108.7
(再掲)介護	12.6	7.1	10.6	1.3	26.3	38.2	44.8
ジニ係数							
当初所得	0.5318	0.6536	0.6150	0.3504	0.4702	0.3495	0.5554
再分配所得	0.3758	0.3791	0.3276	0.2762	0.3945	0.2900	0.4091
改善度(%)	29.3	42.0	46.7	21.2	16.1	17.0	26.3

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料: 厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成20年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/024.xls>

第25表 当初所得階級別所得再分配状況

平成20年(単位 万円)

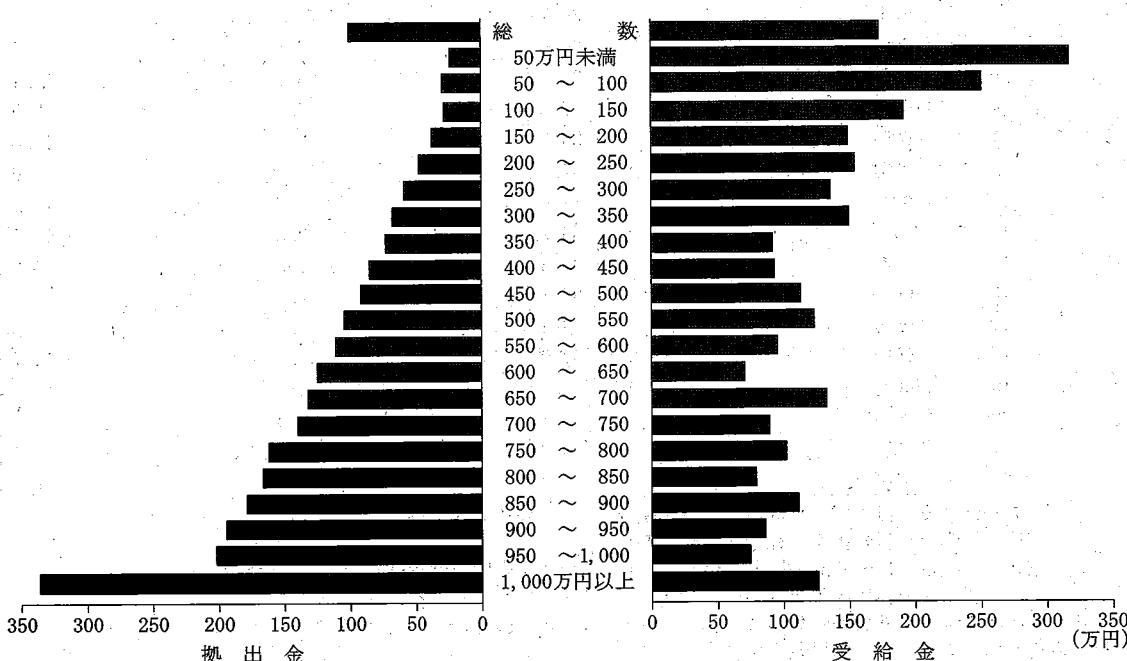
当初所得階級	当初所得	総所得	再分配所得	再分配係数 (%)	拠出		受給総額
					税金	社会保険料	
総 数	445.1	547.6	517.9	16.4	49.7	50.8	173.3
50万円未満	4.4	207.2	298.1	6,650.1	9.9	13.5	317.1
50 ~ 100	74.1	239.9	295.5	298.6	12.2	17.2	250.7
100 ~ 150	120.2	225.7	283.9	136.2	11.0	17.1	191.8
150 ~ 200	172.0	273.7	283.7	64.9	15.8	21.7	149.1
200 ~ 250	223.8	329.2	330.3	47.6	20.8	26.9	154.2
250 ~ 300	273.6	356.0	350.6	28.1	23.0	36.0	136.0
300 ~ 350	320.9	402.7	403.1	25.6	27.0	40.8	150.1
350 ~ 400	371.7	422.9	391.0	5.2	28.3	44.7	92.2
400 ~ 450	420.6	476.5	428.9	2.0	34.6	50.5	93.4
450 ~ 500	472.8	537.9	494.3	4.5	37.6	54.3	113.3
500 ~ 550	522.3	586.5	541.3	3.6	44.1	60.4	123.6
550 ~ 600	572.7	614.8	557.3	△2.7	47.9	63.2	95.7
600 ~ 650	618.7	656.8	564.5	△8.8	52.4	72.6	70.8
650 ~ 700	669.3	719.4	670.0	0.1	57.9	74.2	132.8
700 ~ 750	722.0	764.0	671.6	△7.0	61.8	78.1	89.4
750 ~ 800	772.6	826.6	712.9	△7.7	76.6	85.5	102.3
800 ~ 850	821.4	865.9	734.3	△10.6	75.8	90.7	79.4
850 ~ 900	872.0	918.1	804.9	△7.7	81.9	96.7	111.4
900 ~ 950	918.8	946.6	811.0	△11.7	90.6	103.6	86.4
950 ~ 1,000	973.6	1,013.0	846.4	△13.1	99.5	102.5	74.8
1,000万円以上	1,466.1	1,523.6	1,256.6	△14.3	205.8	130.1	126.4

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料: 厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成20年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/025.xls>

《当初所得階級別所得再分配配当金額》



第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第26表 国民負担率（租税負担及び社会保障負担）の対国民所得比の推移

(単位 %)

区分	国民負担率	租税負担	社会保障負担
昭和30年度 (1955)	22.2	18.9	3.3
35 (1960)	22.4	18.9	3.6
40 (1965)	23.0	18.0	5.0
45 (1970)	24.3	18.9	5.4
50 (1975)	25.7	18.3	7.5
55 (1980)	30.5	21.7	8.8
56 (1981)	32.2	22.6	9.6
57 (1982)	32.8	23.0	9.8
58 (1983)	33.1	23.3	9.7
59 (1984)	33.7	24.0	9.8
60 (1985)	33.9	24.0	10.0
61 (1986)	35.3	25.2	10.1
62 (1987)	36.8	26.7	10.1
63 (1988)	37.1	27.2	9.9
平成元年度 (1989)	37.9	27.7	10.2
2 (1990)	38.4	27.7	10.6
3 (1991)	37.4	26.6	10.7
4 (1992)	36.3	25.1	11.2
5 (1993)	36.3	24.8	11.5
6 (1994)	35.2	23.4	11.8
7 (1995)	36.7	24.0	12.7
8 (1996)	36.5	23.8	12.7
9 (1997)	37.1	24.0	13.1
10 (1998)	37.2	23.6	13.5
11 (1999)	36.7	23.1	13.6
12 (2000)	37.3	23.7	13.6
13 (2001)	38.0	23.7	14.3
14 (2002)	36.8	22.3	14.5
15 (2003)	36.3	21.8	14.5
16 (2004)	36.8	22.4	14.3
17 (2005)	38.4	23.8	14.6
18 (2006)	38.9	24.2	14.7
19 (2007)	39.5	24.6	15.0
20 (2008)	40.6	24.3	16.3
21 (2009)	38.8	21.8	17.0
22 (2010)	39.0	21.5	17.5

(注) 1 平成20年度までは実績、平成21年度は実績見込み、平成22年度は見通しである。

2 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率

3 昭和55年度以降は93SNAに基づく計数であり、昭和50年度以前は68SNAに基づく計数である。

ただし、租税負担は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

4 平成20年度の「社会保障負担」は、平成19年度以前の実績値との整合性を図るために調整等を行っている。

資料：財務省ホームページ「国民負担率」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/026.xls>

第27表 国民所得及び国民可処分所得の配分(名目)

(単位 10億円、%)

区分	実数				構成割合	
	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
1. 雇用者報酬	264,305.1	263,193.5	262,390.6	70.4	69.5	74.6
(1) 賃金俸給	226,636.1	224,604.3	223,377.1	60.4	59.3	63.5
(2) 雇主の会員負担	37,669.1	38,589.2	39,013.5	10.0	10.2	11.1
a. 雇主の現実会員負担	27,886.1	28,293.0	28,802.8	7.4	7.5	8.2
b. 雇主の帰属会員負担	9,782.9	10,296.2	10,210.7	2.6	2.7	2.9
2. 財産所得(非企業部門)	17,635.0	16,729.8	13,509.9	4.7	4.4	3.8
(a) 受取	37,215.6	36,199.4	32,393.6	9.9	9.6	9.2
(b) 支払	19,580.6	19,469.6	18,883.7	5.2	5.1	5.4
(1) 一般政府	△2,782.7	△2,910.9	△4,542.6	△0.7	△0.8	△1.3
a. 利子	△3,129.6	△3,282.6	△4,922.4	△0.8	△0.9	△1.4
(a) 受取	9,462.2	9,563.8	7,721.3	2.5	2.5	2.2
(b) 支払	12,591.8	12,846.1	12,643.7	3.4	3.4	3.6
b. 法人企業の分配所得(受取)	634.4	654.4	661.0	0.2	0.2	0.2
(a) 配当(受取)	16.2	30.7	34.9	0.0	0.0	0.0
(b) 準法人企業所得からの引き出し(受取)	618.3	623.7	626.2	0.2	0.2	0.2
c. 保険契約者に帰属する財産所得(受取)	0.4	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0
d. 賃貸料	△287.9	△283.1	△281.6	△0.1	△0.1	△0.1
(a) 受取	30.3	32.1	34.3	0.0	0.0	0.0
(b) 支払	318.2	315.3	315.9	0.1	0.1	0.1
(2) 家計計画	20,139.9	19,252.4	17,629.0	5.4	5.1	5.0
a. 利子	△1,101.2	502.6	1,440.9	△0.3	0.1	0.4
(a) 受取	5,258.3	6,497.4	7,090.3	1.4	1.7	2.0
(b) 支払(消費者負債利息)	6,359.5	5,994.7	5,649.4	1.7	1.6	1.6
b. 配当(受取)	7,255.3	5,520.5	4,229.5	1.9	1.5	1.2
c. 保険契約者に帰属する財産所得(受取)	10,827.4	10,124.2	8,774.7	2.9	2.7	2.5
d. 賃貸料(受取)	3,158.4	3,105.0	3,183.9	0.8	0.8	0.9
(3) 対家計民間非営利団体	277.8	388.3	423.5	0.1	0.1	0.1
a. 利子	260.8	372.4	405.2	0.1	0.1	0.1
(a) 受取	554.1	668.6	663.7	0.1	0.2	0.2
(b) 支払	293.3	296.2	258.5	0.1	0.1	0.1
b. 配当(受取)	2.9	3.0	2.7	0.0	0.0	0.0
c. 保険契約者に帰属する財産所得(受取)	0.9	0.9	0.7	0.0	0.0	0.0
d. 賃貸料	13.2	12.0	14.9	0.0	0.0	0.0
(a) 受取	31.0	29.4	31.0	0.0	0.0	0.0
(b) 支払	17.8	17.4	16.2	0.0	0.0	0.0
3. 企業所得(法人企業の分配所得受取後)	93,285.7	98,540.3	75,621.6	24.9	26.0	21.5
(1) 民間法人企業	48,820.3	53,828.3	33,492.4	13.0	14.2	9.5
a. 非金融法人企業	37,444.9	43,412.0	25,997.7	10.0	11.5	7.4
b. 金融法人	11,375.3	10,416.4	7,494.8	3.0	2.8	2.1
(2) 公的企業	6,867.9	6,904.7	5,242.9	1.8	1.8	1.5
a. 非金融法人企業	1,853.3	2,302.6	1,640.5	0.5	0.6	0.5
b. 金融法人	5,014.6	4,602.1	3,602.4	1.3	1.2	1.0
(3) 個人企業	37,597.6	37,807.3	36,886.2	10.0	10.0	10.5
a. 農林水産業	2,613.8	2,561.0	2,481.2	0.7	0.7	0.7
b. その他の産業(非農林水産・非金融)	12,684.8	12,835.2	11,686.5	3.4	3.4	3.3
c. 持ち家	22,299.0	22,411.1	22,718.6	5.9	5.9	6.5
4. 国民所得(要素費用表示)	375,225.8	378,463.6	351,522.1	100.0	100.0	100.0
5. 生産・輸入品に課される税(控除)補助金	40,186.5	40,383.1	38,868.8	10.7	10.7	11.1
6. 国民所得(市場価格表示)	415,412.3	418,846.7	390,390.9	110.7	110.7	111.1
7. その他の経常移転(純)	△978.2	△1,069.6	△1,045.8	△0.3	△0.3	△0.3
(1) 非金融法人企業・金融機関	△20,235.3	△20,798.1	△15,593.2	△5.4	△5.5	△4.4
a. 民間	△19,368.9	△19,890.9	△14,883.0	△5.2	△5.3	△4.2
b. 公的	△866.4	△907.3	△710.2	△0.2	△0.2	△0.2
(2) 一般政府	39,183.1	40,256.1	32,627.3	10.4	10.6	9.3
(3) 家計(個人企業を含む)	△26,600.6	△26,789.2	△24,079.0	△7.1	△7.1	△6.8
(4) 対家計民間非営利団体	6,674.6	6,261.6	5,999.1	1.8	1.7	1.7
8. 国民可処分所得	414,434.1	417,777.1	389,345.1	110.4	110.4	110.8
(1) 非金融法人企業・金融機関	35,452.9	39,934.9	23,142.2	9.4	10.6	6.6
a. 民間	29,451.3	33,937.5	18,609.4	7.8	9.0	5.3
b. 公的	6,001.5	5,997.4	4,532.8	1.6	1.6	1.3
(2) 一般政府	76,586.9	77,728.3	66,953.5	20.4	20.5	19.0
(3) 家計(個人企業を含む)	295,442.0	293,464.0	292,826.9	78.7	77.5	83.3
(4) 対家計民間非営利団体	6,952.4	6,649.9	6,422.5	1.9	1.8	1.8

(注) 1 国民所得は通常4の額をいう。

2 企業所得=営業余剰+財産所得の受取-財産所得の支払

3 93SNA基準による。

資料: 内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」 SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/027.xls>

第28表 国内総生産（支出側、名目）

(単位 10億円、%)

区分	実数			構成割合		
	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	平成18年度 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
1. 民間最終消費支出	290,331.3	293,494.1	288,104.9	56.8	56.9	58.3
(1) 家計最終消費支出	283,640.4	287,303.0	281,694.6	55.5	55.7	57.0
a. 国内家計最終消費支出	281,847.9	285,601.8	280,330.8	55.2	55.4	56.7
b. 居住者家計の海外での直接購入	2,525.2	2,526.4	2,173.5	0.5	0.5	0.4
c. (控除)非居住者家計の国内での直接購入 (再掲)	732.7	825.2	809.7	0.1	0.2	0.2
家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃)	237,535.5	240,862.5	235,003.4	46.5	46.7	47.6
持ち家の帰属家賃	46,104.9	46,440.5	46,691.2	9.0	9.0	9.4
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	6,690.8	6,191.1	6,410.3	1.3	1.2	1.3
2. 政府最終消費支出	90,945.2	92,894.0	93,555.4	17.8	18.0	18.9
(再掲)						
家計現実最終消費	341,387.2	345,752.0	340,572.3	66.8	67.1	68.9
政府現実最終消費	39,889.2	40,636.1	41,088.0	7.8	7.9	8.3
3. 総資本形成	122,527.6	121,259.0	114,454.1	24.0	23.5	23.2
(1) 総固定資本形成	119,808.5	118,291.4	112,742.0	23.4	22.9	22.8
a. 民間	98,576.3	97,947.6	93,114.5	19.3	19.0	18.8
(a) 住宅	18,750.4	16,602.6	16,404.4	3.7	3.2	3.3
(b) 企業設備	79,825.9	81,344.9	76,710.1	15.6	15.8	15.5
b. 公的	21,232.2	20,343.9	19,627.4	4.2	3.9	4.0
(a) 住宅	597.0	546.2	535.6	0.1	0.1	0.1
(b) 企業設備	4,111.2	4,156.6	4,095.9	0.8	0.8	0.8
(c) 一般政府	16,524.1	15,641.0	14,995.9	3.2	3.0	3.0
(2) 在庫品増加	2,719.2	2,967.5	1,712.1	0.5	0.6	0.3
a. 民間企業	2,527.8	2,686.3	1,467.5	0.5	0.5	0.3
(a) 製品在庫	150.7	394.3	△57.0	0.0	0.1	△0.0
(b) 仕掛品在庫	1,019.0	803.9	△603.1	0.2	0.2	△0.1
(c) 流通在庫	192.1	△408.4	669.4	0.0	△0.1	0.1
(d) 原材料在庫	1,166.0	1,896.5	1,458.2	0.2	0.4	0.3
b. 公的企業	191.4	281.2	244.6	0.0	0.1	0.0
(a) 公的企業	126.8	218.1	158.2	0.0	0.0	0.0
(b) 一般政府	64.6	63.1	86.4	0.0	0.0	0.0
4. 財貨・サービスの純輸出	7,133.5	8,003.9	△1,915.7	1.4	1.6	△0.4
(1) 財貨・サービスの輸出	83,889.4	92,221.7	78,314.2	16.4	17.9	15.8
a. 財貨の輸出	73,665.3	80,944.6	67,711.7	14.4	15.7	13.7
b. サービスの輸出	10,224.1	11,277.1	10,602.5	2.0	2.2	2.1
(含む)非居住者家計の国内での直接輸入						
(2) (控除)財貨・サービスの輸入	76,755.9	84,217.8	80,229.9	15.0	16.3	16.2
a. 財貨の輸入	63,181.4	69,258.5	66,552.6	12.4	13.4	13.5
b. サービスの輸入	13,574.5	14,959.3	13,677.3	2.7	2.9	2.8
(含む)居住者家計の海外での直接購入						
5. 国内総生産(支出側)	510,937.6	515,651.0	494,198.7	100.0	100.0	100.0
(参考) 海外からの所得の純受取	14,998.5	17,609.7	15,298.1	2.9	3.4	3.1
海外からの所得	22,700.2	26,630.2	23,092.3	4.4	5.2	4.7
(控除)海外に対する所得	7,701.7	9,020.5	7,794.2	1.5	1.7	1.6
国民総所得	525,936.1	533,260.7	509,496.8	102.9	103.4	103.1
(参考) 国内需要	503,804.1	507,647.1	496,114.4	98.6	98.4	100.4
民間需要	491,435.3	394,127.9	382,686.9	76.6	76.4	77.4
公的需要	112,368.8	113,519.2	113,427.4	22.0	22.0	23.0

(注) 1 民間需要=民間最終消費支出+民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加
公の需要=政府最終消費支出+公の固定資本形成+公の在庫品増加

2 国内需要=民間需要+公の需要

3 国民総所得=国内総支出+海外からの所得の純受取

4 93SNA基準による。

資料: 内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/028.xls>

第29表 家計（個人企業を含む）

(単位 金額：10億円)

区分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	貯蓄率 (%)	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	平均消費性向 (%)	限界消費性向 (%)	限界貯蓄性向 (%)
昭和55年度(1980)	159,424.0	132,564.2	28,125.3	17.5	13,666.5	10,450.2	3,216.3	83.2	76.5	23.5
56 (1981)	171,126.1	140,917.4	31,727.0	18.4	11,702.1	8,353.2	3,601.7	82.3	71.4	30.8
57 (1982)	179,844.9	151,028.8	30,506.3	16.8	8,718.8	10,111.4	△1,220.7	84.0	116.0	△14.0
58 (1983)	188,232.8	158,561.2	31,520.8	16.6	8,387.9	7,532.4	△1,014.5	84.2	89.8	12.1
59 (1984)	198,058.8	166,770.0	33,345.6	16.7	9,826.0	8,208.8	1,824.8	84.2	83.5	18.6
60 (1985)	207,391.9	176,211.6	33,418.8	15.9	9,333.1	9,441.6	73.2	85.0	101.2	0.8
61 (1986)	211,939.5	182,555.4	31,822.5	14.8	4,547.6	6,343.8	△1,596.3	86.1	139.5	△35.1
62 (1987)	219,794.5	192,345.1	30,162.9	13.6	7,855.0	9,789.7	△1,659.6	87.5	124.6	△21.1
63 (1988)	233,170.8	203,614.6	32,585.4	13.8	13,376.3	11,269.5	2,422.5	87.3	84.2	18.1
平成元年度(1989)	248,581.8	217,132.9	35,075.4	13.9	15,411.0	13,518.3	2,490.0	87.3	87.7	16.2
2 (1990)	264,951.7	234,813.6	33,991.1	12.6	16,369.9	17,680.7	△1,084.3	88.6	108.0	△6.6
3 (1991)	285,524.6	245,781.0	43,621.2	15.1	20,572.9	10,967.4	9,630.1	86.1	53.3	46.8
4 (1992)	293,327.6	252,748.1	44,273.8	14.9	7,803.0	6,967.1	652.6	86.2	89.3	8.4
5 (1993)	294,962.9	258,463.2	40,451.2	13.5	1,635.3	5,715.1	△3,822.6	87.6	349.5	△233.8
6 (1994)	304,255.5	265,121.8	42,493.8	13.8	9,292.6	6,658.6	2,042.6	87.1	71.7	22.0
7 (1995)	301,023.9	269,575.8	35,151.2	11.5	△3,231.6	4,454.0	△7,342.6	89.6	△137.8	227.2
8 (1996)	305,686.7	277,249.5	31,741.2	10.3	4,662.8	7,673.7	△3,410.0	90.7	164.6	△73.1
9 (1997)	310,178.3	278,198.9	35,657.4	11.4	4,491.6	949.4	3,916.2	89.7	21.1	87.2
10 (1998)	307,516.7	277,341.4	33,170.9	10.7	△2,661.6	△857.5	△2,486.5	90.2	32.2	93.4
11 (1999)	306,787.5	278,370.9	31,056.5	10.0	△729.2	1,029.5	△2,114.4	90.7	△141.2	290.0
12 (2000)	298,974.0	277,863.6	23,743.4	7.9	△7,813.5	△507.3	△7,313.1	92.9	6.5	93.6
13 (2001)	290,979.8	277,779.5	15,129.9	5.2	△7,994.2	△84.1	△8,613.5	95.5	1.1	107.7
14 (2002)	289,694.4	277,565.6	13,246.9	4.6	△1,285.4	△213.9	△1,883.0	95.8	16.6	146.5
15 (2003)	287,218.0	276,598.8	11,230.9	3.9	△2,476.4	△966.8	△2,016.0	96.3	39.0	81.4
16 (2004)	288,350.7	278,012.0	9,892.4	3.4	1,132.7	1,413.2	△1,338.5	96.4	124.8	△118.2
17 (2005)	291,823.5	280,768.4	10,667.8	3.7	3,472.8	2,756.4	775.4	96.2	79.4	22.3
18 (2006)	295,442.0	283,640.4	11,435.4	3.9	3,618.5	2,872.0	767.6	96.0	79.4	21.2
19 (2007)	293,464.0	285,303.0	5,110.7	1.7	△1,978.0	1,662.6	△6,324.7	97.2	△84.1	319.8
20 (2008)	292,826.9	281,694.6	9,550.4	3.3	△637.1	△3,608.4	4,439.7	96.2	566.4	△696.9

(注) 1 平均消費性向 = 最終消費支出 ÷ 可処分所得

限界消費性向 = 最終消費支出対前年増加額 ÷ 可処分所得対前年増加額

限界貯蓄性向 = 貯蓄対前年増加額 ÷ 可処分所得対前年増加額

2 93SNA基準による。

資料：「可処分所得」「最終消費支出」「貯蓄」「貯蓄率」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/029.xls>

第30表 常用労働者1人当たり平均月間現金給与額

(単位 円)

区分	事業所規模30人以上			事業所規模5人以上		
	平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	平成19年 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
調査産業計 現金給与総額	377,731	379,497	355,223	330,313	331,300	315,294
きまつて支給する給与	299,782	300,694	288,478	269,508	270,511	262,357
特別に支払われた給与	77,949	78,803	66,745	60,805	60,789	52,937
鉱業 現金給与総額	503,266	518,077	475,206	336,235	336,941	341,302
きまつて支給する給与	372,058	372,947	358,608	286,642	286,735	290,438
特別に支払われた給与	131,208	145,130	116,598	49,593	50,206	50,864
建設業 現金給与総額	441,277	437,424	463,423	364,139	363,304	375,571
きまつて支給する給与	359,455	360,021	377,563	315,986	318,082	324,520
特別に支払われた給与	81,822	77,403	85,860	48,153	45,222	51,051
製造業 現金給与総額	411,375	411,529	378,257	374,484	374,362	349,603
きまつて支給する給与	319,471	318,919	303,517	298,514	298,588	287,092
特別に支払われた給与	91,904	92,610	74,740	75,970	75,774	62,511
電気・ガス・熱供給・水道業 現金給与総額	612,691	606,371	617,234	586,585	575,548	584,024
きまつて支給する給与	458,038	458,780	473,501	440,757	436,921	449,540
特別に支払われた給与	154,653	147,591	143,733	145,828	138,627	134,484
情報通信業 現金給与総額	506,060	515,763	484,701	471,168	475,595	458,637
きまつて支給する給与	388,206	393,656	378,017	367,911	372,188	364,065
特別に支払われた給与	117,854	122,107	106,684	103,257	103,407	94,572
運輸業 現金給与総額	344,079	343,987	339,563	336,548	332,202	329,787
きまつて支給する給与	289,600	287,182	289,322	286,696	281,927	283,836
特別に支払われた給与	54,479	56,805	50,241	49,852	50,275	45,951
卸売・小売業 現金給与総額	301,017	309,140	281,737	268,016	273,768	258,694
きまつて支給する給与	241,927	247,079	233,275	222,974	227,248	220,607
特別に支払われた給与	59,090	62,061	48,462	45,042	46,520	38,087
金融・保険業 現金給与総額	574,828	558,669	515,404	507,075	491,171	466,243
きまつて支給する給与	427,182	420,533	395,998	380,736	374,395	362,212
不動産業 現金給与総額	147,646	138,136	119,406	126,339	116,776	104,031
きまつて支給する給与	429,777	426,989	395,178	398,114	387,223	378,408
特別に支払われた給与	335,656	335,632	313,586	318,010	315,692	308,911
飲食店・宿泊業 現金給与総額	94,121	91,357	81,592	80,104	71,531	69,497
きまつて支給する給与	183,745	188,670	149,295	142,134	143,011	126,162
特別に支払われた給与	162,412	165,611	137,005	131,082	131,287	118,957
医療・福祉 現金給与総額	21,333	23,059	12,290	11,052	11,724	7,205
きまつて支給する給与	372,834	372,538	347,222	320,293	320,296	306,979
教育・学習支援業 現金給与総額	303,764	304,178	288,573	263,304	264,188	256,783
きまつて支給する給与	69,070	68,360	58,649	56,989	56,108	50,196
複合サービス業 現金給与総額	497,411	497,374	452,764	426,401	421,763	401,495
きまつて支給する給与	372,177	368,625	344,268	322,838	318,441	309,360
特別に支払われた給与	125,234	128,749	108,496	103,563	103,322	92,135
サービス業 現金給与総額	351,154	370,047	472,396	350,948	361,377	428,558
きまつて支給する給与	281,095	292,490	359,332	276,983	282,049	326,614
特別に支払われた給与	70,059	77,557	113,064	73,965	79,328	101,944
サービス業 現金給与総額	323,651	326,261	300,490	309,942	314,280	293,354
きまつて支給する給与	264,945	266,822	252,597	258,662	261,522	250,428
特別に支払われた給与	58,706	59,439	47,893	51,280	52,758	42,926

(注) 年平均である。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/030.xls>

第31表 1人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）

《事業所規模1～4人》

各年7月末日現在（単位 円）

区分	全労働者			男			女		
	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込
調査産業計									
平成15年	193,570	194,865	178,949	261,063	263,454	222,999	138,328	136,203	157,544
16年	192,588	193,295	184,488	260,356	262,449	228,616	138,302	135,865	161,495
17年	190,888	191,790	180,934	259,779	261,485	234,011	138,027	136,108	155,448
18年	190,749	191,460	183,071	261,290	262,943	237,309	138,571	136,514	157,139
19年	190,482	191,567	178,842	261,767	264,696	221,613	137,530	135,429	156,838
20年	192,630	193,673	180,873	264,836	267,359	228,742	139,134	137,388	156,073
21年	185,402	186,454	172,644	252,412	254,069	225,715	134,758	133,607	146,461
平成21年									
鉱業、採石業、砂利採取業	254,906	259,935	...	269,483	269,483	—
建設業	246,857	255,923	182,806	273,118	275,582	240,580	147,891	153,738	135,803
製造業	203,090	207,188	169,500	255,609	257,987	222,289	124,065	121,009	138,760
電気・ガス・熱供給・水道業	273,945	273,945	—	306,456	306,456	—	163,052	162,052	—
情報通信業	254,340	249,961	366,780	298,524	291,584	471,068	186,898	186,626	194,239
運輸業、郵便業	228,416	229,969	200,851	253,011	252,135	279,491	137,368	138,439	130,337
卸売業、小売業	187,891	188,906	174,730	257,153	258,720	228,731	138,874	137,715	151,311
金融業、保険業	222,899	222,318	240,549	313,900	313,644	...	154,947	153,027	202,876
不動産業、物品賃貸業	208,139	210,663	171,528	253,047	254,149	226,715	159,019	160,434	144,903
学術研究、専門・技術サービス業	226,965	227,988	209,398	284,898	284,560	299,242	184,413	183,937	189,995
宿泊業、飲食サービス業	109,702	107,942	129,143	171,646	172,356	164,843	87,342	85,085	113,703
生活関連サービス業、娯楽業	142,418	142,552	140,407	201,508	204,512	162,008	124,426	123,901	132,660
教育、学習支援業	120,562	120,584	119,726	175,163	175,103	...	94,904	94,557	105,648
医療、福祉	173,158	170,390	221,401	257,385	259,865	222,993	160,953	157,627	221,105
複合サービス事業	250,570	250,861	...	336,042	337,381	...	189,726	189,726	—
サービス業(他に分類されないもの)	206,840	209,068	185,342	249,098	248,654	255,231	147,204	149,108	134,592

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月労働統計調査特別調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/031.xls>

第32表 賞与支給状況

(調査産業計)

区分	夏季賞与(6、7、8月)				年末賞与(11、12、翌年1月)			
	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまつて支給 する給与に對 する支給割合	所定内給与 に対する支給割合	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまつて支給 する給与に對 する支給割合	所定内給与 に対する支給割合
	円	%	カ月分	カ月分	円	%	カ月分	カ月分
《事業所規模5人以上》								
平成17年 (2005)	410,618	1.3	1.04	1.10	433,214	1.0	1.12	1.19
18 (2006)	416,054	1.3	1.05	1.11	433,825	0.1	1.13	1.20
19 (2007)	407,637	△1.4	1.05	1.11	417,507	△3.4	1.10	1.17
20 (2008)	406,012	△1.0	1.03	1.09	424,437	1.0	1.08	1.15
21 (2009)	363,104	△9.7	0.98	1.03	380,258	△9.3	1.04	1.09
《事業所規模30人以上》								
平成17年 (2005)	470,286	0.5	1.20	1.29	402,218	1.5	1.32	1.43
18 (2006)	486,392	3.4	1.22	1.31	505,650	0.7	1.32	1.42
19 (2007)	469,275	△2.6	1.18	1.28	487,302	△3.2	1.25	1.36
20 (2008)	470,343	△0.9	1.17	1.26	487,169	△1.1	1.25	1.34
21 (2009)	409,711	△11.5	1.09	1.16	430,047	△9.9	1.15	1.24

(注) 1 対前年増減率は、調査事業所の標本抽出替えに伴うギャップを修正して算出してある。

2 「きまつて支給する給与(又は所定内給与)に対する支給割合」とは賞与を支給した事業所について、それぞれ「賞与」の「きまつて支給する給与(又は所定内給与)」に対する支給月数を求め単純平均したものである。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/032.xls>

第33表 全世帯年平均1か月間の消費支出

(単位 円、人)

事項	平成15年 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
《全国》							
集計世帯数	7,747	7,742	7,891	7,854	7,830	7,818	7,828
世帯人員数	3.21	3.19	3.17	3.16	3.14	3.13	3.11
有業人員数	1.41	1.39	1.42	1.41	1.39	1.39	1.37
消費支出	302,623	304,203	300,531	294,943	297,782	296,932	291,737
食料	70,260	70,116	68,699	68,111	68,536	69,001	68,322
住居	20,237	19,474	19,254	18,115	17,934	16,897	17,024
光熱水道	20,900	20,990	21,492	22,278	21,768	22,762	21,685
家具・家事用品	10,292	9,961	10,047	9,734	9,706	9,984	9,975
被服及び履物	13,967	13,572	13,339	12,776	12,933	12,523	11,994
保健医療	12,339	12,215	13,020	12,787	13,107	12,649	13,016
交通通信	37,505	39,272	38,717	37,864	38,075	39,147	38,070
教育	13,303	13,581	12,475	12,650	12,748	12,727	12,909
教養娯楽	30,234	31,262	30,729	30,040	30,976	31,372	31,274
その他の消費支出	73,586	73,760	72,759	70,588	71,999	69,869	67,469
現物総額	9,473	9,352	9,652	9,177	9,493	8,884	8,537
《人口5万以上の都市》							
集計世帯数	6,818	6,815	6,867	6,834	6,818	7,332	7,344
世帯人員数	3.16	3.15	3.12	3.11	3.09	3.10	3.09
有業人員数	1.37	1.35	1.35	1.34	1.33	1.36	1.35
消費支出	309,421	308,438	303,465	298,981	300,989	299,345	294,890
現物総額	9,098	8,787	8,889	8,794	9,116	8,592	8,236

(注) 平成17年以降は、農林漁家世帯を含む。

資料: 総務省統計局「家計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/033.xls>

第34表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

(単位 円、人)

区分	平成15年 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
《全国》							
集計世帯人有り	4,464 3.49 1.63	4,427 3.48 1.63	4,381 3.46 1.66	4,289 3.43 1.67	4,249 3.45 1.66	4,269 3.45 1.68	4,240 3.43 1.67
実入	994,333	1,008,118	998,810	990,162	1,001,977	1,007,864	986,493
実収	524,542	530,028	524,585	525,719	528,762	534,235	518,226
勤め先	493,643	501,122	493,829	495,003	497,395	500,738	484,940
世帯主	431,520	436,616	425,706	431,284	433,306	434,066	419,269
世帯主の配偶者の収入	53,155	55,507	57,338	53,346	54,129	55,742	56,517
他の世帯員収入	8,968	8,999	10,785	10,373	9,959	10,930	9,153
事業・内職収入	2,696	2,902	2,735	2,780	2,639	2,661	2,438
農林漁業収入	·	·	104	36	32	118	10
その他の実収入	28,203	26,004	27,916	27,898	28,697	30,717	30,839
実収入以外の収入	394,637	403,957	399,061	390,622	402,779	403,989	401,961
預貯金引出	356,588	362,364	359,502	352,543	357,977	357,368	358,102
預保険取扱	5,052	4,144	5,171	4,370	5,381	4,685	4,370
借入	6,118	9,228	7,161	5,469	8,562	7,012	4,284
掛合	19,382	20,795	21,911	22,957	25,074	28,439	29,556
その他	7,496	7,426	5,317	5,283	5,785	6,485	5,650
繰り出し総額	75,154	74,133	75,164	73,821	70,436	69,641	66,305
支出	994,333	1,008,118	998,810	990,162	1,001,977	1,007,864	986,493
実消費	409,903	415,899	412,928	404,502	409,716	416,415	409,374
食料	325,823	330,836	329,499	320,231	323,459	324,929	319,060
住居	71,606	72,025	70,947	69,403	70,352	71,051	70,134
光熱水道	22,248	20,804	21,839	20,292	20,207	19,156	19,614
家具・家事用品	20,712	20,909	21,328	21,998	21,555	22,666	21,466
被服及び履物	10,378	10,419	10,313	9,954	9,914	10,501	10,152
保健医療信育	15,450	14,893	14,971	14,430	14,846	14,263	13,773
交際・通信	11,498	11,531	12,035	11,463	11,697	11,593	12,036
教育	44,622	47,218	46,986	45,769	46,259	48,259	47,093
養育	18,021	19,714	18,561	18,713	19,090	18,789	19,493
その他の消費支出	32,303	33,710	32,847	31,421	33,166	33,390	33,243
非消費支出	78,985	79,613	79,671	76,786	76,372	75,260	72,055
実支出以外の支出	512,280	521,571	513,814	514,604	525,971	525,283	514,683
預貯金	397,466	405,830	401,296	407,379	413,147	412,906	403,985
預保険掛合	37,901	35,318	35,174	31,691	31,112	30,360	28,007
借入	36,982	39,223	35,577	37,369	37,871	40,638	39,828
掛合買扱	16,831	17,695	18,300	19,495	21,604	23,407	25,130
その他	23,100	23,504	23,467	18,670	22,238	17,973	17,732
繰り越金額	72,150	70,649	72,067	71,057	66,290	66,166	62,436
現物総額	8,728	8,498	8,992	8,612	8,923	8,471	7,935
《人口5万以上の都市》							
集計世帯人有り	3,939 3.43 1.59	3,912 3.44 1.59	3,856 3.41 1.61	3,765 3.40 1.61	3,732 3.41 1.61	4,025 3.42 1.65	3,992 3.41 1.65
実入	1,013,497	1,018,645	1,000,528	1,003,466	1,017,152	1,016,124	998,784
実収入	530,401	532,614	525,956	532,071	534,364	537,932	523,780
実収入以外の収入	406,532	411,266	400,256	397,347	413,263	408,313	408,089
繰り出し総額	76,564	74,765	74,316	74,048	69,525	69,879	66,915
支出	1,013,497	1,018,645	1,000,528	1,003,466	1,017,152	1,016,124	998,784
実支出	415,396	417,737	412,082	408,487	413,307	417,817	413,144
実支出以外の支出	524,622	529,694	517,338	523,920	538,358	532,218	523,152
繰り越金額	73,479	71,213	71,108	71,059	65,486	66,088	62,488
現物総額	8,329	8,149	8,423	8,630	8,866	8,331	7,854

(注) 平成17年以降は、農林漁家世帯を含む。

資料：総務省統計局「家計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/034.xls>

第35表 年間収入階級別勤労者1世帯当たり年平均1か月間の収入と支出(全国)

区分		平均	200万円未満	200万円以上250万円未満	250~300	300~350	350~400	400~450	450~500
集計	世帯数	4,240	36	97	113	194	248	287	315
世帯人員数		3.43	2.70	2.90	3.12	3.14	3.34	3.35	3.33
有業人員数		1.67	1.40	1.39	1.42	1.50	1.46	1.48	1.53
収入総額		986,493	329,967	477,548	527,054	578,380	607,046	672,502	754,589
実収入		518,226	177,988	226,792	252,660	291,344	308,990	327,495	378,808
勤め先収入		484,940	156,858	195,897	220,445	257,358	278,678	293,814	345,233
事業・内職収入		2,438	101	939	1,778	1,162	768	1,043	907
農林漁業収入		10	0	0	0	162	0	0	0
その他実収入		30,839	21,029	29,956	30,438	32,661	29,544	32,637	32,668
実収入以外の収入		401,961	110,479	193,738	224,125	224,715	246,251	290,329	321,656
繰入金		66,305	41,501	57,018	50,268	62,321	51,805	54,678	54,125
支出総額		986,493	329,967	477,548	527,054	578,380	607,046	672,502	754,589
実支出		409,374	140,692	209,970	225,084	251,144	265,419	290,272	313,435
消費支出		319,060	124,528	184,626	195,659	215,282	226,443	244,199	258,949
非消費支出		90,314	16,164	25,344	29,425	35,862	38,976	46,074	54,486
実支出以外の支出		514,683	145,364	209,246	251,616	265,842	291,910	330,337	388,702
繰越金		62,436	43,911	58,332	50,354	61,395	49,717	51,893	52,452

資料：総務省統計局「家計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/035.xls>

第36表 消費者物価指数(中分類)

平成17年(2005)=100

区分	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
《全國》											
平成17年平均 (2005)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
18 (2006)	100.3	100.5	100.0	103.6	97.9	100.8	99.4	100.3	100.7	98.5	100.9
19 (2007)	100.3	100.8	99.8	104.4	96.3	101.4	99.7	100.4	101.4	97.2	101.7
20 (2008)	101.7	103.4	100.0	110.7	96.0	101.9	99.4	102.4	102.1	96.7	102.1
21 (2009)	100.3	103.6	99.8	106.1	93.9	101.0	99.3	97.4	103.0	94.3	101.7
《人口5万以上の都市》											
平成17年平均 (2005)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
18 (2006)	100.2	100.5	100.0	103.1	97.9	100.9	99.4	100.2	100.6	98.6	100.9
19 (2007)	100.3	100.7	99.8	103.9	96.4	101.4	99.8	100.2	101.4	97.5	101.7
20 (2008)	101.5	103.3	99.8	109.6	96.1	101.7	99.5	102.1	102.1	97.1	102.2
21 (2009)	100.3	103.3	99.6	106.0	93.8	100.8	99.4	97.5	102.9	94.6	101.7

資料：総務省統計局「消費者物価指数组年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/036.xls>

第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等

平成21年(2009) (単位 円、人)

500～550	550～600	600～650	650～700	700～750	750～800	800～900	900～1,000	1,000～1,250	1,250～1,500	1,500万円以上
312	293	301	265	244	219	376	270	387	159	125
3,42	3,35	3,43	3,62	3,40	3,48	3,52	3,55	3,62	3,51	3,77
1,54	1,58	1,58	1,67	1,63	1,73	1,71	1,88	1,95	2,02	2,12
787,284	854,046	917,523	951,761	1,027,489	1,048,499	1,151,543	1,271,661	1,399,323	1,581,403	2,033,061
390,571	437,190	456,577	492,315	531,041	553,530	610,524	684,638	776,535	914,426	1,130,684
354,310	400,271	420,970	462,098	500,882	524,635	577,959	652,345	741,592	881,721	1,090,104
1,590	1,698	2,148	1,204	3,568	1,707	2,709	3,800	4,281	6,292	7,522
0	6	0	0	0	0	0	25	0	0	0
34,671	35,215	33,459	29,014	26,591	27,188	29,855	28,468	30,662	26,412	33,059
327,677	353,605	398,474	392,212	436,645	428,993	471,567	508,544	542,771	584,153	804,034
69,036	63,250	62,472	67,234	59,803	65,976	69,452	78,479	80,017	82,824	98,344
787,284	854,046	917,523	951,761	1,027,489	1,048,499	1,151,543	1,271,661	1,399,323	1,581,403	2,033,061
318,512	343,288	383,040	398,122	421,082	432,506	475,878	538,162	580,015	638,846	817,686
262,071	279,325	308,735	316,411	332,183	338,078	365,749	410,870	425,046	444,176	547,499
56,441	63,963	74,306	81,711	88,899	94,428	110,129	127,292	154,969	194,670	270,186
401,936	449,826	477,140	489,039	549,906	550,538	612,418	657,718	748,481	867,174	1,132,127
66,836	60,933	57,342	64,600	56,501	65,455	63,248	75,781	70,827	75,383	83,249

第37表 販売農家1戸当りの経営収支

(単位 千円、%)

区分	平成17年 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
集計経営体数	6,935	6,926	6,902	4,725	4,720
経営収支の総括					
農業粗収益	3,976	4,052	4,130	4,379	4,312
経営費用	2,741	2,824	2,935	3,297	3,270
農所得外	1,235	1,228	1,195	1,082	1,042
農収入	2,449	2,337	2,179	2,152	1,956
支支出	258	265	243	294	271
所所得	2,191	2,072	1,936	1,858	1,685
年金等の収入	1,598	1,689	1,701	1,712	1,833
総所得	5,029	4,994	4,836	4,657	4,566
租税公課諸負担	748	749	743	711	690
可処分所得	4,281	4,245	4,093	3,946	3,876
(参考)					
推計家計費	4,231	4,179	3,987	4,162	4,095
分析指標					
農業依存度	36.0	37.2	38.1	36.7	38.1
農業所得率	31.1	30.3	28.9	24.7	24.2

(注) 1 販売農家とは、経営耕地面積30a以上又は過去1年間の農産物販売金額50万円以上の農家である。

2 平成19以前の「集計経営体数」は、「集計戸数」である。

資料：平成16年以前は農林水産省統計情報部「農業経営統計調査—個別経営（販売農家）の経営収支」、平成17年以降は同部「経営形態別経営統計（個別経営）」

第4節 社会保険関係

1 総 括

第38表 医療保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位：千人）

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	103,645	117,037	124,260	126,353	127,182	127,307	127,431	113,385
被用者保険	60,282	72,501	81,191	78,725	75,555	76,039	76,707	73,893
被保険者	28,146	31,753	37,926	39,246	38,721	39,438	40,153	23,966
被扶養者	32,136	40,748	43,265	39,479	36,834	36,601	36,554	19,927
政府管掌健康保険								
一般被保険者	26,020	31,289	36,666	36,758	35,650	35,938	36,294	34,705
被保険者	13,183	14,562	17,983	19,451	19,156	19,501	19,807	19,496
被扶養者	12,837	16,727	18,683	17,307	16,493	16,437	16,488	15,210
法第3条第2項被保険者	1,192	518	155	47	25	22	18	17
被保険者	638	318	103	31	15	13	11	11
被扶養者	554	200	52	15	10	8	7	6
組合管掌健康保険	21,236	27,502	32,009	31,677	30,119	30,474	30,860	—
被保険者	9,697	11,431	14,668	15,182	15,054	15,456	15,871	—
被扶養者	11,539	16,071	17,341	16,495	15,065	15,018	14,989	—
船員保険	741	672	409	228	168	161	157	144
被保険者	262	212	137	84	65	63	63	62
被扶養者	479	460	272	145	103	98	95	82
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	2,960	3,042	2,805	2,652	2,496	2,458	2,412	2,339
組合員	1,149	1,200	1,158	1,145	1,109	1,104	1,088	1,080
被扶養者	1,811	1,842	1,647	1,507	1,387	1,354	1,324	1,259
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	2,203	2,072	1,475	•	•	•	•	•
組合員	789	807	513	•	•	•	•	•
被扶養者	1,414	1,265	962	•	•	•	•	•
地方公務員等共済組合	5,583	6,803	6,902	6,539	6,252	6,133	6,110	5,848
組合員	2,237	2,902	2,963	2,905	2,846	2,815	2,823	2,824
被扶養者	3,346	3,901	3,939	3,634	3,407	3,318	3,286	3,024
私立学校教職員共済	347	603	770	826	843	851	856	840
組合員	191	321	401	448	475	484	490	494
被扶養者	156	282	369	377	369	367	365	346
国民健康保険	43,363	44,536	43,069	47,628	51,627	51,268	50,724	39,492

- (注) 1 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
 2 法第3条第2項被保険者の「被保険者数」は、有効手帳所有者数である。
 3 法第3条第2項被保険者の「被扶養者数」は、昭和45、55年度は社会保険庁推定数値。
 4 平成20年度の組合管掌健康保険は、報告書が未刊行のため更新されていない。よって、合計・被用者保険・被保険者・被扶養者にも組合管掌健康保険が含まれていないため、年次推移での比較には注意が必要である。

第39表 公的年金適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	51,934	59,032	66,311	70,491	70,447	70,383	70,066	69,358
厚生年金保険	22,260	25,239	30,997	32,192	33,022	33,794	34,570	34,445
(再掲) 旧 共 濟	・	・	・	456	750	731	722	726
(再掲) 厚生年金基金	3,910	5,964	9,845	11,396	5,310	5,221	4,782	4,663
船員保険(再掲)	262	205	126	74	60	59	58	57
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	1,149	1,179	1,126	1,119	1,082	1,076	1,058	1,053
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	789	788	496	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	2,536	3,225	3,286	3,239	3,069	3,035	2,992	2,946
私立学校教職員共済	194	319	373	406	448	458	464	472
農林漁業団体職員共済組合	407	481	498	467	・	・	・	・
国 民 年 金	24,337	27,596	29,535	33,068	32,826	32,019	30,981	30,443
(再掲) 農業者年金	787	1,057	574	258	63	61	59	57

(注) 1 「船員保険」は、平成2年度以降は厚生年金の再掲。

2 「農業者年金」の昭和45年度数値は、昭和46年9月末現在。

3 「農業者年金」の平成13年度以降は、平成14年1月の制度改正により区分等の変更があったため、平成12年度以前との連続性はない。

4 「農林漁業団体職員共済組合」は、平成14年4月より長期給付事業が「厚生年金保険」に統合された。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/039.xls>

第40表 雇用保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	21,401	25,295	31,586	33,632	35,312	36,224	37,322	37,375
雇用保険	21,220	25,128	31,483	33,569	35,262	36,176	37,274	37,328
船員保険	181	167	103	63	50	49	48	47

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/040.xls>

第41表 業務災害補償保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	31,507	37,193	47,713	52,967	53,231	54,715	55,258	55,938
労働者災害補償保険	26,530	31,840	43,222	48,546	49,185	50,707	51,313	52,418
船員保険	262	205	127	76	61	60	59	58
国家公務員災害補償	1,423	1,125	1,081	1,106	916	913	893	516
公共企業体職員	789	807	・	・	・	・	・	・
地方公務員災害補償	2,503	3,216	3,283	3,239	3,069	3,035	2,992	2,946

(注) 「国家公務員災害補償」は、各年7月1日現在である。

資料：「国家公務員災害補償」は、人事院勤務条件局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/041.xls>

第42表 社会保険被保険者（組合員）1人当たり平均標準報酬月額（制度別）

年度末現在（単位 円）

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
政府管掌健康保険								
一般被保険者	49,960	167,852	251,505	290,472	283,466	283,218	285,468	285,384
法第3条第2項被保険者	1,899	5,870	10,604	12,928	12,577	12,721	13,179	12,923
組合管掌健康保険	61,915	210,985	315,243	372,650	370,811	369,609	371,037	—
船員保険								
普通保険	66,200	234,778	323,582	372,001	381,364	383,848	395,526	398,822
失業保険	71,316	245,662	343,582	397,399	406,203	408,697	419,944	424,254
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	60,730	190,796	339,463	•	•	•	•	•
短期適用	•	•	•	416,170	414,625	415,421	419,843	422,390
長期適用	•	•	•	410,007	408,832	409,598	413,158	415,247
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	62,716	173,546	358,471	•	•	•	•	•
地方公務員等共済組合	65,643	204,035	292,057	365,905	362,746	359,831	356,813	351,852
私立学校教職員共済	50,731	199,827	302,599	378,558	380,307	379,425	380,191	380,390
厚生年金保険	54,806	188,534	273,684	318,688	313,204	312,703	312,258	312,813
厚生年金基金	57,726	202,550	293,162	349,231	331,541	332,010	328,338	327,951
農林漁業団体職員共済組合	43,986	165,201	238,183	295,153	295,097	295,681	295,174	294,895
(参考) 国民年金	450	3,770	8,400	13,300	13,580	13,860	14,100	14,410

(注) 1 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

「法第3条第2項被保険者」は、平均賃金日額である。

2 「地方公務員等共済組合」は、平均給料月額である。

3 「私立学校教職員共済」は、平均標準給与月額である。

4 平成2年度以降の「厚生年金保険」には、船員保険（年金分）を含む。

5 平成20年度の組合管掌健康保険は、報告書が未刊行のため更新されていない。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/042.xls>

第43表 制度別被保険者1人当たり診療費

年度末現在(単位 円)

区分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
政府管掌健康保険							
一般被保険者	172,608	176,482	186,303	164,962	163,355	168,401	173,303
被保険者分	107,009	108,183	100,204	79,729	78,032	81,141	82,855
被扶養者分	65,599	68,299	86,099	85,233	85,323	87,260	90,448
法第3条第2項被保険者	246,433	208,368	226,293	171,307	171,496	162,113	160,716
被保険者分	196,079	170,048	133,305	90,175	87,283	86,924	78,338
被扶養者分	50,354	38,320	92,988	81,132	84,213	75,189	82,378
組合管掌健康保険	143,855	141,206	158,605	146,129	144,808	147,311	—
被保険者分	75,280	82,466	84,928	71,252	69,505	71,095	—
被扶養者分	68,575	58,740	73,677	74,877	75,303	76,216	—
船員保険	260,687	215,891	234,912	210,680	206,044	218,047	222,885
被保険者分	124,783	143,720	144,693	121,269	117,060	122,766	122,222
被扶養者分	135,904	72,171	90,219	89,411	88,984	95,281	100,663
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	149,003	158,185	163,567	152,752	148,612	147,989	149,569
組合員分	72,402	78,333	72,321	61,861	58,474	57,878	58,261
被扶養者分	76,601	79,852	91,246	90,891	90,138	90,111	91,308
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	161,595	181,433	•	•	•	•	•
組合員分	82,510	85,731	•	•	•	•	•
被扶養者分	79,085	95,702	•	•	•	•	•
地方公務員等共済組合	158,764	175,271	182,575	169,241	167,235	166,689	167,738
組合員分	85,180	97,184	98,151	85,326	83,826	83,193	83,431
被扶養者分	73,584	78,087	84,424	83,915	83,409	83,496	84,307
私立学校教職員共済	145,417	160,420	165,663	148,285	144,456	145,625	150,943
組合員分	94,568	102,072	100,302	88,658	87,102	88,941	92,402
被扶養者分	50,849	58,348	65,361	59,627	57,354	56,684	58,541
国民健康保険	97,993	207,418	291,396	301,244	304,480	315,523	216,847
1世帯当たり医療費	279,268	488,434	580,132	578,812	577,373	591,316	392,378

- (注) 1 「1人当たり診療費」とは、療養の給付(家族療養の給付)と特定療養給付費(家族特定療養給付費)を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。
- 2 国民健康保険の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。
- 3 老人保健による給付分を除く。ただし、国民健康保険の平成19年度以前は老人保健分を含む。
- 4 平成20年度の組合管掌健康保険は、報告書が未刊行のため更新されていない。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/043.xls>

第44表 公的年金受給権者数

(i) 新制度分

年度末現在(単位人)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	3,074,220	3,314,262	9,829,857	35,667,818	49,039,775	52,063,920	55,264,249	59,280,210
老齢年金(退職年金)	1,536,952	2,029,461	6,559,504	29,576,029	41,632,381	44,428,233	47,417,055	51,207,342
老 齢 基 礎 年 金	·	·	973,344	11,763,913	17,908,710	19,227,035	20,487,842	21,801,311
老齢厚生年金(老齢相当)	·	·	1,294,713	6,417,604	9,550,566	10,145,476	10,889,922	11,661,384
(通老相当)	·	·	823,128	4,621,473	7,277,814	7,805,967	8,488,915	9,347,886
退職共済年金	·	·	·	·	·	·	·	·
国共済	各省各庁組合	·	140,880	367,572	509,393	538,509	580,439	631,403
	適用法人組合	·	78,912	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	·	·	268,726	900,766	1,250,316	1,316,493	1,419,743	1,537,138
私立学校教職員共済	·	·	44,063	154,441	209,736	221,726	237,137	255,750
農林漁業団体職員共済組合	·	·	47,479	173,329	238,890	251,089	271,436	292,680
厚生年金基金	41,758	690,701	1,923,638	4,682,329	4,405,537	4,676,658	4,830,210	5,500,750
文官	100,507	61,626	27,221	8,645	4,359	3,744	3,281	2,772
恩給	1,256,409	1,187,941	892,517	470,422	269,431	234,975	202,505	171,543
軍人	都道府県知事裁定	138,278	89,193	44,883	15,535	7,629	6,561	5,625
障害年金	136,104	132,317	1,098,871	1,653,665	1,958,343	2,016,890	2,073,277	2,131,766
障害基礎年金	·	·	904,093	1,309,985	1,530,875	1,574,506	1,615,759	1,659,552
障害厚生年金	·	·	87,196	261,221	353,001	368,955	385,064	400,264
障害共済年金	·	·	·	·	·	·	·	·
国共済	各省各庁組合	·	1,460	6,813	9,974	10,571	11,100	11,784
	適用法人組合	·	423	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	·	·	4,208	17,181	26,767	28,835	30,976	33,235
私立学校教職員共済	·	·	264	1,163	1,653	1,750	1,856	1,946
農林漁業団体職員共済組合	·	·	875	3,272	3,466	3,384	3,308	3,260
文官	1,292	1,101	718	346	231	206	189	172
恩給	134,389	130,917	99,238	53,127	31,792	28,100	24,447	20,983
軍人	都道府県知事裁定	423	299	172	87	54	50	43
船員保険(職務上)	—	—	224	470	530	533	530	527
遺族年金	1,401,164	1,152,484	2,171,482	4,438,124	5,449,051	5,618,797	5,773,917	5,941,102
遺族基礎年金	·	·	206,834	317,321	289,880	281,832	273,096	266,043
遺族厚生年金	·	·	755,145	2,612,574	3,578,957	3,754,832	3,924,932	4,103,051
遺族共済年金	·	·	·	·	·	·	·	·
国共済	各省各庁組合	·	41,926	147,202	199,139	208,903	217,557	229,312
	適用法人組合	·	36,528	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	·	·	91,019	314,639	423,488	443,731	462,989	482,609
私立学校教職員共済	·	·	8,866	31,717	42,972	45,416	47,811	50,211
農林漁業団体職員共済組合	·	·	13,580	50,347	50,720	49,282	47,924	46,809
文官	96,339	92,077	68,813	39,318	25,886	23,505	21,272	19,132
恩給	軍人	1,223,970	980,110	881,620	884,483	810,385	786,086	755,443
都道府県知事裁定	80,855	80,297	66,524	39,136	26,027	23,571	21,211	19,089
船員保険(職務上)	·	·	627	1,387	1,597	1,639	1,682	1,719

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

年度末現在(単位：人)

(ii) 旧制度分

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	5,976,687	16,823,448	20,296,449	13,379,249	10,023,171	9,360,028	8,702,378	8,083,717
老齢年金(退職年金)	4,528,024	12,128,225	13,094,960	7,974,557	5,734,090	5,308,020	4,887,856	4,476,505
厚生年金保険	520,073	2,022,741	3,464,916	2,596,421	1,972,604	1,838,640	1,706,182	1,575,057
船員保険	13,945	40,308	·	·	·	·	·	·
国共済〔各省各庁組合	120,366	287,006	364,542	256,481	198,234	186,901	175,791	163,716
地方公務員等共済組合	169,534	281,252	398,974	·	·	·	·	·
私立学校教職員共済	228,418	567,067	798,673	564,229	436,674	411,583	385,173	360,269
農林漁業団体職員共済組合	3,590	10,430	16,350	11,282	8,748	8,299	7,838	7,338
「老齢年金」	17,684	60,106	87,055	63,722	50,706	47,929	45,430	43,146
国民年金〔老齢福祉年金	—	5,323,938	6,752,662	4,297,230	3,019,835	2,780,090	2,543,190	2,309,901
通算老齢年金(通算退職年金)	3,454,414	3,535,377	1,211,788	185,192	47,289	34,578	24,252	17,078
厚生年金保険	94,743	1,945,213	4,626,376	3,635,783	2,841,958	2,672,190	2,502,003	2,361,259
船員保険	90,157	1,349,589	2,349,413	1,730,666	1,312,786	1,225,101	1,138,469	1,064,042
国共済〔適用法人組合	290	9,025	·	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	150	4,320	9,686	6,877	5,236	4,879	4,533	4,193
私立学校教職員共済	19	290	871	·	·	·	·	·
農林漁業団体職員共済組合	940	26,620	47,554	33,683	25,690	24,043	22,292	20,661
国民年金	2,681	23,947	32,853	17,012	10,856	9,751	8,750	7,812
障害年金(疾病年金)	506	16,308	28,417	18,701	13,282	12,198	11,335	10,537
厚生年金保険	—	515,114	2,157,582	1,828,844	1,474,108	1,396,218	1,316,624	1,254,014
船員保険	543,396	1,091,445	546,299	349,793	275,867	261,898	247,741	234,155
国共済〔各省各庁組合	95,166	200,598	239,710	163,892	133,727	127,582	121,526	115,556
地方公務員等共済組合	3,869	5,857	·	·	·	·	·	·
私立学校教職員共済	2,895	4,809	7,712	5,334	4,268	4,052	3,868	3,677
農林漁業団体職員共済組合	3,658	4,188	4,682	·	·	·	·	·
国民年金〔障害福祉年金	3,946	11,011	21,472	14,359	11,424	10,858	10,298	9,775
障害年金(通算障害年金)	202	529	962	583	418	398	372	355
厚生年金保険	732	2,173	3,161	2,310	1,904	1,814	1,740	1,673
船員保険	48,040	236,568	268,600	163,315	124,126	117,194	109,937	103,119
遺族年金(通算遺族を含む)	384,888	625,712	·	·	·	·	·	·
厚生年金保険	801,229	1,651,466	2,023,127	1,418,777	1,170,984	1,117,666	1,064,537	1,011,574
船員保険	482,243	1,112,414	1,505,043	1,124,893	930,423	888,780	846,975	804,892
国共済〔適用法人組合	18,427	32,372	·	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	31,567	75,657	96,001	70,967	57,611	54,884	52,034	49,379
私立学校教職員共済	59,133	95,561	103,373	·	·	·	·	·
農林漁業団体職員共済組合	41,967	130,038	183,000	139,328	114,939	109,652	104,131	99,080
国民年金〔母子年金	1,242	7,466	12,395	8,390	6,380	6,015	5,627	5,276
母子年金	4,820	16,274	24,172	19,037	16,109	15,380	14,797	14,272
準母子年金	122,051	124,658	42,652	2,278	46	42	39	38
国民年金〔遺児年金	78	166	58	4	—	—	—	—
寡婦年金	6,700	6,059	1,568	29	7	7	7	7
母子福祉年金	—	49,190	54,865	53,851	45,469	42,906	40,927	38,630
準母子福祉年金	32,845	1,600	·	·	·	·	·	·
船員給付	156	11	·	·	·	·	·	·
国共済〔各省各庁組合	95	299	1,555	295	241	226	215	201
地方公務員等共済組合	56	81	406	295	241	226	215	201
公務災害給付	—	—	1,149	·	·	·	·	·
国共済〔各省各庁組合	39	218	·	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	9,200	6,800	4,132	44	31	28	26	23
國共済〔適用法人組合	212	146	95	44	31	28	26	23
地方公務員等共済組合	8,968	6,641	4,037	·	·	·	·	·
船員給付	20	13	·	·	·	·	·	·

(注) 1 「老齢年金(退職年金)」には特例老齢年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。

第45表 公的年金における年金総額（制度別）

(i) 新制度分

年度末現在（単位 百万円）

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	345,432	1,387,461	8,244,535	31,582,275	40,038,459	41,803,775	43,354,980	45,532,904
老齢年金（退職年金）	122,601	283,293	5,298,699	25,478,704	32,769,759	34,334,538	35,672,092	37,628,284
老齢基礎年金	·	·	372,487	7,795,288	11,874,758	12,735,114	13,592,407	14,503,088
老齢厚生年金（老齢相当）	·	·	2,287,685	10,876,675	14,229,512	14,673,649	15,009,686	15,670,688
（通老相当）	·	·	282,434	1,300,340	1,770,627	1,793,214	1,867,165	1,992,754
退職共済年金								
国共済〔各省各庁組合	·	·	343,119	770,731	883,209	906,989	922,874	955,993
適用法人組合	·	·	149,389	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	·	·	669,297	1,976,194	2,436,326	2,521,293	2,609,960	2,753,964
私立学校教職員共済	·	·	48,427	177,654	216,026	224,838	230,668	239,590
農林漁業団体職員共済組合	·	·	63,879	198,880	27,887	28,829	31,050	32,732
厚生年金基金	892	68,745	489,660	2,040,760	1,139,598	1,284,122	1,264,945	1,358,244
文官	22,449	64,063	34,461	12,218	6,883	5,813	5,300	4,641
恩給軍人	64,610	43,011	490,715	306,244	174,046	151,469	130,259	110,100
都道府県知事裁定	34,650	107,474	67,146	23,720	10,888	9,209	7,779	6,490
障害年金	24,441	171,948	977,236	1,546,323	1,742,755	1,780,420	1,821,435	1,864,313
障害基礎年金	·	·	729,130	1,202,378	1,368,041	1,400,260	1,434,527	1,471,053
障害厚生年金	·	·	58,209	200,122	263,723	273,942	285,068	295,256
障害共済年金								
国共済〔各省各庁組合	·	·	1,643	7,162	10,196	10,780	11,289	11,948
適用法人組合	·	·	340	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	·	·	5,387	20,914	31,991	34,361	36,918	39,584
私立学校教職員共済	·	·	269	1,228	1,707	1,772	1,886	1,968
農林漁業団体職員共済組合	·	·	905	3,275	930	897	884	864
文官	390	2,190	1,947	1,057	713	634	583	527
恩給軍人	23,913	169,125	178,534	108,953	64,176	56,487	49,002	41,855
都道府県知事裁定	138	633	473	242	152	140	133	120
船員保険（職務上）	·	·	399	992	1,125	1,146	1,145	1,138
遺族年金	198,390	932,220	1,968,600	4,557,249	5,525,945	5,688,816	5,861,453	6,040,308
遺族基礎年金	·	·	135,836	248,589	227,023	220,255	213,505	207,969
遺族厚生年金	·	·	587,863	2,603,747	3,558,076	3,722,285	3,896,889	4,072,240
遺族共済年金								
国共済〔各省各庁組合	·	·	55,583	225,139	295,718	307,853	319,399	334,460
適用法人組合	·	·	45,747	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	·	·	120,308	495,923	664,433	693,641	724,868	757,399
私立学校教職員共済	·	·	5,791	23,518	32,040	33,713	35,522	37,412
農林漁業団体職員共済組合	·	·	12,780	53,681	8,807	8,496	8,308	8,070
文官	11,607	68,884	68,132	44,346	28,337	25,592	22,983	20,523
恩給軍人	177,332	857,197	864,730	811,716	678,051	646,617	612,503	577,253
都道府県知事裁定	9,451	6,139	70,751	47,683	30,203	26,998	24,003	21,409
船員保険（職務上）	·	·	1,079	2,908	3,258	3,366	3,474	3,575

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者状況を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

3 平成3年度以降の「厚生年金」は、基金代行分を含む。

(ii) 旧制度分

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	年度末現在(単位：百万円)	
							19 (2007)	20 (2008)
合計	499,097	8,857,568	16,198,037	12,799,016	9,449,855	8,804,297	8,190,804	7,588,761
老齢年金(退職年金)	374,339	6,760,927	12,616,635	9,775,695	7,078,937	6,563,150	6,072,396	5,589,031
厚生年金保険	89,032	2,443,658	5,820,604	5,301,399	3,903,135	3,611,259	3,334,435	3,061,592
船員保険	3,205	65,394	·	·	·	·	·	·
国共済〔各省各庁組合〕	40,119	449,559	793,355	640,924	484,034	453,602	425,499	394,592
〔適用法人組合〕	62,968	475,041	875,227	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	91,679	990,889	1,913,554	1,588,513	1,218,437	1,143,561	1,070,182	1,000,598
私立学校教職員共済	850	13,563	31,229	24,814	18,712	17,593	16,563	15,416
農林漁業団体職員共済組合	3,580	65,499	143,588	125,415	8,767	8,281	7,861	7,463
国民年金〔老齢年金〕	—	1,430,985	2,616,655	2,018,331	1,426,600	1,314,823	1,208,015	1,102,441
国民年金〔老齢福祉年金〕	82,906	826,339	422,423	76,299	19,251	14,032	9,841	6,930
通算老齢年金(通算退職年金)	6,355	484,513	1,302,977	1,176,789	890,539	832,394	777,072	725,204
厚生年金保険	6,213	410,410	853,078	728,393	536,505	497,048	459,935	424,804
船員保険	24	2,797	·	·	·	·	·	·
国共済〔各省各庁組合〕	8	1,957	6,748	5,638	4,252	3,945	3,668	3,406
〔適用法人組合〕	1	145	503	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	39	11,238	32,908	27,634	20,935	19,535	18,188	16,857
私立学校教職員共済	55	7,595	17,774	10,583	6,580	5,884	5,291	4,706
農林漁業団体職員共済組合	15	4,936	13,319	10,088	618	566	525	486
国民年金	—	45,435	378,647	394,454	321,649	305,416	289,464	274,945
障害年金(疾病年金)	35,353	558,980	550,880	405,515	310,888	293,485	277,211	261,441
厚生年金保険	12,724	167,712	269,678	209,411	166,005	157,174	149,167	141,217
船員保険	656	6,828	·	·	·	·	·	·
国共済〔各省各庁組合〕	540	6,186	14,565	11,097	8,521	7,998	7,614	7,205
〔適用法人組合〕	568	4,039	6,993	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	960	15,848	44,470	32,299	24,586	23,119	21,781	20,485
私立学校教職員共済	35	475	1,402	929	659	630	581	563
農林漁業団体職員共済組合	113	2,014	4,415	3,694	309	292	280	264
国民年金〔障害年金〕	5,439	135,935	209,357	148,085	110,807	104,272	97,788	91,706
国民年金〔障害福祉年金〕	14,318	219,943	·	·	·	·	·	·
遺族年金(通算遺族を含む)	81,309	1,043,254	1,715,071	1,440,176	1,168,822	1,114,645	1,063,539	1,012,539
厚生年金保険	47,922	669,675	1,204,185	1,109,119	915,886	874,666	835,839	796,478
船員保険	2,676	28,981	·	·	·	·	·	·
国共済〔各省各庁組合〕	3,836	60,398	108,665	94,168	75,473	71,619	67,866	64,304
〔適用法人組合〕	7,183	74,028	109,378	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	6,072	106,705	205,841	184,270	150,425	143,025	135,758	129,060
私立学校教職員共済	151	3,720	7,344	5,857	4,537	4,296	4,070	3,843
農林漁業団体職員共済組合	398	9,261	18,940	17,901	1,253	1,200	1,176	1,136
母子年金	11,560	80,811	36,597	2,141	48	44	41	40
準母子年金	7	109	51	4	—	—	—	—
国民年金	433	2,284	922	23	5	5	5	5
寡婦年金	—	6,766	23,148	26,694	21,195	19,790	18,785	17,674
母子福祉年金	1,066	513	·	·	·	·	·	·
準母子福祉年金	5	3	·	·	·	·	·	·
船員給付	11	288	3,832	751	604	564	532	497
国共済〔各省各庁組合〕	5	92	887	751	604	564	532	497
〔適用法人組合〕	—	—	2,945	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	6	196	·	·	·	·	·	·
公務災害給付	1,730	9,606	8,642	90	65	59	55	50
国共済〔各省各庁組合〕	31	179	163	90	65	59	55	50
〔適用法人組合〕	1,694	9,398	8,479	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	5	29	·	·	·	·	·	·

(注) 1 「老齢年金(退職年金)」には特例老齢年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。

第46表 公的年金受給権者1人当たり年金額

(1) 新制度分

年度末現在(単位 円)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
老齢年金(退職年金)								
老齢基礎年金	・	・	382,688	622,644	663,072	662,355	663,438	665,239
老齢厚生年金(老齢相当)	・	・	1,766,944	2,138,119	1,974,939	1,944,622	1,882,107	1,853,388
(通老相当)	・	・	343,123	748,377	734,077	727,119	714,272	706,290
退職共済年金								
国共済	各省各庁組合	・	2,435,541	2,096,816	1,733,845	1,684,260	1,589,958	1,514,078
	適用法人組合	・	1,893,109	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	・	・	2,490,630	2,193,904	1,948,568	1,915,158	1,838,333	1,791,618
私立学校教職員共済	・	・	1,099,040	1,150,303	1,029,989	1,014,035	972,720	936,814
農林漁業団体職員共済組合	・	・	1,345,416	1,147,412	116,735	114,818	114,392	111,837
厚生年金基金	21,361	99,529	254,549	435,843	258,674	274,581	261,882	246,920
文官	223,358	1,039,545	1,265,971	1,413,307	1,579,123	1,552,489	1,615,304	1,674,105
恩給軍人	51,424	36,206	549,810	650,998	645,976	644,617	643,238	641,822
都道府県知事裁定	250,582	1,204,960	1,496,023	1,526,875	1,427,174	1,403,545	1,382,952	1,373,538
障害年金								
障害基礎年金	・	・	806,477	917,856	893,633	889,333	887,835	886,416
障害厚生年金	・	・	1,057,708	1,240,076	1,220,876	1,215,901	1,215,229	1,214,088
障害共済年金								
国共済	各省各庁組合	・	1,125,342	1,051,250	1,022,260	1,019,784	1,017,062	1,013,935
	適用法人組合	・	803,783	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	・	・	1,280,181	1,217,301	1,195,152	1,191,655	1,191,828	1,191,021
私立学校教職員共済	・	・	1,018,939	1,055,788	1,032,846	1,012,322	1,016,124	1,011,049
農林漁業団体職員共済組合	・	・	1,034,286	1,000,901	268,400	265,191	267,114	265,012
文官	301,858	1,989,101	2,711,699	3,054,798	3,086,385	3,079,427	3,082,392	3,062,483
恩給軍人	177,939	1,291,849	1,799,049	2,050,811	2,018,631	2,010,229	2,004,433	1,994,706
都道府県知事裁定	326,241	2,117,057	2,750,000	2,778,851	2,813,389	2,792,100	2,774,917	2,793,488
船員保険(職務上)								
船員保険(職務上)	・	・	1,781,250	2,110,351	2,123,398	2,150,163	2,161,134	2,160,015
遺族年金								
遺族基礎年金	・	・	656,739	783,400	783,161	781,511	781,794	781,712
遺族厚生年金	・	・	889,630	1,061,954	1,038,790	1,032,734	1,031,361	1,028,511
遺族共済年金								
国共済	各省各庁組合	・	1,325,741	1,529,458	1,484,983	1,473,666	1,468,117	1,458,535
	適用法人組合	・	1,252,382	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	・	・	1,321,790	1,576,164	1,568,952	1,563,202	1,565,626	1,569,384
私立学校教職員共済	・	・	653,169	741,499	745,595	742,319	742,966	745,103
農林漁業団体職員共済組合	・	・	941,090	1,066,217	173,646	172,393	173,350	172,409
文官	120,481	748,113	990,104	1,127,869	1,094,688	1,088,774	1,080,418	1,072,692
恩給軍人	144,883	874,593	980,842	917,730	836,702	822,578	810,787	798,273
都道府県知事裁定	116,888	76,454	1,063,541	1,218,381	1,160,433	1,145,379	1,131,639	1,121,517
船員保険(職務上)	・	・	1,720,893	2,096,364	2,040,106	2,053,828	2,065,242	2,079,451

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

年度末現在(単位:円)

(ii) 旧制度分

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
老齢年金(退職年金)								
厚生年金保険	171,191	1,208,092	1,679,869	2,041,810	1,978,671	1,964,092	1,954,326	1,943,798
船員保険	229,831	1,622,358	·	·	·	·	·	·
国共済〔各省各庁組合 適用法人組合〕	333,308	1,566,375	2,176,306	2,498,914	2,441,732	2,426,963	2,420,483	2,410,221
地方公務員等共済組合	371,418	1,689,023	2,193,694	·	·	·	·	·
私立学校教職員共済	401,365	1,747,393	2,395,917	2,815,369	2,790,267	2,778,445	2,778,445	2,777,362
農林漁業団体職員共済組合	236,769	1,300,384	1,910,031	2,199,426	2,138,995	2,119,906	2,113,171	2,100,826
農民年金〔老齢年金 老齢福祉年金〕	202,443	1,089,725	1,649,394	1,968,157	172,892	172,776	173,029	172,962
国民年金	—	268,783	387,500	469,682	472,410	472,943	475,000	477,268
国民年金〔老齢福祉年金〕	24,000	233,734	348,595	412,000	407,100	405,800	405,800	405,800
通算老齢年金(通算退職年金)								
厚生年金保険	68,913	304,100	363,103	420,874	408,677	405,720	403,994	399,237
船員保険	82,759	309,917	·	·	·	·	·	·
国共済〔各省各庁組合 適用法人組合〕	53,333	453,009	696,676	819,823	812,046	808,562	809,274	812,272
地方公務員等共済組合	52,632	500,000	577,497	·	·	·	·	·
私立学校教職員共済	41,489	422,164	692,013	820,415	814,925	812,500	815,908	815,897
農林漁業団体職員共済組合	20,515	317,159	541,016	622,070	606,157	603,472	604,638	602,421
国民年金	29,644	302,674	468,698	539,434	46,511	46,398	46,288	46,099
国民年金	—	88,204	175,496	215,685	218,199	218,745	219,854	219,252
障害年金(疾病年金)								
厚生年金保険	133,703	836,060	1,125,018	1,277,736	1,241,374	1,231,945	1,227,446	1,222,064
船員保険	169,553	1,165,785	·	·	·	·	·	·
国共済〔各省各庁組合 適用法人組合〕	186,528	1,286,338	1,888,615	2,080,369	1,996,586	1,973,830	1,968,482	1,959,606
地方公務員等共済組合	155,276	964,422	1,493,592	·	·	·	·	·
私立学校教職員共済	243,284	1,439,288	2,071,069	2,249,414	2,152,170	2,129,174	2,115,041	2,095,652
農林漁業団体職員共済組合	173,267	897,921	1,457,380	1,593,314	1,576,712	1,583,917	1,562,006	1,586,324
農民年金〔障害年金 障害福祉年金〕	154,372	926,829	1,396,710	1,598,920	162,263	160,703	160,829	157,899
国民年金〔障害福祉年金〕	113,218	574,613	779,438	906,748	892,700	889,741	889,494	889,323
国民年金	37,200	351,508	·	·	·	·	·	·
遺族年金(通算遺族を含む)								
厚生年金保険	99,373	602,002	800,100	985,977	984,376	984,120	986,852	989,547
船員保険	145,222	895,249	·	·	·	·	·	·
国共済〔各省各庁組合 適用法人組合〕	121,519	798,313	1,131,915	1,326,921	1,310,041	1,304,909	1,304,257	1,302,248
地方公務員等共済組合	121,472	774,667	1,058,091	·	·	·	·	·
私立学校教職員共済	144,685	820,568	1,124,814	1,322,563	1,308,742	1,304,358	1,303,719	1,302,585
農林漁業団体職員共済組合	121,578	498,259	592,497	698,102	711,144	714,289	723,380	728,311
農民年金〔母子年金 準母子年金〕	82,573	569,067	783,551	940,307	77,792	78,001	79,444	79,581
国民年金〔母子年金 準母子年金〕	94,715	248,262	858,037	939,810	1,039,674	1,038,095	1,045,333	1,046,000
国民年金〔遺児年金 寡婦年金〕	89,744	656,627	879,310	1,035,500	—	—	—	—
国民年金〔母子福祉年金 準母子福祉年金〕	64,627	376,960	588,010	784,448	713,714	711,571	711,571	711,571
船員給付	—	137,548	421,908	495,706	466,134	461,244	458,982	457,519
国共済〔各省各庁組合 適用法人組合〕	153,846	899,083	·	·	·	·	·	·
公務災害給付								
国共済〔各省各庁組合 適用法人組合〕	146,226	1,226,027	1,715,789	2,035,932	2,095,806	2,110,107	2,126,423	2,166,022
地方公務員等共済組合	188,894	1,415,148	2,100,322	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	250,000	2,230,769	·	·	·	·	·	·

(注) 1 「船員保険」には寡婦年金、遺児年金を含む。

2 平成2年度以降の「厚生年金保険」は、それぞれ併給している基礎年金分を含む。

3 平成12年度以降の「厚生年金保険」は、基金代行支給分を含む。

第47表 公的年金積立金状況

年度末現在（単位 百万円）

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	7,964,568	48,610,970	138,714,453	255,263,685	232,067,545	230,883,077	221,825,293	210,531,827
厚生年金保険	4,420,194	27,983,796	76,860,463	136,880,413	132,402,046	130,098,005	127,056,823	124,018,806
厚生年金基金	187,058	5,020,242	25,853,067	57,956,748	37,313,695	38,825,277	32,792,377	25,517,799
国民年金	727,124	2,638,731	4,356,319	10,545,404	9,875,965	9,490,618	8,993,802	8,913,384
船員保険	110,757	410,679	69,557	111,754	119,361	124,687	129,287	133,277
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	668,552	2,631,396	5,740,766	8,595,085	9,757,951	8,813,746	8,814,184	8,571,084
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	466,264	1,341,812	2,162,060	·	·	·	·	·
地方公務員等共済組合	1,207,585	7,466,385	20,485,949	36,150,680	38,808,249	39,707,096	40,152,721	39,520,012
私立学校教職員共済	55,474	468,022	1,709,999	3,012,269	3,318,002	3,383,371	3,467,682	3,436,608
農林漁業団体職員共済組合	121,560	649,907	1,476,273	2,011,332	472,275	440,277	418,418	420,857

(注) 1 「船員保険」は、船員保険特別会計全体の積立金である。

2 「国民年金」は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。

3 「厚生年金基金」は、平成12年度より時価、平成2年度以前は簿価である。

資料：厚生年金基金は、平成15年度以前は厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」、平成16年度以降は厚生労働省年金局調べ

私立学校教職員共済は、日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/047.xls>

第48表 年金財政指標

平成20年度（2008年度）年金財政指標総括表

保険者	被保険者・組合員数 (千人)	老齢・退職年金受給権者数 (千人)	同左(老齢・退年相当) (千人)	年金扶養比率	保険に係る年金扶養率比	総合費用率 (%)	独自給付費用率 (%)	保険料比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	34,445	23,648	13,236	206.00	—	18.2	12.8	79.8	4.5
国共済連合会	1,053	799	668	1.58	1.92	19.9	15.8	75.0	6.3
地共済連合会	2,946	1,918	1,746	1.69	2.05	19.2	15.5	75.7	10.1
私学共済	472	271	105	4.49	—	12.7	8.8	93.1	9.9

(注)1 老齢・退職年金受給権者には、老齢・退年相当受給権者のほか、通算老齢（通算退職）年金相当受給権者を含む。

2 厚生年金の総合費用率、独自給付費用率、収支比率、積立比率の算出に用いられる諸数値には、厚生年金基金が代行している部分は含まない。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/048.xls>

年金財政指標について

○年金扶養比率

1人の老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

この場合、老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）とは、その制度における被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間である25年を満たしている者（経過的に20~24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。）及び旧法の老齢・退職年金受給権者を対象とする。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者(組合員・加入者)数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数(老齢・退年相当)}}$$

保険に係る年金扶養比率とは、上記の年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除した換算値である。

ここでいう支出額とは、

$$\text{支出額} = \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金}$$

のことである。

$$\text{保険に係る年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left[\frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right]}$$

○総合費用率

被用者年金制度について、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費から追加費用や基礎年金交付金を控除すること等により定められる独自給付費と基礎年金拠出金とからなっており、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度を考慮して、公的年金各制度が、ある年度において社会保険方式として実質的に負担することとなる費用のことである。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} &= \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\ &+ \text{制度間調整拠出金} - \text{制度間調整交付金} \\ &+ \text{年金保険者拠出金} - \text{国共済連合会等拠出金収入} \\ &+ \text{財政調整拠出金} - \text{財政調整拠出金収入} \\ &- \text{追加費用} \\ &- \text{職域等費用納付金} \end{aligned}$$

独自給付費とは、実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したものであり、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に対する負担を除外して、公的年金各制度独自に社会保険方式として負担することとなる費用のことである。

○独自給付費用率

被用者年金制度について、ある年度の独自給付費のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。基礎年金制度に係る保険料負担を除外して、被用者年金制度の独自給付費に関して単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

○保険料比率

ある年度の実質的な支出のうち自分で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する保険料収入の比率である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}} \times 100$$

○積立比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分（国庫・公経済負担を除いたもの）に対して、前年度末に保有する積立金がその何年分に相当しているかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

第49表 業務災害補償保険年金受給者数

年度末現在(単位人)

区分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	153,656	202,492	224,920	228,362	229,952	230,085	229,920
障害補償年金	58,815	84,786	97,211	98,638	98,545	98,215	97,682
労働者災害補償保険	57,276	83,310	95,489	96,846	96,733	96,512	95,989
国家公務員災害補償							
國家公務員	396	490	524	532	541	423	426
公共企業体職員	564	·	·	·	·	·	·
地方公務員災害補償	579	986	1,198	1,260	1,271	1,280	1,267
傷病補償年金	21,773	20,814	13,509	11,185	10,673	10,181	9,589
労働者災害補償保険	21,607	20,653	13,392	11,099	10,581	10,103	9,785
国家公務員災害補償							
國家公務員	71	61	45	33	38	33	31
地方公務員災害補償	95	100	72	53	54	45	43
遺族補償年金	73,068	96,892	114,200	118,539	120,734	121,689	122,379
労働者災害補償保険	67,871	92,800	109,505	113,739	115,926	117,120	117,818
国家公務員災害補償							
國家公務員	1,044	1,392	1,577	1,607	1,611	1,357	1,344
公共企業体職員	2,290	·	·	·	·	·	·
地方公務員災害補償	1,863	2,700	3,118	3,193	3,197	3,212	3,217

(注)「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/049.xls>

第50表 業務災害補償保険年金支払総額

年度末現在(単位千円)

区分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	164,791,118	302,289,518	394,509,075	393,544,643	398,913,762	396,429,850	395,058,215
障害補償年金	52,933,337	110,301,551	155,723,668	156,578,825	156,312,482	155,692,967	154,980,850
労働者災害補償保険	50,468,972	107,302,275	151,387,183	151,865,353	151,562,140	151,268,915	150,546,074
国家公務員災害補償							
國家公務員	480,397	883,880	1,192,145	1,293,089	1,347,296	1,021,579	1,100,346
公共企業体職員	1,155,942	·	·	·	·	·	·
地方公務員災害補償	828,026	2,115,396	3,144,340	3,420,383	3,403,045	3,402,472	3,334,429
傷病補償年金	35,974,870	50,920,240	39,245,961	31,876,810	30,425,464	28,922,367	27,941,613
労働者災害補償保険	35,622,119	50,421,033	38,792,040	31,551,461	30,052,116	28,575,045	27,651,891
国家公務員災害補償							
國家公務員	140,235	159,487	150,860	117,406	147,785	176,271	108,144
地方公務員災害補償	212,516	339,720	303,061	207,943	225,563	171,051	181,578
遺族補償年金	75,882,911	141,067,727	199,539,446	205,089,008	212,175,816	211,814,516	212,135,752
労働者災害補償保険	69,468,344	133,114,151	187,693,566	193,280,337	200,282,114	200,831,849	200,937,434
国家公務員災害補償							
國家公務員	1,288,428	2,459,444	3,772,496	3,705,406	3,650,722	2,783,655	3,098,871
公共企業体職員	2,578,285	·	·	·	·	·	·
地方公務員災害補償	2,547,854	5,494,132	8,073,384	8,103,264	8,242,981	8,199,012	8,099,447

(注)「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/050.xls>

第51表 業務災害補償保険年金受給者1人当たり金額

年度末現在(単位：円)

区分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
障害補償年金							
労働者災害補償保険	881,154	1,287,988	1,585,389	1,568,112	1,566,809	1,567,359	1,568,368
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,213,124	1,803,837	2,275,086	2,430,618	2,490,381	2,415,081	2,582,972
公共企業体職員	2,049,543	·	·	·	·	·	·
地方公務員災害補償	1,430,097	2,145,432	2,624,658	2,714,590	2,677,455	2,658,181	2,631,752
傷病補償年金							
労働者災害補償保険	1,648,638	2,441,342	2,896,658	2,842,730	2,840,196	2,828,372	2,825,947
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,975,141	2,614,541	3,352,444	3,557,754	3,889,092	5,341,554	3,488,510
地方公務員災害補償	2,237,011	3,397,200	4,209,181	3,923,455	4,177,086	3,801,133	4,222,748
遺族補償年金							
労働者災害補償保険	1,023,535	1,434,420	1,714,018	1,699,332	1,727,672	1,714,753	1,705,490
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,234,126	1,766,842	2,392,198	2,305,791	2,266,121	2,051,330	2,305,708
公共企業体職員	1,125,889	·	·	·	·	·	·
地方公務員災害補償	1,367,708	2,034,864	2,589,283	2,537,822	2,578,349	2,552,619	2,517,702

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/051.xls>

第52表 介護保険適用者数

年度末現在(単位人)

区分	平成12年度 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
保 険 者 数	2,899	1,681	1,669	1,662	1,646
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	15,832,694	18,543,601	19,154,020	19,653,999	20,209,103
被 保 険 者 数					
第 1 号 被 保 険 者 数	22,422,221	25,877,564	26,763,282	27,511,881	28,317,370
65歳以上75歳未満	13,191,688	14,124,955	14,501,386	14,707,645	15,036,938
75歳以上	9,230,533	11,752,609	12,261,896	12,804,236	13,280,432
第 2 号 被 保 険 者 数(万人)	4,308	4,276	4,239	4,233	4,240

(注)「保険者数」とは、市町村(広域連合及び一部事務組合を含む)及び特別区の数である。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/052.xls>

第53表 介護保険認定者数

年度末現在(単位人)

区分	平成12年度 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
被 保 険 者 数	2,561,594	4,323,332	4,401,363	4,528,944	4,672,688
第 1 号 被 保 険 者 数	2,470,982	4,175,295	4,251,432	4,378,140	4,523,903
65歳以上75歳未満	451,250	681,550	661,041	647,694	641,998
75歳以上	2,019,732	3,493,745	3,590,391	3,730,446	3,881,905
第 2 号 被 保 険 者 数	90,612	148,037	149,931	150,804	148,785

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/053.xls>

第54表 介護保険給付における介護給付・予防給付

年度累計 (単位 金額: 千円、千単位数)

区分	平成12年度 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《件数》					
合 計	44,354,711	98,280,213	99,367,054	101,539,884	106,089,559
居宅介護(支援)サービス	37,346,226	88,619,876	7,513,136	·	·
居宅介護(介護予防)サービス	·	·	80,245,432	89,264,222	93,363,741
地域密着型(介護予防)サービス	·	·	1,790,012	2,291,992	2,656,621
施設介護サービス	7,008,485	9,660,337	9,818,474	9,983,670	10,069,197
《単位数》					
合 計	316,562,976	583,554,042	602,279,258	631,469,382	657,280,810
居宅介護(支援)サービス	116,632,829	312,833,717	27,271,759	·	·
居宅介護(介護予防)サービス	·	·	265,211,380	305,115,954	322,251,734
地域密着型(介護予防)サービス	·	·	38,238,111	48,808,236	55,751,548
施設介護サービス	199,930,147	270,720,325	271,558,009	277,545,192	279,277,528
《費用額》					
合 計	3,627,338,408	6,310,909,517	6,148,214,085	6,445,769,191	6,710,025,633
居宅介護(支援)サービス	1,208,104,258	3,233,499,965	281,308,241	·	·
居宅介護(介護予防)サービス	·	·	2,738,691,464	3,149,690,985	3,326,335,715
地域密着型(介護予防)サービス	·	·	387,223,999	494,343,296	564,624,333
施設介護サービス	2,419,234,150	3,077,409,552	2,740,990,382	2,801,734,911	2,819,065,585
《支給額》					
合 計	3,229,138,269	5,658,200,522	5,571,253,213	5,836,868,194	6,074,115,692
居宅介護(支援)サービス	1,095,571,475	2,937,046,729	255,355,590	·	·
居宅介護(介護予防)サービス	·	·	2,491,358,569	2,862,577,923	3,022,819,077
地域密着型(介護予防)サービス	·	·	348,473,046	444,989,855	508,182,142
施設介護サービス	2,133,566,794	2,721,153,793	2,476,066,009	2,529,300,416	2,543,114,473

(注) 1 各年度累計は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

2 平成18年度累計は制度改正により、「居宅介護(支援)サービス」は平成18年3月サービス分、「居宅介護(介護予防)サービス」「地域密着型(介護予防)サービス」は平成18年4月サービス分から平成19年2月サービス分、「施設介護サービス」は平成18年3月サービス分から平成19年2月サービス分までである。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/054.xls>

第55表 介護保険給付の高額介護(介護予防)サービス費

年度累計 (単位 金額: 千円)

区分	平成12年度 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《件数》					
合 計	1,927,890	6,916,817	9,244,353	9,748,172	10,470,782
世帯合算	162,768	952,780	1,104,957	1,072,129	1,128,329
その他の	1,765,122	5,964,037	8,139,396	8,676,043	9,342,453
《支給額》					
合 計	13,575,768	51,313,522	89,837,467	97,028,497	104,698,714
世帯合算	1,514,543	7,345,213	8,273,318	7,902,705	8,326,303
その他の	12,061,225	43,968,311	81,564,150	89,125,792	96,372,411

(注) 1 各年度累計は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

2 平成17、18年度は、制度改正により別建ての集計であるがここでは合算している。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/055.xls>

第56表 介護保険保険料収納額

(単位 千円)

区分	平成12年度 (2000)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
調定額累計	194,546,973	995,228,480	1,278,539,381	1,336,555,858	1,373,559,456
収納額累計	192,027,731	976,887,483	1,255,397,957	1,313,717,123	1,349,775,650
還付未済額(別掲)	364,522	1,163,482	1,369,190	1,586,249	1,686,065
不納欠損額	444	831	1,393	1,472	2,956
未収額	2,517,306	18,297,681	23,140,729	22,825,478	23,778,153
減免額(別掲)	85,597	838,342	527,631	555,913	490,138

(注) 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/056.xls>

2 健康保険

① 全国健康保険協会管掌健康保険

第57表 全国健康保険協会管掌健康保険適用状況

(i) 一般被保険者関係

区分	平成15年度 (2003)	年度末現在				
		16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
事業所数	1,488,205	1,498,226	1,515,290	1,548,534	1,582,047	1,607,489
被保険者数	18,815,485	18,930,749	19,156,318	19,501,172	19,806,788	19,495,640
男	11,841,254	11,909,632	12,009,883	12,201,423	12,345,881	12,084,367
女	6,974,231	7,021,117	7,146,435	7,299,749	7,460,907	7,411,273
強制適用	17,748,884	17,929,973	18,185,414	18,837,296	19,158,954	18,813,028
任意括適用	512,848	501,940	498,692	210,745	217,261	221,105
任意継続適用 (再掲)	553,753	498,836	472,212	453,131	430,573	461,507
介護保険第2号被保険者数	9,324,228	9,398,668	9,500,061	9,634,600	9,839,899	9,968,888
男	5,951,900	5,991,036	6,035,300	6,104,859	6,203,267	6,266,035
女	3,372,328	3,407,632	3,464,761	3,529,741	3,636,632	3,702,853
被扶養者数 (再掲)	16,706,702	16,685,610	16,493,297	16,437,136	16,487,541	15,209,738
介護保険第2号被扶養者数	3,279,896	3,287,959	3,260,338	3,234,715	3,263,173	3,310,140
被保険者1人当たり被扶養者数	0.888	0.881	0.861	0.843	0.832	0.780
平均標準報酬月額	284,274	283,624	283,466	283,218	285,468	285,384
男	325,133	323,906	323,640	323,219	326,415	326,108
女	214,902	215,295	215,952	216,358	217,711	218,983
(再掲)						
介護保険第2号被保険者	317,710	316,173	315,358	313,766	315,883	314,064
男	370,575	368,149	367,034	364,901	368,196	365,056
女	224,408	224,791	225,344	225,325	226,650	227,775

(注) 平成20年9月以前は、政府管掌健康保険(一般分)に係る数値である。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

区分	平成15年度 (2003)	年度末現在				
		16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
印紙購入通帳数 (事業所数)	2,411	2,160	2,007	1,826	1,690	1,572
有効手帳所有者数 (被保険者数)	19,466	17,052	15,393	13,386	11,207	10,854
男	14,347	12,588	11,487	10,231	9,136	8,925
女	5,119	4,464	3,906	3,155	2,071	1,929
(再掲)						
介護保険第2号被保険者数	14,482	12,581	11,131	9,423	7,326	7,123
被扶養者数 (再掲)	11,241	10,573	9,852	8,358	6,517	5,876
介護保険第2号被扶養者数	2,933	2,671	2,550	2,342	1,826	1,699
被保険者1人当たり被扶養者数	0.577	0.620	0.640	0.624	0.582	0.541
平均賃金日額	12,360	12,348	12,577	12,721	13,179	12,923
(再掲)						
介護保険第2号被保険者	13,541	12,908	13,500	13,754	14,266	13,357

(注) 平成20年9月以前は、政府管掌健康保険(法第3条第2項被保険者)に係る数値である。

資料: 平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/057.xls>

第58表 全国健康保険協会管掌健康保険被保険者数(一般被保険者・標準報酬等級別)

平成20年度末現在

標準報酬 月額	被保険者数			
	計	男	女	(再掲)介護保険
(千円)				
総数	19,495,640	12,084,367	7,411,273	9,968,888
58	48,880	29,181	19,699	21,687
68	14,780	7,169	7,611	6,903
78	44,051	17,332	26,719	22,776
88	54,514	18,391	36,123	29,231
98	274,794	143,783	131,011	146,199
104	78,565	19,749	58,816	44,422
110	146,721	35,494	111,227	80,494
118	269,337	72,026	197,311	145,278
126	299,427	68,739	230,688	164,348
134	403,347	100,505	302,842	213,485
142	450,229	113,536	336,693	231,437
150	701,189	239,276	461,913	354,138
160	680,865	215,696	465,169	316,193
170	706,945	246,876	460,069	308,523
180	776,295	312,921	463,374	324,815
190	721,177	303,473	417,704	285,156
200	1,330,810	674,116	656,694	552,881
220	1,460,291	809,803	650,488	557,878
240	1,376,060	866,929	509,131	536,562
260	1,392,311	967,650	424,661	588,797
280	1,312,494	998,442	314,052	622,499
300	1,148,914	879,215	269,699	565,200
320	856,982	690,669	166,313	439,415
340	719,001	595,316	123,685	397,383
360	685,919	574,668	111,251	412,116
380	622,314	535,756	86,558	400,629
410	664,550	568,073	96,477	464,653
440	442,514	389,254	53,260	329,269
470	291,826	261,320	30,506	226,420
500	317,070	269,403	47,667	244,025
530	152,101	138,151	13,950	123,060
560	127,650	114,435	13,215	102,454
590	139,261	119,747	19,514	109,245
620	66,440	60,075	6,365	53,534
650	63,625	56,522	7,103	50,450
680	37,900	34,313	3,587	30,104
710	79,654	67,422	12,232	60,767
750	44,871	39,735	5,136	34,832
790	64,954	54,374	10,580	49,220
830	37,367	33,308	4,059	28,703
880	40,019	34,914	5,105	30,394
930	22,741	20,335	2,406	17,487
980	64,317	53,279	11,038	47,056
1030	19,338	17,277	2,061	14,559
1090	23,917	21,110	2,807	18,252
1150	13,369	12,118	1,251	10,228
1210	205,944	182,491	23,453	155,731

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/058.xls>

第59表 政府管掌健康保険適用状況(一般被保険者・業態別)

平成20年9月1日現在

区分	事業所数	被保険者数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
合 計	1,599,455	19,506,673	12,029,914	7,476,759	288,527	330,908	220,336
農林水産業	16,808	137,868	99,114	38,754	265,618	293,396	194,576
鉱業	3,840	45,395	37,774	7,621	317,409	335,400	228,232
総合工事業	115,103	894,336	745,184	149,152	316,544	336,125	218,714
職別工事業	79,114	413,457	343,212	70,245	326,366	345,080	234,928
設備工事業	78,264	548,403	459,611	88,792	332,920	352,424	231,963
食料品・たばこ製造業	32,411	708,444	374,176	334,268	253,360	317,158	181,946
繊維製品製造業	22,445	251,240	110,348	140,892	238,175	322,210	172,358
木製品・家具等製造業	18,422	166,749	128,660	38,089	273,498	296,068	197,262
紙製品製造業	6,023	112,096	80,818	31,278	290,591	325,492	200,411
印刷・同関連産業	19,620	210,102	149,119	60,983	317,867	351,845	234,783
化学工業・同類似業	24,381	453,775	328,426	125,349	309,350	345,671	214,187
金属工業	39,240	570,325	459,174	111,151	325,685	348,572	231,139
機械器具製造業	64,019	1,389,277	1,031,981	357,296	309,564	345,043	207,088
その他の製造業	23,686	311,366	218,076	93,290	304,010	343,560	211,556
卸売業	115,853	1,230,646	851,136	379,510	322,093	363,364	229,535
飲食料品小売業	51,950	469,925	256,687	213,238	256,787	312,361	189,888
飲食料品以外の小売業	152,047	1,410,422	807,478	602,944	282,397	331,668	216,412
金融・保険業	19,067	165,263	101,054	64,209	332,304	392,978	236,814
不動産業	73,707	326,850	206,151	120,699	316,883	355,604	250,749
道路貨物運送業	30,469	720,532	645,008	75,524	297,794	307,486	215,024
その他の運輸業	23,159	682,347	591,047	91,300	272,401	281,909	210,850
情報通信業	51,232	487,908	353,943	133,965	336,780	366,811	257,437
電気・ガス・熱供給・水道業	8,594	95,172	74,820	20,352	322,055	348,002	226,665
飲食店	41,246	346,667	210,833	135,834	267,964	308,483	205,072
宿泊業	12,410	223,403	123,084	100,319	246,297	285,788	197,845
医療業・保健衛生	75,387	1,565,748	366,983	1,198,765	298,834	432,958	257,774
社会保険・社会福祉・介護事業	50,720	1,219,454	319,058	900,396	230,750	270,856	216,538
教育・学習支援業	22,073	292,866	131,635	161,231	264,910	314,073	224,773
複合サービス業	10,499	280,599	174,931	105,668	236,362	267,758	184,386
物品貸業	8,551	116,098	79,394	36,704	299,543	335,629	221,485
対個人サービス業	33,772	341,674	163,783	177,891	268,852	320,278	221,504
労働者派遣業	10,079	355,812	194,558	161,254	234,282	263,021	199,608
その他の対事業所サービス業	35,678	800,305	541,139	259,166	254,253	282,302	195,687
修理業	38,029	252,820	207,445	45,375	303,665	320,992	224,448
娯楽業	13,938	289,461	170,387	119,074	281,488	322,738	222,462
廃棄物処理業	13,866	173,224	140,808	32,417	320,025	333,341	262,184
学術研究機関	3,125	42,906	20,451	22,455	304,038	388,884	226,764
政治・経済・文化団体	30,955	204,754	110,423	94,331	288,627	337,372	231,566
その他のサービス業	117,242	786,960	502,946	284,014	325,613	369,857	247,263
公務	12,431	412,023	119,059	292,964	183,238	209,085	172,734

(注) 1. 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。

2. 任意継続被保険者を除く。

資料:社会保険庁調べ

第60表 全国健康保険協会管掌健康保険保険料徴収状況

(単位 千円)

(i) 一般被保険者関係

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
徴収決定済額	6,552,855,203	6,622,009,927	6,709,093,658	6,775,216,319	6,925,189,771	6,805,265,904
前年度より繰越額(再掲)	175,329,183	155,384,590	139,044,393	125,191,071	122,217,682	138,626,946
収納済額	6,374,109,788	6,461,924,939	6,567,663,863	6,640,398,731	6,775,974,069	6,618,119,722
不納欠損額	22,176,970	20,355,294	15,657,477	12,210,366	10,155,217	7,960,948
収納未済額	156,568,445	139,729,694	125,772,317	122,607,222	139,060,486	179,185,233
収納率(%)	97.3	97.6	97.9	98.0	97.8	97.2

(注) 1 平成20年9月以前は、政府管掌健康保険(一般分)に係る数値である。

2 任意継続被保険者の保険料徴収状況は含まれていない。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額:千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《印紙売さばき状況》						
印紙枚数(枚)	2,883,535	2,724,779	2,503,611	2,219,654	1,765,538	1,642,852
第1級	1,909	2,600	2,139	1,862	25,365	27,862
2	10,914	10,758	8,366	7,304	46,689	32,763
3	31,936	29,780	25,120	21,871	84,326	69,462
4	80,489	69,539	60,729	52,398	59,453	43,252
5	132,563	113,375	104,135	91,577	216,135	198,814
6	149,090	136,083	105,934	93,437	398,455	392,669
7	314,353	291,562	303,456	285,333	223,083	221,287
8	705,882	720,621	644,606	519,217	242,283	228,354
9	628,213	581,724	490,383	406,394	266,832	253,269
10	265,036	259,273	257,296	251,371	113,500	102,665
11	257,596	279,230	270,363	266,169	89,417	72,455
12	192,434	128,509	125,794	120,394	•	•
13	113,120	101,725	105,290	102,327	•	•
《保険料徴収状況》						
徴収決定額	861,262	833,683	785,386	731,140	693,112	657,541
収納済額	830,866	811,410	774,725	730,710	692,257	656,846
不納欠損額	1,850	9,155	18	—	79	—
収納未済額	28,545	13,117	10,643	430	777	694

(注) 平成20年9月以前は、政府管掌健康保険(法第3条第2項被保険者)に係る数値である。

資料: 平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/060.xls>

第61表 全国健康保険協会管掌健康保険給付決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位：金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	件数 325,254,088	339,986,292	348,947,647	361,074,292	368,893,301	374,239,106
	金額 3,791,881,972	3,886,134,266	4,003,170,041	4,058,649,891	4,237,270,010	4,317,886,348
被 保 険 者 分	件数 167,078,787	173,770,325	177,339,334	182,769,970	187,916,955	191,591,484
	金額 2,057,620,420	2,078,373,055	2,124,321,469	2,128,267,227	2,223,398,504	2,269,739,422
診 療 費	件数 120,377,511	123,801,902	125,335,674	127,489,709	129,785,166	131,049,436
	日数 240,937,742	239,560,281	236,694,045	235,642,302	235,333,896	233,160,839
	金額 1,489,065,756	1,480,158,753	1,497,704,202	1,488,210,205	1,574,898,279	1,619,413,640
薬 剤 支 給	件数 39,635,848	42,389,963	43,959,831	46,509,889	48,965,502	51,156,211
	枚数 53,771,086	56,455,270	57,501,343	60,043,103	62,567,922	64,288,295
	金額 222,107,821	237,873,680	257,296,015	266,570,480	293,472,895	312,335,474
入院時食事療養費	件数 1,572,723	1,528,265	1,508,580	1,515,441	1,494,318	1,486,987
(標準負担額差額支給除く)	回数 16,727,625	15,795,905	15,233,259	39,474,711	38,768,715	38,306,004
	金額 23,793,016	22,548,712	21,839,441	16,102,630	15,705,528	15,544,716
訪問看護療養費	件数 6,058	6,586	7,347	8,527	9,710	10,738
	日数 43,676	46,762	53,122	60,324	68,451	76,104
	金額 281,854	310,318	354,078	405,070	460,216	544,084
入院時食事療養・生活療養費	件数 1,687	1,796	1,818	1,874	1,424	879
(標準負担額差額支給)	回数 57,765	48,976	45,407	101,634	81,907	46,893
	金額 10,340	7,897	7,060	6,565	5,840	3,879
療 養 費	件数 5,384,715	5,857,049	6,268,755	6,909,991	7,490,660	7,917,330
	金額 31,150,138	32,334,962	34,289,310	37,428,739	40,641,010	42,652,277
移 送 費	件数 117	124	133	131	112	139
	金額 6,679	8,636	7,372	8,797	5,432	7,583
高 額 療 養 費	件数 570,844	601,006	624,906	685,981	516,588	316,694
	金額 67,225,060	77,556,559	79,901,524	82,568,138	52,911,474	27,551,036
傷 病 手 当 金	件数 819,481	818,500	844,218	858,297	871,860	879,932
	日数 26,131,911	26,203,381	27,146,797	27,628,343	28,371,938	28,655,872
	金額 131,706,163	131,521,291	135,610,904	137,682,649	156,028,302	162,840,406
埋 葬 料	件数 39,023	38,688	39,763	37,313	36,988	26,601
	金額 11,577,606	11,463,504	11,578,611	7,239,149	1,916,746	1,333,306
出産育児一時金	件数 121,868	127,046	128,572	135,222	130,223	129,874
	金額 36,560,426	38,113,842	38,571,592	42,983,560	44,574,484	45,794,450
出 産 手 当 金	件数 121,635	127,665	128,317	133,036	108,722	103,650
	日数 10,598,744	11,123,528	11,198,811	11,577,217	9,140,875	8,527,999
	金額 44,135,562	46,474,902	47,161,360	49,061,245	42,778,298	41,718,571
被 扶 養 者 分	件数 154,828,258	159,818,326	162,194,344	165,821,269	165,807,008	167,535,934
	金額 1,660,172,263	1,674,986,147	1,686,481,949	1,685,631,841	1,722,848,597	1,765,380,696
診 療 費	件数 111,067,696	113,240,572	113,878,498	114,875,780	113,778,972	113,899,518
	日数 224,573,896	222,972,475	219,254,878	216,849,947	211,375,131	208,379,074
	金額 1,288,366,135	1,282,418,315	1,282,549,428	1,274,377,053	1,303,068,652	1,344,767,288
薬 剂 支 給	件数 39,742,524	42,203,743	43,638,853	45,936,471	46,834,712	48,555,061
	枚数 58,930,862	61,594,136	62,718,615	65,462,395	65,995,189	67,700,024
	金額 190,845,966	203,531,941	214,507,910	220,552,964	233,764,947	251,144,688
入院時食事療養費	件数 1,704,531	1,633,793	1,586,048	1,557,451	1,503,113	1,457,881
(標準負担額差額支給除く)	回数 19,693,076	18,678,259	17,858,711	46,770,831	45,355,344	43,877,403
	金額 27,320,062	26,104,565	25,060,683	18,741,098	18,001,508	17,437,871
訪問看護療養費	件数 34,103	38,076	42,048	45,372	49,789	54,252
	日数 223,095	245,645	275,034	296,590	324,080	354,906
	金額 1,449,543	1,635,235	1,847,344	2,020,506	2,213,844	2,591,345
入院時食事療養・生活療養費	件数 1,191	1,267	1,172	1,368	1,147	818
(標準負担額差額支給)	回数 39,718	38,900	32,416	67,826	71,521	42,223
	金額 7,340	6,975	5,841	4,639	4,885	5,972

療養費	件数	3,188,120	3,505,188	3,791,729	4,080,605	4,366,089	4,457,400
	金額	19,944,412	21,785,282	23,252,168	24,882,962	26,932,175	27,368,610
移送費	件数	151	137	139	121	114	169
	金額	6,620	4,110	5,577	4,618	6,612	7,931
高額療養費	件数	419,307	459,009	470,569	513,074	395,010	249,047
	金額	37,560,703	44,945,634	45,931,436	47,587,910	31,858,114	17,813,792
家族埋葬料	件数	89,392	82,732	90,396	83,206	80,171	27,321
	金額	8,939,251	8,273,309	9,039,562	6,576,350	4,036,490	1,371,070
家族出産育児一時金	件数	285,774	287,602	280,940	285,272	301,004	292,348
	金額	85,732,232	86,280,780	84,282,000	90,883,741	102,961,370	102,872,130
高齢受給者分(一般)	件数	2,622,339	5,108,140	7,593,766	10,113,225	12,431,955	12,566,006
	金額	48,789,888	93,335,276	141,725,290	184,910,304	232,054,220	230,183,578
診療費	件数	1,888,752	3,639,719	5,370,262	7,075,656	8,609,960	8,622,740
	日数	4,763,751	8,973,990	12,996,343	16,712,086	19,967,641	19,759,751
	金額	40,590,182	76,727,559	115,466,625	150,429,029	186,874,879	186,993,062
薬剤支給	件数	733,333	1,467,785	2,222,316	3,035,705	3,819,710	3,939,178
	枚数	1,129,810	2,206,958	3,262,587	4,371,233	5,419,255	5,433,663
	金額	7,379,762	15,048,862	23,912,035	32,084,838	42,268,212	39,895,685
入院時食事療養・生活療養費	件数	39,099	74,123	111,468	146,523	177,571	187,297
(標準負担額差額支給除く)	回数	550,802	1,033,829	1,542,796	5,563,185	6,765,386	7,304,475
	金額	804,689	1,518,176	2,279,588	2,288,652	2,772,440	3,010,262
訪問看護療養費	件数	254	636	1,188	1,864	2,285	4,088
	日数	1,865	4,867	7,939	12,518	15,960	32,291
	金額	15,255	40,679	67,042	107,785	138,689	284,569
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数	615,616	1,150,146	1,659,024	2,180,545	2,555,404	2,361,629
	金額	10,497,959	19,531,980	28,225,913	35,176,723	40,135,697	38,676,152
診療費	件数	449,591	830,166	1,189,246	1,547,184	1,796,569	1,649,078
	日数	1,058,281	1,909,310	2,658,428	3,364,688	3,803,045	3,423,172
	金額	8,811,146	16,225,460	23,188,063	29,054,074	32,954,210	31,821,248
薬剤支給	件数	165,977	319,780	469,487	633,033	758,287	711,854
	枚数	244,637	463,574	661,927	877,422	1,032,116	945,307
	金額	1,527,374	3,009,558	4,634,889	5,717,451	6,717,453	6,407,168
入院時食事療養・生活療養費	件数	8,981	16,495	23,113	30,350	34,930	32,707
(標準負担額差額支給除く)	回数	105,303	190,944	260,176	914,415	1,057,317	974,079
	金額	156,763	285,518	390,087	388,258	437,807	406,900
訪問看護療養費	件数	48	199	291	328	548	697
	日数	364	1,448	1,648	2,244	3,631	5,219
	金額	2,676	11,444	12,874	16,940	26,227	40,836
世帯合算高額療養費	件数	109,088	139,356	161,179	189,283	181,979	184,053
	金額	14,801,442	19,907,808	22,415,421	24,663,795	18,832,991	13,906,500

- (注) 1 平成19年度以前の老人保健対象者に係る分は、「傷病手当金」「(家族) 埋葬料」「(家族) 出産育児一時金」「出産手当金」には含むが、それ以外の給付には含まれない。
- 2 被保険者及び被扶養者分の「入院時食事療養費・生活療養費(標準負担額差額支給)」「療養費」「移送費」「高額療養費」「傷病手当金」「(家族) 埋葬料」「(家族) 出産育児一時金」「出産手当金」には高齢受給者分が含まれている。
- 3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
- 4 「入院時食事療養費」及び「入院時食事療養・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。
- 5 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
- 6 「高齢受給者(一般)」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者であり、平成20年度は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成23年3月までは1割負担である。
- 7 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者であり、平成20年度は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額: 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	252,742	237,665	223,727	208,536	170,157	145,430
被 保 険 者 分	3,820,985	3,603,355	3,401,480	3,147,700	3,103,472	1,990,269
診 療 費	170,848	155,172	142,816	129,806	104,564	84,792
薬 剤 支 給	2,683,576	2,473,088	2,283,827	2,086,316	2,242,422	1,201,299
入 院 時 食 事 療 養 費	116,749	104,324	94,553	84,547	64,938	54,388
(標準負担額差額支給除く)	304,449	269,566	243,458	227,828	190,164	110,969
訪 問 看 護 療 養 費	1,711,960	1,534,033	1,373,274	1,175,568	960,802	790,369
疗 養 費	43,209	39,779	36,835	34,777	27,178	23,932
入院時食事療養・生活療養費	67,395	60,441	54,554	51,095	38,295	31,210
(標準負担額差額支給)	268,702	250,366	248,345	228,926	178,439	165,863
移 送 費	1,866	1,631	1,394	1,136	910	718
特 別 療 養 費	24,889	21,334	17,378	34,078	30,369	21,725
傷 病 手 当 金	36,714	31,429	25,624	14,416	12,726	9,192
埋 葬 料	5,666	5,230	6,209	4,815	4,477	3,751
被 扶 養 者 分	48,531	41,227	38,234	34,912	34,611	26,944
高 額 療 養 費	—	2	—	—	—	1
出 産 育 児 一 時 金	762	640	660	545	336	155
出 産 手 当 金	82,703	78,455	76,632	68,052	41,004	12,670
被 保 険 者 分	1,147	1,827	1,286	1,343	1,497	1,466
被 扶 養 者 分	15,635	17,774	20,967	14,555	14,156	13,661
被 保 険 者 分	3,245	3,296	3,209	3,725	6,108	1,081
被 保 険 者 分	92,930	94,417	89,084	98,023	181,160	31,391
被 保 険 者 分	506,145	503,629	488,504	542,423	998,141	181,808
被 保 険 者 分	44	40	40	30	22	14
被 保 険 者 分	9,499	8,683	9,122	4,076	1,100	700
被 保 険 者 分	6	14	6	5	—	—
被 保 険 者 分	1,800	4,200	1,800	1,650	—	—
被 保 険 者 分	7	12	6	6	5	—
被 保 険 者 分	605	1,057	520	518	264	—
被 保 険 者 分	1,815	3,241	1,274	1,646	1,439	—
被 保 険 者 分	78,090	75,343	71,241	67,793	54,327	50,305
被 保 険 者 分	1,058,606	1,004,341	942,906	844,424	634,207	614,464
被 保 険 者 分	55,021	52,209	49,043	45,685	36,100	32,921
被 保 険 者 分	135,219	124,095	114,210	100,394	74,258	66,778
被 保 険 者 分	832,048	773,191	730,134	643,132	471,452	469,594
被 保 険 者 分	20,017	19,841	19,093	18,802	15,281	14,793
被 保 険 者 分	31,533	30,398	28,507	27,502	21,920	20,609
被 保 険 者 分	115,684	114,421	111,126	106,695	89,233	86,991

入院時食事療養費	件数	1,130	1,037	942	775	503	475
(標準負担額差額支給除く)	回数	16,261	14,951	14,469	31,595	17,963	17,368
	金額	22,981	21,222	20,975	13,355	7,467	7,233
訪問看護療養費	件数	12	—	—	—	5	—
	日数	46	—	—	—	11	—
	金額	313	—	—	—	108	—
入院時食事療養・生活療養費	件数	5	5	10	7	1	5
(標準負担額差額支給)	回数	428	185	123	24	131	160
	金額	91	42	22	158	7	16
療養費	件数	1,652	1,694	1,708	1,871	1,620	1,354
	金額	12,451	13,321	13,280	13,809	12,009	10,182
移送費	件数	3	—	—	—	—	—
	金額	93	—	—	—	—	—
高額療養費	件数	432	389	367	349	195	138
	金額	36,225	35,568	33,516	34,982	17,746	9,663
特別療養費	件数	797	1,044	892	951	1,006	1,020
	金額	6,821	15,275	7,453	7,872	10,234	11,336
家族埋葬料	件数	67	85	60	59	53	22
	金額	6,700	8,500	6,000	4,700	2,850	1,100
家族出産育児一時金	件数	84	76	68	61	66	52
	金額	25,200	22,800	20,400	19,700	23,100	18,350
高齢受給者分	件数	3,744	7,086	9,602	10,902	11,226	10,285
	金額	70,342	118,897	164,880	211,934	223,159	172,448
診療費	件数	2,808	5,290	6,950	7,851	8,100	7,353
	日数	7,948	14,935	18,872	21,703	21,780	18,580
	金額	60,812	99,814	134,724	175,715	187,324	142,374
薬剤支給	件数	897	1,772	2,607	3,018	3,050	2,785
	枚数	1,465	2,959	4,141	4,844	4,559	3,881
	金額	8,341	17,625	28,209	33,398	32,096	26,615
入院時食事療養・生活療養費	件数	46	66	84	148	152	130
(標準負担額差額支給除く)	回数	550	795	1,020	5,301	6,559	3,787
	金額	805	1,183	1,489	2,282	2,782	1,620
訪問看護療養費	件数	—	—	—	—	1	—
	日数	—	—	—	—	1	—
	金額	—	—	—	—	15	—
特別療養費	件数	39	24	45	33	75	147
	金額	384	275	458	539	942	1,839
世帯合算高額療養費	件数	60	64	68	35	40	48
	金額	8,460	7,029	9,866	5,025	3,684	2,057

- (注) 1 平成19年度以前の老人保健対象者に係る分は、「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には含むが、それ以外の給付には含まれない。
- 2 高齢者の「診療費」「薬剤支給」「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」「訪問看護療養費」については被保険者分・被扶養者分を合計して高齢受給者分としている。
- 3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
- 4 「入院時食事療養費」及び「入院時食事療養・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。
- 5 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
- 6 「高齢受給者」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者であり、平成20年度は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成23年3月までは1割負担である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/061.xls>

第62表 全国健康保険協会管掌健康保険診療費決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額: 千円)

区分		平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
被保険者分	件数	120,377,511	123,801,902	125,335,674	127,489,709	129,785,166	131,049,436
	日数	240,937,742	239,560,281	236,694,045	235,642,302	235,333,896	233,160,839
	金額	1,489,065,756	1,480,158,753	1,497,704,202	1,488,210,205	1,574,898,279	1,619,413,640
一般診療	件数	96,633,667	99,309,088	100,130,547	101,746,590	103,843,100	104,578,513
	日数	182,531,476	181,045,128	177,766,468	176,662,866	176,783,855	174,428,214
	金額	1,235,024,849	1,227,677,618	1,243,679,680	1,239,010,196	1,324,600,458	1,361,592,977
入院	件数	1,703,142	1,656,457	1,634,731	1,642,068	1,621,178	1,615,145
	日数	19,567,839	18,521,836	17,845,526	17,384,602	16,980,762	16,767,843
	金額	469,189,097	454,879,525	457,558,612	462,275,226	528,314,191	559,622,051
入院外	件数	94,930,525	97,652,631	98,495,816	100,104,522	102,221,922	102,963,368
	日数	162,963,637	162,523,292	159,920,942	159,278,264	159,803,093	157,660,371
	金額	765,835,752	772,798,093	786,121,068	776,734,970	796,286,267	801,970,926
歯科診療	件数	23,743,844	24,492,814	25,205,127	25,743,119	25,942,066	26,470,923
	日数	58,406,266	58,515,153	58,927,577	58,979,436	58,550,041	58,732,625
	金額	254,040,907	252,481,135	254,024,522	249,200,009	250,297,821	257,820,663
被扶養者分	件数	111,067,696	113,240,572	113,878,498	114,875,780	113,778,972	113,899,518
	日数	224,573,896	222,972,475	219,254,878	216,849,947	211,375,131	208,379,074
	金額	1,288,366,135	1,282,418,315	1,282,549,428	1,274,377,053	1,303,068,652	1,344,767,288
一般診療	件数	92,474,803	94,023,824	94,436,869	95,482,239	94,473,437	94,452,243
	日数	183,160,892	181,415,115	178,177,069	176,921,172	172,342,183	169,840,417
	金額	1,128,705,327	1,122,213,447	1,123,851,032	1,121,419,155	1,151,341,803	1,187,293,558
入院	件数	1,941,412	1,872,979	1,823,139	1,799,458	1,745,233	1,698,423
	日数	22,855,775	21,759,321	20,848,836	20,041,477	19,374,604	18,815,360
	金額	459,805,627	448,655,626	445,917,781	450,552,366	481,478,989	499,808,733
入院外	件数	90,533,391	92,150,845	92,613,730	93,682,781	92,728,204	92,753,820
	日数	160,305,117	159,655,794	157,328,233	156,879,695	152,967,579	151,025,057
	金額	668,899,700	673,557,821	677,933,251	670,866,789	669,862,814	687,484,825
歯科診療	件数	18,592,893	19,216,748	19,441,629	19,393,541	19,305,535	19,447,275
	日数	41,413,004	41,557,360	41,077,809	39,928,775	39,032,948	38,538,657
	金額	159,660,807	160,204,869	158,698,397	152,957,897	151,726,850	157,473,729
高齢受給者(一般)	件数	1,888,752	3,639,719	5,370,262	7,075,656	8,609,960	8,622,740
	日数	4,763,751	8,973,990	12,996,343	16,712,086	19,967,641	19,759,751
	金額	40,590,182	76,727,559	115,466,625	150,429,029	186,874,879	186,993,062
入院	件数	41,189	77,799	116,948	153,766	186,349	196,488
	日数	615,777	1,155,426	1,724,009	2,223,873	2,697,398	2,888,168
	金額	17,433,070	32,873,137	50,028,933	66,239,827	83,791,431	89,657,623
入院外	件数	1,634,469	3,148,806	4,623,741	6,096,408	7,426,863	7,398,224
	日数	3,569,248	6,734,660	9,654,746	12,426,342	14,818,132	14,393,812
	金額	19,744,971	37,492,208	56,001,308	72,386,227	88,935,964	84,093,403
歯科	件数	213,094	413,114	629,573	825,482	996,748	1,028,028
	日数	578,726	1,083,904	1,617,588	2,061,871	2,452,111	2,477,771
	金額	3,412,141	6,362,214	9,436,384	11,802,975	14,147,484	13,242,036
高齢受給者(一定以上所得者)	件数	449,591	830,166	1,189,246	1,547,184	1,796,569	1,649,078
	日数	1,058,281	1,909,310	2,658,428	3,364,688	3,803,045	3,423,172
	金額	8,811,146	16,225,460	23,188,063	29,054,074	32,954,210	31,821,248
入院	件数	9,469	17,333	24,348	31,813	36,628	34,401
	日数	120,732	219,567	298,501	389,612	444,223	410,443
	金額	3,818,934	7,166,337	10,117,452	13,400,215	15,883,337	15,436,889
入院外	件数	377,902	696,665	992,718	1,290,528	1,500,573	1,369,947
	日数	778,926	1,405,194	1,947,447	2,446,533	2,763,280	2,459,947
	金額	4,245,243	7,720,706	11,151,641	13,397,373	14,683,617	14,093,217
歯科	件数	62,220	116,168	172,180	224,843	259,368	244,730
	日数	158,623	284,549	412,480	528,543	595,542	552,782
	金額	746,969	1,338,418	1,918,970	2,256,487	2,387,256	2,291,142

- (注) 1 老人保健(平成19年度まで)対象者分は含まれない。
- 2 「高齢受給者(一般)」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者であり、平成20年度は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成23年3月までは1割負担である。
- 3 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者であり、平成20年度は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額: 千円)

区分		平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
被保険者分	件数	116,749	104,324	94,553	84,547	64,938	54,388
	日数	304,449	269,566	243,458	227,828	190,164	110,969
	金額	1,711,960	1,534,033	1,373,274	1,175,568	960,802	790,369
一般診療	件数	96,441	86,154	78,022	70,049	53,379	44,122
	日数	248,691	220,670	199,329	190,012	160,866	85,976
	金額	1,459,258	1,313,155	1,175,273	1,008,896	827,242	675,764
入院	件数	2,028	1,759	1,505	1,215	964	760
	日数	28,570	24,593	19,836	14,614	12,384	8,964
	金額	597,758	545,600	460,717	375,460	356,260	310,429
入院外	件数	94,413	84,395	76,517	68,834	52,415	43,362
	日数	220,121	196,077	179,493	175,398	148,482	77,012
	金額	861,500	767,555	714,556	633,436	470,982	365,335
歯科診療	件数	20,308	18,170	16,531	14,498	11,559	10,266
	日数	55,758	48,896	44,129	37,816	29,298	24,993
	金額	252,702	220,877	198,001	166,672	133,560	114,605
被扶養者分	件数	55,021	52,209	49,043	45,685	36,100	32,921
	日数	135,219	124,095	114,210	100,394	74,258	66,778
	金額	832,048	773,191	730,134	643,132	471,452	469,594
一般診療	件数	46,181	43,486	40,970	37,906	29,691	27,071
	日数	112,419	101,875	93,838	81,929	59,817	53,664
	金額	738,170	681,929	646,593	569,313	412,077	415,894
入院	件数	1,223	1,114	1,019	869	557	516
	日数	17,996	16,605	15,644	12,741	7,436	7,114
	金額	350,333	309,819	293,066	252,499	171,122	195,879
入院外	件数	44,958	42,372	39,951	37,037	29,134	26,555
	日数	94,423	85,270	78,194	69,188	52,381	46,550
	金額	387,837	372,110	353,527	316,814	240,955	220,015
歯科診療	件数	8,840	8,723	8,073	7,779	6,409	5,850
	日数	22,800	22,220	20,372	18,465	14,441	13,114
	金額	93,878	91,261	83,541	73,819	59,375	53,700
高齢受給者	件数	2,808	5,290	6,950	7,851	8,100	7,353
	日数	7,948	14,935	18,872	21,703	21,780	18,580
	金額	60,812	99,814	134,724	175,715	187,324	142,374
入院	件数	46	69	98	153	159	143
	日数	635	870	1,321	2,091	2,563	1,736
	金額	25,420	32,976	45,065	72,856	83,701	62,232
入院外	件数	2,438	4,674	6,064	6,831	7,016	6,252
	日数	6,357	12,480	15,407	17,360	16,640	14,390
	金額	30,224	57,580	77,455	89,545	87,400	66,196
歯科	件数	324	547	788	867	925	958
	日数	956	1,585	2,144	2,252	2,577	2,454
	金額	5,168	9,259	12,204	13,314	16,223	13,946

(注) 1 老人保健(平成19年度まで)対象者分は含まれない。

2 「高齢受給者」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者であり、平成20年度は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成23年3月までは1割負担である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/062.xls>

第63表 全国健康保険協会管掌健康保険給付諸率

(i) 一般被保険者関係

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《被保険者分》						
診 療 費	1000人当件数	6,494.22	6,640.26	6,672.15	6,684.70	6,686.68
	1 件 当日 数	2.00	1.94	1.89	1.85	1.81
	1 件 当金額	12,370	11,956	11,950	11,673	12,135
	1 人 当金額	80,333	79,390	79,729	78,032	81,141
一 般 診 療	1000人当件数	5,213.27	5,326.56	5,330.37	5,334.90	5,350.12
	1 件 当日 数	1.89	1.82	1.78	1.74	1.70
	1 件 当金額	12,780	12,362	12,421	12,177	12,756
	1 人 当金額	66,628	65,848	66,206	64,965	68,245
入 院	1000人当件数	91.88	88.85	87.02	86.10	83.52
	1 件 当日 数	11.49	11.18	10.92	10.59	10.47
	1 件 当金額	275,484	274,610	279,898	281,520	325,883
	1 人 当金額	25,312	24,398	24,358	24,239	27,219
入 院 外	1000人当件数	5,121.39	5,237.72	5,243.35	5,248.80	5,266.59
	1 件 当日 数	1.72	1.66	1.62	1.59	1.56
	1 件 当金額	8,067	7,914	7,981	7,759	7,790
	1 人 当金額	41,316	41,450	41,849	40,727	41,026
歯 科 診 療	1000人当件数	1,280.95	1,313.70	1,341.78	1,349.80	1,336.57
	1 件 当日 数	2.46	2.39	2.34	2.29	2.26
	1 件 当金額	10,699	10,308	10,078	9,680	9,648
	1 人 当金額	13,705	13,542	13,523	13,066	12,896
傷 病 手 当 金	1000人当件数	43.15	42.85	43.86	43.90	43.80
	1 人 当日 数	1.30	1.37	1.41	1.41	1.43
	1 件 当金額	160,719	160,686	160,635	160,414	178,960
埋 葬 料	1000人当件数	2.05	2.03	2.07	1.91	1.86
出 産 育 呪 一 時 金	1000人当件数	6.42	6.65	6.68	6.92	6.54
出 産 手 当 金	1000人当件数	6.41	6.68	6.67	6.80	5.46
	1 件 当金額	362,852	364,038	367,538	368,782	393,465
《被扶養者分》						
診 療 費	1000人当件数	7,278.37	7,481.42	7,567.93	7,691.24	7,619.25
	1 件 当日 数	2.02	1.97	1.93	1.89	1.86
	1 件 当金額	11,600	11,325	11,262	11,094	11,453
	1 人 当金額	84,428	84,725	85,233	85,323	87,260
一 般 診 療	1000人当件数	6,059.96	6,211.83	6,275.91	6,392.79	6,326.45
	1 件 当日 数	1.98	1.93	1.89	1.85	1.82
	1 件 当金額	12,206	11,935	11,901	11,745	12,187
	1 人 当金額	73,965	74,141	74,687	75,082	77,100
入 院	1000人当件数	127.22	123.74	121.16	120.48	116.87
	1 件 当日 数	11.77	11.62	11.44	11.14	11.10
	1 件 当金額	236,841	239,541	244,588	250,382	275,882
	1 人 当金額	30,131	29,641	29,634	30,166	32,242
入 院 外	1000人当件数	5,932.74	6,088.09	6,154.75	6,272.31	6,209.58
	1 件 当日 数	1.77	1.73	1.70	1.67	1.65
	1 件 当金額	7,388	7,309	7,320	7,161	7,224
	1 人 当金額	43,834	44,500	45,053	44,916	44,858
歯 科 診 療	1000人当件数	1,218.41	1,269.58	1,292.02	1,298.45	1,292.80
	1 件 当日 数	2.23	2.16	2.11	2.06	2.02
	1 件 当金額	8,587	8,337	8,163	7,887	7,859
	1 人 当金額	10,463	10,584	10,546	10,241	10,160

家 族 埋 葯 料	1000人当件数	5.33	4.97	5.47	5.07	4.89	1.80
家 族 出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	17.02	17.28	16.99	17.38	18.34	19.24
《高齢受給者分(一般)》							
診 療 費	1000人当件数	15,874.18	16,201.79	16,505.41	16,720.15	16,913.50	17,209.66
	1 件 当 日 数	2.52	2.47	2.42	2.36	2.32	2.29
	1 件 当 金 額	21,490	21,081	21,501	21,260	21,705	21,686
	1 人 当 金 額	341,144	341,544	354,885	355,472	367,099	373,209
入 院	1000人当件数	346.18	346.31	359.44	363.36	366.07	392.16
	1 件 当 日 数	14.95	14.85	14.74	14.46	14.47	14.70
	1 件 当 金 額	423,246	422,539	427,788	430,783	449,648	456,301
	1 人 当 金 額	146,518	146,331	153,763	156,528	164,601	178,943
入 院 外	1000人当件数	13,737.03	14,016.54	14,210.99	14,406.14	14,589.41	14,765.71
	1 件 当 日 数	2.18	2.14	2.09	2.04	2.00	1.95
	1 件 当 金 額	12,080	11,907	12,112	11,874	11,975	11,367
	1 人 当 金 額	165,948	166,892	172,119	171,053	174,707	167,837
歯 科 診 療	1000人当件数	1,790.97	1,838.93	1,934.98	1,950.66	1,958.02	2,051.79
	1 件 当 日 数	2.72	2.62	2.57	2.50	2.46	2.41
	1 件 当 金 額	16,012	15,401	14,989	14,298	14,194	12,881
	1 人 当 金 額	28,678	28,321	29,003	27,891	27,791	26,429
《高齢受給者分(一定以上所得者)》							
診 療 費	1000人当件数	17,440.15	17,987.97	18,221.31	18,379.11	18,351.42	18,620.53
	1 件 当 日 数	2.35	2.30	2.24	2.17	2.12	2.08
	1 件 当 金 額	19,598	19,545	19,498	18,779	18,343	19,296
	1 人 当 金 額	341,794	351,572	355,281	345,135	336,618	359,309
入 院	1000人当件数	367.31	375.57	373.05	377.91	374.14	388.44
	1 件 当 日 数	12.75	12.67	12.26	12.25	12.13	11.93
	1 件 当 金 額	403,309	413,450	415,535	421,218	433,639	448,734
	1 人 当 金 額	148,141	155,280	155,017	159,182	162,244	174,305
入 院 外	1000人当件数	14,659.25	15,095.28	15,210.16	15,330.27	15,327.91	15,468.73
	1 件 当 日 数	2.06	2.02	1.96	1.90	1.84	1.80
	1 件 当 金 額	11,234	11,082	11,233	10,381	9,785	10,287
	1 人 当 金 額	164,678	167,292	170,863	159,148	149,989	159,133
歯 科 診 療	1000人当件数	2,413.58	2,517.12	2,638.10	2,670.93	2,649.37	2,763.36
	1 件 当 日 数	2.55	2.45	2.40	2.35	2.30	2.26
	1 件 当 金 額	12,005	11,521	11,145	10,036	9,204	9,362
	1 人 当 金 額	28,976	29,001	29,402	26,805	24,385	25,870

- (注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当たりの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当たり件数及び日数である。
- 2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は高齢受給者分が含まれており、平成19年度以前は老人保健対象者を含む被保険者総数及び被扶養者総数で、平成20年度は被保険者総数及び被扶養者総数で計算している。
- 4 「高齢受給者分」は、高齢(一般・一定以上所得者)の加入者数で計算している。
- 5 「高齢受給者(一般)」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者であり、平成20年度は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成23年3月までは1割負担である。
- 6 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者であり、平成20年度は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が3割になる者である。
- 7 平成20年度の平均被保険者数：19,545,143人（70歳未満）、19,804,152人（総数）
 平成20年度の平均被扶養者数：14,867,911人（70歳未満）、15,198,504人（総数）
 平成20年度の平均加入者数：501,041人（高齢(一般)）、88,562人（高齢(一定以上所得者)）

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《被保険者分》						
診 療 費 1000人当件数	6,101.73	6,019.53	6,208.78	6,277.39	5,874.97	5,390.73
1件当日数	2.61	2.58	2.57	2.69	2.93	2.04
1件当金額	14,664	14,705	14,524	13,904	14,796	14,532
1人当金額	89,473	88,514	90,175	87,283	86,924	78,338
一般 診 療 1000人当件数	5,040.29	4,971.09	5,123.25	5,200.76	4,829.37	4,373.28
1件当日数	2.58	2.56	2.55	2.71	3.01	1.95
1件当金額	15,131	15,242	15,063	14,403	15,498	15,316
1人当金額	76,265	75,769	77,173	74,905	74,843	66,980
入 院 1000人当件数	105.99	101.49	98.83	90.21	87.21	75.33
1件当日数	14.09	13.98	13.18	12.03	12.85	11.79
1件当金額	294,752	310,176	306,124	309,020	369,565	408,460
1人当金額	31,241	31,481	30,253	27,877	32,231	30,769
入 院 外 1000人当件数	4,934.37	4,869.62	5,024.45	5,110.74	4,742.01	4,297.88
1件当日数	2.33	2.32	2.35	2.55	2.83	1.78
1件当金額	9,125	9,095	9,339	9,202	8,986	8,425
1人当金額	45,025	44,288	46,921	47,031	42,610	36,211
歯 科 診 療 1000人当件数	1,061.37	1,048.42	1,085.50	1,076.44	1,045.75	1,017.53
1件当日数	2.75	2.69	2.67	2.61	2.53	2.43
1件当金額	12,443	12,156	11,978	11,496	11,555	11,164
1人当金額	13,207	12,745	13,002	12,375	12,083	11,359
傷 病 手 当 金 1000人当件数	160.68	180.82	199.97	262.28	520.03	102.10
1人当日数	4.60	5.18	5.55	6.90	15.42	2.96
1件当金額	155,977	152,800	152,229	145,617	163,415	168,185
埋 葬 料 (費) 1000人当件数	2.18	2.19	2.49	2.11	1.87	1.32
出 産 育 児 一 時 金 1000人当件数	0.30	0.77	0.37	0.35	—	—
出 産 手 当 金 1000人当件数	0.35	0.66	0.37	0.42	0.43	—
1件当金額	259,300	270,078	212,300	274,393	287,724	—
《被扶養者分》						
診 療 費 1000人当件数	5,471.23	5,403.12	5,449.63	5,982.06	5,757.35	5,775.11
1件当日数	2.46	2.38	2.33	2.20	2.06	2.03
1件当金額	15,122	14,810	14,888	14,078	13,060	14,264
1人当金額	82,738	80,018	81,132	84,213	75,189	82,378
一般 診 療 1000人当件数	4,592.38	4,500.26	4,552.73	4,963.47	4,735.41	4,748.47
1件当日数	2.43	2.34	2.29	2.16	2.01	1.98
1件当金額	15,984	15,682	15,782	15,019	13,879	15,363
1人当金額	73,406	70,571	71,852	74,547	65,722	72,951
入 院 1000人当件数	121.61	115.29	113.23	113.79	88.83	90.52
1件当日数	14.71	14.91	15.35	14.66	13.35	13.79
1件当金額	286,454	278,114	287,602	290,563	307,220	379,610
1人当金額	34,837	32,063	32,565	33,063	27,291	34,362

第4節 社会保険関係

入院外	1000人当件数	4,470.58	4,385.09	4,439.33	4,849.68	4,646.39	4,658.36
	1件当日数	2.10	2.01	1.96	1.87	1.80	1.75
	1件当金額	8,627	8,782	8,849	8,554	8,271	8,285
	1人当金額	38,566	38,510	39,284	41,484	38,428	38,596
歯科診療	1000人当件数	879.04	902.75	897.07	1,018.59	1,022.13	1,026.23
	1件当日数	2.58	2.55	2.52	2.37	2.25	2.24
	1件当金額	10,620	10,462	10,348	9,490	9,264	9,180
	1人当金額	9,335	9,445	9,283	9,666	9,469	9,420
家族埋葬料	1000人当件数	5.88	7.82	5.95	6.85	7.62	3.74
家族出産育児一時金	1000人当件数	7.37	6.99	6.74	7.08	9.49	8.83
《高齢受給者分》							
診療費	1000人当件数	5,937.62	9,081.55	9,928.57	10,794.23	11,612.90	10,708.25
	1件当日数	2.83	2.82	2.72	2.76	2.69	2.53
	1件当金額	21,657	18,868	19,385	22,381	23,126	19,363
	1人当金額	128,588	171,354	192,463	241,588	268,564	207,341
入院	1000人当件数	97.27	118.45	140.00	210.36	227.96	208.25
	1件当日数	13.80	12.61	13.48	13.67	16.12	12.14
	1件当金額	552,617	477,907	459,844	476,185	526,419	435,186
	1人当金額	53,752	56,610	64,378	100,169	120,001	90,629
入院外	1000人当件数	5,155.24	8,024.03	8,662.86	9,391.84	10,058.78	9,104.85
	1件当日数	2.61	2.67	2.54	2.54	2.37	2.30
	1件当金額	12,397	12,319	12,773	13,109	12,457	10,588
	1人当金額	63,909	98,849	110,650	123,114	125,304	96,402
歯科診療	1000人当件数	685.11	939.06	1,125.71	1,192.03	1,326.16	1,395.15
	1件当日数	2.95	2.90	2.72	2.60	2.79	2.56
	1件当金額	15,950	16,927	15,488	15,356	17,539	14,558
	1人当金額	10,927	15,895	17,435	18,305	23,259	20,310

- (注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当たりの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当たり件数及び日数である。
- 2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は高齢受給者分が含まれており、平成19年度以前は老人保健対象者を含む被保険者総数及び被扶養者総数で、平成20年度は被保険者総数及び被扶養者総数で計算している。
- 4 「高齢受給者分」は、高齢受給者の加入者数で計算している。
- 5 「高齢受給者」とは、平成19年度以前は障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者であり、平成20年度は70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成23年3月までは1割負担である。
- 6 平成20年度の平均被保険者数：10,089人（70歳未満）、10,588人（総数）
平成20年度の平均被扶養者数：5,701人（70歳未満）、5,889人（総数）
平成20年度の平均加入者数：687人（高齢受給者）

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/063.xls>

第64表 全国健康保険協会管掌健康保険収支状況

(単位 億円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
収入	73,037	73,631	74,793	75,479	77,164	77,029
保険料収入	63,788	64,666	65,720	66,445	67,793	66,742
医療分	60,167	60,221	60,667	61,442	62,677	62,013
介護分	3,620	4,445	5,053	5,003	5,116	4,729
国庫補助	9,042	8,802	8,939	8,877	9,197	10,036
医療分	8,321	7,942	7,963	7,888	8,201	9,093
介護分	721	860	976	988	996	943
その他の	206	163	133	157	174	251
支出	72,389	71,167	73,299	74,399	78,516	79,567
保険給付費	38,534	38,956	40,501	40,851	42,683	43,375
医療給付費	33,625	33,754	35,173	35,326	37,431	38,572
現金給付費	4,909	5,203	5,328	5,526	5,252	4,803
前期高齢者納付金	・	・	・	・	・	9,449
後期高齢者支援金	・	・	・	・	・	13,131
老人保健拠出金	21,579	18,993	17,900	17,200	17,712	1,960
退職者給付拠出金	6,693	6,888	7,951	9,306	11,028	4,467
病床転換支援金	・	・	・	・	・	9
介護納付金	4,398	5,246	5,954	6,029	6,074	5,920
その他の	1,185	1,084	993	1,013	1,020	1,257
収支差引残	647	2,464	1,494	1,079	△1,352	△2,538
医療分	704	2,405	1,419	1,117	△1,390	△2,290
介護分	△57	59	75	△38	38	△248
国庫補助線延べ返済額	—	—	—	—	—	—
準備金残高	△106	2,291	3,898	5,148	3,893	1,494
医療分	△174	2,164	3,695	4,983	3,690	1,539
介護分	68	127	203	165	203	△45

(注) 1 単年度における実質的な財政状況である。

2 平成18年度以前は厚生保険特別会計健康勘定分であり、平成19年度は年金特別会計健康勘定分である。

3 法第3条第2項に係るものと含む。

4 平成20年度より「事業運営安定資金残高」は、「準備金残高」となった。

5 「準備金残高」は、国庫補助線延の返済、健康勘定から業務勘定への繰入に係る当年度の剩余金等を含む。

6 平成19年度以前は政府管掌健康保険に係るものであり、平成20年度は政府管掌健康保険と全国健康保険協会健康保険とを一体的に通算したものである。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/064.xls>

(2) 組合管掌健康保険

第65表 組合管掌健康保険適用状況

区分	平成14年度 (2002)	年度末現在				
		15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
組合被保険者数	1,674	1,622	1,584	1,561	1,541	1,518
男	14,790,093	14,655,434	14,786,699	15,053,571	15,456,333	15,870,953
女	10,753,093	10,599,145	10,564,108	10,666,236	10,857,857	11,082,028
(再掲) 介護2号被保険者たる被保険者数	4,037,000	4,056,289	4,222,591	4,387,335	4,598,476	4,788,925
男	—	—	—	—	—	—
女	—	—	—	—	—	—
介護特定被保険者数	6,938,132	6,824,171	6,823,147	6,914,400	7,026,464	7,226,205
男	—	—	—	—	—	—
女	—	—	—	—	—	—
被扶養者数	89,463	93,344	97,505	98,063	100,262	104,278
男	—	—	—	—	—	—
女	—	—	—	—	—	—
被扶養者数	15,778,140	15,488,225	15,202,951	15,065,275	15,018,065	14,989,078
(再掲) 介護保険被扶養者数	3,394,523	3,324,722	3,265,907	3,237,524	3,219,734	3,222,917
扶養率	1.067	1.057	1.028	1.001	0.972	0.944
平均標準報酬月額	369,726	371,556	371,872	370,811	369,609	371,037
男	414,881	417,939	419,910	419,555	418,979	421,058
女	249,448	250,357	251,691	252,306	253,038	255,281
(再掲) 介護保険被保険者	439,967	439,297	439,451	438,419	438,286	440,017
男	—	—	—	—	—	—
女	—	—	—	—	—	—

(注) 1 介護保険関係の値は、年間平均である。

2 介護保険被保険者の「平均標準報酬月額」は、介護2号被保険者たる被保険者と特定被保険者の平均である。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/065.xls>

第66表 組合管掌健康保険平均保険料率

区分	保険料率(%)			負担割合(%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
平成14年度(2002)	81.46	35.99	45.47	100	44	56
15 (2003)	75.08	33.42	41.66	100	45	55
16 (2004)	74.15	33.07	41.08	100	45	55
17 (2005)	73.42	32.82	40.60	100	45	55
18 (2006)	73.17	32.74	40.42	100	45	55
19 (2007)	72.41	32.42	39.99	100	45	55

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/066.xls>

第67表 組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成19年度末現在

等級	月額 (千円)	計	被保険者数	
			男	女
総数		15,608,421	10,841,433	4,766,988
第1級	58	3,408	1,915	1,493
2	68	1,558	471	1,087
3	78	4,694	1,002	3,692
4	88	10,111	2,012	8,099
5	98	29,464	9,653	19,811
6	104	24,588	3,939	20,649
7	110	47,764	8,219	39,545
8	118	82,600	14,743	67,857
9	126	112,536	18,903	93,633
10	134	141,502	24,888	116,614
11	142	163,584	29,808	133,776
12	150	217,000	48,179	168,821
13	160	257,618	67,169	190,449
14	170	286,297	82,571	203,726
15	180	320,955	101,646	219,309
16	190	339,953	112,953	227,000
17	200	597,780	229,503	368,277
18	220	860,036	375,512	484,524
19	240	874,861	434,699	440,162
20	260	872,683	499,648	373,035
21	280	824,984	527,001	297,983
22	300	797,718	554,730	242,988
23	320	757,178	564,108	193,070
24	340	721,745	566,813	154,932
25	360	698,394	572,786	125,608
26	380	810,593	688,627	121,966
27	410	894,774	784,744	110,030
28	440	784,795	706,254	78,541
29	470	690,146	630,077	60,069
30	500	603,126	556,435	46,691
31	530	507,735	474,569	33,166
32	560	421,532	396,969	24,563
33	590	337,263	319,012	18,251
34	620	272,726	258,900	13,826
35	650	209,750	199,616	10,134
36	680	167,791	160,135	7,656
37	710	160,734	153,032	7,702
38	750	128,515	122,072	6,443
39	790	95,692	90,457	5,235
40	830	82,185	77,724	4,461
41	880	65,946	62,313	3,633
42	930	48,940	46,169	2,771
43	980	39,932	37,114	2,818
44	1030	33,383	31,384	1,999
45	1090	29,087	27,249	1,838
46	1150	22,250	20,981	1,269
47	1210	152,515	144,729	7,786

(注) 特例退職被保険者分を除く。

資料:健康保険組合連合会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/067.xls>

第68表 組合管掌健康保険適用状況(業態別)

平成20年3月末現在

区分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総	1,518	15,870,953	11,082,028	4,788,925	371,037	421,058	255,281
単一・連合組合の計	1,241	9,609,928	7,013,366	2,596,562	390,839	438,994	260,769
農林水産業	2	5,286	3,921	1,365	429,110	487,757	260,646
鉱業	—	—	—	—	—	—	—
総合工事業	30	104,770	88,941	15,829	419,486	450,715	244,017
職別工事業	3	4,293	3,763	530	398,058	423,515	217,313
整備工事業	11	44,397	40,788	3,609	416,469	430,459	258,357
食料品・たばこ製造業	44	225,151	157,384	67,767	344,288	399,531	215,990
織維製品製造業	33	67,657	36,091	31,566	305,797	376,750	224,672
木製品・家具等製造業	3	4,593	3,769	824	359,019	389,765	218,388
紙製品製造業	4	11,024	9,766	1,258	337,343	353,452	212,294
印刷・同関連業	14	64,392	51,360	13,032	418,276	456,455	267,807
化学工業・同類似業	157	871,431	685,359	186,072	410,219	449,035	267,251
金属工業	53	324,141	279,645	44,496	396,188	419,073	252,361
機械器具製造業	268	2,786,109	2,361,055	425,054	406,404	431,261	268,329
その他の製造業	42	148,406	111,293	37,113	372,604	411,753	255,207
卸売業	56	279,977	184,265	95,712	389,404	452,214	268,482
飲食料品小売業	14	61,816	34,741	27,075	276,543	347,111	185,995
飲食料品以外の小売業	69	683,504	394,637	288,867	314,112	392,657	206,808
金融・保険業	169	1,192,219	593,553	598,666	386,263	509,872	263,709
不動産業	7	18,147	13,090	5,057	438,016	492,289	297,531
道路貨物運送業	21	280,278	241,359	38,919	349,932	372,029	212,895
その他の運輸業	58	682,735	556,295	126,440	383,270	410,947	261,502
情報通信業	35	498,732	334,720	164,012	414,872	480,880	280,162
電気・ガス・熱供給・水道業	21	261,531	224,584	36,947	486,446	516,594	303,193
飲食店	3	17,725	10,269	7,456	233,230	276,333	173,865
宿泊業	2	6,344	4,216	2,128	294,374	332,682	218,477
医療業・保健衛生	7	44,739	13,740	30,999	375,931	529,303	307,951
社会保険・社会福祉・介護事業	2	25,503	8,858	16,645	429,384	550,400	364,982
教育・学習支援業	12	52,151	26,168	25,983	405,718	489,852	320,984
複合サービス業	3	20,025	12,712	7,313	352,819	421,628	233,210
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—
対個人サービス	2	4,108	826	3,282	256,579	314,278	242,057
労働者派遣業	1	6,998	5,656	1,342	263,384	269,926	235,814
その他の対事業所サービス	4	8,455	6,617	1,838	429,632	473,287	272,468
修理業	—	—	—	—	—	—	—
娯楽業	5	13,643	8,436	5,207	265,279	305,536	200,057
廃棄物処理業	—	—	—	—	—	—	—
学術研究機関	2	13,658	10,422	3,236	501,631	549,127	348,664
政治・経済・文化団体	2	10,068	7,254	2,814	487,993	532,826	372,421
その他のサービス業	65	482,562	314,176	168,386	374,448	433,703	263,890
公務	17	283,360	173,637	109,723	415,607	467,203	333,956
総合組合の計	277	6,261,025	4,068,662	2,192,363	340,643	390,142	248,781

(注) 平成19年4月より業態区分が変更になった。

資料:健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/068.xls>

第69表 組合管掌健康保険給付決定状況

(i) 法定給付

(単位 金額: 千円)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	件数 280,018,960	277,284,314	287,794,346	295,129,812	306,270,218	313,247,195
	金額 3,047,278,896	2,884,743,773	2,930,164,639	3,001,427,876	3,057,152,748	3,179,492,486
被 保 険 者 分	件数 129,152,544	124,339,155	129,909,773	133,858,902	139,175,578	144,482,787
	金額 1,620,698,455	1,430,222,043	1,453,094,886	1,495,369,076	1,513,361,666	1,586,380,551
診 療 費	件数 94,954,651	90,398,378	93,345,715	95,455,772	98,047,309	100,676,568
	日数 183,945,359	169,893,612	170,126,231	170,105,839	171,349,925	172,872,952
	金額 1,247,382,396	1,047,567,601	1,046,691,567	1,063,768,911	1,062,254,096	1,115,261,695
薬 剤 支 給	件数 29,728,207	29,453,997	31,892,849	33,395,379	35,737,551	38,005,155
	枚数 40,135,957	38,774,068	41,361,135	42,655,816	45,181,824	47,830,106
	金額 166,144,930	158,991,596	173,761,066	188,905,661	196,907,386	219,022,080
入院時食事療養費	件数 1,108,407	1,042,504	1,011,901	1,003,348	1,009,873	1,000,771
(差額支給分除く)	回数 11,232,493	10,160,335	9,642,758	9,351,398	23,998,627	23,679,491
	金額 15,968,918	14,488,127	13,798,180	13,417,447	9,726,290	9,535,912
訪問看護療養費	件数 4,947	4,724	5,215	5,783	6,636	7,287
	日数 35,436	33,862	37,251	38,994	45,445	50,105
	金額 261,584	218,676	247,422	265,240	311,822	336,774
入院時食事・生活療養費	件数 146	146	171	125	161	151
(差額支給分)	回数 3,916	3,068	3,661	2,516	6,554	5,037
	金額 824	522	672	377	1,025	413
療 養 費	件数 3,514,713	3,471,718	3,611,106	3,901,674	4,226,939	4,698,312
	金額 19,863,595	17,911,843	16,808,267	18,300,918	19,088,382	21,058,439
高 額 療 養 費	件数 394,277	445,909	467,777	473,126	471,710	384,097
	金額 31,706,502	48,503,568	54,017,257	54,570,513	54,658,805	40,269,018
移 送 費	件数 221	231	173	198	181	210
	金額 13,293	25,407	15,230	12,002	10,610	11,993
傷 病 手 当 金	件数 351,929	364,404	386,787	424,821	469,017	517,377
	日数 10,917,998	11,624,583	12,264,672	13,392,882	14,904,846	16,421,122
	金額 68,051,197	72,145,440	76,582,334	83,629,909	92,823,708	112,087,738
埋 葬 料	件数 20,619	19,759	18,989	18,920	18,443	19,201
	金額 8,100,821	7,736,771	7,374,072	7,309,138	4,751,874	995,593
出 産 育 児 一 時 金	件数 93,347	92,134	93,239	94,383	102,506	97,870
	金額 28,004,100	27,640,200	27,971,700	28,314,900	32,657,900	34,220,100
出 産 手 当 金	件数 89,487	87,755	87,752	88,721	95,125	76,559
	日数 7,578,483	7,471,248	7,567,591	7,682,233	8,299,936	6,323,172
	金額 35,200,295	34,992,292	35,827,119	36,874,060	40,169,768	33,580,796
被 扶 養 者 分	件数 150,673,876	151,568,405	155,174,682	157,144,869	161,446,386	161,636,184
	金額 1,419,560,961	1,421,516,034	1,418,939,232	1,421,657,354	1,433,895,448	1,458,727,711
診 療 費	件数 108,658,548	107,832,162	109,155,387	109,627,330	111,204,369	110,305,561
	日数 211,091,474	207,585,525	204,317,328	201,038,215	200,824,178	195,453,738
	金額 1,117,721,047	1,090,589,981	1,077,399,264	1,075,448,343	1,077,080,507	1,086,261,687
薬 剤 支 給	件数 38,439,056	40,098,383	42,229,378	43,534,608	46,065,885	46,926,439
	枚数 56,670,575	58,358,783	60,727,236	61,632,219	64,769,578	65,149,812
	金額 155,321,116	176,215,243	187,865,254	197,178,926	203,905,266	216,123,115
入院時食事療養費	件数 1,338,032	1,290,027	1,219,276	1,184,890	1,174,367	1,135,906
(差額支給分除く)	回数 13,762,971	13,015,941	12,159,085	11,666,119	30,385,503	29,359,895
	金額 18,890,188	17,909,184	16,790,739	16,152,678	12,004,529	11,482,781
訪問看護療養費	件数 22,637	25,312	28,952	31,937	35,955	40,155
	日数 141,274	159,764	177,830	197,869	219,986	247,028
	金額 920,744	1,047,150	1,204,698	1,345,142	1,515,961	1,683,862

入院時食事・生活療養費 件数	36	103	76	72	107	118
(差額支給分) 回数	569	1,914	2,056	1,308	3,743	6,769
金額	103	379	462	256	633	609
第二家族療養費 件数	2,905,848	2,932,412	3,071,198	3,280,562	3,461,479	3,741,461
金額	16,213,215	17,299,612	16,598,739	17,340,463	18,255,245	19,787,649
高額療養費 件数	312,448	354,781	375,578	370,047	372,165	305,306
金額	18,848,595	29,487,437	33,271,221	32,471,702	32,795,238	24,397,479
移送費 件数	151	148	146	161	162	214
金額	9,153	8,648	14,830	6,844	7,369	10,479
家族埋葬料 件数	44,544	42,864	41,980	41,663	39,876	39,274
金額	4,454,400	4,286,400	4,197,925	4,166,300	3,218,050	1,985,500
家族出産育児一時金 件数	290,608	282,240	271,987	258,489	266,388	277,656
金額	87,182,400	84,672,000	81,596,100	77,546,700	85,112,650	96,994,550
高齢受給者分(一般) 件数	125,155	1,071,479	2,195,640	3,425,066	4,709,207	5,863,265
金額	2,158,809	18,931,651	38,878,470	61,457,161	83,041,723	105,419,549
診療費 件数	90,235	763,349	1,548,280	2,399,120	3,263,718	4,021,809
日数	218,651	1,872,795	3,714,088	5,651,839	7,525,366	9,101,126
金額	1,789,573	15,562,509	31,705,737	49,613,300	67,059,346	84,275,151
薬剤支給 件数	34,896	307,971	647,007	1,025,310	1,444,504	1,840,038
枚数	53,116	466,688	953,632	1,477,281	2,042,567	2,562,318
金額	330,768	3,067,025	6,542,096	10,869,838	14,941,621	19,870,683
入院時食事・生活療養費 件数	1,790	14,432	29,995	46,291	63,342	77,324
(差額支給分除く) 回数	25,702	201,481	415,104	636,583	2,416,480	3,377,029
金額	37,384	295,268	613,180	941,634	992,692	1,189,062
訪問看護療養費 件数	24	159	353	636	985	1,418
日数	131	794	2,024	3,580	5,634	10,130
金額	1,084	6,849	17,457	32,389	48,064	84,653
高齢受給者分(現役並み所得者) 件数	20,116	209,629	396,853	558,439	784,092	1,077,596
金額	312,161	3,411,255	6,285,087	8,800,023	11,591,165	15,681,821
診療費 件数	14,725	151,599	283,751	396,560	552,444	751,421
日数	31,875	331,547	601,328	822,805	1,117,129	1,492,469
金額	261,279	2,852,004	5,177,856	7,173,136	9,513,738	12,820,331
薬剤支給 件数	5,384	57,998	113,016	161,778	231,444	325,858
枚数	7,827	82,158	156,619	219,815	308,975	428,458
金額	46,292	512,852	1,021,346	1,513,008	1,958,655	2,683,926
入院時食事・生活療養費 件数	266	2,683	4,951	6,757	9,419	13,002
(差額支給分除く) 回数	2,951	30,691	54,398	73,035	266,241	378,825
金額	4,321	44,922	81,181	109,124	110,869	164,541
訪問看護療養費 件数	7	32	86	101	204	317
日数	35	192	644	605	1,068	1,786
金額	269	1,477	4,704	4,755	7,903	13,023
世帯合算高額療養費 件数	47,269	95,646	117,398	142,536	164,955	187,363
金額	4,548,510	10,662,790	12,966,964	14,144,262	15,262,746	13,282,854

(注) 1 「診療費」及び「薬剤支給」については当該月診療分を、その他は当該月決定分を表す。

2 支払基金事務費は含まれていない。

3 特定健康保険組合を含む。

4 「傷病手当金」「(家族) 埋葬料」「(家族) 出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健医療給付対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。

5 「入院時食事療養費(差額支給分除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

6 「入院時食事療養費」及び「入院時食事療養・生活療養費」の回数は、平成18年4月診療分以降であり、平成17年度以前は日数である。

7 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。

8 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70~74歳の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

9 「高齢受給者(現役並み所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70~74歳の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

10 平成14年度の「高齢受給者(一般)(現役並み所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 付加給付

(単位 金額：千円)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	3,221,499	2,967,685	2,711,751	2,647,062	2,578,683	2,587,741
金額	74,121,691	83,613,907	83,402,085	84,449,193	88,209,276	95,209,922
被保険者分 件数	1,663,824	1,660,364	1,548,674	1,522,480	1,485,102	1,504,646
金額	44,960,812	51,229,419	51,815,844	53,367,507	55,563,463	58,659,320
一部負担還元金 件数	1,448,458	1,440,131	1,315,049	1,271,151	1,213,188	1,208,598
金額	26,011,410	31,025,154	30,285,653	30,045,431	30,731,636	33,884,146
傷病手当に関するもの 件数	152,510	158,824	171,401	187,029	203,019	220,492
金額	13,736,578	14,946,645	16,390,078	18,074,830	19,464,787	19,586,588
その他の 件数	62,856	61,409	62,224	64,300	68,895	75,556
金額	5,212,824	5,257,620	5,140,113	5,247,246	5,367,040	5,188,586
被扶養者分 件数	1,527,633	1,249,399	1,097,280	1,049,124	1,011,126	988,939
金額	28,075,457	30,108,585	29,099,811	28,323,660	29,519,245	32,701,513
家族療養付加金 件数	1,367,599	1,096,355	948,774	906,244	864,319	835,331
金額	22,620,062	24,729,094	23,813,839	23,137,626	24,004,192	26,055,881
その他の 件数	160,034	153,044	148,506	142,880	146,807	153,608
金額	5,455,395	5,379,491	5,285,972	5,186,034	5,515,053	6,645,632
合算高額療養付加金 件数	30,042	57,922	65,797	75,458	82,455	94,156
金額	1,085,422	2,275,903	2,486,430	2,758,026	3,126,568	3,849,089

(iii) 法定給付・付加給付合計

(単位 金額：千円)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計 件数	283,240,459	280,251,999	290,506,097	297,776,874	308,848,901	315,834,936
金額	3,121,400,587	2,968,357,680	3,013,566,724	3,085,877,069	3,145,362,024	3,274,702,408
被保険者分 件数	130,816,368	125,999,519	131,458,447	135,381,382	140,660,680	145,987,433
金額	1,665,659,267	1,481,451,462	1,504,910,730	1,548,736,583	1,568,925,129	1,645,039,871
被扶養者分 件数	152,201,509	152,817,804	156,271,962	158,193,993	162,457,512	162,625,123
金額	1,447,636,418	1,451,624,619	1,448,039,043	1,449,981,014	1,463,414,693	1,491,429,224

(注) 合計には、世帯合算高額療養費及び合算高額療養付加金を含む。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/069.xls>

第70表 組合管掌健康保険診療費決定状況

(単位 金額 : 千円)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
被保険者分 件数	94,954,651	90,398,378	93,345,715	95,455,772	98,047,309	100,676,568
日数	183,945,359	169,893,612	170,126,231	170,105,839	171,349,925	172,872,952
金額	1,247,382,396	1,047,567,601	1,046,691,567	1,063,768,911	1,062,254,096	1,115,261,695
一般 診療 件数	74,520,342	71,115,585	73,624,363	75,026,817	77,096,330	79,445,124
日数	135,019,497	124,423,201	124,960,814	124,462,184	125,469,756	127,232,618
金額	1,000,677,730	851,055,621	852,585,731	867,726,446	869,539,461	921,338,235
入院 件数	1,205,312	1,135,082	1,104,693	1,094,822	1,103,483	1,094,295
日数	13,212,432	11,971,470	11,368,152	11,008,443	10,720,822	10,533,391
金額	366,941,139	307,200,584	299,301,148	300,421,827	304,162,310	337,724,357
入院外 件数	73,315,030	69,980,503	72,519,670	73,931,995	75,992,847	78,350,829
日数	121,807,065	112,451,731	113,592,662	113,453,741	114,748,934	116,699,227
金額	633,736,591	543,855,037	553,284,583	567,304,619	565,377,151	583,613,878
歯科 診療 件数	20,434,309	19,282,793	19,721,352	20,428,955	20,950,979	21,231,444
日数	48,925,862	45,470,411	45,165,417	45,643,655	45,880,169	45,640,334
金額	246,704,666	196,511,980	194,105,836	196,042,465	192,714,635	193,923,460
被扶養者分 件数	108,658,548	107,832,162	109,155,387	109,627,330	111,204,369	110,305,561
日数	211,091,474	207,585,525	204,317,328	201,038,215	200,824,178	195,453,738
金額	1,117,721,047	1,090,589,981	1,077,399,264	1,075,448,343	1,077,080,507	1,086,261,687
一般 診療 件数	89,384,269	88,776,065	89,669,827	89,910,934	91,500,749	90,620,649
日数	169,522,187	166,855,977	163,899,911	161,133,812	162,021,882	157,437,131
金額	960,486,972	936,474,849	924,540,423	924,329,885	931,241,199	941,338,859
入院 件数	1,540,106	1,486,007	1,413,173	1,378,086	1,373,379	1,331,054
日数	16,329,655	15,460,065	14,515,176	13,958,820	13,568,150	13,097,040
金額	376,785,518	341,128,005	328,160,798	326,095,774	335,704,635	348,515,738
入院外 件数	87,844,163	87,290,058	88,256,654	88,532,848	90,127,370	89,289,595
日数	153,192,532	151,395,912	149,384,735	147,174,992	148,453,732	144,340,091
金額	583,701,454	595,346,844	596,379,625	598,234,111	595,536,564	592,823,121
歯科 診療 件数	19,274,279	19,056,097	19,485,560	19,716,396	19,703,620	19,684,912
日数	41,569,287	40,729,548	40,417,417	39,904,403	38,802,296	38,016,607
金額	157,234,075	154,115,132	152,858,841	151,118,458	145,839,308	144,922,828
高齢受給者(一般) 件数	90,235	763,349	1,548,280	2,399,120	3,263,718	4,021,809
日数	218,651	1,872,795	3,714,088	5,651,839	7,525,366	9,101,126
金額	1,789,573	15,562,509	31,705,737	49,613,300	67,059,346	84,275,151
一般 診療 件数	79,478	669,576	1,354,124	2,087,456	2,840,560	3,505,267
日数	190,440	1,624,881	3,220,967	4,879,657	6,499,423	7,857,191
金額	1,624,725	14,140,459	28,915,750	45,232,298	61,381,760	77,356,832
入院 件数	1,902	15,530	32,005	49,001	66,782	81,750
日数	28,447	226,868	469,754	716,459	970,635	1,167,579
金額	726,285	6,391,124	13,500,356	21,099,747	29,055,832	36,998,593
入院外 件数	77,576	654,046	1,322,119	2,038,455	2,773,778	3,423,517
日数	161,993	1,398,013	2,751,213	4,163,198	5,528,788	6,689,612
金額	898,440	7,749,335	15,415,394	24,132,551	32,325,928	40,358,239
歯科 診療 件数	10,757	93,773	194,156	311,664	423,158	516,542
日数	28,211	247,914	493,121	772,182	1,025,943	1,243,935
金額	164,848	1,422,050	2,789,987	4,381,002	5,677,586	6,918,319
高齢受給者(現役並み所得者) 件数	14,725	151,599	283,751	396,560	552,444	751,421
日数	31,875	331,547	601,328	822,805	1,117,129	1,492,469
金額	261,279	2,852,004	5,177,856	7,173,136	9,513,738	12,820,331
一般 診療 件数	12,469	128,557	239,429	332,701	462,858	630,081
日数	26,371	275,439	496,470	677,122	916,170	1,226,827
金額	236,655	2,599,330	4,689,208	6,502,843	8,682,891	11,780,946
入院 件数	289	2,895	5,360	7,197	9,926	13,727
日数	3,393	35,808	63,784	85,519	115,199	161,919
金額	108,488	1,244,308	2,221,760	3,035,830	4,208,122	5,984,822
入院外 件数	12,180	125,662	234,069	325,504	452,932	616,354
日数	22,978	239,631	432,686	591,603	800,971	1,064,908
金額	128,167	1,355,022	2,467,448	3,467,013	4,474,769	5,796,124
歯科 診療 件数	2,256	23,042	44,322	63,859	89,586	121,340
日数	5,504	56,108	104,858	145,683	200,959	265,642
金額	24,624	252,674	488,648	670,293	830,847	1,039,385

(注) 1 老人保健医療給付対象者は含まれていない。

2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70~74歳の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

3 「高齢受給者(現役並み所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70~74歳の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

4 平成14年度の「高齢受給者(一般)(現役並み所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料: 健康保険組合連合会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/070.xls>

第71表 組合管掌健康保険給付諸率

区分		平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《被保険者分》							
診療費	1000人当件数	6,362.54	6,151.45	6,346.39	6,393.73	6,145.40	6,417.90
	1件当日数	1.94	1.88	1.82	1.78	1.75	1.72
	1件当金額	13,137	11,588	11,213	11,144	10,834	11,078
	1人当金額	83,582	71,285	71,162	71,252	69,505	71,095
入院	1000人当件数	80.76	77.24	75.11	73.33	72.20	69.76
	1件当日数	10.96	10.55	10.29	10.06	9.72	9.63
	1件当金額	304,437	270,642	270,936	274,402	275,638	308,623
	1人当金額	24,587	20,904	20,349	20,123	19,902	21,529
入院外	1000人当件数	4,912.55	4,762.05	4,930.47	4,952.04	4,972.34	4,994.69
	1件当日数	1.66	1.61	1.57	1.53	1.51	1.49
	1件当金額	8,644	7,772	7,629	7,673	7,440	7,449
	1人当金額	42,464	37,008	37,617	37,999	36,994	37,204
歯科診療	1000人当件数	1,369.22	1,312.16	1,340.81	1,368.35	1,370.86	1,353.46
	1件当日数	2.39	2.36	2.29	2.23	2.19	2.15
	1件当金額	12,073	10,191	9,842	9,596	9,198	9,134
	1人当金額	16,531	13,372	13,197	13,131	12,610	12,362
薬剤支給	1000人当件数	1,991.97	2,004.29	2,168.33	2,236.86	2,338.37	2,422.74
	1件当金額	5,589	5,398	5,448	5,657	5,510	5,763
	1人当金額	11,133	10,819	11,814	12,653	12,884	13,962
入院時食事療養費 (差額支給分除<>)	1000人当件数	74.27	70.94	68.80	67.21	66.08	63.80
	1件当日数	10.13	9.75	9.53	9.32	23.76	23.66
	1件当金額	14,407	13,897	13,636	13,373	9,631	9,529
	1人当金額	1,070	986	938	899	636	608
訪問看護療養費	1000人当件数	0.33	0.32	0.35	0.39	0.43	0.46
	1件当日数	7.16	7.17	7.14	6.74	6.85	6.88
	1件当金額	52,877	46,290	47,444	45,865	46,989	46,216
	1人当金額	18	15	17	18	20	21
入院時食事・生活療養費 (差額支給)	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	1件当日数	26.82	21.01	21.41	20.13	40.71	33.36
	1件当金額	5,644	3,575	3,930	3,016	6,366	2,735
	1人当金額	0	0	0	0	0	0
療養費	1000人当件数	235.46	235.87	244.76	260.16	274.94	297.37
	1件当金額	5,652	5,159	4,655	4,691	4,516	4,482
	1人当金額	1,331	1,217	1,139	1,220	1,242	1,333
移傷病手当費	1000人当件数	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01
	1000人当件数	23.47	24.66	26.13	28.25	30.44	32.68
	1人当日数	0.73	0.79	0.83	0.89	0.97	1.04
	1件当金額	193,366	197,982	197,996	196,859	197,911	216,646
	1人当金額	1.37	1.34	1.28	1.26	1.20	1.21
埋葬料	1000人当件数	6.22	6.24	6.30	6.28	6.65	6.18
出産育児一時金	1000人当件数	5.97	5.94	5.93	5.90	6.17	4.84
出産手当金	1件当金額	393,357	398,750	408,277	415,618	422,284	438,626
《被扶養者分》							
診療費	1000人当件数	7,215.49	7,288.41	7,494.36	7,632.67	7,774.71	7,739.44
	1件当日数	1.94	1.93	1.87	1.83	1.81	1.77
	1件当金額	10,287	10,114	9,870	9,810	9,686	9,848
	1人当金額	74,222	73,713	73,972	74,877	75,303	76,216
入院	1000人当件数	102.27	100.44	97.03	95.95	96.02	93.39
	1件当日数	10.60	10.40	10.27	10.13	9.88	9.84
	1件当金額	244,649	229,560	232,216	236,629	244,437	261,834
	1人当金額	25,020	23,057	22,531	22,704	23,470	24,453
入院外	1000人当件数	5,833.30	5,899.96	6,059.50	6,163.99	6,301.14	6,264.89
	1件当日数	1.74	1.73	1.69	1.66	1.65	1.62
	1件当金額	6,645	6,820	6,757	6,757	6,608	6,639
	1人当金額	38,761	40,240	40,946	41,651	41,636	41,595
歯科診療	1000人当件数	1,279.91	1,288.01	1,337.83	1,372.73	1,377.55	1,381.17
	1件当日数	2.16	2.14	2.07	2.02	1.97	1.93
	1件当金額	8,158	8,087	7,845	7,665	7,402	7,362
	1人当金額	10,441	10,417	10,495	10,521	10,196	10,168
薬剤支給	1000人当件数	2,552.55	2,710.26	2,899.37	3,031.04	3,220.64	3,292.53
	1件当金額	4,041	4,395	4,449	4,529	4,426	4,606
	1人当金額	10,314	11,910	12,898	13,728	14,256	15,164
入院時食事療養費 (差額支給分除<>)	1000人当件数	88.85	87.19	83.71	82.50	82.10	79.70
	1件当日数	10.29	10.09	9.97	9.85	25.87	25.85
	1件当金額	14,118	13,883	13,771	13,632	10,222	10,109
	1人当金額	1,254	1,210	1,153	1,125	839	806
家族訪問看護療養費	1000人当件数	1.50	1.71	1.99	2.22	2.51	2.82
	1件当日数	6.24	6.31	6.14	6.20	6.12	6.15
	1件当金額	40,674	41,370	41,610	42,119	42,163	41,934
	1人当金額	61	71	83	94	106	118
入院時食事・生活療養費 (差額支給)	1000人当件数	0.00	0.01	0.01	0.00	0.01	0.01
	1件当日数	15.81	18.58	27.05	18.17	34.98	57.36
	1件当金額	2,861	3,680	6,079	3,556	5,916	5,161
	1人当金額	0	0	0	0	0	0

疗	養	費	1000人当件数	192.91	197.76	209.93	226.89	239.83	259.60
		1 件 当 金 額	5,580	5,899	5,405	5,286	5,274	5,289	
		1 人 当 金 額	1,076	1,167	1,135	1,199	1,265	1,373	
家	族	移 送 費	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
家	族	埋 葬 料	1000人当件数	2.82	2.77	2.75	2.77	2.67	2.64
家	族	出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	18.39	18.21	17.85	17.21	17.82	18.64
《高齢受給者分(一般)》									
診	療	費	1000人当件数	14,939.57	16,036.07	16,562.69	16,909.50	18,161.75	17,371.40
		1 件 当 日 数	2.42	2.45	2.40	2.36	2.02	2.26	
		1 件 当 金 額	19,832	20,387	20,478	20,680	17,221	20,955	
		1 人 当 金 額	296,287	326,930	339,171	349,685	312,767	364,010	
入	院	1000人当件数	314.90	326.25	342.37	345.37	326.32	353.10	
		1 件 当 日 数	14.96	14.61	14.68	14.62	11.61	14.28	
		1 件 当 金 額	381,853	411,534	421,820	430,598	423,949	452,582	
		1 人 当 金 額	120,246	134,262	144,420	148,715	138,343	159,808	
入	院	外	1000人当件数	12,843.71	13,739.88	14,143.34	14,367.46	14,890.26	14,787.20
		1 件 当 日 数	2.09	2.14	2.08	2.04	1.77	1.95	
		1 件 当 金 額	11,581	11,848	11,660	11,839	9,880	11,789	
		1 人 当 金 額	148,748	162,794	164,906	170,091	147,109	174,319	
歯	科	診 療	1000人当件数	1,780.96	1,969.94	2,076.98	2,196.67	2,945.16	2,231.10
		1 件 当 日 数	2.62	2.64	2.54	2.48	2.24	2.41	
		1 件 当 金 額	15,325	15,165	14,370	14,057	9,274	13,394	
		1 人 当 金 額	27,293	29,874	29,846	30,878	27,314	29,882	
薬	剤	支 給	1000人当件数	5,777.48	6,469.71	6,921.34	7,226.60	7,608.78	7,947.68
		1 件 当 金 額	9,479	9,959	10,111	10,602	8,463	10,799	
		1 人 当 金 額	54,763	64,431	69,984	76,613	64,391	85,827	
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)		1000人当件数	296.36	303.18	320.87	326.27	309.65	333.99	
		1 件 当 日 数	14.36	13.96	13.84	13.75	28.27	43.67	
		1 件 当 金 額	20,885	20,459	20,443	20,342	11,771	15,378	
		1 人 当 金 額	6,189	6,203	6,559	6,637	3,645	5,136	
訪問看護療養費		1000人当件数	3.97	3.34	3.78	4.48	6.71	6.12	
		1 件 当 日 数	5.46	4.99	5.73	5.63	5.24	7.14	
		1 件 当 金 額	45,167	43,075	49,453	50,926	38,740	59,699	
		1 人 当 金 額	179	144	187	228	260	366	
《高齢受給者分(現役並み所得者)》									
診	療	費	1000人当件数	17,062.57	16,906.32	17,805.66	18,042.86	18,161.75	18,148.95
		1 件 当 日 数	2.16	2.19	2.12	2.07	2.02	1.99	
		1 件 当 金 額	17,744	18,813	18,248	18,088	17,221	17,061	
入	院	1000人当件数	302,757	318,056	324,916	326,348	312,767	309,647	
		1 件 当 日 数	334.88	322.85	336.35	327.43	326.32	331.55	
		1 件 当 金 額	11.74	12.37	11.90	11.88	11.61	11.80	
		1 人 当 金 額	375,391	429,813	414,507	421,819	423,949	435,989	
入	院	外	1000人当件数	125,710	138,765	139,418	138,118	138,343	144,550
		1 件 当 日 数	4,614.14	2,569.64	2,781.25	2,905.32	2,945.16	2,930.71	
		1 件 当 金 額	2.44	2.44	2.37	2.28	2.24	2.19	
		1 人 当 金 額	10,915	10,966	11,025	10,496	9,274	8,566	
歯	科	診 療	1000人当件数	28,533	28,178	30,663	30,496	27,314	25,104
		1 件 当 日 数	5,007	5,010	5,094	4,965	3,645	3,974	
薬	剤	支 給	1000人当件数	6,238.70	6,467.94	7,091.87	7,360.24	7,608.78	7,870.40
		1 件 当 金 額	8,598	8,843	9,037	9,352	8,463	8,236	
		1 人 当 金 額	53,641	57,193	64,090	63,836	64,391	64,824	
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)		1000人当件数	308.23	299.21	310.68	307.42	309.65	314.04	
		1 件 当 日 数	11.09	11.44	10.99	10.81	28.27	29.14	
		1 件 当 金 額	16,244	16,743	16,397	16,150	11,771	12,655	
訪	問	看護療養費	1000人当件数	5,007	5,010	5,094	4,965	3,645	3,974
		1 件 当 日 数	8.11	3.57	5.40	4.60	6.71	7.66	
		1 件 当 金 額	5.00	6.00	7.49	5.99	5.24	5.63	
		1 人 当 金 額	38,429	46,156	54,698	47,079	38,740	41,082	
		312	312	165	295	216	260	315	

(注) 1 特定健康保険組合を含む。

2 「傷病手当金」「(家族) 埋葬料」「(家族) 出産育児一時金」「出産手当金」は、老人保健医療給付対象者を含む数値で除しているが、その他の給付は含まない数値で除している。

3 「1000人当件数」「1人当金額」は、それぞれ年度平均被保険者数及び年度平均被扶養者数で除した数値である。

資料 : 健康保険組合連合会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/071.xls>

第72表 組合管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収入	6,393,986,381	6,422,997,181	6,334,151,167	6,344,762,942	6,451,208,235	6,736,407,234
保険料	5,614,335,150	5,960,603,913	5,909,804,707	5,907,323,369	5,967,287,777	6,155,611,235
国庫支出金	38,067,380	14,626,173	11,358,242	10,584,883	7,995,541	8,395,675
事務負担金	4,823,614	4,810,477	4,880,137	4,765,198	4,810,619	4,765,547
国庫補助金	33,243,766	9,815,696	6,478,105	5,819,685	3,184,922	3,630,128
前年度より繰越金	83,686,980	41,664,466	57,878,241	67,005,886	98,050,698	127,830,523
積立金より繰入金	403,296,736	181,181,664	115,954,874	113,456,339	133,656,493	193,537,488
その他の収入	254,600,135	224,920,965	239,155,103	246,392,465	244,217,726	251,032,313
支出	6,176,386,724	5,987,095,155	5,768,932,626	5,783,695,402	5,896,654,166	6,272,549,233
保険給付費	3,125,505,365	2,999,563,333	2,999,897,577	3,107,975,347	3,152,808,881	3,283,961,796
老人保健拠出金	1,837,861,029	1,684,604,153	1,442,836,576	1,235,519,810	1,156,719,337	1,177,824,347
退職者給付拠出金	588,733,527	672,670,410	701,421,122	799,547,342	939,705,706	1,144,059,304
日雇拠出金	730,978	731,771	160,503	1,662	288,600	170,146
事務費	129,340,021	125,389,163	123,482,961	123,072,122	123,461,304	126,748,230
保健事業費	291,956,940	284,912,335	284,069,422	292,260,800	304,099,409	314,436,101
その他の支出	202,258,864	219,223,990	217,064,465	225,318,319	219,570,929	225,349,309
収支差引残	217,599,657	435,902,026	565,218,541	561,067,540	554,554,069	463,858,001
翌年度への繰越	45,462,776	60,742,155	69,009,776	100,343,605	130,344,913	172,332,804
法定準備金へ繰入	57,862,959	100,271,471	100,872,325	65,486,760	60,815,600	48,705,657
別途積立金へ繰入	112,334,115	272,979,146	392,079,254	387,643,095	355,498,833	241,143,702
その他	1,939,807	1,909,254	3,257,186	7,594,080	7,894,723	1,675,838
年度末現在積立金	3,158,663,083	3,343,757,378	3,706,910,166	4,041,448,414	4,317,028,976	4,410,953,034
法定準備金	1,345,565,616	1,416,874,452	1,495,651,815	1,544,566,764	1,588,375,731	1,615,315,658
別途積立金	1,813,097,467	1,926,882,926	2,211,258,351	2,496,881,650	2,728,653,245	2,795,637,376

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/072.xls>

3 国民健康保険

第73表 国民健康保険適用状況

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	年度末現在
保険者数	3,310	2,697	2,001	1,983	1,969	1,953	
市町村	3,144	2,531	1,835	1,818	1,804	1,788	
国保組合	166	166	166	165	165	165	
世帯数	26,167,328	26,611,691	27,013,516	27,214,516	27,283,319	21,966,841	
市町村	24,436,613	24,897,226	25,302,112	25,508,246	25,579,836	20,327,142	
国保組合	1,730,715	1,714,465	1,711,404	1,706,270	1,703,483	1,639,699	
被保険者数	51,235,980	51,578,554	51,627,351	51,267,659	50,724,233	39,491,588	
市町村	47,199,726	47,608,601	47,693,024	47,379,807	46,881,018	35,969,890	
国保組合	4,036,254	3,969,953	3,934,327	3,887,852	3,843,215	3,521,698	
(再掲)							
介護保険第2号被保険者数	16,043,391	16,044,103	15,785,148	15,246,054	14,794,522	14,488,239	
市町村	14,521,268	14,543,859	14,303,388	13,791,768	13,355,720	13,084,123	
国保組合	1,522,123	1,500,244	1,481,760	1,454,286	1,438,802	1,404,116	

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/073.xls>

第74表 国民健康保険給付決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	
総 数 件数	768,567,081	802,863,116	829,137,910	850,754,238	867,070,695		
金額	18,084,075,061	18,629,380,592	19,415,928,209	19,498,066,232	20,212,982,918		
総数(老人保健分除く) 件数		480,574,862	511,956,753	540,015,383	561,177,250	565,054,559	
金額		9,162,179,342	9,828,744,757	10,171,693,434	10,770,981,752	10,932,691,769	
療養諸費用 件数	763,655,429	797,698,637	823,611,876	845,831,343	862,326,303		
金額	17,950,509,740	18,495,030,690	19,281,789,327	19,359,637,543	20,070,714,980		
療養諸費用 件数		475,410,383	506,430,719	535,092,488	556,432,858	561,153,783	
(老人保健分除く) 金額		9,027,829,440	9,694,605,875	10,033,264,745	10,628,713,814	10,820,940,265	
療養の給付等 件数	745,337,266	778,285,339	802,976,075	823,931,537	839,195,174		
金額	17,718,650,742	18,249,013,010	19,022,768,581	19,087,524,679	19,784,357,165		
療養の給付等 件数		462,809,609	492,600,259	519,960,447	540,046,915	544,065,309	
(老人保健分除く) 金額		8,893,319,344	9,547,577,151	9,872,775,470	10,454,698,471	10,641,645,643	
療養費等 件数	18,318,163	19,413,298	20,635,801	21,899,806	23,131,129		
金額	231,858,998	246,017,680	259,020,746	272,112,864	286,357,815		
療養費等 件数		12,600,774	13,830,460	15,132,041	16,385,943	17,088,474	
(老人保健分除く) 金額		134,510,096	147,028,723	160,489,275	174,015,343	179,294,622	
高額療養費(再掲) 件数	6,508,589	7,213,236	7,963,605	8,678,627	9,865,780	12,535,231	
金額	606,970,166	646,310,886	670,404,739	681,659,007	724,790,262	819,007,643	
医療給付費(再掲) 金額	15,172,827,334	15,653,499,012	16,362,918,787	16,390,360,813	17,007,635,190		
医療給付費(再掲) 金額		7,189,446,523	7,785,215,404	8,106,868,041	8,660,120,114	8,675,927,606	
(老人保健分除く) 金額							
その他 の 給 付 件数	4,911,652	5,164,479	5,526,034	4,922,895	4,744,392	3,900,776	
金額	133,565,321	134,349,902	134,138,882	138,428,689	142,267,938	111,751,504	

(注) 1 平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行し、退職被保険者等が65歳未満の者に限られることとなった等、平成20年度から対象者が従来と大きく異なっている。

2 「医療給付費(再掲)」は、療養諸費用合計の保険者負担額+高額療養費である。

3 特にことわりのない区分の平成19年度以前の数値には、老人保健分を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/074.xls>

第75表 国民健康保険療養の給付等決定状況

(単位 金額:千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	742,118,872	773,383,139	803,620,991	821,471,712	838,673,763	・
金額	17,592,652,945	18,181,363,279	19,002,536,434	19,087,074,722	19,753,936,168	・
合計(老人保健分除く) 件数	・	457,626,837	492,498,632	516,904,025	539,780,411	543,805,104
金額	・	9,208,975,089	9,900,156,815	10,173,641,053	10,759,736,958	10,372,081,434
診 療 費 件数	536,801,837	553,675,809	570,548,434	577,280,109	583,220,709	・
日数	1,459,737,250	1,474,337,294	1,486,792,282	1,472,572,242	1,464,048,353	・
金額	14,703,647,471	15,080,637,046	15,635,759,877	15,712,921,730	16,133,075,097	・
診 療 費 件数	・	332,337,650	354,275,083	367,811,023	379,855,344	378,990,858
(老人保健分を除く) 日数	・	779,552,276	812,618,709	827,977,908	843,046,203	824,546,008
金額	・	7,368,392,692	7,857,003,552	8,116,136,046	8,520,733,460	8,619,298,996
入 院 件数	17,577,824	17,873,829	18,245,698	18,287,381	18,276,539	・
日数	319,409,257	322,916,362	327,678,203	325,405,713	325,378,734	・
金額	7,139,752,781	7,355,986,637	7,651,310,327	7,763,212,641	8,044,691,055	・
入 院 件数	・	7,828,035	8,107,324	8,345,352	8,484,921	8,433,925
(老人保健分を除く) 日数	・	133,790,187	136,483,608	138,100,638	140,189,543	138,764,045
金額	・	3,124,622,691	3,314,415,802	3,475,020,360	3,693,989,810	3,775,231,502
入 院 外 件数	448,412,569	461,251,533	474,516,640	479,722,110	485,938,321	・
日数	960,727,306	966,518,529	970,764,187	959,105,821	953,890,358	・
金額	6,422,808,750	6,558,647,026	6,798,656,563	6,789,840,402	6,936,811,821	・
入 院 外 件数	・	268,897,090	287,243,600	298,494,299	309,927,054	308,629,356
(老人保健分を除く) 日数	・	509,754,165	535,098,259	546,650,211	560,552,076	545,099,671
金額	・	3,413,317,430	3,681,238,947	3,781,319,865	3,962,200,683	3,969,409,021
歯 科 診 療 件数	70,811,444	74,550,447	77,786,096	79,270,618	79,005,849	・
日数	179,600,687	184,902,403	188,349,892	188,060,708	184,779,261	・
金額	1,141,085,940	1,166,003,383	1,185,792,987	1,159,868,688	1,151,572,221	・
歯 科 診 療 件数	・	55,612,525	58,924,159	60,971,372	61,443,369	61,927,577
(老人保健分を除く) 日数	・	136,007,924	141,036,842	143,227,059	142,304,584	140,682,292
金額	・	830,452,571	861,348,802	859,795,822	864,542,967	874,658,474
食事療養・生活療養 件数	16,438,160	16,720,097	17,087,476	17,137,595	17,176,106	・
金額	639,416,455	649,653,575	662,009,873	572,077,189	567,451,375	・
食事療養・生活療養 件数	・	7,380,370	7,660,594	7,873,875	8,020,973	7,962,188
(老人保健分を除く) 金額	・	271,392,369	277,830,927	243,019,361	243,579,841	242,036,782
調 剤 件数	204,926,894	219,277,668	232,608,788	243,684,889	254,906,301	・
金額	2,225,331,584	2,423,283,246	2,673,630,795	2,767,583,996	3,015,055,083	・
調 剤 件数	・	125,097,473	138,009,233	148,856,175	159,663,881	164,518,980
(老人保健分を除く) 金額	・	1,179,506,356	1,368,143,634	1,470,793,812	1,655,330,048	1,733,491,805
施 設 療 養 費 件数	△175	△4	114	—	—	・
金額	△75,266	△16,762	10,187	—	—	・
訪 問 看 護 件数	390,316	429,666	463,655	506,714	546,753	・
金額	24,332,701	27,806,174	31,125,702	34,491,807	38,354,613	・
訪 問 看 護 件数	・	191,718	214,202	236,827	261,186	295,266
(老人保健分を除く) 金額	・	11,439,228	12,989,569	14,634,006	16,222,075	19,290,633

(注) 1 平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行し、退職被保険者等が65歳未満の者に限られることとなった等、平成20年度から対象者が従来と大きく異なっている。

2 「食事療養・生活療養」の件数については、再掲扱いになるので合計には計上されていない。

3 特にことわりのない区分の平成19年度以前の数値には、老人保健分を含む。

4 3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/075.xls>

第76表 国民健康保険療養費等決定状況

(単位 金額:千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	18,268,025	19,444,244	20,636,622	21,884,423	23,145,345	17,088,474
金額	231,351,977	246,376,650	258,679,953	272,122,292	286,450,452	179,294,622
診 療 費 件数	411,849	227,277	242,238	220,249	237,963	217,174
金額	5,067,069	3,939,189	3,846,953	4,206,282	4,517,892	3,851,023
そ の 他 件数	17,856,176	19,216,967	20,394,384	21,664,174	22,907,382	16,871,300
金額	226,284,908	242,437,461	254,833,000	267,916,010	281,932,560	175,443,599

(注) 1 平成19年度以前は老人保健分を含む。平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行したため、平成20年度は老人保健対象者に係る分は含まれない。

2 3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/076.xls>

第77表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(単位 金額:千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	4,911,652	5,164,479	5,526,034	4,922,895	4,744,392	3,900,776
金額	133,565,321	134,349,902	134,138,882	138,428,689	142,267,938	111,751,504
葬 祭 給 付 件数	705,653	735,756	769,356	774,327	811,855	245,951
金額	35,179,818	36,738,548	38,692,662	37,654,549	37,130,503	11,584,380
出 産 育 児 給 付 件数	250,018	241,547	229,036	228,035	220,589	210,610
金額	76,928,206	74,549,406	70,639,731	74,753,269	77,562,070	75,211,620
傷 病 手 当 金 件数	・	・	・	・	・	111,172
金額	・	・	・	・	・	7,282,900
出 産 手 当 金 件数	・	・	・	・	・	1,251
金額	・	・	・	・	・	289,848
そ の 他 任 意 給 付 件数	3,955,981	4,187,176	4,527,642	3,920,533	3,711,948	3,331,792
金額	21,457,297	23,061,948	24,806,490	26,020,871	27,575,365	17,382,756

(注) 「その他の任意給付」は、平成19年度以前は「その他」である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/077.xls>

第78表 国民健康保険療養の給付諸率

(単位 金額：円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
診療費 1000人当件数	10,529.15	10,730.45	11,025.24	11,186.35	11,406.34	•
1件当日数	2.72	2.66	2.61	2.55	2.51	•
1件当金額	27,391	27,237	27,405	27,219	27,662	•
1人当金額	288,406	292,268	301,244	304,480	315,523	•
入院 1000人当件数	344.78	346.40	352.58	354.37	357.44	•
1件当日数	18.17	18.07	17.96	17.79	17.80	•
1件当金額	406,180	411,551	419,349	424,512	440,165	•
1人当金額	140,043	142,562	147,853	150,433	157,334	•
入院外 1000人当件数	8,795.43	8,939.23	9,169.53	9,295.91	9,503.74	•
1件当日数	2.14	2.10	2.05	2.00	1.96	•
1件当金額	14,323	14,219	14,328	14,154	14,275	•
1人当金額	125,981	127,109	131,377	131,571	135,667	•
歯科診療 1000人当件数	1,388.94	1,444.82	1,503.13	1,536.08	1,545.16	•
1件当日数	2.54	2.48	2.42	2.37	2.34	•
1件当金額	16,114	15,640	15,244	14,632	14,576	•
1人当金額	22,382	22,598	22,914	22,476	22,522	•
診療費 1000人当件数 (老人医療分除く)	•	8,408.01	8,828.22	9,094.83	9,409.66	9,534.76
1件当日数	•	2.35	2.29	2.25	2.22	2.18
1件当金額	•	22,171	22,178	22,066	22,432	22,743
1人当金額	•	186,417	195,790	200,687	211,073	216,847
入院 1000人当件数 (老人医療分除く)	•	198.05	202.03	206.35	210.19	212.18
1件当日数	•	17.09	16.83	16.55	16.52	16.45
1件当金額	•	399,158	408,817	416,402	435,359	447,625
1人当金額	•	79,052	82,592	85,927	91,506	94,978
入院外 1000人当件数 (老人医療分除く)	•	6,802.99	7,157.85	7,380.85	7,677.42	7,764.58
1件当日数	•	1.90	1.86	1.83	1.81	1.77
1件当金額	•	12,694	12,816	12,668	12,784	12,861
1人当金額	•	86,356	91,733	93,500	98,150	99,863
歯科診療 1000人当件数 (老人医療分除く)	•	1,406.97	1,468.34	1,507.63	1,522.06	1,557.99
1件当日数	•	2.45	2.39	2.35	2.32	2.27
1件当金額	•	14,933	14,618	14,102	14,071	14,124
1人当金額	•	21,010	21,464	21,260	21,416	22,005
療養費等 1000人当件数	358.32	376.85	398.79	424.08	452.67	429.92

(注) 1 平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の者等が後期高齢者医療制度に移行し、退職被保険者等が65歳未満の者に限られることとなった等、平成20年度から対象者が従来と大きく異なっている。

2 特にことわりのない区分の平成19年度以前の数値には、老人保健分を含む。

3 3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/078.xls>

第79表 国民健康保険諸率

(単位 金額：円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
保険料(税) 現年分						
1世帯当調定額	160,282	160,346	161,161	162,973	164,030	167,485
被保険者1人当調定額	81,523	82,329	83,708	85,922	87,719	94,638
被保険者1人当収納額	74,436	75,059	76,344	78,539	80,250	84,966
収入(1人当金額)						
国庫支出金	78,152	78,792	73,394	69,723	70,432	85,309
事務費負担金	76	53	53	52	52	67
療養給付費等負担金	61,818	62,242	57,672	54,213	54,729	66,415
高額医療費共同事業負担金	938	977	1,041	913	988	1,476
特定健康診査等負担金	•	•	•	•	•	268
普通調整交付金	12,706	12,945	12,245	12,202	11,952	14,410
特別調整交付金	2,478	2,426	2,242	2,197	2,553	2,540
その他の	137	148	140	147	158	132
都道府県支出金	1,473	1,457	8,387	10,871	11,275	14,081
高額医療費共同事業負担金	934	977	1,041	911	987	1,413
特定健康診査等負担金	•	•	•	•	•	257
第1号都道府県調整交付金	•	•	5,913	8,456	8,739	10,593
第2号都道府県調整交付金	•	•	1,018	1,158	1,227	1,378
広域化等支援基金支出金	•	•	•	•	•	41
その他の	539	480	415	346	322	399
一般会計繰入金	7,513	7,472	7,456	7,011	7,439	9,237
支出(1人当金額)						
総務費	4,382	4,348	4,301	4,322	5,051	5,827
療養諸費用	352,092	358,453	372,610	375,156	392,539	272,236
後期高齢者支援金等	•	•	•	•	•	39,374
後期高齢者支援金	•	•	•	•	•	39,368
事務費拠出金	•	•	•	•	•	6
前期高齢者納付金等	•	•	•	•	•	737
前期高齢者納付金	•	•	•	•	•	732
事務費拠出金	•	•	•	•	•	6
老人保健拠出金	•	•	•	•	•	•
事務費拠出金	716	672	667	666	663	78
事業費	•	•	•	•	•	•
医療費拠出金	60,688	53,870	49,850	46,668	46,932	8,780
介護納付金	11,191	13,326	14,989	15,170	14,649	16,997
保健事業費	1,165	1,181	1,070	1,085	1,143	•
特定健康診査等事業費	•	•	•	•	•	1,531
保健事業費	•	•	•	•	•	1,031
健康管理センター事業費	•	•	•	•	•	30

(注) 1 経理関係諸率の算出に当たって使用した被保険者数には、平成19年度以前には老人保健医療給付対象者を含む。

2 平成19年度以前の調定額は介護納付金分を含み、平成20年度の調停額は介護納付金分及び後期高齢者支援金分を含む。

資料:厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/079.xls>

第80表 国民健康保険診療施設経理状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
収入	84,311,851	88,869,873	87,305,997	82,979,082	79,809,588	78,105,574
診療収入	56,841,520	60,471,266	59,021,163	59,219,315	56,355,990	55,418,906
入院	2,937,752	6,548,846	6,553,275	6,635,558	6,211,726	5,738,005
外來	51,902,085	51,528,248	50,035,458	50,308,060	47,703,884	46,957,299
その他の	2,001,683	2,394,172	2,432,430	2,275,697	2,440,379	2,723,603
国庫支出金	142,448	49,209	166,926	137,356	289,458	119,725
繰入金	17,129,963	16,779,028	17,221,279	14,170,868	13,541,209	14,661,016
他会計	11,661,892	11,663,490	11,514,453	11,027,764	11,169,047	11,905,304
基金	2,536,936	1,423,813	2,646,908	819,280	312,056	605,538
事業勘定	2,931,135	3,691,725	3,059,918	2,323,824	2,060,106	2,150,174
前年度繰越し金	5,845,408	5,522,028	5,386,294	5,259,075	5,477,963	4,521,750
その他の	4,352,513	6,048,342	5,510,335	4,192,468	4,144,969	3,384,177
支出	81,934,162	86,175,841	84,410,884	80,720,349	77,467,608	75,839,252
総務費	41,995,712	44,935,176	45,058,578	44,216,910	41,608,301	40,846,698
医業費	27,603,476	27,864,985	27,311,838	27,254,285	26,653,490	25,986,615
給食費	322,453	372,734	363,310	349,609	346,534	333,385
施設整備費	5,328,110	5,837,942	3,228,698	1,487,440	2,166,956	1,300,466
公債費	3,094,968	3,196,059	3,178,770	3,417,355	3,436,274	3,770,779
その他の	3,589,443	3,968,944	5,269,691	3,994,750	3,256,055	3,601,309
収支差引額	2,377,689	2,694,032	2,895,113	2,258,733	2,341,980	2,266,322
積立金保有額	9,540,688	8,191,809	6,901,106	8,500,096	6,795,543	6,572,349
市町村債	31,005,257	31,273,325	30,297,036	23,261,268	21,235,266	20,991,489

(注) 1 国民健康保険直営診療施設のうち、地方公営企業法の適用を受けない施設に係る分である。

2 平成20年度については、とりまとめを行っていない。

資料: 厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/080.xls>

第81表 国民健康保険料(税) 収納状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
保険料(税)現年分						
調定期額	4,156,228,462	4,247,897,554	4,331,708,397	4,433,960,033	4,485,121,986	3,761,703,220
収納額	3,794,937,438	3,872,793,140	3,950,643,384	4,052,961,354	4,103,229,543	3,377,271,185
収納率(%)	91.37	91.23	91.26	91.46	91.54	89.84

(注) 1 「収納率」は、居所不明者分調定期額を控除した調定期額を用いて算出している。

2 平成19年度以前の調定期額は介護納付金分を含み、平成20年度の調停額は介護納付金分及び後期高齢者支援金分を含む。

資料: 厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/081.xls>

第82表 国民健康保険收支状況

(単位 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
収入	11,383,987,421	11,764,758,426	12,262,560,583	12,999,346,310	14,038,854,155	13,633,969,129
保険料(税)	3,924,154,378	4,010,123,762	4,101,637,832	4,210,292,895	4,270,050,274	3,543,420,597
国庫支出金	3,984,394,896	4,065,427,771	3,797,995,438	3,598,021,476	3,601,233,742	3,390,874,474
事務費負担金	3,885,379	2,742,575	2,721,447	2,670,855	2,681,208	2,657,028
療養給付費等負担金	3,151,614,667	3,211,509,889	2,984,410,219	2,797,627,519	2,798,348,124	2,639,903,043
高額医療費共同事業負担金	47,827,710	50,389,985	53,880,439	47,125,705	50,506,747	58,655,556
特定健康診査等負担金	・	・	・	・	・	10,669,094
調整交付金	774,081,603	793,122,932	749,717,870	743,043,628	741,644,008	673,738,353
その他の	6,985,538	7,662,390	7,265,463	7,553,768	8,053,655	5,248,401
療養給付費交付金	1,609,636,123	1,834,111,092	2,102,808,384	2,343,183,139	2,658,413,661	880,991,635
前期高齢者交付金	・	・	・	・	・	2,442,031,405
都道府県支出金	・	・	・	・	・	・
高額医療費共同事業負担金	47,618,883	50,394,715	53,880,439	47,007,248	50,468,713	56,177,173
特定健康診査等負担金	・	・	・	・	・	10,221,577
第1号都道府県調整交付金	・	・	305,974,018	346,342,851	446,815,172	421,043,887
第2号都道府県調整交付金	・	・	52,685,583	59,760,381	62,721,861	54,762,917
広域化等支援基金支出金	・	・	・	・	・	1,613,634
その他の	27,485,819	24,780,825	21,475,868	17,867,739	16,487,652	15,873,219
保険基盤安定繰入金	321,349,637	341,797,170	359,479,295	371,716,796	377,806,678	305,219,862
保険税軽減分	80,964,840	81,645,514	84,053,867	85,705,071	87,741,055	67,362,137
保険者支援分	1,932,226	2,189,750	1,436,075	1,572,241	1,234,391	1,028,812
基準超過費用	職員給与費等	163,710,100	165,517,484	168,857,746	173,060,906	186,474,149
出産育児一時金等	44,942,664	43,652,294	41,335,453	43,423,355	45,516,423	44,104,682
財政安定化支援事業	100,387,125	90,732,825	90,995,908	97,112,344	93,428,540	83,834,431
一般会計繰入金その他	383,051,545	385,548,170	385,834,390	361,784,568	380,378,606	367,138,324
基金繰入金	102,574,440	90,374,237	95,428,173	60,974,919	77,777,146	64,708,077
繰越金	342,097,613	311,600,981	315,893,149	308,734,915	335,127,174	267,770,485
市町村(組合)	・	・	・	・	・	125,000
その他の	249,687,132	266,861,835	282,788,965	782,785,465	1,347,178,918	1,437,643,258
支出	11,165,191,378	11,536,037,201	12,061,677,894	12,785,375,441	13,926,841,932	13,465,195,509
総務費	223,426,746	224,358,514	222,591,685	223,036,757	258,282,258	231,619,971
保健給付費	6,792,748,436	7,314,878,809	7,933,958,925	8,267,677,479	8,831,347,088	8,835,286,942
一般被保険者分	療養諸費	4,397,149,232	4,615,236,434	4,875,242,085	4,932,380,633	5,147,050,469
高額療養費	468,382,219	481,115,455	490,894,744	493,293,333	521,544,848	731,425,812
退職被保険者等分	療養諸費	1,629,235,778	1,891,985,920	2,226,214,840	2,486,366,432	2,787,007,905
高額療養費	138,881,203	165,591,229	179,830,682	188,780,553	203,727,733	88,071,472
育児諸費	54,151	38,811	16,803	17,094	21,846	19,469
出産育児諸費	76,950,947	74,578,898	70,703,593	74,794,143	77,614,355	75,440,782
葬祭諸費	35,203,723	36,747,035	38,698,031	37,666,511	37,142,537	11,591,315
その他の	21,463,857	23,097,825	24,860,352	26,099,587	27,644,033	24,854,596
審査支払手数料	25,427,327	26,487,202	27,497,795	28,279,193	29,593,363	30,283,714
後期高齢者支援金等	・	・	・	・	・	1,565,045,589
前期高齢者納付金等	・	・	・	・	・	29,310,486
老人保健拠出金	3,130,522,144	2,814,211,195	2,614,136,978	2,442,659,133	2,433,558,564	352,095,588
介護納付金	570,540,593	687,586,400	775,650,166	782,832,959	749,005,395	675,587,169
保健事業費	59,370,165	60,935,271	55,355,959	55,992,721	58,419,779	・
特定健康診査等事業費	・	・	・	・	・	60,835,394
保健事業費	・	・	・	・	・	40,974,219
健康管理センター事業費	・	・	・	・	・	1,173,749
直診勘定繰出金	6,551,034	6,964,519	5,572,128	4,369,907	3,978,154	4,895,297
基金等積立金	26,713,835	34,734,118	28,742,732	31,336,675	25,169,760	24,468,839
前年度繰上充用金	98,732,831	117,587,301	115,957,892	127,993,647	141,158,365	171,388,725
その他の	256,585,594	274,781,074	309,711,430	849,476,163	1,425,922,570	1,472,513,541
収支差引残	218,796,043	228,721,225	200,882,689	213,970,869	112,012,223	168,773,621
黒字保険者分	336,316,196	345,945,508	328,858,045	355,085,838	282,680,244	352,193,552
赤字保険者分	△117,520,152	△117,224,283	△127,975,356	△141,114,968	△170,668,022	△183,434,789
市町村(組合)	648,299	360,948	1,171,011	1,459,692	3,370,992	3,394,387
保険給付費未払費	46,118	50,972	31,399	40,826	145,862	・

資料:厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/082.xls>

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第83表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
事業所数	1,618,113	1,626,166	1,642,717	1,676,076	1,710,409	1,734,480
船舶所有者数	5,653	5,505	5,384	5,279	5,181	5,086
被保険者数	32,120,748	32,491,043	33,021,689	33,794,056	34,570,097	34,444,751
男	21,304,555	21,441,634	21,679,095	22,079,336	22,484,594	22,318,751
女	10,752,532	10,987,209	11,281,653	11,655,055	12,026,375	12,067,983
坑内員	893	874	840	708	693	669
船員	62,768	61,326	60,101	58,957	58,435	57,348
平均標準報酬月額	313,893	313,679	313,204	312,703	312,258	312,813
男	358,875	358,607	358,118	357,549	356,597	356,898
女	224,394	225,663	226,582	227,439	229,030	230,952
坑内員	378,782	371,176	363,271	352,678	356,494	350,544
船員	377,137	373,815	371,635	373,141	379,729	381,751

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/083.xls>

平成21年3月末現在

第84表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）

標準報酬		被保険者数				
等級	月額	計	男	女	坑内員	船員
総数	(千円)	34,444,751	22,318,751	12,067,983	669	57,348
第1級	98	419,404	187,231	231,064	3	1,106
2	104	94,768	19,970	74,640	—	158
3	110	181,063	37,403	143,459	1	200
4	118	330,574	76,053	254,237	2	282
5	126	393,320	79,385	313,686	2	247
6	134	522,057	112,950	408,851	—	256
7	142	593,175	130,240	462,718	1	216
8	150	879,865	261,001	618,044	6	814
9	160	915,016	262,698	652,045	2	271
10	170	972,125	310,015	661,617	2	491
11	180	1,071,692	391,384	679,371	5	932
12	190	1,041,597	397,534	643,491	7	565
13	200	1,889,908	864,945	1,023,243	20	1,700
14	220	2,288,110	1,147,312	1,139,280	30	1,488
15	240	2,217,754	1,267,197	948,576	13	1,968
16	260	2,239,168	1,437,539	799,183	29	2,417
17	280	1,953,145	1,356,412	594,256	36	2,441
18	300	1,953,883	1,434,624	515,468	48	3,743
19	320	1,614,009	1,249,758	361,665	61	2,525
20	340	1,433,023	1,150,100	279,863	161	2,899
21	360	1,375,289	1,134,407	237,661	28	3,193
22	380	1,415,778	1,204,632	207,323	33	3,790
23	410	1,538,375	1,330,201	203,740	37	4,397
24	440	1,214,684	1,081,758	129,129	30	3,767
25	470	972,112	882,499	86,416	41	3,156
26	500	909,180	814,374	91,963	19	2,824
27	530	651,223	603,900	45,069	19	2,235
28	560	540,549	502,359	36,404	8	1,778
29	590	477,879	437,326	39,068	4	1,481
30	620	2,346,026	2,153,544	186,453	21	6,008

(注) 任意継続被保険者及び船員任意継続被保険者を除く。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/084.xls>

第85表 厚生年金保険適用状況（業態別）

平成20年9月1日現在

区分	事業所数	被保険者数				平均標準報酬月額(円)			
		計	男	女	坑内員	平均	男	女	坑内員
合 計	1,726,669	35,184,736	22,832,502	12,351,593	641	313,427	357,637	231,701	342,156
農林水産業	17,081	148,866	107,014	41,851	1	263,882	290,824	194,995	142,000
鉱業	4,004	74,313	63,034	10,916	363	346,081	365,587	233,288	350,882
総合工事業	120,836	1,302,000	1,099,754	202,205	41	340,646	361,555	226,930	336,488
職別工事業	82,301	550,170	460,846	89,324	—	328,505	346,743	234,409	—
設備工事業	82,766	821,026	701,318	119,692	16	344,033	362,526	235,671	350,625
食料品・たばこ製造業	33,917	1,028,133	589,360	438,772	1	274,351	337,773	189,162	530,000
織維製品製造業	23,919	384,949	179,966	204,983	—	257,093	334,194	189,402	—
木製品・家具等製造業	19,527	220,141	165,307	54,833	1	278,335	302,193	206,410	220,000
紙製品製造業	7,273	215,864	165,574	50,290	1	313,515	344,747	210,691	160,000
印刷・同関連産業	24,457	448,419	330,543	117,876	—	332,341	363,300	245,527	—
化学工業・同類似業	27,989	1,140,292	867,386	272,901	5	353,666	389,201	240,721	260,000
金属工業	43,204	1,036,098	858,582	177,481	35	342,052	364,421	233,833	368,743
機械器具製造業	72,575	3,843,937	3,083,164	760,769	4	353,464	384,039	229,551	417,500
その他の製造業	26,241	838,230	654,544	183,667	19	353,280	386,882	233,534	319,474
卸売業	130,323	2,299,316	1,581,643	717,648	25	330,230	371,237	239,858	267,520
飲食料品小売業	54,077	737,397	416,915	320,482	—	269,471	326,892	194,773	—
飲食料品以外の小売業	161,573	2,639,113	1,498,325	1,140,780	8	281,834	333,284	214,258	300,250
金融・保険業	22,397	1,382,115	716,919	665,196	—	364,268	456,710	264,638	—
不動産業	76,273	523,821	348,354	175,463	4	325,232	361,503	253,225	182,500
道路貨物運送業	35,480	1,113,715	969,935	143,778	2	308,587	319,957	231,888	280,000
その他の運輸業	26,271	1,399,908	1,203,780	196,126	2	320,050	335,496	225,244	373,000
情報通信業	62,689	1,971,413	1,426,557	544,849	7	370,788	403,395	285,417	295,714
電気・ガス・熱供給・水道業	9,134	294,324	249,374	44,950	—	427,428	453,479	282,902	—
飲食店	42,242	571,303	347,480	223,823	—	265,996	306,212	203,560	—
宿泊業	12,926	307,076	175,979	131,096	1	255,455	294,452	203,106	220,000
医療業・保健衛生	82,034	2,094,985	502,392	1,592,588	5	290,856	377,524	263,516	360,000
社会保険・社会福祉・介護事業	52,517	1,320,831	374,123	946,701	7	238,474	286,978	219,305	365,714
教育・学習支援業	22,550	360,070	167,385	192,684	1	274,926	326,165	230,415	240,000
複合サービス業	11,549	411,781	257,922	153,859	—	254,811	291,001	194,144	—
物品賃貸業	9,068	179,417	123,798	55,619	—	304,350	339,908	225,205	—
対個人サービス業	35,179	493,530	225,746	267,782	2	271,016	320,938	228,931	280,000
労働者派遣業	10,896	931,914	325,944	605,969	1	240,585	276,655	221,183	260,000
その他の対事業所サービス業	37,888	1,118,088	759,138	358,945	5	267,618	297,664	204,073	256,400
修理業	41,413	352,438	292,756	59,682	—	309,828	327,074	225,229	—
娯楽業	14,472	366,016	211,335	154,680	1	273,083	313,385	218,020	110,000
廃棄物処理業	14,295	193,488	154,904	38,582	2	308,125	322,545	250,232	230,000
学術研究機関	3,396	78,702	43,229	35,472	1	330,944	405,590	239,967	620,000
政治・経済・文化団体	32,945	252,127	141,489	110,638	—	309,755	363,705	240,760	—
その他のサービス業	126,066	1,276,054	847,704	428,270	80	335,548	374,623	258,203	353,000
公務	12,926	463,355	142,984	320,371	—	191,994	229,519	175,246	—

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。

2 任意継続被保険者及び船員たる被保険者を除く。

資料：社会保険庁調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/085.xls>

第86表 厚生年金保険年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額:千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 人員	1,709,963	1,669,807	1,503,277	1,673,250	2,017,205	2,184,449
合 計 金額	1,459,845,698	1,364,842,217	1,195,127,445	1,142,707,629	1,331,958,043	1,390,800,224
老齢厚生年金 人員	758,703	710,600	602,053	700,716	877,680	916,476
(老齢相当) 金額	1,002,855,000	908,782,249	749,597,613	733,507,132	899,965,444	932,009,607
老齢厚生年金 人員	642,654	643,157	572,978	652,054	811,856	909,416
(通老相当) 金額	158,311,363	150,986,002	127,062,634	99,096,273	113,607,672	126,302,674
障害厚生年金 人員	28,054	31,028	29,486	28,409	29,147	28,459
障害厚生年金 金額	22,533,712	24,725,699	23,314,472	22,471,867	22,888,150	22,288,717
遺族厚生年金 人員	278,046	282,321	296,557	290,377	294,827	311,025
遺族厚生年金 金額	275,102,408	279,309,726	294,299,853	286,950,316	294,346,577	305,689,692
老 齢 年 金 人員	255	211	195	166	183	787
老 齢 年 金 金額	372,808	322,122	264,181	222,668	279,524	1,205,972
通算老齢年金 人員	1,945	2,140	1,698	1,273	3,213	17,880
通算老齢年金 金額	405,849	422,019	334,427	235,508	619,158	3,036,187
障 害 年 金 人員	212	229	229	186	177	158
障 害 年 金 金額	213,689	229,663	215,394	186,513	187,450	169,488
遺 族 年 金 人員	37	51	35	30	54	91
遺 族 年 金 金額	34,970	48,211	28,200	26,774	48,255	67,455
通算遺族年金 人員	57	70	46	39	68	157
通算遺族年金 金額	15,898	16,527	10,673	10,581	15,814	30,433

(ii) 年度末現在

(単位 金額:千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 人員	23,147,746	24,232,672	25,109,878	26,155,333	27,501,985	29,072,132
合 計 金額	24,672,920,568	24,910,333,003	25,343,469,828	25,603,237,195	25,838,183,760	26,455,029,582
老齢厚生年金 人員	8,440,781	9,054,158	9,550,566	10,145,476	10,889,922	11,661,384
(老齢相当) 金額	13,310,548,330	13,674,460,358	14,229,511,923	14,673,648,650	15,009,686,023	15,670,687,558
老齢厚生年金 人員	6,278,069	6,821,090	7,277,814	7,805,967	8,488,915	9,347,886
(通老相当) 金額	1,637,426,857	1,712,654,078	1,770,627,409	1,793,214,388	1,867,165,362	1,992,754,163
障害厚生年金 人員	316,597	335,860	353,001	368,955	385,064	400,264
障害厚生年金 金額	238,515,258	251,746,923	263,722,648	273,942,261	285,067,634	295,256,307
遺族厚生年金 人員	3,209,682	3,392,016	3,578,957	3,754,832	3,924,932	4,103,051
遺族厚生年金 金額	3,189,406,626	3,367,399,666	3,558,076,318	3,722,285,223	3,896,889,069	4,072,239,700
老 齢 年 金 人員	2,249,486	2,112,622	1,972,604	1,838,640	1,706,182	1,575,057
老 齢 年 金 金額	4,499,263,498	4,197,774,559	3,903,135,065	3,611,258,795	3,334,435,159	3,061,592,448
通算老齢年金 人員	1,491,439	1,403,755	1,312,786	1,225,101	1,138,469	1,064,042
通算老齢年金 金額	616,158,246	575,995,457	536,505,117	497,048,006	459,935,187	424,804,418
障 害 年 金 人員	146,459	140,126	133,727	127,582	121,526	115,556
障 害 年 金 金額	183,773,440	174,570,661	166,005,229	157,174,053	149,166,548	141,216,818
遺 族 年 金 人員	913,367	876,271	838,872	802,462	765,810	729,024
遺 族 年 金 金額	971,221,503	930,501,556	891,980,278	852,152,224	814,631,690	776,634,405
通算遺族年金 人員	101,865	96,774	91,551	86,318	81,165	75,868
通算遺族年金 金額	26,606,811	25,229,744	23,905,842	22,513,595	21,207,089	19,843,765

(注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。

2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。

3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。

4 船員保険の旧法分を含む。

5 基金代行支給分を含む。

6 旧三共済、旧農林共済組合を含む。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/086.xls>

第87表 厚生年金保険一時金裁定状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	32,756	31,950	30,347	34,794	39,978	56,813
合 計 金額	12,282,180	11,012,869	9,624,187	10,946,986	11,437,205	15,649,813
障 害 手 当 金 件数	257	235	219	185	190	179
障 害 手 当 金 金額	405,367	369,931	337,210	290,615	296,075	276,504
脱 退 手 当 金 件数	11,992	11,000	9,464	7,935	8,975	10,681
脱 退 手 当 金 金額	2,941,654	2,464,732	2,092,673	1,604,690	1,443,728	1,437,309
脱 退 一 時 金 件数	20,507	20,715	20,664	26,674	30,813	45,953
脱 退 一 時 金 金額	8,935,159	8,178,206	7,194,303	9,051,681	9,697,402	13,935,999

(注) 船員保険の旧法分を含む。

資料: 平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/087.xls>

第88表 厚生年金保険給付受給権者1人当たり金額

(単位 円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《年金》						
新 規 裁 定	891,069	856,856	840,789	722,821	728,442	708,103
老齢厚生年金(老齢相当)	1,322,833	1,280,077	1,246,611	1,048,438	1,050,286	1,043,142
老齢厚生年金(通老相当)	286,394	277,094	277,355	200,636	241,154	247,734
障 害 厚 生 年 金	1,277,999	1,272,636	1,264,576	1,259,465	1,264,075	1,264,933
遺 族 厚 生 年 金	1,075,753	1,071,194	1,066,757	1,059,022	1,064,435	1,044,924
老 齢 年 金	1,461,992	1,526,644	1,354,772	1,341,372	1,527,457	1,532,366
通 算 老 齢 年 金	208,663	197,205	196,953	185,002	192,704	169,809
障 害 年 金	1,007,963	1,002,894	940,585	1,002,754	1,059,037	1,072,712
遺 族 年 金	945,143	945,306	805,725	892,443	893,624	741,263
通 算 遺 族 年 金	270,438	236,090	232,015	271,323	232,554	193,843
年 度 末 現 在	1,376,151	1,350,108	1,349,053	1,333,246	1,303,714	1,284,579
老齢厚生年金(老齢相当)	2,039,226	1,978,664	1,974,939	1,944,622	1,882,107	1,853,388
老齢厚生年金(通老相当)	733,125	726,734	734,077	727,119	714,272	706,290
障 害 厚 生 年 金	1,223,334	1,220,968	1,220,876	1,215,901	1,215,229	1,214,088
遺 族 厚 生 年 金	1,045,335	1,040,778	1,038,790	1,032,734	1,031,361	1,028,511
老 齢 年 金	2,000,130	1,986,997	1,978,671	1,964,092	1,954,326	1,943,798
通 算 老 齢 年 金	413,130	410,325	408,677	405,720	403,994	399,237
障 害 年 金	1,254,769	1,245,812	1,241,374	1,231,945	1,227,446	1,222,064
遺 族 年 金	1,063,342	1,061,888	1,063,309	1,061,922	1,063,752	1,065,307
通 算 遺 族 年 金	261,197	260,708	261,120	260,822	261,284	261,556
《一時金》	374,960	344,691	317,138	314,623	286,087	275,462
障 害 手 当 金	1,577,304	1,574,174	1,539,772	1,570,892	1,558,290	1,544,717
脱 退 手 当 金	245,301	224,067	221,119	202,229	160,861	134,567
脱 退 一 時 金	435,713	394,796	348,156	339,345	314,718	303,266

(注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。

2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。

3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。

4 船員保険の旧法分を含む。

5 基金代行支給分を含む。

6 それぞれ併給している基礎年金分を含む。

7 旧三共済、旧農林共済組合を含む。

資料: 平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/088.xls>

第89表 厚生年金保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
徴収決定額	19,647,120,213	19,802,162,276	20,357,713,423	21,261,218,240	22,267,233,719	23,062,705,699
前年度からの繰越額	420,308,996	350,475,159	300,101,947	263,271,583	251,218,698	276,850,678
本年度分	19,226,811,216	19,451,687,117	20,057,611,475	20,997,946,656	22,016,015,020	22,785,855,021
収納済額	19,242,533,981	19,453,699,614	20,058,431,607	20,983,460,903	21,969,091,516	22,690,520,774
不納欠損額	52,090,675	47,181,026	35,067,321	25,913,815	20,569,031	15,676,815
収納未済額	352,495,557	301,281,637	264,214,495	251,843,521	277,573,172	356,508,110
収納率(%)	97.9	98.2	98.5	98.7	98.7	98.4

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/089.xls>

第90表 厚生年金保険収支状況

(単位 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
収入	31,102,189,489	32,847,701,976	38,573,966,680	35,499,646,879	36,082,953,806	36,421,701,919
保険料	19,242,533,981	19,453,699,614	20,058,431,607	20,983,460,903	21,969,091,516	22,690,520,774
一般会計より受入	4,104,518,651	4,279,206,064	4,539,449,827	4,828,547,185	5,165,881,870	5,432,308,950
拠出金収入等	552,228,046	490,097,002	472,136,814	571,307,170	290,725,076	254,622,578
国共済組合連合会等拠出金収入	37,249,860	38,322,337	38,391,810	38,462,048	34,692,398	32,840,744
積立金相当額納付金	172,692,180	137,371,020	138,215,782	256,653,802	—	—
職域等費用納付金	342,286,006	314,403,646	295,529,222	276,191,320	256,032,678	221,781,834
基礎年金勘定より受入	1,392,064,117	1,606,020,560	1,947,360,790	1,998,917,430	1,883,214,010	1,879,726,427
積立金より受入	—	—	6,249,692,219	3,416,658,154	3,985,328,741	3,360,475,931
解散厚生年金基金等徴収金	3,496,506,727	5,385,413,212	3,456,753,382	679,965,482	555,223,145	348,571,186
利子(運用収入)	2,288,443,188	1,612,514,924	1,077,585,113	745,425,267	434,299,036	82,422,665
年金資金運用基金納付金	—	—	752,223,592	1,826,622,513	1,780,320,852	2,351,478,790
その他の収入	25,894,780	20,750,600	20,333,337	448,742,774	18,769,561	21,574,619
支出	31,440,137,076	32,611,812,555	37,606,752,076	34,397,516,874	35,145,136,933	36,107,751,977
保険給付費	20,814,004,846	21,538,042,126	21,986,252,822	22,254,094,134	22,317,936,607	22,687,018,202
基礎年金勘定へ繰入	10,298,563,649	10,787,386,578	11,283,096,252	11,922,397,790	12,623,269,342	13,316,161,825
業務勘定へ繰入	207,509,001	190,646,916	4,240,160,431	122,272,114	112,363,830	96,847,961
その他の支出	120,059,580	95,736,935	97,242,572	98,752,835	91,567,154	7,723,988
差引収支過不足額	△337,947,586	235,889,421	967,214,604	1,102,130,005	937,816,873	313,949,942
積立金から補足	337,947,586	—	—	—	—	—
業務勘定から積立金への繰入	6,740,937	14,967,843	22,632,247	10,486,666	6,329,957	8,509,267
積立金へ繰入	6,740,937	250,857,264	998,846,851	1,112,616,671	944,146,830	322,459,209
年度末現在積立金	137,411,034,529	137,661,891,793	132,402,046,424	130,098,004,942	127,056,823,031	124,018,806,310

(注) 1 平成18年度以前においては、「厚生保険特別会計年金勘定」の決算額によるものであり、区分内の「基礎年金勘定」は「国年特会」と読み替えるものとする。平成19年度以降においては、「年金特別会計厚生年金勘定」の決算額による。

2 収入の「解散厚生年金基金等徴収金」とは、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第113条の規定により厚生年金基金から確定給付企業年金へ移行する際の代行返上に伴う徴収金である。

3 「積立金」は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし、平成20年度末までは、年金積立金の一部は財務省財政投融资資金に引き続き預託される。

積立金は預託残高と年金資金運用基金への運用寄託金の合計額である。

年金資金運用基金の運用に係る損益(旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む)も含めた平成19年度末の時価ベースの積立金額は、約116.6兆円である。

4 「厚生保険特別会計業務勘定」については、平成19年度以降は『第101表 国民年金特別会計収支状況』業務勘定を参照のこと。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/090.xls>

② 厚生年金基金

第91表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
基 金 数	1,357	838	687	658	626	617
設立事業所数	148,510	136,625	130,196	126,043	120,620	117,386
加入員数	8,351,440	6,152,009	5,309,784	5,221,383	4,781,666	4,663,035
男	6,000,623	4,413,866	3,784,701	3,708,269	3,378,981	3,285,192
女	2,350,817	1,738,143	1,525,083	1,513,114	1,402,685	1,377,843
坑 内 員	・	・	・	・	・	・
平均標準給与月額	345,509	336,809	331,541	332,010	328,338	327,951
男	387,245	374,439	367,374	368,267	363,225	362,771
女	238,975	241,253	241,716	243,154	244,300	244,932
坑 内 員	・	・	・	・	・	・

(注) 「坑内員」は、「男」に含まれる。

資料: 平成15年度以前は厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」、
平成16年度以降は厚生労働省年金局調べSSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/091.xls>

第92表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (単位 金額: 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	5,009,869	4,469,078	4,405,537	4,676,658	4,830,210	5,500,750
金額	2,084,861,775	1,442,366,237	1,139,597,692	1,284,122,309	1,264,944,729	1,358,243,548
基 金 裁 定 件数	3,422,589	2,709,054	2,481,443	2,560,097	2,430,231	2,569,048
金額	1,995,026,060	1,341,628,404	1,029,187,546	1,162,593,715	1,129,164,580	1,198,826,520
企 業 年 金 連 合 会 裁 定 件数	1,587,280	1,760,024	1,924,094	2,116,561	2,399,979	2,931,702
金額	89,835,715	100,737,833	110,410,146	121,528,594	135,780,149	159,417,028

(注) 「企業年金連合会裁定」は、平成17年9月以前は「厚生年金基金連合会裁定」である。

資料: 平成15年度以前は厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」、
平成16年度以降は厚生労働省年金局調べSSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/092.xls>

第93表 厚生年金基金一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	462,632	302,828	242,725	238,679	227,770	220,480
金額	627,028,978	310,632,606	149,146,139	125,525,792	117,529,098	120,241,997
脱 退 一 時 金 件数	325,987	217,049	176,016	179,106	166,567	156,841
金額	126,406,338	70,136,233	45,232,593	45,648,154	35,268,727	32,894,828
遺 族 一 時 金 件数	14,384	10,979	8,802	8,531	8,692	8,781
金額	47,666,671	24,969,287	12,633,671	10,717,742	11,013,597	10,434,218
選 択 一 時 金 件数	122,261	74,800	57,907	51,042	52,511	54,858
金額	452,955,969	215,527,086	91,279,873	69,159,895	71,246,774	76,912,950

(注) 「選択一時金」とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料：平成15年度以前は厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」、

平成16年度以降は厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/093.xls>

第94表 厚生年金基金給付1人当たり金額

年度末現在(単位 円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
年 一 時 金	470,045	322,744	258,674	274,581	261,882	246,920
脱 退 一 時 金	1,355,352	1,025,772	614,466	525,919	515,999	545,365
死 亡 一 時 金	387,765	323,135	256,980	254,867	211,739	209,734
選 択 一 時 金	3,313,868	2,274,277	1,435,318	1,256,329	1,267,096	1,188,272
	3,704,828	2,281,378	1,576,318	1,354,961	1,356,797	1,402,037

(注) 一時金裁定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/094.xls>

○参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）

第95表 加入件数

年度末現在

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
《適格退職年金》							
合 計	59,162	52,761	45,090	38,885	32,825	25,441	17,184
生保会社	50,463	44,747	37,725	32,166	26,956	20,681	13,892
全共連	459	446	427	411	398	375	252
信託銀行	8,240	7,568	6,938	6,308	5,471	4,385	3,040
《確定給付企業年金》							
合 計	312	987	1,432	1,941	3,101	5,008	7,405
生保会社	89	329	563	931	1,802	3,173	4,779
全共連	3	6	10	11	11	11	127
信託銀行	220	652	859	999	1,288	1,824	2,499

(注) 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

資料：(社) 生命保険協会調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/095.xls>

第96表 加入者数

年度末現在 (単位 万人)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
《適格退職年金》							
合 計	777	653	567	506	442	348	249
生保会社	420	361	313	278	236	187	132
全共連	11	11	10	10	10	9	6
信託銀行	345	281	243	217	196	151	109
《確定給付企業年金》							
合 計	135	314	384	430	506	570	647
生保会社	14	64	87	96	120	153	188
全共連	0	0	0	0	0	0	2
信託銀行	120	249	296	334	385	417	456

(注) 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

資料：(社) 生命保険協会調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/096.xls>

5 国民年金

第97表 国民年金被保険者数

年度末現在

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
総 数	33,494,021	33,162,957	32,825,823	32,019,496	30,981,360	30,442,722
第1号被保険者	22,077,392	21,827,909	21,576,319	20,910,767	20,014,692	19,660,815
任意加入被保険者	322,508	341,612	327,166	319,729	339,059	345,809
第3号被保険者 (再掲)	11,094,121	10,993,436	10,922,338	10,789,000	10,627,609	10,436,098
付加保険料納付被保険者	688,809	764,512	772,238	755,239	769,526	758,040
強 制	94,009	89,414	86,748	81,887	75,852	71,713
任 意	594,800	675,098	685,490	673,352	693,674	686,327
保険料全額免除被保険者	・	・	5,382,943	5,280,846	5,172,873	5,208,575
保険料免除被保険者	3,090,354	3,268,948	・	・	・	・
法 定 免 除	1,062,445	1,092,863	1,126,166	1,135,369	1,129,124	1,143,883
学 生 納 付 特 例	・	・	1,760,373	1,702,861	1,657,334	1,650,757
若年者納付猶予	・	・	340,525	373,156	369,325	371,061
申 請 免 除	2,027,909	2,176,085	・	・	・	・
全 領	1,649,462	1,761,775	2,155,879	2,069,460	2,017,090	2,042,874
半 領	378,447	414,310	532,984	212,568	186,724	174,526

(注) 「保険料全額免除被保険者」とは、法定免除者、学生納付特例者、若年者納付猶予者、申請免除（全額）者をいう。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/097.xls>

第98表 国民年金保険料収納済歳入額状況

(単位 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
保険料収納済歳入額	1,962,655,695	1,935,433,644	1,948,001,962	1,903,806,222	1,858,172,724	1,746,998,597
現 年 度 保 険 料	1,824,223,971	1,786,079,596	1,806,156,054	1,776,934,047	1,737,715,997	1,648,356,919
過 年 度 保 険 料 (再掲)	138,431,724	149,354,048	141,845,908	126,872,176	120,456,727	98,641,678
前 納 保 険 料	408,518,334	420,111,755	540,728,423	593,865,449	630,382,123	616,048,138
追 納 保 険 料	26,654,838	33,167,290	31,384,704	30,940,887	37,406,538	33,370,541

(注) 1 「前納保険料」は、「現年度保険料」の再掲である。

2 「追納保険料」は、「現年度保険料」「過年度保険料」の中に含まれている追納分の再掲である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/098.xls>

第99表 拠出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 人員	535,287	501,317	498,186	475,151	595,652	641,603
金額	362,627,523	343,481,176	345,199,732	324,790,325	375,388,232	394,926,688
老齢基礎年金 人員	409,318	374,721	375,525	355,591	475,713	497,701
金額	258,455,536	238,756,061	243,824,702	225,941,225	277,453,807	292,236,510
障害基礎年金 人員	78,110	80,541	78,997	78,829	79,412	82,815
金額	69,503,829	71,384,740	69,756,971	69,408,070	69,887,821	72,773,893
遺族基礎年金 人員	41,980	40,587	38,588	36,062	34,096	33,475
金額	32,123,702	31,017,674	29,488,739	27,433,441	25,883,693	25,411,797
老 齢 年 金 人員	194	151	144	123	135	573
金額	102,218	77,110	73,331	67,597	72,746	277,776
通算老齢年金 人員	950	951	922	795	2,692	23,634
金額	148,847	151,107	139,687	133,188	353,851	2,578,706
障 害 年 金 人員	221	199	151	174	153	143
金額	181,852	164,309	124,570	141,579	128,319	117,824
母 子 年 金 人員	—	—	—	—	1	—
金額	—	—	—	—	814	—
準母子年金 人員	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
遺児年金 人員	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
寡婦年金 人員	4,514	4,167	3,859	3,577	3,450	3,262
金額	2,111,541	1,930,176	1,791,733	1,665,225	1,607,181	1,530,182

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 人員	22,543,518	23,431,323	24,393,056	25,419,830	26,387,421	27,432,615
金額	13,943,261,787	14,592,315,313	15,350,125,245	16,099,978,670	16,854,536,445	17,668,919,875
老齢基礎年金 人員	15,458,502	16,639,321	17,908,710	19,227,035	20,487,842	21,801,311
金額	10,248,095,417	11,008,660,116	11,874,757,715	12,735,113,815	13,592,406,648	14,503,087,978
障害基礎年金 人員	1,440,793	1,487,669	1,530,875	1,574,506	1,615,759	1,659,552
金額	1,298,644,619	1,332,928,775	1,368,041,077	1,400,259,810	1,434,527,065	1,471,052,860
遺族基礎年金 人員	303,542	297,507	289,880	281,832	273,096	266,043
金額	237,709,988	232,616,465	227,022,733	220,254,883	213,504,914	207,968,974
老 齢 年 金 人員	3,526,596	3,275,298	3,019,835	2,780,090	2,543,190	2,309,901
金額	1,658,107,685	1,541,010,822	1,426,600,245	1,314,823,273	1,208,014,599	1,102,440,714
通算老齢年金 人員	1,625,295	1,551,872	1,474,108	1,396,218	1,316,624	1,254,014
金額	352,153,401	336,849,050	321,648,752	305,415,827	289,464,422	274,944,617
障 害 年 金 人員	139,378	131,824	124,126	117,194	109,937	103,119
金額	124,937,859	117,723,476	110,807,246	104,272,344	97,788,307	91,706,055
母 子 年 金 人員	203	61	46	42	39	38
金額	189,842	61,571	47,825	43,600	40,768	39,748
準母子年金 人員	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
遺児年金 人員	7	7	7	7	7	7
金額	5,011	4,996	4,996	4,981	4,981	4,981
寡婦年金 人員	49,202	47,764	45,469	42,906	40,927	38,630
金額	23,417,965	22,460,042	21,194,657	19,790,138	18,784,743	17,673,951

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/099.xls>

第100表 福祉年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	25	23	7	13	13	3
金額	10,208	9,363	2,850	5,275	5,275	1,217
老齢福祉年金 件数	25	23	7	13	13	3
金額	10,208	9,363	2,850	5,275	5,275	1,217
老齢特別給付金 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	84,619	64,020	47,289	34,578	24,252	17,078
金額	34,548,737	26,062,542	19,251,352	14,031,752	9,841,462	6,930,252
老齢福祉年金 件数	84,617	64,020	47,289	34,578	24,252	17,078
金額	34,548,521	26,062,542	19,251,352	14,031,752	9,841,462	6,930,252
(再掲)						
一部支給停止 件数	7,655	5,770	4,259	3,064	2,184	1,537
金額	1,690,518	1,266,252	926,322	657,335	463,718	323,411
全部支給停止 件数	22,291	17,364	13,440	10,428	7,315	5,574
老齢特別給付金 件数	2	—	—	—	—	—
金額	216	—	—	—	—	—
(再掲)						
一部支給停止 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
全部支給停止 件数	—	—	—	—	—	—

(注) 「一部支給停止」金額は、支給年額である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/100.xls>

第101表 国民年金特別会計収支状況

(単位 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《基礎年金勘定》						
取入	16,745,977,288	17,557,477,711	18,430,180,542	19,138,101,434	19,961,067,044	20,844,806,032
拠出金等取入	16,732,360,996	17,544,818,348	18,417,461,460	19,122,146,829	19,940,228,816	20,823,397,775
運用取入	7,898,705	8,256,820	8,303,488	11,476,370	16,870,421	17,190,630
雑取入	5,717,587	4,402,543	4,415,593	4,478,236	3,967,807	4,217,627
支出	15,217,449,565	16,008,558,685	17,015,999,288	17,705,870,653	18,393,517,322	19,252,584,959
基礎年金給付費	11,073,549,445	11,811,814,632	12,638,647,358	13,490,924,228	14,461,839,888	15,445,794,203
基礎年金相当給付費繰入及交付金	4,143,792,614	4,196,665,570	4,377,272,227	4,214,852,691	3,931,606,595	3,806,741,695
諸支出金	107,506	78,484	79,702	93,735	70,839	49,060
收支差引	1,528,527,724	1,548,919,026	1,414,181,254	1,432,230,781	1,567,649,722	1,592,221,073
翌年度へ繰越	1,528,527,724	1,548,919,026	1,414,181,254	1,432,230,781	1,567,549,722	1,592,221,073
年度末現在積立金	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812
《国民年金勘定》						
取入	5,767,669,986	5,570,879,860	6,117,461,245	5,916,454,777	5,572,898,267	5,414,434,546
保険料取入	1,962,655,695	1,935,433,644	1,948,001,962	1,903,806,222	1,858,172,724	1,746,998,597
一般会計より受入	1,496,285,266	1,521,881,737	1,702,012,646	1,797,136,396	1,843,633,668	1,855,801,337
基礎年金勘定より受入	2,153,429,366	2,007,558,385	1,876,340,729	1,710,800,985	1,577,223,564	1,486,257,716
積立金より受入	—	—	453,863,809	282,813,531	149,026,491	173,699,671
運用取入	152,278,606	104,365,035	75,751,887	60,715,999	33,361,543	1,515,377
独立行政法人納付金	—	—	59,994,942	135,752,291	110,183,692	148,771,509
雑取入	3,021,053	1,641,059	1,495,269	25,429,353	1,296,584	1,390,340
支出	5,817,680,878	5,741,559,772	6,224,524,548	6,035,845,725	5,932,229,924	5,834,378,290
国民年金給付費	2,229,305,316	2,088,781,846	1,952,710,849	1,814,902,434	1,686,246,522	1,577,937,572
基礎年金勘定へ繰入	3,485,304,301	3,543,719,527	3,897,559,415	4,100,247,108	4,115,110,738	4,121,836,494
諸支出金	26,117,887	27,199,888	29,982,936	33,268,510	39,295,596	37,408,996
業務勘定へ繰入	76,953,373	81,858,511	344,271,347	87,427,673	91,577,068	97,195,228
收支差引	—	—	—	—	—	—
超過受入	—	—	—	—	—	—
積立金へ繰入	—	—	—	—	—	—
積立金から補足	50,010,892	170,679,913	107,063,303	119,390,948	359,331,657	419,943,743
年度末現在積立金	9,861,171,654	9,699,147,638	9,151,357,067	8,766,010,565	8,269,193,945	8,188,775,820
《福祉年金勘定》						
取入	34,525,069	28,460,839	21,294,601	17,378,067	11,833,433	9,439,410
一般会計より受入	27,602,518	23,505,550	15,235,974	14,424,867	9,345,451	9,325,332
雑取入等	6,922,551	4,955,289	6,058,627	2,953,200	2,487,981	114,078
支出	29,620,153	22,442,777	18,386,285	14,930,140	11,790,574	9,367,276
福祉年金給付費	29,620,016	22,442,777	16,480,782	11,828,572	8,417,564	5,847,289
特別障害給付金給付費	•	•	1,905,504	3,101,562	3,373,010	3,519,987
諸支出金	137	0	—	5	0	—
收支差引	4,904,916	6,018,062	2,908,316	2,447,927	42,858	72,135

《業務勘定》							
収 入	150,207,273	155,886,422	424,985,150	167,927,079	526,215,397	534,586,147	
一般会計より受入	69,513,651	69,417,080	77,646,931	77,417,763	175,622,572	196,779,135	
他 勘 定 より 受 入	・	・	・	・	303,380,708	272,630,193	
国民年金勘定より受入	76,953,373	81,858,511	344,271,347	87,427,673	91,577,068	97,195,228	
厚生年金勘定より受入	・	・	・	・	112,363,830	96,847,961	
健康勘定より受入	・	・	・	・	97,765,537	76,875,167	
児童手当勘定より受入	・	・	・	・	1,674,273	1,711,837	
特別保健福祉事業資金より受入	・	・	・	・	11,361,976	18,997,886	
独立行政法人納付金	・	・	・	・		1,440,960	
雜 収 入	3,740,249	4,610,831	3,066,872	3,081,643	19,982,690	13,084,442	
前 年 度 剰 余 金 受 入	・	・	・	・	15,867,451	31,653,530	
支 出	145,598,534	144,618,991	409,482,629	147,359,941	463,574,836	463,376,950	
業 務 取 扱 費	131,007,614	132,078,642	128,196,715	129,228,764	281,603,463	257,761,783	
施 設 整 備 費	783,999	285,066	321,262	169,926	227,822	3,244,354	
保 險 事 業 費	・	・	・	・	70,658,777	—	
福 祉 施 設 事 業 費	・	・	・	・	89,553,351	—	
社会保険オンライン費	・	・	・	・		121,807,531	
年 金 相 談 等 事 業 費	・	・	・	・		22,542,900	
保 健 及 福 祉 事 業 費	・	・	・	・		37,581,536	
特 別 保 健 福 祉 事 業 費	・	・	・	・	1,230,000	18,997,886	
独立行政法人福祉医療機構運営費	・	・	・	・	5,579,948	—	
特別保健福祉事業費補助金	・	・	・	・	9,820,529	—	
厚 生 年 金 勘 定 へ 繰 入	・	・	・	・		1,440,960	
児 童 手 当 勘 定 へ 繰 入	・	・	・	・	4,589,499	—	
船員保険特別会計へ繰入	・	・	・	・	311,447	—	
福 祉 施 設 費	13,806,921	12,255,283	17,724,406	17,961,250		—	
財 政 融 資 資 金 線 上 償 還 等 資 金	・	・	263,240,247	—		—	
収 支 差 引 剰 余 金	4,471,619	11,267,431	15,502,520	20,567,138	62,640,561	71,209,197	
翌 年 度 へ 繰 越	4,124,565	2,611,535	2,365,980	3,709,161	31,653,530	32,088,525	
国民年金勘定積立金へ繰入	347,054	8,655,897	13,136,540	16,857,977	11,541,528	16,408,669	
厚生年金勘定積立金へ繰入	・	・	・	・	6,329,957	8,509,267	
事業運営安定資金へ繰入	・	・	・	・	12,830,707	—	
健 康 勘 定 へ 繰 入	・	・	・	・		13,924,785	
特別保健福祉事業資金へ繰入	・	・	・	・	284,839	277,952	

(注) 1 平成18年度以前においては、「国民年金特別会計」の決算額による。平成19年度以降においては、「年金特別会計」の決算額による。

- 2 基礎年金勘定の「積立金」は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法（昭和34年法律141号）に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。
- 3 国民年金勘定の「積立金」は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融資改革によって平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政投融資資金に引き続き預託される。平成12年度までの積立金は、旧大蔵省資金運用部への預託残高である。平成13年度以後の積立金は、預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益（旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む）も含めた平成20年度末の時価ベースの積立金額は、約7.2兆円である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/101.xls>

6 農業者年金基金

第102表 農業者年金被保険者数

年度末現在（単位：人）

区分	総数	通常加入	政策支援加入							未分類
				区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
平成15年度(2003)	68,320	29,994	37,902	16,464	23	1,961	1,485	93	17,876	424
16 (2004)	64,905	39,590	23,417	19,193	8	2,360	1,726	130	0	1,898
17 (2005)	63,382	38,791	24,033	19,644	6	2,657	1,607	119	•	558
18 (2006)	61,038	36,823	23,733	19,212	11	3,003	1,384	123	•	482
19 (2007)	59,179	35,649	22,851	18,717	15	3,719	283	117	•	679
20 (2008)	57,216	34,176	22,774	17,927	15	4,424	295	113	•	266

(注) 平成14年1月の制度改革により項目等の変更があった。

項目説明は、以下のとおり。

通常加入：保険料の助成を受けずに加入している者

政策支援区分1：認定農業者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分2：認定就農者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分3：区分1又は2の要件を具備している者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者
又は直系卑属の後継者

政策支援区分4：認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者

政策支援区分5：35歳未満の直系卑属の農業後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した者

政策支援区分6：旧制度加入者への特例措置による政策支援対象者（平成16年12月31日までの特例措置）

未分類：これまで加入していた区分で政策支援が不該当になり、新たな保険料額の決定がなされていない者

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字でみる農牛」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/102.xls>

第103表 農業者年金受給権者状況

(単位：金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
経営移譲年金 人員	613,592	593,728	571,507	548,103	522,867	496,387
金額	77,813,151	78,305,555	78,338,422	78,068,864	77,226,755	75,979,151
農業者老齢年金 人員	531,711	510,433	487,252	463,395	437,997	75,321,126
金額	86,001,008	83,732,540	81,159,196	78,450,900	411,784	71,956,575

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字でみる農牛」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/103.xls>

第104表 農業者年金年金勘定経理状況

平成19年4月1日～平成20年3月31日（単位：千円）

区分	特例付加年金勘定	農業者老齢年金勘定	旧年金勘定	農地売買貸借等勘定	調整	計
収 益	2,427,617	15,857,889	153,919,619	445,126	217,435	172,432,815
経 常 収 益	2,427,617	15,857,889	152,005,036	445,126	217,435	170,518,233
運 営 費 交 付 金 収 益	622,142	1,332,151	2,432,579	215,222	—	4,602,094
保 険 料 収 入	—	13,949,461	—	—	—	13,949,461
運 用 収 益	68,938	530,659	—	—	—	599,597
農 地 等 割 賦 利 息 収 入	—	—	—	14,366	—	14,366
貸 付 金 利 息 収 入	—	—	217,435	108,300	217,435	108,300
補 助 金 等 収 益	1,718,516	—	95,162,146	96,791	—	96,977,454
財 源 措 置 予 定 額 収 益	—	—	54,100,000	—	—	54,100,000
資 産 見 返 運 営 費 交 付 金 戻 入	15,592	41,009	33,757	2,826	—	93,185
資 産 見 返 補 助 金 戻 入	2,100	3,791	9,436	3,781	—	19,107
雑 益	329	817	49,684	3,840	—	54,670
当 期 純 損 失	—	—	△1,914,582	—	—	△1,914,582
費 用	2,427,617	15,857,889	153,919,619	445,126	217,435	172,432,815
経 常 費 用	2,243,588	15,657,348	153,919,480	328,459	217,435	171,931,438
年 金 事 業 費 用	1,787,455	14,291,569	149,320,663	—	—	165,399,686
貸 付 事 業 費 用	—	—	—	16,785	—	16,785
そ の 他 の 業 務 費 用	354,873	917,192	1,996,790	59,906	—	3,328,762
一 般 管 理 費 用	101,260	259,956	276,420	33,599	—	671,235
財 務 費 用	—	—	2,324,652	217,435	217,435	2,324,652
雑 損 失	—	188,631	955	733	—	190,319
臨 時 損 失	—	—	139	18	—	157
当 期 純 利 益	184,029	200,541	—	116,650	—	501,220

資料：独立行政法人農業者年金基金「事業年報」

平成20年4月1日～平成21年3月31日（単位：千円）

区分	特例付加年金勘定	農業者老齢年金勘定	旧年金勘定	農地売買貸借等勘定	調整	計
収 益	2,249,589	15,369,915	150,817,720	247,034	168,609	168,515,650
経 常 収 益	2,249,589	15,369,915	150,624,115	246,189	168,609	168,321,200
運 営 費 交 付 金 収 益	436,513	1,126,793	1,916,641	71,598	—	3,551,545
保 険 料 収 入	—	13,623,096	—	—	—	13,623,096
運 用 収 益	70,909	574,029	—	—	—	644,938
農 地 等 割 賦 利 息 収 入	—	—	—	9,039	—	9,039
貸 付 金 利 息 収 入	—	—	168,609	84,436	168,609	84,436
補 助 金 等 収 益	1,724,665	—	36,976,404	75,742	—	38,776,811
財 源 措 置 予 定 額 収 益	—	—	11,472,318	—	—	111,472,318
資 産 見 返 運 営 費 交 付 金 戻 入	16,720	43,937	52,380	2,936	—	115,973
資 産 見 返 補 助 金 戻 入	429	768	2,800	2,438	—	6,434
雑 益	355	1,292	34,963	—	—	36,610
臨 時 利 益	—	—	—	844	—	844
当 期 純 損 失	—	—	193,605	—	—	193,605
費 用	2,249,589	15,369,915	150,817,720	247,034	168,609	168,515,650
経 常 費 用	2,249,566	15,369,855	150,817,702	245,521	168,609	168,514,035
年 金 事 業 費 用	1,796,574	14,008,626	145,173,634	—	—	160,977,833
そ の 他 の 業 務 費 用	357,770	925,249	1,719,434	49,974	—	3,052,426
一 般 管 理 費 用	96,223	247,134	253,675	26,938	—	623,970
財 務 費 用	—	—	3,668,632	168,609	168,609	3,668,632
雑 損 失	—	188,847	2,328	—	—	191,175
臨 時 損 失	—	—	18	12	—	30
当 期 純 利 益	23	60	—	1,501	—	1,585

資料：独立行政法人農業者年金基金「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/104.xls>

7 国家公務員共済組合

第105表 国家公務員共済組合適用状況

区分	組合員数							
	計	長期組合員	短期組合員	継続長期	後期高齢者	任意継続	(再掲)介護保険 第2号被保険者	(再掲)前期 高齢者加入者
平成16年度(2004)	1,116,494	1,082,841	141	3,274	·	30,238	554,105	·
17 (2005)	1,108,567	1,078,765	142	3,208	·	26,452	550,434	·
18 (2006)	1,104,106	1,073,269	141	3,144	·	27,552	545,555	·
19 (2007)	1,088,028	1,055,044	143	2,998	·	29,843	544,046	·
20 (2008)	1,079,657	1,050,673	142	2,750	6	26,086	546,419	3,907
平成20年度								
衆議院	2,744	2,625	—	—	—	119	1,406	6
参議院	1,319	1,274	—	—	—	45	782	3
内閣	8,810	8,550	55	104	—	101	4,440	69
総務省	6,720	6,440	14	132	—	134	3,904	—
法務省	30,357	29,546	6	71	—	734	16,681	9
外務省	5,832	5,733	6	15	—	78	1,501	34
財務省	79,961	77,368	4	336	—	2,253	46,702	56
文部科学省	154,406	149,770	8	420	5	4,203	86,469	2,699
厚生労働省	31,672	30,950	18	417	—	287	17,905	39
農林水産省	28,620	27,742	5	143	—	730	19,318	17
経済産業省	12,932	12,399	5	298	1	229	7,395	8
国土交通省	65,923	63,971	17	732	—	1,203	36,527	29
防衛省	258,324	255,549	4	2	—	2,769	96,845	29
裁判所	29,690	27,723	—	46	—	1,921	14,597	212
会計検査院	1,311	1,262	—	15	—	34	753	3
刑務	22,771	22,204	—	—	—	567	12,933	8
厚生労働省第二	59,554	58,317	—	8	—	1,229	27,139	96
社会保険職員	12,899	12,560	—	—	—	339	6,262	6
林野庁	8,280	8,039	—	11	—	230	5,643	1
日本郵政	245,247	236,736	—	—	—	8,511	134,130	560
連合会職員	12,285	11,915	—	—	—	370	5,087	23

(注) 1 「長期組合員」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期組合員」は短期保険のみの適用者である。

2 長期組合員の「継続長期組合員」とは、公社又は公益等に転出した後も引き続き長期保険の適用を受ける組合員である。

3 短期組合員の「任意継続組合員」とは、退職後も引き続き短期保険の適用を受けることを希望した者である。

資料: 財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/105.xls>

年度末現在

計	長期短期	被扶養者数			組合員1人当り 被扶養者数	
		任意継続	(再掲) 介護保険	(再掲) 前期高齢者	任意継続	任意継続
1,419,223	1,390,137	29,086	280,870	·	1.28	0.96
1,387,300	1,362,021	25,279	277,090	·	1.26	0.96
1,353,917	1,327,771	26,146	271,058	·	1.24	0.95
1,324,182	1,296,541	27,641	265,633	·	1.23	0.93
1,259,486	1,238,767	20,719	263,104	23,905	1.18	0.79
1,886	1,797	89	477	60	0.68	0.75
1,146	1,108	38	313	22	0.87	0.84
10,676	10,602	74	2,384	207	1.23	0.73
7,327	7,271	56	1,862	—	1.13	0.42
34,535	33,920	615	8,302	568	1.15	0.84
7,452	7,369	83	977	90	1.28	1.06
102,418	100,257	2,161	25,701	1,589	1.30	0.96
163,628	160,398	3,230	39,036	3,080	1.07	0.77
34,895	34,693	202	7,599	1,018	1.12	0.70
42,395	41,770	625	9,940	1,168	1.51	0.86
14,536	14,358	178	3,575	252	1.16	0.78
95,209	94,151	1,058	23,516	1,356	1.47	0.88
327,651	325,165	2,486	51,946	5,094	1.27	0.90
24,622	23,774	848	5,622	618	0.86	0.44
1,232	1,209	23	350	22	0.96	0.68
32,556	32,058	498	7,854	345	1.44	0.88
38,107	37,599	508	6,265	1,028	0.64	0.41
12,296	12,064	232	2,286	540	0.96	0.68
11,249	11,088	161	3,340	201	1.38	0.70
288,434	280,988	7,446	59,667	6,449	1.19	0.87
7,236	7,128	108	2,092	198	0.60	0.29

第105表 国家公務員共済組合適用状況（前頁よりつづく）

年度末現在

区分	組合員1人当たり標準報酬月額							
	長期組合員	継続長期	後期高齢者 (長期適用)	短期組合員	任意継続	後期高齢者 (短期適用)	平均	
						短期適用	長期適用	
平成16年度(2004)	406,133	542,181	—	980,000	353,448	—	412,154	406,543
17 (2005)	408,446	538,716	—	980,000	354,371	—	414,625	408,832
18 (2006)	409,228	535,900	—	980,000	358,005	—	415,421	409,598
19 (2007)	412,818	533,002	—	1,171,818	359,277	—	419,843	413,158
20 (2008)	414,944	530,327	620,000	1,162,324	362,683	1,020,000	422,390	415,247
平成20年度								
衆議院	457,137	—	—	—	454,790	—	457,137	490,319
参議院	498,783	—	—	—	484,889	—	498,783	542,009
内閣	463,420	531,346	—	1,158,727	400,693	—	464,236	493,012
総務省	453,753	471,364	—	1,180,000	355,299	—	454,107	468,160
法務省	435,145	553,099	—	1,160,000	393,460	—	435,428	447,585
外務省	473,096	608,000	—	1,210,000	480,513	—	473,449	511,474
財務省	462,418	540,149	—	907,500	413,036	—	462,754	468,963
文部科学省	447,409	482,571	620,000	1,180,000	394,852	982,000	447,513	456,798
厚生労働省	428,157	546,882	—	1,140,000	380,314	—	429,736	433,410
農林水産省	446,643	531,119	—	1,210,000	372,959	—	447,076	452,505
経済産業省	494,726	538,859	620,000	1,210,000	432,489	1,210,000	495,771	517,961
国土交通省	450,736	546,571	—	1,179,412	380,599	—	451,820	457,864
防衛省	361,390	545,000	—	1,210,000	320,930	—	361,392	363,884
裁判所	420,221	521,739	—	—	285,539	—	420,389	438,170
会計検査院	481,902	544,667	—	—	425,588	—	482,639	508,588
刑務	439,995	—	—	—	374,868	—	439,995	443,277
厚生労働省第二	377,724	548,750	—	—	329,450	—	377,748	405,942
社会保険職員	379,761	—	—	—	351,150	—	379,761	379,357
林野庁	414,734	549,091	—	—	316,522	—	414,918	417,223
日本郵政	418,125	—	—	—	358,126	—	418,125	419,189
連合会職員	401,959	—	—	—	360,189	—	401,959	434,628

(注) 1 「長期組合員」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期組合員」は短期保険のみの適用者である。

2 長期組合員の「継続長期組合員」とは、公社又は公益等に転出した後も引き続き長期保険の適用を受ける組合員である。

3 短期組合員の「任意継続組合員」とは、退職後も引き続き短期保険の適用を受けることを希望した者である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/105.xls>

第106表 国家公務員共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(単位 金額: 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	21,733,002	21,810,088	22,689,476	22,355,660	22,427,281	22,463,541
合 計 金額	226,253,525	223,496,125	227,777,261	221,739,175	221,419,681	223,899,927
組 合 員 分 件数	7,752,306	7,764,780	8,053,012	7,878,947	7,929,151	8,056,392
組 合 員 分 金額	86,246,455	83,105,953	84,900,267	80,922,837	80,562,655	81,499,617
療 養 の 給 付 件数	5,904,572	5,841,968	5,961,114	5,745,650	5,691,413	5,712,050
療 養 の 給 付 日数	11,095,787	10,686,514	10,607,338	10,042,434	9,780,295	9,747,475
療 養 の 給 付 金額	71,345,656	67,719,041	68,230,432	64,266,455	63,250,517	63,206,138
訪問看護療養の給付 件数	486	507	618	649	617	747
訪問看護療養の給付 日数	3,050	3,936	4,968	4,893	4,863	5,770
訪問看護療養の給付 金額	20,716	26,842	35,781	35,899	32,867	41,921
入院時食事・生活療養の給付 件数	76,072	72,275	70,049	69,190	66,057	62,229
入院時食事・生活療養の給付 回数	781,542	729,641	687,873	1,555,704	1,624,913	1,601,801
入院時食事・生活療養の給付 金額	1,108,726	1,043,247	987,576	751,320	659,993	634,326
薬 剤 支 給 件数	1,643,560	1,716,648	1,867,945	1,898,302	1,991,777	2,065,378
薬 剤 支 給 金額	9,518,224	10,107,834	11,376,513	11,536,425	12,494,137	13,197,449
療 養 費 件数	194,148	196,184	213,937	224,532	235,865	268,369
療 養 費 金額	1,002,436	986,115	1,049,080	1,096,563	1,129,577	1,241,885
入院時食事・生活療養費 件数	120	17	13	3	56	30
入院時食事・生活療養費 回数	1,078	75	119	33	2,291	667
入院時食事・生活療養費 金額	1,511	99	165	3	644	246
移 送 費 件数	18	17	22	9	18	12
移 送 費 金額	1,135	515	1,398	749	1,000	7,467
出 産 費 件数	8,186	8,233	8,149	8,565	8,344	8,761
出 産 費 金額	2,647,824	2,672,394	2,667,141	2,881,846	2,928,110	3,112,060
埋 葬 料 件数	1,336	1,223	1,227	1,240	1,117	1,075
埋 葯 料 金額	600,228	549,866	552,180	353,577	65,808	58,126
被 扶 養 者 分 件数	13,980,696	14,045,308	14,636,464	14,476,713	14,498,130	14,407,149
被 扶 養 者 分 金額	140,007,071	140,390,172	142,876,994	140,816,338	140,857,026	142,400,309
療 養 の 給 付 件数	10,014,350	9,973,680	10,251,975	10,053,352	9,955,442	9,797,110
療 養 の 給 付 日数	19,218,063	18,916,149	18,832,967	18,271,368	17,837,379	17,330,777
療 養 の 給 付 金額	100,488,826	99,166,569	100,249,176	99,067,241	98,476,523	99,058,579
訪問看護療養の給付 件数	2,385	2,750	3,025	3,420	3,707	4,143
訪問看護療養の給付 日数	13,755	15,610	16,903	22,038	26,452	24,049
訪問看護療養の給付 金額	90,668	107,041	116,108	135,698	152,827	176,101
入院時食事・生活療養の給付 件数	131,306	126,218	120,900	121,738	113,137	109,432
入院時食事・生活療養の給付 回数	1,331,534	1,283,224	1,210,753	2,865,207	3,018,682	2,875,796
入院時食事・生活療養の給付 金額	1,838,956	1,761,952	1,671,056	1,331,968	1,178,398	1,133,595
薬 剂 支 給 件数	3,695,245	3,794,994	4,081,147	4,109,955	4,211,239	4,262,777
薬 剂 支 給 金額	16,229,513	17,045,166	18,865,367	18,819,627	19,912,077	20,985,146

第3部 社会保障関係統計資料編

療養費 件数	238,653	244,970	272,454	282,461	300,645	318,321
金額	1,362,774	1,392,291	1,508,340	1,554,694	1,663,403	1,714,465
入院時食事・生活療養費 件数	163	44	15	12	52	73
回数	1,627	496	106	114	1,004	1,457
金額	2,290	636	147	43	400	580
高額療養費 件数	74,715	79,388	78,838	77,929	64,959	52,030
金額	6,642,105	7,743,773	7,596,023	7,549,816	5,744,657	3,955,782
高額療養の給付 件数	33,130	34,464	32,943	31,468	59,459	57,087
金額	3,811,829	3,962,509	3,978,277	3,684,718	5,263,868	6,940,718
移送費 件数	29	12	19	21	28	23
金額	1,189	555	812	788	1,186	1,058
配偶者出産費 件数	25,770	24,826	23,786	23,713	23,568	23,531
金額	8,078,294	7,809,668	7,489,786	7,813,288	8,263,622	8,368,420
家族埋葬料 件数	4,264	4,076	4,058	3,791	3,501	1,244
金額	1,460,627	1,400,012	1,401,902	858,458	200,066	65,865

(注) 1 「高額療養の給付」及び「高額療養費」の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲である。

2 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の件数及び回数は再掲であり、件数の合計には含まれていない。

3 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合計 件数	86,264	89,491	89,099	89,637	86,149	87,776
日数	2,667,605	2,752,774	2,799,963	2,728,515	2,646,293	2,713,518
金額	8,015,117	8,296,767	8,503,662	8,570,584	9,080,778	10,104,896
傷病手当金 件数	14,823	16,455	19,340	22,102	21,277	22,244
日数	289,455	320,808	377,011	432,599	416,658	433,032
金額	1,315,046	1,413,274	1,770,682	2,054,821	2,258,808	2,375,045
出産手当金 件数	1,244	1,378	1,394	1,601	366	100
日数	32,991	32,525	32,360	36,059	8,478	2,472
金額	292,616	288,746	298,091	317,811	74,611	21,809
休業手当金 件数	141	68	88	121	93	98
日数	1,358	350	191	1,110	318	371
金額	7,770	2,071	1,387	5,439	1,733	2,438
育児休業手当金 件数	62,970	64,371	60,926	59,133	58,045	58,736
(休業中分) 日数	1,253,354	1,282,035	1,215,313	1,179,363	1,164,471	1,175,480
金額	4,871,938	5,012,919	4,811,397	4,647,878	4,635,300	4,706,955
育児休業手当金 件数	6,316	6,257	6,387	5,731	5,513	5,628
(復職後分) 日数	1,080,550	1,104,736	1,164,044	1,067,168	1,045,408	1,090,650
金額	1,466,094	1,503,101	1,556,619	1,474,619	2,048,467	2,936,816
介護休業手当金 件数	770	962	964	949	855	970
日数	9,897	12,320	11,044	12,216	10,960	11,513
金額	61,654	76,655	65,486	70,017	61,860	61,833

第4節 社会保険関係

(iii) 災害給付

(単位 金額:千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	213	749	348	182	338	115
合 計 金額	131,641	366,003	209,866	107,809	148,876	81,424
弔 慰 金 件数	19	12	18	12	14	11
弔 慰 金 金額	7,610	4,840	7,190	4,140	5,540	3,640
家 族 弔 慰 金 件数	13	15	18	8	3	6
家 族 弔 慰 金 金額	4,606	5,173	6,531	2,779	1,176	1,974
災 害 見 舞 金 件数	181	722	312	162	321	98
災 害 見 舞 金 金額	119,425	355,990	196,145	100,890	142,160	75,810

(iv) 附加給付

(単位 金額:千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	265,465	245,722	236,564	233,196	233,858	209,106
合 計 金額	9,545,868	9,010,425	8,865,779	9,337,143	9,388,288	8,885,163
家 族 療 養 費 件数	72,699	63,640	59,925	60,358	61,624	56,988
家 族 療 養 費 金額	2,369,740	2,185,161	2,073,004	2,135,439	2,414,434	2,245,771
出 産 費 件数	6,483	6,525	6,217	4,519	1,008	1,067
出 産 費 金額	262,546	264,533	246,817	166,750	20,350	21,340
配 偶 者 出 産 費 件数	22,077	21,368	20,466	15,999	9,752	9,821
配 偶 者 出 産 費 金額	787,539	756,502	714,117	500,980	195,370	196,540
埋 葬 料 件数	336	325	334	603	773	705
埋 葯 料 金額	8,735	8,635	9,126	76,489	83,448	31,153
家 族 埋 葯 料 件数	1,490	1,454	1,389	2,264	2,520	865
家 族 埋 葯 料 金額	41,336	42,069	39,814	297,217	281,245	38,582
傷 病 手 当 金 件数	5,412	5,442	6,066	7,848	7,433	7,690
傷 病 手 当 金 金額	826,320	844,433	987,005	1,282,504	1,279,146	1,363,530
そ の 他 件数	156,968	146,968	142,167	141,605	150,748	131,970
そ の 他 金額	5,249,653	4,909,091	4,795,896	4,877,764	5,114,295	4,988,248

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/106.xls>

第107表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
組合員分 件数	5,904,572	5,841,968	5,961,114	5,745,650	5,691,413	5,712,050
日数	11,095,787	10,686,514	10,607,338	10,042,434	9,780,295	9,747,475
金額	71,345,656	67,719,041	68,230,432	64,266,455	63,250,517	63,206,138
一般 診療 件数	4,755,106	4,692,256	4,803,912	4,588,751	4,564,618	4,567,545
日数	8,392,866	8,067,258	8,034,921	7,537,411	7,352,309	7,261,690
金額	59,509,447	56,597,057	57,323,358	53,924,956	53,303,266	53,026,929
入院 件数	84,717	79,377	77,369	76,999	70,908	69,713
日数	919,445	854,028	805,923	775,865	712,634	698,776
金額	21,170,968	19,883,048	19,684,625	19,333,833	19,149,255	19,128,848
外来 件数	4,670,389	4,612,879	4,726,543	4,511,752	4,493,710	4,497,832
日数	7,473,421	7,213,230	7,228,998	6,761,546	6,639,675	6,562,914
金額	38,338,479	36,714,009	37,638,733	34,591,123	34,154,011	33,898,081
歯科 診療 件数	1,149,466	1,149,712	1,157,202	1,156,899	1,126,795	1,144,505
日数	2,702,921	2,619,256	2,572,417	2,505,023	2,427,986	2,485,785
金額	11,836,209	11,121,984	10,907,074	10,341,499	9,947,252	10,179,209
被扶養者分 件数	10,014,350	9,973,680	10,251,975	10,053,352	9,955,442	9,797,110
日数	19,218,063	18,916,149	18,832,967	18,271,368	17,837,379	17,330,777
金額	100,488,826	99,166,569	100,249,176	99,067,241	98,476,523	99,058,579
一般 診療 件数	8,269,554	8,187,574	8,469,622	8,271,961	8,220,730	8,064,949
日数	15,500,575	15,192,243	15,214,943	14,742,577	14,478,374	14,037,347
金額	86,448,952	84,992,625	86,409,212	85,630,163	85,500,205	85,838,977
入院 件数	155,620	147,103	141,438	140,449	131,612	128,617
日数	1,593,579	1,642,842	1,445,737	1,419,092	1,318,439	1,288,341
金額	32,515,815	31,519,152	30,852,900	32,002,146	31,930,425	32,401,156
外来 件数	8,113,934	8,040,471	8,328,184	8,131,512	8,089,118	7,936,332
日数	13,906,996	13,549,401	13,769,206	13,323,485	13,159,935	12,749,006
金額	53,933,137	53,473,473	55,556,312	53,628,017	53,569,780	53,437,821
歯科 診療 件数	1,744,796	1,786,106	1,782,353	1,781,391	1,734,712	1,732,161
日数	3,717,488	3,723,906	3,618,024	3,528,791	3,359,005	3,293,430
金額	14,039,874	14,173,944	13,839,964	13,437,078	12,976,318	13,219,602

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/107.xls>

第108表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《組合員分》						
診療費	1000人当件数	5,273.64	5,252.35	5,404.63	5,227.78	5,207.94
	1件当日数	1.88	1.83	1.78	1.75	1.72
	1件当金額	12,083	11,592	11,446	11,185	11,113
	1人当金額	63,722	60,884	61,861	58,474	57,878
一般診療	1000人当件数	4,247.00	4,218.68	4,355.46	4,175.16	4,176.87
	1件当日数	1.77	1.72	1.67	1.64	1.61
	1件当金額	12,515	12,062	11,933	11,752	11,677
	1人当金額	53,151	50,885	51,972	49,065	48,775
入院	1000人当件数	75.66	71.37	70.15	70.06	64.88
	1件当日数	10.85	10.76	10.42	10.08	10.05
	1件当金額	249,902	250,489	254,425	251,092	270,058
	1人当金額	18,909	17,876	17,847	17,591	17,523
入院外	1000人当件数	4,171.34	4,147.31	4,285.31	4,105.10	4,111.98
	1件当日数	1.60	1.56	1.53	1.50	1.48
	1件当金額	8,209	7,959	7,963	7,667	7,600
	1人当金額	34,242	33,009	34,125	31,473	31,253
歯科診療	1000人当件数	1,026.64	1,033.67	1,049.17	1,052.62	1,031.08
	1件当日数	2.35	2.28	2.22	2.17	2.15
	1件当金額	10,297	9,674	9,425	8,939	8,828
	1人当金額	10,571	9,999	9,889	9,409	9,102
出産費	1000人当件数	7.31	7.40	7.39	7.79	7.64
埋葬料	1000人当件数	1.19	1.10	1.11	1.13	1.02
《被扶養者分》						
診療費	1000人当件数	8,944.27	8,967.06	9,294.93	9,147.22	9,109.76
	1件当日数	1.92	1.90	1.84	1.82	1.79
	1件当金額	10,034	9,943	9,779	9,854	9,892
	1人当金額	89,751	89,158	90,891	90,138	90,111
一般診療	1000人当件数	7,385.92	7,361.22	7,678.97	7,526.39	7,522.40
	1件当日数	1.87	1.86	1.80	1.78	1.76
	1件当金額	10,454	10,381	10,202	10,352	10,401
	1人当金額	77,212	76,415	78,343	77,912	78,237
入院	1000人当件数	138.99	132.26	128.23	127.79	120.43
	1件当日数	10.24	11.17	10.22	10.10	10.02
	1件当金額	208,944	214,266	218,137	227,856	242,610
	1人当金額	29,041	28,338	27,973	29,118	29,218
入院外	1000人当件数	7,246.93	7,228.97	7,550.73	7,398.60	7,401.97
	1件当日数	1.71	1.69	1.65	1.64	1.63
	1件当金額	6,647	6,651	6,671	6,595	6,622
	1人当金額	48,170	48,077	50,370	48,794	49,019
歯科診療	1000人当件数	1,558.36	1,605.84	1,615.97	1,620.83	1,587.35
	1件当日数	2.13	2.08	2.03	1.98	1.94
	1件当金額	8,047	7,936	7,765	7,543	7,480
	1人当金額	12,540	12,743	12,548	12,226	11,874
配偶者出産費	1000人当件数	23.02	22.32	21.57	21.58	21.57
家族埋葬料	1000人当件数	3.81	3.66	3.68	3.45	3.20

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	1000人当件数	77.05	80.46	80.78	81.56	78.83
	1 件 当 日 数	30.92	30.76	31.43	30.44	30.72
	1 日 当 金 額	3,005	3,014	3,037	3,141	3,432
傷 病 手 当 金	1000人当件数	13.24	14.79	17.53	20.11	19.47
	1 件 当 日 数	19.53	19.50	19.49	19.57	19.58
	1 日 当 金 額	4,543	4,405	4,697	4,750	5,421
出 産 手 当 金	1000人当件数	1.11	1.24	1.26	1.46	0.33
	1 件 当 日 数	26.52	23.60	23.21	22.52	23.16
	1 日 当 金 額	8,870	8,878	9,212	8,814	8,801
休 業 手 当 金	1000人当件数	0.13	0.06	0.08	0.11	0.09
	1 件 当 日 数	9.63	5.15	2.17	9.17	3.42
	1 日 当 金 額	5,721	5,917	7,262	4,900	5,451
育児休業手当金 (休業中分)	1000人当件数	56.24	57.87	55.24	53.80	53.11
	1 件 当 日 数	19.90	19.92	19.95	19.94	20.06
	1 日 当 金 額	3,887	3,910	3,959	3,941	3,981
育児休業手当金 (復職後分)	1000人当件数	5.64	5.63	5.79	5.21	5.04
	1 件 当 日 数	171.08	176.56	182.25	186.21	189.63
	1 日 当 金 額	1,357	1,361	1,337	1,382	1,959
介護休業手当金	1000人当件数	0.69	0.86	0.87	0.86	0.78
	1 件 当 日 数	12.85	12.81	11.46	12.87	12.82
	1 日 当 金 額	6,230	6,222	5,930	5,732	5,644
						5,371

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	1000人当件数	0.19	0.67	0.32	0.17	0.31
	1 件 当 金 額	618,033	488,656	603,063	592,357	440,462
弔 慰 金	1000人当件数	0.02	0.01	0.02	0.01	0.01
	1 件 当 金 額	400,526	403,333	399,444	345,000	395,714
家 族 弔 慰 金	1000人当件数	0.01	0.01	0.02	0.01	0.00
	1 件 当 金 額	354,308	344,867	362,833	347,375	392,000
災 害 見 舞 金	1000人当件数	0.16	0.65	0.28	0.15	0.29
	1 件 当 金 額	659,807	493,061	628,670	622,778	442,866
						773,571

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/108.xls>

第109表 国家公務員共済組合長期部門支払状況

(単位 金額 : 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	5,335,755	5,487,967	5,649,296	5,788,745	5,971,869	6,216,905
金額	1,684,914,721	1,677,860,198	1,669,280,291	1,668,638,136	1,673,370,481	1,673,624,007
退職共済年金 件数	2,523,635	2,702,442	2,888,687	3,047,697	3,262,375	3,540,056
金額	782,850,286	799,563,225	812,392,818	834,915,594	861,843,281	884,839,168
障害共済年金 件数	29,135	31,196	33,374	35,647	37,505	39,058
金額	4,604,790	4,901,889	5,193,035	5,575,139	5,884,625	6,151,766
遺族共済年金 件数	1,001,694	1,061,466	1,122,659	1,187,869	1,243,305	1,300,172
金額	249,960,025	262,959,938	276,349,092	288,899,669	300,807,213	312,017,946
退職年金 件数	940,710	883,794	827,346	772,049	716,819	660,958
金額	416,367,480	388,654,524	362,395,793	335,719,873	310,560,944	285,364,368
減額退職年金 件数	410,652	398,579	386,011	373,029	359,143	343,893
金額	136,231,193	131,484,331	127,165,447	122,402,089	117,610,037	112,811,628
通算退職年金 件数	35,883	33,999	31,857	29,805	27,646	25,484
金額	4,690,388	4,406,142	4,124,751	3,809,561	3,521,674	3,266,393
退職一時金 件数	182	193	178	270	251	397
金額	168,058	235,173	143,282	267,167	223,345	307,611
障害年金 件数	24,767	23,589	22,310	21,045	19,935	18,913
金額	8,453,631	7,976,278	7,469,735	6,943,765	6,548,979	6,199,143
障害一時金 件数	3	2	3	1	1	—
金額	7,062	5,779	7,305	1,647	1,413	—
遺族年金 件数	364,715	348,498	332,856	317,531	301,265	284,436
金額	80,681,276	76,790,435	73,206,044	69,319,910	65,619,588	61,926,377
通算遺族年金 件数	2,562	2,478	2,371	2,248	2,142	2,020
金額	143,050	138,389	132,437	123,685	116,818	112,826
死亡一時金 件数	18	35	24	15	20	151
金額	19,014	51,467	25,683	27,361	36,194	68,435
船員給付 件数	1,571	1,485	1,428	1,362	1,296	1,217
金額	659,234	620,178	607,610	570,813	538,060	505,178
公務災害給付 件数	228	211	192	177	166	150
金額	79,235	72,451	67,260	61,863	58,310	53,169

(注) 1 「退職一時金」には返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含み、「死亡一時金」には特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/109.xls>

第110表 国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額: 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 人員 金額	92,113 146,944,259	91,871 127,152,698	90,647 126,406,919	94,571 127,062,187	108,955 137,645,801	130,951 153,027,823
退職共済年金 人員 金額	71,915 115,139,251	75,490 103,476,655	73,615 101,839,879	77,742 103,029,041	92,649 114,411,493	111,111 125,566,053
障害共済年金 人員 金額	1,327 1,496,743	1,313 1,438,943	1,260 1,399,513	1,261 1,400,439	1,276 1,418,913	1,392 1,505,491
遺族共済年金 人員 金額	15,979 23,949,374	14,881 21,954,837	15,636 22,970,181	15,419 22,420,629	14,865 21,579,745	18,323 25,794,021
退職年金 人員 金額	1,829 4,814,639	144 223,881	90 135,404	119 170,976	143 202,625	82 119,134
減額退職年金 人員 金額	383 618,379	8 7,909	3 2,757	7 8,977	2 3,993	1 2,147
通算退職年金 人員 金額	25 23,981	3 1,565	9 3,866	1 1,317	3 453	14 4,711
障害年金 人員 金額	57 133,432	19 38,236	25 47,416	16 24,668	14 26,633	17 29,767
遺族年金 人員 金額	597 767,940	13 10,673	9 7,904	6 6,141	2 1,890	6 5,643
通算遺族年金 人員 金額	1 520	0 0	0 0	0 0	1 57	5 856
船員年金 人員 金額	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
公務災害給付 人員 金額	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

資料: 財務省主計局調べ

(ii) 年度末現在

(単位 金額: 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 人員 金額	933,166 1,769,015,199	962,259 1,758,836,900	984,127 1,762,071,935	1,008,953 1,763,408,985	1,045,563 1,758,797,338	1,093,688 1,772,454,187
退職共済年金 人員 金額	450,577 848,800,211	483,275 859,816,416	509,393 883,208,709	538,509 906,989,184	580,439 922,873,743	631,403 955,993,177
障害共済年金 人員 金額	8,694 8,966,708	9,360 9,584,600	9,974 10,196,021	10,571 10,780,139	11,100 11,289,383	11,784 11,948,214
遺族共済年金 人員 金額	178,529 268,002,104	188,830 281,540,749	199,139 295,718,044	208,903 307,853,178	217,557 319,399,164	229,312 334,459,506
退職年金 人員 金額	153,701 409,399,422	144,371 383,049,917	134,637 356,736,078	125,480 330,983,407	116,653 307,411,410	107,151 281,622,849
減額退職年金 人員 金額	67,787 135,937,724	65,793 131,592,948	63,597 127,298,269	61,421 122,618,361	59,138 118,087,661	56,565 112,968,865
通算退職年金 人員 金額	5,920 4,803,920	5,590 4,534,685	5,236 4,251,873	4,879 3,944,972	4,533 3,668,441	4,193 3,405,856
障害年金 人員 金額	4,730 9,633,271	4,483 9,039,953	4,268 8,521,431	4,052 7,997,960	3,868 7,614,089	3,677 7,205,472
遺族年金 人員 金額	62,486 82,588,398	59,852 78,842,266	57,209 75,330,160	54,502 71,485,044	51,670 67,739,823	49,028 64,183,954
通算遺族年金 人員 金額	446 158,201	425 149,893	402 142,616	382 133,556	364 125,910	351 119,759
船員年金 人員 金額	259 648,898	246 614,616	241 603,764	226 564,100	215 532,428	201 496,716
公務災害給付 人員 金額	37 76,342	34 70,858	31 64,970	28 59,083	26 55,287	23 49,819

資料: 財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/110.xls>

第111表 国家公務員共済組合長期部門1人当たり金額

(単位 円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《年金》						
新規裁定	1,595,261	1,384,035	1,394,496	1,343,564	1,263,327	1,168,588
退職共済年金	1,601,046	1,370,733	1,383,412	1,325,269	1,234,892	1,130,096
障害共済年金	1,127,915	1,095,920	1,110,725	1,110,578	1,112,001	1,081,531
遺族共済年金	1,498,803	1,475,360	1,469,057	1,454,091	1,451,715	1,407,740
退職年金	2,632,388	1,554,730	1,504,485	1,436,772	1,416,957	1,452,851
減額退職年金	1,614,568	988,563	918,867	1,282,386	1,996,300	2,146,700
通算退職年金	959,244	521,533	429,567	1,317,100	151,100	336,514
障害年金	2,340,914	2,012,421	1,896,640	1,541,775	1,902,321	1,750,976
遺族年金	1,286,332	820,981	878,222	1,023,433	944,800	940,567
通算遺族年金	519,800	0	0	0	56,800	171,200
船員年金	0	0	0	0	0	0
年度末現在	1,895,713	1,827,821	1,790,492	1,747,761	1,682,153	1,620,612
退職共済年金	1,883,807	1,779,145	1,733,845	1,684,260	1,589,958	1,514,078
障害共済年金	1,031,367	1,023,996	1,022,260	1,019,784	1,017,062	1,013,935
遺族共済年金	1,501,168	1,490,975	1,484,983	1,473,666	1,468,117	1,458,535
退職年金	2,663,609	2,653,233	2,649,614	2,637,738	2,635,264	2,628,280
減額退職年金	2,005,366	2,000,106	2,001,640	1,996,359	1,996,815	1,997,151
通算退職年金	811,473	811,214	812,046	808,562	809,274	812,272
障害年金	2,036,632	2,016,496	1,996,587	1,973,830	1,968,482	1,959,606
遺族年金	1,321,710	1,317,287	1,316,754	1,311,604	1,311,009	1,309,129
通算遺族年金	354,711	352,690	354,765	349,623	345,907	341,194
船員年金	2,505,397	2,498,438	2,505,243	2,496,019	2,476,409	2,471,224
公務災害給付	2,063,303	2,084,050	2,095,813	2,110,096	2,126,423	2,166,043
《一時金》						
退職一時金	923,395	1,218,512	804,954	989,507	889,821	774,838
障害一時金	2,353,867	2,889,600	2,435,100	1,647,300	1,413,400	0

(注)「退職一時金」には、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含む。

資料:財務省主計局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/111.xls>

第112表 国家公務員共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
利 益	526,252,058	534,427,693	542,563,492	540,992,608	548,703,289	546,332,507
負 担 金 収 入	221,734,769	238,931,626	245,326,309	244,082,302	238,214,188	238,348,702
短 期 負 担 金 収 入	207,718,594	222,281,637	226,942,363	223,980,959	219,329,321	219,412,186
介 護 負 担 金 収 入	14,016,175	16,649,988	18,383,945	20,101,344	18,884,867	18,936,516
掛 金 収 入	228,730,887	246,021,285	251,725,622	251,080,266	245,980,264	245,008,808
短 期 掛 金 収 入	213,905,928	228,531,916	232,532,038	230,139,766	226,124,033	225,241,934
介 護 掛 金 収 入	14,824,959	17,489,369	19,193,584	20,940,501	19,856,231	19,766,874
移 換 金 収 入	104,058	—	—	—	—	—
雜 收 入	2,246	360	161	120	537	5,668
國 庫 補 助 金 収 入	189,766	200,623	—	—	—	24,470
交 付 金 収 入	545,309	500,000	500,000	500,000	500,000	800,000
支 払 準 備 金 戻 入	41,510,685	40,660,768	40,197,673	40,895,832	39,962,129	40,009,358
受 取 利 利	477,594	458,224	811,959	1,191,038	1,478,825	1,832,599
短 期 受 取 利 利	477,383	458,007	811,843	1,187,772	1,473,344	1,826,454
介 護 受 取 利 利	211	217	116	3,265	5,481	6,145
有 債 証 券 当 金	78,614	19,112	15,473	71,535	122,573	44,711
有 債 証 券 配 当 金	214,566	444,569	529,810	681,538	753,996	799,605
受 有 債 証 券 売 却 金	2,978,666	44,252	—	—	11,177,248	7,163
貸 債 償 付 差 益	—	0	17,529	—	114,321	80,741
償 還 付 金 差 益	280	115	—	183	520	4,233
賠 償 付 金 差 益	5,455	136,828	78,087	29,015	55,190	49,981
雜 收 入	370,997	257,975	293,555	258,603	189,410	209,776
前 期 損 益 修 正 益	399,915	293,447	322,979	469,311	367,183	295,237
當 期 損 失 金	28,905,995	6,458,031	2,743,561	1,732,545	9,786,884	18,811,248
當 期 短 期 損 失 金	27,884,014	5,465,120	1,400,510	1,579,581	9,490,459	18,735,056
當 期 介 護 損 失 金	1,021,982	992,912	1,343,051	152,964	296,426	76,192
損 付	526,252,058	534,427,693	542,563,492	540,992,608	548,703,289	546,332,507
短 期 給 付	241,168,009	238,600,474	242,903,715	237,234,943	237,238,133	240,293,787
保 健 給 付	216,472,147	214,552,696	219,343,179	215,356,168	215,540,732	218,312,633
直 営 保 健 給 付	4,448,006	4,396,658	4,068,859	2,311,769	2,103,830	1,952,603
連 合 会 直 営 保 健 給 付	5,333,373	4,546,771	4,365,223	4,071,238	3,775,119	3,634,690
休 業 給 付	8,015,117	8,296,767	8,503,662	8,570,584	9,080,778	10,104,896
災 害 給 付	131,641	366,003	209,866	107,809	148,876	81,424
附 加 給 付	6,767,725	6,441,580	6,412,926	6,817,375	6,588,798	6,207,541
老 人 保 健 抱 出 金	141,487,856	117,733,468	106,671,975	100,270,844	98,938,177	18,690,606
退 職 者 給 付 抱 出 金	69,766,322	72,105,903	77,167,199	87,363,769	103,972,144	41,968,645
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	•	•	•	•	•	72,316,434
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	•	•	•	•	•	84,818,678
病 床 転 換 支 援 金 等	•	•	•	•	•	55,033
介 護 納 付 金	29,757,731	34,784,751	38,647,885	38,828,115	38,191,713	35,723,625
一 部 負 担 金 返 還 金	18,457	16,721	18,423	18,063	18,528	13,858
一 部 負 担 金 払 戻 金	2,778,143	2,568,844	2,452,853	2,519,767	2,799,490	2,677,622
委 託 費 金	137,603	105,832	205,194	202,271	163,200	184,640
移 換 費 金	104,058	—	—	—	—	—
雜 業 務 経 理 へ 繰 入	112,580	110,557	157,105	196,534	278,863	398,378
支 払 準 備 金 繰 入	40,660,768	40,197,673	40,895,832	39,962,129	40,009,358	40,497,545
有 債 証 券 売 却 損	2,002	—	—	13	5	—
前 期 損 益 修 正 損	71,330	81,026	83,705	73,131	113,129	54,495
當 期 利 益 金	182,347	28,099,514	33,342,922	34,322,972	26,980,547	8,605,490
當 期 短 期 利 益 金	76,728	27,751,752	33,068,554	31,949,497	26,115,825	5,545,883
當 期 介 護 利 益 金	105,618	347,762	274,368	2,373,475	864,723	3,059,607
支 払 利 息 損	4,679	22,717	13,866	—	—	27,848
償 還 差 損	—	210	—	57	—	—
雜	173	—	1,025	57	—	164

資料:財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/112.xls>

第113表 国家公務員共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
利 益	2,106,412,327	2,123,384,057	2,184,463,900	2,152,057,167	2,125,712,331	2,195,762,498
(518,652,928)	(491,788,754)	(470,214,351)	(456,949,191)	(429,429,847)	(353,784,559)	
負担金収入	1,174,389,156	1,156,354,236	1,145,134,634	1,136,788,403	1,119,900,371	1,050,884,141
掛金収入	510,656,402	509,820,585	512,913,254	515,619,171	516,513,148	520,837,784
基礎年金交付金収入	183,281,330	172,862,456	164,015,495	155,206,272	144,622,252	135,018,697
財政調整拠出金収入	·	70,828,444	117,242,604	80,781,197	62,443,229	71,384,917
退職一時金等返還金収入	1,627,831	1,960,033	2,071,514	2,289,641	2,468,037	2,732,679
移換金収入	1,715	2,734	1,851	4,844	1,821	2,519
雑 収 入	2,574	7,428	19,234	87,325	68,858	38,474
受取利息	106,748,204	94,439,040	84,329,499	89,574,570	90,311,461	84,110,707
有価証券利息	775,322	—	—	—	—	—
受取配当金	267,708	—	—	—	—	—
信託収益	94,866,321	93,739,753	138,383,038	147,624,218	145,758,535	68,864,107
賃貸料	25,390,438	21,174,811	13,929,801	13,683,838	13,624,985	13,143,358
有価証券売却益	1,530	—	—	—	—	—
償還差益	—	—	—	—	—	—
当期損失金	·	·	·	·	·	243,099,841
前期損益修正益	698,538	601,262	778,018	614,500	772,763	573,264
固定資産売却益	7,705,259	1,593,276	5,644,957	9,783,188	29,226,872	5,072,011
損失	2,106,412,327	2,123,384,057	2,184,463,900	2,152,057,167	2,125,712,331	2,195,762,498
長期給付金	1,684,914,721	1,677,860,198	1,669,280,291	1,668,638,136	1,673,370,481	1,673,624,007
退職給付	1,340,307,405	1,324,343,395	1,306,222,091	1,297,114,283	1,293,759,282	1,286,589,168
障害給付	13,065,483	12,883,946	12,670,075	12,520,551	12,435,017	12,350,909
遺族給付	330,803,364	339,940,228	349,713,255	358,370,625	366,579,813	374,125,583
公務災害給付	79,235	72,451	67,260	61,863	58,310	53,169
船員給付	659,234	620,178	607,610	570,813	538,060	505,178
移換金	—	—	—	—	—	—
保険料	39,520	29,255	15,788	1,867	1,714	1,572
負担金	2,287,815	3,502,664	1,788,556	1,726,807	1,821,996	1,652,998
消費税	2,274,905	3,147,805	29,974	31,981	19,310	13,611
基礎年金拠出金	389,812,028	419,212,517	420,135,234	420,968,405	441,681,431	449,288,707
年金保険者拠出金	3,960,593	2,789,738	3,079,355	3,108,611	2,682,433	2,678,529
信託運用損	2,747,643	4,445,064	33,677,771	24,391	3,955,665	66,829,136
未収給付金償却額	·	53,002	35,036	44,772	41,952	53,962
雑費	128,388	63,194	98,433	96,918	172,325	102,725
業務経理へ繰入	1,140,766	1,790,542	1,707,595	1,574,156	1,478,280	1,509,094
前期損益修正損	25,143	893,604	19,514	44,412	49,336	11
当期利益金	19,080,805	9,595,776	54,596,354	55,795,757	437,406	6,969
固定資産売却損	·	698	—	953	—	—
有価証券売却損	—	—	—	—	—	1,178
年度末現在長期給付積立金	8,693,758,555	8,703,354,331	9,757,950,685	8,813,746,442	8,814,183,848	8,571,084,007

(注) 1 () 内は、追加費用の再掲である。

2 「退職給付」には、通算退職年金、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含む。

3 「遺族給付」は、死亡一時金、特例死亡一時金を含む。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」、一部財務省主計局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/113.xls>

第114表 国家公務員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
利 益	5,100,188	4,963,572	5,015,768	5,130,610	23,391,551	44,837,840
負 担 金 収 入	3,759,158	3,018,011	3,034,022	3,273,222	21,494,086	42,701,476
移 換 金	1,245	—	—	—	—	—
雑 収 入	42,345	44,007	54,014	60,448	67,894	70,435
国 庫 補 助 金 収 入	•	•	•	•	68,138	129,373
短 期 経 理 より 受 入	112,236	110,557	157,105	196,534	278,863	398,378
長 期 経 理 より 受 入	1,140,766	1,790,542	1,707,595	1,574,156	1,478,280	1,509,094
受 取 利 息	23	18	312	914	2,756	3,119
雑 益	—	1	1	1	—	—
前 期 損 益 修 正 益	822	213	133	41	1,534	365
当 期 損 失 金	43,592	223	62,585	25,295	—	25,600
損 失	5,100,188	4,963,572	5,015,768	5,130,610	23,391,551	44,837,840
職 員 給 与	1,517,677	1,531,966	1,545,264	1,544,934	1,572,853	1,614,100
厚 生 費	8,189	7,544	7,223	7,066	9,806	9,908
旅 費	56,921	52,838	49,177	46,332	40,506	35,495
事 務 費	1,775,408	1,754,172	1,621,381	1,644,967	1,575,696	1,652,144
そ の 他	1,615,061	1,503,563	1,517,289	1,434,338	1,847,620	2,281,300
連 合 会 へ 繰 入	•	•	•	•	18,063,733	38,846,471
前 期 損 益 修 正 損	624	343	299	514	60	79
当 期 利 益 金	126,307	113,146	275,135	452,459	281,278	398,342

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/114.xls>

第115表 国家公務員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
利 益	21,660,471	22,830,660	26,687,132	44,209,417	24,885,941	24,966,009
負担金収入	6,665,039	6,633,142	6,632,292	6,588,483	6,556,262	6,551,405
掛金収入	6,953,241	6,889,752	6,837,964	6,819,854	6,818,037	6,778,839
移換金収入	96,897	—	—	—	—	—
施設収入	511,113	458,230	416,716	389,722	276,196	256,711
受託業務手数料収入	•	183,054	1,966,245	1,693,830	1,474,900	1,230,559
国庫補助金収入	130,637	132,939	113,106	112,176	103,374	83,691
交付金収入	389,095	430,765	409,512	379,564	371,546	358,438
独立行政法人補助金収入	•	1,419,998	1,309,465	1,427,558	1,464,748	1,562,937
繰入金受入	6,536,927	6,511,035	7,006,802	6,717,739	7,478,210	7,448,307
受取利息等	125,947	137,543	148,158	173,053	222,583	450,778
その他の	9,643	7,348	5,808	19,656	4,247	12,752
前期損益修正益	4,525	7,870	4,998	3,740	14,688	7,660
固定資産売却益	1,340	593	1,796,290	17,898,462	37,831	7,479
当期損失金	236,066	18,392	39,777	1,985,581	63,319	216,452
損失	21,660,471	22,830,660	26,687,132	44,209,417	24,885,941	24,966,009
職員給与	445,855	442,526	432,499	433,693	402,639	395,538
厚生費	9,536,705	10,754,584	10,744,551	11,084,957	11,230,836	11,903,343
旅事務費	41,187	37,850	34,611	32,577	25,899	20,825
移換金	57,272	56,168	50,441	47,640	50,647	58,295
連合会繰入金	4,718,834	4,685,537	4,677,590	4,652,845	4,638,159	4,628,257
他経理への繰入	5,085,524	4,807,599	4,784,586	4,688,808	4,691,278	4,686,167
他経理へ相互繰入	—	—	2,048,625	1,634,512	1,461,395	1,229,420
その他の	904,405	814,940	824,630	778,125	906,336	1,049,829
前期損益修正損	6,390	4,809	7,267	22,067	5,806	1,859
固定資産売却損	750	—	—	205	176	153
固定資産除却損	9,286	71,002	4,400	128,300	5,147	7,675
医療経理へ特別繰入	•	•	27,000	13,217,486	—	—
当期利益金	815,483	1,155,643	3,050,934	7,488,202	1,467,625	984,648

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/115.xls>

第116表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在(単位 金額:千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
合 計 人 員	3,648	3,255	2,832	2,469	2,140	1,864	1,612
年 金 額	4,352,335	3,906,136	3,441,938	3,031,920	2,651,312	2,324,823	2,031,913
退 職 年 金 人 員	1,193	1,200	1,215	1,228	1,239	1,247	1,260
年 金 額	262,805	201,882	142,472	99,844	81,412	58,019	48,480
障 害 年 金 人 員	1,184	1,181	1,177	1,175	1,180	1,160	1,154
年 金 額	1,798	1,798	1,773	1,248	1,248	1,248	1,248
遺 族 年 金 人 員	360	360	443	624	624	624	624
年 金 額	2,514,535	2,239,538	1,936,970	1,679,633	1,430,851	1,235,753	1,049,360
公 務 傷 病 年 金 人 員	930	929	928	926	923	922	921
年 金 額	531,442	495,280	479,141	452,293	408,474	371,489	337,689
公 務 傷 病 遺 族 年 金 人 員	3,451	3,463	3,447	3,453	3,433	3,408	3,411
年 金 額	154	153	148	140	139	137	133
殉 職 年 金 人 員	1,555	1,555	1,555	1,554	1,563	1,568	1,568
年 金 額	802,321	729,709	651,505	581,301	512,032	443,499	386,615
1人当金額	1,957	1,956	1,956	1,957	1,962	1,962	1,963

(注) 年金支給額の算定上、人員、金額とも各年度の2月末の数値で表示している。

資料:国家公務員共済組合連合会調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/116.xls>

第117表 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率

(単位 %)

区分	短期給付			長期給付		
	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	計	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	整理資源率
国家公務員共済組合						
衆議院	37.70	37.70	75.40			
参議院	30.97	30.97	61.94			
内閣	36.84	36.84	73.68			
総務省	37.94	37.94	75.88			
法務省	42.99	42.99	85.98			
外務省(本土)	40.63	40.63	81.26			
(在外)	27.42	27.42	54.84			
財務省	38.89	38.89	77.78			
文部科学省	33.63	33.63	67.26			
厚生労働省	41.74	41.74	83.48			
農林水産省	46.80	46.80	93.60			
経済産業省	32.39	32.39	64.78	75.540	77.940	
国土交通省	46.87	46.87	93.74			
(自衛官)	40.82	40.82	81.64			
防衛省(文官)	32.33	32.33	64.66			
裁判所	41.80	41.80	83.60			
会計検査院	49.88	49.88	99.76			
刑務	42.05	42.05	84.10			
厚生労働省第二	35.08	35.08	70.16			
林野庁	50.12	50.12	100.24			
日本郵政	37.47	37.47	74.94			
連合会職員	35.71	35.71	71.42			
地方公務員共済組合						
地方職員	58.95 (47.15)	58.95 (47.15)	117.90 (94.30)			
公立学校	43.51 (34.81)	43.51 (34.81)	87.02 (69.62)			
警察	56.25 (45.00)	56.25 (45.00)	112.50 (90.00)			
東京都職員	53.95 (43.160)	53.95 (43.160)	107.90 (86.320)	96.9250 (77.54)	96.9250 (77.54)	
指定都市職員	51.0125~65.60 (40.81~52.48)	51.0125~65.60 (40.81~52.48)	102.03~131.20 (81.62~104.96)			
都市職員	53.74~61.8375 (42.99~49.47)	53.74~61.8375 (42.99~49.47)	107.48~123.68 (85.98~98.94)			
市町村職員	49.125~69.325 (39.3~55.46)	49.125~69.325 (39.3~55.46)	98.25~138.65 (78.60~110.92)			

(注) 1 短期給付における指定都市職員共済組合の率は、札幌市職員共済組合、名古屋市職員共済組合及び大阪市職員共済組合のものであり、都市職員共済組合の率は、北海道都市職員共済組合及び仙台市職員共済組合のものである。

2 長期給付は一般組合員に係る率である。

3 財源率は給料に対する率であり、() 書は期末手当等に対する率である。

4 短期給付の財源率には、介護財源率、福祉財源率を含む。

5 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合とも平成22年9月1日現在である。

資料：国家公務員共済組合は財務省主計局調べ、地方公務員共済組合は総務省自治行政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/117.xls>

8 地方公務員等共済組合

第118表 地方公務員等共済組合適用状況

区分	組合数	組合員数						
		合計	短期長期	短期	長期	特例継続(再掲)	任意継続	継続長期
平成15年度(2003)	79	3,214,447	2,787,256	0	362,413	0	63,138	1,640
16 (2004)	73	3,178,816	2,800,276	0	309,193	0	67,881	1,466
17 (2005)	69	3,136,561	2,777,178	0	290,963	0	67,153	1,267
18 (2006)	68	3,097,055	2,752,450	0	281,754	0	61,678	1,173
19 (2007)	67	3,056,803	2,757,389	0	233,550	0	64,665	1,199
20 (2008)	65	3,019,610	2,748,705	0	195,644	0	74,106	1,155
平成20年度								
地方職員共済組合	1	331,121	313,025	—	11,135	—	6,754	207
公立学校共済組合	1	999,674	970,236	—	—	—	29,426	12
警察共済組合	1	293,817	289,942	—	—	—	3,773	102
東京都職員共済組合	1	129,996	127,155	—	2	—	2,435	404
指定都市職員共済組合	10	180,970	77,614	—	101,822	—	1,220	314
市町村職員共済組合	47	29,884	—	—	—	—	29,884	—
都市職員共済組合	4	614	—	—	—	—	614	—
全国市町村職員共済組合連合会	—	1,053,534	970,733	—	82,685	—	—	116

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険社又は公庫等に転出した後も引き続き長期保険の適用を受ける者である。

2 「本俸月額」は、年度末1月間（毎年度3月）に支給したものの中の平均である。

3 地方職員共済組合には、団体共済部を含む。

4 平成19年度より「市町村職員共済組合」及び「都市職員共済組合」において行われていた長期給付事業を「全資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/118.xls>

年度末現在

被扶養者数			組合員1人当り本俸月額						
被扶養者数	組合員1人当り 任意継続(再掲)		平均	短期長期	短 期	長 期	任意継続	継続長期	
	被扶養者数	任意継続							
3,486,868	50,711	1.22	0.80	361,942	363,838	—	353,039	328,517	393,099
3,471,466	55,370	1.21	0.82	362,784	365,120	—	350,502	321,545	401,405
3,406,880	55,306	1.20	0.82	362,746	365,014	—	350,406	321,704	399,402
3,317,656	50,800	1.18	0.82	359,831	361,835	—	348,948	319,310	401,814
3,286,356	52,658	1.16	0.81	356,813	358,427	—	348,730	316,614	389,162
3,023,632	49,236	1.07	0.66	351,852	353,308	—	344,530	316,617	386,597
386,352	4,924	1.21	0.73	348,348	349,736	—	332,390	308,963	392,362
947,284	17,688	0.95	0.60	381,290	382,862	—	—	329,444	397,000
394,304	3,380	1.34	0.90	334,531	334,852	—	—	308,958	369,422
115,108	1,265	0.89	0.52	339,857	340,529	—	620,000	298,816	374,300
101,952	950	1.29	0.78	342,644	334,139	—	349,382	303,256	413,035
1,049,158	20,593	1.08	0.69	308,647	—	—	—	308,647	—
29,474	436	1.09	0.71	318,151	—	—	—	318,151	—
—	—	—	—	334,157	333,640	—	340,183	—	361,603

保険のみの適用者、「任意継続」は退職後も引き続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公

国市町村職員共済組合連合会に集約し、一元的に処理されることになった。

第119表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況

(1) 保健給付

(単位 金額: 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	61,305,305	61,553,518	64,630,700	64,131,483	65,052,664	65,502,055
合 計 金額	634,850,079	630,421,794	654,045,267	639,379,362	641,499,989	652,531,747
組 合 員 分 件数	28,873,298	28,987,666	30,308,574	30,302,402	30,892,650	31,407,584
組 合 員 分 金額	308,044,346	299,048,979	310,197,679	302,192,036	303,739,342	307,863,327
療 養 の 給 付 件数	21,059,620	20,927,150	21,547,056	21,492,600	21,601,500	21,686,132
療 養 の 給 付 日数	39,645,628	38,602,353	39,148,979	37,763,570	37,288,232	36,832,698
療 養 の 給 付 金額	246,134,540	236,490,063	242,689,754	235,890,742	234,769,692	235,505,851
入院時食事・生活療養の給付 件数	264,232	256,272	251,411	250,113	238,377	232,659
入院時食事・生活療養の給付 回数	2,626,409	2,516,571	2,423,912	5,476,725	5,951,030	5,672,781
入院時食事・生活療養の給付 金額	3,690,589	3,557,055	3,433,240	2,622,059	2,340,157	2,272,157
訪問看護療養の給付 件数	1,182	1,327	1,480	1,576	1,682	1,889
訪問看護療養の給付 日数	8,998	10,283	11,802	12,583	11,964	13,516
訪問看護療養の給付 金額	59,539	67,946	79,552	82,780	82,293	97,640
療 養 費 件数	883,789	901,523	960,761	1,023,566	1,129,624	1,235,967
療 養 費 金額	4,548,575	4,505,693	4,738,528	4,988,265	5,408,474	5,841,580
入院時食事・生活療養費 件数	15	18	9	132	15	68
入院時食事・生活療養費 回数	205	140	89	981	769	2,011
入院時食事・生活療養費 金額	△116	△444	52	1,458	95	904
薬 剤 支 給 件数	6,887,785	7,117,530	7,759,978	7,744,303	8,119,298	8,443,834
薬 剤 支 給 金額	38,588,242	39,773,070	44,850,362	44,532,182	47,941,433	51,007,359
移 送 費 件数	36	27	21	24	37	29
移 送 費 金額	2,453	2,482	898	1,012	1,322	1,575
出 産 費 件数	37,496	36,769	35,917	37,181	37,299	36,719
出 産 費 金額	13,343,291	13,018,622	12,750,832	13,070,161	13,026,932	12,985,614
埋 葬 料 件数	3,390	3,340	3,361	3,152	3,210	3,014
埋 葯 料 金額	1,677,233	1,634,492	1,654,461	1,003,377	168,944	150,647
被 扶 養 者 分 件数	32,432,007	32,565,852	34,322,126	33,829,081	34,160,014	34,094,471
被 扶 養 者 分 金額	326,805,733	331,372,815	343,847,588	337,187,326	337,760,647	344,668,420
療 養 の 給 付 件数	23,337,941	23,190,593	24,155,683	23,609,882	23,566,056	23,341,710
療 養 の 給 付 日数	44,312,471	43,793,441	44,851,586	42,747,031	42,042,985	41,342,264
療 養 の 給 付 金額	232,596,201	231,460,978	238,676,047	234,718,088	235,623,433	237,976,518
入院時食事・生活療養の給付 件数	292,635	283,558	279,124	275,597	260,751	253,641
入院時食事・生活療養の給付 回数	3,207,685	3,115,448	3,022,176	7,182,154	7,610,573	7,884,499
入院時食事・生活療養の給付 金額	4,419,443	4,318,985	4,218,948	3,332,732	3,000,257	2,925,423
訪問看護療養の給付 件数	5,582	6,315	6,937	7,332	7,997	9,281
訪問看護療養の給付 日数	35,664	40,017	42,935	45,462	50,110	58,816
訪問看護療養の給付 金額	227,411	262,283	287,357	314,921	356,145	432,716
高 額 療 養 の 給 付 件数	106,948	109,217	111,103	108,573	139,853	195,691
高 額 療 養 の 給 付 金額	12,253,701	12,976,812	13,088,220	12,400,250	17,320,421	23,051,020

療養費	件数	628,500	653,889	714,909	733,892	796,704	846,927
	金額	3,504,886	3,629,733	3,896,521	4,040,268	4,370,541	4,580,553
入院時食事・生活療養費	件数	101	106	429	101	146	544
	回数	843	901	3,905	1,193	3,274	13,423
	金額	1,010	1,008	5,282	772	1,304	4,792
高額療養費	件数	214,588	235,442	242,147	240,800	191,222	172,331
	金額	19,403,812	22,281,759	22,717,356	22,604,553	15,841,737	12,547,562
薬剤支給	件数	8,407,434	8,663,169	9,394,076	9,427,043	9,738,206	9,855,246
	金額	37,355,054	39,663,668	44,568,336	44,567,193	47,618,088	49,841,021
移送費	件数	38	46	36	43	47	51
	金額	1,356	7,063	1,467	4,521	2,534	1,934
家族出産費	件数	37,829	36,777	35,280	36,182	36,969	37,002
	金額	11,735,719	11,392,370	10,930,474	11,772,031	12,903,190	13,089,177
家族埋葬料	件数	14,683	15,063	15,205	14,707	14,035	4,254
	金額	5,307,140	5,378,156	5,457,580	3,431,997	722,997	217,704

(注) 1 「高額療養の給付」及び「高額療養費」の件数は、「療養の給付」及び「療養費」の再掲である。

2 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の件数及び回数は再掲であり、合計には含まれていない。

3 「入院時食事・生活療養費の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合計	件数	465,657	466,171	463,715	475,132	494,213
	日数	8,316,128	8,501,219	8,496,768	8,661,947	9,137,543
	金額	56,772,655	57,283,675	57,100,236	58,297,810	65,575,910
傷病手当金	件数	31,436	33,911	36,697	41,490	46,160
	日数	629,843	686,080	738,425	838,853	936,999
	金額	7,220,263	7,912,942	8,553,593	9,781,549	11,541,789
出産手当金	件数	1,166	1,428	1,248	1,511	383
	日数	48,911	47,095	51,040	52,534	14,839
	金額	441,002	432,120	468,327	481,986	135,783
休業手当金	件数	1,648	1,191	1,060	953	875
	日数	27,910	18,515	16,460	14,841	12,482
	金額	257,542	206,565	250,367	162,902	138,990
育児休業手当金	件数	383,531	381,174	377,505	382,855	399,270
(休業中支給分)	日数	7,490,144	7,630,500	7,566,931	7,637,065	8,051,948
	金額	36,308,936	36,020,969	35,429,835	35,586,413	36,821,475
育児休業手当金	件数	40,056	40,850	38,996	40,406	39,566
(復職後支給分)	金額	11,498,186	11,691,836	11,484,702	11,448,618	16,084,942
介護休業手当金	件数	7,820	7,617	8,209	7,917	7,959
	日数	119,320	119,029	123,912	118,654	121,275
	金額	1,046,726	1,019,244	913,413	836,342	852,931
						763,365

第3部 社会保障関係統計資料編

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	954	3,932	1,448	658	913	509
金額	621,038	2,061,796	942,128	469,523	664,994	382,292
弔 慰 金 件数	41	38	57	36	35	36
金額	18,454	17,780	26,319	17,451	16,474	14,578
家 族 弔 慰 金 件数	68	54	54	40	45	33
金額	23,566	18,998	19,812	14,613	15,240	11,175
災 害 見 舞 金 件数	845	3,840	1,337	582	833	440
金額	579,018	2,025,017	895,998	437,460	633,281	356,539

(iv) 附加給付

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	1,609,243	1,276,399	1,106,677	918,765	822,255	758,536
金額	31,329,177	29,676,451	27,597,429	26,645,699	28,022,343	26,396,687
家 族 療 養 費 件数	543,661	388,176	332,637	269,441	237,244	223,750
金額	10,302,742	8,955,384	8,429,033	8,068,626	8,233,229	7,731,730
家 族 訪 問 看 護 療 養 費 件数	355	254	179	151	172	210
金額	3,535	2,615	1,440	891	1,439	2,226
出 産 費 件数	32,726	32,038	31,089	32,145	32,718	32,326
金額	863,435	846,910	822,885	1,028,633	1,365,512	1,361,585
家 族 出 産 費 件数	32,984	32,112	30,765	31,571	32,315	32,463
金額	934,382	914,951	878,684	1,142,976	1,359,425	1,399,441
埋 葬 葬 料 件数	2,161	2,043	2,145	2,086	2,302	2,170
金額	137,534	131,871	131,915	129,766	144,686	88,574
家 族 埋 葯 葯 料 件数	10,169	10,345	10,323	10,995	10,986	3,356
金額	416,458	421,387	428,680	463,556	497,984	136,756
傷 病 手 当 金 件数	4,274	4,551	5,000	5,483	5,565	4,598
金額	857,404	947,004	1,044,748	1,153,141	1,236,575	1,068,054
災 害 見 舞 金 件数	1,130	4,991	1,623	743	1,004	581
金額	416,988	1,544,112	626,479	304,674	434,011	246,334
入 院 附 加 金 件数	131,336	125,229	111,326	108,704	102,784	96,113
金額	819,130	782,613	671,700	648,961	616,430	578,348
結 婚 手 当 金 件数	41,878	41,118	39,292	39,624	40,342	40,884
金額	2,390,055	2,342,610	2,328,755	2,366,715	2,435,190	2,471,855
一部負担金の額等の払戻し 件数	808,569	635,542	542,298	417,822	356,823	322,085
金額	14,187,513	12,786,994	12,233,109	11,337,760	11,697,864	11,311,784

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/119.xls>

第120表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況(診療費分)

(単位 金額: 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
組合員分 件数	21,059,620	20,927,150	21,547,056	21,492,600	21,601,500	21,686,132
日数	39,645,628	38,602,353	39,148,979	37,763,570	37,288,232	36,832,698
金額	246,134,539	236,490,063	242,689,754	235,890,742	234,769,693	235,505,852
一般 診療 件数	17,060,715	16,888,798	17,740,137	17,330,834	17,509,591	17,534,565
日数	30,328,092	29,369,036	29,988,607	28,747,386	28,549,821	28,134,194
金額	205,803,605	198,078,651	204,595,681	199,067,721	198,790,444	198,875,094
入院 件数	291,472	283,959	278,589	276,701	264,110	256,010
日数	3,067,137	2,950,764	2,825,436	2,726,542	2,580,907	2,505,615
金額	71,883,362	69,200,745	69,260,441	69,081,840	68,186,138	68,944,708
外来 件数	16,769,243	16,604,839	17,461,548	17,054,133	17,245,481	17,278,555
日数	27,260,955	26,418,272	27,163,171	26,020,844	25,968,914	25,628,579
金額	133,920,243	128,877,906	135,335,240	129,985,881	130,604,306	129,930,386
歯科 診療 件数	3,998,905	4,038,352	3,806,919	4,161,766	4,091,909	4,151,567
日数	9,317,536	9,233,317	9,160,372	9,016,184	8,738,411	8,698,504
金額	40,330,934	38,411,412	38,094,073	36,823,021	35,979,249	36,630,758
被扶養者分 件数	23,337,941	23,190,593	24,155,683	23,609,882	23,566,056	23,341,710
日数	44,312,471	43,793,441	44,851,586	42,747,031	42,042,985	41,342,264
金額	232,596,201	231,460,978	238,676,047	234,718,088	235,623,434	237,976,517
一般 診療 件数	19,318,702	19,079,323	19,997,767	19,484,173	19,547,011	19,235,951
日数	35,926,184	35,316,882	35,912,049	34,635,311	34,282,499	33,385,331
金額	200,833,861	199,172,119	206,636,190	203,697,604	205,500,949	207,095,715
入院 件数	329,701	318,802	312,069	310,088	298,010	290,948
日数	3,732,278	3,625,712	3,513,730	3,422,772	3,292,233	3,206,840
金額	73,803,099	72,498,770	73,137,775	74,818,964	75,505,943	77,149,772
外来 件数	18,989,001	18,760,521	19,685,698	19,174,085	19,249,001	18,945,003
日数	32,193,906	31,691,170	32,398,319	31,212,539	30,990,266	30,178,491
金額	127,030,762	126,673,349	133,498,415	128,878,640	129,995,006	129,945,943
歯科 診療 件数	4,019,239	4,111,270	4,157,916	4,125,709	4,019,045	4,105,759
日数	8,386,287	8,476,559	8,939,537	8,111,720	7,760,486	7,956,933
金額	31,762,340	32,288,859	32,039,857	31,020,484	30,122,485	30,880,802

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/120.xls>

第121表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額: 円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《組合員分》						
診療費 1000人当件数	7,388.54	7,296.56	7,575.62	7,637.57	7,654.71	7,682.64
1件当日数	1.88	1.84	1.82	1.76	1.73	1.70
1件当金額	11,688	11,301	11,263	10,975	10,868	10,860
1人当金額	86,354	82,456	85,326	83,826	83,193	83,431
一般 診療 1000人当件数	5,985.56	5,888.53	6,237.16	6,158.65	6,204.70	6,211.88
1件当日数	1.78	1.74	1.69	1.66	1.63	1.60
1件当金額	12,063	11,728	11,533	11,486	11,353	11,342
1人当金額	72,204	69,063	71,933	70,740	70,443	70,454
入院 1000人当件数	102.26	99.01	97.95	98.33	93.59	90.70
1件当日数	10.52	10.39	10.14	9.85	9.77	9.79
1件当金額	246,622	243,700	248,612	249,662	258,173	269,305
1人当金額	25,219	24,128	24,351	24,549	24,162	24,425
入院外 1000人当件数	5,883.30	5,789.52	6,139.22	6,060.33	6,111.11	6,121.19
1件当日数	1.63	1.59	1.56	1.53	1.51	1.48
1件当金額	7,986	7,761	7,750	7,622	7,573	7,520
1人当金額	46,984	44,935	47,582	46,192	46,281	46,030
歯科 診療 1000人当件数	1,402.97	1,408.03	1,338.46	1,478.92	1,450.01	1,470.75
1件当日数	2.33	2.29	2.41	2.17	2.14	2.10
1件当金額	10,085	9,512	10,007	8,848	8,793	8,823
1人当金額	14,150	13,393	13,393	13,085	12,750	12,977
出産費 1000人当件数	13.16	12.82	12.63	13.21	13.22	13.01
埋葬料 1000人当件数	1.19	1.16	1.18	1.12	1.14	1.07
《被扶養者分》						
診療費 1000人当件数	8,187.86	8,085.74	8,492.77	8,389.97	8,350.87	8,269.15
1件当日数	1.90	1.89	1.86	1.81	1.78	1.77
1件当金額	9,966	9,981	9,881	9,942	9,998	10,195
1人当金額	81,604	80,702	83,915	83,409	83,496	84,307
一般 診療 1000人当件数	6,777.75	6,652.29	7,030.91	6,923.86	6,926.68	6,814.62
1件当日数	1.86	1.85	1.80	1.78	1.75	1.74
1件当金額	10,396	10,439	10,333	10,455	10,513	10,766
1人当金額	70,460	69,444	72,650	72,386	72,821	73,367
入院 1000人当件数	115.67	111.16	109.72	110.19	105.60	103.07
1件当日数	11.32	11.37	11.26	11.04	11.05	11.02
1件当金額	223,849	227,410	234,364	241,283	253,367	265,167
1人当金額	25,893	25,278	25,714	26,588	26,756	27,331
入院外 1000人当件数	6,662.08	6,541.13	6,921.19	6,813.67	6,821.08	6,711.55
1件当日数	1.70	1.69	1.65	1.63	1.61	1.59
1件当金額	6,690	6,752	6,781	6,722	6,753	6,859
1人当金額	44,567	44,167	46,936	45,798	46,065	46,035
歯科 診療 1000人当件数	1,410.11	1,433.45	1,461.86	1,466.10	1,424.19	1,454.53
1件当日数	2.09	2.06	2.15	1.97	1.93	1.94
1件当金額	7,903	7,854	7,706	7,519	7,495	7,521
1人当金額	11,143	11,258	11,265	11,023	10,674	10,940
家族 出産費 1000人当件数	13.27	12.82	12.40	12.86	13.10	13.11
埋葬料 1000人当件数	5.15	5.25	5.35	5.23	4.97	1.51

第4節 社会保険関係

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	1000人当件数	163.37	162.54	163.04	168.84	175.13
	1 件 当 日 数	17.86	18.24	18.32	18.23	18.49
	1 日 当 金 額	6,827	6,738	6,720	6,730	7,177
傷病手当金	1000人当件数	11.03	11.82	12.90	14.74	16.36
	1 件 当 日 数	20.04	20.23	20.12	20.22	20.30
	1 日 当 金 額	11,464	11,534	11,584	11,661	12,318
出産手当金	1000人当件数	0.41	0.50	0.44	0.54	0.14
	1 件 当 日 数	41.95	32.98	40.90	34.77	38.74
	1 日 当 金 額	9,016	9,176	9,176	9,175	9,150
休業手当金	1000人当件数	0.58	0.42	0.37	0.34	0.31
	1 件 当 日 数	16.94	15.55	15.53	15.57	14.27
	1 日 当 金 額	9,228	11,157	15,211	10,976	11,135
育児休業手当金 (休業中支給分)	1000人当件数	134.56	132.90	132.73	136.05	141.49
	1 件 当 日 数	19.53	20.02	20.04	19.95	20.17
	1 日 当 金 額	4,848	4,721	4,682	4,660	4,573
育児休業手当金 (復職後支給分)	1000人当件数	14.05	14.24	13.71	14.36	14.02
	1 件 当 金 額	287,053	286,214	294,510	283,340	406,534
介護休業手当金	1000人当件数	2.74	2.66	2.89	2.81	2.82
	1 件 当 日 数	15.26	15.63	15.09	14.99	15.24
	1 日 当 金 額	8,772	8,563	7,371	7,049	7,033
						6,955

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	1000人当件数	0.33	1.37	0.51	0.23	0.32
	1 件 当 金 額	650,983	524,363	650,641	713,561	728,361
弔慰金	1000人当件数	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01
	1 件 当 金 額	450,098	467,895	461,737	484,750	470,686
家族弔慰金	1000人当件数	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02
	1 件 当 金 額	346,559	351,815	366,889	365,325	338,667
災害見舞金	1000人当件数	0.30	1.34	0.47	0.21	0.30
	1 件 当 金 額	685,228	527,348	670,156	751,649	760,241
						810,316

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/121.xls>

第122表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数	12,444,073	12,805,235	13,142,042	13,426,521	13,824,792	14,376,540
合 計 金額	4,261,827,839	4,278,281,774	4,291,509,153	4,314,901,458	4,350,254,499	4,391,733,135
退職共済年金 件数	6,320,211	6,743,784	7,152,252	7,504,276	7,986,589	8,618,390
退職共済年金 金額	2,133,550,013	2,207,015,957	2,271,735,484	2,352,259,555	2,443,232,442	2,542,538,341
障害共済年金 件数	67,313	73,661	80,401	87,481	92,451	97,505
障害共済年金 金額	13,106,156	14,414,427	15,726,466	16,865,851	17,901,521	18,931,532
遺族共済年金 件数	2,109,854	2,234,656	2,355,276	2,477,266	2,584,480	2,701,912
遺族共済年金 金額	548,102,238	577,504,202	608,664,122	637,626,391	665,369,127	690,028,135
退職年金 件数	2,867,197	2,718,178	2,567,102	2,416,653	2,267,579	2,113,648
退職年金 金額	1,324,765,986	1,248,087,182	1,174,697,151	1,098,661,439	1,024,762,697	951,948,351
減額退職年金 件数	125,333	122,842	120,085	117,145	113,938	110,402
減額退職年金 金額	39,150,084	38,003,694	36,867,727	35,627,237	34,360,642	33,063,602
通算退職年金 件数	177,530	168,462	158,132	148,486	138,836	128,731
通算退職年金 金額	22,943,104	21,556,360	20,200,003	18,751,720	17,434,407	16,102,920
退職一時金 件数	1	1	—	—	—	5
退職一時金 金額	21	△148	△75	△100	△494	△1,044
脱退一時金 件数	25	29	20	23	39	56
脱退一時金 金額	128,808	121,536	104,308	117,128	176,509	275,620
返還一時金 件数	84	73	61	52	53	114
返還一時金 金額	123,273	124,290	91,996	87,514	79,869	140,720
障害年金 件数	62,097	58,986	55,912	53,035	50,088	46,975
障害年金 金額	23,261,889	21,852,585	20,592,040	19,294,922	18,097,233	16,807,263
障害一時金 件数	18	16	14	18	17	18
障害一時金 金額	49,846	44,468	35,588	46,411	44,020	48,523
遺族年金 件数	702,431	673,190	642,097	612,040	581,296	549,960
遺族年金 金額	155,896,612	148,851,778	142,128,068	134,934,941	128,231,368	121,291,196
通算遺族年金 件数	11,939	11,319	10,654	10,009	9,399	8,765
通算遺族年金 金額	698,067	654,328	615,079	572,249	531,992	501,230
特例死亡一時金 件数	6	5	5	10	5	10
特例死亡一時金 金額	20,774	18,183	13,117	20,309	6,214	23,061
死亡一時金 件数	8	12	11	9	4	39
死亡一時金 金額	5,348	6,220	16,398	14,616	2,382	20,113
短期在留脱退一時金 件数	26	21	20	18	18	10
短期在留脱退一時金 金額	25,620	26,711	21,681	21,276	24,570	13,573

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。

資料: 総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/122.xls>

第123表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額: 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 人員	112,198	114,084	103,846	111,300	147,425	161,346
合 計 金額	195,651,091	182,283,009	165,440,622	173,693,351	220,994,926	238,923,995
退職共済年金 人員	79,695	81,112	69,134	77,122	113,139	126,244
退職共済年金 金額	144,856,935	130,790,161	111,108,627	120,510,661	166,668,193	184,079,243
障害共済年金 人員	2,191	2,388	2,365	2,429	2,410	2,619
障害共済年金 金額	2,634,244	2,928,878	2,881,809	2,939,850	2,934,406	3,139,492
遺族共済年金 人員	30,163	30,435	32,234	31,653	31,793	32,355
遺族共済年金 金額	47,944,867	48,336,850	51,272,060	50,120,758	51,282,584	51,613,342
退職年金 人員	69	67	56	30	28	25
退職年金 金額	155,853	156,179	128,586	70,107	61,747	54,717
減額退職年金 人員	9	8	2	2	2	0
減額退職年金 金額	13,013	11,049	3,148	3,125	4,801	0
通算退職年金 人員	34	25	17	26	19	66
通算退職年金 金額	3,889	2,373	1,460	3,185	2,096	9,244
障害年金 人員	13	18	18	24	22	16
障害年金 金額	24,053	31,845	28,208	35,384	32,687	22,357
遺族年金 人員	19	26	16	11	8	4
遺族年金 金額	17,509	24,735	16,525	9,822	7,704	3,509
通算遺族年金 人員	5	5	4	3	4	17
通算遺族年金 金額	728	939	199	459	708	2,090

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。

資料: 総務省自治行政局調べ

(ii) 年度末現在

(単位 金額: 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 人員	2,174,278	2,239,631	2,289,298	2,345,195	2,435,602	2,542,767
合 計 金額	4,489,241,938	4,500,639,039	4,547,133,612	4,578,534,890	4,617,654,137	4,717,946,208
退職共済年金 人員	1,116,218	1,190,684	1,250,316	1,316,493	1,419,743	1,537,138
退職共済年金 金額	2,284,131,149	2,345,720,878	2,436,326,206	2,521,292,700	2,609,959,905	2,753,963,994
障害共済年金 人員	22,599	24,681	26,767	28,835	30,976	33,235
障害共済年金 金額	27,211,257	29,596,912	31,990,624	34,361,364	36,918,061	39,583,570
遺族共済年金 人員	379,979	401,558	423,488	443,731	462,989	482,609
遺族共済年金 金額	596,588,026	629,023,225	664,432,518	693,641,298	724,867,555	757,398,663
退職年金 人員	468,044	442,886	416,804	392,237	366,382	342,032
退職年金 金額	1,325,435,169	1,251,363,356	1,179,738,323	1,105,995,371	1,033,689,258	965,157,800
減額退職年金 人員	20,818	20,346	19,870	19,346	18,791	18,237
減額退職年金 金額	40,671,705	39,588,599	38,698,665	37,565,233	36,492,885	35,439,810
通算退職年金 人員	29,023	27,414	25,690	24,043	22,292	20,661
通算退職年金 金額	23,676,920	22,316,382	20,935,425	19,534,941	18,188,224	16,857,247
障害年金 人員	12,525	11,968	11,424	10,858	10,298	9,775
障害年金 金額	27,414,522	25,943,053	24,586,387	23,118,572	21,780,693	20,484,994
遺族年金 人員	123,064	118,182	113,143	107,968	102,557	97,595
遺族年金 金額	163,418,449	156,427,969	149,809,212	142,450,462	135,223,359	128,561,973
通算遺族年金 人員	2,008	1,912	1,796	1,684	1,574	1,485
通算遺族年金 金額	694,742	658,666	616,252	574,949	534,197	498,157

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。

資料: 総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB http://www.ipss.go.jp/ssj-db/123.xls

第124表 地方公務員等共済組合長期部門1人当たり金額

(単位 円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《年金》						
新規裁定	1,743,802	1,597,796	1,593,134	1,560,587	1,499,033	1,480,818
退職共済年金	1,817,641	1,612,464	1,607,149	1,562,598	1,473,128	1,458,123
障害共済年金	1,202,302	1,226,498	1,218,524	1,210,313	1,217,596	1,198,737
遺族共済年金	1,589,526	1,588,199	1,590,620	1,583,444	1,613,015	1,595,220
退職年金	2,258,739	2,331,030	2,296,179	2,336,900	2,205,250	2,188,680
減額退職年金	1,445,889	1,381,125	1,574,000	1,562,500	2,400,500	0
通算退職年金	114,382	94,920	85,882	122,500	110,316	140,061
障害年金	1,850,231	1,769,167	1,567,111	1,474,333	1,485,773	1,397,313
遺族年金	921,526	951,346	1,032,813	892,909	963,000	877,250
通算遺族年金	145,600	187,800	49,750	153,000	177,000	122,941
年度末現在	2,064,705	2,009,545	1,986,257	1,952,305	1,895,898	1,855,438
退職共済年金	2,046,313	1,970,062	1,948,568	1,915,158	1,838,333	1,791,618
障害共済年金	1,204,091	1,199,178	1,195,152	1,191,655	1,191,828	1,191,021
遺族共済年金	1,570,055	1,566,457	1,568,952	1,563,202	1,565,626	1,569,384
退職年金	2,831,860	2,825,475	2,830,439	2,819,712	2,821,343	2,821,835
減額退職年金	1,953,680	1,945,768	1,947,593	1,941,757	1,942,041	1,943,292
通算退職年金	815,799	814,051	814,925	812,500	815,908	815,897
障害年金	2,188,784	2,167,702	2,152,170	2,129,174	2,115,041	2,095,652
遺族年金	1,327,914	1,323,619	1,324,070	1,319,377	1,318,519	1,317,301
通算遺族年金	345,987	344,491	343,125	341,419	339,388	335,459
《一時金》						
脱退一時金	5,152,320	4,190,897	5,215,400	5,092,522	4,525,872	4,921,786
返還一時金	1,467,536	1,702,603	1,508,131	1,682,962	1,506,962	1,234,386
障害一時金	2,769,222	2,779,250	2,542,000	2,578,389	2,589,412	2,695,722
特例死亡一時金	3,462,333	3,636,600	2,623,400	2,030,900	1,242,800	2,306,100
死亡一時金	668,500	518,333	1,490,727	1,624,000	595,500	515,718
短期在留脱退一時金	985,385	1,271,952	1,084,050	1,182,000	1,365,000	1,357,300

(注) 長期部門年金受給権者状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/124.xls>

第125表 地方公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
収						
短期負担金	1,543,139,887	1,574,168,406	1,587,212,860	1,576,454,002	1,605,526,898	1,718,208,127
介護負担金	614,680,573	634,542,205	633,010,336	623,685,656	619,480,113	656,081,997
短期掛金	40,481,637	51,648,415	57,823,871	57,900,712	57,498,310	52,658,000
介護掛金	604,342,412	624,062,980	622,314,312	610,235,858	606,082,686	644,752,384
短期任意継続掛金	40,465,944	51,649,907	57,810,833	57,889,478	57,437,666	52,665,791
介護任意継続掛金	18,525,631	20,028,605	20,424,790	19,587,456	20,358,185	24,782,117
前期高齢者交付金	1,593,233	2,129,795	2,377,736	2,304,877	2,446,112	2,662,042
前期高齢者交付金	·	·	·	·	·	·
雑収入	11,718	14,873	15,114	21,079	23,221	23,548
育児・介護休業手当金交付金	17,804,274	18,283,295	18,578,997	18,939,684	21,644,642	23,763,085
短期利息及び短期配当金	3,217,802	2,854,818	2,541,654	3,190,097	4,089,730	4,238,940
介護利息	276	256	151	1,716	5,537	6,878
償還差益	20,227	8,025	15,356	99,916	199,929	88,327
その他の	47,922,316	45,958,865	48,631,092	49,653,334	61,331,584	59,394,694
前年度繰越支払準備金	120,394,871	117,309,217	116,640,858	119,789,655	117,379,832	119,428,441
前期損益修正益	209,795	244,546	246,683	333,613	284,479	267,416
当期短期損失金	29,334,402	5,125,454	5,838,409	12,171,984	36,770,264	75,393,575
当期介護損失金	4,134,777	307,149	942,665	648,888	494,606	2,000,892
支						
保健給付	1,543,139,887	1,574,168,406	1,587,212,860	1,576,454,002	1,605,526,898	1,718,208,127
直営保健給付	630,514,312	626,602,529	650,285,071	635,994,850	638,523,372	650,449,540
休業給付	4,335,768	3,819,267	3,760,195	3,384,510	2,976,616	2,082,205
災害給付	56,772,569	57,283,675	57,100,236	58,297,810	65,575,910	73,885,369
附加給付	621,038	2,061,796	942,128	469,523	664,994	382,292
老人保健拠出金	17,141,664	16,889,458	15,364,320	15,308,180	16,324,480	15,084,903
退職者給付拠出金	355,436,041	296,107,757	251,717,146	236,100,418	239,489,183	25,267,123
前期高齢者納付金	191,083,833	198,335,565	218,550,423	243,040,347	279,182,452	108,430,276
後期高齢者支援金	·	·	·	·	·	279,360,073
病床転換支援金	·	·	·	·	·	230,599,603
介護納付金	86,252,437	102,089,610	115,149,536	116,053,127	114,648,153	109,080,521
一部負担金返還金	6,669	8,388	9,540	9,822	10,624	5,462
一部負担金払戻金	14,180,844	12,778,606	12,223,568	11,417,335	11,687,240	11,306,322
その他の	59,750,879	60,649,971	61,113,051	63,894,830	78,610,627	74,727,995
繰入金	3,771,292	3,557,418	3,476,602	3,533,620	3,548,765	3,694,962
次年度繰越支払準備金	117,309,217	116,640,858	119,789,655	117,379,832	119,428,441	121,265,882
前期損益修正損	31,509	61,677	184,093	88,596	110,481	78,752
当期短期利益金	5,567,255	73,719,246	73,784,520	68,127,027	31,619,269	11,553,146
当期介護利益金	364,559	3,562,584	3,762,775	3,354,175	3,126,290	804,196

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/125.xls>

第126表 地方公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
取入	31,029,184,615	31,374,402,267	31,772,805,655	32,059,490,342	31,743,287,117	30,736,648,724
負担金	3,161,261,084	3,120,804,891	3,084,337,813	3,051,564,311	3,043,558,624	2,920,737,975
掛金	1,471,784,661	1,478,755,155	1,498,022,957	1,509,883,193	1,514,336,591	1,505,540,620
基礎年金交付金	394,630,246	391,006,795	371,780,740	334,233,978	311,914,681	291,172,410
利息及び配当金	685,954,003	729,170,383	1,340,317,770	1,546,713,939	1,185,400,767	510,244,035
償還差益	7,129,052	3,942,717	5,246,729	4,357,406	2,599,990	3,369,503
その他の収入	1,567,839,388	1,643,011,001	1,619,483,131	1,579,576,196	1,549,524,030	1,510,698,221
前年度繰越支払準備金	29,533	39,815	34,682	33,286	35,571	45,487
前年度繰越長期給付積立金	23,740,261,437	24,006,957,758	23,852,411,050	24,031,530,083	24,135,311,933	23,989,485,308
前年度繰越基礎年金拠出金負担金充当金	1,445	879	577	410	415	97
特別利益	293,766	712,875	1,170,206	1,597,540	604,515	5,355,067
当期損失金	—	—	—	—	—	—
支出	31,029,184,615	31,374,402,267	31,772,805,655	32,059,490,342	31,743,287,117	30,736,648,724
退職給付	3,520,178,286	3,514,499,318	3,503,345,930	3,505,193,402	3,519,768,673	3,543,823,443
障害給付	36,396,267	36,291,354	36,334,731	36,188,478	36,024,025	35,768,901
遺族給付	702,496,844	725,008,691	749,608,500	771,553,837	792,729,696	810,615,458
基礎年金拠出金	1,055,670,025	1,123,499,337	1,122,555,746	1,115,897,535	1,168,715,731	1,199,465,861
負担調整拠出金	・	・	・	・	・	・
その他の	1,604,714,490	1,728,626,327	1,755,171,952	1,688,244,622	1,636,067,834	1,781,282,528
業務経理へ繰入金	5,492,066	7,258,465	6,822,236	7,102,651	8,796,760	8,199,162
次年度繰越支払準備金	39,315	35,182	33,286	35,571	45,487	65,322
次年度繰越長期給付積立金	23,809,739,125	24,013,602,512	24,037,336,341	24,165,532,846	23,989,485,308	23,183,839,543
次年度繰越基礎年金拠出金負担金充当金	879	577	410	415	97	92
特別損失	33,374	47,656	157,318	4,896,722	201,641	651,881
当期利益	294,423,943	225,532,850	561,439,204	764,844,263	591,451,862	172,936,532
年度末現在長期給付積立金	37,829,706,924	38,061,884,529	38,808,249,023	39,707,096,049	40,152,721,286	39,520,012,053

資料：総務省自治行政局「地方公務員等共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/126.xls>

第127表 地方公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
収入	32,391,282	32,184,905	30,999,186	31,658,387	39,782,899	40,578,239
負担金	20,406,416	18,009,374	16,614,135	16,798,087	16,939,934	17,893,160
構成組合事務費負担金払込金	・	・	・	・	3,789,614	3,941,646
補助金	242,279	236,896	224,460	208,355	212,474	169,614
連合会交付金	・	・	・	・	4,762,204	4,466,334
利息及び配当金	101,244	100,464	112,161	159,390	236,886	258,959
その他の	2,808,167	2,729,140	2,930,604	3,049,169	2,033,938	2,546,024
繰入金	8,720,048	10,804,875	10,275,390	10,582,929	11,575,525	11,139,124
特別利益	25,187	33,012	33,661	11,165	7,008	10,657
当期損失金	87,940	271,145	808,774	849,291	225,315	152,721
支出	32,391,282	32,184,905	30,999,186	31,658,387	39,782,899	40,578,239
役員報酬	370,725	355,623	355,066	367,308	371,589	372,171
職員給与	13,536,230	13,176,859	13,266,645	13,438,377	13,344,251	13,170,709
厚生費	31,517	30,817	28,363	27,195	26,234	26,134
旅費	366,141	378,265	325,426	339,965	284,695	272,712
事務費	2,040,830	2,083,572	1,953,527	2,138,651	2,141,160	2,553,999
事務費負担金払込金	・	・	・	・	3,789,614	3,941,646
構成組合交付金	・	・	・	・	4,762,204	4,466,334
その他の	13,047,338	13,347,170	13,366,777	14,120,532	12,986,672	13,814,712
特別損失	230,366	28,007	82,290	13,334	38,955	51,065
当期利益金	2,768,134	2,784,595	1,621,093	1,213,022	2,037,520	1,908,758

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/127.xls>

第128表 地方公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
収入	90,787,500	85,622,407	79,052,393	80,383,328	79,169,177	89,895,769
負担金	32,742,614	33,700,079	32,250,048	31,384,745	31,105,443	30,639,906
掛金	32,188,138	33,149,490	31,642,129	30,878,139	30,608,971	29,983,477
患者者収入	・	・	・	・	・	417,047
施設収入	1,904,013	2,722,808	1,684,608	1,588,175	1,300,991	1,445,438
特定健康診査等収入	・	・	・	・	・	251,982
補助金	5,390,001	6,750,149	5,438,269	5,767,633	5,152,966	4,869,784
利息及び配当金	409,889	286,866	486,481	491,223	601,013	749,137
その他の	3,318,069	3,345,171	2,362,464	4,174,535	2,639,686	3,946,979
繰入金	12,401,281	2,012,561	2,387,196	2,039,981	4,862,296	16,420,974
特別利益	26,513	42,346	11,412	33,678	26,238	33,122
当期損失金	2,406,981	3,612,938	2,789,786	4,025,218	2,871,572	1,137,924
支出	90,787,500	85,622,407	79,052,393	80,383,328	79,169,177	89,895,769
職員給与	3,578,891	3,756,277	3,506,862	3,411,928	3,270,699	3,388,859
厚生費	44,762,653	47,322,384	44,570,782	44,090,400	45,252,038	43,438,434
特定健康診査等費	・	・	・	・	・	1,331,639
旅費	136,596	125,977	110,651	114,467	105,709	82,291
事務費	397,505	440,561	324,256	314,524	312,637	465,722
その他の	5,708,415	6,229,129	5,375,982	5,541,389	5,833,283	6,194,723
繰入金	24,461,447	24,034,389	20,933,645	20,583,573	18,310,538	14,927,408
特別損失	124,869	94,261	72,832	403,863	76,970	127,472
当期利益金	11,617,124	3,619,432	4,157,381	5,923,188	6,007,301	19,939,220

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/128.xls>

9 私立学校教職員共済

第129表 私立学校教職員共済適用状況（学校種別）

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当たり 被扶養者数
						短期 (甲乙任継)	長期 (甲丙)			
平成16年度 (2004)	471,377	438,300	9,132 (8,799)	3,238	20,707	468,139	441,538	13,907	371,196	0.79
17 (2005)	478,089	444,841	9,235 (8,896)	3,223	20,790	474,866	448,064	13,997	368,583	0.78
18 (2006)	487,336	454,329	9,199 (8,866)	3,229	20,579	484,107	457,558	14,063	366,750	0.76
19 (2007)	493,517	460,751	9,124 (8,795)	3,215	20,427	490,302	463,966	14,131	365,486	0.75
20 (2008)	497,115	468,804	5,273 (4,952)	3,228	19,810	493,887	472,032	14,236	346,290	0.70
21 (2009)	503,293	474,991	5,291 (4,952)	3,223	19,788	500,070	478,214	14,298	346,864	0.69

(注) 乙種の()内は乙2種組合員の再掲である。

区分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	丙4	丙5	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当たり 被扶養者数
											短期	長期			
平成21年度 (2009)	503,293	474,988	3	301	4,990	3,209	0	14	0	19,788	500,070	478,214	14,298	346,864	0.69
大 学	217,644	203,707	—	190	2,011	1,732	—	4	—	—	215,908	215,443	645	166,943	0.77
短 大	15,217	14,515	—	—	288	414	—	—	—	—	14,803	14,929	389	10,705	0.72
高 専	203	201	—	—	2	—	—	—	—	—	203	201	3	256	1.26
高 校	81,141	80,276	—	—	518	345	—	2	—	—	80,794	80,623	1,375	80,485	1.00
中 学	14,893	14,726	—	—	42	125	—	—	—	—	14,768	14,851	681	12,819	0.87
小 学	5,108	5,033	—	—	28	47	—	—	—	—	5,061	5,080	205	3,745	0.74
幼 稚 園	100,891	99,315	3	15	1,553	—	—	5	—	—	100,886	99,323	8,567	20,069	0.20
特 別 支 援	374	371	—	—	3	—	—	—	—	—	374	371	14	236	0.63
各 種	7,074	6,925	—	94	55	—	—	—	—	—	7,074	6,925	373	6,004	0.85
專 修	39,397	38,362	—	—	486	546	—	3	—	—	38,848	38,911	2,028	31,239	0.80
事 業 団	1,563	1,557	—	2	4	—	—	—	—	—	1,563	1,557	18	1,200	0.77
任 繼	19,788	—	—	—	—	—	—	—	—	19,788	19,788	—	—	13,163	0.67

(注) 1 組合員の適用種別は、以下のとおり。

甲1種加入者（甲種校）：70歳未満で短期・長期適用

甲2種加入者（甲種校）：70歳以上で短期・長期適用

乙1種加入者（乙種校）：短期のみ適用

乙2種加入者（乙種校）：70歳以上で短期のみ適用

丙1種加入者（丙種校）：70歳未満で長期のみ適用

丙2種加入者（丙種校）：70歳以上で長期のみ適用

丙4種加入者（甲種校）：65～70歳未満で長期のみ適用

丙5種加入者（甲種校）：70歳以上で長期のみ適用

任意継続加入者：退職後、引き続き2年間のみ短期のみ適用

2 甲種校とは短期給付・長期給付を適用する学校、乙種校とは短期給付のみを適用する学校、丙種校とは長期給付のみを適用する学校である。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/129.xls>

第130表 私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）

年度末現在

区分	合計	甲1・2種		乙1・2種	丙1・2・4・5種	任継	再掲	
		短期	長期				短期	長期
平成16年度 (2004)	380,025	381,820	368,853	431,488	483,153	303,221	379,312	369,692
17 (2005)	380,307	382,156	368,980	430,476	484,144	302,358	379,602	369,808
18 (2006)	379,425	381,182	367,815	428,649	480,726	302,734	378,749	368,611
19 (2007)	380,191	381,886	367,913	428,462	482,511	304,283	379,520	368,707
20 (2008)	380,390	382,189	368,220	435,081	484,789	306,255	379,708	369,017
21 (2009)	379,444	381,146	367,304	441,903	485,089	304,671	378,763	368,098
平成21年度								
大 学	445,504	443,388	419,615	574,691	542,270	—	444,726	420,604
短 大	414,932	416,142	405,055	410,347	375,671	—	416,030	404,240
高 専	457,054	458,816	452,050	280,000	—	—	457,054	452,050
高 校	413,842	413,685	406,613	393,436	480,697	—	413,555	406,932
中 学	418,647	418,578	411,477	297,048	467,600	—	418,233	411,950
小 学	401,376	400,701	394,730	348,286	505,319	—	400,411	395,753
幼 稚 園	230,473	229,173	227,123	312,352	359,600	—	230,466	227,130
特 別 支 援	307,904	307,995	307,671	296,667	—	—	307,904	307,671
各 種	330,424	329,845	317,688	357,315	—	—	330,424	317,688
專 修	340,681	339,500	331,264	374,868	392,958	—	339,943	332,135
事 業 団	372,834	372,753	355,861	394,000	—	—	372,834	355,861
任 繼	304,671	—	—	—	—	304,671	304,671	—

(注) 組合員の適用種別は、以下のとおり。

甲1・2種加入者：短期・長期適用

乙1・2種加入者：短期のみ適用

丙1・2・4・5種加入者：長期のみ適用

任意継続加入者：退職後、引き続き2年間のみ短期のみ適用

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/130.xls>

第131表 私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）

平成22年3月末現在

標準給与		短期(除任継)			長期			任継給与	任継		
等級	月額	計	男	女	計	男	女		計	男	女
	(千円)							(千円)			
総 数	480,282	224,359	225,923	478,214	222,364	255,850	19,788	12,672	7,116		
第1級	98	1,460	562	898	1,277	451	826	98以下	226	110	116
2	104	569	159	410	550	146	404	100	18	8	10
3	110	1,003	258	745	964	230	734	104	42	25	17
4	118	1,977	647	1,330	1,934	615	1,319	105	47	24	23
5	126	2,200	630	1,570	2,169	605	1,564	110	54	26	28
6	134	3,136	848	2,288	3,087	812	2,275	112	43	21	22
7	142	3,533	724	2,809	3,592	699	2,893	118	114	55	59
8	150	5,436	1,170	4,266	5,314	1,087	4,227	119	55	23	32
9	160	8,232	1,423	6,809	8,132	1,347	6,785	126	135	70	65
10	170	10,616	1,486	9,130	10,534	1,425	9,109	133	61	26	35
11	180	13,521	1,605	11,916	13,442	1,543	11,899	134	122	68	54
12	190	15,323	1,839	13,484	15,249	1,777	13,472	140	107	67	40
13	200	24,040	3,745	20,295	23,884	3,620	20,264	142	138	76	62
14	220	27,767	5,822	21,945	27,672	5,703	21,969	150	190	98	92
15	240	24,102	6,853	17,249	24,004	6,746	17,258	154	137	65	72
16	260	23,829	8,180	15,649	23,665	8,049	15,616	160	279	157	122
17	280	21,473	7,732	13,741	21,402	7,645	13,757	168	139	68	71
18	300	21,165	8,016	13,149	21,040	7,904	13,136	170	282	138	144
19	320	19,886	7,897	11,989	19,808	7,819	11,989	180	331	130	201
20	340	19,448	8,133	11,315	19,366	8,047	11,319	182	189	112	77
21	360	18,072	8,135	9,937	17,998	8,057	9,941	190	325	116	209
22	380	20,431	10,022	10,409	20,346	9,947	10,399	196	163	76	87
23	410	22,471	11,872	10,599	22,305	11,733	10,572	200	608	280	328
24	440	20,714	11,946	8,768	20,632	11,874	8,758	210	157	90	67
25	470	19,662	12,444	7,218	19,594	12,352	7,242	220	757	382	375
26	500	19,340	12,965	6,375	19,299	12,904	6,395	224	198	102	96
27	530	17,786	12,682	5,104	17,829	12,683	5,146	238	200	105	95
28	560	15,812	11,701	4,111	15,834	11,675	4,159	240	700	379	321
29	590	14,188	10,974	3,214	14,205	10,960	3,245	252	169	87	82
30	620	12,165	9,719	2,446	63,087	53,909	9,178	260	702	388	314
31	650	10,126	8,296	1,830	—	—	—	266	191	102	89
32	680	8,403	7,094	1,309	—	—	—	280	623	329	294
33	710	8,524	7,290	1,234	—	—	—	287	288	157	131
34	750	7,599	6,681	918	—	—	—	300	544	312	232
35	790	5,622	5,114	508	—	—	—	308	292	166	126
36	830	3,898	3,569	329	—	—	—	320	554	328	226
37	880	2,297	2,083	214	—	—	—	329	336	201	135
38	930	1,220	1,108	112	—	—	—	340	443	270	173
39	980	843	769	74	—	—	—	350	439	263	176
40	1,030	561	513	48	—	—	—	360	413	218	195
41	1,090	520	469	51	—	—	—	371	582	406	176
42	1,150	394	365	29	—	—	—	380	451	270	181
43	1,210	918	819	99	—	—	—	383	7,944	6,278	1,666

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/131.xls>

第132表 私立学校教職員共済短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(単位 金額:千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
合 計 件数	8,715,025	9,241,500	9,312,885	9,575,029	9,758,875	10,009,700
合 計 金額	89,620,417	93,720,237	93,501,956	95,606,576	99,105,424	102,679,328
組 合 員 分 件数	4,939,892	5,283,607	5,364,599	5,568,251	5,717,822	5,855,636
組 合 員 分 金額	50,130,286	43,183,771	53,549,315	55,863,602	58,417,910	60,460,416
療 養 の 給 付 件数	3,584,145	3,790,681	3,810,684	3,901,980	3,969,137	4,031,726
療 養 の 給 付 日数	6,481,085	6,678,322	6,617,419	6,669,180	6,686,354	6,645,836
療 養 の 給 付 金額	39,918,578	41,848,583	41,972,300	43,521,155	45,292,189	46,254,105
訪問看護療養の給付 件数	256	298	324	340	374	445
訪問看護療養の給付 日数	1,751	1,796	2,113	2,274	2,259	2,987
訪問看護療養の給付 金額	12,253	12,500	14,491	16,421	17,326	21,864
入院時食事・生活療養費 件数	38,174	38,957	40,061	39,792	39,855	39,615
入院時食事・生活療養費 食事件数	355,446	360,596	847,898	951,511	945,594	935,141
入院時食事・生活療養費 金額	508,357	516,884	408,258	383,417	381,516	377,561
調 剤 件数	1,187,825	1,314,124	1,362,545	1,452,424	1,518,423	1,583,417
調 剤 金額	6,738,390	7,782,286	7,991,645	8,822,823	9,429,645	10,194,013
療 養 費 件数	161,016	171,751	183,798	206,347	222,647	233,054
療 養 費 金額	845,897	886,345	945,433	1,050,144	1,123,188	1,102,551
調 剤 費 件数	448	488	613	705	627	626
調 剤 費 金額	1,734	1,396	2,129	2,508	2,427	2,599
移 送 料 件数	9	4	5	5	7	—
移 送 料 金額	732	310	100	242	780	—
出 産 費 件数	5,571	5,576	5,959	5,728	6,004	5,822
出 産 費 金額	1,821,608	1,834,059	2,005,009	2,027,450	2,139,910	2,480,423
埋 葬 料 件数	622	685	671	722	603	546
埋 葯 料 金額	282,738	301,409	209,950	39,440	30,930	27,300
被 扶 養 者 分 件数	3,775,133	3,957,893	3,948,286	4,006,778	4,041,053	4,154,064
被 扶 養 者 分 金額	38,653,673	39,653,870	39,067,859	38,839,511	39,688,586	41,236,328
療 養 の 給 付 件数	2,658,506	2,751,519	2,719,171	2,725,017	2,723,300	2,782,084
療 養 の 給 付 日数	5,050,777	5,081,039	4,937,417	4,856,458	4,799,383	4,790,539
療 養 の 給 付 金額	27,601,369	28,145,168	27,637,439	27,737,047	28,694,760	29,804,473
訪問看護療養の給付 件数	765	907	1,074	1,149	1,277	1,400
訪問看護療養の給付 日数	5,343	6,339	7,396	7,742	9,121	9,238
入院時食事療養費 金額	34,837	41,449	48,688	51,452	65,361	68,247
入院時食事療養費 件数	31,132	30,234	30,313	28,730	28,559	28,581
入院時食事療養費 食事件数	363,617	345,991	801,864	829,954	816,419	814,961
入院時食事療養費 金額	504,922	482,029	375,939	327,743	321,667	322,258
調 剤 件数	976,602	1,056,191	1,071,808	1,112,936	1,148,473	1,201,947
調 剤 金額	4,595,466	5,111,769	5,117,838	5,503,338	5,881,384	6,341,466
療 養 費 件数	92,815	99,365	102,619	112,775	116,483	118,620
療 養 費 金額	560,695	585,618	603,825	669,130	685,152	672,743
高額療養費 件数	39,987	43,612	47,114	48,127	45,518	44,305
高額療養費 金額	3,332,559	3,337,495	3,366,538	2,773,265	2,253,813	2,027,348
調 剤 件数	380	438	433	551	586	747
調 剤 金額	1,533	2,015	2,193	2,403	2,386	3,042
移 送 料 件数	8	5	6	0	4	4
移 送 料 金額	209	141	217	0	228	83
家 族 出 産 費 件数	4,552	4,404	4,649	4,794	4,921	4,660
家 族 出 産 費 金額	1,483,882	1,435,310	1,576,598	1,701,202	1,758,790	1,981,818
家 族 埋 葯 料 件数	1,518	1,452	1,412	1,429	491	297
家 族 埋 葯 料 金額	538,200	512,875	338,583	73,930	25,045	14,850
支 払 基 金 審 査 費	836,458	882,597	884,783	903,463	998,928	982,584

- (注) 1 「入院時食事・生活療養費」、「家族入院時食事療養費」の件数・日数は、「(家族)療養の給付」の再掲であり合計には含まれていない。
- 2 「入院時食事・生活療養費」、「家族入院時食事療養費」の食事件数(食事1回につき1件)は平成18年度以降であり、平成17年度以前は食事日数である。
- 3 「入院時食事・生活療養費」は、70歳未満の組合員に係る「入院時食事療養費」と70歳以上の療養病床に入院する組合員及び被扶養者に係る「入院時食事・生活療養費」の合計である。

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 休業給付

(単位：金額：千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
合 計 件数	14,589	14,898	16,223	15,812	16,472	16,835
日数	489,638	496,568	534,247	465,353	468,530	489,706
金額	4,402,768	4,476,688	4,869,563	4,295,995	4,357,001	4,598,657
傷病手当金 件数	10,130	10,533	11,499	12,279	13,022	13,112
日数	198,902	211,021	224,957	242,558	253,033	254,858
金額	1,942,837	2,068,422	2,234,772	2,398,267	2,506,981	2,569,495
出産手当金 件数	4,455	4,356	4,719	3,532	3,439	3,716
日数	290,680	285,414	309,218	222,788	215,338	234,715
金額	2,459,669	2,407,057	2,634,069	1,897,680	1,849,231	2,028,536
休業手当金 件数	4	9	5	1	11	7
日数	56	133	72	7	159	133
金額	263	1,209	721	48	789	625

(iii) 災害給付

(単位：金額：千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
合 計 件数	209	113	32	72	30	37
金額	80,246	66,620	20,795	37,605	19,738	28,579
弔慰金 件数	2	3	1	1	1	1
金額	1,150	1,970	500	340	500	530
家族弔慰金 件数	6	4	—	1	—	2
金額	1,974	1,254	—	105	—	616
災害見舞金 件数	201	106	31	70	29	34
金額	77,122	63,396	20,295	37,160	19,238	27,433

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/132.xls>

第133表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況(診療費分)

(単位 金額:千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
組合員分	件数	3,584,145	3,790,681	3,810,684	3,901,980	3,969,137
	日数	6,481,085	6,678,322	6,617,419	6,669,180	6,686,354
	金額	39,918,578	41,848,583	41,972,300	43,521,155	45,292,189
一般診療	件数	2,872,191	3,056,934	3,057,021	3,147,466	3,195,856
	日数	4,879,372	5,068,577	5,001,242	5,081,539	5,083,008
	金額	33,317,110	35,197,083	35,418,096	37,020,265	38,599,780
入院	件数	41,776	42,645	43,829	43,791	43,918
	日数	417,640	421,692	420,370	422,079	420,172
	金額	11,346,406	11,785,239	12,287,562	13,315,042	14,407,323
入院外	件数	2,830,415	3,014,289	3,013,192	3,103,675	3,151,938
	日数	4,461,732	4,646,885	4,580,872	4,659,460	4,662,836
	金額	21,970,704	23,411,843	23,130,535	23,705,223	24,192,457
歯科診療	件数	711,954	733,747	753,663	754,514	773,281
	日数	1,601,713	1,609,745	1,616,177	1,587,641	1,603,346
	金額	6,601,467	6,651,500	6,554,203	6,500,891	6,692,409
被扶養者分	件数	2,658,506	2,751,519	2,719,171	2,725,017	2,723,300
	日数	5,050,777	5,081,039	4,937,417	4,856,458	4,799,383
	金額	27,601,369	28,145,168	27,637,439	27,737,047	28,694,760
一般診療	件数	2,159,624	2,249,191	2,214,508	2,227,230	2,223,092
	日数	4,015,283	4,067,742	3,942,250	3,895,198	3,851,722
	金額	23,649,111	24,282,929	23,873,804	24,041,283	24,891,421
入院	件数	35,131	34,069	34,303	32,916	32,804
	日数	419,284	398,779	383,067	358,996	352,692
	金額	8,796,695	8,829,344	8,788,639	8,886,530	9,510,827
入院外	件数	2,124,493	2,215,122	2,180,205	2,194,314	2,190,288
	日数	3,595,999	3,668,963	3,559,183	3,536,202	3,499,030
	金額	14,852,416	15,453,585	15,085,165	15,154,754	15,380,594
歯科診療	件数	498,882	502,328	504,663	497,787	500,208
	日数	1,035,494	1,013,297	995,167	961,260	947,661
	金額	3,952,258	3,862,240	3,763,635	3,695,764	3,803,339

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/133.xls>

第134表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額: 円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
《組合員分》						
診療費 1000人当件数	7,725.07	8,030.75	7,908.00	7,974.16	8,097.54	8,128.91
1件当日数	1.81	1.76	1.74	1.71	1.68	1.65
1件当金額	11,138	11,040	11,014	11,154	11,411	11,473
1人当金額	86,038	88,658	87,102	88,941	92,402	93,259
一般診療 1000人当件数	6,190.56	6,476.27	6,343.99	6,432.22	6,519.95	6,549.88
1件当日数	1.70	1.66	1.64	1.61	1.59	1.56
1件当金額	11,600	11,514	11,586	11,762	12,078	12,188
1人当金額	71,810	74,567	73,500	75,655	78,748	79,832
入院 1000人当件数	90.04	90.35	90.95	89.49	89.60	88.12
1件当日数	10.00	9.89	9.59	9.64	9.57	9.47
1件当金額	271,601	276,357	280,352	304,059	328,051	338,235
1人当金額	24,455	24,968	25,499	27,211	29,393	29,804
入院外 1000人当件数	6,100.52	6,385.92	6,253.03	6,342.73	6,430.35	6,461.77
1件当日数	1.58	1.54	1.52	1.50	1.48	1.45
1件当金額	7,762	7,767	7,676	7,638	7,675	7,742
1人当金額	47,354	49,599	48,001	48,444	49,356	50,028
歯科診療 1000人当件数	1,534.51	1,554.48	1,564.02	1,541.94	1,577.59	1,579.02
1件当日数	2.25	2.19	2.14	2.10	2.07	2.03
1件当金額	9,272	9,065	8,696	8,616	8,655	8,503
1人当金額	14,228	14,092	13,601	13,285	13,653	13,427
出産費 1000人当件数	12.01	11.81	12.37	11.71	12.25	11.74
埋葬料 1000人当件数	1.34	1.45	1.39	1.48	1.23	9.40
《被扶養者分》						
診療費 1000人当件数	5,730.00	5,829.23	5,642.87	5,568.90	5,555.87	5,609.33
1件当日数	1.90	1.85	1.82	1.78	1.76	1.72
1件当金額	10,382	10,229	10,164	10,179	10,537	10,713
1人当金額	59,490	59,627	57,354	56,684	58,541	60,093
一般診療 1000人当件数	4,654.73	4,765.02	4,959.59	4,551.61	4,535.39	4,596.92
1件当日数	1.86	1.81	1.78	1.75	1.73	1.69
1件当金額	10,951	10,796	10,781	10,794	11,197	11,407
1人当金額	50,972	51,445	49,543	49,131	50,782	52,436
入院 1000人当件数	75.72	72.18	71.19	67.27	66.92	66.48
1件当日数	11.93	11.71	11.17	10.91	10.75	10.67
1件当金額	250,397	259,161	256,206	269,976	289,929	300,120
1人当金額	18,960	18,705	18,238	18,161	19,403	19,953
入院外 1000人当件数	4,579.01	4,692.85	4,524.40	4,484.34	4,468.46	4,530.44
1件当日数	1.69	1.66	1.63	1.61	1.60	1.56
1件当金額	6,991	6,976	6,919	6,906	7,022	7,170
1人当金額	32,012	32,739	31,305	30,971	31,378	32,483
歯科診療 1000人当件数	1,075.26	1,064.21	1,047.29	1,017.29	1,020.49	1,012.42
1件当日数	2.08	2.02	1.97	1.93	1.89	1.86
1件当金額	7,922	7,689	7,458	7,424	7,604	7,563
1人当金額	8,518	8,182	7,810	7,553	7,759	7,657
家族出産費 1000人当件数	9.81	9.33	9.65	9.80	10.04	9.40
家族埋葬料 1000人当件数	3.27	3.08	2.93	2.92	1.00	0.60

(注) 組合員の数は、各年4月～3月の平均を使用。

第4節 社会保険関係

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
合 計	1000人当件数	31.44	31.56	33.67	32.31	33.60
	1 件 当 日 数	33.56	33.33	32.93	29.43	28.44
	1 日 当 金 額	8,992	9,015	9,115	9,232	9,299
傷 病 手 当 金	1000人当件数	21.83	22.31	23.86	25.09	26.57
	1 件 当 日 数	19.63	20.03	19.56	19.75	19.43
	1 日 当 金 額	9,768	9,802	9,934	9,887	9,908
出 産 手 当 金	1000人当件数	9.60	9.23	9.79	7.22	7.02
	1 件 当 日 数	65.25	65.52	65.53	63.08	62.62
	1 日 当 金 額	8,462	8,434	8,518	8,518	8,588
休 業 手 当 金	1000人当件数	0.01	0.02	0.01	0.00	0.02
	1 件 当 日 数	14.00	14.78	14.40	7.00	14.45
	1 日 当 金 額	4,690	9,092	10,018	6,880	4,960
						4,702

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
合 計	1000人当件数	0.45	0.24	0.07	0.15	0.06
	1 件 当 金 額	383,952	589,557	649,844	522,292	657,917
弔 慰 金	1000人当件数	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00
	1 件 当 金 額	575,000	656,667	500,000	340,000	500,000
家 族 弔 慰 金	1000人当件数	0.01	0.01	—	0.00	—
	1 件 当 金 額	329,000	313,600	—	105,000	—
災 害 見 舞 金	1000人当件数	0.43	0.22	0.06	0.14	0.06
	1 件 当 金 額	383,692	598,071	654,677	530,857	663,362
						806,853

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/134.xls>

第135表 私立学校教職員共済長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
合 計	件数 1,453,705	1,520,598	1,587,922	1,665,808	1,761,263	1,866,144
	金額 225,209,093	230,953,117	237,462,423	244,146,636	250,792,502	257,936,891
退職共済年金	件数 1,037,757	1,103,842	1,170,022	1,245,440	1,337,760	1,439,189
	金額 164,187,950	170,456,485	177,638,732	184,658,020	191,640,502	199,178,630
障害共済年金	件数 7,328	7,953	8,432	9,091	9,688	10,368
	金額 1,314,474	1,406,661	1,447,700	1,558,021	1,689,801	1,834,952
遺族共済年金	件数 235,147	248,011	261,156	274,634	288,710	302,978
	金額 27,165,354	28,799,163	30,335,121	31,855,641	33,299,101	34,694,974
退職年金	件数 53,623	50,553	47,774	44,960	42,028	38,439
	金額 18,966,831	17,780,538	16,611,072	15,549,409	14,459,315	13,359,728
減額退職年金	件数 2,192	2,153	2,084	2,029	2,028	1,839
	金額 565,750	550,284	526,573	516,036	501,666	505,631
通算退職年金	件数 73,392	66,522	59,593	53,150	46,996	41,574
	金額 7,166,235	6,436,596	5,722,471	5,072,862	4,517,375	3,954,635
返還一時金	件数 19	29	25	36	22	32
	金額 16,144	32,576	37,437	30,087	23,153	38,855
脱退一時金	件数 8	12	14	12	22	19
	金額 29,366	45,770	47,189	58,577	86,908	64,849
新脱退一時金	件数 281	248	228	286	243	230
	金額 228,101	173,808	143,131	163,896	151,414	144,416
障害年金	件数 2,649	2,446	2,308	2,197	2,072	1,972
	金額 703,975	668,193	628,010	592,570	560,698	525,984
障害一時金	件数 1	—	1	—	—	—
	金額 1,930	—	1,339	—	—	—
遺族年金	件数 26,465	25,199	23,956	22,693	21,557	20,277
	金額 4,095,182	3,889,260	3,687,862	3,507,657	3,340,617	3,157,424
通算遺族年金	件数 14,526	13,345	12,074	11,041	9,922	9,039
	金額 707,202	650,547	586,796	536,664	480,516	438,492
死亡一時金	件数 —	2	—	—	—	—
	金額 —	3,517	—	—	—	—
特例死亡一時金	件数 —	1	—	—	—	—
	金額 —	6,388	—	—	—	—
恩給財団給付年金	件数 316	282	254	237	214	185
	金額 59,467	53,331	47,857	44,931	40,305	34,925
恩給財団給付一時扶助金	件数 1	—	1	2	1	3
	金額 1,133	—	1,133	2,265	1,133	3,398

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/135.xls>

第136表 私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
合計	人員 32,783 金額 29,964,904	人員 32,424 金額 30,276,377	人員 36,500 金額 33,063,895	人員 42,138 金額 36,861,552	人員 47,572 金額 39,641,360	人員 47,527 金額 38,777,793
退職共済年金	人員 29,043 金額 27,097,574	人員 28,529 金額 27,218,297	人員 32,370 金額 29,984,087	人員 37,984 金額 33,715,439	人員 43,124 金額 36,297,573	人員 42,910 金額 35,178,913
障害共済年金	人員 272 金額 280,582	人員 268 金額 308,213	人員 299 金額 301,948	人員 303 金額 322,818	人員 323 金額 335,814	人員 346 金額 372,777
遺族共済年金	人員 3,431 金額 2,538,907	人員 3,597 金額 2,712,582	人員 3,796 金額 2,734,346	人員 3,816 金額 2,787,967	人員 4,070 金額 2,971,489	人員 4,235 金額 3,208,218
退職年金	人員 18 金額 26,581	人員 12 金額 18,670	人員 10 金額 15,735	人員 10 金額 15,217	人員 7 金額 10,412	人員 3 金額 4,943
減額退職年金	人員 — 金額 —					
通算退職年金	人員 4 金額 3,438	人員 4 金額 2,171	人員 2 金額 2,134	人員 8 金額 2,518	人員 31 金額 8,038	人員 24 金額 5,261
障害年金	人員 8 金額 11,926	人員 9 金額 11,711	人員 11 金額 15,343	人員 10 金額 12,346	人員 9 金額 13,547	人員 1 金額 1,688
遺族年金	人員 7 金額 5,896	人員 5 金額 4,734	人员 12 金額 10,302	人员 5 金額 5,113	人员 5 金額 4,264	人员 6 金額 5,790
通算遺族年金	人員 — 金額 —	人员 — 金額 —	人员 — 金額 —	人员 2 金額 134	人员 3 金額 223	人员 2 金額 204

(注) 在職分(既裁定)を除く。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
合計	人員 270,985 金額 272,941,898	人員 280,763 金額 280,317,864	人員 293,355 金額 288,782,608	人員 309,391 金額 294,629,638	人員 328,688 金額 303,544,180	人員 347,841 金額 314,198,323
退職共済年金	人員 200,149 金額 208,343,575	人員 209,736 金額 216,025,678	人員 221,726 金額 224,838,000	人員 237,137 金額 230,667,906	人員 255,750 金額 239,590,207	人員 274,162 金額 250,223,438
障害共済年金	人員 1,557 金額 1,598,575	人員 1,653 金額 1,707,295	人員 1,750 金額 1,771,563	人員 1,856 金額 1,885,927	人員 1,946 金額 1,967,502	人員 2,066 金額 2,088,346
遺族共済年金	人員 40,780 金額 30,281,723	人員 42,972 金額 32,039,726	人員 45,416 金額 33,713,146	人員 47,811 金額 35,521,957	人員 50,211 金額 37,412,345	人員 52,553 金額 39,190,919
退職年金	人員 8,836 金額 19,287,798	人員 8,342 金額 18,143,904	人員 7,901 金額 17,039,714	人員 7,450 金額 16,016,926	人員 6,959 金額 14,884,378	人員 6,476 金額 13,775,777
減額退職年金	人員 367 金額 587,074	人員 356 金額 568,027	人員 349 金額 553,383	人員 345 金額 546,112	人員 338 金額 531,480	人員 328 金額 517,205
通算退職年金	人員 11,992 金額 7,278,139	人員 10,856 金額 6,580,436	人員 9,751 金額 5,884,452	人員 8,750 金額 5,290,579	人員 7,812 金額 4,706,114	人員 6,946 金額 4,198,082
障害年金	人員 447 金額 704,644	人員 418 金額 659,066	人員 398 金額 630,399	人員 372 金額 581,066	人員 355 金額 563,145	人員 336 金額 534,415
遺族年金	人員 4,398 金額 4,098,949	人員 4,182 金額 3,897,296	人員 3,986 金額 3,710,415	人員 3,788 金額 3,536,767	人员 3,594 金額 3,357,892	人员 3,406 金額 3,192,677
通算遺族年金	人員 2,403 金額 697,991	人员 2,198 金額 639,802	人员 2,029 金額 586,034	人员 1,839 金額 533,693	人员 1,682 金額 484,677	人员 1,537 金額 442,352
恩給財団年金	人員 56 金額 63,431	人员 50 金額 56,635	人员 49 金額 55,502	人员 43 金額 48,706	人员 41 金額 46,441	人员 31 金額 35,114

(注) 在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/136.xls>

第137表 私立学校教職員共済長期部門1人当たり金額

(単位 円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
《年金》						
新規裁定	914,038	933,764	905,860	874,782	833,292	815,911
退職共済年金	933,016	954,057	926,292	887,622	841,702	819,830
障害共済年金	1,031,550	1,150,049	1,009,858	1,065,406	1,039,671	1,077,391
遺族共済年金	739,990	754,123	720,323	730,599	730,096	757,548
退職年金	1,476,728	1,555,808	1,573,510	1,521,720	1,487,414	1,647,500
減額退職年金	—	—	—	—	—	—
通算退職年金	859,450	542,700	1,067,100	314,788	259,303	219,225
障害年金	1,490,800	1,301,200	1,394,836	1,234,560	1,505,178	1,687,600
遺族年金	842,329	946,800	858,517	1,022,540	852,860	964,983
通算遺族年金	—	—	—	66,800	74,300	101,850
年度末現在	1,007,221	998,415	984,413	952,289	923,502	903,281
退職共済年金	1,040,942	1,029,989	1,014,035	972,720	936,814	912,685
障害共済年金	1,026,702	1,032,846	1,012,322	1,016,124	1,011,049	1,010,816
遺族共済年金	742,563	745,595	742,319	742,966	745,103	745,741
退職年金	2,182,865	2,175,006	2,156,653	2,149,923	2,138,867	2,127,205
減額退職年金	1,599,657	1,595,581	1,585,626	1,582,933	1,572,426	1,576,845
通算退職年金	606,916	606,157	603,472	604,638	602,421	604,388
障害年金	1,576,384	1,576,712	1,583,917	1,562,006	1,586,324	1,590,521
遺族年金	932,003	931,921	930,862	933,677	934,305	937,368
通算遺族年金	290,467	291,084	288,829	290,208	288,155	287,802
恩給財団年金	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700
《一時金》						
返還一時金	849,689	1,123,324	1,497,460	835,759	1,052,400	1,214,219
脱退一時金	3,670,713	3,814,150	3,370,671	4,881,408	3,950,341	3,413,095
新脱退一時金	811,747	700,840	627,768	573,062	623,103	627,895
障害一時金	—	—	1,338,900	—	—	—
死亡一時金	—	—	—	—	—	—
特例死亡一時金	—	—	—	—	—	—
恩給財団給付一時扶助金	1,132,700	—	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700

(注) 在職分(既裁定)を除く。

資料:日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/137.xls>

第138表 私立学校教職員共済短期経理状況

(単位 千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
収入	206,509,503	209,803,237	212,822,423	216,647,648	216,761,558	218,794,044
掛金収入	185,387,943	186,829,045	188,806,664	192,248,205	192,769,682	193,230,033
掛金	180,288,965	181,714,716	183,711,780	187,080,179	187,835,226	188,314,215
任継掛金	5,098,978	5,114,329	5,094,884	5,168,026	4,934,456	4,915,818
介護掛金収入	12,610,866	14,358,301	15,008,977	15,198,817	14,550,847	14,660,287
介護掛金	12,377,042	14,095,477	14,751,304	14,938,615	14,308,452	14,412,732
任継介護掛金	233,824	262,824	257,673	260,202	242,394	247,555
老健医療費拠出金還付金収益	・	・	・	・	・	1,276,688
高齢者医療運営等事業費助成	・	・	・	・	・	126
児童育成事業費補助金収益	・	・	・	・	・	63,400
事業雑収入	—	—	—	—	—	—
支払準備金戻入	8,222,346	8,295,105	8,612,679	8,653,986	8,808,958	9,101,757
事業外収益	277,008	302,038	381,353	533,178	601,696	434,508
前期損益修正益	11,340	18,748	12,750	13,461	30,376	27,246
当期損失金	—	—	—	—	—	—
支出	206,509,503	209,803,237	212,822,423	216,647,648	216,761,558	218,794,044
保健給付	89,620,417	93,720,237	93,501,956	95,606,576	99,105,424	102,679,328
休業給付	4,402,768	4,476,688	4,869,563	4,295,995	4,357,001	4,598,657
災害給付	80,246	66,620	20,795	37,605	19,738	28,579
附加給付	3,437,883	3,283,009	3,562,337	3,670,932	3,586,287	3,554,242
老人保健拠出金	50,493,570	48,238,741	45,233,220	45,099,515	3,231,541	2,065
退職者給付拠出金	27,585,484	31,043,218	35,086,838	41,583,216	17,300,266	10,726,755
前期高齢者納付金	・	・	・	・	22,110,049	21,308,134
後期高齢者支援金	・	・	・	・	31,382,043	36,249,059
病床転換支援金	・	・	・	・	20,362	29,507
介護納付金	12,606,197	14,329,667	14,850,006	14,807,992	14,197,493	14,684,274
その他の	2,114,327	1,924,114	2,016,031	2,221,368	2,209,554	2,244,879
支払準備金繰入	8,295,105	8,612,679	8,653,986	8,808,958	9,101,757	9,419,216
事業外費用	—	—	—	—	—	—
前期損益修正損	17,477	18,696	18,125	21,714	21,587	27,837
財産処分損	—	3,006	—	13,113	13,525	244,877
当期利益金	7,856,029	4,086,562	5,009,565	480,665	10,104,933	12,996,634

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/138.xls>

第139表 私立学校教職員共済長期経理状況

(単位 千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
収入	5,689,899,369	494,815,951	496,405,713	497,106,177	487,185,340	516,166,940
掛金収入	268,009,073	278,884,210	291,757,687	304,887,005	318,984,488	329,949,771
掛金	268,008,333	278,877,774	291,757,663	304,886,989	318,984,368	329,949,445
特別掛金	740	6,436	24	16	120	326
基礎年金交付金	18,995,867	17,774,293	15,693,821	14,632,038	14,566,401	12,543,421
厚生保険特別会計からの繰入金	—	—	—	—	—	—
退職一時金等返還金	664,288	635,572	599,578	702,189	784,710	844,708
事業雑収入	—	—	—	—	—	—
運用収入	73,761,317	135,921,955	124,986,501	87,284,340	51,272,011	44,012,024
事業費国庫補助金収益	49,903,561	53,695,873	55,727,155	60,523,121	63,682,191	92,497,526
都道府県補助金収益	7,745,421	7,646,296	7,431,143	7,277,466	6,600,194	6,848,793
助成勘定より受入	55,289	42,068	—	10,859	36,585	50,000
責任準備金戻入	5,270,506,997	—	—	—	—	—
延滞金	76,755	84,748	99,858	70,502	73,048	83,569
事業外雑益	3,508	741	3,328	1,131	1,075	365
前期損益修正益	114,545	130,195	106,641	73,818	111,002	55,237
固定資産売却益	62,749	—	—	21,643,709	—	—
当期損失金	—	—	—	—	31,073,634	29,281,525
支出	5,689,899,369	494,815,951	496,405,713	497,106,177	487,185,340	516,166,940
退職給付	191,160,377	195,476,057	200,726,605	206,048,887	211,380,332	217,246,744
障害給付	2,020,379	2,074,854	2,077,049	2,150,592	2,250,499	2,360,935
遺族給付	31,967,737	33,348,875	34,609,780	35,899,962	37,120,233	38,290,889
恩給財団給付	60,600	53,331	48,989	47,196	41,438	38,323
基礎年金拠出金	140,126,874	145,195,787	148,454,736	159,220,793	169,095,165	185,058,750
年金保険者拠出金	6,823,734	7,773,163	8,129,656	7,401,660	8,012,978	9,647,083
不動産管理費	1,879	645	2,643	13,298	—	—
責任準備金繰入	—	—	—	—	—	—
事業外支出等	17,156,153	3,116,392	1,487,646	1,665,109	59,241,918	63,175,304
固定資産売却損	•	•	•	1,601,921	—	—
財産処分損	•	3,430	19,226	14,722	42,482	313,123
前期損益修正損	2	7,868	437	13,719	294	35,788
当期利益金	5,300,581,635	107,765,548	100,848,945	83,028,318	—	—
年度末現在責任準備金	—	—	—	—	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/139.xls>

第140表 私立学校教職員共済業務経理状況

(単位 千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
収入	4,962,499	4,882,714	5,520,256	5,009,880	5,050,338	5,018,808
掛金	4,384,336	4,417,679	4,465,090	4,531,571	4,564,079	4,578,856
補助金	404,375	395,401	373,551	361,137	360,352	349,456
利息及び配当金	59,428	46,962	66,635	95,828	102,990	71,718
雜益	23,344	21,796	21,364	21,110	20,853	18,777
退職給付引当金戻入	・	・	592,376	—	2,057	—
前期損益修正益	—	876	1,239	235	6	—
固定資産売却益	91,017	—	—	—	—	—
当期損失金	—	—	—	—	—	—
支出	4,962,499	4,882,714	5,520,256	5,009,880	5,050,338	5,018,808
一般管理費	4,113,771	4,126,672	3,830,123	4,075,295	3,900,929	3,732,654
有価証券売却損	9,540	—	—	—	—	—
雜損	541	—	—	—	—	—
前期損益修正損	208	232	11,329	1,686	254	338
固定資産除却損	47,368	1,148	1,597	1,494	355	6,620
財産処分損	—	2,836	—	—	43	3,579
当期利益金	791,071	751,826	1,677,206	931,405	1,148,757	1,275,617

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/140.xls>

第141表 私立学校教職員共済保健経理状況

(単位 千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
収入	6,691,225	6,749,993	6,963,627	7,888,012	7,377,680	12,748,994
掛金	6,631,267	6,682,912	6,754,057	6,853,407	6,887,476	6,907,921
施設収入	56,203	56,770	62,408	56,943	56,960	54,269
事業雑収入	—	—	—	—	—	—
特定健診国庫補助金	・	・	・	・	168,854	253,671
特別保健福祉事業費助成金	1,310	1,978	2,085	19,210	—	—
利息及び配当金	1,580	1,752	25,423	48,563	51,427	21,234
その他の	857	6,291	7,144	8,231	9,564	0
退職給付引当金戻入	・	・	112,471	—	—	—
前期損益修正益	7	290	39	52	1	335
当期損失金	—	—	—	901,606	203,397	5,511,564
支出	6,691,225	6,749,993	6,963,627	7,888,012	7,377,680	12,742,163
保健事業費	1,865,281	1,862,844	1,882,986	1,976,581	2,143,050	2,261,451
特定健康診査等給付費	・	・	・	・	168,854	253,671
一般管理費	510,524	473,761	432,200	526,851	696,191	836,459
他経理への繰入	2,159,349	2,157,354	2,044,769	4,945,529	4,171,067	9,194,421
事業資産減価償却費	151,323	150,977	150,748	150,523	150,520	150,676
事業外費用	71,706	69,638	60,713	49,625	47,552	45,485
前期損益修正損	312	323	2,345	1,971	380	—
財産処分損	—	52	—	189	66	—
固定資産除却損	・	339	391	122	—	—
固定資産評価損	・	・	・	236,620	—	—
当期利益金	1,932,729	2,034,705	2,389,475	—	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/141.xls>

10 農林漁業団体職員共済組合

第142表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
団体数	6,754	6,522	6,285	6,040	5,844	5,700
組合員数	431,723	423,065	416,596	412,328	411,220	414,120
男	264,614	257,811	252,703	249,121	247,086	248,735
女	167,109	165,254	163,893	163,207	164,134	165,385
平均標準給与月額	295,482	295,097	295,681	295,174	294,895	292,316
男	335,291	335,393	334,976	334,218	333,872	330,187
女	232,444	232,234	235,092	235,577	236,219	235,360

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/142.xls>

第143表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成21年度末現在

標準給与 月額 (千円)	組合員数			標準給与 月額 (千円)	組合員数		
	計	男	女		計	男	女
総数	414,120	248,735	165,385	260	24,736	15,287	9,449
98	2,129	323	1,806	280	23,298	14,609	8,689
104	1,651	171	1,480	300	22,141	14,368	7,773
110	3,363	372	2,991	320	20,765	14,169	6,596
118	5,677	811	4,866	340	18,930	13,444	5,486
126	7,700	1,276	6,424	360	18,160	13,569	4,591
134	9,019	1,743	7,276	380	19,937	15,271	4,666
142	9,959	2,321	7,638	410	20,727	16,615	4,112
150	11,811	3,360	8,451	440	16,008	13,161	2,847
160	13,661	4,804	8,857	470	11,976	9,879	2,097
170	13,570	5,580	7,990	500	8,327	6,975	1,352
180	14,227	6,672	7,555	530	5,729	4,847	882
190	14,392	7,280	7,112	560	4,036	3,399	637
200	21,836	11,894	9,942	590	2,990	2,518	472
220	27,586	15,622	11,964	620	13,979	12,956	1,023
240	25,800	15,439	10,361				

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/143.xls>

第144表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成20年度(2008)			21(2009)		
	共済年金	移行年金	特例年金	共済年金	移行年金	特例年金
合計 件数	177	1,726,221	2,147,536	438	1,679,198	2,208,276
金額	180,600	260,707,333	46,578,525	479,737	250,230,686	47,085,569
退職共済年金 件数	105	1,051,476	1,061,481	274	1,038,170	1,051,253
金額	75,618	131,174,636	22,768,699	218,361	127,826,954	22,459,662
障害共済年金 件数	1	12,744	17,337	—	12,194	16,887
金額	175	1,428,651	726,613	—	1,319,959	700,559
遺族共済年金 件数	22	255,397	276,592	8	246,982	267,916
金額	3,570	37,422,154	8,011,716	16,273	36,000,790	7,717,835
退職年金 件数	18	224,929	220,276	54	211,372	206,745
金額	82,073	66,054,582	6,279,755	198,423	61,875,242	5,879,270
減額退職年金 件数	1	29,316	29,057	4	28,373	28,122
金額	981	6,301,810	606,643	6,726	6,046,240	581,949
通算退職年金 件数	5	63,464	63,402	8	57,744	57,709
金額	6,077	4,850,734	470,003	5,099	4,394,247	425,959
退職一時金 件数	12	•	•	47	•	•
金額	160	•	•	545	•	•
脱退一時金 件数	—	•	•	—	•	•
金額	—	•	•	—	•	•
障害年金 件数	—	7,410	7,196	2	6,926	6,739
金額	—	1,735,363	164,319	9,154	1,586,571	149,167
障害一時金 件数	—	•	•	—	•	•
金額	—	•	•	—	•	•
遺族年金 件数	1	73,398	72,812	—	69,951	69,383
金額	5,856	11,407,424	922,800	—	10,875,217	878,201
通算遺族年金 件数	—	8,087	8,063	—	7,486	7,458
金額	—	331,978	32,135	—	305,466	29,569
返還一時金 件数	4	•	•	20	•	•
金額	2,610	•	•	16,993	•	•
死亡一時金 件数	7	•	•	21	•	•
金額	1,908	•	•	8,163	•	•
特例死亡一時金 件数	1	•	•	—	•	•
金額	...	•	•	—	•	•
外国人一時金 件数	—	•	•	—	•	•
金額	—	•	•	—	•	•
特例老齢農林年金 件数	—	•	•	391,314	•	496,051
金額	—	•	•	6,586,450	•	8,231,517
特例遺族農林年金 件数	—	•	•	—	•	—
金額	—	•	•	—	•	—
特例脱退一時金 件数	—	•	•	—	•	4
金額	—	•	•	—	•	—
特例返還一時金 件数	—	•	•	6	•	17,281
金額	—	•	•	—	•	9
				9,392	•	14,602

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、「移行年金」は厚生年金から支給される年金であり、「特例年金」は職域加算部分（3階部分）の給付について農林漁業団体職員共済組合から支給される年金である。「共済年金」は、権利が発生していたにも関わらず未請求だったものである。

2 平成20年度の「…」は、個人情報保護のために数値が公表されていない。そのため、平成20年度の金額合計は年金種別の計とは必ずしも一致しない。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/144.xls>

第145表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
合 計 人員	16,442	12,984	15,878	24,006	24,878	28,051
合 計 金額	1,500,938	1,109,604	1,500,798	2,241,105	2,143,493	2,170,710
退職共済年金 人員	1,488	1,476	1,237	823	1,083	2,426
退職共済年金 金額	44,249	35,680	26,622	17,473	18,901	37,194
障害共済年金 人員	65	58	24	30	29	22
障害共済年金 金額	11,321	7,760	2,202	3,164	2,813	2,214
遺族共済年金 人員	35	59	16	16	79	40
遺族共済年金 金額	4,936	3,525	1,263	581	2,267	1,461
退職年金 人員	28	25	22	16	11	10
退職年金 金額	3,767	3,143	2,683	2,094	1,451	1,290
減額退職年金 人員	1	—	—	—	—	—
減額退職年金 金額	86	—	—	—	—	—
通算退職年金 人員	45	40	43	49	54	132
通算退職年金 金額	1,259	624	686	790	608	1,529
障害年金 人員	8	10	7	7	6	3
障害年金 金額	1,762	1,482	701	1,705	593	322
遺族年金 人員	—	—	—	—	1	—
遺族年金 金額	—	—	—	—	...	—
通算遺族年金 人員	—	—	—	—	1	1
通算遺族年金 金額	—	—	—	—
特例老齢農林年金 人員	14,772	11,316	14,528	23,065	23,614	25,417
特例老齢農林年金 金額	1,433,558	1,057,391	1,465,614	2,215,297	2,116,848	2,126,694
特例障害農林年金 人員	—	—	—	—	—	—
特例障害農林年金 金額	—	—	—	—	—	—
遺族農林年金 人員	—	—	1	—	—	—
遺族農林年金 金額	—	—	1,027	—	—	—

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分（3階部分））の数値である。

2 平成20年度以降の「…」は、個人情報保護のために数値が公表されていない。そのため、平成20年度以降の金額合計は年金種別の計とは必ずしも一致しない。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
合 計 人員	371,224	375,077	381,076	395,970	412,377	429,125
合 計 金額	48,760,124	48,570,980	48,560,816	50,082,005	51,015,018	51,581,725
退職共済年金 人員	229,314	238,890	251,089	271,436	292,680	315,794
退職共済年金 金額	27,250,955	27,886,866	28,829,431	31,050,012	32,732,492	34,274,169
障害共済年金 人員	3,516	3,466	3,384	3,308	3,260	3,189
障害共済年金 金額	956,812	930,274	897,406	883,613	863,941	844,611
遺族共済年金 人員	51,967	50,720	49,282	47,924	46,809	45,174
遺族共済年金 金額	9,052,506	8,807,322	8,495,849	8,307,648	8,070,297	7,739,008
退職年金 人員	47,844	45,359	42,720	40,343	38,193	35,519
退職年金 金額	8,476,491	8,047,951	7,580,913	7,176,736	6,798,488	6,320,289
減額退職年金 人員	5,488	5,347	5,209	5,087	4,953	4,754
減額退職年金 金額	738,561	718,718	700,081	683,954	664,109	635,856
通算退職年金 人員	14,394	13,282	12,198	11,335	10,537	9,571
通算退職年金 金額	668,318	617,754	565,967	524,672	485,742	438,123
障害年金 人員	1,990	1,904	1,814	1,740	1,673	1,570
障害年金 金額	321,893	308,949	291,515	279,843	264,164	243,897
遺族年金 人員	14,959	14,435	13,805	13,297	12,848	12,224
遺族年金 金額	1,253,012	1,213,331	1,162,251	1,139,898	1,102,118	1,054,509
通算遺族年金 人員	1,752	1,674	1,575	1,500	1,424	1,330
通算遺族年金 金額	41,576	39,815	37,403	35,630	33,667	31,262

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分（3階部分））の数値である。

2 「退職共済年金」には、特例老齢農林年金を含む。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/145.xls>

第146表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当たり金額

(単位：円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
《年金》						
新規裁定	91,287	85,459	94,521	93,356	86,160	77,384
退職共済年金	29,737	24,173	21,522	21,231	17,452	15,331
障害共済年金	174,165	133,791	91,758	105,450	97,000	100,645
遺族共済年金	141,023	59,739	78,944	36,338	28,695	36,513
退職年金	134,525	125,704	121,968	130,894	131,873	129,000
減額退職年金	86,100	—	—	—	—	—
通算退職年金	27,984	15,603	15,947	16,131	11,256	11,585
障害年金	220,225	148,180	100,100	243,629	98,800	107,333
遺族年金	—	—	—	—	…	—
通算遺族年金	—	—	—	—	…	…
特例老齢農林年金	97,046	93,442	100,882	96,046	89,644	83,672
特例遺族農林年金	•	•	1,027,000	—	—	—
年度末現在	131,350	129,496	127,431	126,479	123,710	120,202
退職共済年金	123,009	122,168	121,191	123,014	122,376	120,846
障害共済年金	272,131	268,400	265,191	267,114	265,012	264,851
遺族共済年金	174,197	173,646	172,375	173,333	172,391	171,297
退職年金	177,169	177,428	177,456	177,893	178,004	177,941
減額退職年金	134,577	134,415	134,398	134,451	134,082	133,752
通算退職年金	46,430	46,511	46,398	46,288	46,099	45,776
障害年金	161,755	162,263	160,703	160,829	157,899	155,348
遺族年金	83,763	84,055	84,191	85,726	85,781	86,265
通算遺族年金	23,731	23,784	23,748	23,754	23,642	23,505
特例老齢農林年金	97,088	95,142	95,499	95,480	93,873	91,608
特例遺族農林年金	•	•	1,027,000	—	…	…
《一時金》						
退職一時金	5,930	7,271	5,754	26,286	13,341	11,605
脱退一時金	—	—	—	—	—	—
障害一時金	2,369,950	1,615,800	2,095,700	—	—	—
返還一時金	586,478	463,438	3,250,300	1,053,136	652,450	849,655
死亡一時金	425,969	—	—	—	272,514	388,700
特例死亡一時金	—	—	—	—	…	—
外国人一時金	—	—	—	—	—	—
特例年金	—	—	—	—	—	—
特例脱退一時金	2,164,800	3,103,933	100,000	1,243,800	—	4,320,125
特例返還一時金	2,764,700	—	—	508,300	1,565,400	1,622,467

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分（3階部分））の数値である。

2 一時金の特例年金以外は、共済年金（権利が発生していたにも関わらず未請求だったもの）である。

3 平成20年度以降の「…」は、個人情報保護のために数値が公表されていない。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/146.xls>

第147表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
収入	732,991,955	809,040,890	773,151,041	739,330,045	514,711,521	532,577,411
掛金収入						
国庫補助金	3,123,117	1,846,900	1,459,511	1,515,658	1,416,292	1,271,078
負担金収入	13,538,343	23,313,814	22,945,791	22,658,788	25,547,216	29,798,762
厚生年金保険料相当額収入	14,657	69	—	—	—	—
厚生年金特別保険料相当額収入	19	—	—	—	—	—
児童手当拠出金相当額収入	—	—	—	—	—	—
基礎年金交付金	221,274	—	—	—	—	—
給付金返還金	295,806	255,225	161,625	70,433	55,859	61,785
雑収入	1	24	230	—	11	0
運用収入	5,934,915	5,484,391	4,408,362	3,550,047	5,187,749	5,419,627
責任準備金戻入	420,504,775	492,195,037	472,275,020	440,276,571	418,417,791	420,856,736
不足責任準備金繰入	288,446,101	285,945,318	271,900,353	45,670,392	63,835,020	75,169,169
事業外収益	102	112	149	143	—	255
前期損益修正益	—	—	—	—	—	—
当期損失金	—	—	—	—	—	—
固定資産売却益	912,844	—	—	225,588,013	138,480	—
旧福祉経理より受入	—	—	—	—	113,104	—
支出	732,991,955	809,040,890	773,151,041	739,330,045	514,711,521	532,577,411
退職給付金	39,441,737	35,330,879	35,175,924	35,943,317	36,876,177	38,051,916
障害給付金	1,137,610	1,041,706	963,089	921,087	890,782	858,786
遺族給付金	11,045,871	9,894,138	9,562,136	9,293,128	8,976,789	8,649,455
基礎年金拠出金	2,345,792	—	—	—	—	—
年金保険者拠出金	3,585	—	—	—	—	—
厚生年金移換金	—	—	—	—	—	—
厚生年金保険料	14,657	69	—	—	—	—
厚生年金特別保険料	19	—	—	—	—	—
児童手当拠出金	—	—	—	—	—	—
その他事業費用	2,389,283	857,587	103,711	1,785,137	152,919	50,320
業務経理へ繰入金	1,156,895	1,194,359	1,102,376	1,063,441	1,279,536	1,740,217
責任準備金繰入	492,195,037	472,275,020	440,276,571	418,417,791	420,856,736	419,382,551
不足責任準備金戻入	183,260,459	288,446,101	285,945,318	271,900,353	45,670,392	63,835,020
事業外費用	—	—	20,956	4,538	2,629	6,404
前期損益修正損	1,009	1,031	960	1,253	5,562	2,742
固定資産売却損	—	—	—	—	—	—
年度末現在給付準備金	492,195,037	472,275,020	440,276,571	418,417,791	420,856,736	419,382,551

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB http://www.ipss.go.jp/ssj-db/147.xls

第148表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
収入	2,386,237	2,246,694	2,150,311	2,256,251	2,090,388	2,224,673
国庫補助金	344,425	341,628	331,758	320,691	317,369	303,826
事務受託料	726,133	700,447	698,765	596,185	471,226	501,110
助成金	100,000	—	—	—	—	—
給付経理より受入	1,149,435	1,189,704	1,096,463	1,063,441	1,279,536	1,381,196
資産見返繰入金戻入	63,690	15,902	16,345	256,264	4,030	22,799
受取利息	701	831	6,346	18,935	17,634	14,097
雜益	1,851	1,181	634	735	593	1,645
支出	2,386,237	2,249,694	2,150,311	2,256,251	2,090,388	2,224,673
人件費	1,264,756	1,254,740	1,130,140	1,117,672	1,057,767	954,383
事務費	1,057,791	979,052	1,003,827	1,117,773	1,028,591	1,247,491
減価償却費	16,144	15,816	16,129	19,119	3,794	17,986
雜損	—	86	216	1,687	235	4,813
固定資産除却損	47,546	—	—	—	—	—

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/148.xls>

11 船員保険

第149表 船員保険適用状況

年度末現在

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《船舶所有者数》						
普通 通 保 険	6,460	6,347	6,292	6,237	6,173	6,155
漁 船	2,628	2,550	2,516	2,483	2,461	2,451
そ の 他	3,838	3,802	3,781	3,760	3,720	3,711
失 業 保 険	4,205	4,121	4,036	3,958	3,908	3,832
《被保険者数》						
普通 通 保 険						
強 制 適 用	63,288	61,935	60,831	59,732	59,282	58,195
漁 船	23,090	21,750	20,367	19,457	18,892	18,241
そ の 他	40,198	40,185	40,464	40,275	40,390	39,954
任 意 繙 続 適 用	5,661	4,146	4,003	3,767	3,522	3,673
失 業 保 険	52,216	50,791	49,526	48,753	48,333	47,329
《被扶養者数》						
被保険者1人当たり被扶養者数	116,197	107,503	103,118	97,846	94,602	82,266
被保険者1人当たり被扶養者数	1.685	1.627	1.590	1.541	1.506	1.334
《平均標準報酬月額》						
普通 通 保 険						
強 制 適 用	386,646	383,845	381,364	383,848	395,526	398,822
漁 船	332,947	329,453	328,997	335,188	359,636	368,731
そ の 他	417,491	413,285	407,723	407,356	412,312	412,560
任 意 繙 続 適 用	325,555	329,937	323,068	321,434	315,727	320,602
失 業 保 険	410,448	407,874	406,203	408,697	419,944	424,254

(注) 船舶所有者数の「漁船」「その他」は延数である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」、一部厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/149.xls>

第150表 船員保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成21年3月末現在

標準報酬 月額 (千円)	普通保険(強制適用)			失業保険
	合計	漁船	その他	
総数	58,195	18,241	39,954	47,329
58	105	45	60	32
68	50	31	19	5
78	60	45	15	7
88	104	71	33	19
98	878	527	351	207
104	164	110	54	44
110	208	177	31	21
118	296	252	44	177
126	266	217	49	96
134	286	252	34	96
142	236	218	18	114
150	879	600	279	325
160	282	228	54	107
170	513	326	187	241
180	978	617	361	584
190	588	381	207	267
200	1,761	902	859	966
220	1,532	809	723	965
240	2,016	748	1,268	1,383
260	2,464	897	1,567	1,846
280	2,462	765	1,697	2,021
300	3,798	979	2,819	3,131
320	2,556	604	1,952	2,226
340	2,916	773	2,143	2,573
360	3,229	721	2,508	2,861
380	3,811	797	3,014	3,441
410	4,424	797	3,627	4,078
440	3,789	676	3,113	3,531
470	3,163	556	2,607	2,940
500	2,839	534	2,305	2,607
530	2,240	447	1,793	2,064
560	1,781	428	1,353	1,619
590	1,486	377	1,109	1,369
620	1,058	321	737	943
650	805	244	561	699
680	655	198	457	569
710	609	212	397	516
750	516	200	316	454
790	322	141	181	268
830	314	129	185	264
880	283	124	159	249
930	166	56	110	155
980	201	82	119	187
1,030	114	50	64	109
1,090	129	53	76	121
1,150	77	56	21	71
1,210	786	468	318	761

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/150.xls>

第151表 船員保険疾病部門給付決定状況

(単位 金額:千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合計	件数 1,644,520	1,586,760	1,586,657	1,579,993	1,557,417	1,537,280
被保険者分	金額 26,527,390	25,379,268	25,539,753	24,893,437	25,471,344	25,267,471
診療費	件数 594,798	570,184	566,828	564,308	561,647	557,917
	金額 14,173,773	13,531,100	13,365,444	12,888,658	13,167,816	13,076,260
	件数 422,392	401,658	396,216	388,824	383,738	378,247
	日数 1,019,783	940,876	894,273	856,084	824,677	800,294
	金額 8,639,179	8,136,583	7,922,287	7,455,294	7,687,954	7,547,428
薬剤支給	件数 141,712	138,921	141,557	145,513	148,828	150,560
	枚数 186,458	179,329	179,944	182,719	184,508	184,434
	金額 988,504	995,464	1,064,633	1,089,814	1,167,978	1,200,971
入院時食事療養費	件数 12,400	11,408	10,609	10,218	9,990	9,597
(標準負担額差額支給除く)	回数 169,220	153,172	136,855	349,013	346,041	327,583
	金額 301,787	276,678	253,448	192,693	187,341	177,558
訪問看護療養費	件数 35	37	19	26	36	43
	日数 348	397	245	227	317	263
	金額 3,005	3,309	1,705	1,831	2,872	2,560
入院時食事療養・生活療養費	件数 1	1	1	—	—	—
(標準負担額差額支給)	回数 13	24	32	—	—	—
	金額 2	3	4	—	—	—
療養費	件数 13,932	13,842	13,724	14,476	14,496	14,967
	金額 165,593	168,674	170,374	179,982	160,534	149,447
移送費	件数 34	26	22	18	12	15
	金額 22,018	5,248	3,982	6,843	3,227	7,145
高額療養費	件数 2,258	2,071	1,851	2,102	1,401	898
	金額 265,052	273,371	239,714	265,936	164,541	81,170
傷病手当金	件数 14,142	13,355	13,141	13,086	12,875	12,927
	(5,588)	(5,320)	(5,375)	(5,307)	(5,114)	(5,131)
	日数 443,982	418,952	409,221	416,126	412,978	418,846
	(176,395)	(165,902)	(167,936)	(170,309)	(165,306)	(165,199)
	金額 3,593,351	3,480,840	3,503,423	3,519,707	3,604,654	3,732,628
	(1,744,859)	(1,669,701)	(1,789,235)	(1,792,508)	(1,738,512)	(1,762,177)
葬祭料	件数 272	246	256	234	252	243
	金額 185,721	177,348	188,301	163,162	182,670	168,143
	(30,853)	(38,748)	(43,253)	(39,330)	(55,270)	(37,531)
出産育児一時金	件数 6	10	12	10	3	11
	金額 1,800	3,000	3,600	3,200	1,050	3,940
出産手当金	件数 14	17	29	19	6	6
	日数 1,504	2,225	2,519	2,022	923	1,177
	金額 7,761	10,582	13,971	10,197	4,995	5,270
被扶養者分	件数 1,032,065	984,247	971,497	950,933	918,230	900,407
	金額 11,951,274	11,116,461	11,119,224	10,628,089	10,671,931	10,520,572
診療費	件数 734,755	693,682	678,611	654,632	626,150	609,892
	日数 1,545,242	1,422,323	1,361,457	1,284,920	1,212,112	1,164,495
	金額 9,069,053	8,337,141	8,278,828	7,811,951	8,017,029	8,133,337
薬剤支給	件数 270,813	264,246	266,138	268,353	265,657	265,452
	枚数 396,553	380,210	375,356	374,727	368,277	361,438
	金額 1,391,968	1,350,733	1,399,013	1,402,495	1,459,108	1,505,965
入院時食事療養費	件数 12,395	10,866	10,601	10,099	9,570	9,332
(標準負担額差額支給除く)	回数 157,493	141,104	132,987	342,883	326,027	320,915
	金額 216,208	196,513	186,773	137,235	129,386	127,596

第4節・社会保険関係

訪問看護療養費	件数	187	204	255	325	338	341
日数	896	1,053	1,461	2,083	1,928	2,097	
金額	6,002	7,105	9,725	13,562	12,566	14,668	
入院時食事療養・生活療養費	件数	—	1	1	7	3	2
(標準負担額差額支給)	回数	—	92	86	2,463	160	59
金額	—	26	11	229	11	8	
療養費	件数	20,718	20,688	20,827	21,996	22,002	21,835
金額	124,133	126,403	119,690	126,709	130,891	124,658	
移送費	件数	4	3	5	—	3	4
金額	46	128	276	—	35	70	
高額療養費	件数	3,576	3,549	3,786	3,760	2,359	1,573
金額	340,198	345,600	359,036	353,244	201,832	114,735	
家族葬祭料	件数	784	773	774	768	658	213
金額	435,266	422,512	435,872	431,414	350,174	110,915	
家族出産育児一時金	件数	1,228	1,101	1,100	1,092	1,060	1,095
金額	368,400	330,300	330,000	351,250	370,900	388,620	
高齢受給者分(一般)	件数	15,632	29,362	43,773	58,582	70,299	71,760
金額	302,158	605,732	904,770	1,166,141	1,421,744	1,482,148	
診療費	件数	11,087	20,671	30,609	40,263	47,916	48,617
日数	29,830	56,479	81,556	103,957	122,766	125,579	
金額	247,019	498,434	734,544	937,171	1,130,967	1,206,808	
薬剤支給	件数	4,545	8,691	13,150	18,303	22,360	23,106
枚数	7,400	13,673	19,831	27,332	32,824	33,323	
金額	49,535	94,133	150,827	208,102	264,887	245,538	
入院時食事療養・生活療養費	件数	280	564	827	1,126	1,347	1,458
(標準負担額差額支給除く)	回数	3,841	8,658	12,549	47,207	58,749	63,969
金額	5,603	13,165	18,892	19,922	24,494	27,634	
訪問看護療養費	件数	•	•	14	16	23	37
日数	•	•	59	117	180	271	
金額	•	•	507	947	1,395	2,168	
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数	1,596	2,507	4,013	5,442	6,730	6,678
金額	44,040	61,935	81,303	131,498	119,203	148,740	
診療費	件数	1,207	1,873	2,865	3,769	4,675	4,584
日数	3,526	5,314	6,807	8,586	10,295	10,648	
金額	39,058	54,684	69,808	114,032	98,067	126,039	
薬剤支給	件数	389	634	1,148	1,673	2,055	2,094
枚数	588	1,000	1,631	2,261	2,777	2,809	
金額	3,744	5,575	9,817	15,529	19,307	20,106	
入院時食事療養・生活療養費	件数	56	66	81	124	117	134
(標準負担額差額支給除く)	回数	703	1,007	1,066	4,209	4,016	5,225
金額	1,239	1,676	1,677	1,937	1,829	2,595	
世帯合算高額療養費	件数	429	460	546	728	511	518
金額	56,146	64,040	69,013	79,050	90,651	39,751	

(注) 1 () 内の数字は職務上(再掲)を示す。

2 被保険者分及び被扶養者分の「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給)」「療養費」「移送費」「高額療養費」「傷病手当金」「(家族)葬祭料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、高齢受給者分が含まれている。

3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」及び「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数及び回数は診療費の再掲であり、件数及び日数の合計には含まれていない。

4 「入院時食事療養費」及び「入院時食事療養・生活療養費」の回数は、平成18年度以降であり、平成17年度以前は日数である。

5 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。

6 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

7 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

資料: 平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/151.xls>

第152表 船員保険疾病部門診療費決定状況

(単位 金額: 千円)

区分		平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
被保険者分	件数	422,392	401,658	396,216	388,824	383,738	378,247
	日数	1,019,783	940,876	894,273	856,084	824,677	800,294
	金額	8,639,179	8,136,583	7,922,287	7,455,294	7,687,954	7,547,428
一般診療	件数	341,334	324,182	318,335	314,394	312,890	306,964
	日数	805,214	739,911	695,167	672,090	653,070	628,795
入院	件数	14,040	12,854	11,931	11,442	11,181	10,718
	日数	201,610	181,677	161,967	152,657	149,065	140,231
入院外	件数	4,269,460	6,854,920	6,668,440	6,391,735	6,779,526	6,618,586
	日数	4,269,620	4,010,891	3,816,031	3,623,836	4,030,969	3,955,631
	金額	327,294	311,328	306,404	302,952	301,709	296,246
歯科診療	件数	603,604	558,234	533,200	519,433	504,005	488,564
	日数	2,998,840	2,844,029	2,852,409	2,767,899	2,748,557	2,662,955
	金額	81,058	77,476	77,881	74,430	70,848	71,283
	日数	214,569	200,965	199,106	183,994	171,607	171,499
被扶養者分	件数	1,370,720	1,281,663	1,253,846	1,063,559	908,429	928,843
	日数	734,755	693,682	678,611	654,632	626,150	609,892
一般診療	件数	1,545,242	1,422,323	1,361,457	1,284,920	1,212,112	1,164,495
	日数	9,069,053	8,337,141	8,278,828	7,811,951	8,017,029	8,133,337
	金額	613,803	576,646	562,645	543,684	520,986	506,419
	日数	1,257,438	1,153,072	1,099,129	1,039,280	980,964	941,292
入院	件数	7,910,837	7,261,710	7,226,724	6,842,151	7,093,626	7,208,720
	日数	13,582	11,948	11,783	11,117	10,512	10,415
入院外	件数	176,830	158,099	150,875	138,353	131,040	131,280
	日数	3,290,578	2,941,722	2,963,265	2,807,510	3,085,665	3,261,189
	金額	600,221	564,698	550,862	532,567	510,474	496,004
歯科診療	件数	1,080,608	994,973	948,254	900,927	849,924	810,012
	日数	4,620,259	4,319,988	4,263,459	4,034,641	4,007,961	3,947,531
	金額	120,952	117,036	115,966	110,948	105,164	103,473
	日数	287,804	269,251	262,328	245,640	231,148	223,203
高齢受給者分(一般)	件数	1,158,215	1,075,431	1,052,104	969,801	923,403	924,616
	日数	11,087	20,671	30,609	40,263	47,916	48,617
	金額	29,830	56,479	81,556	103,957	122,766	125,579
一般診療	件数	247,019	498,434	734,544	937,171	1,130,967	1,206,808
	日数	10,237	19,017	28,078	37,247	44,048	44,652
	金額	27,588	52,127	74,923	95,938	113,109	115,635
入院	件数	232,815	469,826	690,755	886,088	1,071,512	1,148,966
	日数	293	594	880	1,191	1,396	1,528
入院外	件数	4,261	9,534	13,956	18,516	22,378	24,435
	日数	108,558	241,461	354,101	452,070	566,749	645,217
歯科診療	件数	9,944	18,423	27,198	36,056	42,652	43,124
	日数	23,327	42,593	60,967	77,422	90,731	91,200
	金額	124,257	228,365	336,654	434,018	504,763	503,749
	日数	850	1,654	2,531	3,016	3,868	3,965
	金額	2,242	4,352	6,633	8,019	9,657	9,944
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数	14,205	28,608	43,789	51,082	59,456	57,842
	日数	1,207	1,873	2,865	3,769	4,675	4,584
	金額	3,526	5,314	6,807	8,586	10,295	10,648
一般診療	件数	39,058	54,684	69,808	114,032	98,067	126,039
	日数	1,055	1,644	2,495	3,334	4,059	3,905
	金額	3,102	4,689	5,863	7,511	8,815	9,030
入院	件数	36,562	50,943	64,715	107,851	90,839	117,714
	日数	57	73	85	128	124	153
入院外	件数	782	1,201	1,146	1,713	1,568	2,271
	日数	24,985	31,843	35,722	75,429	50,293	78,008
歯科診療	件数	998	1,571	2,410	3,206	3,935	3,752
	日数	2,320	3,488	4,717	5,798	7,247	6,759
	金額	11,577	19,100	28,993	32,422	40,546	39,706
	日数	152	229	370	435	616	679
	金額	424	625	944	1,075	1,480	1,618
	日数	2,496	3,740	5,093	6,180	7,228	8,325

(注) 1 被保険者分及び被扶養者分は、高齢受給者分を除く。

2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

3 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

資料: 平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/152.xls>

第153表 船員保険疾病部門給付諸率

(単位 金額: 円)

区分		平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《被保険者分》							
診 療 費	1000人当件数	6,013.37	6,041.33	6,064.99	6,105.16	6,127.78	6,125.28
	1 件 当 日 数	2.41	2.34	2.26	2.20	2.15	2.12
	1 件 当 金 額	20,453	20,257	19,995	19,174	20,034	19,954
	1 人 当 金 額	122,991	122,382	121,269	117,060	122,766	122,222
一 般 診 療	1000人当件数	4,859.40	4,876.02	4,872.87	4,936.47	4,996.41	4,970.92
	1 件 当 日 数	2.36	2.28	2.18	2.14	2.09	2.05
	1 件 当 金 額	21,294	21,145	20,948	20,330	21,667	21,561
	1 人 当 金 額	103,477	103,105	102,076	100,360	108,259	107,180
入 院	1000人当件数	199.88	193.34	182.63	179.66	178.55	173.57
	1 件 当 日 数	14.36	14.13	13.58	13.34	13.33	13.08
	1 件 当 金 額	304,104	312,034	319,842	316,713	360,520	369,064
	1 人 当 金 額	60,784	60,328	58,413	56,900	64,369	64,057
入 院 外	1000人当件数	4,659.51	4,682.68	4,690.21	4,756.83	4,817.89	4,797.36
	1 件 当 日 数	1.84	1.79	1.74	1.71	1.67	1.65
	1 件 当 金 額	9,163	9,135	9,309	9,136	9,110	8,989
	1 人 当 金 額	42,693	42,777	43,663	43,460	43,891	43,123
歯 科 診 療	1000人当件数	1,153.98	1,165.32	1,192.15	1,168.67	1,131.35	1,154.35
	1 件 当 日 数	2.65	2.59	2.56	2.47	2.42	2.41
	1 件 当 金 額	16,910	16,543	16,100	14,289	12,822	13,030
	1 人 当 金 額	19,514	19,277	19,193	16,700	14,506	15,042
傷 病 手 当 金	1000人当件数	199.50	198.91	198.72	202.65	202.53	206.07
	1 人 当 日 数	6.26	6.24	6.19	6.44	6.50	6.68
	1 件 当 金 額	254,091	260,639	266,602	268,967	279,973	289
葬 祭 料	1000人当件数	3.84	3.66	3.87	3.62	3.96	3.87
出 産 手 当 金	1000人当件数	0.20	0.25	0.44	0.29	0.09	0.10
	1 件 当 金 額	554,348	622,497	481,768	536,685	832,568	878,312
《被扶養者分》							
診 療 費	1000人当件数	7,026.53	7,170.01	7,328.96	7,456.75	7,441.72	7,548.37
	1 件 当 日 数	2.10	2.05	2.01	1.96	1.94	1.91
	1 件 当 金 額	12,343	12,019	12,200	11,933	12,804	13,336
	1 人 当 金 額	86,728	86,174	89,411	88,984	95,281	100,663
一 般 診 療	1000人当件数	5,869.84	5,960.29	6,076.54	6,192.94	6,191.82	6,267.72
	1 件 当 日 数	2.05	2.00	1.95	1.91	1.88	1.86
	1 件 当 金 額	12,888	12,593	12,844	12,585	13,616	14,235
	1 人 当 金 額	75,652	75,058	78,048	77,937	84,306	89,219
入 院	1000人当件数	129.89	123.50	127.26	126.63	124.93	128.90
	1 件 当 日 数	13.02	13.23	12.80	12.45	12.47	12.60
	1 件 当 金 額	242,275	246,210	251,486	252,542	293,537	313,124
	1 人 当 金 額	31,468	30,406	32,003	31,980	36,673	40,362
入 院 外	1000人当件数	5,739.97	5,836.81	5,949.28	6,066.33	6,066.92	6,138.83
	1 件 当 日 数	1.80	1.76	1.72	1.69	1.66	1.63
	1 件 当 金 額	7,698	7,650	7,740	7,576	7,851	7,959
	1 人 当 金 額	44,184	44,652	46,045	45,958	47,634	48,857
歯 科 診 療	1000人当件数	1,156.68	1,209.70	1,252.43	1,263.78	1,249.86	1,280.64
	1 件 当 日 数	2.38	2.30	2.26	2.21	2.20	2.16
	1 件 当 金 額	9,576	9,189	9,073	8,741	8,781	8,936
	1 人 当 金 額	11,076	11,116	11,363	11,047	10,975	11,444
家 族 葬 祭 料	1000人当件数	6.60	7.03	7.34	7.68	6.86	2.56

《高齢受給者分（一般）》										
診	療	費	1000人当件数	15,299.45	15,526.54	15,839.07	16,143.95	16,252.81	16,783.29	
			1件当日数	2.69	2.73	2.66	2.58	2.56	2.58	
			1件当金額	22,280	24,113	23,998	23,276	23,603	24,823	
			1人当金額	340,873	374,387	380,100	375,770	383,617	416,608	
入	院		1000人当件数	404.32	446.17	455.37	477.55	473.51	527.49	
			1件当日数	14.54	16.05	15.86	15.55	16.03	15.99	
			1件当金額	370,505	406,500	402,388	379,572	405,980	422,262	
			1人当金額	149,804	181,368	183,235	181,263	192,238	222,738	
入	院	外	1000人当件数	13,722.17	13,838.01	14,074.00	14,457.10	14,467.30	14,887.03	
			1件当日数	2.35	2.31	2.24	2.15	2.13	2.11	
			1件当金額	12,496	12,396	12,378	12,037	11,834	11,681	
			1人当金額	171,467	171,531	174,206	174,025	171,212	173,902	
歯	科	診	療	1000人当件数	1,172.95	1,242.36	1,309.70	1,209.30	1,312.00	1,368.78
			1件当日数	2.64	2.63	2.62	2.66	2.50	2.51	
			1件当金額	16,711	17,296	17,301	16,937	15,371	14,588	
			1人当金額	19,602	21,488	22,659	20,482	20,167	19,968	
《高齢受給者分（一定以上所得者）》										
診	療	費	1000人当件数	13,288.07	13,128.50	15,839.07	14,440.61	14,571.43	14,625.90	
			1件当日数	2.92	2.84	2.66	2.28	2.20	2.32	
			1件当金額	32,359	29,196	23,998	30,255	20,977	27,495	
			1人当金額	429,991	383,298	380,100	436,902	305,662	402,144	
入	院		1000人当件数	627.52	511.68	455.37	490.42	386.49	488.17	
			1件当日数	13.72	16.45	15.86	13.38	12.65	14.84	
			1件当金額	438,338	436,210	402,388	589,287	405,587	509,857	
			1人当金額	275,067	223,201	183,235	288,999	156,757	248,896	
入	院	外	1000人当件数	10,987.16	11,011.68	14,074.00	12,283.52	12,264.94	11,971.28	
			1件当日数	2.32	2.22	2.24	1.81	1.84	1.80	
			1件当金額	11,600	12,158	12,378	10,113	10,304	10,583	
			1人当金額	127,449	133,881	174,206	124,224	126,376	126,687	
歯	科	診	療	1000人当件数	1,673.39	1,605.14	1,309.70	1,666.67	1,920.00	2,166.45
			1件当日数	2.79	2.73	2.62	2.47	2.40	2.38	
			1件当金額	16,419	16,333	17,301	14,208	11,734	12,260	
			1人当金額	27,475	26,216	22,659	23,680	22,529	26,561	

(注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。

2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。

3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人を含む総数で計算している。

4 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。

5 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

6 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

7 平成20年度の平均被保険者数：61,752人（70歳未満）、62,730人（総数）

平成20年度の平均被扶養者数：80,798人（70歳未満）、83,222人（総数）

平成20年度の平均加入者数：2,897人（高齢（一般））、313人（高齢（一定以上所得者））

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/153.xls>

第154表 船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 人員 金額	67 142,022	73 152,163	85 201,668	82 189,977	75 180,088	74 171,687
障 害 年 金 人員 金額	26 63,248	20 42,812	24 55,815	15 39,218	9 23,119	14 32,821
遺 族 年 金 人員 金額	41 78,774	53 109,350	61 145,854	67 150,760	66 156,969	60 138,866

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 人員 金額	2,027 4,190,491	2,067 4,262,954	2,127 4,383,451	2,172 4,512,262	2,212 4,619,139	2,246 4,712,903
障 害 年 金 人員 金額	509 1,084,064	518 1,100,981	530 1,125,401	533 1,146,037	530 1,145,401	527 1,138,328
遺 族 年 金 人員 金額	1,518 3,106,427	1,549 3,161,973	1,597 3,258,050	1,639 3,366,224	1,682 3,473,737	1,719 3,574,576

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/154.xls>

第155表 船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計 件数 金額	98 330,173	100 409,254	90 324,066	91 403,280	76 305,855	76 293,269
障 害 手 当 金 件数 金額	93 285,173	88 285,774	81 257,563	80 291,553	70 224,355	65 178,643
遺 族 一 時 金 件数 金額	5 45,000	9 100,080	7 57,312	7 64,181	6 81,500	9 99,043
その他の一時金 件数 金額	— —	3 23,400	2 9,191	4 47,546	— —	2 15,583

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/155.xls>

第156表 船員保険年金部門（職務上）1人当たり金額

(i) 年金

(単位 円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
新 規 裁 定 分 障 害 年 金 遺 族 年 金 年 度 末 現 在 障 害 年 金 遺 族 年 金	2,119,727 2,432,612 1,921,312 2,067,337 2,129,792 2,046,395	2,084,419 2,140,630 2,063,208 2,062,387 2,125,445 2,041,300	2,372,566 2,325,604 2,391,043 2,060,861 2,123,398 2,040,107	2,316,795 2,614,507 2,250,143 2,080,027 2,162,763 2,053,828	2,401,173 2,568,733 2,378,324 2,088,218 2,161,135 2,064,982	2,320,091 2,344,357 2,314,428 2,098,354 2,160,013 2,079,451

資料：平成19年度以前は社会保険庁調べ、平成20年度は厚生労働省年金局調べ

(ii) 一時金

(単位 円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	3,369,108	4,092,537	3,600,731	4,431,646	4,024,409	3,858,800
障 害 手 当 金	3,066,372	3,247,428	3,179,794	3,644,408	3,205,067	2,748,351
遺 族 一 時 金	9,000,000	11,120,000	8,187,429	9,168,686	13,583,400	11,004,800
その他の一時金	—	7,800,000	4,595,250	11,886,590	—	7,791,402

(注) 「その他の一時金」は、障害年金差額一時金、遺族年金差額一時金、障害差額一時金、遺族前払一時金の合計である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/156.xls>

第157表 船員保険失業部門給付決定状況

(単位 金額 : 千円)

区分		平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合	計 件数	27,418	19,704	17,047	14,982	10,858	10,661
	金額	4,669,448	3,090,588	2,593,922	2,324,197	1,679,291	1,671,858
失業保険金	件数	24,400	17,283	14,522	12,734	9,035	8,803
	日数	560,871	392,205	327,057	290,297	198,246	194,593
	金額	4,051,500	2,614,813	2,170,664	1,908,737	1,304,933	1,265,775
傷病給付金	件数	116	98	69	63	40	36
	日数	3,109	2,653	2,159	1,770	1,181	995
	金額	23,210	17,599	14,498	10,991	7,834	6,360
技能習得手当							
受講手当	件数	739	550	539	499	363	275
	日数	14,061	10,267	10,177	10,123	7,327	5,206
	金額	7,674	5,563	5,485	5,456	3,928	2,630
通所手当	件数	500	386	352	335	228	174
	月数	581	410	366	626	438	272
	金額	5,831	3,652	2,943	3,566	2,303	1,979
教育訓練給付金	件数	232	75	405	176	124	126
	金額	38,118	6,173	17,350	9,210	6,255	3,578
寄宿手当	件数	96	63	69	67	39	47
	日数	3,163	1,759	2,029	1,844	1,337	1,329
	金額	1,117	622	746	648	475	478
就業手当	件数	132	149	114	120	46	48
	金額	9,139	9,369	6,142	7,095	1,969	2,883
再就職手当	件数	851	768	766	767	593	593
	日数	·	·	·	·	·	·
	金額	248,338	218,539	208,674	209,593	167,260	170,082
高齢求職者給付金	件数	852	718	563	556	618	733
	日数	44,325	35,615	27,950	27,924	30,717	36,431
	金額	284,522	214,258	167,420	168,901	184,335	218,092
移転に要する費用	件数	114	84	126	60	70	46
	金額	7,603	5,123	7,375	3,771	4,387	2,795
失業保険金	年度末受給資格者	1,617	1,112	1,051	923	740	964
	1000人当失業者数	30.20	24.13	21.02	21.21	16.69	18.04
	1件当日数	22.99	22.69	22.52	22.80	21.94	22.11
	1日当金額	7,224	6,667	6,637	6,575	6,582	6,505
	1件当金額	166,045	151,294	149,474	149,893	144,431	143,789
傷病給付金	1件当日数	26.80	27.07	31.29	28.10	29.53	27.64
	1日当金額	7,465	6,634	6,715	6,210	6,633	6,392
	1件当金額	200,083	179,586	210,112	174,458	195,842	176,668
受講手当	1件当日数	19.03	18.67	18.88	20.29	20.18	18.93
	1日当金額	546	542	539	539	536	505
	1件当金額	10,384	10,114	10,177	10,934	10,820	9,564
寄宿手当	1件当日数	32.95	27.92	29.41	27.52	34.28	28.28
	1日当金額	353	353	368	352	355	360
	1件当金額	11,637	9,866	10,812	9,675	12,172	10,174

(注) 1 「通所手当」の件数は、「受講手当」の支給と併せて支給を受けた件数を示し、件数の合計には含まれていない。
また、「通所手当」の日数は、月数を示す。

2 「移転に要する費用」は、合計には含まれていない。

3 失業保険金「年度末受給資格者」は、平成17年度以前は「月末受給人員(年間平均)」である。

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/157.xls>

第158表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
収	入	76,226,359	72,478,895	71,378,711	68,903,693	67,937,176
保	料	68,225,336	65,176,486	63,920,983	62,113,469	61,518,985
疾	給	付	47,085,952	41,348,484	40,455,309	39,315,663
医	療	分	44,301,274	38,188,182	37,381,853	36,374,055
介	護	分	2,784,678	3,160,302	3,073,456	2,941,608
年	金	給	付	10,585,450	13,799,703	13,649,631
失	業	給	付	5,750,423	5,458,464	5,311,740
そ	の	他	4,803,511	4,569,835	4,504,303	4,388,000
福	祉	施	設	4,121,600	3,917,387	3,860,853
業	務	取	扱	681,911	652,448	643,450
利	子				3,761,143	626,857
国	庫	負	担	1,954,179	1,530,761	1,651,862
疾	病	給	付	5,406,559	4,890,935	4,280,143
年	金	給	付	3,000,000	3,000,000	3,000,000
失	業	給	付	20,165	19,002	18,058
事	務	費	1,327,839	860,136	331,274	312,899
積	立	金	よ	り受	入	111,803
そ	の	他	の	受	入	729,023
厚	生	保	険	特	会	業務勘定より受入
雜	收	入	232,588	233,566	563,942	160,564
前	年	度	剩	余	金	14,577
支	出	73,117,772	66,850,492	63,681,384	63,449,733	63,279,413
保	險	給	付	35,495,593	32,673,383	31,879,213
疾	病	給	付	26,827,363	25,534,165	25,110,156
年	金	給	付	3,928,149	4,005,684	4,144,304
失	業	給	付	4,740,080	3,133,534	2,624,753
前	期	高	齢	者	納	付
後	期	高	齢	者	支	援
老	人	保	健	持	出	金
退	職	者	給	付	拠	出
病	床	転	換	支	援	金
介	護	納	付	2,963,892	3,293,485	3,032,339
福	祉	事	業	4,051,253	3,569,860	3,693,589
事	務	費	1,950,713	1,753,895	1,639,789	1,552,211
そ	の	他	の	支	出	1,290,283
諸	支	出	13,661,392	13,359,577	12,934,363	12,560,609
厚	生	保	険	特別	会計	児童手当勘定へ繰入
収	支	差	引	剩	余	0
翌	年	度	へ	繰	越	29
積	立	金	へ	繰	入	0
積	立	金	か	ら	補	足
年	度	末	現	在	積	立
			106,857,521	111,963,539	119,361,394	124,686,629
					129,286,793	133,276,547

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」、一部厚生労働省年金局調べ

第159表 船員保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
徴 収 決 定 額	74,886,178	71,055,897	69,440,789	67,053,506	65,930,002	65,593,876
前 年 度 か ら の 繰 越 額	6,038,559	6,016,479	5,405,068	4,952,784	4,357,303	4,085,728
本 年 度 分	68,847,619	65,039,418	64,035,721	62,100,722	61,572,699	61,508,148
収 納 済 額	68,225,336	65,176,486	63,920,983	62,113,469	61,518,985	61,189,636
不 納 欠 損 額	643,999	471,899	568,763	582,735	324,960	340,193
収 納 未 济 額	6,016,843	5,407,511	4,951,044	4,357,303	4,086,058	4,064,048
収 納 率 (%)	91.1	91.7	92.1	92.6	93.3	93.3

資料：平成19年度以前は社会保険庁「事業年報」、平成20年度は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/159.xls>

12 雇用保険

第160表 雇用保険適用状況

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《一般、高年齢及び短期雇用特例被保険者関係》						
適用事業所数	2,005,579	2,000,557	2,001,152	2,012,349	2,024,722	2,020,686
新規加入	81,281	83,042	87,966	95,295	100,285	84,877
廃止脱退	95,967	89,308	88,904	85,525	89,461	90,410
被保険者数	33,939,485	34,602,550	35,233,937	36,150,645	37,249,239	37,303,500
資格取得者数	594,837	627,660	645,540	686,839	688,262	619,837
資格喪失者数	568,005	571,839	592,423	609,833	596,051	614,685
《日雇労働被保険者関係》						
被保険者数	35,161	31,872	28,434	25,057	24,298	24,613

(注) 1 「適用事業所数」「被保険者数」は、年度末現在。

2 「資格取得者数」「資格喪失者数」は、年度平均。

3 日雇労働被保険者関係の「被保険者数」は、日雇労働被保険者手帳交付数より推計。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/160.xls>

第161表 労働保険保険料徴収状況(雇用勘定)

(単位：千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
徴収決定済額	2,613,509,178	2,967,717,229	3,061,238,352	2,474,167,639	2,497,082,836	1,809,157,156
収納済歳入額	2,560,572,966	2,914,799,484	3,007,285,628	2,421,817,723	2,442,099,769	1,759,267,667
不納欠損額	4,102,621	4,124,635	4,102,579	4,793,175	6,152,160	4,705,377
収納未済歳入額	48,833,592	48,793,110	49,850,145	47,556,740	48,830,907	45,184,113
収納率(%)	98.0	98.2	98.2	97.9	97.8	97.2
日本郵政公社より受入	625,757	577,960	524,212	506,375	475,840	425,795

資料：厚生労働省職業安定局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/161.xls>

第162表 雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）

平成21年3月現在

区分	総数	4人以下	5~29人	30~99人	100~499人	500人以上
《事業所数》						
合 計	2,020,686	1,215,738	618,397	126,706	51,114	8,731
農 業	10,927	7,398	3,128	328	73	0
林 業	2,657	1,562	908	173	14	0
漁 業	2,275	1,647	574	44	7	3
鉱 業	3,022	1,510	1,300	182	27	3
建 設 業	305,211	205,872	89,934	7,547	1,636	222
製 造 業	327,716	164,040	115,706	32,318	13,432	2,220
電気・ガス・熱供給・水道業	1,950	897	601	232	131	89
情 報 通 信 業	52,979	29,036	16,470	4,734	2,271	468
運 輸 業	74,641	25,872	32,716	11,283	4,193	577
卸 売・小 売 業	399,217	254,401	114,145	20,753	8,270	1,648
金 融・保 険 業	24,337	11,561	8,185	2,650	1,465	476
不 動 産 業	41,749	31,308	8,477	1,350	505	109
飲 食 店・宿 泊 業	84,178	59,637	19,715	3,426	1,180	220
医 療・福 祉	197,190	105,977	68,084	15,711	6,767	651
教 育・学 習 支 援 業	30,170	14,243	12,119	2,603	986	219
複 合 サ ー ビ ス 業	35,054	20,160	12,170	1,536	994	194
サ ー ビ ス 業	410,409	271,713	108,850	20,370	8,033	1,443
公 務	14,852	7,414	4,793	1,371	1,092	182
分 類 不 能	2,152	1,490	522	95	38	7
《被保険者数》						
合 計	37,303,500	2,051,601	6,867,640	6,635,537	10,248,974	11,499,748
農 業	73,297	11,403	32,995	16,265	12,634	0
林 業	22,574	2,408	9,907	8,492	1,767	0
漁 業	13,086	1,803	6,171	1,886	1,063	2,163
鉱 業	33,990	2,570	15,092	8,656	5,242	2,430
建 設 業	2,153,066	329,433	906,559	365,976	313,103	237,995
製 造 業	8,926,605	282,633	1,378,359	1,706,611	2,668,677	2,890,325
電気・ガス・熱供給・水道業	206,496	1,599	7,785	12,934	24,729	159,449
情 報 通 信 業	1,568,727	43,436	195,309	252,890	466,573	610,519
運 輸 業	2,774,558	47,750	424,037	593,606	803,796	905,369
卸 売・小 売 業	6,940,542	415,353	1,245,503	1,070,876	1,663,866	2,544,944
金 融・保 険 業	1,385,709	18,476	112,768	137,777	348,812	767,876
不 動 産 業	463,573	46,208	88,492	68,732	100,520	159,621
飲 食 店・宿 泊 業	1,008,310	87,232	212,743	175,370	230,991	301,974
医 療・福 祉	3,720,484	229,349	741,871	861,608	1,313,091	574,565
教 育・学 習 支 援 業	808,115	24,008	152,016	137,110	194,923	300,058
複 合 サ ー ビ ス 業	622,775	47,056	104,509	79,545	230,639	161,026
サ ー ビ ス 業	6,003,615	446,396	1,172,154	1,055,963	1,629,012	1,700,090
公 務	549,070	12,177	55,665	76,492	232,327	172,409
分 類 不 能	28,908	2,311	5,705	4,748	7,209	8,935

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/162.xls>

第163表 雇用保険給付状況

(単位 人、千円)

区分	平成18年度 (2006)			19 (2007)			20 (2008)		
	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計
失業給付計	—	—	1,270,054,257	—	—	1,250,914,923	—	—	1,342,235,526
I 一般求職者給付	—	—	905,989,036	—	—	872,248,828	—	—	924,730,942
基本手当	—	—	891,000,900	—	—	858,664,040	—	—	912,187,626
基本分	1,606,197	583,255	857,123,802	1,567,895	566,666	827,757,388	1,816,338	606,686	884,194,695
(うち短時間分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個別延長給付	—	—	—	—	—	—	—	—	—
訓練延長給付	101,578	21,538	33,739,555	88,988	19,594	30,743,499	77,648	17,812	27,847,938
広域延長給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例訓練給付	200	79	137,543	335	94	163,154	295	83	144,993
技能習得手当	—	—	11,746,519	—	—	10,066,213	—	—	8,856,397
受講手当	159,333	48,328	5,729,690	128,838	41,615	4,899,274	110,799	37,123	4,183,514
特定職種受講手当	0	0	0	0	0	0	—	—	—
通所手当	152,028	45,892	6,016,828	123,915	39,452	5,166,939	105,755	35,192	4,672,883
寄宿手当	30	19	2,457	35	25	3,164	45	34	4,532
傷病手当	9,402	1,672	3,239,160	10,279	1,812	3,515,411	10,326	1,883	3,682,387
II 高年齢求職者給付	109,877	—	23,881,507	114,024	—	24,835,189	134,569	—	29,093,706
(うち短時間分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
III 短期雇用特例求職者給付	220,509	—	54,534,408	199,512	—	41,858,170	181,924	—	35,466,946
IV 就職促進給付	—	—	65,024,754	—	—	64,455,630	—	—	63,332,077
就業手当	75,096	151,824	4,772,595	69,697	141,204	4,429,556	64,954	132,045	4,077,250
再就職手当	366,633	—	59,922,916	364,631	—	59,751,610	347,288	—	58,939,516
常用就職支度金	2,296	—	279,407	1,909	—	214,642	2,144	—	259,827
移転費	385	—	47,785	470	—	58,253	448	—	53,718
広域求職活動費	42	—	2,053	28	—	1,569	31	—	1,766
V 雇用継続給付	361,376	—	207,577,168	445,503	—	235,058,398	499,612	—	277,680,005
高年齢雇用継続給付	125,382	—	110,503,006	179,400	—	112,548,921	199,806	—	124,820,924
基本給付金	124,785	—	110,318,625	178,749	—	112,381,800	199,114	—	124,622,763
再就職給付金	597	—	184,381	651	—	167,121	692	—	198,160
育児休業給付	229,435	—	95,607,258	258,983	—	120,942,675	292,079	—	151,191,767
基本給付金	131,542	—	75,909,629	149,054	—	86,719,844	166,661	—	99,956,015
職場復帰給付金	97,893	—	19,697,629	109,929	—	34,222,832	125,418	—	51,235,752
介護休業給付	6,559	—	1,466,904	7,120	—	1,566,802	7,727	—	1,667,314
VI 日雇求職者給付	—	—	13,047,384	—	—	12,458,708	—	—	11,931,850
普通給付	—	15,103	13,046,361	—	14,259	12,457,157	—	13,566	11,931,552
第1級	—	12,251	11,140,965	—	11,535	10,612,144	—	10,910	10,098,906
第2級	—	1,780	1,304,959	—	1,746	1,284,344	—	1,772	1,299,843
第3級	—	1,115	592,510	—	1,022	551,630	—	938	516,637
第4級	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特例給付	—	5	1,023	7	2	1,551	1	0	298

(注) 1 給付額は決算値である。ただし「V雇用継続給付」については、暫定値である。

2 初回受給者数欄は、「II高年齢求職者給付」「III短期雇用特例求職者給付」「V雇用継続給付／職場復帰給付金、介護休業給付」については受給者数、「IV就職促進給付」については「就業手当」を除き支給人員数である。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/163.xls>

第164表 一般求職者給付の状況

平成20年度

区分	計(短時間を含む)	うち男	うち女
受給資格決定件数(件)	2,200,007	1,044,957	1,155,050
受給者実人員(人)	618,423	287,966	330,457
基本手当基本分(人)	606,686	282,346	324,340
一般求職者給付支給総額(円)	929,283,135,733	494,417,026,849	434,866,108,884
基本手当支給総額(円)	916,739,819,312	488,399,121,634	428,340,697,678

(注) 「支給金額」は、業務統計による暫定値である。

平成20年度

基本手当基本分	初回受給者数			受給者実人員			支給終了者数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	1,816,338	839,859	976,479	606,686	282,346	324,340	1,141,825	436,290	705,535
特定受給資格者	738,611	436,373	302,238	253,164	143,900	109,264	301,148	151,847	149,301
29歳以下	135,639	75,312	60,327	30,246	15,744	14,502	53,258	24,641	28,617
被保険者期間1年未満(90日)	27,091	14,150	12,941	5,738	2,823	2,915	10,626	4,685	5,941
1~4年 (90日)	85,140	47,963	37,177	18,343	9,777	8,567	33,331	16,084	17,247
5~9年 (120日)	21,123	12,086	9,037	5,288	2,767	2,521	7,345	3,255	4,090
10~19年 (180日)	1,468	984	484	459	289	170	416	228	188
旧法分	817	129	688	418	88	330	1,540	389	1,151
30~44歳	274,300	159,627	114,673	78,342	43,295	35,046	106,913	51,872	55,041
被保険者期間1年未満(90日)	32,900	16,932	15,968	7,287	3,588	3,701	14,526	6,623	7,903
1~4年 (90日)	119,856	66,185	53,671	26,689	14,111	12,577	52,060	25,517	26,543
5~9年 (180日)	60,263	34,473	25,790	18,916	9,911	9,005	17,060	7,908	9,152
10~19年 (210日)	14,349	9,056	5,293	5,194	2,895	2,299	3,981	1,824	2,157
10~19年 (240日)	34,751	24,318	10,433	13,651	8,767	4,884	8,404	4,790	3,614
20年以上 (240日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20年以上 (270日)	10,749	8,279	2,470	4,320	3,045	1,275	2,103	1,264	839
旧法分	1,432	384	1,048	2,286	980	1,307	8,779	3,946	4,833
45~59歳	261,964	160,312	101,652	116,350	68,501	47,849	105,565	56,528	49,037
被保険者期間1年未満(90日)	19,693	12,403	7,290	4,655	2,888	1,767	10,189	6,157	4,032
1~4年 (180日)	86,629	52,530	34,099	28,908	16,597	12,310	28,961	15,478	13,483
5~9年 (240日)	48,131	24,381	23,750	19,218	8,680	10,538	12,929	5,032	7,897
10~19年 (270日)	42,601	20,314	22,287	20,541	9,042	11,499	12,551	4,890	7,661
20年以上 (330日)	64,147	50,206	13,941	34,693	26,280	8,414	13,493	9,740	3,753
旧法分	763	478	285	8,335	5,014	3,321	27,442	15,231	12,211
60~64歳	66,708	41,122	25,586	28,228	16,360	11,868	35,412	18,806	16,606
被保険者期間1年未満(90日)	3,034	2,141	893	737	515	221	1,681	1,134	547
1~4年 (150日)	15,267	10,372	4,895	5,038	3,281	1,758	7,208	4,337	2,871
5~9年 (180日)	12,097	6,827	5,270	4,623	2,390	2,232	5,712	2,637	3,075
10~19年 (210日)	14,858	6,427	8,431	6,771	2,698	4,073	7,503	2,693	4,810
20年以上 (240日)	21,204	15,180	6,024	10,022	6,868	3,154	8,514	5,452	3,062
旧法分	248	175	73	1,038	609	429	4,794	2,553	2,241

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/164.xls>

第165表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

(単位 千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
収 入	3,057,093,508	3,423,188,357	3,416,525,205	2,738,117,733	2,812,603,399	3,317,875,180
徴収勘定より受入	2,557,462,354	2,910,817,474	2,992,869,789	2,428,197,567	2,460,653,652	1,760,494,034
一般会計より受入	427,559,000	347,039,000	196,129,500	119,869,500	161,188,500	589,513,500
運用収入	1,541,823	2,906,795	13,072,307	35,585,264	56,264,815	60,342,268
積立金より受入	—	—	—	—	—	538,910,997
雇用安定資金より受入	—	—	—	—	—	225,906,438
雑 収 入	19,500,425	11,203,641	10,787,029	8,570,833	10,870,610	15,876,617
前年度繰越資金受入	51,029,906	151,221,447	203,025,665	127,999,879	111,142,549	126,831,326
独立行政法人納付金	—	—	640,916	17,894,790	12,483,272	—
支 出	1,985,513,985	1,898,679,766	1,878,195,320	1,829,869,996	2,028,744,458	3,127,291,774
中小企業退職金共済等事業費	—	—	—	—	6,175,073	5,491,615
労使関係安定形成促進費	—	—	—	—	477,039	447,943
個別労働紛争対策費	—	—	—	—	560,477	627,117
職業紹介事業等実施費	—	—	—	—	39,187,667	59,361,365
地域雇用機会創出等対策費	—	—	—	—	288,916,998	700,916,146
高齢者等雇用安定・促進費	—	—	—	—	72,025,975	80,655,389
失業等給付費	1,467,187,256	1,377,171,117	1,280,278,909	1,259,799,949	1,349,592,338	1,980,506,363
職業能力開発強化費	—	—	—	—	38,652,311	54,681,732
若年者等職業能力開発支援費	—	—	—	—	6,563,115	9,912,404
障害者職業能力開発支援費	—	—	—	—	906,843	1,351,915
技能承継・振興推進費	—	—	—	—	1,374,582	1,565,990
男女均等雇用対策費	—	—	—	—	11,660,348	13,301,888
業務取扱費	82,781,579	81,630,842	81,188,595	84,775,965	83,814,088	93,561,755
施設整備費	7,845,088	3,222,326	4,023,457	4,272,392	3,893,538	3,681,052
雇用安定等事業費	270,613,288	254,933,479	248,471,990	217,738,568	—	—
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費等	18,442,557	18,032,299	17,655,328	17,130,421	16,747,812	16,944,273
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費等	2,929,875	2,790,469	2,757,414	2,567,220	2,490,852	2,419,372
独立行政法人雇用・能力開発機構運営費等	96,255,877	91,634,356	87,710,060	81,006,710	78,418,672	74,396,423
徴収勘定へ繰入	33,488,949	33,053,835	33,767,408	32,767,988	27,286,729	27,469,032
雇用安定資金へ繰入	5,969,515	36,211,043	122,342,159	129,810,784	—	—
収支差引残	1,071,579,523	1,524,508,592	1,538,329,885	908,247,737	783,858,941	190,583,406

(注) 平成16年度以降の「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費等」「独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費等」「独立行政法人雇用・能力開発機構運営費等」には、施設整備費を含む。

資料：財務省主計局「特別会計決算参考書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/165.xls>

13 労働者災害補償保険

第166表 労働者災害補償保険適用状況

年度末現在

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
適用事業場数	2,627,510	2,630,805	2,642,570	2,642,607	2,632,696	2,621,343
新規加入	264,144	272,779	916,853	282,490	273,885	260,008
消滅	269,045	269,484	905,088	282,453	283,796	271,361
適用労働者数	48,552,436	49,184,518	50,707,376	51,313,223	52,418,376	52,788,681
新規加入	7,679,756	7,334,397	24,411,611	8,307,421	8,099,701	9,062,520
消滅	7,049,693	6,702,315	22,888,753	7,701,574	6,994,548	8,692,215

《業種別》

年度末現在

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
全業種	2,627,510 (48,552,436)	2,630,805 (49,184,518)	2,642,570 (50,707,376)	2,642,607 (51,313,223)	2,632,696 (52,418,376)	2,621,343 (52,788,681)
林業	18,584 (86,486)	17,640 (78,455)	17,027 (73,599)	16,376 (69,307)	15,876 (69,132)	15,557 (71,399)
漁業	4,546 (33,466)	4,376 (31,564)	4,319 (31,255)	4,172 (31,635)	4,119 (30,318)	4,027 (31,129)
鉱業	4,428 (31,936)	4,235 (29,223)	4,061 (27,839)	3,901 (26,700)	3,749 (25,656)	3,529 (23,910)
建設事業	633,587 (4,705,357)	630,470 (4,703,587)	631,240 (4,712,649)	626,860 (4,648,196)	618,767 (4,540,764)	607,371 (4,325,276)
製造業	461,738 (9,166,398)	454,238 (9,100,642)	447,847 (9,137,088)	436,539 (9,218,981)	425,263 (9,340,569)	408,833 (9,140,117)
運輸業	72,287 (2,451,410)	72,711 (2,461,425)	73,296 (2,509,933)	73,767 (2,557,490)	73,729 (2,801,776)	73,252 (2,902,339)
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	2,218 (152,127)	2,155 (155,757)	2,129 (156,267)	2,127 (158,894)	2,120 (157,572)	2,106 (157,573)
その他の事業	1,430,122 (31,925,256)	1,444,980 (32,623,865)	1,462,651 (34,058,746)	1,478,865 (34,602,020)	1,489,073 (35,452,589)	1,501,705 (36,095,270)
船舶所有者の事業	•	•	•	•	•	4,963 (38,668)

(注) () は適用労働者数。

資料：厚生労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/166.xls>

第167表 労働者災害補償保険給付支払状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
合 計 件数	5,391,028	5,411,047	5,467,506	5,500,314	5,525,818	5,289,791
金額	777,261,231	772,303,933	780,587,908	776,128,449	770,673,343	749,647,694
療養補償給付 件数	3,129,054	3,155,612	3,203,930	3,237,563	3,268,026	3,066,728
日数	63,682,714	63,676,536	64,431,782	64,620,659	65,225,464	61,922,311
金額	207,241,609	205,108,497	204,637,051	205,806,072	205,651,733	192,643,245
休業補償給付 件数	660,941	656,083	657,421	649,507	644,524	614,613
日数	20,102,318	19,972,891	20,189,981	19,871,469	19,675,413	18,819,528
金額	116,730,607	115,399,389	116,695,127	114,214,738	112,434,675	106,877,791
障害補償一時金 件数	23,776	23,387	22,787	22,811	22,404	21,813
金額	41,648,882	40,213,943	38,969,224	38,884,344	37,338,758	36,364,302
遺族補償一時金 件数	770	759	1,091	940	926	941
金額	5,826,242	6,120,923	9,597,156	7,964,899	7,683,467	7,903,034
葬祭料 件数	3,322	3,444	4,017	3,865	3,703	3,591
金額	2,230,023	2,359,806	2,775,021	2,666,368	2,595,710	2,510,153
介護補償給付 件数	45,587	45,871	52,111	54,590	54,945	55,650
金額	6,102,901	6,106,794	6,709,481	6,911,018	6,991,380	7,073,762
二次健康診断等給付 件数	15,687	16,518	19,292	20,255	22,786	25,731
金額	448,169	473,717	557,752	585,479	647,266	727,558
年金等給付 件数	1,511,891	1,509,373	1,506,857	1,510,783	1,508,504	1,500,724
金額	397,032,798	396,520,864	400,647,096	399,095,532	397,330,355	395,547,849
障害補償年金 件数	575,335	575,292	575,043	574,701	572,440	570,221
金額	152,446,324	151,865,353	151,562,140	151,268,915	150,546,074	150,024,216
遺族補償年金 件数	660,814	666,201	675,756	686,347	692,122	696,427
金額	191,595,188	193,280,337	200,282,114	200,831,849	200,937,434	201,354,327
傷病補償年金 件数	71,223	68,651	65,416	62,368	60,628	57,629
金額	33,064,429	31,551,461	30,052,116	28,575,045	27,651,891	26,170,991
傷病補償年金に係る 件数	204,519	199,229	190,642	187,367	183,314	176,447
療養補償給付 金額	19,926,856	19,823,713	18,750,726	18,419,723	18,194,956	17,998,314

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、前払一時金を含む。

資料: 厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/167.xls>

第168表 労働保険保険料徴収状況(労災勘定)

(単位 千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
徴収決定済額	1,082,555,152	1,101,661,222	1,082,647,987	1,100,812,279	1,103,719,525	872,545,073
収納済額	1,044,660,581	1,067,643,240	1,050,343,579	1,069,010,485	1,070,933,903	841,943,359
不納欠損額	4,079,700	3,830,091	3,284,067	3,528,460	4,167,931	3,011,296
収納未済入額	33,814,870	30,187,890	29,020,341	28,273,334	28,617,690	27,590,418
収納率 (%)	96.50	96.91	97.02	97.11	97.03	96.49

資料: 厚生労働省労働基準局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/168.xls>

第169表 労働者災害補償保険保険給付平均支払額

(単位 金額：円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
療養補償給付	1件当日数	20.4	20.2	20.1	20.0	20.0
	1日当金額	3,254	3,221	3,176	3,185	3,153
休業補償給付	1件当日数	30.4	30.4	30.7	30.6	30.5
	1日当金額	5,807	5,778	5,780	5,748	5,714
障害補償一時金	1件当金額	1,751,719	1,719,500	1,710,152	1,704,631	1,666,611
遺族補償一時金	1件当金額	7,566,547	8,064,457	8,796,660	8,473,297	8,297,481
葬祭料	1件当金額	671,289	685,193	690,819	689,875	700,975
介護補償給付	1件当金額	133,874	133,130	128,754	126,599	127,243
平均給付基礎日額		9,678	9,630	9,633	9,579	9,524
1日当たり療養費の平均		33.6	33.4	33.0	33.2	33.1
給付基礎日額に対する比(%)						32.9

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/169.xls>

第170表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

(単位 千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
収入	1,407,910,992	1,396,880,659	1,377,749,897	1,432,699,840	1,447,405,042	1,201,435,786
徴収勘定より受入	1,044,725,943	1,051,843,547	1,032,229,031	1,085,709,513	1,090,353,943	842,490,577
一般会計より受入	1,307,000	1,208,860	1,242,434	495,758	456,574	401,069
未経過保険料受入	23,743,260	23,038,788	23,252,896	22,332,454	20,846,155	20,085,881
支払備金受入	189,395,062	186,836,619	185,777,114	187,809,037	186,379,618	184,822,549
運用収入	·	·	105,419,386	108,498,829	120,756,055	127,178,215
独立行政法人納付金	·	·	1,102,503	355,988	3,585,868	194,254
雑収入	147,327,258	133,005,442	28,242,930	26,585,441	22,974,207	24,309,363
前年度繰越資金受入	1,412,468	875,403	483,603	912,821	2,052,623	1,953,877
支出	1,126,437,274	1,111,024,623	1,119,152,681	1,104,983,358	1,083,402,587	1,045,160,600
労働安全衛生対策費	·	·	·	·	26,669,952	24,516,876
保険給付費	777,261,231	772,303,933	780,587,908	776,128,449	770,673,343	749,647,694
業務取扱費等	53,711,147	48,354,049	48,679,383	48,200,860	48,713,280	43,615,715
社会復帰促進等事業費	205,134,922	201,364,722	199,298,968	189,496,463	158,696,233	161,224,702
独立行政法人運営費等	28,388,330	26,905,586	25,544,374	23,770,580	21,661,588	14,337,806
仕事生活調和推進費	·	·	·	·	1,039,285	1,181,968
中小企業退職金共済等事業費	·	·	·	·	2,145,136	1,817,314
個別労働紛争対策費	·	·	·	·	557,460	627,942
職務上年金給付費等	·	·	·	·	·	3,246,932
徴収勘定へ繰入	61,941,645	62,096,335	65,042,048	67,387,005	53,246,310	44,943,650
收支差引残	281,473,718	285,856,036	258,597,216	327,716,482	364,002,455	156,275,186

(注) 平成18年度以前の「社会復帰促進等事業費」は、「労働福祉事業費」である。

資料：財務省主計局「特別会計決算参考書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/170.xls>

14 公務災害補償

第171表 国家公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	件数 29,234	27,359	26,466	25,484	21,154	11,870
	金額 11,219,939	10,404,843	10,088,503	10,624,912	8,552,769	7,208,413
療養補償	件数 22,592	20,891	19,774	19,387	14,816	7,432
	日数 389,444	376,180	344,297	347,711	304,373	200,733
休業補償	件数 4,240,241	3,931,283	3,562,026	3,933,733	3,073,479	1,890,363
	日数 4,003	4,120	4,073	3,511	4,161	2,363
傷病補償年金	件数 1,101,104	1,061,800	1,010,767	1,062,796	987,696	657,404
	金額 125,249	105,862	117,406	147,785	176,271	108,144
障害補償年金	件数 553	529	530	541	422	426
	金額 1,370,636	1,272,624	1,276,712	1,347,296	1,018,518	1,100,346
障害補償一時金	件数 303	79	343	288	278	206
	金額 400,964	102,367	314,150	385,674	401,405	276,253
介護補償常時	件数 55	55	47	46	33	33
	金額 37,725	40,582	33,324	34,769	26,103	26,940
介護補償随時	件数 35	33	33	39	24	22
	金額 12,611	10,982	12,641	14,803	8,574	7,708
遺族補償年金	件数 1,608	1,605	1,607	1,611	1,357	1,344
	金額 3,788,532	3,841,940	3,705,406	3,650,722	2,783,655	3,098,871
遺族補償一時金	件数 11	2	3	4	7	4
	金額 101,284	21,077	25,394	29,054	54,871	34,894
葬祭補償	件数 35	13	19	19	22	9
	金額 33,270	9,724	14,300	18,280	19,136	7,489
障害補償年金差額一時金	件数 1	1	2	—	1	—
	金額 8,322	6,601	16,377	—	3,061	—
遺族補償年金前払一時金	件数 —	—	—	—	—	—
	金額 —	—	—	—	—	—

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。

2 通勤災害を含む。

資料：人事院職員福祉局「国家公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/171.xls>

第172表 国家公務員災害補償1件当たり金額

(単位 円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
療養補償	187,688	188,181	180,137	202,906	219,587	265,081
休業補償	275,070	257,719	248,163	302,705	230,612	268,376
傷病補償年金	3,296,021	3,414,901	3,557,754	3,889,092	5,219,471	3,732,315
障害補償年金	2,478,547	2,405,717	2,408,891	2,490,381	2,462,695	2,606,302
障害補償一時金	1,323,312	1,295,784	915,891	1,339,146	1,455,776	1,325,359
介護補償常時	685,917	737,849	709,027	755,851	758,641	807,196
介護補償隨時	360,301	332,801	361,180	379,561	324,471	344,617
遺族補償年金	2,356,052	2,393,732	2,305,791	2,266,121	2,072,025	2,305,293
遺族補償一時金	9,207,681	10,538,500	8,464,667	7,263,461	7,838,734	8,723,500
葬祭補償	950,582	748,028	752,620	962,124	499,186	778,549
障害補償年金差額一時金	8,321,868	6,600,631	8,188,274	—	3,061,453	—
遺族補償年金前払一時金	—	—	—	—	—	—

資料：人事院職員福祉局「国家公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/172.xls>

第173表 地方公務員災害補償費支払状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合 計	件数 44,024	43,382	42,301	43,182	41,483	40,447
	金額 20,474,290	20,503,161	20,506,254	21,062,379	20,480,914	19,826,141
療養補償	件数 36,481	35,812	35,014	35,895	34,223	33,575
	日数 564,585	614,843	533,243	586,058	495,234	478,824
休業補償	件数 6,922,692	6,738,098	6,836,080	7,091,950	6,703,276	6,523,925
	日数 2,499	2,532	2,218	2,139	2,125	1,852
	金額 108,971	97,921	93,965	91,788	96,235	92,243
傷病補償年金	件数 990,919	902,342	873,599	841,268	885,324	826,492
	金額 63	62	53	54	45	43
障害補償年金	件数 233,559	250,256	207,943	225,563	171,051	181,578
	金額 1,220	1,236	1,260	1,271	1,276	1,264
障害補償一時金	件数 3,225,105	3,366,639	3,420,383	3,403,045	3,357,210	3,309,556
	金額 403	343	360	416	394	296
介護補償	件数 996,731	819,258	832,857	1,028,589	930,053	675,972
	金額 150	150	142	143	143	137
遺族補償年金	件数 97,231	102,765	90,002	88,297	86,174	91,446
	金額 3,156	3,171	3,193	3,197	3,212	3,217
遺族補償一時金	件数 7,881,683	8,180,258	8,103,264	8,242,981	8,199,012	8,099,447
	金額 6	7	5	8	6	4
葬祭補償	件数 79,190	76,465	84,506	91,741	56,166	46,218
	金額 45	68	55	59	55	56
障害補償年金差額一時金	件数 39,311	61,554	56,322	48,945	47,385	46,635
	金額 —	—	—	—	4	3
障害補償年金前払一時金	件数 7,867	5,525	—	—	45,262	24,873
遺族補償年金前払一時金	件数 —	—	—	—	—	—
行方不明補償	件数 —	—	—	1	—	—
	金額 —	—	1,298	—	—	—

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/173.xls>

第174表 地方公務員災害補償1件当たり補償費

(単位 円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
療養補償	189,762	188,152	195,238	197,575	195,871	194,309
休業補償	396,526	356,375	393,868	393,300	416,623	446,270
傷病補償年金	3,707,292	4,036,391	3,923,455	4,177,086	3,801,133	4,222,748
障害補償年金	2,643,529	2,723,818	2,714,590	2,677,455	2,631,042	2,618,320
障害補償一時金	2,473,279	2,388,508	2,313,492	2,472,570	2,360,540	2,283,688
介護補償	648,207	685,099	633,816	617,461	602,618	667,489
遺族補償年金	2,497,365	2,579,709	2,537,822	2,578,349	2,552,619	2,517,702
遺族補償一時金	13,198,333	10,923,553	16,901,279	11,467,621	9,360,967	11,554,401
葬祭補償	873,587	905,212	1,024,036	829,572	861,541	832,763
障害補償年金差額一時金	—	5,525,110	—	—	11,315,559	8,291,078
障害補償年金前払一時金	7,867,200	—	—	—	—	—
遺族補償年金前払一時金	—	—	—	—	—	—
行方不明補償	—	—	1,297,998	—	—	—

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/174.xls>

15 介護保険

第175表 介護保険適用状況

年度末現在(単位人)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
保 陰 者 数	2,729	2,249	1,681	1,669	1,662	1,646
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	17,574,655	18,009,851	18,543,601	19,154,020	19,653,999	20,209,103
被 保 陰 者 数						
第1号被保険者数	24,493,527	25,111,368	25,877,564	26,763,282	27,511,881	28,317,370
65歳以上75歳未満	13,736,013	13,871,221	14,124,955	14,501,386	14,707,645	15,036,938
75歳以上	10,757,514	11,240,147	11,752,609	12,261,896	12,804,236	13,280,432
(再掲)						
外 国 人 被 保 陰 者	94,452	97,563	101,491	105,722	109,799	114,354
住 所 地 特 例 被 保 陰 者	76,526	69,301	65,694	90,642	96,920	101,661
第2号被保険者数(万人)	4,262	4,272	4,276	4,239	4,233	4,240

(注)「保険者数」とは、市町村(広域連合及び一部事務組合を含む)及び特別区の数である。

資料:厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/175.xls>

第176表 介護保険要介護(要支援)認定者数

平成20年度末現在(単位人)

区分	要支援1	要支援2	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
被 保 陰 者 数	571,527	659,954	8	784,451	821,157	735,536	586,977	513,078	4,672,688
第1号被保険者数	561,978	638,615	8	764,179	787,436	709,201	568,884	493,602	4,523,903
65歳以上75歳未満	85,654	101,069	—	102,346	120,705	98,251	70,881	63,092	641,998
75歳以上	476,324	537,546	8	661,833	666,731	610,950	498,003	430,510	3,881,905
第2号被保険者数	9,549	21,339	—	20,272	33,721	26,335	18,093	19,476	148,785

資料:厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/176.xls>

第177表 介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況

区分	総人口(A)	計(B)	(B/A)	要支援1(C)		要支援2(D)	(D/A)
				(C/A)	(C/A)		
総数	127,767,994	4,966,682	3.9	610,611	0.5	661,430	0.5
65歳未満	101,613,648	176,008	0.2	12,391	0.0	23,618	0.0
65～70歳未満	7,432,610	228,838	3.1	27,332	0.4	33,728	0.5
70～75歳未満	6,637,497	423,826	6.4	60,038	0.9	64,799	1.0
75～80歳未満	5,262,801	804,139	15.3	129,741	2.5	126,503	2.4
80～85歳未満	3,412,393	1,194,332	35.0	187,044	5.5	182,960	5.4
85～90歳未満	1,849,260	1,163,925	62.9	138,203	7.5	152,103	8.2
90～95歳未満	840,870	687,895	81.8	47,819	5.7	63,917	7.6
95歳以上	236,574	287,719	121.6	8,043	3.4	13,802	5.8
男性	62,348,977	1,505,508	2.4	164,946	0.3	171,978	0.3
65歳未満	51,182,646	97,495	0.2	6,564	0.0	12,116	0.0
65～70歳未満	3,545,006	117,309	3.3	11,423	0.3	14,389	0.4
70～75歳未満	3,039,743	188,123	6.2	19,167	0.6	21,893	0.7
75～80歳未満	2,256,317	292,155	12.9	33,198	1.5	33,224	1.5
80～85歳未満	1,222,635	359,883	29.4	45,982	3.8	42,356	3.5
85～90歳未満	555,126	269,562	48.6	33,252	6.0	31,142	5.6
90～95歳未満	210,586	135,345	64.3	12,903	6.1	13,557	6.4
95歳以上	45,186	45,636	101.0	2,457	5.4	3,301	7.3
女性	65,419,017	3,461,174	5.3	445,665	0.7	489,452	0.7
65歳未満	50,431,002	78,513	0.2	5,827	0.0	11,502	0.0
65～70歳未満	3,887,604	111,529	2.9	15,909	0.4	19,339	0.5
70～75歳未満	3,597,754	235,703	6.6	40,871	1.1	42,906	1.2
75～80歳未満	3,006,484	511,984	17.0	96,543	3.2	93,279	3.1
80～85歳未満	2,189,758	834,449	38.1	141,062	6.4	140,604	6.4
85～90歳未満	1,294,134	894,363	69.1	104,951	8.1	120,961	9.3
90～95歳未満	630,284	552,550	87.7	34,916	5.5	50,360	8.0
95歳以上	191,388	242,083	126.5	5,586	2.9	10,501	5.5

(注) 1 受給者台帳に登録された要支援、要介護の人数である。

2 介護保険の被保険者でない生活保護における要介護者を含む。

3 「総数総人口」「男性総人口」「女性総人口」には、不詳人口を含む。

資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」、総人口は「平成17年国勢調査」（平成17年10月1日現在）

人口に対する割合は、上記資料より国立社会保障・人口問題研究所にて算出

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/177.xls>

平成22年5月末現在(単位 人、%)

要介護1(E)	(E/A)	要介護2(F)	(F/A)	要介護3(G)	(G/A)	要介護4(H)	(H/A)	要介護5(I)	(I/A)
865,756	0.7	870,893	0.7	724,494	0.6	647,222	0.5	586,276	0.5
26,991	0.0	39,280	0.0	27,839	0.0	21,804	0.0	24,085	0.0
37,598	0.5	44,472	0.6	33,262	0.4	26,598	0.4	25,848	0.3
72,471	1.1	76,591	1.2	58,062	0.9	47,663	0.7	44,202	0.7
143,418	2.7	133,993	2.5	103,595	2.0	87,112	1.7	79,777	1.5
224,151	6.6	196,089	5.7	154,851	4.5	131,557	3.9	117,680	3.4
217,266	11.7	204,529	11.1	170,615	9.2	149,426	8.1	131,783	7.1
112,199	13.3	127,908	15.2	119,531	14.2	115,522	13.7	100,999	12.0
31,662	13.4	48,031	20.3	56,739	24.0	67,540	28.5	61,902	26.2
264,906	0.4	296,343	0.5	242,890	0.4	198,903	0.3	165,542	0.3
15,090	0.0	22,207	0.0	16,299	0.0	12,401	0.0	12,818	0.0
19,084	0.5	24,517	0.7	19,206	0.5	15,040	0.4	13,650	0.4
31,135	1.0	38,361	1.3	30,770	1.0	24,940	0.8	21,857	0.7
50,670	2.2	56,524	2.5	46,627	2.1	38,585	1.7	33,327	1.5
66,585	5.4	67,251	5.5	55,019	4.5	45,482	3.7	37,208	3.0
51,181	9.2	50,965	9.2	42,341	7.6	34,203	6.2	26,478	4.8
24,368	11.6	27,083	12.9	23,349	11.1	19,692	9.4	14,393	6.8
6,793	15.0	9,435	20.9	9,279	20.5	8,560	18.9	5,811	12.9
600,850	0.9	574,550	0.9	481,604	0.7	448,319	0.7	420,734	0.6
11,901	0.0	17,073	0.0	11,540	0.0	9,403	0.0	11,267	0.0
18,514	0.5	19,955	0.5	14,056	0.4	11,558	0.3	12,198	0.3
41,336	1.1	38,230	1.1	27,292	0.8	22,723	0.6	22,345	0.6
92,748	3.1	77,469	2.6	56,968	1.9	48,527	1.6	46,450	1.5
157,566	7.2	128,838	5.9	99,832	4.6	86,075	3.9	80,472	3.7
166,085	12.8	153,564	11.9	128,274	9.9	115,223	8.9	105,305	8.1
87,831	13.9	100,825	16.0	96,182	15.3	95,830	15.2	86,606	13.7
24,869	13.0	38,596	20.2	47,460	24.8	58,980	30.8	56,091	29.3

第178表 介護保険居宅介護（介護予防）サービス受給者数

年度累計（単位人）

区分	平成19年度 (2007)			20 (2008)		
	合計	第1号被保険者	第2号被保険者	合計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	31,500,014	30,348,019	1,151,995	32,756,388	31,605,258	1,151,130
予 防 給 付	8,462,623	8,267,777	194,846	9,289,652	9,077,017	212,635
要 支 援 1	3,888,299	3,835,032	53,267	4,066,501	4,010,010	56,491
要 支 援 2	4,574,324	4,432,745	141,579	5,223,151	5,067,007	156,144
介 護 給 付	23,037,391	22,080,242	957,149	23,466,736	22,528,241	938,495
経過的要介護	176,587	174,799	1,788	8,270	8,153	117
要 介 護 1	6,985,970	6,794,794	191,176	6,616,605	6,450,015	166,590
要 介 護 2	6,515,200	6,208,847	306,353	6,909,064	6,598,741	310,323
要 介 護 3	4,656,075	4,440,928	215,147	5,033,531	4,811,352	222,179
要 介 護 4	2,870,857	2,737,822	133,035	3,034,243	2,901,827	132,416
要 介 護 5	1,832,702	1,723,052	109,650	1,865,023	1,758,153	106,870

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/178.xls>

第179表 介護保険地域密着型（介護予防）サービス受給者数

年度累計（単位人）

区分	平成19年度 (2007)			20 (2008)		
	合計	第1号被保険者	第2号被保険者	合計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	2,232,797	2,202,565	30,232	2,583,258	2,548,255	35,003
予 防 給 付	31,794	31,476	318	47,032	46,609	423
要 支 援 1	10,017	9,935	82	15,436	15,327	109
要 支 援 2	21,777	21,541	236	31,596	31,282	314
介 護 給 付	2,201,003	2,171,089	29,914	2,536,226	2,501,646	34,580
経過的要介護	494	493	1	11	10	1
要 介 護 1	439,117	434,286	4,831	485,216	479,953	5,263
要 介 護 2	580,097	573,529	6,568	643,317	635,945	7,372
要 介 護 3	643,091	634,667	8,424	754,485	744,696	9,789
要 介 護 4	377,295	371,491	5,804	454,128	447,249	6,879
要 介 護 5	160,909	156,623	4,286	199,069	193,793	5,276

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/179.xls>

第180表 介護保険施設介護サービス受給者数

平成20年度累計(単位人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
合 計	1,689	10,389	476,354	1,199,277	2,286,462	2,975,173	2,971,783	9,921,127
介護老人福祉施設	975	5,786	164,203	475,292	1,099,986	1,652,841	1,631,016	5,030,099
第1号被保険者	967	5,670	162,499	469,671	1,088,527	1,635,059	1,610,067	4,972,460
第2号被保険者	8	116	1,704	5,621	11,459	17,782	20,949	57,639
介護老人保健施設	681	4,389	298,012	681,340	1,057,312	1,017,509	669,217	3,728,460
第1号被保険者	672	4,308	293,922	668,609	1,035,564	996,649	653,817	3,653,541
第2号被保険者	9	81	4,090	12,731	21,748	20,860	15,400	74,919
介護療養型医療施設	36	219	15,068	45,576	138,362	318,288	682,727	1,200,276
第1号被保険者	36	219	14,774	44,329	134,595	310,551	660,883	1,165,387
第2号被保険者	—	—	294	1,247	3,767	7,737	21,844	34,889

(注) 1 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

2 同一月に2施設以上でサービスを受けた場合、施設ごとにそれぞれ受給者数を1人と計上しているため、3施設の合算と総数が一致しない。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/180.xls>

第181表 居宅サービス受給者・地域密着型サービス受給者・施設サービス受給者の年齢階級別・要介護度別状況

区分	計	要支援1	要支援2
《居宅サービス》			
総 数	2,929,081	357,162	455,119
65歳未満	96,718	5,015	12,628
65～70歳未満	140,897	13,724	21,330
70～75歳未満	256,546	30,983	41,108
75～80歳未満	484,656	71,857	83,192
80～85歳未満	726,906	111,957	127,357
85～90歳未満	698,838	87,941	111,606
90～95歳未満	386,723	30,619	47,745
95歳以上	137,797	5,066	10,153
《地域密着型サービス》			
総 数	256,057	1,938	3,282
65歳未満	3,295	12	29
65～70歳未満	6,510	63	106
70～75歳未満	14,231	147	197
75～80歳未満	34,470	324	481
80～85歳未満	64,092	591	906
85～90歳未満	72,700	538	963
90～95歳未満	44,331	223	490
95歳以上	16,428	40	110
《施設サービス》			
総 数	839,652	1	2
65歳未満	13,153	—	—
65～70歳未満	21,637	—	—
70～75歳未満	45,858	—	—
75～80歳未満	98,323	—	—
80～85歳未満	168,727	1	1
85～90歳未満	214,306	—	—
90～95歳未満	173,321	—	—
95歳以上	104,327	—	—

(注) 居宅サービス受給者・地域密着型サービス受給者・施設サービス受給者を被保険者番号で名寄せした人数である。

資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/181.xls>

第4節 社会保険関係

平成22年5月サービス分（単位 人）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
610,596	616,295	422,290	281,687	185,907
15,233	25,811	16,810	11,181	10,040
24,893	32,977	22,229	14,671	11,072
48,837	56,329	37,584	24,737	16,968
99,417	97,394	64,639	41,315	26,835
160,714	141,500	91,488	57,879	36,002
158,730	143,937	96,673	61,561	38,383
81,024	87,677	64,695	45,837	29,125
21,748	30,670	28,172	24,506	17,482
46,927	62,517	69,405	45,410	26,578
485	645	856	655	613
1,274	1,508	1,627	1,072	860
2,936	3,549	3,575	2,234	1,593
7,560	8,561	8,843	5,355	3,346
13,162	16,002	17,109	10,383	5,939
13,436	18,416	19,858	12,589	6,900
6,485	10,498	12,767	9,019	4,849
1,589	3,338	4,770	4,103	2,478
40,696	97,084	182,261	254,198	265,410
581	1,506	2,685	3,551	4,830
1,181	2,592	4,820	6,139	6,905
2,404	5,321	10,228	13,314	14,591
4,971	11,152	21,211	28,975	32,014
8,834	19,499	36,969	49,960	53,463
11,231	26,121	47,257	63,970	65,726
8,033	20,663	37,811	53,493	53,321
3,461	10,230	21,280	34,796	34,560

第182表 介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況

区分	予防給付			経過的要介護	要介護1
	要支援1	要支援2	計		
《件数》					
合 計	8,926,043	12,232,739	21,158,782	15,008	17,755,912
居宅介護(介護予防)サービス	8,907,989	12,188,884	21,096,873	14,999	16,778,063
地域密着型(介護予防)サービス	16,408	33,785	50,193	9	496,105
施設介護サービス	1,646	10,070	11,716	—	481,744
《単位数》					
合 計	11,505,465	25,569,220	37,074,685	20,124	71,979,971
居宅介護(介護予防)サービス	11,402,929	24,923,579	36,326,508	20,104	51,694,534
地域密着型(介護予防)サービス	66,473	423,176	489,649	20	9,517,441
施設介護サービス	36,063	222,465	258,528	—	10,767,996
《費用額》					
合 計	124,244,733	269,227,110	393,471,842	210,327	738,835,023
居宅介護(介護予防)サービス	123,213,295	262,707,922	385,921,217	210,120	533,936,140
地域密着型(介護予防)サービス	669,298	4,283,046	4,952,344	206	96,289,220
施設介護サービス	362,139	2,236,142	2,598,281	—	108,609,663
《支給額》					
合 計	113,459,591	244,437,959	357,897,550	193,067	671,568,722
居宅介護(介護予防)サービス	112,528,816	238,576,697	351,105,514	192,882	486,963,126
地域密着型(介護予防)サービス	602,406	3,837,086	4,439,492	186	86,661,409
施設介護サービス	328,368	2,024,176	2,352,544	—	97,944,187

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/182.xls>

第4節 社会保険関係

平成20年度累計（単位：件、千円、千単位数）

介護給付					合 計
要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
22,043,462	19,296,662	14,561,399	11,258,334	84,930,777	106,089,559
20,169,711	16,198,657	11,071,207	8,034,231	72,266,868	93,363,741
658,111	775,209	469,566	207,428	2,606,428	2,656,621
1,215,640	2,322,796	3,020,626	3,016,675	10,057,481	10,069,197
112,676,767	148,035,915	149,315,853	138,177,495	620,206,125	657,280,810
69,616,777	70,772,978	53,801,322	40,019,512	285,925,226	322,251,734
13,773,569	17,081,343	10,434,909	4,454,618	55,261,899	55,751,548
29,286,421	60,181,595	85,079,622	93,703,366	279,019,000	279,277,528
1,153,240,601	1,508,941,893	1,515,929,191	1,399,396,757	6,316,553,791	6,710,025,633
718,014,848	728,226,243	551,218,185	408,808,963	2,940,414,498	3,326,335,715
139,414,221	173,016,732	105,740,974	45,210,635	559,671,989	564,624,333
295,811,532	607,698,918	858,970,032	945,377,159	2,816,467,304	2,819,065,585
1,045,127,651	1,365,111,661	1,369,709,759	1,264,507,281	5,716,218,142	6,074,115,692
652,965,958	661,615,346	499,756,807	370,219,445	2,671,713,563	3,022,819,077
125,478,162	155,727,718	95,177,296	40,697,880	503,742,650	508,182,142
266,683,532	547,768,598	774,775,656	853,589,956	2,540,761,929	2,543,114,473

第183表 介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費（世帯類型別）

(i) 件数

年度累計

区分	平成19年度 (2007)			20 (2008)		
	世帯合算	その他	計	世帯合算	その他	計
合 計	1,072,129	8,676,043	9,748,172	1,128,329	9,342,453	10,470,782
利用者負担第一段階	6,293	898,761	905,054	6,536	988,824	995,360
利用者負担第二段階	255,804	5,963,535	6,219,339	270,280	6,490,180	6,760,460
利用者負担第三段階	264,185	1,224,968	1,489,153	281,881	1,333,134	1,615,015
利用者負担第四段階	545,847	588,779	1,134,626	569,632	530,315	1,099,947
利用者負担第二段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第二段階の適用）	869	5,120	5,989	469	3,231	3,700
利用者負担第三段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第三段階の適用）	17,497	53,703	71,200	9,314	33,504	42,818

(ii) 支給額

年度累計（単位 千円）

区分	平成19年度 (2007)			20 (2008)		
	世帯合算	その他	計	世帯合算	その他	計
合 計	7,902,705	89,125,792	97,028,497	8,326,303	96,372,411	104,698,714
利用者負担第一段階	69,378	9,645,525	9,714,903	69,549	10,525,881	10,595,431
利用者負担第二段階	2,425,152	69,279,285	71,704,436	2,594,394	75,540,904	78,135,298
利用者負担第三段階	2,140,223	6,412,982	8,553,205	2,302,901	6,833,810	9,136,711
利用者負担第四段階	3,267,952	3,788,000	7,055,953	3,359,458	3,471,816	6,831,274
利用者負担第二段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第二段階の適用）	6,342	53,961	60,303	3,436	31,656	35,092
利用者負担第三段階（税制改正の激変緩和措置による利用者負担第三段階の適用）	118,212	341,237	459,449	61,130	219,660	280,791

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/183.xls>

第184表 介護保険における保険料収納額

平成20年度（単位 千円）

区分	調定額累計	収納額累計	還付未済額	不納欠損額	未収額	減免額
合 計	1,373,559,456	1,349,775,650	1,686,065	2,956	23,778,153	490,138
特別徴収	1,209,040,827	1,209,038,130	1,518,454	—	—	143,198
普通徴収	164,518,629	140,737,520	167,611	2,956	23,778,153	346,939

(注) 1 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

2 この他滞納繰越分は、調停額累計47,541,541千円、収納額累計6,431,735千円である。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/184.xls>

第185表 介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）

(単位 千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
収入	5,930,853,320	6,231,256,607	6,568,831,430	6,918,882,676	7,235,052,075
介護保険料	956,451,746	983,535,673	1,262,073,670	1,321,618,330	1,357,894,547
分担金及び負担金	8,023,314	4,875,718	3,551,948	3,846,822	3,737,969
使用料及び手数料	109,930	116,884	568,176	634,892	600,027
国庫支出金	1,424,605,840	1,495,027,443	1,458,260,590	1,463,005,026	1,608,031,004
介護保険給付負担金	1,138,862,571	1,196,754,809	1,110,610,987	1,114,030,219	1,164,710,325
調整交付金	283,511,726	295,937,324	306,902,850	301,052,933	321,444,038
地域支援事業交付金	—	—	37,983,042	44,218,545	58,374,007
事務費交付金	—	—	—	—	—
その他の	2,231,543	2,335,311	2,763,712	3,703,329	63,502,634
支払基金交付金	1,798,811,875	1,877,152,943	1,823,255,906	1,936,081,134	2,028,035,835
都道府県支出金	705,523,904	741,609,088	911,306,907	948,744,780	993,546,479
相互財政安定化事業交付金	161,629	155,934	6,760	7,414	212
財産収入	119,746	113,658	201,901	747,101	1,282,649
寄附金	2,101	3,005	1,815	7,749	4,471
繰入金	941,816,254	1,003,668,419	983,066,614	1,015,853,298	1,067,166,623
一般会計繰入金	696,576,739	731,824,078	735,460,323	768,928,055	801,997,591
円滑導入基金繰入金	—	—	—	—	—
その他の	245,239,514	271,844,340	247,606,291	246,925,244	265,169,032
繰越金	72,137,236	91,798,016	119,934,971	217,553,662	166,741,401
市町村債	15,306,859	20,508,128	752,930	615,465	861,807
諸収入	7,782,885	12,691,698	5,849,240	10,167,003	7,149,051
支出	5,828,865,752	6,105,335,764	6,340,094,133	6,743,671,124	7,046,869,014
総務費	190,277,371	202,986,661	199,187,261	204,709,914	209,218,016
保険給付費	5,564,176,114	5,811,913,727	5,884,177,294	6,170,094,747	6,428,573,663
介護サービス等諸費	5,334,660,489	5,460,220,501	5,406,677,654	5,517,676,349	5,717,612,487
介護予防サービス等諸費	182,397,270	204,958,226	164,011,852	319,063,902	355,894,396
高額介護サービス等費	37,425,502	51,405,392	89,990,811	97,087,450	104,824,388
特定入所者介護サービス等費	—	84,661,967	213,522,324	226,135,595	239,671,916
市町村特別給付費	1,227,190	1,269,419	1,372,883	1,364,941	1,495,580
審査支払手数料	8,298,332	8,508,822	8,315,027	8,543,529	8,968,911
その他の	167,333	889,400	286,743	222,981	105,985
地域支援事業	—	—	101,889,314	119,217,907	152,602,841
財政安定化基金拠出金	5,129,565	4,979,947	4,368,771	4,138,358	4,049,225
相互財政安定化事業負担金	164,734	160,015	6,760	82	448
保健福祉事業費	326,168	302,092	357,772	438,254	485,239
基金積立金	32,802,143	25,007,473	55,251,730	107,959,658	159,703,377
公債費	8,007,391	9,059,741	17,273,368	16,474,759	18,572,389
予備費	5,346	—	—	—	19,397
諸支出金	27,976,920	50,926,108	77,581,865	120,637,443	73,644,421
収入支出差引残額	101,987,568	125,920,844	228,737,297	175,211,553	188,183,060
うち基金繰入額	22,303,522	26,076,683	57,919,911	52,141,421	53,042,918
国庫支出金精算額等	58,757,295	79,885,126	106,816,363	71,868,421	82,823,552
国庫支出金精算額等差引額	43,230,273	46,035,717	121,920,934	103,343,132	105,359,509
介護給付費準備基金保有額	202,093,433	166,256,523	214,015,025	317,781,343	404,964,779

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB http://www.ipss.go.jp/ssj-db/185.xls

第5節 高齢者保健(医療)福祉

1 総 括

第186表 介護保険施設等の比較

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設 (~平成23年度末)
	介 護 保 險		
対象者	常時介護が必要で生活が困難な要介護者	病状安定期にあり、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者	病状が安定期にあり、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者
指定基準	居室 (1人当たり10.65m ² 以上) 医務室 機能訓練室 食堂 浴室 等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 居室 (個室10.65m ² 以上、準個室10.65m ² 以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 医務室 等	療養室 (1人当たり8m ² 以上) 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室 等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 療養室 (個室10.65m ² 以上、準個室10.65m ² 以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 診察室 等	病室 (1人当たり6.4m ² 以上) 機能訓練室 談話室 浴室 食堂 等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 病室 (個室10.65m ² 以上、準個室10.65m ² 以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 等
その他	医師 (非常勤可) 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 介護支援専門員 1人 その他 生活相談員 等	医師 1人 看護職員 10人 介護職員 24人 理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士 1人 介護支援専門員 1人 その他 支援相談員 等	医師 3人 看護職員 18人 介護職員 18人 介護支援専門員 1人 その他 薬剤師・栄養士等
	・法施行時の特別養護老人ホームは「みなし指定」 ・旧措置入所者に対する経過措置…平成21年度末まで ・療養病床等の転換を行って開設する場合の設備基準上の緩和あり ・地域密着型介護老人福祉施設あり(なお、サテライト型居住施設は、人員基準等を緩和)	・法施行時の老人保健施設は「みなしの開設許可」 ・短期入所療養介護、通所リハビリテーションの「みなし指定」あり ・療養病床等の転換を行って開設する場合の設備基準上の緩和あり ・サテライト型、医療機関併設型、分館型には人員基準等の緩和あり	・短期入所療養介護等の「みなし指定」あり ・平成23年度末までの経過措置…「経過型介護療養型医療施設」(人員基準等を緩和)

(注) 1 人員基準については100人当たり。

2 サテライト型小規模介護老人保健施設：本体施設（老健）と密接な連携。定員29人以下。

3 医療機関併設型小規模介護老人保健施設：病院又は診療所に併設。定員29人以下。

4 分館型介護老人保健施設：東京都区部・市部、政令指定都市、過疎地域等に設置。基本型介護老人保健施設と一体として運営。

資料：厚生労働省老健局調べ

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/186.xls>

医療保険適用の療養病床	
医療保険	
病状が安定している長期療養患者のうち、 ・密度の高い医学的管理や積極的なリハビリテーションを必要とする者 ・40歳未満の者及び40～65歳未満の特定疾病以外の者	
病室（1人当たり6.4m ² 以上） 機能訓練室 談話室 浴室 食堂 等	
廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上	
医師 3人 看護職員 17人 介護職員 17人	
その他 薬剤師・栄養士等	
・介護老人保健施設等への転換を都道府県知事に届け出た病床については人員配置基準、設備基準上の緩和あり	

2 老人福祉

第187表 老人福祉施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区分	平成16年 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
総 数 施設数	39,475	43,285	44,432	9,446	9,236	8,421
在所者数	497,483	517,088	535,583	143,624	145,173	140,989
養護老人ホーム 施設数	962	964	962	958	964	932
在所者数	63,913	63,287	62,563	62,406	62,075	60,013
特別養護老人ホーム 施設数	5,291	5,535	5,759	•	•	•
在所者数	357,891	376,328	393,425	•	•	•
軽費老人ホーム 施設数	1,928	1,966	2,016	2,059	2,095	2,050
在所者数	75,679	77,473	79,595	81,218	83,098	80,976
老人短期入所施設 施設数	5,657	6,216	6,664	•	•	•
老人福祉センター 施設数	2,298	2,284	2,260	2,234	2,228	2,013
老人デイサービスセンター 施設数	14,725	17,652	21,893	•	•	•
老人介護支援センター 施設数	8,614	8,668	4,878	4,195	3,949	3,426

- (注) 1 「特別養護老人ホーム」は、「介護サービス施設・事業所調査」において介護老人福祉施設として把握した数値であり、平成18年は地域密着型介護老人福祉施設として把握した数値も含む。
 2 「老人デイサービスセンター」は、「介護サービス施設・事業所調査」において通所介護事業所として把握した数値であり、平成18年は認知症対応型通所介護事業所として把握した数値も含む。
 3 「老人短期入所施設」は、「介護サービス施設・事業所調査」において短期入所生活介護事業所として把握した数値である。
 4 平成19年以降の「特別養護老人ホーム」「老人短期入所施設」「老人デイサービスセンター」は、制度改正により調査対象範囲が変更になったため掲載されていない。
 5 平成21年より調査の方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年以前との年次比較は適さない。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/187.xls>

第188表 介護サービス事業所数・施設数及び利用者数・在所者数

各年10月1日現在

区分	平成16年 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
介護予防居宅サービス事業所 (訪問系)					
介護予防訪問介護 施設数	•	•	19,269	20,455	20,319
利用者数	159,791	306,458	322,058		
介護予防訪問入浴介護 施設数	•	•	1,888	1,885	1,873
利用者数	193	344	368		
介護予防訪問看護ステーション 施設数	•	•	5,090	5,237	5,414
利用者数	10,747	18,760	20,714		
(通所系)					
介護予防通所介護 施設数	•	•	18,055	20,396	21,710
利用者数	149,705	280,652	310,515		
介護予防通所リハビリテーション 施設数	•	•	5,826	6,179	6,276
利用者数	54,701	104,231	112,959		
(その他)					
介護予防短期入所生活介護 施設数	•	•	5,915	6,608	6,957
在所者数	3,827	7,443	8,251		
介護予防短期入所療養介護 施設数	•	•	4,917	4,919	5,018
在所者数	959	1,617	1,528		
介護予防特定施設入居者生活介護 施設数	•	•	1,859	2,498	2,731
在所者数	7,243	17,009	19,758		
介護予防福祉用具貸与 施設数	•	•	5,605	5,445	4,862
利用者数	74,686	104,356	130,303		
特定介護予防福祉用具販売 施設数	•	•	5,267	5,439	5,010
介護予防地域密着型サービス事業所 施設数	•	•	2,306	2,696	2,870
利用者数	515	803	1,023		
介護予防小規模多機能型居宅介護 施設数	•	•	145	738	1,256
利用者数	217	1,216	2,392		
介護予防認知症対応型共同生活介護 施設数	•	•	8,057	8,622	8,936
在所者数	1,105	2,852	3,023		
介護予防支援事業所(地域包括支援センター) 施設数	•	•	3,292	3,851	3,782
利用者数	331,495	633,988	708,948		

各年10月1日現在

(ii) 介護サービス

区分	平成16年 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
居宅サービス事業所 (訪問系)					
訪問介護	施設数 17,274	施設数 20,618	施設数 20,948	施設数 21,069	施設数 20,885
	利用者数 972,266	利用者数 1,090,112	利用者数 882,556	利用者数 738,793	利用者数 716,345
訪問入浴介護	施設数 2,406	施設数 2,402	施設数 2,245	施設数 2,124	施設数 2,013
	利用者数 67,208	利用者数 67,288	利用者数 62,219	利用者数 64,396	利用者数 64,242
訪問看護ステーション	施設数 5,224	施設数 5,309	施設数 5,470	施設数 5,407	施設数 5,434
	利用者数 274,567	利用者数 279,914	利用者数 281,160	利用者数 274,079	利用者数 281,917
(通所系)					
通所介護	施設数 14,725	施設数 17,652	施設数 19,409	施設数 20,997	施設数 22,366
	利用者数 995,903	利用者数 1,097,273	利用者数 955,506	利用者数 882,596	利用者数 933,611
通所リハビリテーション	施設数 5,869	施設数 6,093	施設数 6,278	施設数 6,380	施設数 6,426
	利用者数 439,754	利用者数 461,687	利用者数 412,044	利用者数 366,665	利用者数 368,873
(その他)					
短期入所生活介護	施設数 5,657	施設数 6,216	施設数 6,664	施設数 7,030	施設数 7,347
	在所者数 192,781	在所者数 210,688	在所者数 224,163	在所者数 237,257	在所者数 259,677
短期入所療養介護	施設数 5,821	施設数 5,513	施設数 5,437	施設数 5,278	施設数 5,242
	在所者数 60,277	在所者数 60,633	在所者数 58,069	在所者数 56,089	在所者数 56,769
特定施設入居者生活介護	施設数 904	施設数 1,375	施設数 1,941	施設数 2,617	施設数 2,876
	在所者数 33,921	在所者数 49,927	在所者数 66,070	在所者数 84,355	在所者数 97,645
福祉用具貸与	施設数 5,391	施設数 6,317	施設数 6,051	施設数 5,649	施設数 4,974
	利用者数 739,212	利用者数 965,245	利用者数 652,262	利用者数 670,700	利用者数 699,984
特定福祉用具販売	施設数 ·	施設数 ·	施設数 5,299	施設数 5,456	施設数 5,027
地域密着型サービス事業所					
夜間対応型訪問介護	施設数 ·	施設数 ·	施設数 12	施設数 69	施設数 83
	利用者数 ·	利用者数 ·	利用者数 51	利用者数 764	利用者数 2,181
認知症対応型通所介護	施設数 ·	施設数 ·	施設数 2,484	施設数 2,885	施設数 3,139
	利用者数 ·	利用者数 ·	利用者数 37,017	利用者数 44,753	利用者数 50,064
小規模多機能型居宅介護	施設数 ·	施設数 ·	施設数 187	施設数 962	施設数 1,557
	利用者数 ·	利用者数 ·	利用者数 1,643	利用者数 10,407	利用者数 21,594
認知症対応型共同生活介護	施設数 5,449	施設数 7,084	施設数 8,350	施設数 8,818	施設数 9,292
	在所者数 70,161	在所者数 94,907	在所者数 115,644	在所者数 123,479	在所者数 132,069
地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数 ·	施設数 ·	施設数 23	施設数 62	施設数 91
	在所者数 ·	在所者数 ·	在所者数 396	在所者数 893	在所者数 1,590
地域密着型介護老人福祉施設	施設数 ·	施設数 ·	施設数 43	施設数 94	施設数 183
	在所者数 ·	在所者数 ·	在所者数 878	在所者数 1,951	在所者数 4,276
居宅介護支援事業所	施設数 24,331	施設数 27,304	施設数 27,571	施設数 28,248	施設数 28,121
	利用者数 2,083,382	利用者数 2,264,525	利用者数 1,889,213	利用者数 1,643,451	利用者数 1,704,996
介護保険施設					
介護老人福祉施設	施設数 5,291	施設数 5,535	施設数 5,716	施設数 5,892	施設数 6,015
	在所者数 357,891	在所者数 376,328	在所者数 392,547	在所者数 405,093	在所者数 416,052
介護老人保健施設	施設数 3,131	施設数 3,278	施設数 3,391	施設数 3,435	施設数 3,500
	在所者数 256,809	在所者数 269,352	在所者数 280,589	在所者数 285,265	在所者数 291,931
介護療養型医療施設	施設数 3,717	施設数 3,400	施設数 2,929	施設数 2,608	施設数 2,252
	在所者数 129,111	在所者数 120,448	在所者数 111,099	在所者数 102,753	在所者数 92,708

(注) 1 「施設数」には、利用者・在所者なし、利用者・在所者数不詳の事業所・施設を含む。

2 複数サービスを行っている事業所は、各自に計上している。

3 「介護予防訪問看護ステーション」は、介護保険法の利用者と「要支援認定申請中」「その他」を含む。

4 「訪問看護ステーション」は、介護保険法・健康保険法の利用者と「要介護認定申請中」「その他」を含む。

5 「短期入所生活介護」には、空床利用型の事業所を含まない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/188.xls>

第189表 職種別にみた従事者数

(i) 訪問介護

区分	(介護予防) 訪問介護			(介護予防) 訪問入浴介護		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
従事者総数	162,753	83,644	79,108	9,054	5,713	3,340
平成19年10月1日現在	172,753	88,895	83,858	9,295	6,057	3,238
看護師	1,407	631	776
准看護師	1,651	988	663
保健師
助産師
理学療法士
作業療法士
言語聴覚士
介護職員(訪問介護員)	156,236	78,249	77,987	5,492	3,705	1,787
介護福祉士(再掲)	47,583	34,932	12,651	1,585	1,263	322
介護職員基礎研修課程修了者(再掲)	1,508	1,151	357	51	36	15
ホームヘルパー1級(再掲)	12,247	8,654	3,593	252	178	75
ホームヘルパー2級(再掲)	83,839	28,612	55,227	2,891	1,803	1,089
ホームヘルパー3級(再掲)	576	186	390	25	15	11
オペレータータイピスト
面接相談員
その他の職員	6,517	5,396	1,121	504	390	114
サービス提供責任者(再掲)	46,465

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

2 (介護予防) 訪問介護の「サービス提供責任者(再掲)」は、(介護予防) 訪問介護従事者の再掲であり、実人

平成20年10月1日現在

(介護予防) 訪問看護ステーション			夜間対応型訪問介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
28,110	20,425	7,685	570	374	196
27,071	19,588	7,483	424	286	137
20,479	14,927	5,553
2,549	1,819	730
533	463	70
45	37	8
2,021	1,456	565
990	707	283
89	50	39
...	327	201	126
...	107	76	30
...	1	0	1
...	18	9	9
...	129	51	78
...	2	—	2
...	139	79	60
...	81	72	9
1,405	967	438	23	22	1
...

数である。

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 通所介護

区分	(介護予防) 通所介護			(介護予防) 通所リハビリテーション (介護老人保健施設)		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
従事者 総数	198,526	135,143	63,383	34,441	28,353	6,088
平成19年10月1日現在	188,235	129,695	58,540	32,437	26,856	5,581
医師	156	116	40	1,742	1,584	158
看護師	11,156	6,208	4,948	1,690	1,215	475
准看護師	13,531	8,694	4,836	1,997	1,531	466
機能訓練指導員	12,000	7,133	4,867
理学療法士	687	399	288	2,502	2,180	322
作業療法士	405	266	139	1,898	1,729	169
言語聴覚士	54	35	19	346	293	53
柔道整復師	544	341	203
あん摩マッサージ指圧師	1,053	623	430
歯科衛生士	183	93	91	67	47	20
介護支援専門員
生活相談員・支援相談員	20,384	27,581	1,803
社会福祉士(再掲)	3,803	3,619	184
介護職員(訪問介護員)	107,192	71,429	35,763	24,198	19,775	4,424
介護福祉士(再掲)	28,177	22,910	5,267	9,836	9,188	648
管理栄養士	920	775	145
栄養士	1,214	986	228
調理員	10,558	4,945	5,613
その他の職員	12,233	7,183	5,050

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

2 (介護予防) 短期入所生活介護には、空床利用型のみの従事者を含まない。

3 (介護予防) 通所介護、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護の「理学療法

(iii) 居宅介護等

区分	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護			(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
従事者 総数	115,430	94,443	20,986	15,006	11,471	3,536
平成19年10月1日現在	107,724	89,161	18,563	8,668	6,767	1,902
看護師
准看護師
保健師
機能訓練指導員
専門職員
社会福祉主事(再掲)
介護支援専門員	8,115	7,357	757	1,096	987	108
生活相談員・支援相談員
社会福祉士
介護職員(訪問介護員)	101,173	81,992	19,181	12,965	9,825	3,140
介護福祉士(再掲)	25,219	23,417	1,802	3,382	3,047	335
看護師(再掲)	1,855	1,304	551	595	361	234
准看護師(再掲)	2,454	1,943	511	757	542	215
福祉用具専門相談員
その他の職員	6,142	5,094	1,048	946	658	288

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

2 地域密着型特定施設入居者生活保護の「社会福祉士」は、「生活相談員・支援相談員」の再掲である。

3 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)の「看護師」「保健師」「介護支援専門員」「社会福祉士」は、

第5節 高齢者保健(医療)福祉

平成20年10月1日現在

(介護予防)通所リハビリテーション (医療施設)			(介護予防)短期入所生活介護			(介護予防)特定施設入居者 生活保護			(介護予防)認知症対応型通所介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
27,002	21,878	5,124	118,825	100,275	18,550	69,783	55,554	14,229	20,038	14,246	5,792
26,770	21,714	5,056	104,628	88,819	15,809	52,239	43,103	9,136	18,443	13,196	5,247
1,844	1,752	92	919	219	700	16	11	5
2,578	2,125	453	4,830	3,975	855	4,098	3,050	1,048	1,027	595	432
1,927	1,587	340	5,847	4,871	976	3,368	2,623	746	1,063	658	405
...	2,570	2,236	333	1,324	1,077	247	1,081	645	436
2,428	2,060	368	208	128	80	118	67	51	51	21	30
1,263	1,086	177	145	118	26	70	50	20	41	32	9
170	142	28	23	19	4	11	8	4	7	5	2
...	67	58	10	57	48	9	16	5	11
...	254	224	30	176	150	26	65	38	28
46	33	13	19	7	12
...	2,589	2,540	49	2,389	2,235	154
...	5,029	4,968	60	3,081	3,028	53	3,642	3,440	202
...	1,350	1,340	10	547	540	7	519	500	20
16,747	13,093	3,653	78,884	67,365	11,519	46,418	37,214	9,204	11,293	7,776	3,517
5,291	4,754	537	34,957	33,355	1,602	12,792	11,725	1,067	3,431	2,856	576
...	2,119	2,075	44	104	91	13
...	1,180	1,115	65	78	63	15
...	6,425	4,823	1,603	676	293	384
...	8,434	6,088	2,346	9,104	6,326	2,778	1,038	668	371

士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。

平成20年10月1日現在

(介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売			地域密着型特定施設入居者 生活介護			介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)			居宅介護支援事業所		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
19,894	18,668	1,227	1,174	991	183	18,790	16,993	1,797	71,962	64,853	7,109
21,347	19,907	1,440	670	598	72	17,412	16,039	1,373	70,483	63,615	6,868
...	55	47	8	2,369	2,112	257
...	64	50	14
...	3,063	2,969	94
...	37	30	7
...	16,842	15,361	1,482
...	456	439	18
...	52	50	2	6,579	5,725	853	66,209	60,184	6,025
...	68	66	2
...	16	16	—	4,131	3,901	230
...	798	681	117
...	224	211	13
...
15,720	14,841	879
4,174	3,827	347	100	68	33	1,948	1,632	316	5,753	4,669	1,084

「専門職員」の再掲である。

(iv) 施設等

区分	地域密着型介護老人福祉施設			介護老人福祉施設		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
従事者総数	3,535	3,109	426	261,179	223,663	37,516
平成19年10月1日現在	1,600	1,417	183	250,451	215,432	35,018
施設長	106	105	1	4,650	4,646	5
医師	25	4	22	1,200	215	986
歯科医師	3	1	2	63	14	49
薬剤師
看護師	141	122	19	10,301	8,691	1,610
准看護師	150	133	16	11,518	9,827	1,691
機能訓練指導員	79	75	4	4,474	4,046	428
理学療法士	3	3	1	350	232	118
作業療法士	5	4	2	260	215	44
言語聴覚士	—	—	—	33	27	7
柔道整復師	0	0	0	119	105	14
あん摩マッサージ指圧師	1	1	0	548	499	49
精神保健福祉士等
介護支援専門員	120	118	2	6,976	6,854	122
生活相談員・支援相談員	158	157	1	7,879	7,816	62
社会福祉士(再掲)	52	51	1	2,287	2,278	10
障害者生活支援員	—	—	—	33	32	1
介護職員(訪問介護員)	2,295	2,043	252	172,339	148,970	23,369
介護福祉士(再掲)	1,008	977	31	81,183	77,991	3,192
管理栄養士	68	66	2	4,720	4,665	55
栄養士	61	60	1	1,959	1,910	49
調理員	160	103	57	14,513	11,252	3,260
その他の職員	170	122	48	20,554	14,725	5,829

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復

3 「看護師」には、保健師を含む。

4 介護療養型医療施設には、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査の概況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/189.xls>

平成20年10月1日現在

介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
183,152	164,649	18,503	73,457	67,348	6,109
177,900	161,179	16,721	81,779	75,549	6,230
...
3,748	3,219	529	5,183	3,884	1,299
7	3	4	80	64	17
907	349	558	1,973	1,808	165
14,792	12,845	1,947	11,264	10,241	1,023
20,209	18,001	2,208	14,988	13,829	1,160
...
4,229	3,805	425	2,749	2,653	96
3,991	3,710	281	1,390	1,363	26
670	596	75	582	568	14
...
...
...	150	149	1
5,135	5,019	117	2,399	2,337	63
5,840	5,775	65
2,367	2,351	16
...
98,446	90,222	8,224	30,494	28,302	2,192
51,232	50,024	1,208	8,125	7,977	149
3,605	3,568	36	1,565	1,535	30
1,017	993	25	641	618	24
6,161	4,955	1,206
14,396	11,591	2,805

師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。

第190表 性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数

平成19年(単位 千人)

区分		手助けや見守りを要する者	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する	不詳
総	数	5,232	1,906	1,514	587	538	687
6	~ 39歳	626	301	115	13	19	177
40	~ 64歳	641	337	139	54	38	73
65	~ 69歳	337	137	84	33	28	55
70	~ 74歳	526	207	142	60	48	68
75	~ 79歳	785	296	230	86	83	89
80	~ 84歳	941	314	315	121	93	99
85	歳以上	1,366	311	485	219	228	122
(再掲)	65歳以上	3,955	1,267	1,256	520	480	433
男	総数	2,108	843	521	222	202	321
6	~ 39歳	336	169	63	8	9	87
40	~ 64歳	354	211	61	28	18	36
65	~ 69歳	183	76	42	17	15	32
70	~ 74歳	253	92	66	33	25	38
75	~ 79歳	311	104	80	39	45	43
80	~ 84歳	313	100	91	44	37	41
85	歳以上	352	90	117	52	53	40
(再掲)	65歳以上	1,413	462	396	185	174	195
女	総数	3,123	1,063	993	365	336	366
6	~ 39歳	290	132	53	5	10	90
40	~ 64歳	286	126	78	25	21	36
65	~ 69歳	154	61	41	15	14	23
70	~ 74歳	272	115	77	28	23	30
75	~ 79歳	474	192	150	48	38	46
80	~ 84歳	628	214	224	77	56	57
85	歳以上	1,014	221	369	167	175	82
(再掲)	65歳以上	2,542	804	861	335	305	237

(注) 1 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

2 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

3 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/190.xls>

第191表 性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率

平成19年(単位 千人)

区分		世帯人員数	手助けや見守りを要する者の数	手助けや見守りを要する者率(人口千対)
総	数	126,083	5,232	41.5
6	～ 39 歳	48,212	626	13.0
40	～ 64 歳	43,355	641	14.8
65	～ 69 歳	8,346	337	40.4
70	～ 74 歳	7,145	526	73.6
75	～ 79 歳	5,643	785	139.1
80	～ 84 歳	3,693	941	254.8
85	歳以上	2,758	1,366	495.3
	(再掲) 65歳以上	27,584	3,955	143.4
男	総 数	61,044	2,108	34.5
6	～ 39 歳	24,170	336	13.9
40	～ 64 歳	21,247	354	16.7
65	～ 69 歳	3,986	183	45.9
70	～ 74 歳	3,349	253	75.5
75	～ 79 歳	2,456	311	126.6
80	～ 84 歳	1,465	313	213.7
85	歳以上	863	352	407.9
	(再掲) 65歳以上	12,120	1,413	116.6
女	総 数	65,039	3,123	48.0
6	～ 39 歳	24,042	290	12.1
40	～ 64 歳	22,107	286	12.9
65	～ 69 歳	4,360	154	35.3
70	～ 74 歳	3,796	272	71.7
75	～ 79 歳	3,186	474	148.8
80	～ 84 歳	2,227	628	282.0
85	歳以上	1,895	1,014	535.1
	(再掲) 65歳以上	15,464	2,542	164.4

(注) 1 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

2 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りが必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

3 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/191.xls>

3 老人医療

第192表 老人医療受給対象者数

(単位：人)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
総 数	15,480,275	14,837,542	14,176,160	13,526,826	12,966,018	13,193,766
政府管掌健康保険						
一般被保険者	1,844,060	1,695,698	1,570,095	1,458,165	1,365,510	・
法第3条第2項被保険者	2,353	1,955	1,522	1,232	856	・
組合管掌健康保険	750,783	682,237	619,442	566,931	525,870	・
船員保険	14,559	13,109	11,952	10,805	9,844	・
国民健康保険	12,469,321	12,070,033	11,623,354	11,165,495	10,763,530	・
共済組合	399,199	374,510	349,796	324,199	300,408	・

- (注) 1 平成19年度以前は、市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものであり、平成20年度は後期高齢者医療広域連合からの後期高齢者医療事業状況報告を集計したものである。
 2 平成20年度の制度改正により、各制度の老人保健制度は廃止された。
 3 各年度における各月末平均である。
 4 平成20年度は、平成20年3月末老人医療受給対象者数と平成20年4月～平成21年2月の各月末の後期高齢者医療被保険者数の平均である。

資料：平成19年度以前は厚生労働省保険局「老人医療事業年報」、平成20年度は厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業年報」
 SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/192.xls>

第193表 老人医療費の状況

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
総 数 件数	412,413,157	407,263,616	398,752,547	388,173,765	380,092,630	380,018,846
総 金額	11,652,324,563	11,576,342,506	11,644,341,603	11,259,364,980	11,275,296,995	11,414,528,468
診療費 件数	277,633,363	269,921,200	261,551,740	251,718,894	242,960,340	247,418,064
診療費 金額	9,565,265,164	9,442,858,225	9,444,139,606	9,149,164,490	9,104,812,346	9,155,843,120
薬剤支給 件数	113,304,014	114,357,431	113,998,895	113,539,611	113,451,653	119,095,255
薬剤支給 金額	1,471,060,994	1,514,346,762	1,577,693,075	1,557,860,533	1,624,474,290	1,703,522,363
入院時食事療養費 件数	11,541,693	11,491,944	11,483,576	11,192,991	10,968,364	10,948,610
入院時食事療養費 金額	464,535,523	465,385,310	467,861,166	396,969,351	387,669,856	384,972,985
老人訪問看護 件数	270,431	284,203	296,310	317,683	332,476	345,036
老人訪問看護 金額	17,365,588	19,034,260	20,454,283	22,463,489	23,913,459	26,366,674
医療費の支給 件数	21,206,141	22,701,146	22,905,644	22,597,596	23,348,161	13,160,502
医療費の支給 金額	134,179,457	134,745,203	134,197,602	132,908,609	134,427,043	143,824,313
老人保健施設療養費 件数	△792	△364	△42	△19	—	△11
老人保健施設療養費 金額	△82,163	△27,254	△4,128	△1,492	—	△989
1人当たり老人医療費 (円)	752,721	780,206	821,403	832,373	869,604	865,146

- (注) 1 平成19年度以前は老人保健法による医療の対象者に係るものであり、平成20年度は後期高齢者医療による被保険者に係るものである。
 2 金額は一部負担金・入院時食事療養費・入院時生活療養費の標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を含む。
 3 「入院時食事療養費・入院時生活療養費」の件数については、再掲である。
 平成17年度以前の「入院時食事療養費・入院時生活療養費」は、「食事療養」である。
 4 平成20年度は、老人医療事業の平成20年度3月分及び平成20年4月～平成21年2月までの請求遅れ分の老人医療費を含む。

資料：平成19年度以前は厚生労働省保険局「老人医療事業年報」、平成20年度は厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業年報」
 SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/193.xls>

第194表 制度別老人医療費の状況

(単位 金額：億円)

区分	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	法第3条 第2項	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
《実額》										
平成15年度(2003)	13,935	5,385	12	111	2,791	22,233	92,068	2,221	94,290	116,523
16 (2004)	13,298	5,022	10	102	2,705	21,137	92,497	2,129	94,627	115,763
17 (2005)	12,944	4,786	8	99	2,649	20,488	93,882	2,074	95,956	116,443
18 (2006)	12,097	4,423	7	93	2,458	19,078	91,568	1,949	93,516	112,594
19 (2007)	11,773	4,253	4	86	2,349	18,465	92,390	1,898	94,288	112,753
《構成比(%)》										
平成15年度(2003)	11.96	4.62	0.01	0.10	2.39	19.08	79.01	1.91	80.92	100.00
16 (2004)	11.49	4.34	0.01	0.09	2.34	18.26	79.90	1.84	81.74	100.00
17 (2005)	11.12	4.11	0.01	0.09	2.28	17.59	80.62	1.78	82.41	100.00
18 (2006)	10.74	3.93	0.01	0.08	2.18	16.94	81.33	1.73	83.06	100.00
19 (2007)	10.44	3.77	0.00	0.08	2.08	16.38	81.94	1.68	83.62	100.00

(注) 1 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。

2 平成20年度の制度改正により、各制度の老人保健制度は廃止された。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/194.xls>

第195表 老人医療費（診療費）の状況

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
総 数 件数	277,633,363	269,912,200	261,551,740	251,718,894	242,960,340	247,418,064
日数	876,743,541	845,815,384	814,857,848	773,708,499	741,035,132	735,722,087
金額	9,565,265,164	9,442,858,225	9,444,139,606	9,149,164,490	9,104,812,346	9,155,843,120
入院 件数	12,384,693	12,340,244	12,331,974	11,991,294	11,717,958	11,682,032
日数	234,193,972	233,591,110	233,782,365	226,973,721	222,576,908	220,909,755
金額	5,182,766,939	5,204,830,209	5,286,740,278	5,182,243,029	5,216,664,653	5,300,902,542
入院外 件数	242,220,237	234,933,539	226,884,107	218,194,010	210,693,478	214,108,809
日数	582,069,929	554,129,262	525,188,591	494,070,508	468,946,432	463,643,720
金額	3,960,883,228	3,837,057,863	3,772,573,378	3,612,923,163	3,552,406,900	3,502,942,314
歯科 件数	23,028,433	22,647,417	22,335,659	21,533,590	20,548,904	21,627,223
日数	60,479,640	58,095,012	55,886,892	52,664,270	49,511,792	51,168,612
金額	421,614,997	400,970,153	384,825,950	353,998,297	335,740,794	351,998,264

(注) 1 平成19年度以前は老人保健法による医療の対象者に係るものであり、平成20年度は後期高齢者医療による被保険者に係るものである。

2 金額は一部負担金を含む。

3 平成20年度は、老人医療事業の平成20年度3月分及び平成20年4月～平成21年2月までの請求遅れ分の老人医療費を含む。

資料：平成19年度以前は厚生労働省保険局「老人医療事業年報」、平成20年度は厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/195.xls>

第196表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移

区分	老人医療受給 対象者数	対前年度比	老人医療費	対前年度比	1人当たり 老人医療費	対前年度比
	千人	%	億円	%	千円	%
平成15年度(2003)	15,480	△2.8	116,523	△0.7	753	2.2
16 (2004)	14,838	△4.2	115,763	△0.7	780	3.7
17 (2005)	14,176	△4.5	116,443	0.6	821	5.3
18 (2006)	13,527	△4.6	112,594	△3.3	832	1.3
19 (2007)	12,966	△4.1	112,753	0.1	870	4.5
20 (2008)	13,194	1.8	114,145	1.2	865	△0.5

(注) 1 平成19年度以前は老人保健法による医療の対象者に係るものであり、平成20年度は後期高齢者医療による被保険者に係るものである。

2 「老人医療受給対象者数」は、平成20年度は「被保険者数」である。

3 「老人医療費」は、平成20年度は「医療費」である。

4 「1人当たり老人医療費」は、平成20年度は「1人当たり医療費」である。

資料：平成19年度以前は厚生労働省保険局「老人医療事業年報」、

平成20年度は厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/196.xls>

第197表 老人医療費と国民医療費の推移

区分	老人医療費		国民医療費		老人医療費の 国民医療費に に対する割合	国民所得に対する割合	
	実 数	伸 率	実 数	伸 率		老人医療費	国民医療費
平成15年度(2003)	億円	%	億円	%	%	%	%
16 (2004)	116,523	△0.7	315,375	1.9	36.9	3.25	8.81
17 (2005)	115,763	△0.7	321,111	1.8	36.1	3.18	8.82
18 (2006)	116,443	0.6	331,289	3.2	35.1	3.18	9.05
19 (2007)	112,594	△3.3	331,276	△0.0	34.0	3.00	8.83
20 (2008)	112,753	0.1	341,360	3.0	33.0	2.98	9.02
	114,145	1.2	3.25	...

(注) 1 「国民医療費」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」による。

2 「国民所得額」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」による。

3 平成19年度以前は老人保健法による医療の対象者に係るものであり、平成20年度は後期高齢者医療による被保険者に係るものである。

4 平成20年度は、「老人医療費」を「後期高齢者医療費」と読み替える。

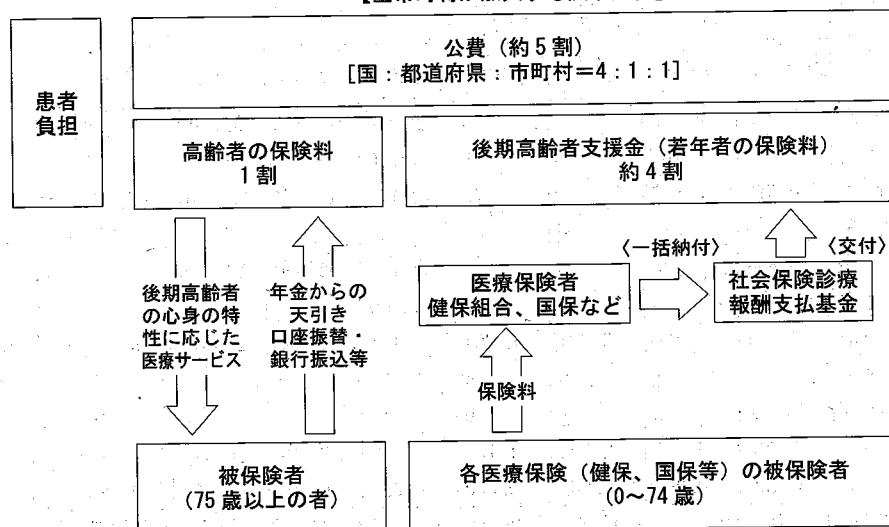
資料：平成19年度以前は厚生労働省保険局「老人医療事業年報」、

平成20年度は厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/197.xls>

第198表 医療費の負担

【全市町村が加入する広域連合】



- (注) 1 現役並み所得者については、老人保健法と同様に公費負担 (50%) はないため、実質的な公費負担率は46%、後期高齢者支援金の負担率は44%となる。
- 2 国保及び協会けんぽの後期高齢者支援金については、各々50%、16.4%の公費負担があり、また、低所得者等の保険料軽減については公費負担があり、これらを含めた公費負担率は58%となる。

資料：中央法規「社会保障入門」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/198.xls>

第199表 老人医療費の負担の状況

(単位 金額：億円、%)

区分	平成14年度 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
合計	117,300	100.0	116,523	100.0	115,763	100.0	116,443	100.0	112,594	100.0	112,753	100.0
公費	32,945	28.1	35,485	30.5	39,435	34.1	43,920	37.7	45,709	40.6	47,609	42.2
国	21,964	18.7	23,657	20.3	26,290	22.7	29,280	25.1	30,473	27.1	31,739	28.1
都道府県	5,491	4.7	5,914	5.1	6,573	5.7	7,320	6.3	7,618	6.8	7,935	7.0
市町村	5,491	4.7	5,914	5.1	6,573	5.7	7,320	6.3	7,618	6.8	7,935	7.0
保険者	74,179	63.2	70,718	60.7	66,310	57.3	62,610	53.8	57,036	50.7	55,083	48.9
被用者保険	43,996	37.5	41,844	35.9	38,909	33.6	36,624	31.5	33,246	29.5	32,090	28.5
政管一般組合	21,358	18.2	20,952	18.0	19,772	17.1	18,727	16.1	17,201	15.3	16,808	14.9
法第3条第2項	16	0.01	14	0.01	13	0.01	11	0.00	9	0.00	6	0.00
船保	124	0.1	109	0.1	94	0.1	87	0.1	77	0.1	70	0.1
共済	5,475	4.7	5,151	4.4	4,721	4.1	4,400	3.8	3,957	3.5	3,771	3.3
国保	30,183	25.7	28,874	24.8	27,400	23.7	25,986	22.3	23,790	21.1	22,992	20.4
患者負担	10,175	8.7	10,320	8.9	10,018	8.7	9,913	8.5	9,849	8.7	10,061	8.9

(注) 平成20年度の制度改正により、各制度の老人保健制度は廃止された。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/199.xls>

第200表 老人医療費拠出金積算内訳

平成19年度(単位 億円)

区分	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	法第3条 第2項	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
医療費	11,773	4,253	4	86	2,349	18,465	92,390	1,898	94,288	112,753
一部負担金等	1,196	100	0	8	206	1,811	8,043	207	8,250	10,061
医療給付費	10,576	3,853	4	78	2,143	16,654	84,346	1,691	86,038	102,692
特定費用額	1,443	238	0	2	43	1,726	5,391	382	5,773	7,500
拠出金	16,808	11,435	6	70	3,771	32,090	21,158	1,835	22,992	55,083
調整対象外医療費	0	3	0	0	0	3	1	0	1	4
老人加入率(%)	3.759	1.704	3.621	5.964	3.141	2.863	22,314	5.806	21.067	10.145
負担調整対象額	0	8	0	0	0	8	0	0	0	8
負担調整額	2	2	0	0	1	5	3	0	3	8
加入者調整率(%)	2.797	5.597	2.894	1.756	3.449	3.493	0.471	1.770	0.501	1,000
特定費用率(%)	0.136	0.062	0.008	0.020	0.020	0.104	0.064	0.226	0.067	0.073

(注) 1 医療給付費は、医療費から一部負担金、標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を控除したものである。

2 拠出金の年度計の額は、消滅保険者分を債務継承した後の数値である。

3 平成20年度の制度改正により、各制度の老人保健制度は廃止された。

資料: 厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/200.xls>

4 老人保健施設

第201表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

各年10月1日現在

区分	平成17年 (2005)		18 (2006)		19 (2007)		20 (2008)	
	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数
総 数	3,278	297,769	3,391	309,346	3,435	313,894	3,500	319,052
都道府県	4	228	4	228	4	228	4	228
市区町村	129	9,232	128	9,138	130	9,296	131	9,286
広域連合・一部事務組合	21	1,639	18	1,373	19	1,473	20	1,553
日本赤十字社・社会保険関係団体	64	5,763	69	6,144	67	5,944	65	5,846
医療法人	2,417	222,389	2,509	231,976	2,534	234,754	2,577	238,260
社会福祉協議会	1	84	2	154	1	84	2	164
社会福祉法人 (社会福祉協議会以外)	518	47,075	533	48,601	545	49,734	560	50,780
社団・財団法人	99	9,144	104	9,537	107	9,767	109	9,946
その他の法人	25	2,215	24	2,195	28	2,614	32	2,989

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/201.xls>

5 保健・健康増進 *旧 老人保健(ヘルス事業)

第202表 保健・健康増進事業実施状況

(単位 人)

事 業	項 目	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
健康手帳の交付	新規交付数(年度中)	1,436,188
	医療受給資格者(年度末現在)						
	総 数	15,123,006	14,551,977	13,908,145	13,232,603	13,061,207	.
	75歳以上	14,671,636	14,055,856	13,343,779	12,602,344	12,405,733	.
	65～74歳	451,370	496,121	564,366	630,259	655,474	.
	医療受給者以外の者(年度中)	1,517,528	1,398,847	1,392,024	1,393,734	1,257,416	.
健 康 教 育	個別健康教育						
	健診要指導者						
	指導開始	29,692	25,975	22,821	18,797	15,608	11,175
	指導終了	24,726	21,831	19,439	15,464	12,073	6,824
	集団健康教育						
	開催回数	316,108	311,681	295,718	194,665	181,139	155,609
	参加延人員	8,796,599	8,263,339	7,739,241	4,180,667	3,934,437	3,207,922
	1回当たり参加人員	27.8	26.5	26.2	21.5	21.7	20.6
健 康 相 談	開催回数	527,226	511,232	471,316	319,192	314,096	239,894
	被指導延人員	7,034,027	6,498,984	5,881,773	2,944,465	2,563,583	1,693,691
	1回当たり被指導延人員	13.3	12.7	12.5	9.2	8.2	7.1
基本健康診査	受診者数						
	健診検査	12,910,022	12,954,892	13,009,843	13,062,408	13,416,486	82,158
	(再掲)要指導・要医療者						
	総 数	11,206,648	11,331,440	11,438,922	11,572,359	11,886,827	.
がん検診	受診者数						
	胃がん	4,508,041	4,376,699	4,344,918	4,227,730	4,262,048	3,916,203
	肺がん	7,841,092	7,769,635	7,537,013	7,387,430	7,506,113	6,685,467
	大腸がん	6,403,659	6,430,450	6,630,503	6,824,088	7,176,312	6,418,334
	子宮がん	4,087,444	3,995,021	3,439,094	3,320,265	3,538,132	3,499,278
	乳がん	3,488,074	2,698,947	2,267,189	2,132,014	2,349,971	2,137,690
機能訓練	訓練実施施設数	9,379	9,165	8,084	1,232	957	580
	実施回数	202,671	186,763	166,317	34,182	23,624	16,286
	被指導実人員	220,933	226,604	205,592	15,264	9,090	5,002
	被指導延人員	2,370,550	2,193,365	1,944,634	191,286	123,975	79,699
	1回当たり被指導延人員	11.7	11.7	11.7	5.6	5.2	4.9
	従事者延人員	760,280	617,364	552,024	108,984	75,957	52,240

第5節 高齢者保健(医療)福祉

訪問指導	被訪問指導実人員	943,501	893,365	742,332	333,645	293,851	221,797
	被訪問指導延人員	1,642,720	1,498,020	1,243,433	498,220	429,465	327,197
	訪問従事者延人員	840,921	743,436	661,915	308,218	258,401	200,619

- (注) 1 「健康相談」は、重点健康相談と介護家族健康相談と総合健康相談の合計。
 2 平成18年度以降は、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の創設（平成18年4月1日施行）により、65歳以上の「健康教育」「健康相談」「機能訓練」「訪問指導」は地域支援事業で実施のため対象者を変更している。
 3 「健診要指導者」「健診検査」は、平成19年度以前は「基本健診要指導者」「基本健診」である。
 4 平成20年度は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

資料：平成19年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、
 平成20年度は同部「地域保健・健康増進事業報告」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/202.xls>

第203表 老人保健健康手帳の交付状況

(単位 人)

区分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
《総数》						
新規交付	305,909	335,619	334,161	381,453	628,119	829,939
資格喪失	541,831	948,472	939,549	957,234	1,270,796	986,859
年 度 末	15,790,878	15,123,006	14,551,977	13,908,145	13,232,603	13,061,207
《75歳以上の者(再掲)》						
新規交付	249,769	241,133	233,451	265,146	502,671	726,094
資格喪失	512,130	908,450	897,855	913,189	1,218,080	911,652
年 度 末	15,369,551	14,671,636	14,055,856	13,343,779	12,602,344	12,405,733

- (注) 平成20年度より、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となったため、老人保健健康手帳についての調査報告は廃止された。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/203.xls>

第204表 健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

(単位 人)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《総 数》						
受 診 者						
健 康 診 査	12,910,022	12,954,892	13,009,843	13,062,408	13,416,486	82,158
判 定・指 導 区 分						
情 報 提 供						61,159
動 機 付 け 支 援						6,691
積 極 的 支 援						4,690
受 診 効 燥						25,189
異 常 認 め ず	1,704,022	1,652,051	1,598,750	1,514,457	1,552,998	.
要 指 導	4,680,141	4,715,165	4,659,379	4,523,234	4,618,037	.
要 医 療	6,526,507	6,616,275	6,779,543	7,049,125	7,268,790	.
《70歳以上の者(再掲)》						
受 診 者						
健 康 診 査	4,702,399	4,882,304	5,128,324	5,399,106	5,706,413	41,799
判 定・指 導 区 分						
情 報 提 供						32,161
動 機 付 け 支 援						3,042
積 極 的 支 援						863
受 診 効 燥						12,688
異 常 認 め ず	419,003	419,632	419,118	416,693	446,231	.
要 指 導	1,475,308	1,539,839	1,596,222	1,590,631	1,676,461	.
要 医 療	2,808,496	2,945,914	3,136,065	3,414,085	3,605,442	.

(注) 1 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。

2 「健康診査」は、平成19年度以前は「基本診査」である。

3 平成20年度は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

資料：平成19年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、

平成20年度は同部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/204.xls>

第205表 健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

(単位 人)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《総 数》						
血 壓	4,413,283	4,410,460	4,370,977	4,240,051	4,243,353	45,765
脂 質 異 常	5,757,364	5,804,701	5,820,782	6,020,267	6,198,784	35,113
糖 尿 病	2,064,302	2,145,207	2,362,267	2,583,601	2,617,298	24,496
貧 血 (疑いを含む)	1,805,107	1,874,201	1,939,140	1,946,187	2,095,863	10,471
肝疾患 (疑いを含む)	1,927,633	1,953,137	2,005,873	1,872,406	1,906,400	12,591
腎機能障害(疑いを含む)	1,255,584	1,300,628	1,308,189	1,353,421	1,427,226	6,887
《70歳以上の者(再掲)》						
血 壓	2,042,334	2,102,391	2,162,190	2,194,612	2,244,501	25,441
脂 質 異 常	1,831,467	1,899,892	1,997,416	2,166,937	2,275,816	16,258
糖 尿 病	916,249	978,110	1,119,095	1,280,016	1,330,534	12,671
貧 血 (疑いを含む)	911,369	978,996	1,054,886	1,104,390	1,209,149	6,308
肝疾患 (疑いを含む)	591,184	622,614	687,550	676,044	715,172	5,109
腎機能障害(疑いを含む)	611,623	648,550	679,813	733,878	800,932	3,947

- (注) 1 「血圧」は、平成14~19年度は軽症高血圧・中等度高血圧・重症高血圧の合計であり、平成20年度は高血圧症予備群・高血圧症有病者の合計である。
- 2 「脂質異常」は、平成19年度以前は「総コレステロール」であり、要指導・要医療の合計である。平成20年度は脂質異常有病者である。
- 3 「糖尿病」は、平成19年度以前は要指導・要医療の合計であり、平成20年度は糖尿病予備群・糖尿病有病者の合計である。
- 4 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。
- 5 平成20年度は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

資料：平成19年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、

平成20年度は同部「地域保健・健康増進事業報告」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/205.xls>

第206表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

(単位 人)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《総 数》						
胃がん						
受診人員	4,508,041	4,376,699	4,344,918	4,227,730	4,262,048	3,916,203
肺がん						
胸部エックス線検査のみ受診人員	7,208,156	7,138,878	6,963,844	6,960,605	7,066,168	6,685,467
喀痰細胞診のみ受診人員	45,298	30,437	23,066	10,120	8,087	·
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診受診人員	587,638	600,320	550,103	416,705	431,858	·
喀痰細胞診対象者数	·	·	·	·	·	635,931
喀痰容器配布数	·	·	·	·	·	350,584
喀痰細胞診(喀痰細胞診のみの受診は除く)	·	·	·	·	·	269,690
大腸がん						
受診人員	6,403,659	6,430,450	6,630,503	6,824,088	7,176,312	6,418,334
子宮がん						
頸部のみ受診人員	3,650,689	3,587,439	3,439,094	3,320,265	3,538,132	3,499,278
体部受診人員	·	·	305,150	300,492	337,490	332,278
乳がん						
視触診方式のみ受診人員	2,770,371	1,599,234	662,632	500,203	457,137	·
マンモグラフィ併用方式受診人員	717,703	1,099,713	1,604,557	1,631,811	1,892,834	1,792,176
マンモグラフィのみ受診人員	·	·	·	·	·	345,514
《70歳以上の者(再掲)》						
胃がん						
受診人員	1,258,060	1,275,811	1,330,678	1,337,057	1,389,703	1,311,923
肺がん						
胸部エックス線検査のみ受診人員	2,443,232	2,508,800	2,558,156	2,675,065	2,787,454	2,794,897
喀痰細胞診のみ受診人員	15,703	11,372	8,894	3,620	2,743	·
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診受診人員	193,913	204,230	186,853	151,854	159,415	·
喀痰細胞診対象者数	·	·	·	·	·	254,482
喀痰容器配布数	·	·	·	·	·	132,984
喀痰細胞診(喀痰細胞診のみの受診は除く)	·	·	·	·	·	106,828
大腸がん						
受診人員	2,067,768	2,168,284	2,351,907	2,548,293	2,774,316	2,561,074
子宮がん						
頸部のみ受診人員	376,096	385,644	357,819	352,995	381,907	384,507
体部受診人員	·	·	15,978	16,415	19,119	20,161
乳がん						
視触診方式のみ受診人員	377,187	292,389	135,916	111,777	110,394	·
マンモグラフィ併用方式受診人員	87,252	144,144	227,637	239,679	279,136	272,821
マンモグラフィのみ受診人員	·	·	·	·	·	70,200

(注) 1 肺がんの「喀痰細胞診対象者数」は、胸部エックス線検査受診者の中高危険群者数である。「中高危険群者」とは、問診の結果、50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)600以上の者(過去における喫煙者含む)及び6月以内に血痰のあった者のいざれかに該当することが判明した者である。

2 「喀痰容器」は、喀痰細胞診対象者(胸部エックス線検査者中高危険群者)への配布状況である。

3 「喀痰細胞診(喀痰細胞診のみ受診は除く)」は、喀痰容器の回収数を受診者数としたものである。

4 平成20年度は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

資料：平成19年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、

平成20年度は同部「地域保健・健康増進事業報告」

第6節 医療供給と医療費

1 総 括

第207表 国民医療費推計額

区分	推計額(億円)				構成割合(%)			
	平成16年度 (2004) 17	18 (2005) (2006)	19 (2007) (2008)	20 (2008)	平成16年度 (2004) 17	18 (2005) (2006)	19 (2007) (2008)	20 (2008)
国民医療費	321,111	331,289	331,276	341,360	348,084	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	21,671	21,987	22,125	23,002	23,310	6.7	6.6	6.7
生活保護法	12,952	13,453	13,444	13,119	13,561	4.0	4.1	4.1
結核予防法	89	80	53	•	0.0	0.0	0.0	•
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	1,242	1,350	65	66	65	0.4	0.4	0.0
障害者自立支援法	•	•	1,508	2,424	2,687	•	•	0.5
その他の	7,389	7,104	7,054	7,393	6,996	2.3	2.1	2.2
感染症法(結核)(再掲)	•	•	49	52	•	•	0.0	0.0
医療保険等給付分	147,514	155,377	159,272	167,576	169,548	45.9	46.9	48.1
医療保険	144,673	152,566	156,480	164,782	166,798	45.1	46.1	47.2
被用者保険	72,779	74,714	75,411	78,163	80,038	22.7	22.6	22.8
被保険者	36,755	37,440	37,344	38,838	39,636	11.4	11.3	11.3
被扶養者	34,301	34,516	34,464	34,848	35,964	10.7	10.4	10.4
高齢者	1,723	2,757	3,603	4,477	4,439	0.5	0.8	1.1
政府管掌健康保険	35,671	36,798	37,268	38,871	39,637	11.1	11.1	11.2
組合管掌健康保険	27,532	28,195	28,563	29,640	30,572	8.6	8.5	8.6
船員保険	210	211	204	210	209	0.1	0.1	0.1
国家公務員共済組合	2,188	2,192	2,152	2,153	2,181	0.7	0.7	0.6
地方公務員共済組合	6,286	6,405	6,306	6,345	6,460	2.0	1.9	1.9
私立学校教職員共済	892	913	918	944	979	0.3	0.3	0.3
国民健康保険	71,894	77,852	81,069	86,619	86,759	22.4	23.5	24.5
高齢者以外	62,783	63,403	61,721	61,908	62,368	19.6	19.1	18.6
高齢者	9,112	14,449	19,347	24,711	24,391	2.8	4.4	5.8
退職者医療制度(再掲)	20,803	24,278	24,899	27,888	5,276	6.5	7.3	7.5
その他の	2,841	2,811	2,792	2,793	2,750	0.9	0.8	0.8
労働者災害補償保険	2,257	2,249	2,234	2,242	2,238	0.7	0.7	0.7
その他の	584	562	558	551	512	0.2	0.2	0.2
後期高齢者医療給付分	105,730	106,353	102,325	102,785	104,273	32.9	32.1	30.9
患者負担分	46,196	47,572	47,555	47,996	49,141	14.4	14.4	14.4
全額自費	3,954	4,119	4,027	4,147	4,408	1.2	1.2	1.2
公費・保険又は老人保健の一部負担	42,242	43,453	43,528	43,850	44,732	13.2	13.1	12.8
軽減特例措置	•	•	•	•	1,813	•	•	0.5

- (注) 1 公費負担医療給付分の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」は、身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により負担していた医療費の一部が平成18年4月から「障害者自立支援法」に組み込まれた。
- 2 公費負担医療給付分の「その他」は、母子保健法、児童福祉法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。
- 3 医療保険等給付分その他の「その他」は、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、独立行政法人日本スポーツ振興センター法、防衛省職員給与法、公害健康被害の補償等に関する法律及び健康被害救済制度による救済給付による医療費である。
- 4 医療保険適用者の高齢者は70歳以上である。
- 5 平成19年4月から、結核予防法が感染症法に統合された。
- 6 「後期高齢者医療給付分」は、平成19年度以前は、「老人保健給付分」であり、平成20年3月に老人保健制度が廃止となり、平成20年4月より新たに創設された。「後期高齢者医療給付分」には、老人保健制度の請求遅れ分を含む。
- 7 「軽減特例措置」は、平成20年4月からの70~74歳の患者の窓口負担の軽減措置に関する国庫負担分である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/207.xls>

第208表 診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）

(単位 千人)

区分	総数		病院		一般診療所		歯科診療所	
	平成17年 (2005)	20 (2008)	平成17年 (2005)	20 (2008)	平成17年 (2005)	20 (2008)	平成17年 (2005)	20 (2008)
総 数	8,555.2	8,257.4	3,258.0	3,060.1	4,020.1	3,887.8	1,277.2	1,309.4
全額自費	237.3	267.1	80.8	72.3	123.8	153.2	32.7	41.5
健保・共済の本人	1,271.4	1,277.1	379.8	365.8	579.3	590.1	312.4	321.1
健保・共済の家族	1,413.3	1,351.9	377.6	339.0	754.9	738.1	280.9	274.7
国 保	1,787.7	2,307.1	659.5	858.3	801.2	1,033.5	327.0	415.2
老人保健法	2,560.1	2,325.0	1,129.6	1,042.3	1,233.4	1,077.9	197.1	204.8
労災・公災	37.5	34.3	24.2	19.9	13.3	14.4	0.0	0.0
自賠法	43.7	42.7	16.2	11.8	27.5	30.8	0.0	0.1
その他の	1,049.4	487.2	464.8	243.2	460.6	202.5	124.0	41.4
介護保険のみ	115.1	88.1	107.3	80.2	7.8	7.5	0.0	0.3
自費診療と介護保険の併用	1.9	2.3	1.8	2.2	0.1	0.1	0.0	0.0
不詳	37.9	74.6	16.8	24.8	18.2	39.6	3.0	10.2
(再掲)								
結核予防法	5.0	12.6	4.9	4.9	0.0	7.7	0.0	0.0
精神保健福祉法	85.5	152.6	55.8	79.9	29.8	72.8	0.0	0.0
障害者自立支援法	•	1.3	•	0.0	•	1.3	•	0.0
生活保護法	301.9	279.7	187.0	168.6	98.6	91.3	16.3	19.8
その他の公費負担によるもの	775.4	788.2	342.4	329.9	388.3	406.2	44.7	52.1
介護保険	128.0	109.7	114.8	90.0	13.0	18.9	0.1	0.8

(注) 1 全国推計数である。

2 船員保険は、「その他」に含む。

3 日雇健保・退職者医療の本人・家族を「その他」に含む。

4 平成20年の「老人保健法」は、「高齢者の医療の確保に関する法律」である。

5 平成20年の「結核予防法」は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」である。

6 平成20年の「精神保健福祉法」は、「精神保健及び精神障害福祉に関する法律」である。

7 10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

8 3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/208.xls>

第209表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）

(単位 千人)

区分	総数		病院		一般診療所		歯科診療所	
	平成17年 (2005)	20 (2008)	平成17年 (2005)	20 (2008)	平成17年 (2005)	20 (2008)	平成17年 (2005)	20 (2008)
《全国推計患者数》								
総 数	8,555.2	8,257.3	3,258.0	3,060.1	4,020.0	3,887.8	1,277.2	1,309.4
入院	1,462.8	1,392.4	1,391.6	1,332.6	71.2	59.8	•	•
外来	7,092.4	6,865.0	1,866.4	1,727.5	3,948.9	3,828.0	1,277.2	1,309.4
《受療率(人口10万対)》								
総 数	6,696	6,466	2,550	2,397	3,147	3,045	1,000	1,025
入院	1,145	1,090	1,089	1,044	56	47	•	•
外来	5,551	5,376	1,461	1,353	3,091	2,998	1,000	1,025

(注) 1 歯科診療所には往診の推計患者数は含まれていない。

2 歯科診療所については、外来のみの調査である。

3 分娩後の母親に伴い入院している正常な新生児は、推計患者数に含まれていない。

4 10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

5 3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/209.xls>

2 医療機関

第210表 病院・診療所数(開設者別)

各年10月1日現在

区分	病院				一般診療所			歯科診療所 総数
	総数	精神病院	結核療養所	一般病院	総数	有床	無床	
平成16年(2004)	9,077	1,076	2	7,999	97,051	14,765	82,286	66,557
17(2005)	9,026	1,073	1	7,952	97,442	13,477	83,965	66,732
18(2006)	8,943	1,072	1	7,870	98,609	12,858	85,751	67,392
19(2007)	8,862	1,076	1	7,785	99,532	12,399	87,133	67,798
20(2008)	8,794	1,079	1	7,714	99,083	11,500	87,583	67,779
21(2009)	8,739	1,083	1	7,655	99,635	11,072	88,563	68,097
平成20年								
国	276	3	—	273	589	226	363	4
公的医療機関	1,320	51	—	1,269	3,743	234	3,509	285
社会保険関係団体	122	—	—	122	665	5	660	11
公益法人	395	66	—	329	912	44	868	162
医療法人	5,728	901	1	4,826	34,858	6,674	28,184	10,197
私立学校法人	108	3	—	105	164	7	157	15
社会福祉法人	184	8	—	176	7,117	31	7,086	28
医療生生協	85	2	—	83	321	22	299	43
会社	69	—	—	69	2,244	5	2,239	18
その他法人	31	3	—	28	403	16	387	61
個人	476	42	—	434	48,067	4,236	43,831	56,955
医育機関(再掲)	161	2	—	159	•	•	•	•
平成21年								
国	275	3	—	272	600	227	373	4
公的医療機関	1,296	50	—	1,246	3,707	239	3,468	285
社会保険関係団体	122	—	—	122	644	5	639	12
公益法人	391	65	—	326	889	42	847	157
医療法人	5,726	910	1	4,815	35,341	6,548	28,793	10,406
私立学校法人	107	3	—	104	172	7	165	15
社会福祉法人	186	8	—	178	7,282	31	7,251	27
医療生生協	85	2	—	83	325	22	303	42
会社	67	—	—	67	2,228	5	2,223	19
その他法人	36	3	—	33	424	17	407	68
個人	448	39	—	409	48,023	3,929	44,094	57,062
医育機関(再掲)	159	2	—	157	•	•	•	•

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/210.xls>

第211表 病床数(開設者・種類別)

各年10月1日現在

区分	病院						一般診療所 病床数
	病院病床数 合計	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	
平成16年(2004)	1,631,553	354,927	1,690	13,293	349,450	912,193	181,001
17(2005)	1,631,473	354,296	1,799	11,949	359,230	904,199	167,000
18(2006)	1,626,589	352,437	1,779	11,129	350,230	911,014	159,898
19(2007)	1,620,173	351,188	1,809	10,542	343,400	913,234	155,143
20(2008)	1,609,403	349,321	1,785	9,502	339,358	909,437	146,568
21(2009)	1,601,476	348,121	1,757	8,924	336,273	906,401	141,817
平成20年度							
国	119,962	8,168	97	4,043	232	107,422	2,266
公的医療機関	343,604	25,792	1,508	3,154	17,503	295,647	2,899
社会保険関係団体	35,857	277	48	331	1,234	33,967	30
公益法人	93,761	26,826	62	739	14,214	51,920	570
医療法人	851,188	268,323	28	884	278,733	303,220	93,342
私立学校法人	55,003	2,436	18	48	145	52,356	115
社会福祉法人	32,738	5,070	—	168	6,529	20,971	373
医療生協	14,252	488	—	—	2,909	10,855	273
会社	13,972	288	4	2	596	13,082	36
その他の法人	5,358	730	20	—	1,068	3,540	236
個人	43,708	10,923	—	133	16,195	16,457	46,428
医育機関(再掲)	94,544	4,677	40	269	130	89,428	•
平成21年度							
国	119,236	8,132	77	3,690	232	107,105	2,288
公的医療機関	338,080	25,045	1,476	3,042	16,996	291,521	3,042
社会保険関係団体	35,808	273	48	339	1,266	33,882	30
公益法人	93,379	26,659	82	653	14,099	51,886	538
医療法人	851,275	268,656	28	852	276,420	305,319	91,451
私立学校法人	54,781	2,396	18	45	195	52,127	115
社会福祉法人	33,263	5,050	—	168	6,929	21,116	373
医療生協	14,251	488	—	—	2,969	10,794	282
会社	13,370	284	4	2	507	12,573	36
その他の法人	6,604	730	24	—	1,246	4,604	255
個人	41,429	10,408	—	133	15,414	15,474	43,407
医育機関(再掲)	94,177	4,637	48	242	130	89,120	•

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/211.xls>

第212表 医療法人数の推移

各年度末現在

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
全医療法人数	40,030	41,720	44,027	45,078	45,396	45,989
厚生労働大臣所管	642	695	746	771	783	813
都道府県知事所管	39,388	41,025	43,281	44,307	44,613	45,176

資料:厚生労働省医政局「医療法人数の推移」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/212.xls>

第213表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

各年度末現在

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
薬局数	50,600	51,233	51,952	52,539	53,304	53,642
開設者が自ら管理している薬局	9,432	9,150	9,819	8,634	8,549	7,528
開設者が自ら管理していない薬局	41,168	42,083	42,133	43,905	44,755	46,114
無薬局町村	380	187	191	186	172	159
医薬品販売業	45,129	42,218	41,371	40,366	39,415	38,843
店舗販売業	11,813	11,216	11,286	11,051	10,948	22,378
薬種商販売業	13,830	13,197	12,715	12,412	12,140	802
特例販売業	8,757	7,558	7,233	6,981	6,850	5,668
配販業	10,729	10,247	10,137	9,922	9,477	9,995

(注)「店舗販売業」は、平成20年度以前は「一般販売業」である。

資料: 平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」、

平成21年度は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/213.xls>

第214表 病院1施設当たり収支状況(構成比率、病院種類、開設者別)

平成21年6月

区分	一般病院					精神病院				
	法人・その他		個人		全 体	法人・その他		個人		全 体
	金額 (千円)	構成比率 (%)								
I 医業収益	228,548	97.0	86,090	90.1	222,597	96.9	117,287	99.9	32,744	100.0
II 介護収益	7,076	3.0	9,481	9.9	7,177	3.1	144	0.1	0	0.0
III 医業・介護費用	244,651	103.8	89,365	93.5	238,165	103.7	117,608	100.2	27,494	84.0
IV 損益差額(I+II-III)	△9,028	△3.8	6,206	6.5	△8,391	△3.7	△177	△0.2	5,250	16.0
V その他の医業・介護関連収益	13,779	5.8	1,534	1.6	13,267	5.8	8,403	7.2	178	0.5
VI その他の医業・介護関連費用	7,059	3.0	1,534	1.6	6,828	3.0	4,654	4.0	699	2.1
VII 総損益差額(IV+V-VI)	△2,307	△1.0	6,206	6.5	△1,952	△0.8	3,572	3.0	4,729	14.4
VIII 税金	1,527	0.6	—	—	—	—	1,379	1.2	—	—
IX 税引後の総損益差額(VI-VII)	△3,835	△1.6	—	—	—	—	2,192	1.9	—	—
施設数	757		33		790		125		2	

(注) 1 個人立の病院の総損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

2 個人立の病院は税金について調査していないので、個人立の病院が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。

3 調査に回答した全ての医療機関等の集計である。

資料: 中央社会保険医療協議会「平成21年6月医療経済実態調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/214.xls>

第215表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）

区分	入院診療収益あり							
	個人		医療法人		その他		全体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医業収益	13,718	99.2	-28,132	97.4	9,828	98.3	24,806	97.6
II 介護収益	114	0.8	742	2.6	173	1.7	602	2.4
III 医業・介護費用	11,769	85.1	26,869	93.1	15,285	152.8	23,555	92.7
IV 損益差額 (I+II-III)	2,063	14.9	2,005	6.9	△5,283	△52.8	1,853	7.3
V 税金	—	—	511	1.8	0	0.0	—	—
VI 税引後の総損益差額(IV-V)	—	—	1,494	5.2	△5,283	△52.8	—	—
施設数	18		69		2		89	

(注) 1 個人立の一般診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行ったための内部資金に充てられることが考えられる。
 2 個人立の一般診療所は税金について調査していないので、個人立の一般診療所が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。
 3 調査に回答した全ての医療機関等の集計である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成21年6月医療経済実態調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/215.xls>

第216表 歯科診療所1施設当り収支状況（構成比率）

平成21年6月

区分	個人		医療法人		その他		全体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医業収益	3,616	100.0	8,033	99.8	9,377	100.0	4,355	99.9
II 介護収益	1	0.0	16	0.2	0	0.0	4	0.1
III 医業・介護費用	2,415	66.8	7,299	90.7	8,524	90.9	3,231	74.1
IV 損益差額 (I+II-III)	1,202	33.2	750	9.3	853	9.1	1,128	25.9
V 税金	—	—	50	0.6	3	0.0	—	—
VI 税引後の総損益差額(IV-V)	—	—	700	8.7	851	9.1	—	—
施設数	551		108		2		661	

(注) 1 個人立の歯科診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行ったための内部資金に充てられることが考えられる。
 2 個人立の歯科診療所は税金について調査していないので、個人立の歯科診療所が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。
 3 「その他」とは、市町村立などである。
 4 「構成比率」は、収入にあっては「I 医業収益」と「II 介護収益」を合算した金額に対する各収益科目、又は費用科目の割合である。

5 調査に回答した全ての医療機関等の集計である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成21年6月医療経済実態調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/216.xls>

平成21年6月

入院診療収益なし							
個 人		医療法人		その他		全 体	
金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
6,655	99.7	10,768	97.8	14,547	97.0	8,746	98.5
18	0.3	239	2.2	444	3.0	131	1.5
4,625	69.3	10,636	96.6	14,702	98.1	7,646	86.1
2,048	30.7	371	3.4	289	1.9	1,230	13.9
—	—	165	1.5	32	0.2	—	—
—	—	206	1.9	257	1.7	—	—
492		443		23		958	

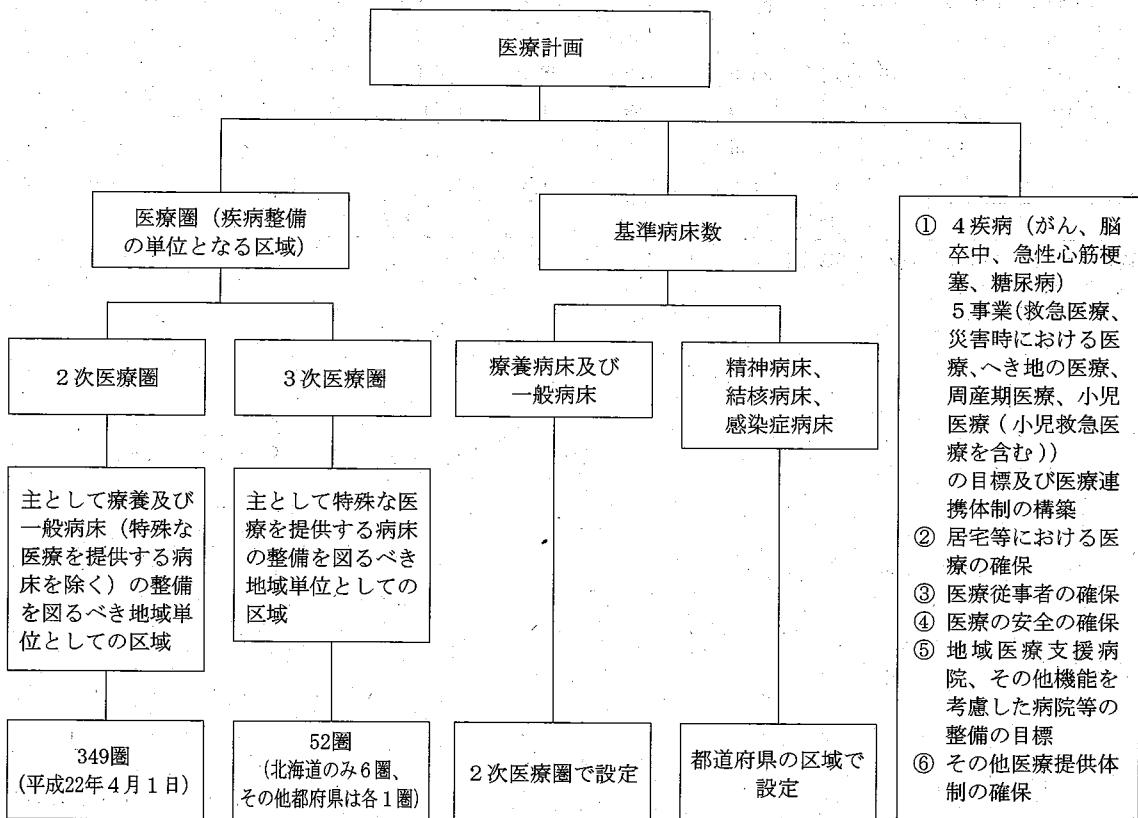
値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

の集計はしていない。

3 地域医療計画

第217表 地域医療計画の内容

医療計画の内容

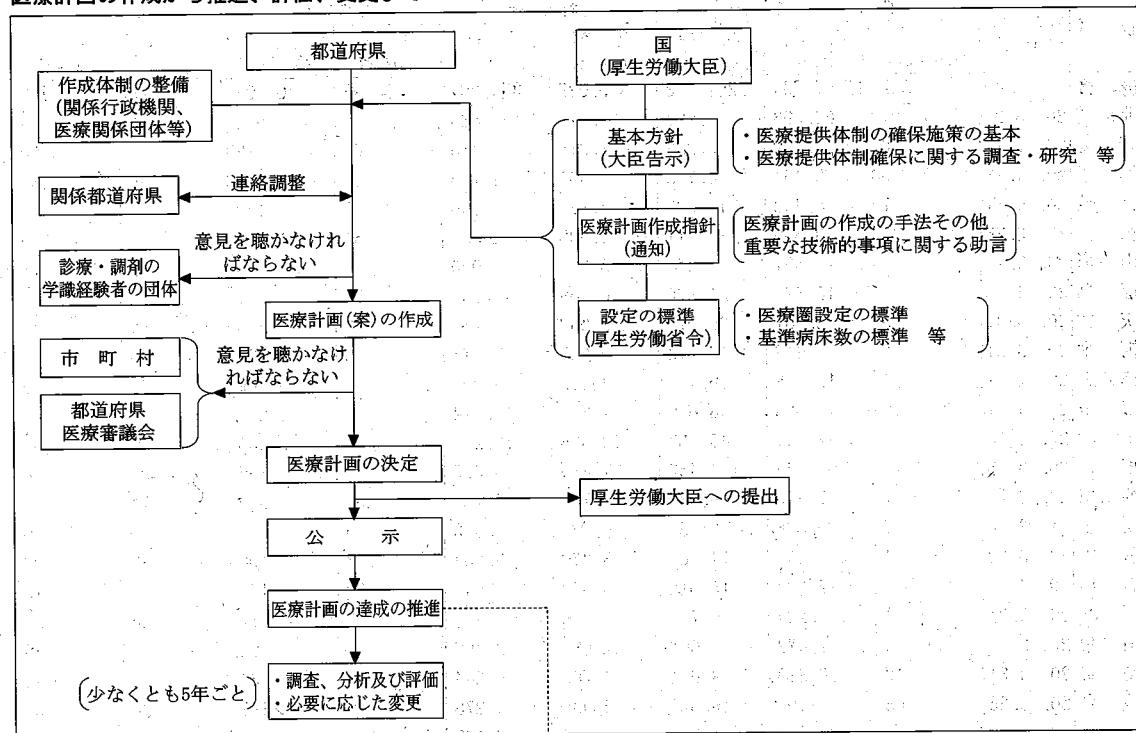


資料：厚生労働省医政局作成

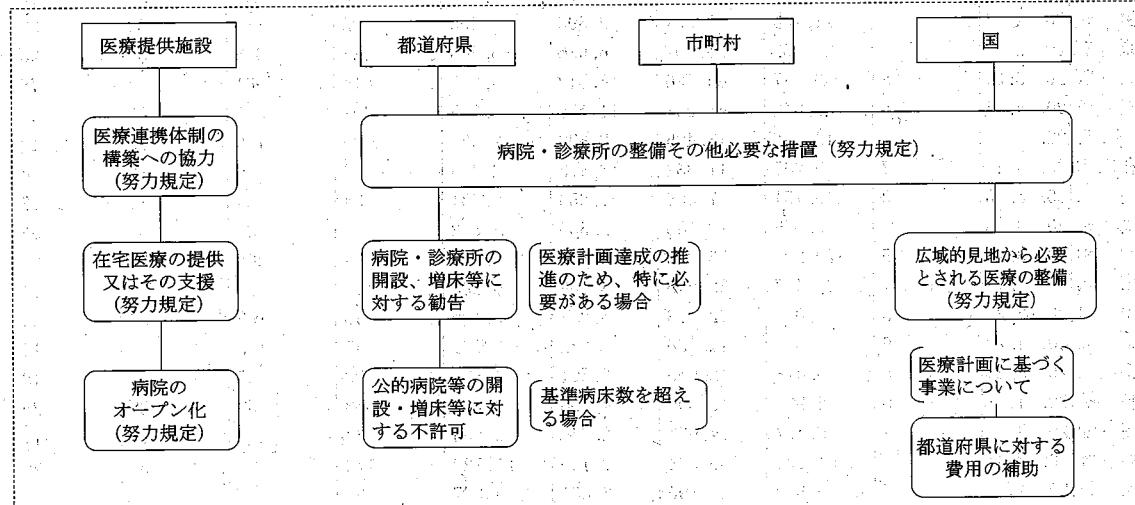
SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/217.xls>

第218表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成から推進、評価、変更まで



医療計画の達成に向けた各関係者の取組



資料：厚生労働省医政局作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/218.xls>

第219表 都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況

平成22年4月現在

区分	公示年月日 (平成)	一般病床及び療養病床			精神病床		結核病床		感染症病床	
		二 次 医療圈数	基 準 病床数	既 存 病床数	基 準 病床数	既 存 病床数	基 準 病床数	既 存 病床数	基 準 病床数	既 存 病床数
総 数		349	1,097,794	1,261,583	310,088	350,387	6,792	10,502	1,885	1,718
北海道	20. 3. 28	21	64,393	80,997	19,615	20,863	205	534	98	90
青森	20. 7. 18	6	11,679	13,222	3,918	4,465	65	112	32	20
岩手	20. 4. 18	9	13,451	14,743	4,497	4,796	126	216	40	38
宮城	20. 4. 1	7	18,402	19,635	4,627	6,495	100	140	28	28
秋田	20. 3. 28	8	10,636	12,211	3,508	4,350	51	89	36	30
山形	20. 3. 18	4	11,551	11,678	3,003	4,090	59	50	22	18
福島	20. 4. 8	7	16,879	21,670	6,568	7,730	78	241	36	36
茨城	20. 3. 31	9	22,587	25,576	5,038	7,716	113	213	48	48
栃木	20. 3. 31	5	15,418	16,774	4,669	5,315	65	134	28	26
群馬	22. 4. 1	10	16,998	19,114	4,419	5,255	66	69	48	46
埼玉	22. 4. 1	10	46,033	48,699	11,343	14,474	203	273	58	44
千葉	20. 4. 18	9	44,241	45,537	13,334	13,291	258	365	59	53
東京	20. 3. 28	13	95,744	104,433	22,810	25,320	739	856	130	104
神奈川	20. 3. 28	11	57,403	59,034	14,716	14,127	267	334	74	74
新潟	21. 3. 6	7	20,875	23,257	6,852	6,985	60	100	36	36
富山	20. 3. 31	4	11,461	14,567	3,372	3,534	107	106	20	20
石川	20. 4. 1	4	12,634	15,612	3,592	3,849	62	142	18	18
福井	20. 3. 31	4	8,224	9,769	2,116	2,419	35	112	20	16
山梨	20. 3. 27	4	7,473	9,002	1,980	2,468	22	94	20	28
長野	20. 3. 31	10	19,815	19,614	4,766	5,244	87	134	46	44
岐阜	20. 3. 25	5	18,101	16,620	4,038	4,278	188	157	30	30
静岡	22. 3. 30	8	34,126	32,765	6,946	7,137	108	198	48	48
愛知	20. 3. 28	11	46,982	55,590	13,160	13,095	280	396	70	64
三重	20. 10. 17	4	14,320	16,254	3,727	4,818	96	80	24	20
滋賀	20. 4. 1	7	11,150	12,304	2,398	2,403	102	132	32	32
京都	20. 4. 4	6	26,202	29,507	6,086	6,449	424	345	30	36
大阪	20. 3. 31	8	69,587	89,256	16,512	19,217	814	1,061	78	78
兵庫	20. 4. 1	10	50,849	53,037	11,151	11,535	339	391	56	52
奈良	22. 3. 31	5	13,747	13,495	2,698	2,937	80	100	28	12
和歌山	20. 3. 14	7	9,267	11,832	1,475	2,369	46	166	32	24
鳥取	20. 5. 13	3	6,151	7,306	1,853	2,031	34	34	12	12
島根	20. 3. 28	7	9,075	9,186	2,539	2,602	25	88	30	34
岡山	20. 3. 28	5	20,298	23,838	5,643	5,858	94	301	26	26
広島	21. 3. 12	7	29,497	32,649	8,158	9,263	116	155	36	24
山口	20. 5. 27	8	17,034	22,128	5,827	6,190	46	169	40	40
徳島	20. 4. 22	6	7,354	12,136	3,032	4,071	47	103	21	14
香川	20. 3. 28	5	9,478	12,666	3,501	3,831	99	135	28	18
愛媛	20. 4. 1	6	15,965	18,690	4,398	5,211	68	153	28	26
高知	20. 3. 31	4	9,547	14,969	2,745	3,853	60	212	11	11
福岡	20. 3. 31	13	51,638	66,324	19,130	21,720	173	526	66	56
佐賀	20. 4. 1	5	9,652	11,390	3,661	4,347	58	80	24	22
長崎	20. 4. 11	9	16,018	20,450	6,668	8,167	104	280	40	38
熊本	20. 4. 1	11	19,716	26,289	7,126	9,013	187	246	48	48
大分	20. 3. 31	6	13,096	15,489	4,321	5,397	46	150	54	44
宮崎	20. 4. 1	7	14,511	14,319	4,985	6,225	182	219	32	30
鹿児島	20. 4. 1	9	18,675	25,355	8,683	9,974	214	230	38	44
沖縄	20. 4. 1	5	9,861	12,595	4,884	5,610	44	81	26	18

(注) 公示年月日については、平成22年4月1日現在で適用されている基準病床数に基づき記載。

資料: 厚生労働省医政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/219.xls>

第7節 公衆衛生

1 結核等

第220表 結核医療費推計額

(単位 億円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合計	580	511	505	373	377	349

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/220.xls>

第221表 結核医療費予算額

(単位 百万円)

区分	合計	法第34条第1項による 一般患者に対する適正医療費	法第35条第1項による 措置患者に対する医療費
		法第37条の2第1項による 一般患者に対する適正医療費	法第37条第1項による 入院患者に対する医療費
平成15年度(2003)	7,866	508	7,358
16 (2004)	7,313	464	6,849
17 (2005)	6,864	453	6,429
18 (2006)	6,356	330	6,026
19 (2007)	5,255	460	4,840
20 (2008)	4,537	434	4,103
21 (2009)	3,804	337	3,467

(注) 平成19年度に法改正があり、平成18年度までは結核予防法、平成19年度以降は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律である。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/221.xls>

第222表 結核登録者

(i) 結核登録者数

区分	総数	活動性全結核		活動性肺結核(再掲)		活動性 肺外結核 (再掲)	不活動性 結核	不明
		患者数	有病率 (人口10万対)	患者数	有病率 (人口10万対)			
平成15年(2003)	77,211	29,717	23.3	24,261	19.0	5,456	34,553	12,941
16(2004)	72,079	26,945	21.1	21,811	17.1	5,134	32,887	12,247
17(2005)	68,508	23,969	18.8	19,269	15.1	4,700	33,949	10,590
18(2006)	65,695	21,976	17.2	17,445	13.7	4,531	33,857	9,862
19(2007)	63,556	20,637	16.2	16,099	12.6	4,538	31,232	11,687
20(2008)	62,244	20,021	15.7	15,518	12.2	4,503	30,423	11,800
21(2009)	59,573	18,915	14.8	14,628	11.5	4,287	29,781	10,877

(ii) 新登録結核患者数

区分	全結核		活動性肺結核 (再掲)		菌陽性肺結核 (再掲)		喀痰塗抹陽性肺結核 (再掲)	
	実数	罹患率 (人口10万対)	実数	罹患率 (人口10万対)	実数	罹患率 (人口10万対)	実数	罹患率 (人口10万対)
平成15年(2003)	31,638	24.8	25,478	20.0	17,316	13.6	11,857	9.3
16(2004)	29,736	23.3	23,829	18.7	16,721	13.1	11,445	9.0
17(2005)	28,319	22.2	22,655	17.7	16,313	12.8	11,318	8.9
18(2006)	26,384	20.6	20,856	16.3	15,315	12.0	10,492	8.2
19(2007)	25,311	19.8	19,893	15.6	16,170	12.7	10,204	8.0
20(2008)	24,760	19.4	19,393	15.2	15,882	12.4	9,809	7.7
21(2009)	24,170	19.0	18,912	14.8	15,635	12.3	9,675	7.6

資料: 厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/222.xls>

第223表 結核病床数・患者数・病床利用率

区分	平成16年 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
結核病床数	13,201	12,089	11,355	10,676	9,697	9,041
1日平均在院患者数	6,433	5,512	4,509	3,927	3,689	3,353
病床利用率(%)	48.6	45.3	39.8	37.1	38.0	37.1

(注) 「病床数」は、6月末現在の値である。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/223.xls>

第224表 ハンセン病療養所入所者数

区分	前年度 継越入所者数	本年度 入所者数	退所者数	本年度末 入所者数
平成15年度(2003) 計	3,788	26	268	3,546
国立療養所	3,763	26	264	3,525
公益法人立病院	25	0	4	21
16 (2004) 計	3,546	42	259	3,329
国立療養所	3,525	42	259	3,308
公益法人立病院	21	0	0	21
17 (2005) 計	3,329	28	240	3,117
国立療養所	3,308	28	239	3,097
公益法人立病院	21	0	1	20
18 (2006) 計	3,116	13	196	2,933
国立療養所	3,097	13	196	2,914
公益法人立病院	19	0	0	19
19 (2007) 計	2,933	24	211	2,746
国立療養所	2,914	24	209	2,729
公益法人立病院	19	0	2	17
20 (2008) 計	2,746	33	188	2,591
国立療養所	2,729	33	187	2,575
公益法人立病院	17	0	1	16
21 (2009) 計	2,591	33	173	2,451
国立療養所	2,575	33	173	2,435
公益法人立病院	16	0	0	16

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ

「公益法人立病院」は、同健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/224.xls>

第225表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額

(単位 百万円)

区分	ハンセン病療養所入所者 家族生活援護委託費	ハンセン病療養所運営費	
		国立療養所	公益法人立病院
平成15年度(2003)	123	41,142	253
16 (2004)	87	40,768	241
17 (2005)	74	40,794	239
18 (2006)	53	40,102	238
19 (2007)	53	39,619	236
20 (2008)	46	38,466	240
21 (2009)	46	36,926	239

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ

それ以外は、同健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/225.xls>

第226表 エイズ対策の概要

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針	前文	原因の究明
		<ul style="list-style-type: none"> ○エイズ発生動向調査の強化 ○個別施策層に対する施策の実施 ○国際的な発生動向の把握
		発生の予防及びまん延の防止
		<ul style="list-style-type: none"> ○基本的考え方及び取組 ○性感染症対策との連携 ○その他感染経路対策 ○検査・相談体制の充実 ○個別施策層に対する施策の実施 ○保健医療相談体制の充実
		医療の提供
		<ul style="list-style-type: none"> ○総合的な医療提供体制の確保 ○人材の育成及び活用 ○個別施策層に対する施策の実施 ○日常生活を支援するための保健医療サービスと福祉サービスとの連携強化
		研究開発の推進
		<ul style="list-style-type: none"> ○研究の充実 ○特効薬等の研究開発 ○研究結果の評価及び公開
		国際的な連携
		<ul style="list-style-type: none"> ○諸外国との情報交換の推進 ○国際的な感染拡大抑制への貢献 ○国内施策のためのアジア諸国等への協力
		人権の尊重
		<ul style="list-style-type: none"> ○人権の擁護及び個人情報の保護 ○偏見や差別の撤廃への努力 ○個人を尊重した十分な説明と同意に基づく保健医療サービスの提供
		普及啓発及び教育
		<ul style="list-style-type: none"> ○基本的考え方及び取組 ○患者等及び個別施策層に対する普及啓発の強化 ○医療従事者等に対する教育 ○関係機関との連携の強化
		施策の評価及び関係機関との新たな連携
		<ul style="list-style-type: none"> ○施策の評価 ○NGO等との連携

資料：厚生労働省健康局作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/226.xls>

第227表 HIV感染者及びエイズ患者の現状

平成22年6月27日現在

区分	感染経路	日本国籍			外国国籍			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
HIV感染者	異性間の性的接触	2,039	583	2,622	344	780	1,124	2,383	1,363	3,746
	同性間の性的接触	5,887	4	5,891	356	1	357	6,243	5	6,248
	静注薬物濫用	28	2	30	24	3	27	52	5	57
	母子感染	13	9	22	4	7	11	17	16	33
	その他	186	35	221	40	22	62	226	57	283
	不明	748	87	835	328	520	848	1,076	607	1,683
エイズ患者	合計	8,901	720	9,621	1,096	1,333	2,429	9,997	2,053	12,050
	異性間の性的接触	1,563	186	1,749	252	189	441	1,815	375	2,190
	同性間の性的接触	1,697	2	1,699	111	2	113	1,808	4	1,812
	静注薬物濫用	20	3	23	21	1	22	41	4	45
	母子感染	9	3	12	1	4	5	10	7	17
	その他	118	19	137	22	12	34	140	31	171
凝固因子製剤による感染者	不明	793	67	860	313	134	447	1,106	201	1,307
	合計	4,200	280	4,480	720	342	1,062	4,920	622	5,542
	凝固因子製剤による感染者	1,421	18	1,439	—	—	—	1,421	18	1,439

(注) 1 平成22年6月27日現在の速報値の累計である。

2 「同性間の性的接触」には、両性間性的接觸を含む。

3 「その他」には、輸血などに伴う感染例や推定される感染経路が複数ある例を含む。

4 「エイズ患者合計」には、平成11年3月31日までの病状変化によるエイズ患者報告数154件を含む。

5 「凝固因子製剤による感染者」は、『血液凝固異常症全国調査』による2009年5月31日現在の凝固因子製剤による感染者数。

6 平成22年6月30日現在累積死亡者数は、1,529名(『血液凝固異常症全国調査』の累積死亡報告数648名を含む)。

資料: 厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/227.xls>

2 感染症(伝染病)

第228表 感染症患者数

《全数把握》

区分	平成17年(2005)	18(2006)	19(2007)	20(2008)	21(2009)
1類感染症					
エボラ出血熱	0	0	0	0	0
クリミヤ・コンゴ出血熱	0	0	0	0	0
痘瘡熱	0	0	0	0	0
南米出血熱	—	—	0	0	0
ベーリスルト病	0	0	0	0	0
マーラブルグ病	0	0	0	0	0
ララサ熱	0	0	0	0	0
2類感染症					
急性灰白髄炎	0	0	0	2	0
結核(新登録患者数)	28,319	26,384	25,311	24,760	24,170
ジフテリア	0	0	0	0	0
重症急性呼吸器症候群	0	0	0	0	0
3類感染症					
コレラ	56	45	13	45	16
細菌性赤痢	553	490	452	320	180
腸管出血性大腸菌感染症	3,589	3,922	4,617	4,322	3,886
腸チフス	50	72	47	57	29
パラチフス	20	26	22	27	27
4類感染症					
オウム病	34	22	29	9	21
つが虫病	345	417	382	442	465
日本紅斑熱	62	49	98	132	129
マラリア	67	62	52	56	56
レジオネラ症	281	518	668	893	712
その他	357	526	397	405	324
新型インフルエンザ(万人)	•	•	•	•	1,816
5類感染症					
アメバ赤痢	698	752	801	872	783
ウイルス性肝炎	276	282	237	241	220
急性脳炎	188	167	228	190	526
クロイツフェルト・ヤコブ病	152	178	157	152	141
後天性免疫不全症候群	1,203	1,348	1,493	1,568	1,449
ジアルジア	86	86	53	76	73
梅毒	543	637	719	839	692
破傷風	115	117	89	123	113
麻痺	—	—	—	11,015	739
しづの他	153	221	202	303	148
				213	250

(注) 1 平成15年11月の法改正により項目等の変更があった。

1～5類感染症は、以下のとおり。

1類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が極めて高い感染症

2類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が高い感染症

3類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起こし得る感染症

4類感染症：動物、飲食物等の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症（人から人への伝染はない）として定められている感染症

5類感染症：国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に情報提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症

2類感染症の「重症急性呼吸器症候群」は、病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。

3 4類感染症の「その他」は、E型肝炎、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎含む)、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジョイディス症、サル痘、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、乳児ボツリヌス症、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱である。

4 5類感染症の「その他」は、クリプトスボリジウム症、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、膿膜炎菌性膿膜炎、先天性風疹症候群、パンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、パンコマイシン耐性腸球菌感染症である。

5 5類感染症の「ウイルス性肝炎」は、平成15年11月5日以前はE型肝炎及びA型肝炎を含むが、それ以後は含まない。

6 5類感染症の「急性脳炎」は、ウエストナイル脳炎、日本脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラ脳炎及びリフトバレー熱を含まず、平成15年11月5日から全数把握に変更となった。

7 5類感染症の「麻しん」「風しん」は、平成20年度から全数把握に変更となった。

8 対象感染症の類型及び疾病名稱は、平成19年12月31日時点である。

9 「新型インフルエンザ」は、平成21年7月6日～平成22年1月3日までに定点医療機関を受診した患者数の報告状況から、一定の仮定の下で全国の医療機関全体（定点医療機関以外を含む）を受診した患者数を求めた罹患数推計である。

《定点把握》

区分	平成19年(2007)		20(2008)		21(2009)	
	報告数	定点当り 報告数	報告数	定点当り 報告数	報告数	定点当り 報告数
5類感染症						
インフルエンザ (高病原性鳥インフルエンザ除く)	1,212,042	259.04	621,447	131.89	3,068,082	643.34
R S ウイルス感染症	49,768	16.52	53,252	17.65	35,012	11.59
咽頭結膜炎	50,198	16.67	65,943	21.86	34,529	11.43
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	262,697	87.22	278,990	92.47	221,732	73.37
感染性胃腸炎	989,647	328.57	1,056,747	350.26	814,793	269.62
水痘	245,880	81.63	224,835	74.52	202,732	67.09
手足口病	93,699	31.11	145,185	48.12	68,578	22.69
伝染性紅斑	78,938	26.21	19,257	6.38	17,281	5.72
突然発性発しん	103,770	34.45	103,305	34.24	94,713	31.34
百日咳	2,932	0.97	6,753	2.24	5,208	1.72
風疹	463	0.15	—	—	—	—
ヘルパンギーナ	126,105	41.87	113,709	37.69	75,666	25.04
麻疹(成人麻疹除く)	3,133	1.04	—	—	—	—
流行性耳下腺炎	67,803	22.51	65,361	21.66	104,568	34.60
急性出血性結膜炎	824	1.25	843	1.25	503	0.75
流行性角結膜炎	23,537	35.82	24,266	36.06	16,745	24.84
性器クラミジア感染症	29,939	30.93	28,398	29.25	26,031	27.09
性器ヘルペスウイルス感染症	9,223	9.53	8,292	8.54	7,760	8.07
尖圭コンジローマ	6,197	6.40	5,919	6.10	5,282	5.50
淋菌感染症	11,157	11.53	10,218	10.52	9,272	9.65
クラミジア肺炎(オウム病除く)	489	1.06	659	1.42	547	1.18
細菌性髄膜炎	383	0.83	410	0.89	476	1.03
マイコプラズマ肺炎	9,565	20.79	9,738	21.03	8,460	18.23
成人麻疹	975	2.12	—	—	—	—
無菌性髄膜炎	797	1.73	744	1.61	641	1.38
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	4,840	10.32	5,257	11.14	4,772	10.15
メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌感染症	24,926	53.15	24,898	52.75	23,325	49.63
薬剤耐性緑膿菌感染症	528	1.13	460	0.97	450	0.96

(注) 1 5類感染症の「定点把握」とは、各地域の人口に応じて指定された定点(指定届出医療機関)より報告された感染症。

2 対象感染症の類型及び疾病名称は、平成19年12月31日時点である。

資料: 厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/228.xls>

第229表 予防接種被接種者数

区分	平成16年度(2004)	17(2005)	18(2006)	19(2007)	20(2008)
D P T	1,166,912	1,208,089	1,091,985	1,124,060	1,137,541
急性灰白髄炎	1,057,122	1,023,976	1,039,217	1,043,463	1,072,094
麻疹・風疹(混合)	•	•	1,019,314	1,077,883	1,030,758
麻疹	1,051,743	1,066,942	•	•	•
風疹	1,119,849	1,585,128	•	•	•
日本脳炎	969,925	254,483	45,158	149,918	232,264

(注) 2回以上に分けて接種されるものについては、第1回の被接種者による。

資料: 平成19年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、

平成20年度は同部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/229.xls>

3 精神保健

第230表 精神病床数・患者数・病床利用率

区分	平成16年 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
精神病床数	354,923	354,313	352,721	351,762	350,353	348,129
1日平均在院患者数	327,206	325,027	321,634	317,350	315,100	313,123
病床利用率(%)	92.3	91.7	91.1	90.2	90.0	89.9

(注)「病床数」は、6月末現在の数である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/230.xls>

第231表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(単位 金額：百万円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
措置入院患者数	2,222	2,000	1,770	1,774	1,713	1,579
措置入院医療費国庫負担額	4,758	4,620	4,550	4,695	4,081	4,143

(注)1 「国庫負担額」は、当初予算額である。

2 「措置入院患者数」は、3月末現在。

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、

平成21年度は同部「衛生行政報告例」、一部厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/231.xls>

第232表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額

(単位 金額：百万円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
承認件数	588,394	689,965	1,231,502	1,174,558	1,283,849	—
通院医療費国庫補助額	47,647	54,666	70,411	77,403	85,831	83,483

(注)1 「国庫補助額」は、当初予算額である。

2 「承認件数」は3月末現在。

3 平成18年度より制度改正のため、有効期間が2年から1年となり件数が増加した。

4 平成21年度の「承認件数」は、報告書が未刊行のため未更新。

資料：平成17年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、

平成18年度以降は同部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、一部厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/232.xls>

第233表 医療保護入院届出件数

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
入院届出数	161,587	163,370	170,700	175,414	184,000	188,554

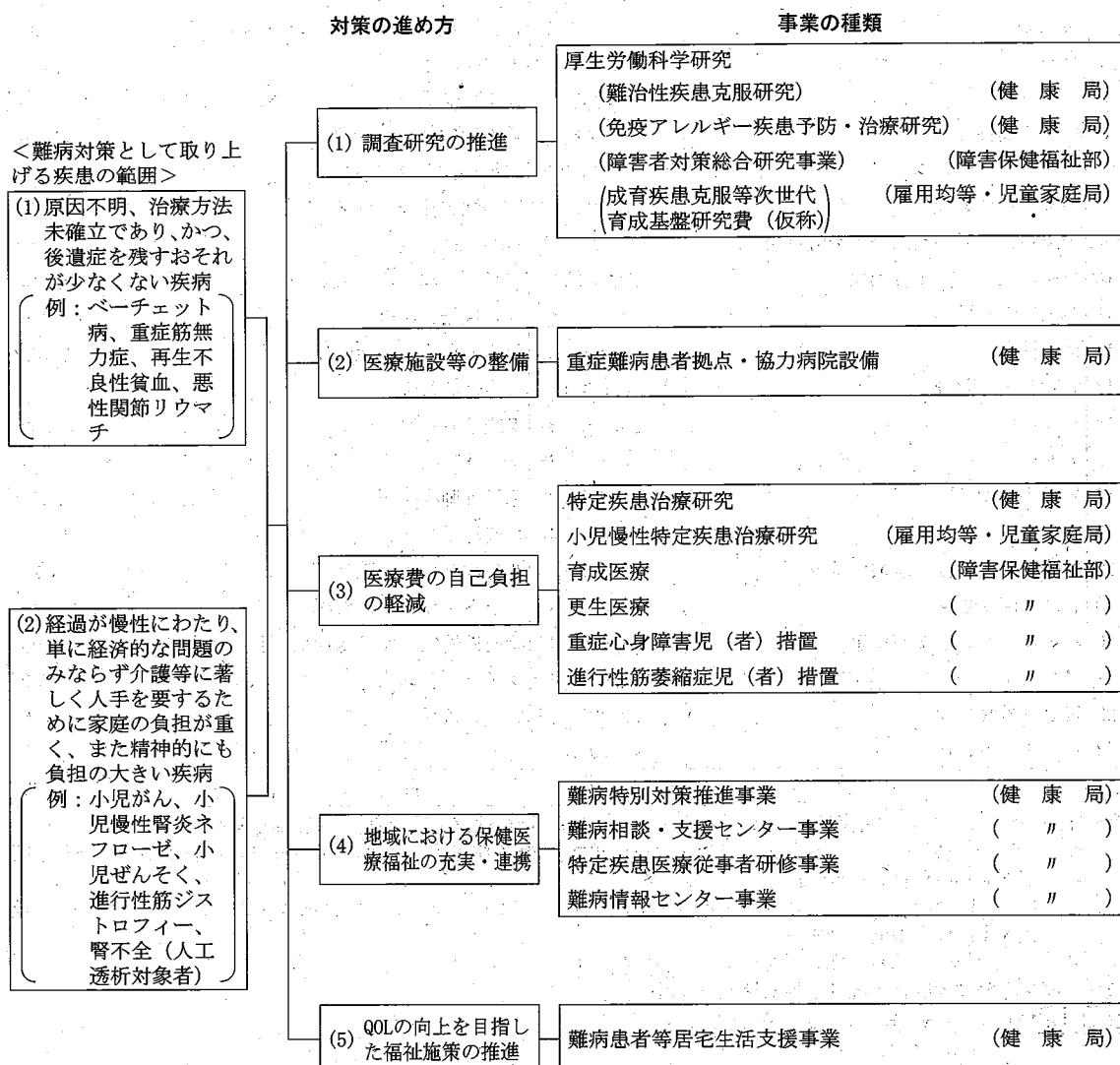
資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、

平成21年度は同部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/233.xls>

4 難 病

第234表 難病対策の概要



資料: 厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/234.xls>

第235表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証所持者数

平成21年度末現在

疾 患 名		受給者証 所持者数	疾 患 名	受給者証 所持者数
1 ベーチエット病		17,693	24 モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	12,885
2 多発性硬化症		14,227	25 ウェグナー肉芽腫症	1,607
3 重症筋無力症		17,125	26 特発性拡張型（うつ血型）心筋症	22,134
4 全身性エリテマトーデス		57,253	27 多系統萎縮症	11,119
5 スモン		1,756	28 表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	329
6 再生不良性貧血		9,479	29 膜胞性乾癬	1,635
7 サルコイドーシス		20,150	30 広範脊柱管狭窄症	3,986
8 筋萎縮性側索硬化症		8,492	31 原発性胆汁性肝硬変	17,056
9 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎		41,648	32 重症急性胰炎	1,185
10 特発性血小板減少性紫斑病		22,853	33 特発性大腿骨頭壞死症	13,316
11 結節性動脈周囲炎		7,185	34 混合性結合組織病	9,016
12 潰瘍性大腸炎		113,306	35 原発性免疫不全症候群	1,162
13 大動脈炎症候群		5,572	36 特発性間質性肺炎	5,681
14 ビュルガー病		7,591	37 網膜色素変性症	25,952
15 天疱瘡		4,557	38 プリオン病	424
16 脊髄小脳変性症		23,233	39 原発性肺高血圧症	1,272
17 クローン病		30,891	40 神經線維腫症	2,990
18 難治性肝炎のうち劇症肝炎		266	41 亜急性硬化性全脳炎	95
19 悪性関節リウマチ		6,049	42 バッド・キアリ症候群	248
20 パーキンソン病関連疾患		104,400	43 特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）	1,105
21 アミロイドーシス		1,419	44 ライソゾーム病	730
22 後縦靭帯骨化症		29,291	45 副腎白質ジストロフィー	176
23 ハンチントン病		796		
合 計				679,335

- (注) 1 「パーキンソン病関連疾患」は、「パーキンソン病」「進行性核上性麻痺」「大脳皮質基底核変性症」である。
 2 「多系統萎縮症」は、「シャイ・ドレーガー症候群」「線条体黒質変性症」「オリーブ橋小脳萎縮症（脊髄小脳変性症から移行）」である。
 3 「プリオン病」は、「クロイツフェルト・ヤコブ病」「ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病」「致死性家族性不眠症」である。
 4 「ライソゾーム病」には、「ファブリー病」が含まれる。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/235.xls>

5 環境衛生

第236表 全国水道普及状況

年度末現在(単位 千人)

区分	平成16年度 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)		20 (2008)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合計	17,459	124,008	17,109	124,122	17,041	124,363	16,978	124,577	16,729	124,744
上水道	1,811	117,465	1,602	117,788	1,572	118,183	1,556	118,589	1,519	118,980
簡易水道	8,068	5,981	7,794	5,788	7,630	5,623	7,413	5,460	7,152	5,272
専用水道	7,473	562	7,611	545	7,737	558	7,907	527	7,957	492
水道用水供給	107	—	102	—	102	—	102	—	101	—
普及率(%)	97.1	—	97.2	—	97.3	—	97.4	—	97.5	—

資料：厚生労働省健康局「水道の基本統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/236.xls>

第237表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在(1日当り)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
下水道終末処理(万人)	8,458	8,637	8,802	8,961	9,111	9,241
ごみ処理(トン)	193,856	195,952	189,458	190,015	189,144	187,303
し尿処理(kl)	100,764	99,329	95,420	97,200	93,555	93,745

(注) 現有処理能力(着工ベース含む)

資料：「下水道終末処理」は、国土交通省都市・地域整備局「汚水処理人口普及状況について」

「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/237.xls>

第238表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

(単位 百万円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
下水道終末処理						
総事業費	2,017,746	1,799,506	1,772,931	1,696,309	1,601,426	1,603,473
国庫支出金	663,852	595,312	579,176	525,984	503,156	529,149
地方債	1,010,971	889,261	883,986	870,090	837,790	811,676
その他	342,923	314,933	309,769	300,235	260,480	262,648
ごみ処理						
総事業費	1,750,387	1,709,195	1,683,360	1,862,654	1,859,902	1,823,476
国庫支出金	37,276	50,178	31,033	56,650	46,752	37,099
地方債	91,539	76,539	61,551	125,949	107,184	85,012
その他	1,621,572	1,582,479	1,590,776	1,680,054	1,705,966	1,701,365
し尿処理						
総事業費	258,423	253,962	263,478	271,782	246,107	239,470
国庫支出金	3,824	5,181	8,321	6,869	4,870	4,542
地方債	4,285	8,072	16,186	21,706	8,241	7,725
その他	250,314	240,710	238,971	243,207	232,996	227,204

(注) 1 「下水道終末処理」は、公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

2 「ごみ処理」「し尿処理」は、市町村分のみの数値である。

3 「ごみ処理」「し尿処理」の「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び一般財源等を含む。

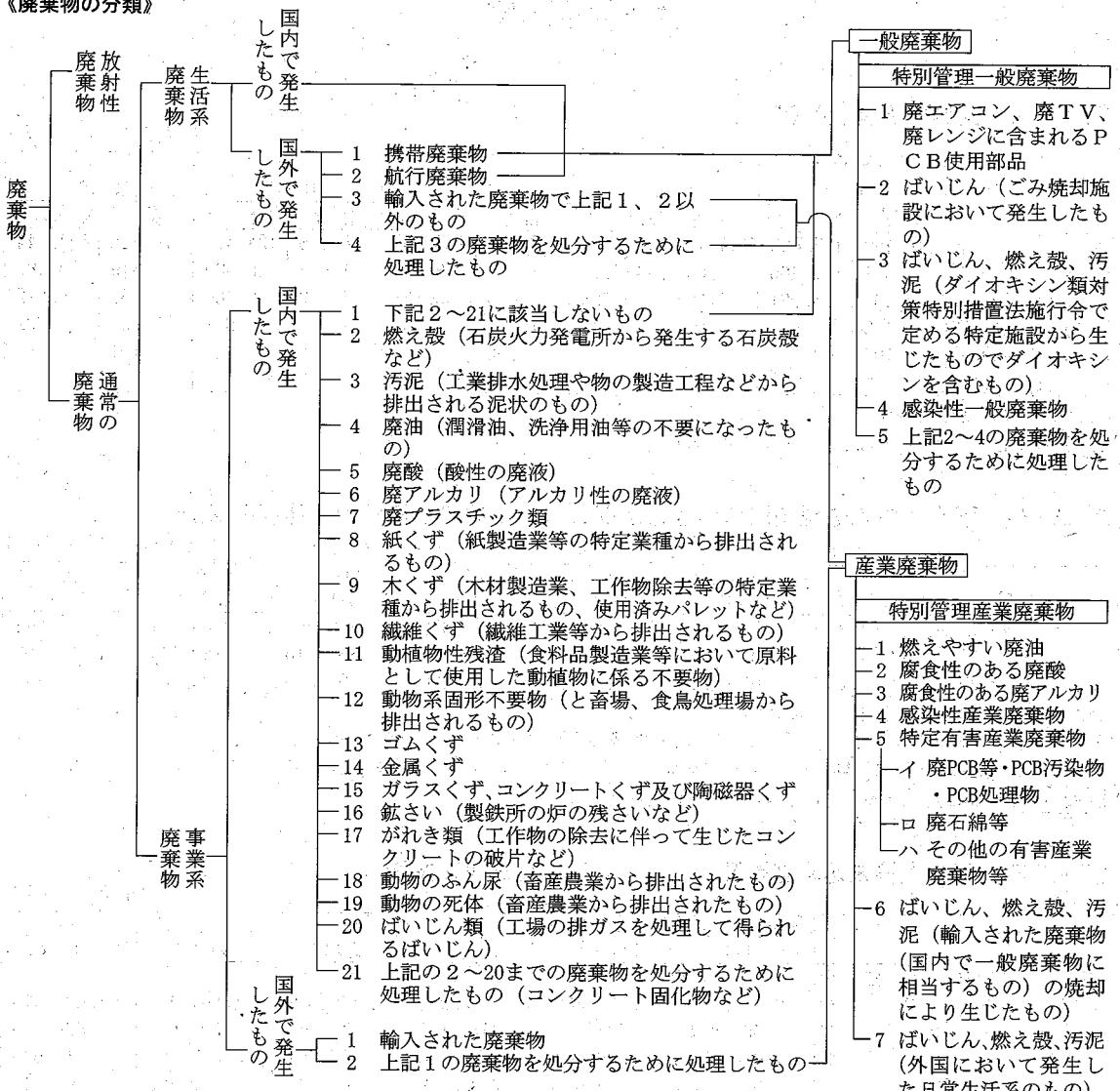
資料：「下水道終末処理」は、国土交通省都市・地域整備局調べ

「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/238.xls>

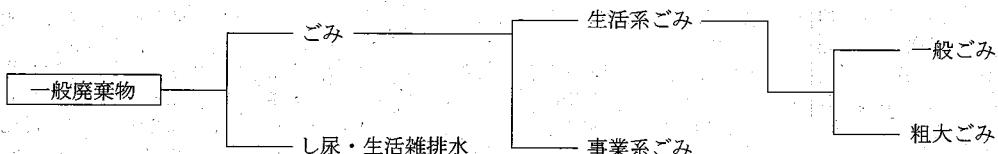
第239表 廃棄物の分類と処理体制

《廃棄物の分類》



(注) 「その他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したものも含まれる。

《一般廃棄物の内訳》



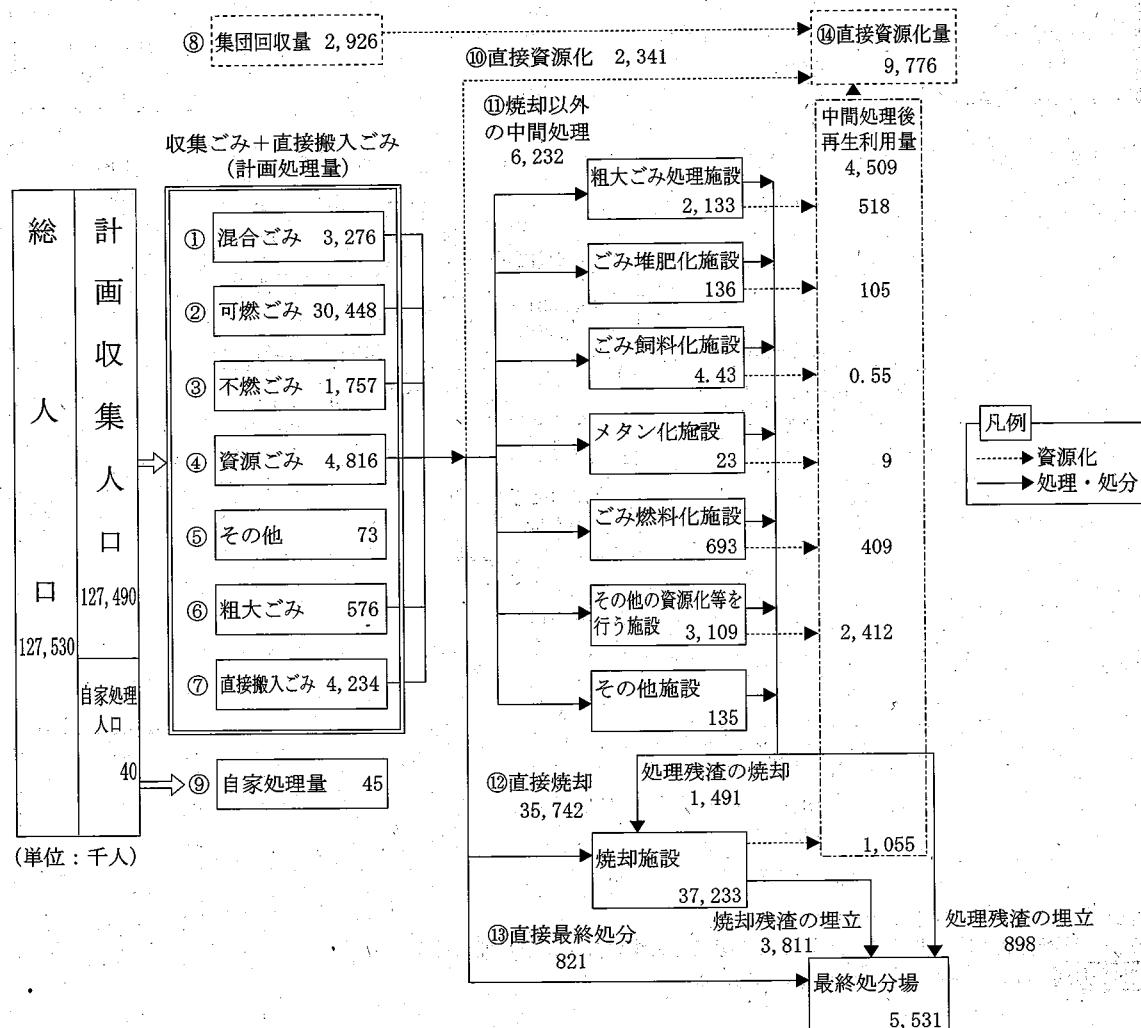
資料:「一般廃棄物」は、「市町村による分別収集品目例」による環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課調べ
 「産業廃棄物」は、同部産業廃棄物課調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/239.xls>

第240表 ゴミ処理等の流れ

(i) ゴミ処理の流れ
(平成20年度実績)

(単位:千t/年)



・収集ごみ=①+②+③+④+⑤+⑥=40,946千トン

・収集ごみ+直接搬入ごみ=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=45,180千トン

(計画処理量)

・ごみ総排出量=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=48,106千トン

・1人1日当たり排出量=(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)/総人口/365=1,033g/人・日

・ごみの総処理量=⑩+⑪+⑫+⑬=45,136千トン

・総資源化量=⑭=9,776千トン

・リサイクル率=⑭/(⑧+⑩+⑪+⑫+⑬)=20.3%

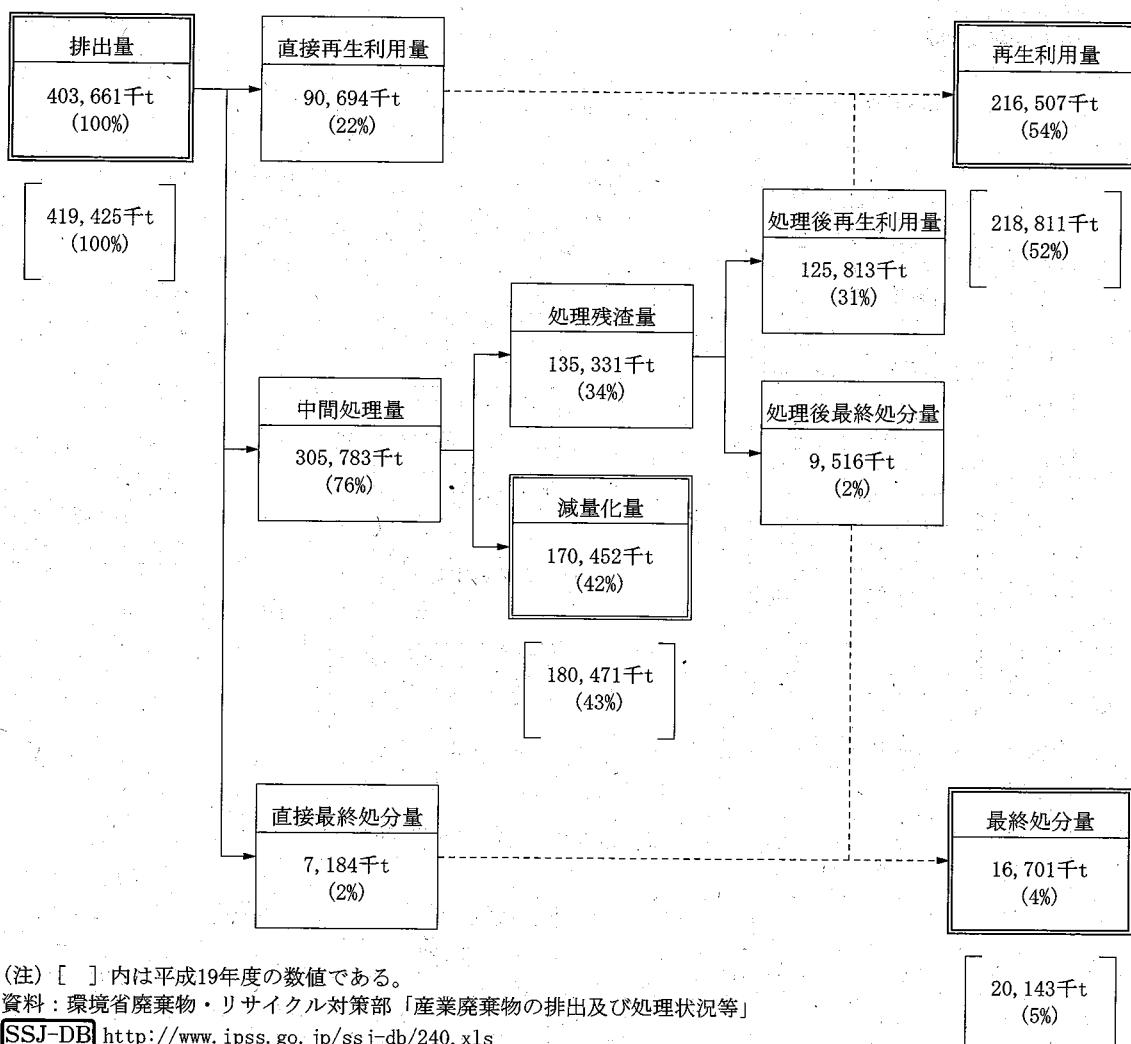
・中間処理による減量化量=(⑪+⑫)-中間処理後再生利用量-残渣の埋立量=32,755千トン

* 平成20年度において、容器包装リサイクル法に基づき市町村等が分別収集したものの再商品化量は270万トンであり、容器包装のリサイクル量は総資源化量978万トンに含まれている。また、平成20年度において、家電リサイクル法に基づく家電4品目の再商品化等処理量は50万トン、このうち再商品化量が41万トンであり、これを含めると総資源化量は1,019万トンである。

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

.第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 産業廃棄物の処理の流れ
(平成20年度)



(注) [] 内は平成19年度の数値である。

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「産業廃棄物の排出及び処理状況等」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/240.xls>

第241表 市町村のごみ処理費用の推移

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
処理費用総額(百万円)	1,960,037	1,934,330	1,902,500	1,862,654	1,859,902	1,816,944
対前年度増加率(%)	△18.2	△1.3	△1.6	△2.1	△0.1	△2.3
国民1人当りの処理費用(円)	15,400	15,200	14,900	14,600	14,600	14,200
対前年度増加率(%)	△18.1	△1.3	△2.0	△2.0	0.0	△2.7

(注) 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/241.xls>

6 公 告

第242表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数

区分	あっせん			調 停			仲 裁			裁 定			業務履行勧告			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち新規受付	終結	未済
平成16年度(2004)	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17 (2005)	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18 (2006)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19 (2007)	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20 (2008)	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(16)	2	1	1	26	12	8	18
21 (2009)	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(14)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
合 計	3	3	—	705	703	—	1	1	—	113 (39)	85 (24)	—	5	5	—	—	827	797	—

(注) 1 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で内数である。

2 「合計」は、昭和45年以降の合計値である。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/242.xls>

第243表 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況

区分	受付件数					終結件数					年度末 係属件数
	合計	あっせん	調停	仲裁	業務履行 勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
平成16年度(2004)	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17 (2005)	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18 (2006)	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19 (2007)	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20 (2008)	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21 (2009)	41	0	41	0	0	48	23	16	9	0	38
合 計	1,247	36	1,193	4	14	1,209	524	516	141	28	—

(注) 「合計」は、昭和45年以降の合計値である。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/243.xls>

第244表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

区分	合計	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
平成15年度(2003)	67,197	26,793	9,273	342	15,295	1,797	28	13,669
16 (2004)	65,535	24,741	8,909	268	15,689	1,916	28	13,984
17 (2005)	66,992	25,658	9,595	281	15,767	2,100	40	13,551
18 (2006)	67,415	24,825	9,825	271	16,692	2,081	24	13,697
19 (2007)	64,529	23,628	9,383	281	15,913	2,000	34	13,290
20 (2008)	59,703	20,749	9,023	253	15,211	1,699	28	12,740

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/244.xls>

第245表 典型7公害以外の種類別苦情件数

区分	合計	廃棄物 投棄					その他
			生活系	農業系	建設系	産業系	
平成15年度(2003)	33,126	15,911	12,216	91	1,823	1,781	17,215
16 (2004)	28,786	14,113	10,296	342	1,913	1,562	14,673
17 (2005)	28,663	14,424	10,409	396	2,025	1,594	14,239
18 (2006)	30,298	15,064	10,951	471	1,984	1,658	15,234
19 (2007)	27,241	13,511	10,118	399	1,606	1,388	13,730
20 (2008)	26,533	13,480	10,349	419	1,354	1,358	13,053

(注) 平成16年度より項目等の変更があった。新区分は、以下のとおり。

生活系：主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空き瓶・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ゴミ等による「一般廃棄物」の投棄

農業系：主に農林漁業から発生する畜産関係の動物の死がい及びふん尿等による「産業廃棄物」の投棄

建設系：主に建設業から発生する建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄

産業系：主に産業の「卸売・小売業」、「飲食店・宿泊業」等の業務から排出されたごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃えがら、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄

その他：高層建築物などによる日照不足・通風妨害、深夜の照明や光などに対する苦情、テレビ・ラジオなどの受信妨害や違法電波などに対する苦情など

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/245.xls>

第246表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等

平成21年12月末現在

地 域	疾 病 名	指 定 地 域	実 施 主 体	指 定 年 月 日	現 存 被 認 定 者 数
総 数					
旧第一種地域 慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎及び肺気しゅ並びにこれらの続発症	千葉市	南部臨海地域	千葉市	昭和49.11.30	319
	東京都	千代田区	千代田区	"	144
	〃	中央区	中港新文台品	昭和50.12.19	226
	〃	区	大目澤	昭和49.11.30	393
	〃	区	豊北板	"	1,084
	〃	区	墨江荒足葛江	昭和50.12.19	457
	〃	区	立江	昭和49.11.30	859
	〃	区	立飾川戸	"	1,907
	〃	区	立飾川戸	昭和50.12.19	536
	〃	区	立飾川戸	昭和49.11.30	527
	〃	区	立飾川戸	昭和50.12.19	650
	〃	区	立飾川戸	昭和49.11.30	1,067
	〃	区	立飾川戸	"	1,631
	〃	区	立飾川戸	"	616
	〃	区	立飾川戸	昭和49.11.30	1,403
	〃	区	立飾川戸	"	739
	〃	区	立飾川戸	"	1,688
	〃	区	立飾川戸	"	1,106
	〃	区	立飾川戸	"	1,601
	東京 都 計				
非特異的疾患	横浜市	鶴見臨海地区	横川市	昭和47.2.1	493
	崎市	川崎区	崎市	昭和44.12.27	1,711
	富士市	中部地域	富士市	昭和47.2.1	447
	名古屋市	中南部地域	名古屋市	昭和48.2.1	2,294
	東海市	北部・中部地域	愛知県	昭和48.2.1	394
	四日市市	臨海地域・楠町全域	四日市市	昭和44.12.27	462
	大阪市	全 域	大阪市	昭和49.11.30	7,563
	豊吹守	中田口阪大尾	豊吹守中田口阪大尾	昭和50.12.19	219
	豊吹守	守中田口阪大尾	守中田口阪大尾	昭和48.2.1	227
	豊吹守	守中田口阪大尾	守中田口阪大尾	昭和49.11.30	1,272
第二種地域	中田口	阪大尾	阪大尾	昭和52.1.13	1,411
	豊吹守	守中田口阪大尾	守中田口阪大尾	昭和53.6.2	818
	豊吹守	守中田口阪大尾	守中田口阪大尾	"	1,859
	豊吹守	守中田口阪大尾	守中田口阪大尾	昭和48.8.1	874
	豊吹守	守中田口阪大尾	守中田口阪大尾	昭和52.1.13	2,245
	豊吹守	守中田口阪大尾	守中田口阪大尾	"	2,245
	豊吹守	守中田口阪大尾	守中田口阪大尾	昭和45.12.1	90
	豊吹守	守中田口阪大尾	守中田口阪大尾	昭和49.11.30	130
	豊吹守	守中田口阪大尾	守中田口阪大尾	昭和50.12.19	163
	豊吹守	守中田口阪大尾	守中田口阪大尾	"	415
水俣病	阿賀野川	下流	新潟県	昭和44.12.27	5
	水俣	沿岸	新潟県	"	3
	水俣	沿岸	鹿児島県	"	51
	水俣	沿岸	熊本県	"	51
	水俣	沿岸	大分県	昭和49.7.4	857
	水俣	沿岸	宮崎県	昭和48.2.1	857
	水俣	沿岸	宮崎県	"	857
	水俣	沿岸	宮崎県	昭和48.2.1	857
	水俣	沿岸	宮崎県	"	857
	水俣	沿岸	宮崎県	昭和48.2.1	857

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

資料：環境省「環境・循環型社会・生物多様性白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/246.xls>

7 保健所及び保健センター

第247表 保健所の活動

平成22年4月1日現在

《対人保健分野》	《対物保健分野》	保健所運営協議会 保健所長(医師)	《医療監視等関係》																										
<p>＜感染症等対策＞</p> <p>健康診断、患者発生の報告等 結核の定期外健康診断、予防接種、訪問指導、管理検診等 (感染症法)</p>	<p>＜エイズ・難病対策＞</p> <p>エイズ個別カウンセリング事業(無料匿名検査を含む)、エイズ相談 (エイズ指針) 難病医療相談等 (難病対策要綱)</p>	<p>＜精神保健対策＞</p> <p>精神保健に関する現状把握、精神保健福祉相談、精神保健訪問指導、医療・保護に関する事務等 (精神保健福祉法)</p>	<p>＜母子保健対策＞</p> <p>未熟児に対する訪問指導、養育医療の給付等 (母子保健法)</p>																										
<p>＜食品衛生関係＞</p> <p>飲食店等営業の許可、営業施設等の監視、指導等 (食品衛生法)</p>	<p>＜生活衛生関係＞</p> <p>営業の許可、届出、立入検査等(生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律、興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、美容師法、クリーニング業法)</p>	<p>保健所運営協議会 保健所長(医師)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理 ・市町村への技術的援助・助言 ・市町村相互間の調整 ・地域保健医療計画の作成・推進 <table border="1"> <tr> <td>都道府県</td><td>494 カ所</td></tr> <tr> <td>政令市</td><td>97</td></tr> <tr> <td>特別区</td><td>23</td></tr> <tr> <td>374</td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>歯科医師</td><td>作業療法士</td></tr> <tr> <td>薬剤師</td><td>保健師</td></tr> <tr> <td>獣医師</td><td>助産師</td></tr> <tr> <td>診療放射線技師</td><td>看護師</td></tr> <tr> <td>医療社会事業員</td><td>精神保健福祉士</td></tr> <tr> <td>臨床検査技師</td><td>衛生検査技師</td></tr> <tr> <td>食品衛生監視員</td><td>環境衛生監視員</td></tr> <tr> <td>管理栄養士</td><td>栄養士</td></tr> <tr> <td>歯科衛生士</td><td>と畜検査員 等</td></tr> </table>	都道府県	494 カ所	政令市	97	特別区	23	374		歯科医師	作業療法士	薬剤師	保健師	獣医師	助産師	診療放射線技師	看護師	医療社会事業員	精神保健福祉士	臨床検査技師	衛生検査技師	食品衛生監視員	環境衛生監視員	管理栄養士	栄養士	歯科衛生士	と畜検査員 等	<p>＜医療監視等関係＞</p> <p>病院、診療所、医療法人、歯科技工所、衛生検査所等への立入検査等 (医療法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律)</p>
都道府県	494 カ所																												
政令市	97																												
特別区	23																												
374																													
歯科医師	作業療法士																												
薬剤師	保健師																												
獣医師	助産師																												
診療放射線技師	看護師																												
医療社会事業員	精神保健福祉士																												
臨床検査技師	衛生検査技師																												
食品衛生監視員	環境衛生監視員																												
管理栄養士	栄養士																												
歯科衛生士	と畜検査員 等																												
			<p>《企画調整等》</p> <p>広報 普及啓発 衛生統計 健康相談</p>																										

(注) これら業務の他に、保健所においては、薬局の開設の許可等(薬事法)、狂犬病まん延防止のための犬の拘留等(狂犬病予防法)、あんま・マッサージ業等の施術所開設届の受理等(あん摩マッサージ指圧師等に関する法律)の業務を行っている。

資料: 厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/247.xls>

第248表 保健所数及び保健所職員総数

各年度末現在

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
保健所数	571	549	535	518	517
都道府県立	433	411	396	394	389
政令市	115	115	116	101	105
特別区	23	23	23	23	23
職員総数	28,719	28,636	27,750	28,309	27,873
医師	930	906	856	844	840
歯科医師	100	96	81	87	93
薬剤師	4,735	4,756	4,700	4,743	4,834
看護師	7,609	7,602	7,576	7,641	7,737
助産師	192	219	212	234	229
放射線・X線技師	84	60	59	57	54
理栄士	800	748	730	715	666
歯科衛生士	1,063	1,083	1,045	1,057	1,074
検査技師	113	176	105	158	131
歯科衛生士	331	334	323	338	340
理学療法士・作業療法士	1,117	1,076	1,066	1,067	960
その他	11,528	11,464	10,895	11,274	10,829

(注) 1 「保健所数」は、各年4月1日現在。

2 「職員総数」は、常勤職員数である。

3 「看護師」は、准看護師を含む。

資料:「保健所数」は、厚生労働省健康局調べ

「職員総数」は、平成19年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、平成20年度は同部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/248.xls>

第249表 保健所活動状況

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
健 康 診 断					
受 診 延 人 数	3,214,697	2,529,517	2,356,354	2,145,031	1,675,458
母子保健(保健所活動分)					
妊婦保健指導延人員	80,532	97,490	107,675	111,437	120,540
産婦保健指導延人員	73,616	77,786	79,870	77,209	86,507
乳児保健指導延人員	228,675	256,376	244,292	261,053	257,832
幼児保健指導延人員	271,158	271,125	258,976	257,915	243,583
歯 科 保 健					
検診・保健指導受診延人員	1,026,298	957,441	938,623	1,055,494	1,102,112
予防処置延人員	179,902	185,019	180,010	172,257	178,368
治療延人員	2,499	2,667	4,922	5,129	5,433
健 康 増 進					
個 別 指 導					
栄養指導延人員	415,117	447,386	384,088	363,583	328,402
集 団 指 導					
栄養指導延人員	988,083	1,040,476	999,106	980,230	971,078
衛 生 教 育 開 催 回 数	132,868	134,005	126,801	118,669	122,844
環境衛生監視指導延施設数	364,485	359,040	336,855	325,271	312,599
試 験 檢 查 檢 体 数	6,391,499	5,212,480	4,557,102	4,265,316	3,705,810

資料: 平成19年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、

平成20年度は同部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/249.xls>

第8節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者

第250表 障害者数

(単位 千人)

区分	総数	在宅者	施設入所者
身体障害者			
総 数	3,663 (29)	3,576 (28)	87 (1)
18歳未満	98	93	5
18歳以上	3,564	3,483	81
知的障害者			
総 数	547 (4)	419 (3)	128 (1)
18歳未満	125	117	8
18歳以上	410	290	120
年齢不詳	12	12	0
精神障害者			
総 数	3,233 (25)	2,900 (23)	333 (3)
20歳未満	178	174	4
20歳以上	3,054	2,725	329
年齢不詳	6	5	1

資料：内閣府「障害者白書 平成22年版」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/250.xls>

第251表 障害別障害者数（在宅）の推移

(単位 千人)

区分	平成3 (1991)	8 (1996)	13 (2001)	18 (2006)	参考値 20年度 (2008)
身体障害者	2,722	2,933	3,245	3,483	5,032

資料：厚生労働省社会・援護局「身体障害児・者実態調査」

区分	平成2 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	参考値 20年度 (2008)
知的障害者	459	413	329	419	786

資料：平成2年は厚生省児童家庭局「精神薄弱児（者）福祉対策基礎調査」、平成7年は厚生省大臣官房障害保健福祉部「精神薄弱児（者）基礎調査」、平成12、17年は厚生労働省社会・援護局「知的障害児（者）基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/251.xls>

- (注) 1 () 内の数字は、平成17年国勢調査人口による総人口千人当たりの人口（単位 人）。
- 2 「精神障害者」は、ICD-10（国際疾病分類）の「V 精神及び行動の障害」から精神遅滞を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応しており、「患者調査」の外来患者を在宅者、入院患者を施設入所者とみなしている。
- 3 「身体障害者」の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。
- 4 「身体障害者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「平成18年身体障害児・者実態調査」、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成18年社会福祉施設等調査」による。
- 5 「知的障害者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「平成17年知的障害児（者）基礎調査」、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成17年社会福祉施設等調査」による。
- 6 「精神障害者」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「平成20年患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部にて作成。
- 7 「身体障害児・者実態調査」「知的障害児（者）基礎調査」は、5年ごとの調査である。

第252表 身体障害者の障害の種類別状況（年齢階級・障害の程度・原因別）
平成18年7月1日現在（単位 千人）

区分	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害	重複障害(再掲)
総 数	3,483 (100.0)	310 (8.9)	343 (9.8)	1,760 (50.5)	1,070 (30.7)	310 (8.9)
《年齢階級別》						
18～19歳	12 (0.3)	1	2	7	3	5
20～29歳	65 (1.9)	5	7	44	8	9
30～39歳	114 (3.3)	12	18	63	20	8
40～49歳	182 (5.2)	21	20	101	40	14
50～59歳	470 (13.5)	46	24	256	145	31
60～64歳	394 (11.3)	33	33	197	130	36
65～69歳	436 (12.5)	33	34	220	150	36
70歳以上	1,775 (51.0)	153	198	857	568	167
《障害の程度別》						
1級	1,171 (33.6)	110	15	449	597	151
2級	504 (14.5)	82	97	312	13	72
3級	580 (16.7)	19	73	293	195	32
4級	713 (20.5)	29	50	392	243	21
5級	225 (6.5)	32	3	190	—	6
6級	175 (5.0)	26	77	72	—	7
《障害の原因別》						
事 故	341 (9.8)	25	17	284	15	—
交通事故	106 (3.0)	11	6	89	1	—
労働災害	113 (3.2)	2	3	96	11	—
その他の事故	100 (2.9)	8	6	86	1	—
戦傷病 戦災	21 (0.6)	3	2	14	2	—
疾 病	722 (20.7)	61	51	394	216	—
感 染 症	58 (1.7)	4	3	36	15	—
中毒性疾患	8 (0.2)	1	—	2	6	—
その他の疾患	656 (18.8)	56	47	356	195	—
出生時損傷	79 (2.3)	14	7	53	6	—
加 齢	166 (4.8)	7	29	70	60	—
そ の 他	356 (10.2)	41	29	145	142	—
不 明	446 (12.8)	58	51	163	174	—
(参考)						
平成3年(1991)	2,722 (100.0)	353 (13.0)	358 (13.2)	1,553 (57.1)	458 (16.8)	121 (4.4)
8(1996)	2,933 (100.0)	305 (10.4)	350 (11.9)	1,657 (56.5)	621 (21.2)	179 (6.1)
13(2001)	3,245 (100.0)	301 (9.3)	346 (10.7)	1,749 (53.9)	849 (26.2)	175 (5.4)

(注) 1 () 内の数字は、構成割合 (%) である。

2 総数は、不詳を含む。

3 「身体障害児・者実態調査」は、5年ごとの調査である。

資料：厚生労働省社会・援護局「身体障害児・者実態調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/252.xls>

第253表 知的障害者の性別・障害の程度別状況(年齢階級別)

平成17年推計値(単位人)

区分	総数	男	女	不詳	最重度	重度	中度	軽度	不詳
総 数	419,000	243,300	166,400	9,300	62,400	102,200	106,700	97,500	50,100
	(100.0)	(58.1)	(39.7)	(2.2)	(14.9)	(24.4)	(25.5)	(23.3)	(12.0)
18歳未満	117,300	75,500	41,400	400	22,000	28,100	26,200	33,300	7,700
	(100.0)	(64.4)	(35.3)	(0.3)	(18.8)	(23.9)	(22.4)	(28.4)	(6.5)
0～4	15,600	9,900	5,700	—	3,600	2,000	4,000	4,800	1,000
5～9	39,800	25,400	14,100	200	6,700	10,100	8,500	12,700	1,800
10～14	36,300	25,400	10,900	—	6,100	11,300	8,500	7,300	3,200
15～17	25,600	14,800	10,700	200	5,600	4,600	5,200	8,500	1,600
18歳以上	289,600	165,800	123,400	400	39,800	73,700	78,700	63,000	34,300
	(100.0)	(57.3)	(42.6)	(0.1)	(13.7)	(25.5)	(27.2)	(21.8)	(11.9)
18～19	20,600	12,700	7,900	—	4,400	4,200	5,000	5,700	1,200
20～29	83,600	47,700	35,900	—	16,800	22,400	20,000	16,600	7,900
30～39	85,000	51,700	33,100	200	10,700	25,000	22,400	20,000	6,900
40～49	43,800	24,400	19,400	—	3,200	7,500	16,000	10,100	7,100
50～59	31,500	16,600	14,700	200	1,400	6,900	10,300	6,500	6,500
60～64	9,700	5,400	4,200	—	1,400	2,600	2,000	1,800	1,800
65歳以上	15,300	7,300	8,100	—	1,800	5,000	3,000	2,400	3,000
不詳	12,100	2,000	1,600	8,500	600	400	1,800	1,200	8,100
	(100.0)	(16.7)	(13.3)	(70.0)	(5.0)	(3.3)	(15.0)	(10.0)	(66.7)

平成12年推計値(単位人)

区分	総数	男	女	不詳	最重度	重度	中度	軽度	不詳
総 数	329,200	184,500	130,900	13,800	45,500	92,600	77,600	73,200	40,300
	(100.0)	(56.0)	(39.8)	(4.2)	(13.8)	(28.1)	(23.6)	(22.2)	(12.2)
18歳未満	93,600	58,900	34,100	600	17,800	30,700	17,800	18,300	9,000
	(100.0)	(63.0)	(36.4)	(0.6)	(19.1)	(32.8)	(19.1)	(19.5)	(9.6)
0～4	12,400	7,800	4,600	—	2,400	3,000	1,600	3,000	2,400
5～9	30,100	19,600	10,400	—	5,000	10,800	7,400	4,600	2,200
10～14	33,100	20,000	12,600	400	7,200	11,200	5,800	6,200	2,600
15～17	18,000	11,400	6,400	200	3,200	5,600	3,000	4,400	1,800
18歳以上	221,200	124,000	94,600	2,600	26,700	59,700	57,400	52,100	25,300
	(100.0)	(56.0)	(42.8)	(1.2)	(12.1)	(27.0)	(25.9)	(23.6)	(11.4)
18～19	15,600	10,000	5,600	—	2,200	4,400	3,400	4,800	800
20～29	79,800	45,500	33,500	800	12,000	24,100	19,000	18,000	6,600
30～39	50,700	27,700	22,100	1,000	5,600	12,000	12,800	13,200	7,000
40～49	37,700	21,300	16,200	200	3,400	9,400	9,800	9,800	5,200
50～59	22,500	12,400	9,600	400	2,000	6,200	6,800	4,200	3,200
60～64	5,600	2,600	3,000	—	800	1,400	1,800	1,000	600
65歳以上	9,200	4,400	4,600	200	600	2,200	3,600	1,000	1,800
不詳	14,400	1,600	2,200	10,600	1,000	2,200	2,400	2,800	6,000
	(100.0)	(11.1)	(15.3)	(73.6)	(6.9)	(15.3)	(16.7)	(19.4)	(41.7)

(注) 1 () 内の数字は、構成割合(%)である。

2 総数は、不詳を含む。

3 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料: 厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/253.xls>

第254表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区分	平成16年 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	
旧法による身体障害者更生援護施設	施設数 56,319	1,397 57,507	1,466 58,276	1,508 49,085	1,188 39,872	972 29,408	
肢体不自由者更生施設	施設数 4,285	84 4,103	84 3,949	81 3,118	63 2,115	47 1,874	
視覚障害者更生施設	施設数 1,196	20 1,137	20 1,009	19 518	11 442	8 152	
聴覚・言語障害者更生施設	施設数 89	3 91	3 100	3 54	2 47	2 49	
内部障害者更生施設	施設数 326	7 328	7 315	7 296	6 249	5 240	
身体障害者療護施設	施設数 26,447	472 26,885	472 27,679	472 25,564	472 21,732	472 15,924	
身体障害者福祉ホーム	施設数 710	65 742	65 745	71 176	• 144	• 116	
身体障害者授産施設	施設数 11,047	206 10,838	206 10,429	206 8,963	197 7,065	197 5,481	
身体障害者通所授産施設	施設数 7,928	315 8,260	315 8,381	315 6,425	330 5,178	310 3,848	
身体障害者小規模通所授産施設	施設数 2,991	189 3,811	237 4,349	265 3,200	193 2,394	187 1,470	
身体障害者福祉工場	施設数 1,300	36 1,312	36 1,320	36 947	26 650	20 370	
身体障害者社会参加支援施設	施設数 866	866 828	866 844	866 377	866 374	866 351	
身体障害者福祉センター	施設数 250	250 248	250 243	250 223	250 221	250 201	
在宅障害者デイサービス施設	施設数 465	465 430	465 453	465 •	465 •	465 •	
障害者更生センター	施設数 8	8 7	8 6	8 6	6 6	6 6	
補装具製作施設	施設数 21	21 19	21 18	21 17	21 17	21 17	
盲導犬訓練施設	施設数 9	9 9	9 9	9 10	10 10	10 10	
点字図書館	施設数 72	72 72	72 73	72 74	72 73	72 71	
点字出版施設	施設数 13	13 13	13 13	13 13	13 12	13 11	
聴覚障害者情報提供施設	施設数 28	28 30	28 29	28 34	28 35	28 35	
旧法による知的障害者援護施設	施設数 182,649	4,321 182,649	4,525 188,646	4,682 196,683	3,873 175,971	3,315 151,983	2,567 119,011
知的障害者デイサービスセンター	施設数 257	257 235	257 234	257 •	257 •	257 •	
知的障害者更生施設	施設数 110,183	1,915 110,183	1,968 111,833	2,006 114,665	1,850 104,188	1,613 90,477	1,286 72,073
知的障害者授産施設	施設数 62,152	1,539 62,152	1,652 65,523	1,779 70,839	1,633 64,777	1,406 56,144	1,077 43,027
知的障害者小規模通所授産施設	施設数 5,112	343 5,112	399 5,975	405 6,046	243 3,671	166 2,495	93 1,442
知的障害者通勤寮	施設数 2,762	124 2,761	124 2,632	121 2,441	112 2,271	107 2,271	93 1,989
知的障害者福祉ホーム	施設数 823	79 823	82 861	68 701	• •	• •	• •
知的障害者福祉工場	施設数 1,617	64 1,693	65 1,800	69 894	35 894	23 596	18 480

(注) 1 「旧法による身体障害者更生援護施設」「旧法による知的障害者援護施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置による旧法（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法）の施設である。

2 「身体障害者社会参加支援施設」は、身体障害者福祉法による。

3 平成21年より調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかつた施設があるため、平成20年以前との年次比較は適さない。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/254.xls>

第255表 身体障害者に対する補装具購入等の状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
購入件数	1,250,400	1,382,189	1,425,255	85,431	157,601	162,680
公費負担額	21,900,433	22,738,422	24,032,746	6,971,667	16,518,776	18,143,731
義肢						
義手件数	2,059	1,835	1,904	695	1,646	1,572
公費負担額	279,525	254,255	277,603	87,747	233,162	240,688
義足件数	6,995	6,754	7,037	2,617	6,031	6,098
公費負担額	2,297,758	2,308,341	2,502,191	823,301	2,037,144	2,130,567
装具件数	29,389	29,253	29,314	18,864	45,431	45,495
公費負担額	1,890,344	1,899,441	1,924,450	1,325,253	3,266,017	3,368,811
盲人安全つえ	件数	7,479	7,064	7,006	3,957	7,915
公費負担額	26,205	23,952	24,068	14,059	31,046	56,161
補聴器	件数	38,194	38,482	39,636	19,692	42,042
公費負担額	2,127,718	2,156,481	2,250,931	1,129,985	2,455,621	2,633,690
車いす・電動車いす	件数	25,873	25,576	26,196	11,952	28,787
公費負担額	4,588,503	4,729,912	4,934,265	1,968,816	5,355,146	5,913,814
歩行補助つえ	件数	10,655	10,899	9,893	3,554	5,273
公費負担額	48,672	67,623	111,012	21,386	44,603	44,167
その他	件数	1,129,756	1,262,326	1,304,269	24,100	20,476
公費負担額	10,641,708	11,298,417	12,008,226	1,245,120	3,096,037	3,755,833
修理件数	139,150	144,503	120,710	50,875	107,632	111,869
公費負担額	3,290,649	3,407,411	3,594,693	1,668,260	4,038,735	4,269,921
義肢						
義手件数	905	819	897	317	770	753
公費負担額	69,323	65,005	73,145	23,028	63,999	62,630
義足件数	6,354	6,277	6,742	2,809	6,756	6,914
公費負担額	865,514	916,095	1,044,076	353,043	934,345	1,002,479
装具件数	11,862	11,787	11,888	7,016	15,488	15,913
公費負担額	205,317	206,905	207,188	126,347	259,386	261,636
盲人安全つえ	件数	64	65	59	29	55
公費負担額	116	98	82	173	514	731
補聴器	件数	75,636	81,291	56,819	17,785	29,647
公費負担額	330,362	373,035	317,816	217,470	424,579	440,909
車いす・電動車いす	件数	39,475	39,797	40,572	20,387	47,883
公費負担額	1,731,640	1,751,198	1,844,820	793,107	1,887,855	1,966,410
歩行補助つえ	件数	2,076	1,968	1,276	102	132
公費負担額	3,066	6,111	4,387	286	842	485
その他	件数	2,778	2,499	2,457	2,430	6,901
公費負担額	85,311	88,964	103,179	154,806	467,215	534,641

(注) 1 平成16年度は、報告書の記載が「基準内補装具」と「基準外補装具」に分割されたため、2表を積算した値である。

2 平成18年度は、障害者自立支援法施行後の平成18年10月から平成19年3月までを対象としている。

3 平成18年度は、障害者自立支援法施行により報告書の記載が「身体障害者」から「身体障害者・児」に変更された。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/255.xls>

第256表 身体障害者更生援護状況

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
18歳以上の身体障害者手帳新規交付者数	367,332	347,336	356,168	348,681	352,573	355,654
更生援護取扱実人員	2,136,850	2,201,430	2,261,936	2,163,829	2,109,582	
相談指導及び措置件数	3,178,153	3,281,237	3,382,771	3,276,071	3,070,056	
身体障害者更生援護施設等への入所その利用及び紹介(再掲)	51,609	46,661	49,882	53,476	56,023	
補装具件数						
交付	1,250,400	1,382,189	1,425,255	85,431	157,601	157,334
修理	139,150	144,503	120,710	50,875	107,632	109,788
更生医療給付決定件数	174,086	200,585	204,984	211,319	221,688	258,272

- (注) 1 平成18年度の「補装具件数」は、障害者自立支援法による平成18年10月から平成19年3月までの件数である。
 2 平成18年度の「更生医療給付決定件数」は、障害者自立支援法による平成18年4月から平成19年2月までの件数である。
 3 平成20年度の「更生援護取扱実人員」「相談指導及び措置件数」は、調査項目の統合により公表されていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/256.xls>

第257表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合計件数	174,086	200,585	204,984	211,319	221,688	258,272
公費負担額	18,350,995	20,663,118	23,419,790	17,450,720	94,338,668	108,437,400
視覚障害件数	77	87	114	76	68	43
公費負担額	9,483	7,536	20,822	2,777	29,569	10,135
聴覚・平衡機能障害件数	166	195	231	238	174	150
公費負担額	12,879	26,232	22,908	12,510	17,028	8,734
音声・言語・そしゃく機能障害件数	372	377	424	544	585	556
公費負担額	20,967	20,687	23,782	17,837	18,892	13,188
肢体不自由件数	18,627	20,597	23,490	18,174	16,152	18,338
公費負担額	2,032,872	2,336,725	2,633,871	1,329,884	1,481,580	1,696,268
心臓機能障害件数	53,232	57,779	58,236	40,192	32,790	32,021
公費負担額	5,605,323	5,990,308	6,504,286	3,568,134	3,978,495	4,312,526
じん臓機能障害件数	97,460	115,084	115,254	145,465	166,117	198,292
公費負担額	9,729,671	10,946,443	12,389,096	10,638,483	85,934,855	98,780,221
小腸障害件数	349	71	214	136	93	145
公費負担額	31,430	18,047	27,276	19,661	50,095	29,841
免疫機能障害件数	3,557	5,756	6,709	6,386	5,640	8,668
公費負担額	866,658	1,197,989	1,782,246	1,853,363	2,823,642	3,581,000
訪問看護件数	246	639	312	108	69	59
公費負担額	41,712	119,151	15,503	8,071	4,512	5,487

- (注) 1 平成18年度の「件数」は、障害者自立支援法施行後の平成18年4月から平成19年2月までを対象としている。
 2 平成18年度の「公費負担額」は、平成18年4月診療分から平成19年2月診療分までを対象としている。
 3 平成19年度以降の「公費負担額」は、当該年3月診療分から翌年2月診療分までを対象としている。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/257.xls>

第258表 障害者職業能力開発校の障害種別入校状況

(単位 人)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
入校者数	1,603	1,615	1,661	1,692	1,641	1,658
障害種別						
視覚	47	47	52	63	57	61
聴覚・言語	249	254	240	240	219	210
上肢障害	421	399	424	422	381	366
下肢障害	620	614	656	636	590	541
体幹障害	144	156	169	134	104	120
内臓機能	168	133	150	164	151	138
知的障害	375	410	404	406	407	414
精神障害	22	39	57	55	147	227
その他障害	13	41	39	53	119	139

(注) 1 重複障害があるため、障害種別の合計と入校者数とは必ずしも一致しない。

2 当該年度に入校した者のみを対象としており、前年度から継続して受講している者は含まない。

資料: 厚生労働省職業能力開発局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/258.xls>

第259表 知的障害者の就労状況

(単位 人、%)

区分	総数	正規の職員	臨時雇	日雇	内職	家の仕事の手伝い	その他	作業所	不詳
平成2年(1990)	100,300	100.0	22.2	11.2	4.8	1.8	11.8	2.6	43.2
7(1995)	129,500	100.0	18.9	10.3	•	1.7	11.3	3.8	51.1
12(2000)	138,100	100.0	19.6	10.9	•	1.2	7.5	6.4	50.5
17(2005)	779	100.0	15.7	14.9	•	0.6	4.5	5.1	58.3

《就労形態》

(単位 人、%)

区分	総数	ない	~1万円	1~3万円	3~5万円	5~7万円	7~10万円	10~13万円	13~15万円	15万円~	不詳
平成2年(1990)	100,300	100.0	8.5	25.2	10.1	8.1	11.6	10.5	5.5	0.7	2.8
7(1995)	129,500	100.0	6.8	30.6	9.8	5.1	7.4	11.2	7.4	2.1	2.0
12(2000)	138,100	100.0	6.0	33.8	11.3	7.0	7.0	11.0	7.3	2.0	2.5
17(2005)	779	100.0	3.5	44.7	13.0	6.2	6.7	9.0	5.8	3.0	2.1

(注) 1 「総数」の実数は、平成12年以前は推計値、平成17年是有効回答数である。

2 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料: 厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/259.xls>

2 児童福祉

第260表 児童相談所処理件数

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
総 数	351,838	349,911	381,757	367,852	364,414	371,800
訓 戒 ・ 誓 約	1,230	1,143	1,263	1,308	1,223	1,445
児童福祉司の指導	3,916	3,802	3,843	3,975	4,641	4,343
福祉事務所へ送致又は通知	584	625	500	532	610	792
児童委員の指導	18	32	46	44	47	26
里 親 委 託	1,267	1,296	1,166	1,302	1,321	1,420
児童福祉施設に入所通所	22,868	22,944	19,519	11,685	11,373	10,822
法第27条の3により家庭裁判所に送致されたもの(再掲)	52	43	31	38	41	56
障害児施設等への利用契約	•	•	•	16,696	19,377	26,218
他の機関にあつ旋紹介	4,732	4,328	4,332	5,138	4,502	4,049
面 接 指 導	281,368	281,203	300,490	294,792	290,186	290,383
そ の 他	35,855	34,538	50,598	32,380	31,134	32,302
年度末現在未処理件数	24,902	24,111	22,322	16,254	18,154	19,388

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、
平成21年度は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/260.xls>

第261表 里親・保護受託者及び委託児童数

年度末現在

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
登録里親数	7,542	7,737	7,882	7,934	7,808	7,185
児童が委託されている里親数	2,184	2,370	2,453	2,582	2,727	2,837
里親に委託されている児童数	3,022	3,293	3,424	3,633	3,870	3,836
登録保護受託者数	40	•	•	•	•	•
児童が委託されている保護受託者数	—	•	•	•	•	•
保護受託者に委託されている児童数	—	•	•	•	•	•

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。

2 「保護受託者」とは、義務教育を終了した養護に欠ける児童の保護及び技能指導を行うものである。

3 保護受託者の制度は、平成17年度より廃止。

資料：平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、

平成21年度は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/261.xls>

第262表 児童福祉施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
総 施設数	33,406	33,545	33,464	33,524	33,431	32,353
在所者数	2,164,040	2,191,996	2,192,088	2,207,034	2,213,149	2,173,600
助産施設	460	456	425	419	415	415
乳児院	117	117	120	121	121	123
在所者数	2,938	3,077	3,143	3,190	3,124	3,113
母子生活支援施設	285	282	278	272	270	259
在所者数	11,608	11,224	10,822	10,588	10,367	10,021
保育所	22,494	22,624	22,720	22,838	22,898	22,250
在所者数	2,090,374	2,118,079	2,118,352	2,132,651	2,137,692	2,100,357
児童養護施設	556	558	559	564	569	563
在所者数	30,597	30,830	30,764	30,846	30,695	29,753
知的障害児施設	258	255	254	251	248	239
在所者数	10,346	10,155	9,808	9,423	9,350	8,827
自閉症児施設	7	7	7	6	7	7
在所者数	240	257	235	172	219	202
知的障害児通園施設	252	256	254	257	258	253
在所者数	8,829	9,089	8,981	9,830	10,343	10,535
盲児施設	11	11	10	10	10	10
在所者数	138	139	137	177	132	120
ろうあ児施設	14	14	13	14	13	10
在所者数	203	193	165	168	167	125
難聴幼児通園施設	25	25	25	25	25	25
在所者数	748	749	746	750	963	974
肢体不自由児施設	63	63	62	63	62	56
在所者数	3,236	3,060	2,730	2,703	2,623	2,381
肢体不自由児通園施設	98	99	99	98	99	99
在所者数	3,047	2,793	2,608	2,448	2,777	2,903
肢体不自由児療護施設	6	6	6	6	7	6
在所者数	236	228	237	241	249	216
重症心身障害児施設	108	112	115	124	125	118
在所者数	10,326	10,489	11,215	11,395	11,827	11,229
情緒障害児短期治療施設	25	27	31	31	32	31
在所者数	910	1,030	1,131	1,151	1,180	1,159
児童自立支援施設	58	58	58	58	58	55
在所者数	1,872	1,828	1,836	1,889	1,808	1,706
児童家庭支援センター	49	57	61	67	70	67
小型児童館	2,881	2,897	2,886	2,836	2,799	2,602
児童センター	1,663	1,691	1,708	1,738	1,750	1,632
大型児童館A型	18	17	18	18	19	19
大型児童館B型	4	4	4	4	4	4
大型児童館C型	1	1	1	1	1	1
その他の児童館	126	106	101	103	116	102
児童遊園施設	3,827	3,802	3,649	3,600	3,455	3,407

(注) 1 「母子生活支援施設」の在所者数は世帯人員数であり、在所者総数に含まない。

2 平成21年より調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかつた施設があるため、平成20年以前との年次比較は適さない。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/262.xls>

第263表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

(単位 金額: 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
《育成医療》						
給付決定件数	68,640	71,171	69,144	57,253	50,996	52,712
肢 体 不 自 由	13,709	14,107	13,926	10,344	9,394	9,785
視 覚 障 害	7,457	7,392	7,688	5,865	4,785	5,097
聴 覚・平衡機能障害	3,809	4,159	3,787	2,962	2,798	2,668
音声・言語・そしやく機能障害	15,427	17,440	16,396	17,514	16,739	17,439
心 臓 機 能 障 害	9,293	9,547	9,332	9,342	8,051	8,403
腎 臓 機 能 障 害	1,014	1,140	941	835	574	700
そ の 他	17,931	17,386	17,074	10,391	8,655	8,620
公 費 負 担 額	4,971,628	5,076,179	5,077,107	2,960,579	2,854,534	2,686,184
社 会 保 険 負 担 額	53,440,239	54,863,151	54,901,314	41,540,027	40,599,721	39,403,248
《養育医療》						
給付決定件数	31,851	32,866	31,485	31,032	30,616	31,164
公 費 負 担 額	5,925,299	6,129,701	5,797,125	6,053,086	7,309,235	6,881,956
社会保険・結核予防法による負担額	58,255,956	61,768,334	64,658,039	67,957,844	71,934,479	73,553,949
《療育の給付》						
給付決定件数	57	32	22	15	8	14
骨 関 節 結 核	8	7	—	—	2	—
骨 関 節 結 核 以 外 の 結 核	49	25	22	15	6	14
公 費 負 担 額	24,689	13,408	8,679	5,985	4,468	4,624
社会保険・結核予防法による負担額	67,945	31,279	34,795	13,992	10,586	19,496
《補装具交付》						
決 定 件 数	182,630	89,759	91,266	•	•	•
義 肢	87	69	54	•	•	•
義 手	378	360	336	•	•	•
義 足	25,272	24,149	24,720	•	•	•
装 盲 人 安 全 つ え	150	181	102	•	•	•
装 行 补 助 つ え	5,125	5,105	4,621	•	•	•
盲 行 补 助 つ え	1,715	1,947	1,320	•	•	•
步 車 そ の 他	10,828	9,577	9,774	•	•	•
歩 車 そ の 他	139,075	48,371	50,339	•	•	•
児童福祉法による公費負担額	9,441,241	7,039,153	7,411,642	•	•	•
《補装具修理》						
決 定 件 数	37,522	35,820	29,192	•	•	•
義 肢	11	6	9	•	•	•
義 手	134	120	127	•	•	•
義 足	2,509	2,316	2,396	•	•	•
装 盲 人 安 全 つ え	17	2	2	•	•	•
装 行 补 助 つ え	25,791	25,331	18,267	•	•	•
盲 行 补 助 つ え	134	116	57	•	•	•
歩 車 そ の 他	4,728	4,788	4,822	•	•	•
歩 車 そ の 他	4,198	3,141	3,512	•	•	•
児童福祉法による公費負担額	695,492	700,122	763,253	•	•	•

(注) 1 「養育医療」及び「療育の給付」の公費負担額には、自己負担額を含む。

2 車いすには電動車いすを含む。

3 平成17年度以前の《育成医療》「社会保険負担額」は、「社会保険・結核予防法による負担額」である。

4 平成18年度の《育成医療》「給付決定件数」は、障害者自立支援法施行後の平成18年4月から平成19年2月までを対象としている。

5 平成18年度の《育成医療》「公費負担額」「社会保険負担額」は、平成18年4月診療分から平成19年2月診療分までを対象としている。

6 平成18年度以降の《補装具交付》《補装具修理》は、障害者自立支援法施行により報告書の記載が「身体障害児童」から「身体障害者・児」に変更されたため、第8節1身体障害者及び知的障害者の項に掲載。

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/263.xls>

第264表 1歳6か月児健康診査実施件数、受診者数

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
件数	1,179,122	1,055,377	•	•	•	•
受診者数	1,088,110	1,050,631	1,044,192	1,015,480	1,018,329	1,034,745

(注)「件数」は、平成16年度に当該事業が終了した。

資料:「件数」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

「受診者数」は、平成19年度以前は厚生労働省統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、平成20年度は同部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/264.xls>

第265表 3歳児健康診査受診者数

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
受診者数	1,066,639	1,047,333	1,047,349	1,022,946	1,007,257	985,266
精密健康診査受診実人数	60,371	60,333	•	•	•	•

資料:平成19年度以前は厚生労働省統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」、

平成20年度は同部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/265.xls>

第266表 児童扶養手当受給世帯数

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
総数	911,470	936,579	955,741	955,941	966,266	985,682
生別母子世帯						
離婚	803,559	824,654	840,609	838,592	845,543	860,472
その他の	1,560	1,626	1,645	1,637	1,503	1,469
死別母子世帯	9,480	9,325	9,256	8,881	8,629	8,521
未婚の母子世帯	67,827	70,543	73,655	75,246	78,245	81,860
障害者世帯	2,803	2,714	2,662	2,629	2,615	2,617
遺棄世帯	5,618	5,382	4,943	4,612	4,318	4,013
その他の世帯	20,623	22,335	22,971	24,344	25,413	26,730

(注)1 生別母子世帯の「その他」とは、父が生死不明の児童、父が引続き1年以上法令により拘禁されている児童を母が監護している世帯をいう。

2 「その他の世帯」とは、支給要件該当事由の異なる2人以上の児童を母が監護する世帯及び支給要件に該当する児童を母以外の者が養育している世帯をいう。

資料:平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」、平成21年度は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/266.xls>

第267表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
特別児童扶養手当受給者数	162,026	163,670	168,558	173,582	178,715	184,095
支給対象障害児数	166,836	168,819	174,141	179,844	185,494	191,609
障害児福祉手当受給者数	59,880	60,728	61,981	63,255	63,995	65,034
特別障害者手当受給者数	105,896	105,647	107,298	108,942	111,216	114,610
経過の福祉手当受給者数	14,175	12,323	11,057	9,960	8,943	8,098

資料:平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」、

平成21年度は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/267.xls>

第268表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

平成22年2月末現在 (単位 金額: 千円)

区分	受給者数				支給対象児童数及び支給額	
	総計	支給対象児童数別			支給対象児童数	支給額
		1人	2人	3人以上		
総 計	9,277,503	6,253,683	2,576,810	447,010	12,786,447	995,621,753
児童手当	2,651,063	2,405,648	238,971	6,444	2,903,355	349,488,963
特例給付	95,955	88,848	6,810	297	103,375	12,330,862
小学校修了前特例給付	6,530,485	3,759,187	2,331,029	440,269	9,779,717	633,801,928
市町村支給分 計	8,480,363	5,750,954	2,331,427	397,982	11,642,426	905,781,451
児童手当	2,427,897	2,208,020	215,338	4,539	2,652,556	320,992,730
特例給付	79,218	73,899	5,188	131	84,675	10,101,988
小学校修了前特例給付	5,973,248	3,469,035	2,110,901	393,312	8,905,195	574,686,733
被用者	6,236,298	4,213,382	1,747,370	275,546	8,553,863	665,841,050
児童手当	1,822,103	1,660,661	158,366	3,076	1,986,746	240,420,975
特例給付	79,218	73,899	5,188	131	84,675	10,101,988
小学校修了前特例給付	4,334,977	2,478,822	1,583,816	272,339	6,482,442	415,318,087
非被用者	2,244,065	1,537,572	584,057	122,436	3,088,563	239,940,401
児童手当	605,794	547,359	56,972	1,463	665,810	80,571,755
小学校修了前特例給付	1,638,271	990,213	527,085	120,973	2,422,753	159,368,646
公務員分	797,140	502,729	245,383	49,028	1,144,021	89,840,302
児童手当	223,166	197,628	23,633	1,905	250,799	28,496,233
特例給付	16,737	14,949	1,622	166	18,700	2,228,874
小学校修了前特例給付	557,237	290,152	220,128	46,957	874,522	59,115,195

資料: 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/268.xls>

第269表 児童手当拠出金徴収状況

(単位 円)

区分	平成20年度 (2008)		21 (2009)	
	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額
総 計	210,742,020,066	209,334,749,873	202,579,403,335	200,986,985,132
厚生年金保険関係	202,886,021,060	201,478,750,867	194,458,121,899	192,865,703,696
共済組合関係	7,855,999,006	7,855,999,006	8,121,281,436	8,121,281,436

資料: 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/269.xls>

第270表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況

平成21年度(単位人)

区分	平成21年2月末現在 受給者数	新規認定期数	受給資格 消滅件数	被用者と非被用者 の区分の変更 による増減数	平成22年2月末現在 受給者数
総 計	9,291,086	2,024,486	2,038,069	0	9,277,503
児童手当	2,659,663	933,705	942,305	0	2,651,063
特例給付	97,206	74,695	75,946	0	95,955
小学校修了前特例給付	6,534,217	1,016,086	1,019,818	0	6,530,485
市町村支給分 計	8,489,661	1,840,692	1,849,990	0	8,480,363
児童手当	2,438,549	861,077	871,729	0	2,427,897
特例給付	78,915	65,150	64,847	0	79,218
小学校修了前特例給付	5,972,197	914,465	913,414	0	5,973,248
被用者	6,251,933	1,325,868	1,354,062	12,559	6,236,298
児童手当	1,831,444	615,728	630,402	5,333	1,822,103
特例給付	78,915	65,150	64,847	0	79,218
小学校修了前特例給付	4,341,574	644,990	658,813	7,226	4,334,977
非被用者	2,237,728	514,824	495,928	△12,559	2,244,065
児童手当	607,105	245,349	241,327	△5,333	605,794
小学校修了前特例給付	1,630,623	269,475	254,601	△7,226	1,638,271
公務員分	801,425	183,794	188,079	0	797,140
児童手当	221,114	72,628	70,576	0	223,166
特例給付	18,291	9,545	11,099	0	16,737
小学校修了前特例給付	562,020	101,621	106,404	0	557,237

資料: 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/270.xls>

第271表 子ども手当制度の費用負担

子ども手当の創設(平成22年度予算)

(国庫負担金) 1兆4,722億円

うち、給付費: 1兆4,556億円(10か月分を計上)
事務費: 166億円(市町村分164億円)

子ども手当 国 1兆2,230億円		
児童手当分		
国	地方	事業主
2,326億円	4,652億円	1,436億円

(注) 1 上記とは別に、公務員については所属庁から支給する。

(国家公務員分: 425億円、地方公務員分: 1,486億円)

2 地方公務員に係る額の引上げ等に伴い、地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、別途、「児童手当及び子ども手当特例交付金」(2,337億円)を措置。

3 子ども手当の円滑な実施を図るために、システム経費(123億円)を平成21年度二次補正予算に計上。

資料: 厚生労働省雇用均等・児童家庭局作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/271.xls>

3 社会福祉関係機関・施設等

第272表 社会福祉行政機関等設置状況

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
福祉事務所						
事務所数	都道府県	321	293	246	239	228
	区市町村	905	934	987	1,003	1,009
職員数	监察指導員	3,031	•	•	•	3,221
	現業員	19,581	•	•	•	19,406
	身体障害者福祉司	80	•	•	•	•
	知的障害者福祉司	79	•	•	•	•
	老人福祉指導主事	90	•	•	•	•
	家庭児童福祉主事	27	•	•	•	•
身体障害者更生相談所	相談所数	73	74	73	74	76
知的障害者更生相談所	相談所数	77	75	74	75	77
児童相談所	相談所数	182	187	191	196	197
	児童福祉司数	1,813	1,989	2,139	2,263	2,358
民生委員・児童委員数		226,914	226,582	226,821	228,287	228,427
						228,728

- (注) 1 福祉事務所は、平成17～20年度は4月1日現在。平成21年度及び平成16年度は10月1日現在。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。福祉事務所の「職員数」は、平成17～20年度は調査が行われなかった。
- 2 身体障害者更生相談所は、4月1日現在。
- 3 知的障害者更生相談所は、4月1日現在。
- 4 児童相談所は、4月1日現在。平成18年度以前は5月1日現在。
- 5 民生委員・児童委員数については、主任児童委員数を含む(平成6年に主任児童委員制度を創設)。各年度末現在。

資料：「福祉事務所」は、厚生労働省社会・援護局調べ

「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調べ

「児童相談所」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

「民生委員・児童委員数」は、平成20年度以前は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」、平成21年度は同部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/272.xls>

第273表 社会福祉施設数(施設の種類別)

各年10月1日現在

区分		平成16年 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
総保	護施設	90,098	94,612	96,286	61,804	61,778	57,502
救護	施設	297	298	298	302	300	299
更生	施設	181	183	183	188	187	186
医療	施設	20	20	19	19	20	20
授産	施設	63	62	63	64	60	60
宿所	施設	21	21	21	21	21	21
老人人	福祉施設	12	12	12	10	12	12
養護	老人ホーム(一般)	39,475	43,285	44,432	9,446	9,236	8,421
養護	老人ホーム(盲)	914	916	912	909	915	882
特別養護	老人ホーム(A型)	48	48	50	49	49	50
軽費	老人ホーム(A型)	5,291	5,535	5,759	·	·	·
軽費	老人ホーム(B型)	243	240	234	233	229	217
軽費	老人ホーム(介護利用型)	34	33	32	31	31	29
老人福祉	センター(特A型)	1,651	1,693	1,750	1,795	1,835	1,804
老人福祉	センター(A型)	268	267	260	260	267	243
老人福祉	センター(B型)	1,603	1,590	1,569	1,545	1,527	1,390
老人デイサー	ビスセンター	427	427	431	429	434	380
短期入所	生活介護事業所	14,725	17,652	21,893	·	·	·
老人介護	支援センター	5,657	6,216	6,664	·	·	·
障害者	支援施設等	8,614	8,668	4,878	4,195	3,949	3,426
障害者	支援施設	·	·	·	2,233	2,898	3,334
地域活動	支援センター	·	·	·	197	458	751
福祉社	ホーム	·	·	·	1,859	2,267	2,432
旧法による身体障害者更生援護施設	1,397	1,466	1,508	1,188	972	715	715
肢体不自由者更生施設	84	84	81	63	47	40	40
視覚障害者更生施設	20	20	19	11	8	4	4
聴覚・言語障害者更生施設	3	3	3	2	2	2	2
内部障害者更生施設	7	7	7	6	5	5	5
身体障害者療護施設	472	484	499	455	389	292	292
重度身体障害者更生援護施設	·	·	·	·	·	·	·
身体障害者福祉ホーム	65	67	71	·	·	·	·
身体障害者授産施設	206	202	197	176	144	116	116
重度身体障害者授産施設	·	·	·	·	·	·	·
身体障害者通所授産施設	315	326	330	256	210	156	156
身体障害者小規模通所授産施設	189	237	265	193	147	87	87
身体障害者福祉工場	36	36	36	26	20	13	13
身体障害者社会参加支援施設	866	828	844	377	374	351	351
身体障害者福祉センター(A型)	40	39	39	37	36	35	35
身体障害者福祉センター(B型)	210	209	204	186	185	166	166
在宅障害者デイサービス施設	465	430	453	·	·	·	·
障害者更生センター	8	7	6	6	6	6	6
補装具訓練施設	21	19	18	17	17	17	17
盲導犬訓練施設	9	9	9	10	10	10	10
点字出版本施設	72	72	73	74	73	71	71
聴覚障害者情報提供施設	13	13	13	13	12	11	11
婦人保健施設	28	30	29	34	35	35	35
児童福祉施設	50	50	49	49	48	48	48
助産施設	33,406	33,545	33,464	33,524	33,431	32,353	32,353
乳母子生活支援施設	460	456	425	419	415	415	415
保育施設	117	117	120	121	121	123	123
自知的障害児通園施設	285	282	278	272	270	259	259
自知的閉鎖症児施設	22,494	22,624	22,720	22,838	22,898	22,250	22,250
自知的障害児施設	556	558	559	564	569	563	563
自知的閉鎖症児施設	258	255	254	251	248	239	239
自知的障害児施設	7	7	7	6	7	7	7
自知的障害児施設	252	256	254	257	258	253	253
自知的障害児施設	11	11	10	10	10	10	10

第8節 福祉サービス

(注)1 「老人福祉施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行により調査対象範囲が変更になった。

2 「旧法による身体障害者更生援護施設」「旧法による知的障害者援護施設」「旧法による精神障害者社会復帰施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置による旧法（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）の施設である。

3 「身体障害者社会参加支援施設」は、身体障害者福祉法による。

4 「特別養護老人ホーム」は、「介護サービス施設・事業所調査」において介護老人福祉施設として把握した数値であり、平成18年は同調査において地域密着型介護老人福祉施設として把握した数値も含む。

5 「老人デイサービスセンター」は、「介護サービス施設・事業所調査」において通所介護事業所として把握した数値であり、平成18年は同調査において認知症対応型通所介護事業所として把握した数値も含む。

6 平成21年より調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかつた施設があるため、平成20年以前との年次比較は適さない。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「住云属性別SSJ-DB」<http://www.ipss.go.jp/ssj-db/273.xls>

第274表 生活福祉資金貸付状況

(単位 金額:千円)

区分	平成17年度(2005)		18(2006)		19(2007)		20(2008)		21(2009)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	12,681	13,441,201	11,034	11,263,005	11,191	11,844,156	14,865	14,562,002	61,528	37,916,409
更生資金	461	597,813	355	456,727	319	376,613	347	398,096	170	173,360
総合支援資金	・	・	・	・	・	・	・	・	26,353	17,866,017
福祉費	・	・	・	・	・	・	・	・	2,929	2,404,829
障害者更生資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福祉資金	1,197	855,855	1,044	737,727	1,033	884,994	1,016	840,559	737	576,915
住宅資金	232	364,076	185	293,956	—	—	—	—	—	—
教育支援資金	7,163	6,431,171	6,664	5,818,920	6,732	5,446,715	7,906	6,031,801	13,139	9,298,615
療養・介護等資金	581	405,859	484	331,129	408	279,812	356	233,654	253	163,940
災害援護資金	59	65,503	36	38,407	39	46,871	17	17,587	26	27,363
緊急小口資金	1,543	75,125	1,174	55,428	1,514	99,193	3,127	235,730	15,590	1,325,909
離職者支援資金	1,303	1,826,216	969	1,393,804	870	1,247,176	1,610	2,300,586	1,960	2,408,141
不動産担保型生活資金	142	2,819,583	123	2,136,907	141	2,455,193	119	2,009,353	127	2,097,076
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・	・	・	・	135	1,007,589	367	2,494,636	244	1,574,244

(注) 1 「更生資金」には、「障害者更生資金」を含む。

2 平成21年度の「更生資金」「福祉資金」「療養・介護等資金」「災害援護資金」「離職者支援資金」は、平成21年4~9月の数値である。

3 平成21年度の「総合支援資金」「福祉費」は、平成21年10月~平成22年3月の数値である。

資料:厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/274.xls>

第275表 母子福祉資金貸付状況

(単位 金額:千円)

区分	平成17年度(2005)		18(2006)		19(2007)		20(2008)		21(2009)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	53,752	23,609,826	51,460	23,365,669	48,635	22,731,653	47,781	22,561,351	49,923	23,547,333
事業開始資金	79	179,567	43	90,781	45	95,604	36	71,758	37	78,597
事業継続資金	21	23,870	22	27,823	23	28,190	13	13,248	17	16,637
修学資金	37,210	17,726,724	36,032	17,674,159	34,509	17,475,014	33,476	17,171,766	33,069	17,265,743
技能習得資金	1,108	438,382	1,017	423,986	995	420,936	963	425,575	1,197	538,553
修業資金	991	401,028	870	358,114	779	318,641	733	299,270	768	311,495
就職支度資金	135	28,481	116	24,599	121	24,144	133	28,034	112	23,913
医療介護資金(療養資金)	53	10,959	31	6,149	21	4,791	26	5,104	22	5,886
生活資金	1,490	756,924	1,386	757,978	1,327	725,161	1,357	826,520	1,842	955,591
住宅資金	48	37,115	54	53,672	51	34,606	40	18,971	46	37,208
転宅資金	1,019	232,439	831	187,778	710	160,726	726	160,406	899	190,652
就学支度資金	11,522	3,766,058	11,014	3,754,570	10,043	3,442,500	10,276	3,540,099	11,911	4,122,158
結婚資金	6	1,800	11	3,300	3	900	2	600	3	900
特例児童扶養資金	70	6,479	33	2,760	8	440	0	0	0	0

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/275.xls>

第276表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(単位 金額:千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
法適用都道府県延数	22	7	7	5	5	4
法適用都道府県実数	15	7	6	5	5	4
法適用市町村延数	150	38	21	15	11	7
災害救助費国庫負担額	21,205,696	1,860,868	597,753	6,981,866	292,872	407,494
国庫負担対象都道府県数	13	7	5	4	4	4

資料:厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/276.xls>

第9節 生活保護

第277表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
被保護世帯数						
年 度 合 計	11,295,238	11,986,644	12,498,099	12,909,835	13,263,296	13,785,189
1か月平均	941,270	998,887	1,041,508	1,075,820	1,105,275	1,148,766
被保護人員						
年 度 合 計	16,131,921	17,080,661	17,710,054	18,166,704	18,519,854	19,111,434
1か月平均	1,344,327	1,423,388	1,475,838	1,513,892	1,543,321	1,592,620
保護率(人口千対)	10.5	11.1	11.6	11.8	12.1	12.5
総人口(千人)	127,619	127,687	127,768	127,770	127,771	127,692

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表による各年10月1日現在の推計人口(総人口)で除した。

平成17年度については、国勢調査統計表による人口で除した。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/277.xls>

第278表 被保護実世帯数(世帯主の労働力類型別)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
被保護実世帯数	941,270	998,887	1,041,508	1,075,820	1,105,275	1,148,766
現に保護を受けた世帯数	939,733	997,149	1,039,570	1,073,650	1,102,945	1,145,913
世帯主が働いている世帯	91,082	99,141	105,505	110,687	115,738	121,294
常　　用	60,651	66,559	71,493	76,315	80,644	85,029
日　　雇	12,443	14,028	15,302	15,725	16,233	16,932
内　　職	6,456	6,480	6,526	6,617	6,781	6,913
そ　の　他	11,532	12,074	12,184	12,029	12,080	12,420
そ　の　他　の　世　帯	848,651	898,008	934,065	962,963	987,206	1,024,619
世帯員が働いている世帯	22,885	24,390	25,039	25,313	25,944	27,169
働いている者のいない世帯	825,766	873,618	909,026	937,650	961,262	997,450
保護停止中の世帯	1,537	1,738	1,938	2,170	2,330	2,853

(注) 年度1か月の平均である。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/278.xls>

第279表 扶助別人員

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
被保護実人員	1,344,327	1,423,388	1,475,838	1,513,892	1,543,321	1,592,620
扶助人員総数	3,607,903	3,858,843	4,053,603	4,158,788	4,247,903	4,379,289
生活扶助	1,201,836	1,273,502	1,320,413	1,354,242	1,379,945	1,422,217
住宅扶助	1,069,135	1,143,310	1,194,020	1,233,105	1,262,158	1,304,858
教育扶助	124,270	132,019	135,734	137,129	135,503	134,734
介護扶助	127,164	147,239	164,093	172,214	184,258	195,576
医療扶助	1,082,648	1,154,521	1,207,814	1,226,233	1,248,145	1,281,838
入院	132,578	132,285	131,104	130,487	125,900	123,279
単給	65,271	63,164	61,364	59,423	56,570	55,298
併給	67,306	69,120	69,741	71,065	69,330	67,982
入院外	950,070	1,022,236	1,076,710	1,095,746	1,122,245	1,158,558
単給	22,060	21,955	21,604	20,770	21,030	20,789
併給	928,010	1,000,281	1,055,106	1,074,976	1,101,216	1,137,769
出産扶助	116	113	112	116	116	133
生業扶助	793	1,091	29,253	33,487	35,343	37,383
葬祭扶助	1,942	2,049	2,165	2,262	2,436	2,551

(注) 年度1か月の平均である。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/279.xls>

第280表 保護開始世帯数(世帯類型・構造別)

平成20年9月

区分	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総世帯数	16,310	4,188	1,414	6,506	978	3,224
世帯主の傷病	6,567	882	319	4,224	506	636
世帯員の傷病	271	41	12	76	8	134
急迫保護で医療扶助単給	1,605	199	15	1,300	21	70
要介護状態	84	57	1	7	8	11
働いていた者の死亡	54	24	5	6	3	16
働いていた者の離別等	602	87	373	44	21	77
定年失業	905	135	91	105	26	548
老齢による収入減少	769	718	•	8	4	39
事業不振・倒産	121	46	4	11	5	55
その他の働きによる収入減少	766	134	127	81	33	391
社会保障給付金の減少・喪失	203	107	9	30	21	36
貯金等の減少・喪失	2,842	1,199	293	401	202	747
仕送りの減少・喪失	536	281	49	68	45	93
その他の他	985	278	116	145	75	371

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/280.xls>

第281表 保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）

平成20年9月

区分	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	11,198	3,953	715	4,016	731	1,783
世帯主の傷病治癒	1,270	145	3	1,069	23	30
世帯員の傷病治癒	10	1	—	5	2	2
死 亡	3,488	2,367	8	757	261	95
失 そ う	1,521	241	20	868	53	339
働きによる収入の増加・取得	1,409	85	318	341	53	612
働き手の転入	103	13	47	17	8	18
社会保障給付金の増加	512	207	13	137	80	75
仕送りの増加	80	35	17	14	7	7
親類・縁者等の引取り	331	111	62	82	28	48
施設入所	256	190	4	30	22	10
医療費の他法負担	61	38	—	11	7	5
そ の 他	2,157	520	223	685	187	542

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/281.xls>

第282表 保護費（扶助別）

(単位 千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
総額	2,388,111,346	2,508,966,934	2,594,192,922	2,633,333,556	2,617,464,651	2,700,553,250
生活扶助費	818,217,352	840,128,460	849,360,208	863,829,575	870,844,851	896,469,101
住宅扶助費	282,264,039	307,271,220	327,186,408	343,867,264	359,008,689	381,440,562
教育扶助費	10,666,539	11,335,600	11,791,646	11,901,606	11,794,966	11,845,300
介護扶助費	35,841,137	41,880,243	47,040,105	50,214,892	53,927,879	56,245,925
医療扶助費	1,236,139,923	1,302,859,287	1,347,045,434	1,349,997,807	1,307,104,330	1,339,288,625
出産扶助費	267,382	250,595	222,112	256,642	262,558	310,316
生業扶助費	297,422	316,953	6,218,998	7,643,027	8,158,797	8,614,597
葬祭扶助費	4,417,553	4,924,576	5,328,011	5,624,742	6,062,582	6,338,825
《1人当り月額(円)》						
総額	148,036	146,890	146,481	144,954	141,333	141,306
生活扶助費	56,734	54,975	53,604	53,156	52,589	52,528
住宅扶助費	22,001	22,396	22,835	23,239	23,703	24,360
教育扶助費	7,153	7,155	7,239	7,233	7,254	7,326

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/282.xls>

第283表 医療扶助決定状況（診療費分）

(単位 金額：千円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
合計 件数	23,249,002	24,837,679	26,529,305	26,255,402	26,554,992	27,669,416
金額	1,140,763,554	1,190,842,212	1,235,391,699	1,256,942,765	1,200,321,713	1,234,102,802
一般診療 件数	21,383,682	22,797,016	24,443,342	23,993,194	24,282,968	25,282,643
金額	1,099,715,517	1,147,392,208	1,189,562,141	1,211,935,648	1,154,986,344	1,186,085,747
入院 件数	1,985,430	1,995,745	2,010,280	1,944,797	1,886,973	1,891,510
金額	757,761,657	780,070,740	789,869,197	796,905,494	784,199,875	805,065,158
入院外 件数	19,398,252	20,801,271	22,433,062	22,048,397	22,395,995	23,391,133
金額	341,953,860	367,321,468	399,692,944	415,030,154	370,786,469	381,020,589
歯科診療 件数	1,865,320	2,040,663	2,085,963	2,262,208	2,272,024	2,386,773
金額	41,048,037	43,450,004	45,829,558	45,007,117	45,335,369	48,017,055

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/283.xls>

第284表 生活保護基準額改定の推移

区分	実施年月日	生活扶助	改定率 (%)		住宅扶助
			改定率 (%)	改定率 (%)	
第 59 次	平成15.4.1	162,490	99.1		13,000
第 60 次	16.4.1	162,170	99.8		13,000
第 61 次	17.4.1	162,170	100.0 (据置)		13,000
第 62 次	18.4.1	162,170	100.0 (据置)		13,000
第 63 次	19.4.1	162,170	100.0 (据置)		13,000
第 64 次	20.4.1	162,170	100.0 (据置)		13,000
第 65 次	21.4.1	162,170	100.0 (据置)		13,000
第 66 次	22.4.1	162,170	100.0 (据置)		13,000

(注) 1 1級地-1標準3人世帯である。

2 上記の他に、米価補正による改定等がある。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/284.xls>

第285表 保護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区分	平成16年 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
総 施 設 数	297	298	298	302	300	299
在所者数	19,982	19,935	19,649	19,822	20,054	20,040
救護施設 施設数	181	183	183	188	187	186
在所者数	16,940	16,969	17,018	17,307	17,317	17,263
更生施設 施設数	20	20	19	19	20	20
在所者数	1,899	1,820	1,604	1,581	1,616	1,748
医療保護施設 施設数	63	62	63	64	60	60
授産施設 施設数	21	21	21	21	21	21
在所者数	651	631	582	559	565	495
宿所提供的施設 施設数	12	12	12	10	12	12
在所者数	492	515	445	375	556	534

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/285.xls>

第10節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩 給

第286表 文官恩給年金受給権者状況

区分	合計			普通恩給			増加恩給			人員
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	
平成18年度(2006)		千円	円		千円	円		千円	円	
19 (2007)	27,455	32,038,521	1,166,947	3,744	5,812,520	1,552,489	186	608,513	3,271,576	20
20 (2008)	24,742	28,865,047	1,166,642	3,281	5,299,813	1,615,304	172	560,710	3,259,941	17
	22,076	25,690,113	1,163,712	2,772	4,640,619	1,674,105	157	507,725	3,233,918	15
平成20年度										
文 官	10,994	12,594,273	1,145,559	862	980,978	1,138,026	65	210,116	3,232,555	10
教 育 職 員	2,269	3,006,415	1,324,995	261	404,221	1,548,741	14	39,825	2,844,664	1
警 察 監 獄 職 員	7,622	6,692,825	878,093	938	808,441	861,877	77	254,508	3,305,300	3
待 遇 職 員	77	78,205	1,015,647	1	950	949,500	1	3,276	3,275,600	1
執 行 職 員	117	201,971	1,726,250	117	201,971	1,726,250	—	—	—	—
傭 外 国 人	105	178,141	1,696,580	105	178,141	1,696,580	—	—	—	—
国 会 議 員	892	2,938,283	3,294,039	488	2,065,917	4,233,437	—	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/286.xls>

第287表 軍人恩給年金受給権者状況

区分	合計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額
平成18年度(2006)		千円	円		千円	円		千円	円		千円
19 (2007)	1,049,161	854,573,393	814,530	234,975	151,468,797	644,617	9,716	32,314,385	3,325,894	17,884	23,272,246
20 (2008)	982,395	791,764,341	805,953	202,505	130,258,865	643,238	8,418	27,959,522	3,321,397	15,578	20,236,426
	915,653	729,207,766	796,380	171,543	110,100,114	641,822	7,160	23,751,469	3,317,244	13,426	17,388,206

資料：総務省人事・恩給局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/287.xls>

第288表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

区分	合計			普通恩給			増加恩給			人員
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	
平成18年度(2006)		千円	円		千円	円		千円	円	
19 (2007)	30,182	36,345,988	1,204,227	6,561	9,208,657	1,403,545	50	139,605	2,792,100	—
20 (2008)	26,884	31,915,498	1,187,156	5,625	7,779,104	1,382,952	48	133,196	2,774,913	—
	23,857	28,018,716	1,174,444	4,725	6,489,966	1,373,538	43	120,120	2,793,498	—
平成20年度										
文 官	1,673	1,995,036	1,192,490	77	129,917	1,687,227	5	13,970	2,793,920	—
教 育 職 員	10,141	14,358,553	1,415,891	2,511	4,034,598	1,606,770	4	13,389	3,347,150	—
警 察 監 獄 職 員	11,978	11,602,398	968,642	2,137	2,325,452	1,088,185	34	92,762	2,728,300	—
待 遇 職 員	65	62,730	965,072	—	—	—	—	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/288.xls>

第10節 恩給・戦争犠牲者援護

傷病年金		扶助料						傷病者遺族特別年金		
		普通扶助料			公務関係扶助料					
金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	円
25,849	1,292,430	21,178	21,058,751	994,369	2,301	4,519,791	1,964,273	26	13,098	503,750
21,862	1,286,024	19,191	18,927,714	986,281	2,056	4,042,084	1,965,994	25	12,864	514,550
19,022	1,268,147	17,278	16,919,647	979,260	1,829	3,589,966	1,962,803	25	13,134	525,350
12,529	1,252,860	8,618	8,587,717	996,486	1,419	2,792,426	1,967,883	20	10,507	525,350
961	961,000	1,886	2,342,329	1,241,956	106	218,552	2,061,814	1	525	525,350
4,250	1,416,800	6,306	5,062,632	802,828	294	560,893	1,907,799	4	2,101	525,350
1,282	1,282,200	64	54,603	853,167	10	18,095	1,809,480	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	404	872,366	2,159,321	—	—	—	—	—	—

	特例傷病恩給			扶助料						傷病者遺族特別年金		
				普通扶助料			公務関係扶助料					
平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	千円	円	円
1,301,289	500	900,808	1,801,616	629,550	382,600,117	607,736	133,678	252,533,898	1,889,121	22,858	11,483,143	502,369
1,299,039	451	806,425	1,788,081	611,448	371,247,951	607,162	121,626	229,777,163	1,889,211	22,369	11,477,990	513,120
1,295,114	397	715,248	1,801,633	591,597	358,887,834	606,642	109,831	206,998,012	1,884,696	21,699	11,366,882	523,844

傷病年金	扶助料						傷病者遺族特別年金				
	普通扶助料			公務関係扶助料							
金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	千円
千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
—	—	23,045	25,977,319	1,127,243	515	1,014,967	1,970,809	11	5,440	494,550	
—	—	20,737	23,065,644	1,112,294	464	932,542	2,009,789	10	5,012	501,190	
—	—	18,661	20,566,470	1,102,110	418	837,008	2,002,411	10	5,152	515,230	
—	—	1,555	1,775,038	1,141,503	36	76,112	2,114,217	—	—	—	
—	—	7,555	10,151,165	1,343,635	71	159,401	2,245,090	—	—	—	
—	—	9,486	8,577,537	904,231	311	601,494	1,934,066	10	5,152	515,230	
—	—	65	62,730	965,072	—	—	—	—	—	—	

2 戦争犠牲者援護

第289表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(単位 金額：千円)

区分	平成16年度 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)		20 (2008)		21 (2009)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	103	9,094	273	25,915	389	40,165	319	23,635	286	29,953	161	17,932
帰郷旅費	10	9	19	17	3	3	0	0	0	0	0	0
葬祭料	48	8,870	131	25,283	195	39,197	160	31,840	147	29,253	82	17,512
遺骨引取経費	45	215	123	615	191	965	159	795	139	700	79	420

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/289.xls>

第290表 戰傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(単位 金額：千円)

区分	平成16年度 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)		20 (2008)		21 (2009)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	19,651	1,221,890	17,451	1,076,422	15,136	891,500	13,404	765,213	11,598	637,498	9,543	518,077
療養の給付	18,650	1,113,245	16,613	975,594	14,528	817,115	12,891	704,173	11,130	578,219	9,163	468,161
療養手当	75	2,205	71	2,087	55	1,617	37	1,088	25	735	24	706
葬祭費	36	7,312	23	4,439	27	5,355	26	5,174	22	4,378	18	3,781
補装具給付費	890	99,128	745	94,302	526	67,413	450	54,778	421	54,166	338	45,429

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/290.xls>

第291表 戰傷病者特別援護法による補装具交付状況

(単位 金額：千円)

区分	平成16年度 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)		20 (2008)		21 (2009)	
	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額
交 付	602	79,608	475	73,603	340	54,245	275	39,457	266	39,362	225	37,120
修 理	326	19,606	270	20,699	186	13,168	175	15,321	155	14,804	113	8,309

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/291.xls>

第292表 戰傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在(単位 金額:千円)

区分	平成16年度 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)		20 (2008)		21 (2009)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合計	28,590	55,565,968	26,035	50,851,794	23,781	46,652,320	21,210	41,842,044	18,985	37,718,682	16,902	33,532,184
障害年金	2,798	6,561,183	2,638	6,085,564	2,502	5,785,464	2,339	5,445,110	2,201	5,026,733	2,042	4,718,313
遺族年金	18,232	34,310,446	16,585	31,026,630	15,121	28,568,969	13,450	25,832,777	11,980	23,257,685	10,613	20,588,779
遺族給与金	7,560	14,694,339	6,812	13,739,600	6,158	12,297,887	5,421	10,564,157	4,804	9,434,264	4,247	8,225,091
弔慰金(国債) 支給人數	2,084,779		2,084,828		2,084,886		2,084,921		2,084,979		2,085,012	

(注) 1 「遺族年金」「遺族給与金」の人員数は、後順位の人員を含めた数である。

2 金額は、それぞれ四捨五入によっているので、端数はおいて合計と合致しないものがある。

資料:厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/292.xls>

第293表 原爆被爆者対策状況

(単位 金額:千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
健康手帳交付	266,598	259,556	251,834	243,692	235,569	227,565
認定被爆者(再掲)	2,251	2,280	2,242	2,188	4,415	6,367
健康診断受診者証交付	12,863	12,715	12,462	12,189	11,914	11,660
医療給付総額	19,788,217	19,735,496	19,284,755	19,376,926	19,906,265	20,121,419
原爆疾病						
支払総額	137,180	154,652	149,722	134,362	213,581	846,109
件数	5,110	4,799	4,465	3,685	4,633	14,293
1件当たり金額(円)	26,845	32,226	33,532	36,462	46,100	59,197
一般疾病						
支払総額	19,651,037	19,580,844	19,135,033	19,242,564	19,692,684	19,275,310
件数	3,328,780	3,435,616	3,520,410	3,607,439	3,470,761	3,132,468
1件当たり金額(円)	5,903	5,699	5,435	5,334	5,674	6,153

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。

資料:厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/293.xls>

第11節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第294表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り居住室の畳数(地域・住宅の所有関係別)

平成20(2008)年10月1日現在

区分	住宅数	世帯数	世帯人員	1戸当り居住室数	1戸当り居住室の畳数	1戸当り延べ面積(m ²)	1人当り居住室の畳数
総	49,598,300	49,894,500	125,264,400	4.67	32.70	94.13	12.83
一戸建	27,450,200	27,682,400	81,433,600	6.01	42.71	128.64	14.35
長屋建	1,329,800	1,336,700	3,036,900	3.76	23.58	65.57	10.24
共同住宅	20,684,300	20,739,400	40,430,600	2.88	19.39	47.92	9.83
その他	134,000	136,000	363,200	5.33	40.16	145.72	14.47
持ち家	30,316,100	30,547,400	88,446,800	5.80	41.44	122.63	14.21
一戸建	25,186,900	25,403,600	75,672,900	6.15	43.86	132.30	14.60
長屋建	363,800	367,400	961,400	5.06	34.13	99.65	12.92
共同住宅	4,676,700	4,686,400	11,553,500	4.00	28.93	71.53	11.71
その他	88,600	90,000	259,000	5.87	44.73	165.69	15.31
借家	17,770,000	17,833,200	34,109,800	2.75	17.78	45.49	9.26
一戸建	1,921,200	1,936,100	5,005,900	4.26	27.64	80.57	10.61
長屋建	877,100	880,000	1,896,700	3.22	19.21	51.43	8.88
共同住宅	14,939,100	14,983,900	27,129,800	2.53	16.40	40.53	9.03
その他	32,600	33,100	77,400	3.86	27.74	91.38	11.67
公営の借家	2,088,900	2,090,600	4,661,600	3.42	19.84	51.52	8.89
都市再生機構・公社の借家	918,000	920,300	1,948,200	3.12	18.88	49.51	8.90
民営借家	13,365,500	13,406,000	24,534,400	2.59	17.13	43.47	9.33
給与住宅	1,397,600	1,416,300	2,965,600	3.00	20.17	53.17	9.51

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

2 「総数」には、住宅の所有の関係「不詳」を含む。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/294.xls>

第295表 住宅の所有関係別世帯数(地域別)

平成20(2008)年10月1日現在

区分	全国	市部	人口集中地区
総	49,894,500	45,438,500	35,437,300
持ち家	30,547,400	27,096,700	18,999,600
借家	17,833,200	16,869,600	15,068,900
公営・都市再生機構・公社の借家	3,010,900	2,795,900	2,443,500
民営借家	13,406,000	12,776,700	11,529,500
給与住宅	1,416,300	1,297,000	1,095,900

(注) 1 世帯数は、「主世帯」と「同居世帯又は住宅以外の建物に居住する世帯」の合計である。

2 「総数」は、住宅の所有の関係「不詳」を含む。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/295.xls>

第296表 住宅の所有関係別普通世帯数

各年10月1日現在

区分	平成5年 (1993年)	平成10年 (1998年)	平成15年 (2003年)	平成20年 (2008年)
世帯総数	40,934,000	44,133,900	47,082,800	49,804,400
持家	24,376,200	26,467,800	28,665,900	30,316,100
借家	15,691,000	16,730,000	17,166,000	17,770,000
公営	2,033,000	2,086,700	2,182,600	2,088,900
都市再生機構・公社	845,000	864,300	936,000	918,000
民営	10,762,500	12,049,800	12,561,300	13,365,500
木造・設備専用	5,453,900	•	•	•
木造・設備共用	285,200	•	•	•
木造	•	5,426,200	4,909,000	4,407,300
非木造	5,023,400	6,623,600	7,652,300	8,958,200
給与住宅	2,050,500	1,729,200	1,486,100	1,397,600
住宅所有関係不詳	706,100	724,400	1,031,000	1,512,200
同居	81,900	156,600	191,100	184,600
住宅以外の建物に居住	78,800	55,100	28,800	21,500

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

2 「普通世帯」とは、住居と生計をともにしている家族などの世帯である。

3 「都市再生機構・公社」は、平成15年以前は「公団・公社」である。

4 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/296.xls>

第297表 公営住宅等建設戸数

区分	平成18年度(2006)		19(2007)		20(2008)		21(2009)	
	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数
建設戸数合計	•	22,172	•	21,197	•	19,008	•	19,445
公営住宅	•	18,091	•	17,258	•	16,081	•	16,586
木造	•	1,273	•	1,234	•	1,047	•	972
簡易耐火構造平家建	•	57	•	20	•	37	•	55
簡易耐火構造2階建	•	791	•	784	•	713	•	718
準耐火構造3階建	•	72	•	72	•	0	•	7
中高層耐火構造	•	15,898	•	15,148	•	14,284	•	14,934
地域優良賃貸住宅(一般)	•	402	•	479	•	326	•	373
地域優良賃貸住宅(高齢者型)	•	3,679	•	3,460	•	2,601	•	2,486
予算額(千円)	186,130,000		193,165,000		194,000,000		194,560,000	

(注) 1 予算戸数は、年度当初予算に係るものである。

2 予算額については、公営住宅建設費等補助と地域住宅交付金の合計額である。

3 平成18年度以後の「予算戸数」は、平成18年度に策定された住生活基本計画に基づき、公営住宅の供給については都道府県が目標量を定めることとなったため設定していない。

4 特定優良賃貸住宅制度と高齢者向け優良賃貸住宅制度を再編し、平成19年9月より地域優良賃貸住宅制度を創設。

5 「地域優良賃貸住宅(一般)」には、特定優良賃貸住宅等を含み、「地域優良賃貸住宅(高齢者型)」には、高齢者向け優良賃貸住宅等を含む。

資料：国土交通省住宅局調べ

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/297.xls>

第298表 1か月当たり家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）

平成20(2008)年10月1日現在(単位：百戸)

区分	全国	専用住宅						店舗その他 の併用住宅
		総数	公営の借家	都市再生 機構・公 社の借家	民営借家 (木造)	民営借家 (非木造)	給与住宅	
総数	177,700	176,338	20,882	9,178	43,258	89,307	13,712	1,362
50円未満	2,975	2,777	128	—	934	507	1,208	198
50～5,000	1,903	1,896	1,089	1	156	103	546	8
5,000～10,000	4,623	4,608	2,430	4	233	227	1,715	15
10,000～15,000	6,120	6,084	3,370	25	486	314	1,890	35
15,000～20,000	6,190	6,170	3,760	106	577	302	1,425	20
20,000～25,000	6,724	6,679	3,207	283	1,296	594	1,299	45
25,000～30,000	6,204	6,176	2,275	268	1,673	1,170	790	28
30,000～40,000	20,137	19,998	2,550	1,460	7,025	7,637	1,326	139
40,000～50,000	25,647	25,534	946	1,902	7,952	13,994	740	113
50,000～60,000	28,273	28,130	506	1,282	7,992	17,751	599	144
60,000～70,000	23,686	23,584	262	890	6,134	15,843	455	102
70,000～80,000	15,016	14,925	131	683	3,197	10,599	315	91
80,000～90,000	9,013	8,941	72	515	1,696	6,441	218	72
90,000～100,000	4,709	4,674	34	333	662	3,425	140	35
100,000～110,000	3,776	3,711	36	274	579	2,618	146	65
110,000～120,000	2,255	2,234	23	214	291	1,585	73	21
120,000～150,000	4,187	4,134	35	391	560	2,887	170	54
150,000～200,000	1,706	1,656	8	174	268	1,087	93	49
200,000円以上	684	655	1	39	125	422	46	29
不詳	3,871	3,772	19	19	1,421	1,801	519	99

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

2 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/298.xls>

② 雇用関係一般

第299表 労働力人口・非労働力人口(年平均)

(単位 万人)

区分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率(%)
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	その他	
《男女計》										
平成19年(2007)	12,776	11,043	6,669	6,412	257	4,367	1,704	709	1,954	60.4
20 (2008)	12,771	11,050	6,650	6,385	265	4,395	1,695	702	1,998	60.2
21 (2009)	12,757	11,050	6,617	6,282	336	4,430	1,657	699	2,074	59.9
《男》										
平成19年(2007)	6,230	5,342	3,906	3,753	154	1,432	47	379	1,006	73.1
20 (2008)	6,226	5,344	3,888	3,729	159	1,453	47	375	1,032	72.8
21 (2009)	6,216	5,342	3,847	3,644	203	1,493	47	380	1,067	72.0
《女》										
平成19年(2007)	6,546	5,701	2,763	2,659	103	2,935	1,657	330	948	48.5
20 (2008)	6,545	5,706	2,762	2,656	106	2,942	1,648	327	966	48.4
21 (2009)	6,541	5,709	2,771	2,638	133	2,936	1,610	320	1,007	48.5

(注) 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/299.xls>

第300表 年齢階級別労働力人口比率の推移(年平均)

(単位 %)

	総数	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
《男女計》												
平成19年(2007)	60.4	16.3	69.8	85.1	80.6	80.7	84.5	86.4	83.3	76.9	57.8	20.1
20 (2008)	60.2	16.2	69.3	85.3	81.0	81.0	84.2	86.1	83.7	77.0	59.8	20.2
21 (2009)	59.9	15.4	68.6	85.8	81.9	81.2	84.2	86.0	84.1	77.5	60.2	20.1
《男》												
平成19年(2007)	73.1	16.4	70.0	94.0	96.9	96.6	97.1	96.9	95.8	93.1	74.4	29.8
20 (2008)	72.8	16.1	69.1	94.4	96.5	96.7	96.9	96.9	95.7	92.5	76.4	29.7
21 (2009)	72.0	14.7	67.6	94.0	96.1	96.7	97.0	96.4	95.9	92.4	76.5	29.4
《女》												
平成19年(2007)	48.5	16.2	69.5	75.8	64.0	64.3	72.0	75.6	70.8	60.8	42.2	12.9
20 (2008)	48.4	16.2	69.7	76.1	65.1	64.9	71.1	75.5	71.6	61.6	43.6	13.1
21 (2009)	48.5	16.2	70.2	77.2	67.2	65.5	71.7	75.3	72.5	62.5	44.6	13.1

(注) 労働力人口比率=(労働力人口)÷(15歳以上人口)×100

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/300.xls>

第301表 就業者数（産業別、年平均）

就業者数

区分	全産業	農林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業
《男女計》									
平成19年(2007)	6,412	251	21	4	552	1,165	33	197	323
20 (2008)	6,385	246	23	3	537	1,144	32	209	320
21 (2009)	6,282	242	20	3	517	1,073	34	193	348
《男》									
平成19年(2007)	3,753	142	16	3	471	800	29	147	268
20 (2008)	3,729	140	17	2	459	792	29	157	264
21 (2009)	3,644	140	15	3	442	750	30	145	283
《女》									
平成19年(2007)	2,659	109	6	1	81	365	3	51	55
20 (2008)	2,656	105	6	0	78	352	3	53	56
21 (2009)	2,638	102	5	0	74	322	4	48	65

産業別構成割合

区分	全産業	農林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業
《男女計》									
平成19年(2007)	100.0	3.9	0.3	0.1	8.6	18.2	0.5	3.1	5.0
20 (2008)	100.0	3.9	0.4	0.0	8.4	17.9	0.5	3.3	5.0
21 (2009)	100.0	3.9	0.3	0.0	8.2	17.1	0.5	3.1	5.5
《男》									
平成19年(2007)	100.0	3.8	0.4	0.1	12.5	21.3	0.8	3.9	7.1
20 (2008)	100.0	3.8	0.5	0.1	12.3	21.2	0.8	4.2	7.1
21 (2009)	100.0	3.8	0.4	0.1	12.1	20.6	0.8	4.0	7.8
《女》									
平成19年(2007)	100.0	4.1	0.2	0.0	3.0	13.7	0.1	1.9	2.1
20 (2008)	100.0	4.0	0.2	0.0	2.9	13.3	0.1	2.0	2.1
21 (2009)	100.0	3.9	0.2	0.0	2.8	12.2	0.2	1.8	2.5

- (注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
 2 平成20年以前の「鉱業、採石業、砂利採取業」は、「鉱業」である。
 3 平成20年以前の「運輸業、郵便業」は、「運輸業」である。
 4 平成20年以前の「不動産業、物品賃貸業」は、「不動産業」である。
 5 産業別構成割合は、国立社会保障・人口問題研究所で算出した。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/301.xls>

第11節 関連制度・関係機関

(単位 万人)

卸売・小売業	金融・保険業	不動産業、物品賃貸業	宿泊業、飲食サービス業	学術研究、専門・技術サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務
1,113	155	85	342	•	•	579	284	72	933	226
1,105	164	83	334	•	•	598	288	57	944	223
1,055	165	110	380	195	241	621	287	52	463	222
549	76	54	138	•	•	139	131	47	522	176
546	80	52	137	•	•	144	130	35	530	172
525	80	70	148	131	98	150	129	31	268	170
564	78	31	204	•	•	440	153	25	411	51
559	84	31	198	•	•	454	159	22	415	51
530	85	40	232	65	143	470	157	21	195	52

(単位 %)

卸売・小売業	金融・保険業	不動産業、物品賃貸業	宿泊業、飲食サービス業	学術研究、専門・技術サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務
17.4	2.4	1.3	5.3	•	•	9.0	4.4	1.1	14.6	3.5
17.3	2.6	1.3	5.2	•	•	9.4	4.5	0.9	14.8	3.5
16.8	2.6	1.8	6.0	3.1	3.8	9.9	4.6	0.8	7.4	3.5
14.6	2.0	1.4	3.7	•	•	3.7	3.5	1.3	13.9	4.7
14.6	2.1	1.4	3.7	•	•	3.9	3.5	0.9	14.2	4.6
14.4	2.2	1.9	4.1	3.6	2.7	4.1	3.5	0.9	7.4	4.7
21.2	2.9	1.2	7.7	•	•	16.5	5.8	0.9	15.5	1.9
21.0	3.2	1.2	7.5	•	•	17.1	6.0	0.8	15.6	1.9
20.1	3.2	1.5	8.8	2.5	5.4	17.8	6.0	0.8	7.4	2.0

第302表 就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）

区分	総数	全産業					専門的・技術的職業従事者	
		自営業主	家族従業者	雇用者				
				計	常雇	臨時雇		
《男女計》								
平成19年(2007)	6,412	622	236	5,523	4,751	664	108	
20(2008)	6,385	607	224	5,524	4,767	649	108	
21(2009)	6,282	594	202	5,460	4,709	647	104	
《男》								
平成19年(2007)	3,753	467	42	3,226	2,956	222	48	
20(2008)	3,729	458	41	3,212	2,942	222	48	
21(2009)	3,644	445	36	3,149	2,891	211	47	
《女》								
平成19年(2007)	2,659	155	194	2,297	1,796	442	60	
20(2008)	2,656	148	182	2,312	1,825	428	60	
21(2009)	2,638	150	166	2,311	1,817	436	57	

(注) 1 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 職業は、国勢調査の職業分類に基づいて分類している。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/302.xls>

第303表 年齢別有効求人倍率

(単位 倍)

区分	平成16年 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
合計	0.88	0.96	1.05	1.00	0.79	0.42
19歳以下	3.72	4.17 (0.84)	4.76 (0.93)	5.05 (0.97)	4.50 (0.85)	2.68 (0.47)
20歳～24歳	1.15	1.15 (1.17)	1.23 (1.25)	1.07 (1.10)	0.81 (0.83)	0.50 (0.45)
25歳～29歳	0.87	0.86 (1.29)	0.92 (1.35)	0.77 (1.16)	0.55 (0.84)	0.33 (0.45)
30歳～34歳	0.99	0.95 (1.27)	0.98 (1.34)	0.81 (1.16)	0.58 (0.84)	0.33 (0.45)
35歳～39歳	1.19	1.16 (1.15)	1.14 (1.22)	0.93 (1.08)	0.64 (0.80)	0.33 (0.43)
40歳～44歳	1.13	1.15 (0.96)	1.22 (1.04)	1.07 (0.98)	0.76 (0.75)	0.38 (0.40)
45歳～49歳	0.83	0.97 (0.77)	1.08 (0.86)	1.07 (0.89)	0.83 (0.73)	0.40 (0.38)
50歳～54歳	0.48	0.65 (0.63)	0.79 (0.74)	0.94 (0.84)	0.85 (0.73)	0.42 (0.39)
55歳～59歳	0.31	0.44 (0.52)	0.50 (0.63)	0.65 (0.79)	0.65 (0.75)	0.34 (0.40)
60歳～64歳	0.29	0.50 (0.50)	0.69 (0.61)	0.78 (0.79)	0.64 (0.71)	0.31 (0.39)
65歳以上	1.09	1.77 (0.48)	2.00 (0.61)	2.54 (0.83)	2.04 (0.79)	1.07 (0.46)

(注) 1 有効求人倍率は、有効求人数を有効求職者数で除したものである。

2 各年10月の常用労働者(新規学卒者を除き、常用的パートタイムを含む)の有効求職者数に対する有効求人割合である。

3 () 内は「就職機会積み上げ方式」による年齢別有効求人倍率である。この方式は、個々の求人について、求人件数を対象となる年齢階級の総有効求職者数で除して当該求人に係る求職者1人当たりの就職機会を算定し、全有効求人についてこの就職機会を足し上げることにより年齢別有効求人倍率を算出する方法であり、平成17年1月まで遡って集計されている。

資料：厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/303.xls>

(単位 万人)

職業別								
管理的職業 従事者	事務 従事者	販売 従事者	保安職業、 サービス職業 従事者	農林漁業 作業者	運輸・通信 従事者	採掘 作業者	製造・制作・ 機械運転及び 建設作業者	労務 作業者
173	1,262	888	787	269	205	3	1,441	376
172	1,292	870	789	264	199	3	1,401	377
168	1,295	857	804	257	198	2	1,305	371
156	489	551	340	161	196	3	1,096	215
156	503	542	343	158	191	3	1,702	212
151	508	526	347	155	189	2	1,006	210
16	773	337	447	109	9	0	345	161
16	789	328	445	105	8	0	328	165
18	786	331	457	102	9	0	299	161

第304表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
合計	23,307,279	22,100,272	20,970,350	22,630,551	21,390,791	21,083,815
就職促進手当	2,895,318	1,463,546	478,495	469,047	410,243	402,152
職業転換特別給付金	263,167	266,080	98,459	76,988	86,748	85,097
職業転換訓練費負担金	3,055,708	3,346,132	3,254,818	2,767,973	2,461,252	2,330,357
地域人材育成推進事業費等補助金	0	0	•	•	•	•
高年齢者就業機会確保事業費等補助金	13,675,848	13,675,621	13,789,685	15,967,650	15,133,888	14,967,549
職業転換訓練費交付金	3,417,238	3,348,893	3,348,893	3,348,893	3,298,660	3,298,660

(注) 補正後予算額である。

資料:厚生労働省職業安定局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/304.xls>

第305表 地域別最低賃金額の改定状況

平成22年度(単位 円)

	答申最低賃金 時間額	引上げ額	発効予定 年月日		答申最低賃金 時間額	引上げ額	発効予定 年月日
北海道	691 (678)	13	22.10.15	滋賀	706 (693)	13	22.10.21
青森	645 (633)	12	22.10.28	京都	749 (729)	20	22.10.17
岩手	644 (631)	13	22.10.30	大阪	779 (762)	17	22.10.15
宮城	674 (662)	12	22.10.24	兵庫	734 (721)	13	22.10.17
秋田	645 (632)	13	22.10.31	奈良	691 (679)	12	22.10.24
山形	645 (631)	14	22.10.29	和歌山	684 (674)	10	22.10.29
福島	657 (644)	13	22.10.22	鳥取	642 (630)	12	22.10.30
茨城	690 (678)	12	22.10.16	島根	642 (630)	12	22.10.24
栃木	697 (685)	12	22.10.7	岡山	683 (670)	13	22.11.5
群馬	688 (676)	12	22.10.9	広島	704 (692)	12	22.10.28
埼玉	750 (735)	15	22.10.16	山口	681 (669)	12	22.10.29
千葉	744 (728)	16	22.10.24	徳島	645 (633)	12	22.10.16
東京	821 (791)	20	22.10.24	香川	664 (652)	12	22.10.16
神奈川	818 (789)	29	22.10.21	愛媛	644 (632)	12	22.10.27
新潟	681 (669)	12	22.10.21	高知	642 (631)	11	22.10.27
富山	691 (679)	12	22.10.24	福岡	692 (680)	12	22.10.22
石川	686 (674)	12	22.10.29	佐賀	642 (629)	13	22.10.29
福井	683 (671)	12	22.10.21	長崎	642 (629)	13	22.11.4
山梨	689 (677)	12	22.10.17	熊本	643 (630)	13	22.11.5
長野	693 (681)	12	22.10.29	大分	643 (631)	12	22.10.24
岐阜	706 (696)	10	22.10.17	宮崎	642 (629)	13	22.11.4
静岡	725 (713)	12	22.10.14	鹿児島	642 (630)	12	22.10.28
愛知	745 (732)	13	22.10.22	沖縄	642 (629)	13	22.11.5
三重	714 (702)	12	22.10.16	全国加重平均額	730 (713)	17	

(注) 1 () 内は、平成21年度最低賃金額である。

2 「発効予定年月日」は、異議申出に係る審議がない場合の最短のものである。

北海道、茨城、栃木、群馬、埼玉、神奈川、新潟、山梨、岐阜、静岡、滋賀、京都、大阪、兵庫、徳島は、当該審議終了のもの。

資料：厚生労働省労働基準局「地域別最低賃金の答申」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/305.xls>

第306表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

平成22年3月31日現在(単位 件、人)

業種	決定件数	適用使用者数	適用労働者数
総合	250	124,200	2,819,600
新産業別計	247	123,400	3,815,700
食料品・飲料製造業関係	7	400	17,000
織維工業業関係	10	1,600	27,200
木材・木製品製造業関係	1	100	1,000
家具・装備品製造業関係	1	100	1,700
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	3	200	15,300
印刷・同関連産業関係	2	1,400	12,900
塗料製造業関係	4	100	6,500
ゴム製品製造業関係	1	100	6,400
窯業・土石製品製造業関係	5	1,600	23,000
鉄鋼業関係	23	3,400	157,100
非鉄金属製品製造業関係	9	900	37,300
金属製品製造業関係	6	1,400	32,100
一般機械器具製造業関係	26	29,300	567,100
電気機械器具製造業等関係	46	31,100	1,285,800
輸送用機械器具製造業関係	34	18,200	872,500
精密機械器具製造業関係	9	1,400	44,300
新聞・出版業関係	2	2,800	56,700
各種商品小売業関係	32	3,800	423,600
自動車小売業関係	24	24,300	222,600
自動車整備業関係	1	1,000	3,600
道路貨物運送業関係	1	200	2,000
從來の産業別計	3	800	3,900
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	600	3,100
道路貨物運送業関係	1	100	400
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	100	400

(注) 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

2 「適用使用者数」及び「適用労働者数」は、平成18年事業所・企業統計調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

資料: 労働調査会「最低賃金決定要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/306.xls>

第307表 障害者雇用の現状

(1) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

平成21年6月1日現在

企業数	雇用状況			雇用率未達成 企業の割合(%)
	常用労働者数	障害者数	実雇用率(%)	
72,328(73,042)	20,441,198(20,499,012)	332,812(325,603)	1.63(1.59)	54.5(55.1)

(注) ()内は前年度の状況。

《規模別》

56~99人	1.40%
100~299人	1.35%
300~499人	1.59%
500~999人	1.64%
1,000人以上	1.83%

《主な産業別》

製造業	1.76%
サービス業	1.54%
建設業	1.51%
金融・保険業	1.66%
卸売・小売業	1.41%

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 公共職業安定所における障害者の求職登録の状況

平成22年3月現在

区分	総数	身体障害者		身体障害者以外	
		重度身体障害者	知的障害者		
登録者数	567,183(100.0)	328,897(58.0)	138,025(24.3)	238,286(42.0)	158,869(28.0)
有効求職者	157,892(27.8)	84,953(15.0)	35,982(6.3)	72,939(12.9)	32,526(5.7)
就業中の者	333,549(58.8)	200,479(35.3)	82,684(14.6)	133,070(23.5)	109,441(19.3)
保留中の者	75,742(13.4)	43,465(7.7)	19,359(3.4)	32,277(5.7)	16,902(3.0)

(注) () 内の数字は、構成割合(%)である。

資料:厚生労働省職業安定局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/307.xls>

第308表 定年制等の状況

(単位 %)

区分	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
全企業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
定年制を定めている企業	95.3 (100.0)	93.2 (100.0)	94.7 (100.0)	92.7 (100.0)	94.9 (100.0)
一律に定めている	(98.1)	(98.4)	(98.4)	(98.8)	(98.4)
職種別に定めている	(1.1)	(1.1)	(1.1)	(1.0)	(1.5)
その他	(0.8)	(0.4)	(0.5)	(0.2)	(0.1)
定年制を定めていない企業	4.7	6.8	5.3	7.3	5.1

(注) () 内は、定年制を定めている企業に対する割合である。

《一律定年制を定めている企業の内訳》

区分	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
一律定年制を定めている企業	(98.1)	(98.4)	(98.4)	(98.8)	(98.4)
定年年齢階級別	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
60歳	90.5	86.6	86.0	82.5	82.3
61歳	0.5	0.2	0.1	0.3	0.5
62歳	1.7	2.5	1.2	1.2	0.9
63歳	0.9	1.5	2.6	2.2	2.0
64歳	0.0	0.0	0.1	0.1	0.5
65歳	6.2	9.0	9.8	12.8	12.8
66歳以上	0.2	0.0	0.2	0.9	0.9
(再掲) 63歳以上	7.3	10.6	12.7	16.0	16.3
(再掲) 65歳以上	6.3	9.1	10.0	13.6	13.8
勤務延長制度、再雇用制度の有無	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
制度がある企業	76.3	90.2	91.6	90.1	91.1
勤務延長制度のみ	13.6	12.6	11.2	11.5	12.1
再雇用制度のみ	53.1	66.7	72.2	65.6	68.6
両制度併用	9.6	10.9	8.2	12.9	10.4
(再掲) 勤務延長制度 (両制度併用含む)	23.2	23.5	19.4	24.5	22.5
(再掲) 再雇用制度 (両制度併用含む)	62.7	77.6	80.4	78.5	79.0
制度がない企業	23.7	9.8	8.4	9.9	8.9

(注) 1 () 内は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業数割合である。

2 調査対象は、「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」である。

資料:厚生労働省統計情報部「就労条件総合調査結果の概況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/308.xls>

2 関係機関

第309表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額

(単位 金額：千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
合 計 件数	799,846,650	830,535,927	840,317,655	863,714,819	833,417,344	856,944,286
金額	10,052,711,424	10,323,230,648	10,214,409,934	10,578,777,725	9,420,394,137	9,607,100,237
《審査及び支払取扱分》						
医療保険合計 件数	683,737,936	716,209,141	727,621,122	749,130,699	760,553,274	764,904,291
金額	6,691,021,407	6,958,296,823	6,968,117,931	7,332,055,183	7,574,460,924	7,743,161,313
協会けんぽ 件数	323,585,517	338,734,273	344,607,542	355,384,288	359,617,710	361,876,562
金額	3,343,259,592	3,483,774,065	3,498,597,417	3,708,321,620	3,822,400,472	3,907,592,297
船員保険 件数	1,520,057	1,542,883	1,517,433	1,509,713	1,483,949	1,465,466
金額	19,969,027	20,087,869	19,538,913	20,198,115	20,276,249	20,235,327
共済組合 件数	88,957,566	92,536,407	92,326,485	93,211,220	93,651,369	94,749,941
金額	829,899,250	857,180,751	841,734,552	861,375,948	881,739,901	902,103,213
健康保険組合 件数	269,674,796	283,395,578	289,169,662	299,025,478	305,800,246	306,812,322
金額	2,497,893,538	2,597,254,137	2,608,247,048	2,742,159,500	2,850,044,302	2,913,230,475
医療保険以外の合計 件数	116,092,853	114,312,516	112,684,004	114,572,961	72,854,610	92,031,915
金額	3,361,690,020	3,364,933,826	3,246,292,002	3,246,722,543	1,845,933,215	1,863,938,923
老人保健 件数	68,826,496	64,890,211	61,107,249	57,934,802	4,991,308	11,410
金額	1,882,580,281	1,828,755,048	1,696,206,682	1,634,108,302	149,801,370	699,529
自衛官等 件数	775,132	816,378	814,339	840,188	835,207	858,614
金額	9,011,323	9,125,974	8,873,580	9,455,475	9,582,231	9,558,308
結核予防 件数	192,008	159,802	133,018	•	•	•
金額	5,907,650	4,347,813	3,605,000	•	•	•
生活保護 件数	30,344,386	32,292,863	31,634,126	32,559,292	33,803,831	36,872,226
金額	1,278,936,629	1,329,686,774	1,336,035,750	1,298,537,749	1,336,616,050	1,437,221,243
戦傷病者 件数	2,019	1,714	1,431	1,218	936	746
金額	212,749	189,293	150,549	125,067	100,487	65,230
自立支援 件数	403,559	439,597	9,203,939	10,130,118	10,947,816	11,861,300
金額	8,758,569	10,089,349	101,984,613	189,628,163	206,958,314	226,637,869
児童福祉 件数	99,537	101,043	38,840	92,469	89,514	86,738
金額	3,940,689	4,075,574	2,592,245	6,676,486	6,580,319	6,502,729
原爆医療 件数	993,209	933,936	869,764	821,431	747,826	685,898
金額	9,098,587	8,891,229	8,398,421	8,209,033	8,151,977	8,572,405
精神保健 件数	7,543,326	8,441,347	13,871	13,438	13,425	13,359
金額	82,848,663	91,044,372	4,043,944	4,075,993	4,158,913	4,245,053
麻薬取締 件数	—	—	1	—	—	—
金額	—	—	359	—	—	—
母子保健 件数	52,890	53,389	55,264	56,066	55,172	54,160
金額	4,970,232	4,936,513	5,210,145	5,657,886	5,618,264	5,740,201

第3部 社会保障関係統計資料編

中国残留邦人等 件数	168,620	207,272
金額	4,046,803	5,126,644
感 染 症 件数	220	104	111	125,936	122,808	116,057	
金額	12,786	5,746	6,612	3,246,372	3,292,814	3,294,560	
医 療 観 察 件数	.	275	2,998	6,705	10,812	12,893	
金額	.	388,827	3,366,258	6,652,979	9,603,197	10,292,318	
肝 炎 治 療 件数	120,995	191,079	
金額	2,521,327	4,041,400	
老 人 被 爆 件数	662,710	615,413	569,302	534,614	45,663	169	
金額	2,172,539	2,040,075	1,972,894	1,974,554	178,450	435	
特 定 疾 患 件数	2,633,953	2,669,547	2,743,588	2,932,568	2,796,688	2,828,786	
金額	29,022,890	30,681,897	32,380,387	36,136,181	36,328,325	38,453,103	
小 児 慢 性 件数	1,625,383	952,619	707,811	724,792	744,217	766,306	
金額	20,799,222	17,382,760	16,948,468	17,949,867	18,472,362	19,205,775	
措 置 医 療 件数	1,094,962	1,103,135	585,965	426,877	431,422	449,459	
金額	20,685,391	20,732,916	13,821,165	6,707,433	7,163,972	7,593,962	
石 綿 救 済 件数	.	.	543	2,041	2,531	2,354	
金額	.	.	23,565	75,762	91,383	65,659	
自 治 体 医 療 件数	843,063	841,143	4,201,844	7,370,406	16,925,819	37,013,089	
金額	2,731,820	2,559,666	10,671,365	17,505,241	36,666,657	76,622,500	
《審査のみ取扱分》							
戦傷病者・引揚患者 件数	15,861	14,270	12,529	11,159	9,460	8,080	

(注) 1 「自立支援」は、平成17年度以前は「身体障害」である。「自立支援」には、更生医療、育成医療、精神通院医療、療養介護医療が含まれる。

2 平成17年度以前の「精神保健」には、通院患者が含まれる。

3 「協会けんぽ」は、平成19年度以前は「政府管掌健康保険」である。

資料：社会保険診療報酬支払基金「基金年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/309.xls>

第310表 年金資金運用基金の運用資産状況

年度末現在 (単位 億円、%)

区分	平成18年度 (2006)		19 (2007)		20 (2008)		21 (2009)	
	時価総額	構成比	時価総額	構成比	時価総額	構成比	時価総額	構成比
合 計	849,753	100.00	913,073	100.00	925,397	100.00	1,228,425	100.00
国 内 債 券	441,997	52.01	569,443	62.37	618,887	66.88	829,679	67.54
国 内 株 式	190,676	22.44	137,923	15.11	113,986	12.32	147,497	12.01
外 国 債 券	90,694	10.67	96,641	10.58	100,135	10.82	101,449	8.26
外 国 株 式	126,376	14.87	109,057	11.94	90,781	9.81	132,523	10.79
短 期 資 産	10	0.00	9	0.00	1,608	0.17	17,277	1.41
財 投 債(簿 価)	295,525	—	285,794	—	250,888	—	205,756	—

(注) 1 数値は四捨五入のため、数値の合算は合計の値と必ずしも合致しない。

2 「時価総額」は、未収収益及び未払費用等を含む。

3 財投債(簿価)は、償却原価法による簿価に未収収益を加えたもの。

資料：年金積立金管理運用独立行政法人「業務概況書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/310.xls>

第311表 独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設・資金別）

(単位 金額：百万円)

区分	平成16年度 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)		20 (2008)		21 (2009)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
《施設種類別》												
総 数	677	266,500	440	185,162	301	116,308	265	101,811	280	54,220	846	86,010
病 院	193	151,533	129	125,935	85	72,724	85	69,223	71	30,006	256	58,504
介護老人保健施設	190	100,652	98	46,828	74	36,504	56	26,238	62	18,964	77	18,018
診 療 所												
一般診療所	250	13,533	202	11,234	129	6,626	113	5,972	112	4,862	317	7,542
歯科診療所	36	392	7	173	12	254	10	175	34	376	193	1,863
助 産 所	—	—	—	—	—	—	—	—	1	12	2	5
薬 局	2	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療従事者養成施設	6	376	4	992	1	200	1	203	—	—	1	80
《資金種類別》												
総 数	677	266,500	440	185,162	301	116,308	265	101,811	280	54,220	846	86,010
新築資金	324	126,003	226	61,546	168	51,381	130	32,210	103	22,817	96	19,616
甲種増改築資金	108	52,402	106	66,743	35	24,523	60	31,994	18	7,504	24	12,095
乙種増改築資金	131	85,598	66	55,975	51	38,625	45	36,415	35	19,203	31	14,130
国立病院等購入資金	3	322	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
機械購入資金	46	1,350	28	822	19	465	19	609	12	410	13	326
長期運転資金	65	826	14	77	28	1,314	11	583	112	4,287	682	39,844
(再掲)療養病床転換支援資金	•	•	•	•	•	•	•	•	—	—	1	30

資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/311.xls>

第312表 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）

(単位 金額：千円)

区分	平成16年度 (2004)		17 (2005)		18 (2006)		19 (2007)		20 (2008)		21 (2009)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	895	189,300,000	875	217,400,000	992	160,177,600	675	115,024,200	652	103,347,800	652	98,627,500
保 護 施 設	2	368,400	5	1,211,600	5	590,000	3	690,100	1	225,600	2	262,600
老 人 福 祉 施 設	490	166,379,400	443	192,288,000	365	132,142,800	323	98,284,400	301	84,132,500	256	75,901,800
身 体 障 害 者	42	3,268,100	27	2,118,700	20	2,363,400	2	210,800	2	15,000	1	7,500
更 生 援 護 施 設	234	11,894,100	283	15,407,700	326	15,558,200	211	11,540,000	217	12,568,300	247	15,731,700
兒 童 福 祉 施 設	101	4,636,300	93	5,146,800	75	3,264,100	3	191,600	—	—	1	5,000
知的障害者援護施設	17	583,000	18	517,500	5	176,600	—	—	—	—	—	—
精 �神 障 害 者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
社 会 復 帰 施 設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
社会福祉法に規定するその他の施設	1	72,800	—	—	1	6,053,300	127	3,735,700	113	5,899,700	125	6,568,900
そ の 他 の 施 設	1	189,000	2	361,400	—	8,200	—	—	20,000	—	—	26,300
有料老人ホーム	3	1,462,000	1	210,000	—	—	—	—	2	291,200	2	70,700
在宅サービス事業等	4	446,900	3	138,300	1	21,000	6	371,600	15	195,500	11	53,000
償 還 額	112,385,007	112,585,597	114,561,956	109,656,543	118,664,258	122,234,864	—	—	—	—	—	—

資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/312.xls>

第3部 社会保障関係統計資料編

第313表 独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数

年度末現在

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
合 計	120	117	114	111	108	108
労災病院	36	36	34	33	32	32
医療リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1	1
総合せき損センター	1	1	1	1	1	1
労働者予防医療センター	9	9	9	9	9	9
健康診断センター	0	0	0	0	0	0
海外勤務健康管理センター	1	1	1	1	1	1
看護専門学校	11	11	11	9	9	9
リハビリテーション大学校	0	0	0	0	0	0
労災リハビリテーション工学センター	1	1	1	1	1	1
産業保健推進センター	47	47	47	47	47	47
労災リハビリテーション作業所	8	8	8	8	6	6
労災保険会館	1	1	0	0	0	0
休養所	3	0	0	0	0	0
納骨堂	1	1	1	1	1	1

資料：独立行政法人労働者健康福祉機構調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/313.xls>

第314表 独立行政法人雇用・能力開発機構の設置運営施設数

年度末現在

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
合 計	141,618	141,491	141,211	140,847	139,083	132,564
職業能力開発総合大学校	1	1	1	1	1	1
職業能力開発大学校	10	10	10	10	10	10
職業能力開発短期大学校	1	1	1	1	1	1
職業能力開発促進センター	62	62	62	62	62	61
私のしごと館	1	1	1	1	1	1
雇用促進住宅	141,522	141,416	141,136	140,772	139,008	132,490
全国勤労青少年会館	•	•	•	•	•	•
簡易宿泊所	6	•	•	•	•	•
福祉センター等	15	•	•	•	•	•

資料：独立行政法人雇用・能力開発機構調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/314.xls>

第315表 中小企業退職金共済加入状況

(i) 産業別

平成21年度末現在

区分	合計	農・林・漁業	鉱業	建設業	製造業	運輸・通信・公益事業	商業	金融・保険・不動産業	サービス業
共済契約者数	369,546	4,301	634	61,679	85,117	14,378	86,335	7,864	109,238
被共済者数	3,020,559	28,539	6,293	388,185	1,051,872	251,369	541,602	38,951	713,748

平成21年度末現在

(ii) 規模別

区分	合計	1~4人	5~9	10~19	20~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301人以上
共済契約者数	369,546	132,795	101,050	68,887	27,964	19,633	13,636	4,377	791	413
被共済者数	3,020,559	240,235	381,214	517,339	378,996	434,542	541,328	333,853	103,891	89,161

資料：独立行政法人労働者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/315.xls>

第316表 中小企業退職金共済支給状況

(単位 金額：千円)

区分	平成16年度 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
合計件数	273,107	263,278	270,201	282,656	309,588	299,819
金額	351,822,946	333,146,112	348,941,374	394,459,579	427,032,382	425,383,910
退職金件数	258,565	249,920	259,594	271,742	297,247	285,554
金額	339,539,886	321,324,663	339,511,442	383,206,383	415,992,461	412,663,565
解約手当金件数	14,542	13,358	10,607	10,914	12,341	14,265
金額	12,283,060	11,821,448	9,429,932	11,253,196	11,039,921	12,720,345
1件当たり金額(円)	1,288,224	1,265,378	1,291,414	1,395,546	1,379,357	1,418,802

資料：独立行政法人労働者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/316.xls>

第12節 社会保障分野における人的資源の状況

第317表 医師数（業務別）

年末現在

区分	平成14年 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)
総 数	262,687	270,371	277,927	286,699
医療施設の従事者	249,574	256,668	263,540	271,897
病院(医育機関附属病院を除く)の開設者又は法人の代表者	5,834	5,745	5,482	5,398
診療所の開設者又は法人の代表者	69,936	70,828	71,192	71,913
病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	110,159	114,515	118,157	122,305
診療所の勤務者	20,507	22,157	24,021	25,718
医育機関附属病院の勤務者	43,138	43,423	44,688	46,563
介護老人保健施設の従事者	2,315	2,668	2,891	3,095
介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	263	324	320	330
介護老人保健施設の勤務者	2,052	2,344	2,571	2,765
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	8,611	8,607	8,696	8,923
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	5,374	5,260	5,319	5,223
行政機関・産業医・保健衛生施設の従事者	3,237	3,347	3,377	3,700
その他	2,178	2,421	2,785	2,771

(注) 1 隔年報。

2 平成12年の「その他」には、不詳を含む。

3 平成14年以降の「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/317.xls>

第318表 歯科医師数（業務別）

年末現在

区分	平成14年 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)
総 数	92,874	95,197	97,198	99,426
医療施設の従事者	90,499	92,696	94,593	96,674
病院(医育機関附属病院を除く)の開設者又は法人の代表者	12	10	13	13
診療所の開設者又は法人の代表者	57,784	58,545	58,956	59,560
病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	2,502	2,550	2,741	2,876
診療所の勤務者	21,041	22,513	23,368	25,052
医育機関附属病院の勤務者	9,160	9,078	9,515	9,173
介護老人保健施設の勤務者	11	8	15	16
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	1,273	1,318	1,336	1,373
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	1,021	1,092	1,105	1,131
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	252	226	231	242
その他	1,088	1,174	1,245	1,357

(注) 1 隔年報。

2 平成12年の「その他」には、不詳を含む。

3 平成14年以降の「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/318.xls>

第319表 歯科衛生士数（就業場所別）

年末現在

区分	平成14年 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)
総 数	73,297	79,695	86,939	96,442
保 健 所	648	634	518	615
市 町 村	1,613	1,682	1,751	1,918
病 院	3,881	3,903	4,217	4,536
診 療 所	65,761	71,961	78,519	87,446
介 護 老 人 保 健 施 設	54	83	173	241
事 業 所	352	371	464	495
学 校 又 は 養 成 所	550	610	685	703
そ の 他	438	451	612	488

(注) 1 隔年報。

2 平成12年4月より介護保険法が施行されたことに伴い、「老人保健施設」は「介護老人保健施設」に変更された。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/319.xls>

第320表 歯科技工士数（就業場所別）

年末現在

区分	平成14年 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)
総 数	36,765	35,668	35,147	35,337
技 工 所	23,552	23,065	23,438	24,142
病 院 ・ 診 療 所	12,534	11,998	11,140	10,694
そ の 他	679	605	569	501

(注) 隔年報。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/320.xls>

第321表 薬剤師数（業務別）

年末現在

区分	平成14年 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)
総 数	229,744	241,369	252,533	267,751
薬局の開設者又は法人の代表者	20,446	19,935	19,492	19,288
薬 局 の 勤 務 者	86,446	96,368	105,762	116,428
病 院 ・ 診 療 所 の 従 事 者	47,536	48,094	48,964	50,336
大 学 の 従 事 者	7,077	8,046	8,845	9,276
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	5,673	5,860	5,951	6,280
医薬品関係企業の従事者	45,542	45,261	45,415	47,643
そ の 他	16,998	17,804	18,086	18,476

(注) 1 隔年報。

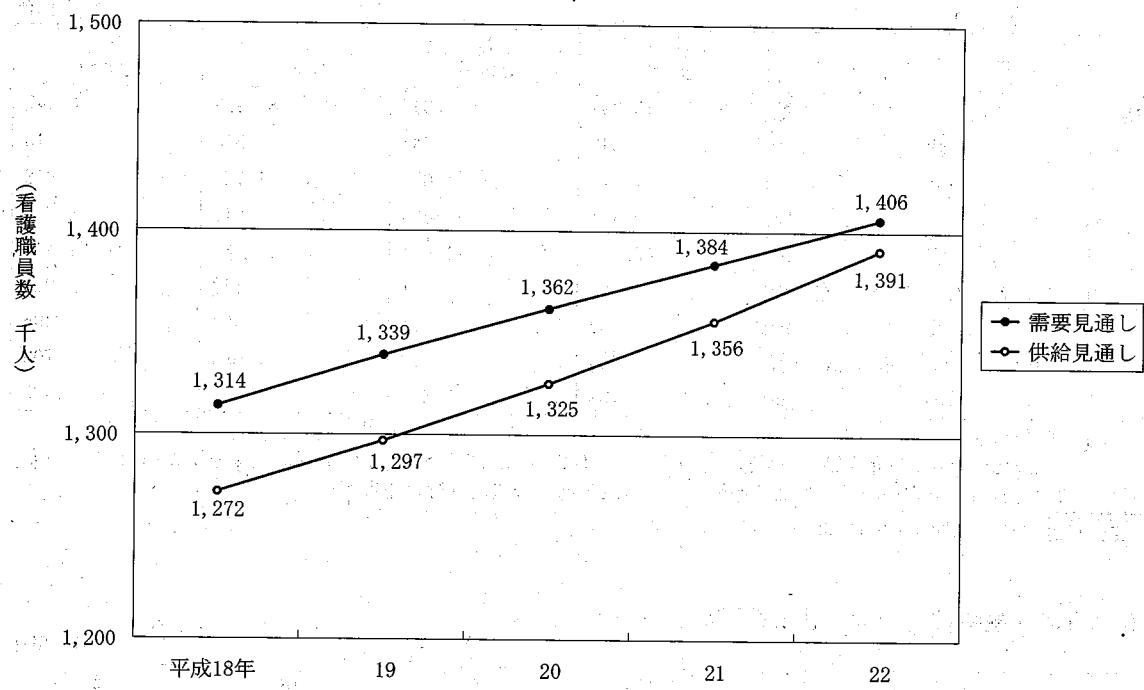
2 平成12年の「その他」には、不詳を含む。

3 平成14年以降の「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/321.xls>

第322表 看護職員需給見通し



(単位 人)

区分	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
需要見通し	1,314,100	1,338,800	1,362,200	1,383,800	1,406,400
①病院	813,900	830,400	846,100	860,100	874,800
②診療所	246,200	247,900	249,600	251,300	253,100
③助産所	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
④介護保険関係	172,600	178,500	183,800	188,800	194,200
⑤社会福祉施設(④除く)	15,600	16,100	16,600	17,100	17,600
⑥保健所・市町村	36,300	36,400	36,600	36,700	36,800
⑦教育機関	15,900	15,900	15,800	15,900	15,900
⑧事業所、学校、その他	11,700	11,800	12,000	12,100	12,200
供給見通し	1,272,400	1,297,100	1,325,100	1,355,900	1,390,500
①年当初就業者数	1,251,100	1,272,400	1,297,100	1,325,100	1,355,900
②新卒就業者数	51,400	51,100	51,500	51,600	52,500
③再就業者数	85,000	88,200	91,200	94,600	98,400
④退職者数	115,000	114,600	114,800	115,400	116,300
需要見通しと供給見通しの差	41,600	41,700	37,100	27,900	15,900
供給見通し/需要見通し	96.8%	96.9%	97.3%	98.0%	98.9%

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/322.xls>

第323表 看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）

年末現在

区分	平成14年 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)
総 数	1,097,326	1,146,181	1,194,121	1,252,224
《就業場所別》				
看護師学校・養成所	11,120	11,492	11,726	12,586
保健所	1,376	1,028	1,128	954
市町村	7,570	7,934	8,690	8,514
病院	761,961	781,377	802,255	836,895
診療所	202,183	210,738	222,172	230,320
助産所従事者	82	78	93	85
訪問看護ステーション	23,287	25,935	26,990	27,382
介護保険施設等	67,396	83,430	94,820	102,840
社会福祉施設	13,119	13,582	15,292	18,145
事業所	4,091	5,198	5,164	7,295
その他	5,141	5,389	5,791	7,208
《資格別》				
看護師	703,913	760,221	811,972	877,182
准看護師	393,413	385,960	382,149	375,042

(注) 隔年報。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/323.xls>

第324表 保健師数（就業場所別）

年末現在

区分	平成14年 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)
総 数	38,366	39,195	40,191	43,446
《就業場所別》				
看護師学校・養成所	826	841	884	983
保健所	7,670	7,635	7,185	6,927
市町村	21,645	22,313	23,455	24,299
病院	1,653	1,858	1,904	2,770
診療所	1,323	1,193	1,257	1,392
訪問看護ステーション				
管理者	213	178	131	110
従事者	284	309	178	166
介護保険施設等	629	542	571	533
社会福祉施設	472	471	337	390
助産所従事者	4	7	3	4
事業所	1,910	2,415	2,437	3,524
その他	1,737	1,433	1,849	2,348

(注) 隔年報。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/324.xls>

第325表 助産師数（就業場所別）

年末現在

区分	平成14年 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)
総数	24,340	25,257	25,775	27,789
看護師学校・養成所	960	1,048	1,027	1,223
保健所	222	231	221	227
市町村	480	477	557	667
病院	17,336	17,539	17,352	18,180
診療所	3,389	4,111	4,952	5,686
助産所	1,706	1,654	1,550	1,653
訪問看護ステーション	13	12	8	4
社会福祉施設	11	7	12	6
事業所	11	13	12	38
その他	212	165	84	106

(注) 隔年報。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/325.xls>

第326表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

年末現在

区分	平成14年 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)
あん摩マッサージ指圧師	97,313	98,148	101,039	101,913
はり師	73,967	76,643	81,361	86,208
きゅう師	72,307	75,100	79,932	84,629
柔道整復師	32,483	35,077	38,693	43,946

(注) 隔年報。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/326.xls>

第327表 理学療法士及び作業療法士数（登録者数）

年末現在

区分	平成16年 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
理学療法士	41,271	46,115	52,114	58,672	65,600	73,888
作業療法士	26,070	29,516	33,697	38,097	42,357	47,757

資料：厚生労働省医政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/327.xls>

第328表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

年末現在

区分	社会福祉士	介護福祉士				合計
		法第39条第1号	法第39条第2号	法第39条第3号	法第39条第4号	
平成19年(2007)	95,420	205,875	1,858	16,720	415,631	640,084
20(2008)	109,014	221,037	2,016	18,082	488,188	729,323
21(2009)	122,314	234,149	2,142	19,095	556,539	811,925
22(2010)	134,229	243,602	2,251	20,052	633,186	899,091

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号：高卒後養成施設(2年課程)卒業者

社会福祉士及び介護福祉士法第39条第2号：福祉系大卒後養成施設(1年課程)卒業者

社会福祉士及び介護福祉士法第39条第3号：高卒後保育士養成所等終了後養成施設(1年課程)卒業者

社会福祉士及び介護福祉士法第39条第4号：介護福祉士試験に合格した者

資料：財団法人 社会福祉振興・試験センター「都道府県別登録者数」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/328.xls>

第329表 全医療施設の従事者数（業務の種類別）

各年10月1日現在

区分	平成11年 (1999)	14 (2002)	17 (2005)	20 (2008)
総数	2,690,373.0	2,518,338.8	1,673,152.9	1,771,435.8
医師	283,654.2	290,286.0	180,022.3	187,947.6
常勤	234,263	242,311	143,311	150,238
非常勤	49,391.2	47,975.0	36,711.3	37,709.6
歯科医師	97,601.8	100,498.0	9,553.0	9,981.3
常勤	85,995	90,828	7,600	8,326
非常勤	11,606.8	9,670.0	1,953.0	1,655.3
介護士	7.0	5.0
薬剤師	52,087	46,015.3	40,119.6	41,760.0
保健師	8,106	7,458.3	2,782.0	3,983.6
産業看護師	21,048	20,508.0	17,068.5	18,130.7
介護士	597,138	614,128.3	567,968.9	636,970.8
看護師	380,520	326,855.0	181,695.1	170,782.5
准看護師	250,358	232,902.7	199,141.8	189,838.3
理学療法士(P.T.)	20,736	25,486.4	28,508.5	38,675.3
作業療法士(O.T.)	9,145	12,961.7	17,070.2	24,456.7
看護師	3,176	3,445.6	2,564.9	2,956.4
看護師	2,492	3,777.1	5,197.8	7,869.2
看護師	132	128.2	64.6	60.6
理学療法士	71,936	64,831.3	3,988.3	4,266.6
看護師	16,100	13,288.8	817.1	781.1
看護師	107,014	82,525.3
看護師	38,892	39,587.2	35,484.3	37,443.2
看護師	2,726	1,962.2	452.4	312.8
臨床検査技師	54,753	54,475.2	45,676.8	47,371.9
臨床検査技師	831	705.9	244.8	202.2
その他	2,032	•	•	•
臨床工学者	8,174	10,320.8	9,405.4	11,931.9
あん摩マッサージ指圧師	10,751	9,354.6	3,632.4	2,743.4
柔道整復師	1,610	2,396.3	693.1	630.1
柔道整復師	14,765	14,973.6	15,623.2	17,489.3
柔道整復師	16,511	14,049.8	6,585.4	5,917.6
栄養士	1,625	3,603.7	5,378.1	6,766.2
栄養士	705	2,737.3	2,695.5	4,581.2
精神保健福祉士	8,005	25,630.4	20,600.5	27,481.0
精神保健福祉士	29,775	28,263.4	17,100.1	15,900.2
精神保健福祉士	9,096	10,299.4	8,809.7	9,200.9
社会事業従事者	363,828	343,440.5	154,303.8	162,736.1
その他の職員	205,043	111,438.5	89,904.8	82,267.1

19

(注) 1 非常勤職員を含む。

平成11年までは非常勤の医師・歯科医師については、各施設における常勤医師・歯科医師の通常の勤務時間に換算して計上した。ただし、その他の職種については、常勤換算は行っていない。

3 平成14年以降は、全ての職種を常勤換算している。

4 平成11年の「介輔」には、歯科介輔を含む。

5 平成14年より保健婦(士)が保健師、助産婦が助産師、看護婦(士)が看護師、准看護婦(士)が准看護師と変更になった。

6 「医療施設（静態）調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。*

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（静態・動態）調査・病院報告」

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/329.xls>

第13節 財政

第330表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）

(単位 億円、%)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
一般会計予算	817,891	821,109	821,829	796,860	829,088	830,613	885,480	922,992
対前年度伸び率	0.7	0.4	0.1	△3.0	4.0	0.2	6.6	4.2
1. 国債費	167,981	175,686	184,422	187,616	209,988	201,632	202,437	206,491
対前年度伸び率	4.6	4.6	5.0	1.7	11.9	△4.0	0.4	2.0
2. 地方交付税交付金	173,988	164,935	160,889	145,584	149,316	156,136	165,733	174,777
対前年度伸び率	2.3	△5.2	△2.5	△9.5	2.6	4.6	6.1	5.5
3. 一般歳出	475,922	476,320	472,829	463,660	469,784	472,845	517,310	534,542
対前年度伸び率	0.1	0.1	△0.7	△1.9	1.3	0.7	9.4	3.3
社会保障関係費	189,907	197,970	203,808	205,739	211,409	217,824	248,344	272,686
対前年度伸び率	3.9	4.2	2.9	0.9	2.8	3.0	14.0	9.8
一般会計に占める割合	23.2	24.1	24.8	25.8	25.5	26.2	28.0	29.5
一般歳出に占める割合	39.9	41.6	43.1	44.4	45.0	46.1	48.0	51.0
厚生労働省予算	193,787	201,910	208,178	209,417	214,769	221,223	251,568	275,561
対前年度伸び率	3.8	4.2	3.1	0.6	2.6	3.0	13.7	9.5
一般会計に占める割合	23.7	24.6	25.3	26.3	25.9	26.6	28.4	29.9
一般歳出に占める割合	40.7	42.4	44.0	45.2	45.7	46.8	48.6	51.6
防衛関係費	49,530	49,030	48,564	48,139	48,016	47,797	477,414	47,903
対前年度伸び率	△0.1	△1.0	△1.0	△0.9	△0.3	△0.5	△0.1	0.3
一般会計に占める割合	6.1	6.0	5.9	6.0	5.8	5.8	5.4	5.2
一般歳出に占める割合	10.4	10.3	10.3	10.4	10.2	10.1	92.3	9.0

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/330.xls>

第331表 一般会計歳入・歳出（目的別）

(単位 百万円)

区分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
歳 入	86,704,827	83,458,343	83,804,191	88,911,213	102,558,156	92,299,193
租 税 及 び 印 紙 収 入	47,042,000	50,468,000	52,551,000	46,429,000	36,861,000	37,396,000
租 税	45,928,000	38,298,000	40,361,000	35,549,000	26,161,000	27,156,000
印 紙 収 入	1,114,000	12,170,000	12,190,000	10,880,000	10,700,000	10,240,000
官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	16,719	16,974	16,167	16,054	16,065	15,906
政 府 資 産 整 理 収 入	255,700	240,588	280,789	311,286	239,611	826,267
雜 収 入	4,239,650	3,696,407	4,695,635	8,351,471	11,986,480	9,758,020
公 債 金	33,469,000	27,470,000	25,432,000	33,168,000	53,455,000	44,303,000
前 年 度 剰 余 金 受 入	1,681,759	1,566,373	828,601	635,402	—	—
歳 出	86,704,827	83,458,343	83,804,191	88,911,213	102,558,156	92,299,193
国 家 機 関 費	4,463,331	4,508,606	4,553,451	4,516,141	5,425,709	4,585,694
地 方 財 政 費	17,504,732	16,817,606	14,955,425	15,702,984	16,596,211	17,497,312
防 衛 関 係 費	4,919,010	4,891,323	4,862,032	4,838,542	4,840,166	4,796,846
國 土 保 全 及 び 開 発 費	7,564,889	7,003,690	6,670,131	6,581,252	7,909,622	5,598,550
產 業 経 済 費	3,059,037	2,805,752	3,237,857	4,085,951	8,146,513	3,005,718
教 育 文 化 費	5,848,783	5,155,726	5,309,319	5,417,645	6,018,488	5,366,135
社 会 保 障 関 係 費	22,217,630	21,972,115	22,416,869	23,908,537	30,383,937	27,880,680
社 会 保 保 険 費	16,126,804	16,425,273	16,969,346	17,803,027	21,657,598	21,184,772
生 活 保 護 費	1,973,780	2,006,227	1,982,011	2,047,261	2,290,361	2,238,820
社 会 福 祉 費	1,942,854	1,711,829	1,705,793	2,133,081	2,698,718	1,955,618
住 宅 対 策 費	830,821	717,900	685,256	671,212	1,146,134	201,662
失 業 対 策 費	40,550	41,590	37,528	185,333	831,252	35,887
保 健 衛 生 費	850,687	703,319	640,079	679,246	1,363,319	573,682
そ の 他	452,134	365,976	396,857	389,377	396,555	1,690,240
恩 給 費	1,068,451	998,051	948,098	851,446	786,584	713,575
文 官 恩 給 費	39,269	35,125	31,304	28,080	26,169	23,143
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	968,085	907,248	840,158	775,987	718,114	653,013
そ の 他	61,097	55,679	76,636	47,378	42,300	37,419
国 債 費	19,620,327	18,915,109	20,467,584	19,940,082	19,251,493	20,649,078
経済危機対応・地域活性化予備費	・	・	・	・	・	1,000,000
経済緊急対応予備費	・	・	・	・	・	—
予 備 費	300,000	250,000	250,000	250,000	250,000	350,000
そ の 他	138,638	140,364	133,425	2,818,633	2,949,433	855,605

(注) 平成22年度は当初予算額、他は補正後予算額。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/331.xls>

第332表 地方財政(普通会計)歳入歳出

(単位 百万円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
歳 入 合 計	101,006,786	99,645,528	99,173,124	97,800,131	97,745,350	98,259,344
地 方 税	32,665,727	33,538,805	34,804,409	36,506,160	40,266,817	39,558,526
地 方 議 与 税	694,045	1,164,074	1,848,962	3,728,536	714,562	678,826
市町村たばこ税都道府県交付金	・	・	1,873	3,818	2,350	2,301
利 子 割 交 付 金	148,888	138,681	98,090	76,987	103,791	96,698
配 当 割 交 付 金	・	28,010	47,339	69,525	81,234	34,093
株式等譲渡所得割交付金	・	28,365	68,982	60,967	53,478	12,613
地方消費税交付金	1,212,844	1,349,047	1,249,432	1,306,180	1,288,033	1,209,245
ゴルフ場利用税交付金	48,404	45,422	43,576	42,741	42,791	41,595
特別地方消費税交付金	77	52	29	22	15	6
自動車取得税交付金	309,987	316,999	316,687	325,107	295,965	260,312
軽油引取税交付金	108,274	108,521	112,840	115,523	125,420	114,888
地 方 特 例 交 付 税	1,006,168	1,104,834	1,518,006	815,960	311,983	539,108
地 方 交 付 税	18,069,295	17,020,109	16,958,719	15,995,350	15,202,745	15,406,082
交通安全対策特別交付金	81,611	78,961	79,232	83,546	82,373	73,714
分 担 金 及 び 負 担 金	1,132,679	1,068,716	1,025,030	979,120	972,015	921,546
使 用 料	1,906,733	1,891,528	1,873,278	1,794,339	1,776,943	1,760,429
手 数 料	585,381	600,191	601,290	601,165	595,725	578,228
国 庫 支 出 金	13,030,356	12,349,718	11,778,086	10,415,576	10,221,573	11,582,745
義 務 教 育 費 負 担 金	2,738,637	2,545,577	2,063,775	1,661,210	1,664,997	1,649,555
生 活 保 護 費 負 担 金	1,803,426	1,933,111	1,974,026	2,004,758	1,982,452	2,040,597
児 童 保 護 費 負 担 金	701,553	549,676	542,920	476,396	503,914	507,942
結 核 医 療 費 負 担 金	7,440	6,830	5,791	5,102	・	・
精 神 衛 生 費 負 担 金	47,822	48,865	54,229	41,764	・	・
老 人 保 護 費 負 担 金	70,500	61,239	8,150	2,206	2,769	2,957
障害者自立支援給付費等負担金	・	・	・	・	52,853	539,057
児 童 手 当 交 付 金	・	・	・	・	・	383,136
私立高等学校等経常費助成費補助金	・	・	・	・	・	97,023
普通建設事業費支出金	4,192,682	3,576,118	3,340,668	3,112,135	2,866,352	2,767,003
災 害 復 旧 事 業 費 支 出 金	184,115	265,771	495,476	330,501	221,846	112,582
失 業 対 策 事 業 費 支 出 金	6,175	5,794	5,520	8,020	1,565	1,147
委 託 金	276,471	250,709	304,402	159,859	214,540	161,031
財 政 補 給 金	14,788	14,439	14,236	12,705	11,295	11,680
そ の 他	2,986,747	3,091,589	2,968,891	2,600,921	2,698,989	3,309,036
國 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	30,150	31,150	31,540	31,540	32,540	32,540
都 道 府 縿 支 出 金	2,255,441	2,106,622	2,230,353	2,183,629	2,398,166	2,393,416
財 產 収 入	600,232	632,558	684,413	692,698	695,019	636,998
寄 附 金	89,584	95,557	79,166	88,552	77,971	61,697
繰 入 金	2,939,715	3,208,015	2,419,274	2,005,062	2,468,075	2,000,841
繰 越 金	2,225,740	2,181,720	2,093,812	2,091,666	2,210,802	1,926,621
諸 収 入	7,232,125	7,306,240	7,920,030	7,196,609	7,085,884	7,383,950
地 方 債	13,857,697	12,443,044	10,428,448	9,664,651	9,621,440	9,952,348
特別区財政調整交付金・納付金	775,632	808,091	860,228	925,103	1,017,640	999,976

(単位 百万円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
歳出合計	98,701,602	97,451,206	96,933,997	95,482,402	95,711,569	95,737,362
議会費	541,422	530,189	488,430	456,136	435,749	429,812
総務費	9,650,462	9,545,592	9,350,015	9,150,593	9,620,034	9,570,650
市民生活費	15,897,224	16,486,286	17,223,553	17,877,562	18,714,589	19,430,716
社会福祉費	4,146,351	4,218,790	4,751,233	5,029,561	5,507,951	5,480,512
老人福祉費	4,310,619	4,446,130	4,522,791	4,541,708	4,651,841	5,116,826
児童福祉費	4,786,760	4,963,560	5,050,991	5,384,994	5,616,854	5,846,277
生活性保護費	2,645,352	2,771,270	2,868,656	2,911,736	2,901,841	2,979,329
災害救助費	8,142	86,536	29,883	9,563	36,102	7,773
衛生費	6,057,305	5,940,764	5,839,983	5,634,953	5,556,263	5,500,656
公衆衛生費	3,385,999	3,321,424	3,257,322	3,147,560	3,094,782	3,112,389
結核対策費	33,227	32,024	25,533	24,521	23,554	21,235
保健所費	256,500	253,465	245,062	238,316	245,700	225,555
清掃費	2,381,579	2,333,851	2,312,066	2,224,555	2,192,227	2,141,478
労働費	437,849	421,632	322,055	301,731	280,668	667,976
失业業対策費	53,014	52,688	22,752	29,641	7,838	134,969
その他	384,835	368,945	299,303	272,090	272,830	533,008
農林水産業費	5,399,474	4,928,427	4,515,731	4,234,274	3,894,299	3,672,614
商工費	4,889,116	4,950,928	4,667,691	4,798,668	4,993,322	5,372,162
土木費	16,727,449	15,501,158	14,664,192	14,088,470	13,611,304	13,084,729
消防費	1,893,804	1,907,999	1,894,050	1,884,575	1,895,063	1,871,443
警察察育費	3,362,165	3,338,032	3,317,750	3,353,993	3,374,650	3,324,629
教育費	17,278,976	16,981,254	16,644,416	16,544,349	16,500,553	16,213,412
災害復旧費	333,882	541,471	809,901	558,436	402,049	209,036
公債費	13,289,622	13,209,773	14,054,676	13,370,114	13,108,163	13,238,300
諸支出金	311,979	323,535	317,151	286,138	268,978	333,558
前年度繰上充用金	26,766	20,480	27,198	20,255	47,517	48,242
利子割交付金	148,888	138,681	98,090	76,987	103,791	96,698
配当割交付金	·	28,010	47,339	69,525	81,234	34,093
株式等譲渡所得割交付金	·	28,865	68,982	60,967	53,478	12,613
地方消費税交付金	1,212,844	1,349,047	1,249,432	1,306,180	1,288,033	1,209,245
ゴルフ場利用税交付金	48,404	45,422	43,576	42,741	42,791	41,595
特別地方消費税交付金	77	52	29	22	15	6
自動車取得税交付金	309,987	316,999	316,687	325,107	295,965	260,312
軽油引取税交付金	108,274	108,521	112,840	115,523	125,420	114,888
特別区財政調整交付金・納付金	775,632	808,091	860,228	925,103	1,017,640	999,976

資料：平成19年度以前は財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」、平成20年度は総務省「地方財政統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/332.xls>

第333表 地方の民生費と衛生費の状況

(Ⅰ) 民生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円、%)

区分	平成20年度(2008)							平成19年度(2007) 純計額	
	都道府県		市町村		純計額				
合 計	5,495,978	100.0	13,934,739	100.0	17,821,099	100.0	16,976,069	100.0	100.0
社会福祉費	1,939,125	35.3	3,541,387	25.4	4,762,512	26.7	4,762,115	28.1	
老人福祉費	2,210,115	40.2	2,906,711	20.9	4,811,122	27.0	4,250,625	25.0	
児童福祉費	1,103,486	20.1	4,742,791	34.0	5,304,268	29.8	5,084,514	30.0	
生活保護費	238,889	4.3	2,740,440	19.7	2,936,487	16.5	2,858,946	16.8	
災害救助費	4,363	0.1	3,410	0.0	6,710	0.0	19,869	0.1	

その2 性質別内訳

区分	平成20年度(2008)							平成19年度(2007) 純計額	
	都道府県		市町村		純計額				
合 計	5,495,978	100.0	13,934,739	100.0	17,821,099	100.0	16,976,069	100.0	100.0
人件費	242,843	4.4	1,632,113	11.7	1,874,957	10.5	1,924,369	11.3	
物件費	87,892	1.6	704,972	5.1	792,864	4.4	831,143	4.9	
扶助費	646,278	11.8	7,359,813	52.8	8,006,090	44.9	7,714,960	45.4	
補助費等	4,054,475	73.8	556,618	4.0	3,016,440	16.9	2,717,899	16.0	
普通建設事業費	90,191	1.6	293,025	2.1	370,374	2.1	359,408	2.1	
補助事業費	28,465	0.5	74,897	0.5	100,525	0.6	100,066	0.6	
単独事業費	61,726	1.1	217,929	1.6	269,850	1.5	259,342	1.5	
県営事業負担金	—	—	199	0.0	—	—	—	—	
貸付金	31,358	0.6	24,782	0.2	54,018	0.3	63,105	0.4	
繰出金	2,439	0.0	3,323,378	23.8	3,325,817	18.7	3,140,143	18.5	
その他の	340,502	6.2	40,036	0.3	380,539	2.1	225,042	1.3	

その3 財源内訳

区分	平成20年度(2008)							平成19年度(2007) 純計額	
	都道府県		市町村		純計額				
合 計	5,495,978	100.0	13,934,739	100.0	17,821,099	100.0	16,976,069	100.0	100.0
国庫支出金	631,186	11.5	3,672,633	26.4	4,303,819	24.2	3,893,624	22.9	
都道府県支出金	—	—	1,437,714	10.3	—	—	—	—	
使用料・手数料	43,695	0.8	250,324	1.8	294,020	1.6	299,652	1.8	
分担金・負担金・寄附金	29,769	0.5	347,572	2.5	345,298	1.9	326,789	1.9	
地方債	28,024	0.5	93,952	0.7	119,213	0.7	116,047	0.7	
その他特定財源	170,452	3.1	176,805	1.3	343,250	1.9	378,123	2.2	
一般財源等	4,592,852	83.6	7,955,738	57.1	12,415,500	69.7	11,961,834	70.5	

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円、%)

区分	平成20年度(2008)					平成19年度(2007) 純計額	
	都道府県		市町村		純計額		
合計	1,396,454	100.0	4,104,202	100.0	5,390,177	100.0	5,435,815 100.0
公衆衛生費	1,223,667	87.6	1,888,721	46.0	3,029,824	56.2	3,004,126 55.3
結核対策費	5,514	0.4	15,722	0.4	21,065	0.4	23,348 0.4
保健所費	118,121	8.5	107,434	2.6	224,138	4.2	243,742 4.5
清掃費	49,153	3.5	2,092,325	51.0	2,115,149	39.2	2,164,599 39.8

その2 性質別内訳

区分	平成20年度(2008)					平成19年度(2007) 純計額	
	都道府県		市町村		純計額		
合計	1,396,454	100.0	4,104,202	100.0	5,390,177	100.0	5,435,815 100.0
人件費	278,588	19.9	940,549	22.9	1,219,137	22.6	1,261,018 23.2
物件費	109,772	7.9	1,568,611	38.2	1,678,383	31.1	1,751,105 32.2
扶助費	213,054	15.3	139,136	3.4	352,190	6.5	343,434 6.3
補助費等	473,541	33.9	617,617	15.0	1,001,098	18.6	948,956 17.5
普通建設事業費	86,935	6.2	441,385	10.8	508,405	9.4	538,630 9.9
補助事業費	25,167	1.8	157,112	3.8	181,122	3.4	187,973 3.5
単独事業費	61,768	4.4	281,682	6.9	327,282	6.1	350,657 6.5
県営事業負担金	—	—	2,591	0.1	—	—	—
貸付金	86,528	6.2	37,579	0.9	133,602	2.5	130,066 2.4
繰出金	5,730	0.4	101,991	2.5	107,721	2.0	103,250 1.9
その他の	132,306	9.5	257,335	6.3	389,641	7.2	359,356 6.6

その3 財源内訳

区分	平成20年度(2008)					平成19年度(2007) 純計額	
	都道府県		市町村		純計額		
合計	1,396,454	100.0	4,104,202	100.0	5,390,177	100.0	5,435,815 100.0
国庫支出金	228,081	16.3	118,951	2.9	347,032	6.4	307,723 5.7
都道府県支出金	—	—	55,123	1.3	—	—	—
使用料・手数料	28,834	2.1	342,209	8.3	371,042	6.9	372,978 6.9
分担金・負担金・寄附金	5,199	0.4	50,148	1.2	26,980	0.5	24,268 0.4
地方債	43,947	3.1	210,640	5.1	252,563	4.7	269,873 5.0
その他特定財源	120,909	8.7	210,550	5.1	327,568	6.1	285,937 5.3
一般財源等	969,485	69.4	3,116,581	75.9	4,064,992	75.4	4,175,035 76.8

資料：総務省「地方財政統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/333.xls>

第334表 国内総支出に対する財政規模

(単位 億円)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
国内総支出(A)	4,937,475	4,984,906	5,031,867	5,109,247	5,158,579	4,941,987
歳出総額						
国 (B)	887,920	916,446	934,347	909,468	879,327	902,859
地方 (C)	925,818	912,479	906,973	892,106	891,476	896,915
国から地方に対する支出 (D)	329,410	317,488	322,145	310,705	265,771	283,130
地方から国に対する支出 (E)	12,812	12,987	12,731	12,749	12,657	11,854
歳出純計額						
国 (B)-(D) (F)	558,510	598,958	612,202	598,763	613,556	619,729
地方 (C)-(E) (G)	913,006	899,492	894,242	879,357	878,820	885,061
合計 (F)+(G) (H)	1,471,516	1,498,450	1,506,444	1,478,120	1,492,376	1,504,790
国内総支出に対する比率 (%)						
(F)/(A)×100	11.3	12.0	12.2	11.7	11.9	12.5
(G)/(A)×100	18.5	18.0	17.8	17.2	17.0	17.9
(H)/(A)×100	29.8	30.1	29.9	28.9	28.9	30.4

- (注) 1 「国内総支出」は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、「国民経済計算(93SNA、平成12年基準)」によつており名目値である。
- 2 「国の歳出額」は、平成20年度については、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計(児童手当勘定のみ)、食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定のみ)、国有林野事業(旧治山勘定のみ)、社会資本整備事業特別会計の6特別会計との純計決算額であり、平成19年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計との純計決算額である。
- 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む)、地方特例交付金等、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債含む)の合計額であり、地方の歳入決算額によつている。
- 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。
- 5 決算額からは、特定資金公共投資事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

資料: 平成19年度以前は財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」、平成20年度は総務省「地方財政統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/334.xls>

第335表 高齢社会対策関係予算(一般会計分)の推移

(単位 億円)

区分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
総計	126,982	130,246	136,287	141,295	171,847	174,872
就業・所得	64,355	68,260	72,294	76,684	103,194	106,134
健康・福祉	61,960	61,400	63,541	64,035	68,097	68,273
学習・社会参加	266	216	195	240	164	140
生活環境	128	125	39	124	153	94
調査研究等の推進	274	246	217	212	239	231

(注) 本表の予算額は、高齢者社会対策関係予算として特掲できるものの合計した額である。

資料: 内閣府「高齢社会白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/335.xls>

第336表 国税及び地方税

(単位 億円)

区分	平成17年度 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
国税及び地方税合計	870,949	906,231	929,226	853,894	745,545	719,719
国 税	522,905	541,169	526,558	458,309	383,685	394,623
直 接 税	315,413	335,007	323,273	264,507	198,968	211,280
所 得 税	155,859	140,541	160,800	149,851	127,640	126,140
源 泉 分	129,558	114,943	129,285	121,612	102,230	101,540
申 告 分	26,301	25,598	31,515	28,239	25,410	24,600
法 人 税	132,736	149,179	147,444	100,106	51,750	59,530
法 人 特 別 税	—	—	—	—	—	—
相 続 税	15,657	15,186	15,026	14,549	12,800	12,710
地 値 税	2	7	2	1	—	—
旧 税	0	0	0	0	—	—
法人臨時特別税(特)	—	—	—	—	—	—
所得税(譲与分)(特)	11,159	30,094	—	—	—	—
地方法人特別税(特)	—	—	—	0	6,778	12,900
間 接 税 等	207,492	206,162	203,285	193,802	184,717	183,343
地 方 税	348,044	365,062	402,668	395,585	361,860	325,096
道 府 県 税	152,269	183,452	186,642	179,280	154,218	129,226
市 町 村 税	195,775	181,610	216,026	216,305	207,642	195,870

(注) 国・地方税とも平成20年度以前は決算額、平成21年度は補正後予算額(地方財政計画額)、平成22年度は当初予算額(地方財政計画額)である。

資料:財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/336.xls>

第337表 市町村税納稅義務者数

平成21年7月1日現在(単位 人)

区分	市町村数	個 人 均等割	法人均等割		市町村民税 所得割	法人税割	固定資産税
			法 人	法 人 で な い 社 团 等			
合 計	1,776	60,456,903	3,684,944	4,036	56,108,704	3,611,162	47,266,179
人口50万以上の市	27	18,739,861	1,517,127	1,878	17,953,555	1,486,352	12,679,612
人口5万以上50万未満の市	511	31,846,370	1,677,040	1,318	29,561,283	1,656,375	24,999,858
人口5万未満の市	246	3,952,862	199,349	435	3,441,275	193,752	3,821,746
町 村	992	5,917,810	291,428	405	5,152,591	274,683	5,764,963

資料:総務省自治税務局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/337.xls>

第14節 國際統計及び比較

1 人 口

第338表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

区分	平成11年 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
日本	9.4	9.5	9.3	9.2	8.9	8.8	8.4	8.7	8.6	8.7
エジプト	27.0	27.4	26.7	26.5	26.2	25.7	25.5	25.7	26.5	27.3
カナダ	11.1	10.7	10.8	10.5	10.6	10.5	10.6	10.9	11.2	...
アメリカ合衆国	14.5	14.4	14.1	14.0	14.1	14.0	14.0	14.3	14.3	...
アルゼンチン	18.8	19.1	18.4	18.5	18.4	19.3	18.5	17.9	17.8	...
インド	26.0	25.8	25.4	25.0	24.8	24.1	23.8	23.5	23.1	22.8
タイ	12.5
チェコ共和国	8.7	8.8	8.9	9.6	9.2	9.6	10.0	10.3	11.1	11.5
デンマーク	12.4	12.6	12.2	11.9	12.0	12.0	11.9	11.9	11.7	11.8
フランス	12.7	13.1	13.0	12.7	12.6	12.7	12.7	12.9	12.7	12.8
ドイツ	9.4	9.3	8.9	8.7	8.6	8.6	8.3	8.2	8.3	8.3
イタリア	9.1	9.5	9.4	9.4	9.4	9.7	9.5	9.5	9.5	9.6
イギリス	11.9	11.5	11.3	11.3	11.7	12.0	12.0	12.4	12.7	...
オーストラリア	13.1	13.0	12.7	12.8	12.6	12.6	12.7	12.8	13.5	13.8
ロシア	8.3	8.6	9.0	9.6	10.2	10.4	10.2	10.4	11.3	12.1

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook* による。

2 日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/338.xls>

2 社会保障

第339表 ILO条約及び勧告（社会保障関係）

2010年12月31日現在

(i) ILO条約

総会会期	条約番号	条 約 の 名 称	批准国数	日本批准登録
81(1994)	175	パートタイム労働に関する条約	13	
83(1996)	177	在宅形態の労働に関する条約	6	
85(1997)	181	民間職業仲介事業所に関する条約	23	平11. 7. 28
87(1999)	182	最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約	173	平13. 6. 18
88(2000)	183	千九百五十二年の母性保護条約（改正）に関する改正条約	18	
89(2001)	184	農業における安全及び健康に関する条約	13	
94(2006)	—	海事労働条約	11	
95(2008)	187	職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約	16	平19. 7. 24
96(2007)	188	漁業労働条約	1	

(ii) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧 告 の 名 称
81(1994)	182	パートタイム労働に関する勧告
83(1996)	184	在宅形態の労働に関する勧告
85(1997)	188	民間職業事業所に関する勧告
88(2000)	191	千九百五十二年の母性保護勧告に関する改正勧告
96(2007)	199	漁業労働に関する勧告
99(2010)	200	HIV及びエイズと仕事の世界に関する勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部（医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付）を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。

2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/339.xls>

(参考) ILOの現勢

各年12月31日現在

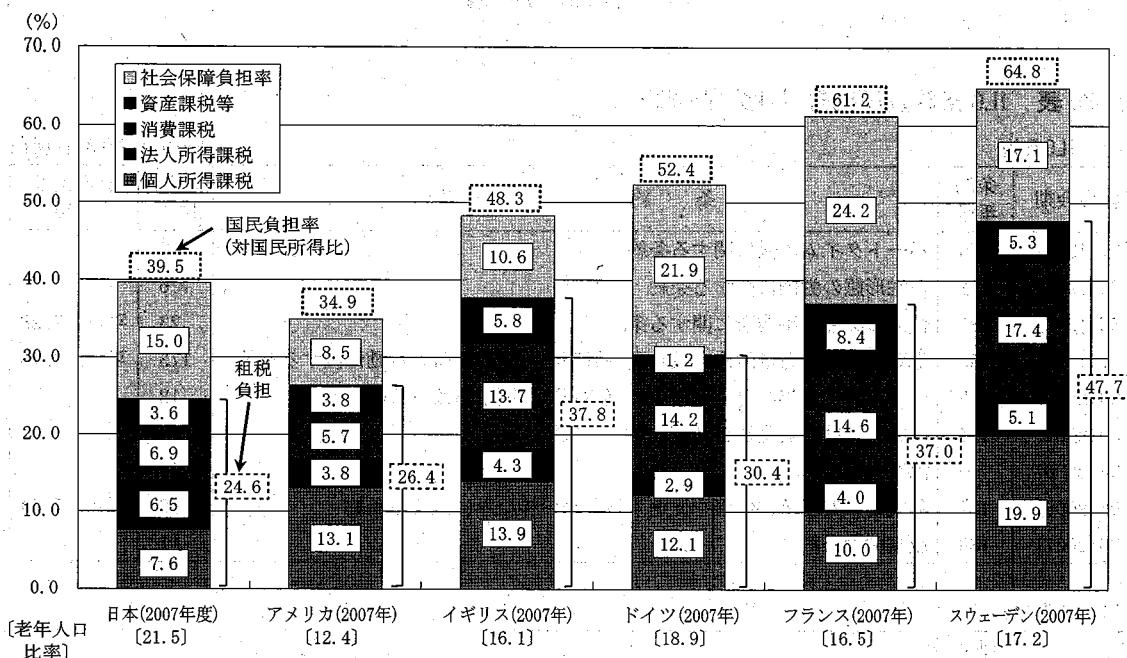
区分	平成16年 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
加盟国数	177	178	179	181	182	183	183
条 約 数	185	185	187	188	188	188	188
勧 告 数	195	195	198	199	199	199	200
加盟国の平均批准数	…	41	41	42	42	42	42
OECD諸国の平均批准数	…	72	72	73	73	74	73
日本の批准条約数	46	47	47	48	48	48	48

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/339.xls>

第340表 国民負担率の国際比較等

[国民負担率=租税負担率+社会保障負担率]



(注) 1 日本は平成19(2007)年度実績。諸外国は、OECD “Revenue Statistics 1965–2008” 及び同 “National Accounts 1996–2007” 等による。

なお、日本の平成22(2010)年度予算ベースでは、国民負担率：39.0%、租税負担率：21.5%、個人所得課税：7.2%、法人所得課税：3.4%、消費課税：7.1%、資産課税等：3.9%、社会保障負担率：17.5%となっている。

2 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

3 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

4 老年人口比率については、日本は2007年の推計値（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成18(2006)年12月推計）による）、諸外国は2005年の数値（国際連合“World Population Prospects: The 2008 Revision Population Database”による）である。なお、日本の2010年の推計値は23.1となっている。

資料：財務省「国民負担率の内訳の国際比較」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/340.xls>

第341表 国民負担率の推移(対国民所得比)

(単位 %)

区分	国税 ①	一般会計 税収 ②	地方税 ③=①+②	租税負担 ④	社会保障 負担 ⑤	国民 負担率 ⑥=③+④	財政赤字 ⑦	潜在的な 国民負担率 ⑧=⑥+⑦	国民所得 (NI) (兆円)
平成17年度(2005)	14.3	13.4	9.5	23.8	14.6	38.4	6.3	44.7	365.9
18 (2006)	14.4	13.1	9.7	24.2	14.7	38.9	4.6	43.5	375.2
19 (2007)	13.9	13.5	10.6	24.6	15.0	39.5	3.7	43.2	378.5
20 (2008)	13.0	12.6	11.3	24.3	16.3	40.6	6.9	47.5	351.5
21 (2009)	11.5	11.1	10.3	21.8	17.0	38.8	15.2	54.0	333.2
22 (2010)	11.7	11.1	9.8	21.5	17.5	39.0	13.3	52.3	336.4

(注) 1 平成20年度までは実績、平成21年度は実績見込み、平成22年度は見通しである。

2 93SNAに基づく計数である。ただし、租税負担の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

3 「国税」は、特別会計及び日本専売公社納付金を含む。地方法人特別税(平成20年度税制改正で法人事業税の一部を国税化したもの)の全額が地方に譲与される。平成22年度の税収は国民所得0.4%は国税に含めている。

4 平成20年度の「社会保障負担」の計数は、平成19年度以前の実績値との整合性を図るために調整等を行っている。

5 「財政赤字」の計数は、国及び地方の財政収支の赤字であり、一時的な特殊要因を除いた数値。具体的には、平成17年度は道路関係四公団の民営化に伴う資産・負債承継の影響、18年度、20年度、21年度及び22年度は財政投融資特別会計(平成18年度は財政融資資金特別会計)から国債整理基金特別会計または一般会計への繰入れを除いている。

資料：財務省「国民負担率(対国民所得比)の推移」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/341.xls>

第342表 日本の公的・社会支出

(単位 百万円)

区分		2006年度	2007
高現	金給付	44,049,036	45,072,300
退職年金	37,783,669	38,645,887	
早期退職年金	37,719,733	38,436,116	
その他の現金給付	—	—	
現物給付	6,265,367	6,426,413	
介護、ホームヘルプサービス	6,227,212	6,408,283	
その他の現物給付	38,155	18,130	
遺族	6,547,287	6,656,362	
現金給付	6,444,119	6,570,883	
遺族年金	6,361,940	6,455,893	
その他の現金給付	82,180	114,991	
現物給付	103,168	85,479	
埋葬費	103,029	85,205	
その他の現物給付	139	274	
障害、業務災害、傷病	3,871,739	4,055,591	
現金給付	2,978,399	3,039,406	
障害年金(業務災害)	1,763,285	1,798,196	
休業給付(業務災害)	474,650	472,622	
休業給付(傷病手当)	119,167	116,545	
その他の現金給付	273,405	314,030	
現物給付	347,891	338,013	
介護、ホームヘルプサービス	893,340	1,016,185	
復帰支援(リハビリテーション)	431,345	804,502	
その他の現物給付	41	0	
保現	金給付	461,954	211,683
現物給付	31,449,442	32,321,672	
家現	金給付	—	—
家出	金給付	31,449,442	32,321,672
現物給付	4,028,078	4,062,849	
積極雇用対策	1,988,968	2,213,223	
職若失業者対策	1,365,103	1,537,951	
失業対策補助金	621,499	672,837	
障害者補助金付雇用	2,367	2,435	
直接雇用創出対策	2,039,111	1,849,626	
導入刺激	1,660,142	1,676,764	
失現	金給付	378,969	172,862
失業給付、退職手当	990,935	835,293	
労働市場理由による早期退職	720,322	594,500	
現物給付	183,082	171,008	
失住	金給付	—	—
現物給付	1,660,183	1,584,487	
現物給付	1,660,183	1,584,487	
現物給付	1,660,183	1,584,487	
現物給付	—	—	
合現	計	93,937,090	95,937,905
現物給付	53,175,862	54,217,431	
現物給付	40,761,229	41,720,473	

(注) 1 区分の項目については、国立社会保障・人口問題研究所HPの「平成20年度社会保障給付費」の参考：機能別社会保障給付費の項目説明」を参照。

資料：国立社会保障・人口問題研究所にて作成

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/342.xls>

第343表 日本の義務化されている私的社会支出

(単位 百万円)

区分		2006年度	2007
高現	金給付	1,828,458	1,958,409
退職年金	1,686,630	1,830,993	
その他の現金給付	141,828	127,416	
現物給付	—	—	
介護、ホームヘルプサービス	—	—	
その他の現物給付	—	—	
遺族	—	—	
現金給付	—	—	
遺族年金	—	—	
その他の現金給付	—	—	
現物給付	—	—	
埋葬費	—	—	
その他の現物給付	—	—	
障害、業務災害、傷病	871,936	875,498	
現金給付	871,936	875,498	
障害年金	—	—	
年金(業務災害)	—	—	
休業給付(業務災害)	—	—	
休業給付(傷病手当)	—	—	
その他の現金給付	871,936	875,498	
自動車損害賠償責任保険	871,936	875,498	
現物給付	—	—	
介護、ホームヘルプサービス	—	—	
復帰支援(リハビリテーション)	—	—	
その他の現物給付	—	—	
保家	金給付	—	—
積極的労働市場政策	—	—	
失業	金給付	—	—
住宅	金給付	—	—
他社会政策分野	—	—	
合計	2,700,394	2,833,908	
現金給付	2,700,394	2,833,908	
現物給付	—	—	

(注) 区分の項目については、国立社会保障・人口問題研究所HPの「平成20年度社会保障給付費」の参考：機能別社会保障給付費の項目説明」を参照。

資料：国立社会保障・人口問題研究所にて作成

[SSJ-DB] <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/343.xls>

3 医 療

第344表 医療費費用負担制度の国際比較

		日本	アメリカ	イギリス
社会保険制度	Yes	No	No	
強制加入	Yes	No	Yes	
被用者	協会けんぽ	中小企業の被用者	民間保険	任意加入
	組合管掌健康保険	大企業の被用者		
	健康保険法 第3条第2項被保険者			
	船員保険	船員		
	国家公務員共済組合	国家公務員		
	地方公務員共済組合	地方公務員		
	私学教職員共済組合	私学教職員		
自営業者	国民健康保険	医師・歯科医師等の同業者が国民健康保険組合を設立することも可能		
適用	高齢者	75歳以上の高齢者。独立の医療保険制度。75歳以上の方及び65~74歳以上で一定の障害の状態にあることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人	メディケア	入院サービスをカバーするPart Aは強制加入(社会保障年金受給者、65歳未満の障害者及び腎臓移植及び人工透析を受けている者)、外来医師サービスをカバーするPart Bは任意加入(月額110.5ドルを支払うことが必要)
	無業の者	(厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる者で、その加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上ある、国民健康保険加入者のうち後期高齢者医療制度の適用を受けていない者とその扶養家族は退職者医療制度に加入)	メディケイド(低所得者)	強制加入の対象となるのは、①6歳以下の児童又は妊娠のうち世帯収入が連邦貧困水準の133%以下、②連邦貧困水準の100%以下の19歳未満の者などである。任意加入となるのは、③強制加入対象とならない連邦貧困レベルの185%以下の家庭の1歳までの子供と妊娠、④州の設定する収入以下の施設(病院、看護施設等)入所者、⑤所得が連邦貧困レベル250%未満で障害を持つ労働者などである。さらには⑥医療困難者も対象となる
				全国民が対象となる(一定期間以上滞在する外国人含む)

ドイツ	フランス	スウェーデン	オランダ
Yes	Yes	No	Yes
Yes	Yes	Yes	Yes
これまで被保険者は強制被保険者、任意被保険者、家族被保険者に分類されていた 2009年1月以降は全住民が、公的医療保険か民間医療保険のいずれかに強制加入となった 1996年以降、被保険者は地区疾病金庫・企業疾病金庫・同業組合疾病金庫・職員代替金庫・労働者代替金庫の中から自らの保険者を自由に選択できることとなっている。保険者にはこの他、農業者疾病金庫及び連邦鉱夫組合がある	医療保険は一般制度、自営業者社会制度、特別制度、農業制度に分類 また、自己負担分をカバーする補足疾病保険も存在	疾病保険（社会保険庁が管轄する疾患時の所得保障保険）	保健医療サービス（現物給付）をランディングが、関連する社会サービスをコムューンが提供 特別医療費保険（長期医療保険） 2006年1月より、それまで3つの制度に分かれていたものが疾病基金保険を母体とする健康保険制度に一本化された オランダの居住者及び所得税の納税者全てが強制加入である 2006年現在で、保険者数は33

	日本	アメリカ	イギリス
保険料率	協会けんぽ（全国健康保険協会）：9.34% 国民健康保険：応益割と応能割で賦課 船員保険：9.25%（疾病保険料率） 健康保険法第3条第2項被保険者：360円～3,020円（日額）	オリジナルメディケアプランにおけるメディケアPart Aの財源は社会保障税（所得の2.9%、被用者は雇用主と折半） Part Bは毎月110.5ドル メディケイドは連邦政府と州の歳入から支出	2006年において、国民保険料からの拠出は188.38億ポンドであり、NHS総収入の18.4%を占める
公的支出規模	給付費に対する公費負担部分は、市町村国民健康保険：給付費等の43% 後期高齢者：約50%（支援金は約40%） 協会けんぽ（全国健康保険協会）：給付費の13%（後期高齢者支援分の16.4%） 健康保険組合：定額補助（平成22年度予算で給付費24億円）	メディケアPart Aの全額とPart Bの25%（メディケアの支出総額は4,616億ドル：2008年） メディケイド等費用（3,563億ドル；2008年）	税収からの支出は2006年で822.47億ポンドであり、NHS総収入の80.3%を占める
保険料の徴収	各医療保険者が実施		
自己負担の状況	原則として費用の3割を負担。70～74歳の者は2割負担。75歳以上の者については1割負担。ただし、70歳以上の者であっても現役並みの所得者は3割負担。義務教育就学前（小学校入学前）は2割負担	メディケアPart Aにおいては、入院医療の最初の60日に対して1,100ドルまで免責額（自己負担額）となる。入院61日から90日は1日につき275ドルの自己負担。91日以上の期間については全額自己負担。生涯に一度だけ1日につき550ドルの自己負担で60日間の給付を受けられる Part Bについては、医師サービスは最初の155ドル、その後の費用の20%を負担する。病院外来については費用の20%を自己負担する。この他にもサービスによって自己負担が設定されている	薬剤については、一薬剤当たり7.10ポンドの自己負担があるが、患者の支払能力などに応じて免除される場合がある 歯科医サービスについては、救急の場合は16.50ポンドまで その他については、16.50ポンドから198ポンドまでの自己負担があるが、歯科医サービスも患者の支払能力などに応じて免除される場合がある

資料：医療経済研究機構「イギリス医療保障制度に関する調査研究報告書(2009)」、「アメリカ医療関連データ集(2008)」、「オランダ医療制度関連データ集(2007)」、厚生労働省「平成22年版 厚生労働白書」、日本電算SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/344.xls>

ドイツ	フランス	スウェーデン	オランダ
2008年現在において、旧西ドイツ地域における平均保険料率は13.97%、旧東ドイツ地域は13.54%となっていた 2009年1月より連邦議会が決定する全国統一の法定保険料率が導入された。料率は15.5%。ただし、世界同時不況に対応するために0.6%引き下げられた	2010年度 被用者負担は総賃金の0.75% 事業主負担は総賃金の13.10% 一般社会税（CSG）は労働所得に対して疾病部門分が5.29%	—	疾病基金保険は、所得比例保険料と定額保険料の2種類 所得比例保険料は、被用者向けには6.5%（2006年）、自営業者向けには4.4%である。被保険者は、さらに定額保険料を自分の加入している保険者に対して支払う。定額保険料は、18歳以上の加入者全てが支払う（全社平均は1,100ユーロ程度）
「保険になじまない給付」のために2007年改革により段階的に増額されることとなった。2007年、2008年は25億ユーロ、2009年は40億ユーロ、2010年以降は上限を140億ユーロとして毎年15億ユーロずつ引き上げていくとしている	総医療消費額は167,141百万ユーロ（2007年） 医療費財源に占める国・地方自治体の支出割合は1.4%	疾病保険に関する支出は97,573百万クローナ（2006年時点）	政府及び社会保険から42,221百万ユーロ（2005年時点）
各医療保険者が実施	URSSAF（Union de Recouvrement des cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations familiales） 社会保障・家族手当負担金徴収組合が徴収を担当	—	疾病基金保険の所得比例保険料は健康保険基金（the Health Insurance Fund）に集められ、定額保険料は保険者により、被保険者から徴収される
自己負担としては、 入院：1日10ユーロ（年28日まで） (外来)診察：四半期ごとに10ユーロ 外来は家庭医制度に参加している場合は、家庭医制度への参加料20ユーロ（年額）を支払う代わりに自己負担は免除される 薬剤：交付価格の10%（ただし、下限負担額が5ユーロ、上限負担額が10ユーロ）など	外来医療の場合、償還払いとなる。償還率は開業医の診療行為は70%、薬剤の場合は種類で異なり、一般の薬剤の65%や胃薬の65%などの幅がある 入院医療の場合は、患者は自己負担分のみを施設に支払うが、民間病院の場合は償還払いが適用される	入院：上限が80クローナ 外来：ランディングごとに自己負担が定められている。公的医療機関での外来受診では、上限額は年間900クローナ 薬剤：900クローナまでは全額自己負担、901クローナ以上1,700クローナまでは50%、1,701クローナから3,300クローナの場合は25%、3,301クローナ以上4,300クローナの場合は10%が自己負担となり、4,301クローナ以上の部分については無料（ただし年間1,800クローナを超える薬剤費については無料）	疾病基金保険では、被保険者は原則として自己負担なしで医療サービスを受けることができる (例外1：保険契約の時に現物給付モデルを選んだが、保険者が契約をしていない医療サービス供給者からサービスを受けた場合。 例外2：医療サービスの種類によって、自己負担が必要なサービスが存在する場合)

（2009）、「ドイツ医療関連データ集（2009）」、「フランス医療関連データ集（2009）」、「スウェーデン医療制度関連データ集（平成22年度補助金総覧）」

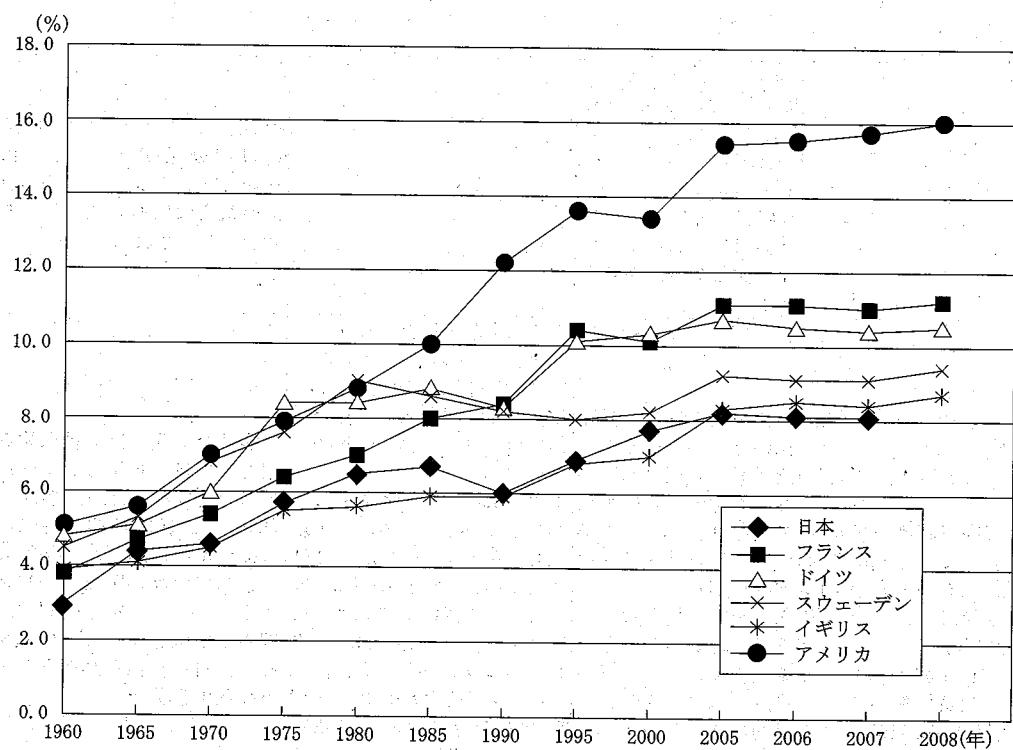
第345表 医療費の対国内総生産比の国際比較

(単位 %)

区分	日本	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1960年	3.0	3.8	4.8	4.5	3.9	5.1
1965	4.4	4.7	5.1	5.3	4.1	5.6
1970	4.6	5.4	6.0	6.8	4.5	7.0
1975	5.7	6.4	8.4	7.6	5.5	7.9
1980	6.5	7.0	8.4	9.0	5.6	8.8
1985	6.7	8.0	8.8	8.6	5.9	10.0
1990	6.0	8.4	8.3	8.2	5.9	12.2
1995	6.9 b	10.4 b	10.1	8.0	6.8	13.6
2000	7.7	10.1	10.3	8.2	7.0	13.4
2005	8.2	11.1	10.7	9.2	8.3	15.4
2006	8.1	11.1	10.5	9.1	8.5	15.5
2007	8.1	11.0	10.4	9.1	8.4	15.7
2008	—	11.2	10.5	9.4	8.7	16.0

(注) b:不連続。

資料: OECD "HEALTH DATA 2010"

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/345.xls>

第346表 医療供給に関する指標の国際比較（人口1,000人当たり）

(単位 人、床)

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
医 師 数	2.1	2.3	2.2	3.4	3.4	3.3
看 護 師・助 産 師 数	9.5	8.0	8.0	10.9
病 床 数	14.0	3.1	3.9	8.3	7.3	...

(注) 2002~2007年のうちでとれる最新年次の数値。

資料：総務省統計局「世界の統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/346.xls>

4 年 金

第347表 諸外国の公的年金制度の概要

	日本	アメリカ	イギリス
制度体系	<p>2階建て</p> <p>厚生年金保険 共済年金</p> <p>国民年金（基礎年金）</p> <p>全居住者</p>	<p>1階建て</p> <p>（適用対象外）</p> <p>老齢・遺族・障害保険</p> <p>無業者 被用者及び自営業者</p>	<p>2階建て</p> <p>（適用対象外）</p> <p>国家第三年金 職域年金 個人年金</p> <p>基礎年金</p> <p>無業者等 被用者及び自営業者</p>
対象者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保険料率 (2009年)	<p>(一般被用者) 厚生年金保険：15.704% (2009.9～、労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2010.4～、月あたり15,100円)</p>	<p>12.4% (労使折半)</p>	<p>(一般被用者) 23.8% 本人：11.0% 事業主：12.8% ※保険料は労災、雇用保険等の財源にも利用</p>
支給開始年齢 (2009年)	<p>国民年金（基礎年金）：65歳 厚生年金：60歳 ※男子は2025年までに、女子は2030年までに、65歳に引上げ</p>	<p>66歳 ※2027年までに67歳に引上げ</p>	<p>男子：65歳 女子：60歳 ※女子は2010年から2020年にかけて65歳に引上げ ※さらに、2024年から2046年にかけて男女ともに65歳から68歳に引上げ</p>
年金受給のために必要とされる加入期間	25年	40加入四半期 (10年相当)	<p>なし (2007年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、旧法適用対象者の年金受給には男性11年、女性9.75年の加入期間が必要)</p>
国庫負担	基礎年金給付費の1/2	なし	原則なし

(注) 資料出所は以下のとおり。

Social Security Programs Throughout the World:Europe;2008/The Americas;2009

Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union

先進諸国の社会保障①イギリス、④ドイツ、⑤スウェーデン、⑥フランス、⑦アメリカ（東京大学出版会）

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/347.xls>

ドイツ	フランス	スウェーデン
<p>1階建て</p> <p>(適用対象外)</p> <p>無業者・ 自営業者</p> <p>被用者及び 一部自営業者</p>	<p>1階建て</p> <p>(適用対象外)</p> <p>自営業者</p> <p>無業者</p> <p>被用者</p>	<p>1階建て</p> <p>保証年金</p> <p>所得比例年金</p> <p>無業者等</p> <p>被用者及び自営業者</p>
民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者（弁護士、医師等）	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
<p>(一般被用者) 19.9% (労使折半)</p>	<p>(一般被用者) 16.65% 本 人: 6.75% 事業主: 9.90%</p>	<p>17.21% 本 人: 7.0 % 事業主: 10.21% ※その他に遺族年金の保険料 1.7%が事業主にかかる (老齢年金とは別制度)</p>
65歳 ※2012年から2029年までに67歳に引上げ	60歳	61歳以降本人が選択 (ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)
5年	なし	なし (保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)
給付費の約26.4% (2008年)	一般税、一般社会拠出金（CSG） 等より約25.7%（2008年）	保証年金部分

5 児童手当

第348表 主要国の児童手当制度等

各国の児童手当制度を見るに当たっては、各々の国の人団政策に関する考え方（例えば、フランスの伝統的取組ヴェーデンは扶養控除がない、フランスはN分N乗制度を探る等）などに留意する必要がある。

国名	日本	アメリカ	イギリス
児童手当等	支給対象 ・15歳到達後、最初の3月31日までの子ども ・第1子から		・16歳未満の児童（全日制教育又は就労訓練を受けている場合は20歳未満） ・第1子から
	支給月額 (2010年) ・子1人当たり1.3万円	制度なし	・第1子 週20.00ポンド（月額換算約1.1万円） ・第2子以降 週13.20ポンド（月額換算約0.7万円）
	所得制限 なし		なし
	財源 ・国、地方公共団体及び事業主拠出金（拠出金率0.13%）		・全額国庫負担
税制	とられている措置 (2009年) ・扶養控除 扶養家族1人当たり38万円（所得税）、33万円（住民税）が所得控除（16～23歳の扶養家族については25万円控除額が割増し）	・被扶養者にかかる人的控除 被扶養者1人当たり3,650ドル（約34.7万円）の所得控除 ・子女税額控除 17歳未満の被扶養子女1人当たり、最大1,000ドル（9.5万円）の税額控除 (夫婦の所得が一定額を超えると減額) 〔子女税額控除の額は本来500ドルであるが、2010年までは時限的に1,000ドル〕	・児童税額控除制度 児童手当の支給対象となる子どもを養育する家庭に対し、最大、1世帯当たり545ポンド（約7.6万円）及び児童1人当たり2,085ポンド（約29.0万円）を全額給付（所得が一定額を超えると減額）
	児童手当と税制上の措置との関係、経緯 ・児童手当制度と扶養控除制度は併存		・1977年に児童手当と児童扶養控除を一元化し、児童手当を第1子から支給（以前は第2子から） ・その後、2001年に新たに児童税額控除を創設（児童手当制度と併存） ・2003年に全額を給付する仕組みに変更

(注) 1 換算レートは、平成21年7～12月の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場による。

1 ドル=95円、1 ポンド=139円、1 ユーロ=125円、1 クローネ=12円

2 「児童手当等」は、日本については2010（平成22）年4月1日現在、各国の制度については2010（平成22）年

3 「フランス」については、別途、第1子から3歳未満までを対象とする「乳幼児迎入れ手当」がある。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/348.xls>

み)、賃金体系(欧米は概ね能力給体系、我が国は概ね生活給・年功給体系)、税制(イギリス、ス

ド イ ツ	フ ラ ン ス	ス ウ エ ー デ ン
<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満の児童(失業者は21歳未満、職業教育訓練中の児童等は25歳未満) 第1子から 	<ul style="list-style-type: none"> 20歳未満の児童 第2子から 	<ul style="list-style-type: none"> 16歳未満の児童(多子割増手当についてでは16歳以上20歳未満の学生も支給対象) 第1子から
<ul style="list-style-type: none"> 第1・2子 184ユーロ (約2.3万円) 第3子 190ユーロ (約2.4万円) 第4子以降 215ユーロ (約2.7万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 第2子 123.92ユーロ (約1.5万円) 第3子以降 158.78ユーロ (約2.0万円) 11歳以上の児童には加算 11~15歳 34.86ユーロ (約0.4万円) 16歳以上 61.96ユーロ (約0.8万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 子1人当たり 1,050クローネ(約1.3万円) 多子割増手当 2人 100クローネ(約0.1万円) 3人 454クローネ(約0.5万円) 4人 1,314クローネ(約1.6万円) 5人 2,364クローネ(約2.8万円)
なし (ただし、所得が大きい場合には児童控除(所得控除)が適用)	なし	なし
全額公費負担(連邦政府、州政府及び自治体)	事業主拠出金と一般社会税	全額国庫負担
<ul style="list-style-type: none"> 子女控除 扶養する児童1人当たり 6,024ユーロ(約75.3万円)の 所得控除(夫婦の場合) (児童手当と子女控除のうち、 納税者にとってどちらか有利 な方を適用) 1996年に児童手当と子女控除 の選択制を導入、額も引上げ かつて、1975年に子女控除を 廃止し、児童手当を第1子から 支給(以前は第2子から) したが、1983年に児童扶養控 除が復活 	<ul style="list-style-type: none"> N分N乗方式 夫婦及び子ども(家族)を課税 単位とし、世帯員の所得を 合算し分割課税を行う(この 方式によると、税率表に當て はめる際の課税所得額を世帯 人員数の増加に応じて小さく することになるので、家族構 成や所得額によっては、適用 税率を引下げる効果がある) 家族手当制度は、N分N乗方 式と併存 	<ul style="list-style-type: none"> 1948年にそれまでの児童扶養 控除を廃止し、児童手当制度 を創設(児童手当制度に一本化)

1月現在のものである。

6 労 働

第349表 主要国の失業者数及び失業率

(単位 万人、%)

区分	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
2000年	320	4.7	*569	*4.0	159	5.4	389	9.6	215	9.5
2001	340	5.0	680	4.7	147	5.0	385	9.4	220	8.7
2002	359	5.4	838	5.8	153	5.2	406	9.8	240	8.8
2003	350	5.3	877	6.0	149	5.1	438	10.5	268	9.8
2004	313	4.7	*815	*5.5	142	4.8	438	10.6	*241	*8.9
2005	294	4.4	*759	*5.1	147	4.9	486	11.7	243	8.9
2006	275	4.1	*700	*4.6	167	5.4	449	10.8	243	8.8
2007	257	3.9	*708	*4.6	165	5.3	378	9.0	222	8.0
2008	265	4.0	*892	*5.8	178	5.7	327	7.8	—	—

(注) 1 ドイツは、統一ドイツの数値。

2 日 本：総務庁統計局「労働力調査」

アメリカ：連邦労働省労働統計局HP

イギリス：国家統計局HP

ド イ ツ：連邦雇用機関(BA) HP

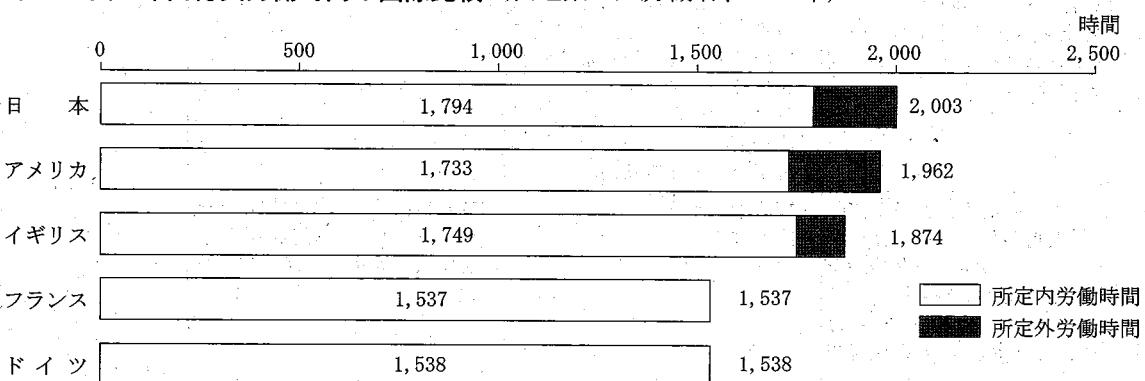
フランス：国立統計経済研究所(INSEE) HP

3 *印は、その前後の数値が厳密に接続しないことを示す。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/349.xls>

第350表 年間総実労働時間の国際比較（製造業生産労働者、2006年）



(注) 1 フランス、ドイツは、総労働時間である。

2 事業所規模は、日本は5人以上、アメリカは全規模、その他は10人以上。

3 日本は厚生労働省「毎月勤労統計調査」

諸外国はEU及び各国資料より厚生労働省労働基準局推計

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/350.xls>

第351表 国際労働機関労働統計報告による週当たり労働時間（製造業）

(単位 週当たり時間)

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
2000年	...	41.3	41.3	...	36.3
2001	...	40.3	41.3	...	35.7
2002	...	40.5	41.0	...	35.3
2003	...	40.4	40.9	...	35.6
2004	...	40.8	41.0	...	36.0
2005	38.5	40.7	40.6	...	36.3
2006	38.7	41.1	40.7	...	36.4
2007	38.7	41.2	40.9	38.4	36.5
2008	38.2	40.8	...	38.4	36.7

(注) 1 日本・アメリカ・フランスは実労働時間、イギリス・ドイツは支払労働時間である。

実労働時間：実際に労働者が使用者の指揮命令下にあって労働した時間数で、休憩時間等は除かれたもの。

支払労働時間：賃金の支払対象となる時間数のことであるが、実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日、賃金が支払われる病気休暇などを含むものである。

2 アメリカは、民間部門の生産労働者。

3 イギリスは、4月の数値。フルタイム労働者。時間外勤務を含む。

4 フランスは、全労働者。2003年以前は3月の数値。

5 ILO HP LABOSTA Internetによる。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/351.xls>

第352表 労働費用構成の国際比較

(単位 %)

区分	日本 2006年	アメリカ 2008年	イギリス 2004年	ドイツ 2004年	フランス 2004年
労働費用計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
賃金計	79.8	77.6	75.0	75.3	63.4
賃金・俸給	62.4	70.1	68.0	65.5	59.2
不就業給	17.4	7.6	7.0	9.8	4.2
その他の労働費用計	20.2	22.4	25.0	24.7	36.6
法定福利費	10.3	8.2	6.1	15.3	25.1
法定外福利費	2.4	10.0	14.0	7.7	4.6
退職金等の費用	6.8	4.2	1.2	0.5	3.1
現物給与	0.2	—	1.5	0.7	0.2
教育訓練費	0.3	—	2.2	0.5	1.7
その他の	0.2	—	0.0	0.3	2.2

(注) 1 日本は企業規模計、アメリカは1人以上、EUは10人以上の全労働者。

2 イギリス、ドイツ、フランスの「法定外福利費」は、見習の福利費を含む。

アメリカの「法定外福利費」は、Insurance の計。

3 日本は、厚生労働省「就労条件総合調査」による。

アメリカは、Bureau of Labor Statistics (2008.3) 「Employer Costs for Employee Compensation」

その他は、Eurostat (2007.5) 「Labour Costs Survey 2004」

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/352.xls>

7 国際協力

第353表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移

(単位 %)

区分	平成12年 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
アメリカ	25.00	25.00	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00
日本	20.24	20.24	19.35	19.35	19.20	19.47	19.47	19.47	16.63	16.63
ドイツ	9.70	9.70	9.69	9.69	9.61	8.66	8.66	8.66	8.58	8.58
フランス	6.44	6.44	6.41	6.41	6.36	6.03	6.03	6.03	6.30	6.30
イギリス	5.01	5.01	5.49	5.49	5.45	6.13	6.13	6.13	6.64	6.64

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/353.xls>

第354表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移

(単位 人)

区分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)
研修員等受入	1,312	1,222	1,221	1,094	1,394	1,139
国際協力機構(JICA)	824	838	792	702	862	718
世界保健機関(WHO)	29	14	40	12	12	20
国際労働機関(ILO)	33	—	—	—	—	—
その他の	426	370	389	380	520	401
専門家派遣	344	256	239	172	190	229
国際協力機構(JICA)	332	256	237	172	190	228
国際厚生事業団(JICWELS)他	12	0	2	0	0	1

(注) 研修員等受入の「その他」は、中央職業能力開発協会(JAVADA)、国際厚生事業団(JICWELS)等である。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/354.xls>

8 国民所得

第355表 国民総所得

(単位 億ドル)

区分	2000年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
アメリカ	100,705	103,891	106,614	111,413	119,113	127,565	136,292	140,971	143,349
日本	47,258	41,642	39,939	43,135	46,981	46,654	44,860	45,292	50,533
ドイツ	18,824	18,722	19,920	24,250	27,715	28,215	29,791	33,877	36,926
イギリス	14,748	14,797	16,359	18,862	22,340	23,183	24,574	28,475	27,056
イタリア	10,891	11,100	12,094	14,947	17,179	17,721	18,602	21,030	22,611
カナダ	7,060	6,952	7,163	8,455	9,720	11,125	12,661	14,059	14,817
スペイン	5,758	5,993	6,759	8,734	10,304	11,142	12,142	14,081	15,494
オーストラリア	3,998	3,823	4,250	5,453	6,561	7,353	7,876	9,482	10,094
オランダ	3,934	4,037	4,418	5,444	6,262	6,416	6,959	7,956	8,568
スウェーデン	2,452	2,257	2,500	3,186	3,620	3,732	4,042	4,731	5,042
ベルギー	2,377	2,359	2,559	3,160	3,650	3,791	4,027	4,631	5,128
スイス	2,683	2,667	2,876	3,496	3,889	4,076	4,210	4,384	4,672
インドネシア	1,553	1,554	1,903	2,257	2,454	2,722	3,491	4,146	4,959
南アフリカ	1,304	1,163	1,087	1,632	2,123	2,379	2,536	2,767	2,711
オーストリア	1,880	1,861	2,034	2,496	2,869	3,000	3,188	3,678	4,089
デンマーク	1,567	1,582	1,718	2,113	2,459	2,613	2,795	3,148	3,460
ベネズエラ	1,158	1,210	947	814	1,092	1,437	1,834	2,306	3,203
ノルウェー	1,660	1,711	1,925	2,265	2,591	3,041	3,370	3,863	4,443
フィンランド	1,208	1,244	1,353	1,629	1,903	1,965	2,098	2,461	2,719
韓国	5,307	5,034	5,763	6,443	7,241	8,441	9,532	10,512	9,384
ギリシャ	1,274	1,319	1,478	1,935	2,284	2,385	2,576	2,993	3,339
タイ	1,212	1,137	1,249	1,404	1,586	1,724	1,990	2,382	2,620
ニュージーランド	498	499	580	780	943	1,051	1,014	1,234	1,207

(注) 市場価格表示。

資料：日本は、内閣府国民経済計算部推計値

OECD加盟国は、OECD "National Accounts of OECD Countries"

その他の国は、IMF "International Financial Statistics"

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付海外担当で集計

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/355.xls>

第356表 1人当たり国民総所得

(単位 ドル)

区分	2000年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
アメリカ	35,689	36,443	37,044	38,375	40,647	43,132	45,645	46,744	47,096
日本	37,259	32,755	31,349	33,795	36,780	36,520	35,116	35,452	39,574
ドイツ	22,911	22,754	24,159	29,394	33,598	34,215	36,168	41,184	44,958
イギリス	25,045	25,032	27,575	31,671	37,329	39,027	41,132	47,360	44,057
イタリア	19,044	19,355	21,043	26,006	29,848	30,483	31,833	35,716	38,107
カナダ	23,008	22,412	22,844	26,722	30,431	34,502	38,865	42,690	44,459
スペイン	14,300	14,716	16,360	20,793	24,136	25,675	27,553	31,380	33,984
オーストラリア	20,875	19,693	21,626	27,408	32,598	36,055	38,054	44,998	46,952
オランダ	24,702	25,157	27,360	33,553	38,461	39,311	42,574	48,565	52,098
スウェーデン	27,635	25,371	28,009	35,565	40,252	41,334	44,511	51,711	54,684
ベルギー	23,187	22,931	24,762	30,453	35,028	36,175	38,196	43,597	47,879
スイス	37,343	36,910	39,482	47,635	52,626	54,804	56,253	58,056	61,088
インドネシア	756	747	903	1,056	1,134	1,242	1,573	1,845	2,181
南アフリカ	2,905	2,554	2,352	3,484	4,472	4,949	5,214	5,628	5,459
オーストリア	23,176	23,138	25,166	30,742	35,115	36,468	38,564	44,305	49,053
デンマーク	29,346	29,524	31,974	39,228	45,520	48,240	51,429	57,677	63,031
ベネズエラ	4,745	4,863	3,737	3,157	4,160	5,375	6,745	8,339	11,389
ノルウェー	36,967	37,899	42,423	49,629	56,420	65,776	72,297	82,033	93,179
フィンランド	23,336	23,976	26,017	31,244	36,409	37,462	39,827	46,523	51,173
韓国	11,289	10,630	12,101	13,463	15,073	17,534	19,737	21,693	19,305
ギリシャ	11,672	12,042	13,450	17,550	20,648	21,474	23,107	26,740	29,716
タイ	1,944	1,805	1,959	2,175	2,430	2,615	2,992	3,556	3,889
ニュージーランド	12,907	12,872	14,688	19,372	23,075	25,413	24,238	29,188	28,281

(注) 市場価格表示。

資料：日本は、内閣府国民経済計算部推計値

OECD加盟国は、OECD "National Accounts of OECD Countries"

その他の国は、IMF "International Financial Statistics"

内閣府政策統括官(経済財政分析担当)付海外担当で集計

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/356.xls>





